衆議院憲法調査会報告書

平成 17 年 4 月 衆議院憲法調査会

衆議院議長 河野 洋平 殿

> 衆議院憲法調査会会長 中山 太郎

衆議院憲法調査会規程第2条第1項の規定により、報告書を作成したので 提出する。

衆議院憲法調査会報告書

平成 17 年 4 月 衆議院憲法調査会

まえがき

(はじめに)

衆議院憲法調査会は、「日本国憲法について広範かつ総合的な調査」を行うため、第 147 回国会の召集日(平成 12 年 1 月 20 日)に、衆議院に設置された。 日本国憲法の下で、憲法改正の発議権を有する国会に、このような機関が設置されたのは初めてのことである。

本調査会は、この設置目的に従って、設置当日に初回の会議を開いて以来本年の2月24日まで5年余りの間、2度の解散・総選挙をはさみながら、本調査会及び小委員会、中央・地方の公聴会など、総計450時間を超える精力的な調査を行ってきた。本調査会の調査期間は、議院運営委員会理事会の申合せにより「概ね5年程度を目途とする」こととされているところであり、ここに報告書をとりまとめ、これを議長に提出することとした次第である。

(本報告書の構成)

本調査会は、設置以後、その任務を達成するため、日本国憲法について、その「過去」「現在」「未来」のあらゆる観点から調査を実施してきた。すなわち、「日本国憲法の制定経緯」に関する調査(=「過去」の調査)から開始し、「戦後の主な違憲判決」に関する調査(=違憲判決を通して見た「過去」から「現在」に至る調査)を経て、「21世紀の日本のあるべき姿」に関する調査(=「未来」の調査)を実施した。その後に、本調査会の下に四つの小委員会を設置して、前文を含む全 103 箇条の憲法全体をいくつかの条文ごとに適宜テーマに区切りながら、専門的かつ効果的な調査(=「現在」の調査)を実施した後、最後にその全体を通じた締めくくりの調査を行ってきたところである。

本報告書は、このような調査会の 5 年余りの調査活動をあますところなく要約・整理したものであり、いわば「衆議院憲法調査会の縮図」とも言えるものである。われわれとしては、現在の国民はもとより、将来の国民による批判にも堪えられるような、丁寧で分かりやすい調査を心がけてきたつもりであるが、その最終的な評価は、歴史に委ねるしかない。

本報告書の構成は、平成 14 年 11 月 1 日にとりまとめた「中間報告書」と同様、次の四つの編から成る。

まず、第 1 編では「憲法調査会の設置の経緯」について、第 2 編では「憲法調査会の設置の趣旨とその組織及び運営」について、それぞれその概要を記述した。この部分は、憲法論議の「器」としての衆議院憲法調査会がどのような

ものであり、それをどのようにして運営してきたか、という事項に関する記述であるが、例えば、第2編第3章の「運営に関する基本的事項」を読んでいただければ、この新しい院の調査機関をどのように運営していくべきかに関して、幹事会等においてゼロから協議してきたことや、お互いの立場を超えた真摯で建設的な協議の跡が、行間から窺えるのではないか、と思う。

次いで、第3編では「憲法調査会の調査の経過及びその内容」をまとめている。まず、その第1章及び第2章は、「調査の経過」及び「調査の概要」について、本調査会及び小委員会、中央・地方の公聴会、そして海外調査に分類しながら、これらを時系列で整理・要約したものである。その上で、第3章では、この5年余りの調査の中で表明された委員及び参考人等の多様な発言を、基本的に日本国憲法の各条章に沿いながらそれぞれの論点ごとに分類・整理しつつ、特定の立場に偏ることなく公平に要約するとともに、多く述べられた意見については、その旨を記している。これは、本調査会の「意思決定としての多数」を意味するものではなく、あくまでも、あるテーマについて概ね意見が「どのように分布したか」を表そうとしたものであるが、このような整理は、この5年余りの間の衆議院憲法調査会の議論がどのようなものであったのかを、国民に対して、正確かつ平易に説明する責任を全うする観点から、極めて適切かつ必要なことであると考える。

いずれにしても、この第3編第3章が、本報告書の中核的な内容をなす部分であることは言うまでもない。なお、読む者の便に配慮して、この章の冒頭に20頁余りの「あらまし」を付した。この部分は、いわば「縮図中の縮図」であり、本報告書のエッセンスと言うことができよう。

最後の第 4 編には、衆議院憲法調査会の調査活動に関する「資料」を掲載した。国民はもとより、現在及び将来の研究者も含めたすべての人々に対して、われわれが作成した資料その他衆議院憲法調査会の調査活動に関するあらゆるデータを明示して、その批判に応えようとする趣旨である。

(5年余りの調査を振り返って~一貫して堅持した「憲法は国民のもの」の姿勢~)

さて、衆議院憲法調査会の組織及びその活動の概要については、本報告書の 関連部分の記述に委ねることとするが、この 5 年余りの間会長席に座ってきた 私が常に念頭に置いたのは、「憲法は国民のもの」 すなわち「憲法論議に与 党も野党もない、常に国民の目線で議論しよう」ということであった。

以下では、この 5 年余りの調査を振り返る形で、このことをやや敷衍しながら所感を述べたいと思う。

~ 幹事会協議による合意形成への努力と「中山三原則」~

まず、「憲法は国民のもの」という私の基本姿勢の第一の具体化は、調査会設置の当初から現在に至るまで、また、その運営の仕方から調査テーマの設定に至るまで、すべて会長代理、幹事、オブザーバーなど幹事会構成メンバーの協議に付し、相互の真摯で建設的な議論を通じて、公正かつ円満に行ってきたことである。「憲法調査会」という特殊な位置付けがなされた機関だったからこそ、このようなことができたのだとも思う。

このように、できるだけ各会派の立場を踏まえながら議論の土俵となり得る 共通認識を醸成していこうという私の運営姿勢は、いわゆる「中山三原則」と 呼ばれた就任挨拶や海外調査の際の挨拶などで言及したメッセージにも現れて いる。すなわち、「『人権の尊重』『主権在民』『再び侵略国家とはならない』と の三つの理念を堅持しつつ、新しい日本の国家像について、全国民的見地に立っ て調査検討をしてまいりたい」との発言である。その趣旨は、「憲法論議を進め ようとする人々は、何かそら恐ろしいことを行おうとしているのではないか」 という国内外の人々の誤解を解くとともに、タブーのない憲法論議こそが、主 権者国民がその主権を自らの手にすることを目指すものなのだ、ということを 分かって欲しかったからである。

~幅広いテーマ及び時事的なテーマの設定~

「憲法は国民のもの」とする私の基本姿勢の第二の具体化は、「憲法論議を、憲法学者だけのものにしてはならない」ということである。私自身が、法律家ではなく医者であることも影響しているのかもしれないが、憲法を議論するのに、憲法学や政治学だけでこと足れりとするような姿勢ではいけない、国家の基本法を論ずるには、この世に生起している森羅万象のうち主要なものはできるだけ取り上げるべきである、との考えから、少子高齢化社会の構造を分析・理解するための「人口論」とこれを踏まえて検討しなければならない社会保障の負担と給付の問題、憲法の規定する「個人の尊厳」を生命倫理の分野にまで突き進んで調査するための「ゲノム」論議、従来の個人情報の保護や情報アクセス権の概念に根本から変更を迫るようないわゆる「ユビキタス社会」の到来に伴う諸問題など、一見、憲法論議とは関係がないような、実に広範な分野の有識者を招致した調査を行ってきたのである。

私が特に強調したかった論点の一つに、「科学技術の進歩と憲法」というテーマがある。このテーマは何回かにわたって取り上げられたが、それらを通じて、戦後の目覚ましい科学技術の進歩が、国家の法制度に重大な影響を及ぼす可能性のあることが明確になったと思う。例えば、クローン技術や遺伝子組換技術が乱用された場合の倫理面や環境面への弊害は予測できないものがあり、これ

は翻って、日本国憲法の最高価値である個人の尊厳に重大な影響を与えかねない問題であること、また、電子政府の導入や民間における個人情報データベースの構築に伴い、個人のプライバシーの保護が従前にもまして緊要性を増すとともに、国民の情報アクセス権が議論されるようになるなど、情報通信技術の進展が社会や法制度に及ぼす影響も計り知れないものがあることなどである。

他方、この「憲法は国民のもの」という姿勢は、国民の関心の高い、時事的なテーマをタイミングよく設定しようという点にも現れた。自らが設定した中期的な調査計画に拘泥して、その時々の国民が真に望んでいるテーマをタイミングよく設定できないような調査会の運営は、真に国民の負託に応えられるものではなく、「調査のための調査」に堕することになってしまう、と考えたからである。

例えば、イラク情勢が緊迫する折に開かれた第 156 回国会の平成 15 年 3 月 20 日の調査会は、「現在の国際情勢と国際協力」をテーマとした同年 1 月 30 日の自由討議を踏まえて、再度「条約と憲法」とのテーマの下で自由討議を行ったものであったが、まさにその調査会開会中に、米軍によるイラク攻撃の戦端が開かれたとの一報が入るという国際情勢の中で開催されたものであった。現在進行中の時代の転換を迫るような事象を目の前にして、国民代表たる国会議員が、憲法との関連で何を述べ、何を述べなかったか 国民の生命・身体・財産を預かる者の一人として、まさに議論(議員)の質とその政治姿勢の真価が問われるものとなったと考える。

~中央・地方の公聴会と海外調査による広範な調査活動~

もう一つ、「憲法は国民のもの」を踏まえた、内外を問わない文字どおり「広範な調査」の具体的な事例としては、全国9カ所における地方公聴会及び合計5日間にわたる中央公聴会の開催と、充実した海外調査の実施が挙げられる。

特に、全国 9 カ所で開催した地方公聴会においては、意見陳述者を公募するとともに、傍聴者にも一般公募枠を大幅に取り入れるなど、市井の一般国民の声を、現地においてできるだけ生の形で聴取するよう心がけた。残念ながらヤジなどの不規則発言で議事が一時止まったこともあったし、退場者を出した会場もあったが、しかし、一部とはいえそれもまた国民の憲法に対する声なのだと思い、私としては、できるだけ抑制的な議事整理に努めたつもりである。

その中で、何と言っても感慨深いのは、沖縄県名護市の万国津梁館で開催した地方公聴会である。沖縄で地方公聴会を開くことが決定された際、私は、沖縄で開催することの意義について、記者会見をして、次のように述べた。

「 1946 年 4 月 10 日の衆議院議員の総選挙(日本国憲法草案を議論するた

めの議会のための選挙)に際して、沖縄県民の選挙権は停止され、県民代表を制憲議会に送ることができなかった。1952 年 4 月 28 日のサンフランシスコ平和条約発効までの間も「行政分離覚書」(1946 年 1 月 29 日)により、日本国政府とは切り離され、直接軍政下におかれたため、沖縄には、日本国憲法の適用はなかった。また、サンフランシスコ平和条約発効後も、同条約3条の規定により、沖縄は米国の信託統治(施政権)下に置かれたため、日本国の「潜在主権」は及ぶこととされていたものの、日本国憲法の実効的な適用はなく、「米国民政府」の下に設けられた「琉球政府」による間接統治がなされていた(したがって、日本国の法律の適用はなく、琉球立法院が制定する「立法」が適用されていた)。このように、沖縄に日本国憲法が実効的に適用されるようになるためには、1972 年(昭和 47 年)5月15日の本土復帰を待たなければならなかったのである。

なお、昭和32年に設置された内閣の憲法調査会の地方公聴会も、46都道府県で行われたが、本土復帰前の沖縄では行われなかった。」

また、5回にわたって、合計 28の国と国際機関の憲法事情を調査した海外調査も、本調査会の「広範な調査」の代表的なものである。特に圧巻だったのは、2年目(平成13年)の海外調査であろう。その年の4月に小泉政権が誕生したが、小泉首相は、憲法調査会委員であったときの持論である「首相公選制」を唱え、多くのマスコミや国民世論もこれを肯定的に論じていたように思えた。私は、「首相公選制」のような国家の基本的な統治システムの変更は、これに対する深い洞察と調査なくして、ブーム的な論議のみが先行するのは危険ではないかと考え、その年の海外調査に、当時「首相公選制」の唯一の実施国(であり廃止国)であったイスラエルを選んだ。米国でのいわゆる9・11同時多発テロの直前であり、空港などでは相次ぐ自爆テロ等に対して厳重な警戒がなされていたが、調査のための会談は、極めて平穏かつ和やかな中で行われ、しかも、長時間にわたって充実した濃密な議論が行われた。その詳細な会談記録と収集資料は「海外調査報告書」にとりまとめた上で、本調査会における冷静なる議論に供した。その結果は、本報告書で述べているとおり、「首相公選制の導入の是非については……消極的な意見が多く述べられた」というものであった。

現在各国における批准手続が進行中である「EU憲法条約」について調査した5年目(平成16年)の海外調査も、意義深いものであった。加盟国の議会・政府・国民をすべて巻き込みながら、近代立憲主義の基本的な枠組みである「主権国家」の主権を制限するという壮大な実験は、「立憲主義の冒険」とでも形容するにふさわしい一大スペクタクルであろうが、その基本にある哲学が、「一般の市民が読みやすく、分かりやすい、そして自分たちのものだと理解しやすい

ようなものにしよう」という実にシンプルな姿勢であることを知ったときは、 洋の東西を問わずに根本哲学は同じであると、意を強くした次第である。

~「憲法と現実との乖離」による憲法規範性の低下の懸念~

以上の調査を通じて浮かび上がってきた問題に、憲法規範と現実との乖離がある。これまで論じられてきた憲法 9条(戦力不保持と自衛隊の問題等)や憲法 89条(私学助成と、公の支配に属しない教育等の事業に対する公金の支出等の禁止)だけではなく、裁判官報酬の引下げと憲法 79条・80条の裁判官報酬の減額禁止規定との関係なども、その典型的事例の一つであろうし、憲法の規定が十分には現実に活かされていない種々の問題も挙げられよう。これらを憲法上問題ないとするのは、主権者である国民にわかりやすい解釈とは言えまい。最高裁判所が憲法判断に消極的で、憲法上の争点について公権的判断が的確に得られていないこともまた、国民に分かりにくい法の解釈、運用を許す原因となっているものと思う。

国民に分かりづらい解釈・運用は、法治国家、立憲国家の観点から問題であるのみならず、憲法に対する国民の信頼の喪失をもたらしかねないものであり、むしろそれこそが「憲法は国民のもの」という視点からは、もっとも重大な問題ではないかと考える。

(憲法論議を取り巻く環境の変化)

以上、この 5 年余りの憲法調査会の運営及び調査活動の特徴を、会長職を担った者としての具体的な所感を取り混ぜながら述べてみたが、それにしても驚くのは、この 5 年余りの間の憲法論議を取り巻く環境の変化である。

本調査会が発足した当初、例えば、女性天皇論議がこれほどまでに活発かつ冷静に論じられたり、また、集団的自衛権を含めた安全保障論議、あるべき国際協力の姿や非常事態に関する法整備、あるいは憲法裁判所の是非などに関する論議がこのように活発に論じられるとは、誰が予想したであろうか。本調査会の設置に議連(憲法調査委員会設置推進議員連盟)の会長として微力を注いだ私ですら、ここまで憲法論議が活性化するとは、思いもよらなかったことを白状せざるを得ない。

確かに、この間の国内外の情勢の変化には、実にめまぐるしいものがある。 安全保障の分野に限ってみても、9・11 同時多発テロ、アフガン戦争、イラク戦 争といった国際情勢の急激な変化、そしてこれに対応するための相次ぐ特別措 置法の制定、北朝鮮によって無通告・無警告で発射されたテポドン・ミサイル や周辺国による核弾頭ミサイルの配備、不測の事態に当たって国民を守るため のミサイル防衛の開発や偵察衛星の開発の必要性などなど……。これらは、1990 年以後の湾岸危機を契機として突っ込んだ議論がされるようになった「憲法 9 条と国際協力」という問題の延長線上にあるものであるが、同時に、「国家の安全保障」から、「地域の安全保障」、そして「人間の安全保障」へと安全保障の概念に大きな変化をもたらしていることにも留意しなければなるまい。いずれにしても、これらが、今日のような憲法論議を取り巻く環境を一変させたことは疑いない。

(恒常的な憲法論議の場の必要性)

しかし、今日の憲法論議の活性化の要因は、それだけではないだろう。衆議院(そして参議院)の憲法調査会の地道な、しかしたゆまざる調査があったからこそ、憲法論議は、少しずつ国会議員の中に、そしてマスコミを通じて国民の間に定着しつつあるのだと思うし、また、この間一緒に調査をしてきたすべての委員各位とともに、そう自負している。

このように内外の情勢が激変する時代だからこそ、一時の感情に流されることなく、また、迅速を要求される個別の立法政策とは一応切り離された形で、冷静に、大所高所から国家のありようを国家の基本法と関連させて論議する場が、この衆議院の中にあることは、まことに意義があることではないか 5年余りの調査を終えようとしている現在、つくづくそのように考える。

去る2月17日及び24日の調査会において、自民・民主・公明各会派の幹事から、憲法は公権力行使のルールを示すものであり、幅広い合意の下で形成されたルールでなければならないこと、そして、その改正のルールともいうべき「日本国憲法改正国民投票法案」の議論を手始めに、本調査会の後継機関において、それらの事柄ができるだけ幅広い会派の枠組みの中でオープンな形で議論されていくことが望ましいことという趣旨の発言が相次いだことは、私の上記のような感想と、全く認識を共有するものであると確信した次第である。

(おわりに)

思うに、今年で施行後 58 年を迎える日本国憲法が制定された当時の世相と現在の世相を比べると、まことに隔世の感がある。

日本は、昭和 16 年 12 月に第二次世界大戦に参戦したが、昭和 20 年 8 月にポッダム宣言を受諾することによって連合国側に無条件降伏した。これにより、日本占領に関して実質的に最高権限を有する GHQ による間接統治を受けることになったわけであるが、この間接統治下において、昭和 21 年 3 月に GHQ の起草に係る総司令部案をもとにした憲法改正草案要綱が政府案として発表された。衆議院は、前年の 12 月に解散されていたが、現職議員にも及んだ公職追放などを経て、昭和 21 年 4 月に衆議院議員総選挙が行われた。この総選挙後に召

集された第 90 回帝国議会においては、この憲法改正草案要綱を条文化した帝国 憲法改正案が提出され、衆議院及び貴族院において、実に濃密な審議がなされ ている。

例えば、衆議院において、共産党の野坂議員は「現在の憲法よりも進歩的で あることは認めるが、世襲による天皇制を認めているのは主権在民を羊頭狗肉 化するものであり、また、参議院は民主化の妨害物である。さらに、自衛権の 放棄は民族の独立を危うくする危険がある。将来、この憲法の修正について努 力する権利を保留して、反対する」との趣旨の反対討論を行い、他方、自由党 の北議員は「第2章の戦争放棄は、日本が平和国家として再出発するのみなら ず、世界のすべての国に向かって平和主義を実現してもらいたいという強い要 請をすることになる」との趣旨の賛成討論を、進歩党の犬養議員は「最も腐心 したのは天皇の地位であるが、主権者国民の中には天皇を含み、国民は天皇と 対立せず、その天皇は国民の総意によって日本国の象徴たる地位にあらせられ る。また、内閣総理大臣が国会議員の中から選ばれなければならないという規 定はまことに感慨無量であり、国会開設以来憲政のために尽力した幾多の先輩 の霊に対して、満場の諸君とともに報告したいと思う」との趣旨の賛成討論を、 また、社会党の片山議員は「天皇制の下においても民主化の達成は可能であり、 それは憲法を運用するわれわれの任務である。また、戦争放棄は決して与えら れた条項ではなく、国民の心の底に流れていた大きな思想である」との趣旨の 賛成討論を、それぞれ行っている。

その後、貴族院での審議を経て、同年 11 月 3 日に日本国憲法が公布、翌昭和 22 年 5 月 3 日に施行されたのである。

その後、半世紀以上を経た今日、国民的な憲法論議が今まさに行われようとしている。この間、我が国の人口は、約7,800万人から約1億2,800万人へと約5,000万人増加し(今後は、減少に転じるが)、また、平均寿命も男50歳・女54歳から男78歳・女85歳へと約30歳近くも延びている。今後、我が国は、世界に類例を見ないほどの早さで、少子高齢化社会に突入していくことになり、このことに伴う社会保障の負担と給付の問題や労働力人口確保のための外国人労働者の流入による外国人の人権保障の問題等が、切実なものとなってこよう。また、上述したように、地球規模での環境問題、ユビキタス社会の到来に伴う問題、FTA等によるグローバリゼーションの進展の下で国境を越えて地球規模で進行する金融、情報、通信、物流の革命に伴う問題、国際学力調査結果に見る日本の順位の低下傾向や、いじめ、不登校、校内暴力、凶悪犯罪の低年齢化などの青少年の憂慮すべき状況への対応、さらには国際情勢の急激な変化や新たな脅威への対応、これに伴う安全保障の概念の変化の問題など、憲法制定時

には予想もつかなかった新たな問題が、次から次へと生起してこよう。

国民から負託を受け、憲法改正の発議権を与えられた私ども国会議員には、 そのような新たな問題に関する骨太の憲法論議を、さらに「広範かつ総合的に」 行っていくとともに、これに対応できる「国のカタチ」を国民の前に提示する 責務を有しているはずである。

今後とも、この崇高な責務を果たしていく覚悟である。

最後に、鹿野道彦君、中野寛成君、仙谷由人君、そして現在の枝野幸男君の歴代の会長代理をはじめ、各会派の幹事、オブザーバーの方々、そして、この衆議院憲法調査会の議論に参加してくれた過去及び現在の委員各位に対して、改めて、そのご指導とご協力に厚く御礼を申し上げるとともに、本調査会に参考人、公述人、意見陳述者等としてご出席いただき意見を述べていただいた方々はじめこの調査会の運営に尽力していただいた事務局その他の関係各位に、心から感謝申し上げる。

平成 17 年 4 月 15 日

衆議院憲法調査会会長 中山 太郎

衆議院憲法調査会報告書の決定に際して

平成 17 年 4 月 15 日 筆頭幹事 船田 元 (自由民主党)

アメリカ合衆国の独立宣言を起草した第 3 代大統領、トマス・ジェファーソンは次のような言葉を遺しています。「およそ人間の創造物で完全なものはない。時間の経過とともに、紙に書かれた憲法の不完全さが明白になることを、免れることは出来ない。」と。我が国の憲法も、もちろん例外ではありません。

日本国憲法について、国民の代表である国会の立場から広範に調査するという憲法調査会は、東西冷戦の終焉という国際環境の劇的な変化や、我が国のグローバル化・情報化の急速な進展、さらには社会環境の悪化などを背景として、現行憲法と現実との乖離が顕著になったことが、発足のきっかけとなりました。また一方、本調査会が国会に設置されたことによって、国民の間に「憲法を論じる」ことに対して抵抗感を少なくしていったことも事実です。

平成12年1月にスタートした本調査会も、おおむね5年の審議期間を経過し、 いよいよ最終報告書を議長に提出する運びとなりました。超党派の「憲法調査 委員会設置推進議員連盟」の発足からも8年が経過しており、まさに感無量と いったところです。この間、終始民主的で、またよりよい環境で議論できる調 査会の場の設定に腐心された中山会長に、敬意と感謝を申し上げます。また、 貴重な時間とご意見を頂いた公述人や参考人の皆様に感謝するとともに、真摯 な態度で議論してきた歴代の幹事会メンバーや委員各位、更には事務局の諸氏 にも、労いの言葉を贈りたいと存じます。

この度まとまった報告書は、過去 5 年間の本調査会における議論を丁寧に記述するとともに、それぞれのテーマごとに、一定の基準に基づいて意見の多寡をも記載することによって、憲法に対する所属委員の考え方をあらまし把握することを可能とし、さらには今後の国民の憲法論議の参考に資するという点でも、大いに評価すべきものと考えます。

具体的内容について言えば、現行憲法の制定過程において GHQ の関与はあったものの、戦後長い間に国民に定着したことを積極的に評価する意見が多かったことは、戦後世代の共通の認識でもあり妥当な結果といえましょう。象徴天皇制の維持や基本的人権を構成する諸権利の維持、国会の二院制や議院内閣制を継承する意見が多かったことも、現行憲法の基本的事項がおおむね定着していることを反映しており、安定感のある結論ではないでしょうか。

一方、現行憲法に新たな規定を設けたり、修正すべきとする意見を幅広く記載している点も大いに評価されます。皇位継承のあり方は皇室典範によって規

定すべきものですが、女性の天皇を認める方向性をいち早く打ち出したのは、 当調査会であると自負しています。焦点の第9条については、まず第1項の戦 争放棄を堅持することでおおむね共通の理解が得られました。さらに自衛権の 行使や自衛隊の存在については、個人的にはより明確な記述を望む立場ですが、 「憲法上何らかの措置をとることを否定しない意見が多かった。」との文言が多 くの政党によって合意されたことには、大変大きな意義があります。国連の集 団的安全保障措置に積極的に参加することが多数意見であったり、意見は分か れたものの集団的自衛権の行使について、その限界を設けるかどうかをめぐっ ても現実的な議論が出来たことは、画期的なことであったと思います。

さらにいわゆる「新しい権利」として、環境権や国民の知る権利、プライバシー権を追加すること、二院制を維持しつつ衆参両院の役割分担や選出方法の差別化によって二院制のメリットを生かすこと、公選制は退けつつも首相のリーダーシップを強化すること、憲法裁判所を設置して違憲審査機能を強化すること、「地方自治の本旨」を明確にするとともに、道州制の導入などに積極的な意見が多かったことなど、閉塞状況にある我が国の将来に、適切な処方箋を与える内容になっています。

また最終報告書では、今後の憲法論議についても明確な方向性を示しております。憲法改正手続きの重要部分である国民投票法についても、制定すべきという意見が多かったこと、憲法問題を取り扱う国会の常設機関の設置に積極的な意見が多かったことなど、国権の最高機関として果たしていくべき憲法の見直し作業に向けて、今後の指針となる報告書の内容となっています。

我々は将来の憲法見直しに向けての議論の場を視野に入れつつ、まずは現在の調査会の枠組みを維持し、これに更なる憲法調査と国民投票法案の起草ならびに審議権を付与することを強く願うとともに、今後とも憲法に関して各党各会派が垣根を乗り越えて、真に国民のために、また将来の国民のために、真摯で現実的な議論を展開していかなければならないと存じます。

この 5 年間、当調査会では、多岐にわたる憲法に関わる問題点を幅広く取り上げ、有識者や公募した国民の皆さんの意見も伺いながら、精力的な調査を進めてきました。

特に、現行憲法典の条項にとらわれることなく、21世紀の日本のあるべき姿について広範な議論がなされたことは、憲法問題という観点にとどまらず、わが国の議会史にも例のない画期的な成果であったと受け止めています。具体的な法律案や予算案などを対象とすることなく、また、分野ごとに分かれた委員会審議でもなく、広い視点から日本の将来像を自由に議論する機会は、国会全体を見渡しても残念ながら十分には存在していません。こうした議論が自由闊達になされたことだけでも、当調査会は大きな役割を果たしてきたと言えます。

また、当調査会の議論は、原則として自由討議方式によって進められました。 各委員が、国会議員としての責任に基づき各々の所信を自由に発言する場も、 現在の議会では限られています。しかも、議員同士で質問をぶつけ合ったり、 反論や再反論などが展開したりする機会は、当調査会を除くと、ほんの限られ た場面しか存在しません。『言論の府としての議会』という憲法的にも重要な役 割を、最大限に発揮してきた舞台が、当調査会です。

こうした充実した調査を進めることができたのも、中山太郎調査会長の中立 公正かつ適切な議事運営と、各会派及び所属委員各位のご協力があったからに 他ならず、こうした皆さんに心からの敬意を表します。また、調査会の円滑な 運営のために尽力いただいた議長や議院運営委員会をはじめとする院内各委員 会、参考人や公述人として意見表明いただいた皆さん、裏方として調査を支え た事務局各位など、多くの皆さんのご協力にこの場を借りて感謝の意を表する 次第です。

本報告書は、こうした調査の成果を客観的に表したものです。当調査会は、何らかの集約を予定してスタートしたものではありませんから、その議論も本報告書も、特定の結論を示してはいません。本報告書に示されたいわゆる「多数意見」も、たまたま多くの委員の方が意見を表明した論点について、たまたまある特定の意見が多数であったことを示すにすぎません。

この整理については、議論した以上何らかの集約をおこなうべきだとの意見もあるでしょう。しかし、当調査会に与えられた「調査」という役割に忠実に議論し、その結果を客観的に示したのが本報告書である以上、当然の帰結です。また、公権力行使の基本法という重要な意義を持つ憲法の議論であり、その論点も多岐にわたり、さらには幅広い多様な意見が存在する中での議論であることを踏まえるならば、また、当調査会がスタートした 5 年前の状況を鑑みるな

らば、このような報告書がまとめられたこと自体、大きな成果であり前進であると考えます。大切なことは、本報告書をもって何かが終わると位置づけるのではなく、本報告書をスタートとして、これまでの調査をどのように生かしていくかではないでしょうか。

この 5 年間を通じて、当調査会は憲法制定権力を持つ国民の皆さんに、その議論を全面的に公開しその意見を求めるなど、憲法問題に対する世論を喚起するべく努力してきました。このことは、一定の成果をあげつつあると思います。しかし、今なお憲法に対する国民の関心は、決して高いとは言えません。国会議員は、法律を制定する権限を国民から与えられています。しかし、憲法について、国会議員は単に発議できるにすぎず、決めるのは国民自身です。したがって、本報告書を通じて多くの国民の皆さんにこれまでの当調査会での議論を幅広く知っていただき、今後は、国民の皆さんに「当事者」として議論を深めていただくことが必要です。

これまでの調査を生かしつつ、国民の皆さんと対話をしながら議論を深めていく上で、当調査会は今後も継続してその役割を担っていく必要があります。また、制定されていない憲法改正手続法制の整備を通じて、国民の皆さんに当事者としての意識を高めていただくことも重要です。憲法そのものの議論を深めることと、憲法改正手続法制を整備することは、国民の皆さんに憲法に対する関心と当事者意識を高めていただく上で、車の両輪とも言える関係にあり、一体として当調査会がその役割を担うことが適切です。

本調査報告書の作成を一つのスタートラインとして、本調査会が、憲法議論の深化と憲法改正手続法制の整備の役割を担う第二ステップに進み、充実した議論がさらに展開することを強く期待します。

現行憲法が、1946 年に公布されていらい今日までの約 60 年間に日本人の生活において果たしてきた役割の大きさは、いかように宣揚してもしすぎるということはありません。主権が「天皇」から「国民」へと移るにともなって、より一層多くの「基本的人権」が保障されることになりました。そして、戦争を否定し、戦力不保持をうたった「恒久平和主義」を中軸にすえることによって、その他の条件もあったというものの、世界において稀なる「平和の時代」を享受することができました。「憲法基本 3 原則」の名で呼ばれてきたこれらの原理を守り抜くことは、立党いらい貫いてきた公明党の変わらぬ基本姿勢であります。

このたび 5 年間の歳月をかけて行われた衆議院憲法調査会における議論がひとたび幕を閉じました。この最終報告書を一見しまして分かりますように、現行憲法を広範かつ総合的に調査するとの目的がそれなりに達成されたことを素直に喜びたいと存じます。中山会長はじめ各党各委員が精力的かつ熱心にこの調査に参加されたことは大いに評価されていいと考えます。とりわけ、毎年の海外調査を含めて、現行憲法をあらゆる角度から点検することにおいて、大いなる成果をあげえたといっていいのではないでしょうか。これを今後の日本における憲法論議の共通の財産として活用していくことは大切と考えます。

もとより、この調査はあらかじめ憲法を改めようとの狙いを持ったものではなく、あくまでもその実施がどのようになされているかを点検するものでありました。しかし、現実に調査会の場で行われた議論では「明文を改正すべし」や「規定されていないものは新たに加えてみては」との意見がしばしば展開されたことは、周知の事実であります。報告書は、それを一定の基準のもと、意見の数の大小の差が二倍以上あった意見については、「多かった」との表記で反映させています。

これについて、公明党にも異論なしとしません。はじめに「改正ありき」ではないがゆえに、意見の数が多いか少ないかの基準で、一定方向に報告書をまとめることは、本調査会の狙いをいささか逸脱してはいないかとの指摘です。ただ、私は数多い意見を羅列するだけでは、最終報告書の名に値せず、その際に一定の基準をもって整理をしてまとめることはやむを得ず、おおむね穏当なものではないかと思います。

今日の報告書での記述を含め、5年間で展開されてきた議論を一つひとつつぶさに点検すれば、明文の改正がどうしても必要とされる項目というのは、かなりの程度削られ、そう多くはないのではないかと思われます。数の大小にかかわらず、憲法に関する議論をぎりぎり詰めていけば、政治の対応の貧困さが原

因であることも少なくないのです。

そのことを棚上げにしたまま、明文を変えさえすれば事態に対応できるとの考え方はいささか短兵急ではないかと思われます。これを受けて、公明党としては、真に憲法上の明文を改めねばならないものがあるとしたら、それはなにか。また、何か付け加えねばならないものがあるとすれば、それは何か。憲法を変えずとも、法律や行政のあり方を変えることで対応できるものは何か。こういった観点から、今後徹底的に洗い出す作業をしていくことが必要ではないかと考えています。

あえて、9条に限って概括的に言及すれば、現実との乖離を埋めるに急なあまり、理想を見失うことがないとはいえません。現状を追認するという良識の明記にこだわりすぎていると、抑制なき現実の陥穽にはまりこむ恐れなしとしません。どのような措置を加えるか、あるいは加えないか、両者を含めて、恒久平和の担い手たらんと立ち上がった原点に立ち戻ることが必要なのです。

憲法調査会の今後については、この最終報告書を受けて憲法論議をどうするのか。今までの広範かつ総合的な調査から一歩進めて、繰り返しになりますが、どこをどう変えるか、それとも変えなくてもいいのかということを、枠組みは維持したうえで、名称は別にして、引き続き議論する場が必要であると考えます。その際に、憲法改正をめぐる国民投票の手続き法に限って議決権を与えることが必要ではないかと思われます。改正にむけて具体的な内容が煮詰まっているわけではないにせよ、手続きの整備は憲法自体が予定している基本的な備えの一つだからです。

ともあれ、施行 60 年もたったからそろそろいいのではないかとか、諸外国に 比べてどうだとかとの議論に浮き足立つのではなく、今こそ冷静な論議が必要 だと考えます。5 年間の調査会報告書の内容を意識しつつも、それに縛られるこ とのない発想で、公明党は憲法論議に堅実に取り組んでいきたいと思います。 憲法論議はいよいよこれから本番が始まるのだ、と申し上げて終わります。 憲法調査会は、2000 年 1 月、「日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行う」ことを目的に、調査のみに限定された機関として出発した。

日本共産党は、日本国憲法の歴史的、現代的意義を明らかにするとともに、 憲法の諸原則に照らして現実政治を点検する調査こそが、憲法調査会の目的、 性格にそうものであることを主張し、その立場で調査に臨んできた。しかし、 憲法調査会には、つねに改憲の動きがもちこまれ、こうした目的と性格にふさ わしい 5 年間とはならなかった。

【憲法9条の生命力】

焦点となった憲法 9 条をめぐって、集団的自衛権の行使を明記することや前文の改定を求めるなどの改憲論がのべられた。しかし、これらは、21 世紀の世界と日本の平和を展望するうえで、説得力あるものではなかった。むしろ、世界の平和をめぐって鋭く問われたのは、米国が、単独行動主義・先制攻撃戦略にもとづいてすすめたイラク戦争と、それを支持した日本政府の態度であった。

米国の行動とイラク戦争は、国連憲章・国際法に反するものとして、世界の批判にさらされた。日本政府は、米国のイラク戦争を無批判に支持し、戦後はじめて、現に戦争が継続している地域への自衛隊の派兵をすすめ、憲法の平和原則を深く傷つけた。

このもとで、イラク戦争と自衛隊のイラク派兵にかつてない批判と抗議の世 論、運動が広がったことは、憲法問題を考えるうえでも、きわめて重要である。

本調査会においても、参考人、公述人等を含め、米国の無法と日本政府の対応にきびしい批判がなされた。そして、国連憲章にもとづく平和のルールの実現とともに、「戦争のない世界」をめざす憲法 9 条は、世界の平和にとってかけがえのない生命力を持っていることが示された。

基本的人権をめぐっては、いわゆる「新しい人権」がとりあげられた。これは、 憲法 13 条の幸福追求権、25 条の生存権などに立った国民の運動によって確立 してきた権利である。問題は、それを実効あるものにするための努力をなすこ とである。実際、環境問題をはじめとして、その実現に逆行する現実政治を変 えることこそが課題であるとの意見が、多くの参考人、公述人等からのべられ た。

今日、憲法問題で問われていることは、憲法を改変することではない。憲法 の諸原則と現代的意義をあらためて深くとらえ、立法、行政、司法など政治と 社会の各分野で、憲法を守り、生かす豊かな営みをすすめることである。

【改憲にむけた「論点整理」の報告書】

本報告書は、こうした調査の経過と結果を反映したものではない。それどころか、憲法調査会規程をも逸脱した、憲法改定にむけた論点整理の「報告書」となっているのである。

第1に、9条をはじめとする憲法の各条文において、何を明記するかの「是非」を論じるものとなっている。自衛隊の憲法上の明記、「集団的自衛権の行使の是非」、国民に「新たな義務規定を設けることの是非」、「国民も憲法尊重擁護義務を負うことを明記すべきか否か」など、「明記することの是非」を中心に論じることは、まさに改憲に向けた論点整理であって、調査に限定し、特定の結論を出さないという本調査会の性格に反するものである。

第2に、「各論点ごとに、発言の数ではなく、意見を述べた委員の数をもってカウント」し、「概ねダブルスコアの開きがある場合に、大小関係をつける」という手法は、国会内の委員数によって改憲の論点をことさら大きくみせるものである。さらに、「委員の意見を論点ごとに類型化」することによって、「前文に我が国固有の歴史・伝統・文化等を明記すべきか否か」、「家族・家庭に関する事項を憲法に規定することの是非」を論点にあげるなど、事実上、与党などの改憲論議にそうものとなったのである。

このような改憲にむけた論点の整理は、本調査会の「報告書」たりえない。

なお、本報告書では「今後の憲法論議」として、「憲法問題を取り扱う国会の常設機関」の設置、「憲法改正手続法」の整備を取り上げ、憲法調査会に憲法改正手続法の起草・審査権限を与える方向を打ち出しているが、これらは 9 条改憲に向けた道をひらくものであり、認めることはできない。

本憲法調査会は、「『概ね5年程度を目途とする』調査が終了し」たのであり、 衆議院議長に報告書を提出したのちは、静かにその幕を閉じるべきである。

【21世紀と日本国憲法】

日本国憲法は、平和の問題でも、国民生活、人権・民主主義の問題でも、今日、日本と世界が直面する様々な課題に対して、その解決の指針となる豊かな内容を持っている。

憲法とともに生きてきた多くの国民は、9条改憲を志向する勢力に抗して、憲法のめざす平和、人権、民主主義の日本に向かって、さらに前進するであろう。 そして、この道は、アジアや世界の平和・友好に新たな段階をきりひらく展望を持っているのである。

憲法調査会「最終報告書」についての意見

社会民主党・市民連合 土井 たか子

戦前、軍部の暴走を許し大きな惨禍を引き起こした反省から生まれた日本国憲法は、国家権力に対して厳しい規制や制限を加え、主権者としての国民の権利を保障する立憲主義の原則に立っている。日本国憲法を貫く平和主義は、まさに日本国民の総意であり希望である。

憲法 9 条は歴代の政権に縛りをかけ、日本は朝鮮戦争にもベトナム戦争にも 参戦をすることなく、平和憲法を持つ国として世界各国に認められてきた。

世界では、この5年間にも多くの戦争や武力紛争があったが、問題の解決に 武力を用いることでもたらされたのは、数十万、数百万人の死傷者と遺された 人々の悲しみと苦しみであり、生活基盤と自然環境の甚大な破壊でしかなかっ た。だからこそ戦争に反対し、平和の回復に情熱を傾ける全世界の人々に、私 たちは自信と誇り、勇気を持って日本国憲法9条の平和主義を掲げたい。9条 は今こそ生かされなければならない。

ところが日本国憲法は施行から 58 年のいま、最大の危機に瀕している。国民の多くが平和を願い、人権と自由の保障と充実を願い、憲法を生かす政治を求めているにもかかわらず、憲法を尊重、擁護する義務を負っているはずの国会議員の多くが、憲法の諸原則を誠実に実行するのではなく、それらを否定し破棄することを主張し、改憲のための動きを公然と進めているからである。憲法調査会の 5 年間の経過とその議論も、この誤った流れに沿うものであった。とりわけ 9 条が改憲の標的とされている。

憲法調査会の設置に当たり、その目的は「日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行う」ものとされ、憲法の理念が実現されているか否か、その原因と責任、実現方策等を誠実かつ客観的に検証することが憲法調査会の最大の課題であった。そうした調査が行われていたならば、「憲法と現実の乖離」という主張の当否も明らかになったはずである。ところが、改憲を主張する政党の委員の数に応じ、現憲法への批判と、どの条項をどう変えるかという意見が主流とされ、改憲の方向性が作られた。もっとも典型的な例は、9条違反の立法を行いながらその違反の現実にあわせて憲法を変えようとする論議である。また日本国憲法が保障する基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利」で

あるにもかかわらず、調査会の論議は、人権の救済と実現ではなく、逆に「国民の義務を増やす」ことに多くの時間が割かれるなど、本末転倒ともいえる状況であった。したがって、当調査会の本来の目的が達成されたということはできない。

憲法調査会の運営についても不適切な点が多々見られた。2004 年 8 月 5 日の調査会では、自民、民主、公明三党の改憲に向けての「論点整理」などが報告され論議されたが、このようなことは当調査会の趣旨に照らして明らかに反するものであり、三党の意見だけを取り上げることなど公正を欠くものであった。

最高法規を議論する調査会の討議の場において、定足数を満たさない場面が 残念ながらたびたび見られたが、民主政治や立憲政治の将来に無責任とのそし りを免れない。また、最終報告書の編集方針や内容自体についても、調査会を 開き議論して決めるべきだという当然の要求は実現しなかった。

参考人や中央・地方公聴会の公述人、意見陳述人の多くが、憲法を変えることではなく「憲法を生かす」ことの重要性を訴えていた。しかし特に地方公聴会での意見などはわずか2~5行に圧縮されてしまい、広範・多様な意見を正確に伝えることはできなかった。

最終報告書は、さまざまな問題意識やニュアンスの違いといった多様性を捨象し、多数意見を作らんがための恣意的な基準で類型化され、改憲の方向性を示すものとなっている。

憲法を生かす立場からの調査や記述もきわめて不十分である。最終報告書では、日本が集団的自衛権の行使を憲法上禁じられていることに対しての国際的・国内的な意義と歴史的重みについてはほとんど言及されていない。

また、最終報告書の中に、「今後の憲法論議等」として、「憲法問題を取り扱う国会の常設機関」と「憲法改正手続法」に関する意見まで盛り込まれている。このテーマ自体が調査会の目的を明らかに逸脱しており、あくまでも「番外の議論」にすぎず、報告書に掲載することは許されることではない。

私たちは、当調査会が以上のような方向と内容で運営され、最終報告書が作成されたことに断じて反対であり、憤りを持って遺憾の意を表明する。

戦争を放棄し、紛争を対話によって解決する 21 世紀を、私たちは希求している。このような憲法の危機に対し、すべての人々が強い関心を持ち、日本国憲法を守り生かすため、ともに努力を払われるよう切に訴えたい。

凡 例

1 この報告書で略称を用いている会派の正式名称は次のとおりである。

自民 :「自由民主党」

民主:「民主党・無所属クラブ」(第147回国会以前は「民主党」)

明改 :「公明党・改革クラブ」

公明 :「公明党」 自由 :「自由党」

共產 :「日本共産党」

社民 :「社会民主党・市民連合」

保守 :「保守党」

21クラブ:「21世紀クラブ」

2 この報告書で略称を用いている小委員会の正式名称は次のとおりである。

人権小:「基本的人権の保障に関する調査小委員会」

政治小:「政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会」

国際小:「国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会」

地方小:「地方自治に関する調査小委員会」

最高小:「最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会」

安国小:「安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会」

統治小:「統治機構のあり方に関する調査小委員会」

目 次

まえがき 各会派の意見

第1編 憲法調査会の設置の経緯	1
第2編 憲法調査会の設置の趣旨とその組織及び運営	5
第1章 設置の趣旨	5
第 2 章 組織	6
第 1 節 委員······	6
第2節 会長及び会長代理	16
第3節 幹事及び幹事会	16
第 4 節 小委員会	17
第 5 節 事務局·····	24
第3章 運営に関する基本的事項	25
第3編 憲法調査会の調査の経過及びその内容	31
第1章 調査の経過	31
第1節 憲法調査会及び小委員会における調査	32
第 2 節 公聴会	47
第 3 節 地方公聴会·····	48
第 4 節 中間報告書······	51
第 5 節 海外調査等······	52
第 1 海外調査······	52
第 2 表敬訪問	57
第 6 節 その他の活動	58
第2章 調査の概要	61
第1節 憲法調査会における調査	61
第2節 小季昌会における調査	97

第 3 節 公聴会における調査	152
第4節 地方公聴会における調査	166
第 5 節 海外調査······	178
第3章 憲法調査会における議論	229
はじめに	229
第1節 あらまし	230
第 1 款 日本国憲法の制定経緯····································	230
第2款 日本国憲法の各条章に関する意見	230
総論的事項······	230
各論的事項······	231
第 1 前文······	231
第 2 天皇·····	232
第 3 安全保障・国際協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	233
第4 国民の権利及び義務	238
第 5 政治部門	242
第 6 司法制度	246
第 7 財政······	247
第 8 地方自治	248
第 9 憲法改正	249
第10 最高法規·····	250
第11 直接民主制······	250
第12 非常事態	250
第3款 今後の憲法論議等	251
第2節 日本国憲法の制定経緯	253
第 1 制定経緯についての評価	253
第 2 憲法の各項目の制定経緯	262
第3節 日本国憲法の各条章に関する意見	270
第 1 款 総論的事項······	270
第 2 款 前文······	282
第 1 前文に関する総論的な発言	282
第 2 前文と憲法の各項目に対応した主な発言	287
第 3 款 天皇······	292
第1 象徴天皇制に対する評価等	292
第 2 皇位継承	296
第 3 天皇の行為	298

第4款 多	〒全保障及び国際協力	301
安全	≧保障·····	301
第 1	9 条に対する評価	301
第 2	自衛権及び自衛隊	302
第 3	集団的自衛権	308
第 4	日米安全保障条約	312
第 5	在日米軍基地問題	314
第6	核兵器の廃絶等	316
国際	景協力······	317
第1	国際協力の推進と憲法との関係	317
第 2	国際の平和及び安全の維持のための国際協力	319
第3	地域安全保障	328
第 4	国家主権の移譲と憲法との関係	331
第5款 国	国民の権利及び義務	333
国国	その権利及び義務総論	333
第 1	近代立憲主義とその展開	333
第 2	基本的人権の調整	336
第 3	人権享有主体·····	339
第 4	いわゆる「新しい人権」	341
第 5	国民の義務	346
第 6	生命倫理と憲法	350
国国	Rの権利及び義務各論······	353
第1	生命・自由・幸福追求権	353
第 2	法の下の平等	354
第3	精神的自由権 内心の自由	357
第4	精神的自由権 表現の自由	362
第 5	経済的自由権······	366
第6	刑事手続上の権利等	369
第7	家族・家庭に関する事項	372
第8	社会権	375
第6款 正	收治部門······	380
国名	\$	380
第1	二院制	380
第 2	選挙制度	386
第3	政党······	388
第4	国会の運営・手続等	391

P	勺閣⋅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	393
第	1 議院内閣制	393
第2	2 首相公選制	397
ą	その他	400
第	1 オンブズマン制度	400
第2	2 政策評価	403
第:	3 政治部門における憲法解釈	404
第7款	司法制度·····	406
第	1 違憲審査制	406
第2	2 最高裁判所裁判官の国民審査制度	413
第3	3 国民の司法参加	414
第4	4 その他司法制度全般	416
第8款	財政·····	418
第	1 財政民主主義	418
第2	2 国会による財政統制	421
第3	3 健全財政主義	422
第4	4 公の財産の支出制限	423
第:	5 会計検査院	425
第9款	地方自治	426
第	1 地方自治の章に関する総括的な議論	426
第2	2 地方分権の必要性及びその課題	429
第3	3 地方公共団体のあり方	431
第4	4 条例制定権······	436
第:	5 地方財政	438
第(5 住民投票	440
第	7 地方自治特別法······	442
第	3 その他	442
第10款	憲法改正·····	444
第	1 憲法改正手続	444
第2	2 憲法改正の限界	449
第11款	最高法規······	451
第	1 憲法の最高法規性	451
第2	2 憲法と国際法	451
第	3 憲法尊重擁護義務	454
第12款	直接民主制·····	456
第	1 直接民主制の意義	456

	第 2 一般的な国民投票制度	458
	第13款 非常事態	463
	第 1 非常事態と憲法	463
	第 2 その他	465
9	育 4 節 今後の憲法論議等······	467
	第1 憲法問題を取り扱う国会の常設機関について	467
	第 2 憲法改正手続法について	468
第 4	編 資料	479
1	国会法(抄) 衆議院憲法調査会規程	479
2	幹事の会派割当て及び異動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	485
3	中山会長の就任挨拶等の発言	487
4	各小委員長の調査の経過及び概要の報告	525
5	公聴会データ	587
6	地方公聴会データ及び派遣報告	588
7	海外調査議員団派遣報告	602
8	憲法調査会・小委員会の開会一覧表	631
9	「憲法のひろば」のデータ	667
10	憲法調査会ホームページへのアクセス件数	670
11	配付資料一覧	672

第1編 憲法調査会の設置の経緯

第1編 憲法調査会の設置の経緯

日本国憲法施行 50 周年を機として、超党派の議員により憲法調査委員会設置推進議員連盟が結成され、国会に憲法論議の場を設けようとする動きが本格化した。

この議員連盟においては、当初、常任委員会としての設置を目指していたが、 憲法改正に直結するという危惧感からこれに反対する意見も強く、平成 11 年 2 月に自由民主党、民主党、公明党、自由党及び改革クラブの 5 党間で、 議案 提出権を持たない調査会を設置する、 議院運営委員会及び議会制度協議会で 協議する旨合意に至った。この合意に基づき、自民、民主、明改(公明党・改 革クラブ)及び自由の 5 党 4 会派の幹事長が衆議院議院運営委員長に対して申 入れを行った。

これを受け、同年 3 月より、衆議院議長の私的諮問機関である議会制度協議会において協議が開始され、同年 6 月には、議会制度協議会の協議結果報告を受け、衆議院議院運営委員会の国会法改正等に関する小委員会において議論が開始された。

この議論の結果、同年7月6日、衆議院に憲法調査会を設置することを内容とする「国会法の一部を改正する法律案」及び「衆議院憲法調査会規程案」を同小委員会の起草案とすることが決定された。同日、衆議院議院運営委員会において、両案を同委員会提出案とすることが決定され、同日の衆議院本会議において可決、国会法の一部を改正する法律案は参議院に送付された。

参議院においては、同月 13 日に衆議院送付案が議院運営委員会に付託され、同月 26 日に同委員会において本案の提出者である衆議院議院運営委員長に対する質疑が行われた後、参議院にも憲法調査会を設置する旨の修正議決が行われ、同日の参議院本会議において可決され、衆議院に回付された。

そして、同月 29 日に衆議院本会議で回付案が同意され、成立した。国会法の一部を改正する法律は、第 147 回国会の召集の日(平成 12 年 1 月 20 日) から施行され、同日、憲法調査会が発足することとなった。

なお、衆議院の議院運営委員会理事会において、「憲法調査会は、議案提出権がないことを確認する。調査期間は、概ね5年程度を目途とする。 会長が会長代理を指名し、野党第一党の幹事の中から選定する。」との申合せがなされ、参議院の議院運営委員会理事会においても同様の申合せがなされている。

第2編 憲法調査会の設置の趣旨と その組織及び運営

第2編 意	§法調査会の設置の趣旨とその組織及び運営	5
第1章	段置の趣旨	5
第2章 編	組織	6
第1節	委員	6
1	委員の割当て	6
2	委員並びに委員及び幹事の主な異動(一時的な委員の異動を除く)…	7
第2節	会長及び会長代理	16
1	会長	16
2	会長代理	16
第3節	幹事及び幹事会	16
第4節	小委員会	17
1	各小委員会の名称、調査案件、小委員の割当て及び小委員長	17
2	各小委員会の小委員並びに小委員長及び小委員の主な異動(一時的	
	な小委員の異動を除く)	18
第5節	事務局	24
第3章 词	運営に関する基本的事項	25
1	憲法調査会の運営に関する基本的事項	25
2	小委員会の運営に関する基本的事項	25
3	公聴会の運営に関する基本的事項	26
4	地方公聴会の運営に関する基本的事項	27

第2編 憲法調査会の設置の趣旨とその組織及び運営

第1章 設置の趣旨

憲法調査会は各議院に設けられ(国会法 102 条の 6) 日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うものとされている(同条及び衆議院憲法調査会規程 1 条)

憲法調査会が調査を終えたときは、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長からこれを議長に提出するものとされている(規程2条1項)。

第2章 組織

第1節 委員

憲法調査会は50人の委員で組織され(規程3条)、委員は各会派の所属議員数の比率によりこれを各会派に割り当て、会期の始めに議院において議長の指名により選任するものとされているが、委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができるものとされている(規程4条)。

1 委員の割当て

ア 第147回国会平成12年1月20日(憲法調査会設置時の構成)

自民	民主	明改	自由	共産	社民
27	9	5	4	3	2

イ 第147回国会平成12年4月5日(保守党結成に伴う変更)

自民	民主	明改	共産	保守	自由	社民
27	9	5	3	2	2	2

ウ 第148回国会平成12年7月5日(第42回衆議院議員総選挙後の新構成)

自民	民主	公明	自由	共産	社民	21 <i>7</i> ラブ	保守
24	14	3	3	2	2	1	1

エ 第 150 回国会平成 12 年 11 月 8 日 (議員の所属会派変更に伴う変更)

自民	民主	公明	自由	共産	社民	21クラブ	保守
25	14	3	2	2	2	1	1

オ 第 153 回国会平成 13 年 12 月 5 日 (21 クラブ消滅に伴う変更)

自民	民主	公明	自由	共産	社民	保守
26	14	3	2	2	2	1

カ 第 154 回国会平成 14 年 1 月 24 日 (議員死去に伴う変更)

自民	民主	公明	自由	共産	社民	保守
25	14	4	2	2	2	1

キ 第155回国会平成15年1月8日(保守新党結成等に伴う変更)

自民	民主	公明	自由	共産	社民	保守新党
26	14	3	2	2	2	1

ク 第 156 回国会平成 15 年 3 月 11 日 (議員の所属会派変更に伴う変更)

自民	民主	公明	自由	共産	社民	保守新党
25	14	4	2	2	2	1

ケ 第 156 回国会平成 15 年 3 月 27 日 (議員の退職に伴う変更)

自民	民主	公明	自由	共産	社民	保守新党
26	13	4	2	2	2	1

コ 第 156 回国会平成 15 年 9 月 25 日 (民主党及び自由党の合併に伴う変更)

自民	民主	公明	共産	社民	保守新党
26	15	4	2	2	1

サ 第 158 回国会平成 15 年 11 月 20 日(第 43 回衆議院議員総選挙後の新構成)

自民	民主	公明	共産	社民
25	19	4	1	1

シ 第161回国会平成17年1月11日(議員の退職に伴う変更)

自民	民主	公明	共産	社民
26	18	4	1	1

2 委員並びに委員及び幹事の主な異動(一時的な委員の異動を除く)

(1) 第 147 回国会平成 12 年 1 月 20 日 (設置時)から解散までの委員

会長 中山 太郎君 自民

深田 肇君 社民

幹事 愛知 和男君 自民 幹事 杉浦 正健君 自民 幹事 中川 昭一君 自民 幹事 葉梨 信行君 自民 幹事 保岡 興治君 自民 幹事 鹿野 道彦君 民主 幹事 仙谷 由人君 民主 幹事 平田 米男君 明改 幹事 野田 毅君 自由 石川 要三君 自民 石破 茂君 自民 衛藤 晟一君 自民 奥田 幹生君 自民 奥野 誠亮君 自民 久間 章生君 自民 小泉純一郎君 自民 左藤 恵君 自民 白川 勝彦君 自民 田中填紀子君 自民 中川 秀直君 自民 中曽根康弘君 自民 平沼 赳夫君 自民 船田 元君 自民 穂積 良行君 自民 三塚 博君 自民 村岡 兼造君 自民 森山 眞弓君 自民 柳澤 伯夫君 自民 山崎 拓君 自民 横内 正明君 自民 石毛 鍈子君 民主 枝野 幸男君 民主 中野 寛成君 民主 畑 英次郎君 民主 福岡 宗也君 民主 藤村 修君 民主 横路 孝弘君 民主 石田 勝之君 明改 太田 昭宏君 明改 福島 豊君 明改 倉田 栄喜君 明改 安倍 基雄君 自由 二見 伸明君 自由 中村 鋭一君 自由 佐々木陸海君 共産 志位 和夫君 共産 東中 光雄君 共産 伊藤 茂君 社民

委員の異動

第 147 回国会 委員辞任 補欠選任

平成 12 年 4 月 5 日 野田 毅君 保守 達増 拓也君 自由

4月 7日 中川 秀直君 自民 高市 早苗君 自民

4月11日 福岡 宗也君 民主 島 聡君 民主

幹事の異動

第 147 回国会

平成 12 年 4月 20 日 佐々木陸海君 共産(会派割当て変更に伴う選任)

(2) 第 42 回衆議院議員総選挙後 (第 148 回国会平成 12 年 7 月 5 日から解散まで)の委員

会長 中山 太郎君 自民

幹事 石川 要三君 自民 幹事 高市 早苗君 自民 幹事 中川 昭一君 自民

幹事 葉梨 信行君 自民 幹事 枝野 幸男君 民主 幹事 鹿野 道彦君 民主

幹事 仙谷 由人君 民主 幹事 赤松 正雄君 公明 幹事 塩田 晋君 自由

太田 誠一君 自民 奥野 誠亮君 自民 久間 章生君 自民

新藤 義孝君 自民 杉浦 正健君 自民 田中眞紀子君 自民

中曽根康弘君 自民 中山 正暉君 自民 額賀福志郎君 自民

根本 匠君 自民 鳩山 邦夫君 自民 平沢 勝栄君 自民

保利 耕輔君 自民 三塚 博君 自民 水野 賢一君 自民

宮下 創平君 自民 村上誠一郎君 自民 柳澤 伯夫君 自民

山崎 拓君 自民 石毛 鍈子君 民主 島 聡君 民主

中野 寛成君 民主 長妻 昭君 民主 藤村 修君 民主

山内 功君 民主 山田 敏雅君 民主 山谷えり子君 民主 山花 郁夫君 民主 山村 健君 民主 横路 孝弘君 民主

太田 昭宏君 公明 斉藤 鉄夫君 公明 武山百合子君 自由

藤島 正之君 自由 春名 真章君 共產 山口 富男君 共產

辻元 清美君 社民 土井たか子君 社民 近藤 基彦君 21 クラブ

野田 毅君 保守

委員の異動

第 148 回国会 委員辞任 補欠選任

平成 12 年 7月 6日 村上誠一郎君 自民 森山 眞弓君 自民

 7月26日 長妻
 昭君民主
 大出
 彰君民主

 山内
 功君民主
 細野豪志君民主

山田 敏雅君 民主 牧野 聖修君 民主 山谷えり子君 民主 前原 誠司君 民主 山村 健君 民主 五十嵐文彦君 民主 補欠選任 第 150 回国会 委員辞任 平成 12 年 11 月 8 日 藤島 正之君 自由 村井 仁君 自民 12月 5日 額賀福志郎君 自民 茂木 敏充君 自民 柳澤 伯夫君 自民 大島 理森君 自民 12月 6日 村井 仁君 自民 佐田玄一郎君 自民 第 151 回国会 委員辞任 補欠選任 平成 13 年 1月 31日 大島 理森君 自民 金子 一義君 自民 太田 誠一君 自民 二田 孝治君 自民 久間 章生君 自民 西田 司君 自民 佐田玄一郎君 自民 伊藤 達也君 自民 杉浦 正健君 自民 菅 義偉君 自民 高市 早苗君 自民 中谷 元君 自民 根本 匠君 自民 森岡 正宏君 自民 保岡 興治君 自民 平沢 勝栄君 自民 耕輔君 自民 津島 雄二君 自民 保利 水野 賢一君 自民 下村 博文君 自民 宮下 創平君 自民 伊藤 公介君 自民 茂木 敏充君 自民 渡辺 博道君 自民 五十嵐文彦君 民主 幸夫君 民主 生方 石毛 鍈子君 民主 尚子君 民主 大石 中野 寛成君 民主 小林 守君 民主 修君 民主 信隆君 民主 藤村 筒井 牧野 聖修君 民主 中川 正春君 民主 山花 郁夫君 民主 中田 宏君 民主 横路 孝弘君 民主 松沢 成文君 民主

辻元清美君社民金子哲夫君社民4月12日野田毅君保守小池百合子君保守4月16日小池百合子君保守野田毅君保守4月26日田中眞紀子君自民小此木八郎君自民中谷元君自民村田吉隆君自民

上田

勇君 公明

藤島 正之君 自由

赤松 正雄君 公明

武山百合子君 自由

	森山	眞弓君	自民	七条	明君	自民
	中田	宏君	民主	桑原	豊君	民主
5月 1日	村田	吉隆君	自民	山本	公一君	自民
5月 7日	小此ス	大八郎君	自民	松本	和那君	自民
	七条	明君	自民	高村	正彦君	自民
	新藤	義孝君	自民	今村	雅弘君	自民
	渡辺	博道君	自民	佐田茗	一郎君	自民
5月31日	野田	毅君	保守	小池百	百合子君	保守
6月 5日	小池百	百合子君	保守	野田	毅君	保守
第 152 回国会	委員話	辛任		補欠遺	選任	
平成 13 年 9月 26日	塩田	晋君	自由	都築	譲君	自由
第 153 回国会	委員話	辛任		補欠遺	選任	
平成 13 年 9月27日	生方	幸夫君	民主	細川	律夫君	民主
	枝野	幸男君	民主	小沢	鋭仁君	民主
	大石	尚子君	民主	岡田	克也君	民主
	桑原	豊君	民主	小林	憲司君	民主
	小林	守君	民主	今野	東君	民主
	島	聡君	民主	首藤	信彦君	民主
	細野	豪志君	民主	中野	寛成君	民主
	前原	誠司君	民主	中村	哲治君	民主
	松沢	成文君	民主	山田	敏雅君	民主
11月 8日	小沢	鋭仁君	民主	島	聡君	民主
11月21日	近藤	基彦君	21 クラブ	宇田川	川芳雄君	21 クラブ
11月29日	宇田川	芳雄君	21 クラブ	近藤	基彦君	21 クラブ
平成 14 年 1月 8日	今村	雅弘君	自民	大島	理森君	自民
	佐田3	玄一郎君	自民	小坂	憲次君	自民
	下村			虎島		
	菅	義偉君		北村		
1月18日	伊藤	公介君		高市		
	大島	理森君		渡辺		
	北村	直人君		平井		
	小坂	憲次君			晶志郎君	
	津島			大木	浩君	
	虎島	和夫君		長勢		
	二田	孝治君	目民	岩永	峯一君	目民

	松本	和那君 博君	自民 自民	中山 松島∂	成彬君	
	-	公一君		谷垣	,	
		克也君 克也君		松沢	成文君	
		津夫君	-	永井	英慈君	
	上田		公明	赤松	正雄君	-
	都築	譲君	自由	武山百	合子君	自由
第 154 回国会	委員辞	壬		補欠選	星任	
平成 14 年 1月 22 日	野田	毅君	保守	井上	喜一君	保守
1月24日	岩永	峯一君	自民	江田	康幸君	公明
2月 4日	鳩山	邦夫君	自民	土屋	品子君	自民
2月 5日	大木	浩君	自民	茂木	敏充君	自民
2月 7日	鹿野 计	道彦君	民主	伴野	豊君	民主
2月21日	松島み	どり君	自民	伊藤	公介君	自民
3月11日	茂木	敢充君	自民	石破	茂君	自民
4月16日	近藤	基彦君	自民	久間	章生君	自民
4月26日	久間	章生君	自民	近藤	基彦君	自民
7月 5日	中山		自民	谷川	和穗君	自民
9月30日	石破	茂君	自民	新藤	義孝君	自民
	谷垣	禎一君	自民	佐藤	勉君	自民
10月 2日	伊藤	達 也君	自民	小坂	憲次君	自民
	高市	早苗君	自民	馳	浩君	自民
10月 4日	新藤	義孝君	自民	佐田玄	二郎君	自民
	土屋	品子君	自民	川崎	二郎君	自民
10月17日	金子 -	一義君	自民	福井	照君	自民
	小坂 🦠	憲次君	自民	倉田	雅年君	自民
	高村	正彦君	自民	砂田	圭佑君	自民
	佐田玄-	一郎君	自民	下地	幹郎君	自民
	馳	浩君	自民	杉浦	正健君	自民
	山崎	拓君	自民	中山	成彬君	自民
	渡辺	博道君	自民	山口	泰明君	自民
	島	聡君	民主	枝野	幸男君	民主
第 155 回国会	委員辞值	Ξ		補欠選	星任	
平成 14年 10月 21日	砂田	圭佑君	自民	野田	聖子君	自民
10月25日	中山	戓彬君	自民	谷本	龍哉君	自民

平成 15 年 1 月 8 日 江田 康幸君 公明 野田 毅君 自民

1月17日 枝野 幸男君 民主 古川 元久君 民主

筒井 信隆君 民主 大畠 章宏君 民主

 中村
 哲治君
 民主
 桑原
 豊君
 民主

 永井
 英慈君
 民主
 島
 聡君
 民主

松沢 成文君 民主 末松 義規君 民主

山田 敏雅君 民主 水島 広子君 民主

第 156 回国会 委員辞任 補欠選任

平成 15 年 1月 20 日 土井たか子君 社民 北川れん子君 社民

1月21日 西田 司君 自民 平林 鴻三君 自民

3月11日 川崎 二郎君 自民 遠藤 和良君 公明

3月27日 中川 正春君 民主 川崎 二郎君 自民

5月 8日 藤島 正之君 自由 一川 保夫君 自由

5月13日 一川 保夫君 自由 藤島 正之君 自由

5月29日 伴野 豊君 民主 中川 正春君 民主

6月 5日 井上 喜一君保守新党 山谷えり子君保守新党

6月10日 山谷えり子君保守新党 井上 喜一君保守新党

6月11日 石川 要三君 自民 河野 太郎君 自民

9月22日 中川 昭一君 自民 水野 賢一君 自民

9月25日 山谷えり子君保守新党 西川太一郎君保守新党

井上 喜一君 保守新党 山谷えり子君 保守新党

幹事の異動

第 150 回国会

平成 12 年 9月 28日 島 聡君 民主(枝野幸男君の補欠)

第 151 回国会

平成13年2月8日 新藤 義孝君 自民(会派割当て変更に伴う選任)

保岡 興治君 自民(高市早苗君の補欠)

中川 正春君 民主(島聡君の補欠)

斉藤 鉄夫君 公明(赤松正雄君の補欠)

5月17日 津島 雄二君 自民(新藤義孝君の補欠)

第 153 回国会

平成13年10月11日 細川 律夫君民主(仙谷由人君の補欠)

第 154 回国会

平成14年2月7日 高市 早苗君 自民(石川要三君の補欠)

茂木 敏充君 自民(津島雄二君の補欠)

島 聡君 民主(細川律夫君の補欠)

中野 寛成君 民主(鹿野道彦君の補欠)

赤松 正雄君 公明(斉藤鉄夫君の補欠)

3月19日 額賀福志郎君 自民(茂木敏充君の補欠)

第 155 回国会

平成14年10月24日 杉浦 正健君 自民(高市早苗君の補欠)

西田 司君 自民(額賀福志郎君の補欠)

大出 彰君 民主(島聡君の補欠)

仙谷 由人君 民主(中野寛成君の補欠)

第 156 回国会

平成15年1月30日 平林 鴻三君 自民(西田司君の補欠)

古川 元久君 民主(中川正春君の補欠)

第 157 回国会

平成15年10月2日 中山 正暉君 自民(中川昭一君の補欠)

(3) 第 43 回衆議院議員総選挙後(第 158 回国会平成 15 年 11 月 20 日から本報告書作成まで)の委員

会長 中山 太郎君 自民

幹事 小野 晋也君 自民 幹事 近藤 基彦君 自民 幹事 船田 元君 自民

幹事 古屋 圭司君 自民 幹事 保岡 興治君 自民 幹事 大出 彰君 民主

幹事 仙谷 由人君 民主 幹事 古川 元久君 民主 幹事 赤松 正雄君 公明

伊藤 公介君 自民 岩永 峯一君 自民 衛藤征士郎君 自民

大村 秀章君 自民 倉田 雅年君 自民 河野 太郎君 自民

下村 博文君 自民 杉浦 正健君 自民 棚橋 泰文君 自民

渡海紀三朗君 自民 中谷 元君 自民 永岡 洋治君 自民

平井 卓也君 自民 平沼 赳夫君 自民 二田 孝治君 自民

松野 博一君 自民 森岡 正宏君 自民 森山 眞弓君 自民綿貫 民輔君 自民 市村浩一郎君 民主 大畠 章宏君 民主

小林 憲司君 民主 今野 東君 民主 島 聡君 民主

首藤 信彦君 民主 末松 義規君 民主 武山百合子君 民主

樽床 伸二君 民主 中川 正春君 民主 中根 康浩君 民主

中野 譲君 民主 仲野 博子君 民主 長島 昭久君 民主

馬淵 澄夫君 民主 太田 昭宏君 公明 土井たか子君 社民

水島 広子君 民主 斉藤 鉄夫君 公明

石田 祝稔君 公明 山口 富男君 共産

委員の異動

第 158 回国会 委員辞任 補欠選任

平成 16 年 1月 16日 市村浩一郎君 民主

大畠 章宏君 民主 今野 東君 民主 島 聡君 民主 首藤 信彦君 民主 末松 義規君 民主

武山百合子君 民主 樽床 伸二君 民主 中川 正春君 民主

中根 康浩君 民主 中野 譲君 民主 博子君 民主 仲野

昭久君 民主 長島 馬淵 澄夫君 民主 広子君 民主 水島 石田 祝稔君 公明

木下 厚君 民主 山花 郁夫君 民主 伊藤 忠治君 民主 鹿野 道彦君 民主 楠田 大蔵君 民主

玄葉光一郎君 民主 鈴木 克昌君 民主

園田 康博君 民主 武正 公一君 民主 田中填紀子君 民主

辻 惠君 民主 計屋 圭宏君 民主 増子 輝彦君 民主 村越 祐民君 民主

笠 浩史君 民主

豊君 公明

章君 自民

福島

第 159 回国会 委員辞任 補欠選任

平成16年 4月 9日 木下 厚君 民主

正健君 自民 5月 7日 杉浦 5月20日 小野 晋也君 自民 5月24日 仙谷 由人君 民主

5月28日 川崎 二郎君 自民 6月 3日 衛藤征士郎君 自民 馬淵 澄夫君 民主 毅君 自民 野田 二郎君 自民 川崎 枝野 幸男君 民主 福田 康夫君 自民

柴山 昌彦君 自民

第 160 回国会 委員辞任 補欠選任

平成 16 年 9 月 27 日 棚橋 泰文君 自民 渡辺 博道君 自民

> 岩永 峯一君 自民 左藤 9月29日 9月30日 倉田 雅年君 自民 竹下

亘君 自民 下村 博文君 自民 坂本 剛二君 自民 正宏君 自民 森岡 小坂 憲次君 自民 10月 8日 小坂 憲次君 自民 佐田玄一郎君 自民

左藤 章君 自民 葉梨 康弘君 自民

竹下 亘君 自民 三原 朝彦君 自民 綿貫 民輔君 自民 萩野 浩基君 自民

伊藤 忠治君 民主 中川 正春君 民主

楠田 大蔵君 民主 青木 愛君 民主

玄葉光一郎君 民主 稲見 哲男君 民主

小林 憲司君 民主 中根 康浩君 民主

武正 公一君 民主 長島 昭久君 民主

増子 輝彦君 民主 和田 隆志君 民主

村越 祐民君 民主 渡部 恒三君 民主

斉藤 鉄夫君 公明 佐藤 茂樹君 公明

第 161 回国会 委員辞任 補欠選任

平成 16 年 10 月 12 日 萩野 浩基君 自民 加藤 勝信君 自民

10月28日 佐田玄一郎君 自民 松宮 勲君 自民 平成17年1月11日 長島 昭久君 民主 左藤 章君 自民

1月18日 佐藤 茂樹君 公明 高木 陽介君 公明

第 162 回国会 委員辞任 補欠選任

平成 17年 1月 28日 左藤 章君 自民 早川 忠孝君 自民

幹事の異動

第 159 回国会

平成 16 年 1月 22 日 木下 厚君 民主(古川元久君の補欠)

山花 郁夫君 民主(大出彰君の補欠)

3月23日 鈴木 克昌君 民主(木下厚君の補欠)

6月 3日 福田 康夫君 自民(小野晋也君の補欠)

枝野 幸男君 民主(仙谷由人君の補欠)

第 161 回国会

平成 16 年 10 月 14 日 中川 正春君 民主(鈴木克昌君の補欠)

第2節 会長及び会長代理

1 会長

憲法調査会の会長は、委員の互選により選任するものとされている(規程 5 条)。会長は、憲法調査会の議事を整理し、秩序を保持し、憲法調査会を代表 するものとされている(規程 6 条)。

会長は次のとおり選任されている。

選任日	会長
第 147 回国会平成 12 年 1 月 20 日	中山 太郎君(自民)
第 148 回国会平成 12 年 7 月 5 日	中山 太郎君(自民)
第 158 回国会平成 15 年 11 月 20 日	中山 太郎君(自民)

2 会長代理

憲法調査会の会長代理については、国会法及び憲法調査会規程に規定はないが、第145回国会平成11年7月6日の議院運営委員会理事会においてなされた、「会長が会長代理を指名し、野党第一党の幹事の中から選定する」旨の申合せに基づいて、次のとおり選任されている。

指名日	会長代理
第 147 回国会平成 12 年 1 月 20 日	鹿野 道彦君(民主)
第 148 回国会平成 12 年 7 月 5 日	鹿野 道彦君(民主)
第 154 回国会平成 14 年 2 月 7 日	中野 寛成君(民主)
第 155 回国会平成 14 年 10 月 24 日	仙谷 由人君(民主)
第 158 回国会平成 15 年 11 月 20 日	仙谷 由人君(民主)
第 159 回国会平成 16 年 6 月 3 日	枝野 幸男君(民主)

第3節 幹事及び幹事会

憲法調査会には数人の幹事が置かれ、委員の互選により選任するものとされている(規程7条1項)。会長は、憲法調査会の運営に関し協議するため、幹事会を開くことができ(規程7条2項)、会長に事故があるときは、幹事が会長の職務を行うものとされている(規程7条3項)。

第147回国会平成12年1月20日の議院運営委員会において、憲法調査会の 幹事の員数は9名とされ、また、各会派の割当ては自民5名、民主2名、明改1 名及び自由1名と決定された。共産及び社民の両会派については小会派である ため幹事の割当てがなかったが、両会派からの幹事会へのオブザーバー出席の 申出を受け、可能な限り多くの会派による公正な憲法調査会運営を確保するた め、初回の幹事会において両会派のオブザーバー出席を認めた。その後、新た な会派が結成された場合には、すべて申出により幹事会へのオブザーバー出席 を認めた。

なお、平成 12 年 2 月 10 日に大島理森議院運営委員長より中山太郎会長に対し、「幹事の会派割当てについての議院運営委員会理事会における協議の経緯を踏まえ、憲法調査会においては、幹事の割当てのない共産、社民の両会派の委員を、オブザーバーとして幹事と同様の扱いをしていただきたい」旨の申入れが口頭でなされている。

第 43 回衆議院議員総選挙の結果を受け、共産及び社民の両会派から幹事会へのオブザーバー出席の申出があったが、共産のみオブザーバー出席を認めた。 幹事の会派割当て及びその異動は第 4 編資料 2 のとおりである。

第4節 小委員会

憲法調査会は小委員会を設けることができるものとされている(規程8条)。 日本国憲法に関する個別の論点についての専門的、効果的な調査を進めるため、日本国憲法の三原則及び憲法調査会における議論、国民の関心等を勘案して、複数の小委員会を設置した。

なお、憲法調査会での決定により、各小委員会の小委員長及び小委員は会長の指名により選任することとし、また、会長及び会長代理は小委員会に常時出席できるものとした。

1 各小委員会の名称、調査案件、小委員の割当て及び小委員長

(1) 第 154 回国会平成 14 年 2 月 7 日及び第 155 回国会平成 14 年 11 月 7 日 に設置した小委員会

基本的人権の保障 名 称 に関する調査小額 員会			政治の基本機構の あり方に関する調 査小委員会	国際社会における 日本のあり方に関 する調査小委員会	地方自治に関する 調査小委員会	
		基本的人権の保障 に関する件 政治の基本機構の あり方に関する件		国際社会における 日本のあり方に関 する件	地方自治に関する件	
員数 16名(自民7、民主4、公田			名(自民7、	民主 4、公明 1、自日	由 1、共産 1、社民 1	、保守1)
小委員長	154 回	島	聡君(民主)	高市 早苗君(自民)	中川 昭一君(自民)	保岡 興治君(自民)
長	155 回	大出	彰君(民主)	保岡 興治君(自民)	イル 名 (日氏)	西田 司君(自民)

(2) 第 156 回国会平成 15 年 1 月 30 日、第 157 回国会平成 15 年 10 月 2 日 及び第 159 回国会平成 16 年 1 月 22 日に設置した小委員会

名	称	最高法規としての 憲法のあり方に関 する調査小委員会	安全保障及び国際 協力等に関する調 査小委員会	基本的人権の保障 に関する調査小委 員会				
調査案件		最高法規としての 憲法のあり方に関 する件	安全保障及び国際 基本的人権の保障 協力等に関する件 に関する件)あり方に関 安全保障及の国際 :		統治機構のあり方 に関する件	
	156 回	16名(自民7、	16 名(自民 7、民主 4、公明 1、自由 1、共産 1、社民 1、保守新党 1)					
員数	157 回	16 名(自民 7、民主 5、公明 1、共産 1、社民 1、保守新党 1)						
	159 回	15 名(自民7、民主5、公明1、共産1、社民1)						
	156 回		中川 昭一君(自民)	大出 彰君(民主)	杉浦 正健君(自民)			
小委員長	157 回	保岡 興治君(自民)	中山 正暉君(自民)	八山 郭石(成土)	7万州 正连石(百代)			
長	159 回	体间 奥伯伯(日氏)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	山龙 切土尹(兄士)	木下 厚君(民主)			
	159 回		近藤 基彦君(自民) 	山花 郁夫君(民主) 	(平成 16年3月23日以降) 鈴木 克昌君(民主)			

2 各小委員会の小委員並びに小委員長及び小委員の主な異動 (一時的な小委員の異動を除く)

(1) 第 154 回国会平成 14 年 2 月 7 日に設置した小委員会

ア 基本的人権の保障に関する調査小委員会

小委員長 島 聡君 民主

金子 一義君 自民 近藤 基彦君 自民 中山 成彬君 自民中山 正暉君 自民 長勢 甚遠君 自民 葉梨 信行君 自民茂木 敏充君 自民 大出 彰君 民主 小林 憲司君 民主今野 東君 民主 太田 昭宏君 公明 武山百合子君 自由春名 真章君 共産 金子 哲夫君 社民 井上 喜一君 保守

小委員の異動

平成14年2月8日 松島みどり君自民(中山正暉君の補欠)

2月25日 土屋 品子君 自民(松島みどり君の補欠)

3月14日 石破 茂君 自民(茂木敏充君の補欠)

7月11日 谷川 和穂君 自民(中山成彬君の補欠)

イ 政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会

小委員長 高市 早苗君 自民

伊藤 達也君 自民 奥野 誠亮君 自民 谷垣 禎一君 自民 中曽根康弘君 自民 額賀福志郎君 自民 松島みどり君 自民島 聡君 民主 仙谷 由人君 民主 伴野 豊君 民主 松沢 成文君 民主 斉藤 鉄夫君 公明 藤島 正之君 自由 山口 富男君 共産 土井たか子君 社民 井上 喜一君 保守

小委員の異動

平成14年 2月 8日 中山 正暉君 自民(松島みどり君の補欠)

ウ 国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会

小委員長 中川 昭一君 自民

石川 要三君 自民 高村 正彦君 自民 近藤 基彦君 自民 土屋 品子君 自民 葉梨 信行君 自民 平井 卓也君 自民 首藤 信彦君 民主 中川 正春君 民主 中村 哲治君 民主 山田 敏雅君 民主 赤松 正雄君 公明 藤島 正之君 自由 山口 富男君 共産 金子 哲夫君 社民 井上 喜一君 保守

エ 地方自治に関する調査小委員会

小委員長 保岡 興治君 自民

土屋 品子君 自民 西田 司君 自民 葉梨 信行君 自民 平井 卓也君 自民 森岡 正宏君 自民 渡辺 博道君 自民 筒井 信隆君 民主 中川 正春君 民主 中村 哲治君 民主 永井 英慈君 民主 江田 康幸君 公明 武山百合子君 自由春名 真章君 共産 土井たか子君 社民 井上 喜一君 保守

小委員の異動

平成14年2月25日 伊藤 公介君 自民(土屋品子君の補欠)

(2) 第 155 回国会平成 14 年 11 月 7 日に設置した小委員会

ア 基本的人権の保障に関する調査小委員会

小委員長 大出 彰君 民主

倉田 雅年君 自民 近藤 基彦君 自民 谷川 和穗君 自民 谷本 龍哉君 自民 長勢 甚遠君 自民 野田 聖子君 自民 葉梨 信行君 自民 枝野 幸男君 民主 小林 憲司君 民主 今野 東君 民主 太田 昭宏君 公明 武山百合子君 自由山口 富男君 共産 金子 哲夫君 社民 井上 喜一君 保守

イ 政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会

小委員長 保岡 興治君 自民

奥野 誠亮君 自民 谷本 龍哉君 自民 中曽根康弘君 自民 中山 正暉君 自民 額賀福志郎君 自民 福井 照君 自民 枝野 幸男君 民主 中野 寛成君 民主 伴野 豊君 民主 松沢 成文君 民主 斉藤 鉄夫君 公明 藤島 正之君 自由 春名 真章君 共産 土井たか子君 社民 井上 喜一君 保守

ウ 国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会

小委員長 中川 昭一君 自民

石川 要三君 自民 近藤 基彦君 自民 下地 幹郎君 自民 葉梨 信行君 自民 平井 卓也君 自民 山口 泰明君 自民 首藤 信彦君 民主 中川 正春君 民主 中村 哲治君 民主 山田 敏雅君 民主 赤松 正雄君 公明 藤島 正之君 自由 山口 富男君 共産 金子 哲夫君 社民 井上 喜一君 保守

エ 地方自治に関する調査小委員会

小委員長 西田 司君 自民

伊藤 公介君 自民 佐藤 勉君 自民 杉浦 正健君 自民 葉梨 信行君 自民 平井 卓也君 自民 森岡 正宏君 自民 筒井 信隆君 民主 中川 正春君 民主 中村 哲治君 民主 永井 英慈君 民主 江田 康幸君 公明 武山百合子君 自由 春名 真章君 共産 土井たか子君 社民 井上 喜一君 保守

(3) 第 156 回国会平成 15 年 1 月 30 日に設置した小委員会

ア 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会

小委員長 保岡 興治君 自民

奥野 誠亮君 自民 近藤 基彦君 自民 中曽根康弘君 自民 葉梨 信行君 自民 平井 卓也君 自民 森岡 正宏君 自民 大畠 章宏君 民主 島 聡君 民主 中野 寛成君 民主 件野 豊君 民主 赤松 正雄君 公明 藤島 正之君 自由 山口 富男君 共産 北川れん子君 社民 井上 喜一君 保新党

小委員の異動

平成 15 年 3 月 13 日 遠藤 和良君 公明(赤松正雄君の補欠) 5 月 29 日 中川 正春君 民主(伴野豊君の補欠)

イ 安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会

小委員長 中川 昭一君 自民

石川 要三君 自民 近藤 基彦君 自民 下地 幹郎君 自民 谷本 龍哉君 自民 中山 正暉君 自民 山口 泰明君 自民 桑原 豊君 民主 今野 東君 民主 首藤 信彦君 民主中野 寛成君 民主 赤松 正雄君 公明 藤島 正之君 自由春名 真章君 共産 金子 哲夫君 社民 井上 喜一君 保新党

小委員の異動

平成15年6月12日 河野 太郎君 自民(石川要三君の補欠)

ウ 基本的人権の保障に関する調査小委員会

小委員長 大出 彰君 民主

倉田 雅年君 自民 谷本 龍哉君 自民 長勢 甚遠君 自民 野田 聖子君 自民 野田 毅君 自民 葉梨 信行君 自民 平林 鴻三君 自民 小林 憲司君 民主 今野 東君 民主 水島 広子君 民主 太田 昭宏君 公明 武山百合子君 自由 春名 真章君 共産 北川れん子君 社民 井上 喜一君 保新党

小委員の異動

平成 15 年 6 月 5 日 山谷えり子君 保守新党(井上喜一君の補欠) 7月10日 井上 喜一君 保守新党(山谷えり子君の補欠)

エ 統治機構のあり方に関する調査小委員会

小委員長 杉浦 正健君 自民

伊藤 公介君 自民 川崎 二郎君 自民 佐藤 勉君 自民 谷川 和穗君 自民 額賀福志郎君 自民 福井 照君 自民 島 聡君 民主 末松 義規君 民主 中川 正春君 民主 古川 元久君 民主 斉藤 鉄夫君 公明 武山百合子君 自由 山口 富男君 共産 金子 哲夫君 社民 井上 喜一君 保新党

小委員の異動

平成15年3月13日 葉梨 信行君 自民(川崎二郎君の補欠)

3月27日 伴野 豊君 民主(中川正春君の補欠)

5月29日 中川 正春君 民主(伴野豊君の補欠)

(4) 第 157 回国会平成 15 年 10 月 2 日に設置した小委員会 ア 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会

小委員長 保岡 興治君 自民

奥野 誠亮君 自民 近藤 基彦君 自民 中曽根康弘君 自民 葉梨 信行君 自民 平井 卓也君 自民 森岡 正宏君 自民 大畠 章宏君 民主 島 聡君 民主 中川 正春君 民主 中野 寛成君 民主 藤島 正之君 民主 遠藤 和良君 公明 山口 富男君 共産 北川れん子君 社民 西川太一郎君 保済税

イ 安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会

小委員長 中山 正暉君 自民

河野 太郎君 自民 近藤 基彦君 自民 下地 幹郎君 自民 谷本 龍哉君 自民 水野 賢一君 自民 山口 泰明君 自民 桑原 豊君 民主 今野 東君 民主 首藤 信彦君 民主 中野 寛成君 民主 藤島 正之君 民主 赤松 正雄君 公明春名 真章君 共産 金子 哲夫君 社民 西川太一郎君 保部党

ウ 基本的人権の保障に関する調査小委員会

小委員長 大出 彰君 民主

倉田 雅年君 自民 谷本 龍哉君 自民 長勢 甚遠君 自民 野田 聖子君 自民 野田 毅君 自民 葉梨 信行君 自民 平林 鴻三君 自民 小林 憲司君 民主 今野 東君 民主 武山百合子君 民主 水島 広子君 民主 太田 昭宏君 公明 春名 真章君 共産 北川れん子君 社民 西川太一郎君 保新党

エ 統治機構のあり方に関する調査小委員会

小委員長 杉浦 正健君 自民

伊藤 公介君 自民 佐藤 勉君 自民 谷川 和穗君 自民額賀福志郎君 自民 葉梨 信行君 自民 福井 照君 自民島 聡君 民主 末松 義規君 民主 武山百合子君 民主中川 正春君 民主 古川 元久君 民主 斉藤 鉄夫君 公明山口 富男君 共産 金子 哲夫君 社民 西川太一郎君 保新党

(5) 第 159 回国会平成 16 年 1 月 22 日に設置した小委員会 ア 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会

小委員長 保岡 興治君 自民

小野 晋也君 自民 下村 博文君 自民 平沼 赳夫君 自民 船田 元君 自民 森岡 正宏君 自民 綿貫 民輔君 自民 大出 彰君 民主 小林 憲司君 民主 計屋 圭宏君 民主 古川 元久君 民主 増子 輝彦君 民主 赤松 正雄君 公明

山口 富男君 共産 土井たか子君 社民

小委員の異動

平成 16 年 6月 1日 福田 康夫君 自民(小野晋也君の補欠)

イ 安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会

小委員長 近藤 基彦君 自民

伊藤 公介君 自民 大村 秀章君 自民 河野 太郎君 自民 渡海紀三朗君 自民 中谷 元君 自民 平井 卓也君 自民 伊藤 忠治君 民主 大出 彰君 民主 楠田 大蔵君 民主 田中眞紀子君 民主 武正 公一君 民主 福島 豊君 公明山口 富男君 共産 土井たか子君 社民

ウ 基本的人権の保障に関する調査小委員会

小委員長 山花 郁夫君 民主

小野 晋也君 自民 倉田 雅年君 自民 棚橋 泰文君 自民 平井 卓也君 自民 船田 元君 自民 古屋 圭司君 自民 松野 博一君 自民 園田 康博君 民主 辻 惠君 民主 村越 祐民君 民主 笠 浩史君 民主 太田 昭宏君 公明山口 富男君 共産 土井たか子君 社民

小委員の異動

平成 16 年 5 月 27 日 近藤 基彦君 自民(小野晋也君の補欠) 6 月 1 日 福田 康夫君 自民(近藤基彦君の補欠)

エ 統治機構のあり方に関する調査小委員会

小委員長 木下 厚君 民主

岩永 峯一君 自民 衛藤征士郎君 自民 杉浦 正健君 自民 永岡 洋治君 自民 二田 孝治君 自民 古屋 圭司君 自民 森山 眞弓君 自民 鹿野 道彦君 民主 玄葉光一郎君 民主 鈴木 克昌君 民主 辻 惠君 民主 斉藤 鉄夫君 公明

山口 富男君 共産 土井たか子君 社民

小委員長の異動

平成 16 年 3月23日 鈴木 克昌君 民主(木下厚君の補欠)

小委員の異動

平成 16 年 4月 12日 馬淵 澄夫君 民主(木下厚君の補欠)

5月10日 野田 毅君 自民(杉浦正健君の補欠)

6月 3日 柴山 昌彦君 自民(衛藤征士郎君の補欠)

第5節 事務局

憲法調査会の事務を処理させるため、憲法調査会に事務局を置くこととされている。また、事務局に事務局長その他必要な職員を置き、事務局長は会長の命を受け局務を掌理することとされている(規程24条)。

第3章 運営に関する基本的事項

1 憲法調査会の運営に関する基本的事項

第145回国会平成11年7月6日の議院運営委員会理事会において「憲法調査会設置に関する申合せ」がなされ、「憲法調査会は、議案提出権がないことを確認する。調査期間は、概ね5年程度を目途とする。 会長が会長代理を指名し、野党第一党の幹事の中から選定する。」の3点が確認されている。

第 147 回国会平成 12 年 2 月 10 日に初回の幹事会を開き、上記の申合せを確認するとともに、定例日等、憲法調査会の運営に関する事務的な諸事項について協議を行った。前述のとおり、この幹事会において共産及び社民両会派の幹事会へのオブザーバー出席を認めることとしたほか、以下の運営に関する事務的な諸事項を協議決定した。

幹事会は委員会における理事会の例に倣い非公開とすること。

憲法調査会を開会する定例日については木曜日とし、月 2 回程度の開会とすること。

憲法調査会及び幹事会への政府関係者の出席は原則として認めず必要に 応じて判断することとし、常時出席可能な者を衆議院事務局関係者のみ とすること。

憲法調査会の傍聴については、委員会の例に倣い議員紹介の傍聴手続を 当面続けるものとすること。

傍聴については、原則非公開である委員会とは異なり、原則公開である旨が憲法調査会規程(22条)に明記されたこともあり、手続を緩和し、議員紹介を要しない傍聴手続の創設を求める意見も出されたが、委員室傍聴席の収容規模等の問題があり、議員紹介を要するとしたものである。

なお、これら運営に関する事務的な諸事項については、平成 12 年 6 月の衆議院解散による第 42 回総選挙後の第 148 回国会平成 12 年 7 月 5 日の幹事会にて、また、平成 15 年 10 月の衆議院解散による第 43 回総選挙後の第 158 回国会平成 15 年 11 月 20 日の幹事会にて、それぞれ従前と同様の方針をもって憲法調査会を運営することを確認している。

2 小委員会の運営に関する基本的事項

第 154 回国会平成 14 年 2 月 7 日の憲法調査会において、「基本的人権の保障に関する調査小委員会」「政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会」「国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会」及び「地方自治に関する調査小委員会」の四つの小委員会を設置したが、その際、小委員会の運営に関する基本的事項として次のとおり協議決定した。

小委員及び小委員長の選任並びに辞任及び補欠選任については会長に一任すること。

会長及び会長代理は小委員会に常時出席できること。

また、同日の憲法調査会幹事会において、「各小委員会の調査の足並みを揃えるため、調査テーマ、調査方法、参考人の人選等各小委員会の運営に関しては、幹事会において協議決定すること」を確認した。

なお、これら小委員会の運営に関する基本的事項については、その後に他の小委員会を設置した際にも、その都度、それぞれ従前と同様の方針をもって小委員会を運営することを確認している。

3 公聴会の運営に関する基本的事項

日本国憲法に関する調査のため、国民の各層から日本国憲法に関する件について意見を聴取する公聴会を、以下の要領で行った。

(1) 公述人

公述人については、第 159 回国会第 1 回及び同第 2 回の公聴会では、その数を計 9 名とし、うち、幹事会推薦 6 名、一般公募 3 名とした。公述人の選定方法については、幹事会推薦の公述人については各会派から推薦された者を幹事会において協議の上選定し、一般公募の公述人については官報、記者発表及び衆議院ホームページにより公聴会の開催要領を発表し、公聴会で述べようとする意見の概要を記載した 800 字以内の論文を募集し、応募された論文を審査し、応募者の年齢、性別、職業等を勘案の上、幹事会において選定した。

第 161 回国会第 1 回、同第 2 回及び同第 3 回の公聴会では、その数を計 18 名とし、うち、幹事会推薦 12 名、一般公募 6 名とした。公述人の選定方法については、第 159 回国会の公聴会と同様である。

(2) 議事

各回とも、午前の部と午後の部に分け(第159回国会第2回公聴会は午前の部のみ) それぞれ3名の公述人から順次意見を聴取し、質疑者から公述人に対し質疑を行った。公述人の意見陳述時間は1人20分である(第161回国会第1回公聴会の午後の部のみ1人15分) 質疑者の質疑時間は自民45分、民主30分、公明15分、共産15分、社民15分である(第161回国会第1回公聴会の午後の部のみ各会派15分)

公聴会に関するデータは第4編資料5のとおりである。

4 地方公聴会の運営に関する基本的事項

日本国憲法についての国民各層の意見を聴取し、憲法調査会における調査の参考にするため、以下の要領で委員派遣(いわゆる「地方公聴会」)を行った。

(1) 開催場所

地方公聴会の開催場所については、諸般の事情を勘案の上、その都度幹事会で協議決定した。

(2) 意見陳述者

意見陳述者については、第1回及び第2回の地方公聴会ではその数を10名とし、憲法調査会に委員の割当てを有する8会派が1名ずつ推薦し、残り2名は一般公募を行って幹事会において人選することとした。ただし、第1回地方公聴会では、保守党がその推薦枠を公募枠に譲ったため、会派推薦7名、一般公募3名となった。意見陳述者の選定方法については、会派推薦の意見陳述者については各会派から推薦された者をそのまま幹事会において意見陳述者として選定し、一般公募の意見陳述者については官報、記者発表及び衆議院ホームページにより地方公聴会の開催要領を発表し、地方公聴会で述べようとする意見の概要を記載した800字以内の論文を募集し、応募された論文を審査し、応募者の年齢、性別、職業等を勘案の上、幹事会において選定した。

第 3 回以降の地方公聴会では、各意見陳述者の意見陳述時間を増やすため、その数を 6 名に減じ、会派推薦枠を撤廃して 6 名すべてについて一般公募を行い、幹事会において人選を行った。意見陳述者の選定方法は第 1 回及び第 2 回と同様である。

(3) 派遣委員

第1回の派遣委員は、中山太郎会長を団長とし、会長代理のほか各会派1名の委員をもって構成した。第2回以降は、中山太郎会長を団長とし、会長代理及び自由民主党所属委員2名のほか各会派1名をもって構成している。

(4) 議事

各回とも、まず会議の座長を務める中山太郎団長から、挨拶及び地方公 聴会開催の趣旨について説明した後、各意見陳述者から順次意見を聴取し、 派遣委員から意見陳述者に対し質疑を行った。意見陳述者の意見陳述時間 及び派遣委員の質疑時間は、第1回及び第2回では1人10分、第3回以降 は1人15分である。 なお、派遣委員からの質疑終了後、時間に余裕のある場合に傍聴者から 発言を募ることとした。各回とも数名が当日の議事内容、憲法問題等につ いて感想を述べている。

(5) 傍聴

傍聴については、国会議員、国会議員秘書、報道関係者のほか一般傍聴を団長において許可することとした。一般傍聴は、使用した会場のスペースにより 200 名から 300 名程度の座席を確保し、各会派に割り当てる会派枠の傍聴及び一般公募枠の傍聴を設けた。一般公募枠の傍聴については、官報、記者発表及び衆議院ホームページにより地方公聴会の開催要領を発表して募集を行い、応募多数の場合は抽選を行って傍聴者を選定した。

地方公聴会に関するデータは第4編資料6のとおりである。

第3編 憲法調査会の調査の経過 及びその内容

第1章 調査の経過

第3編	憲法調査会の調査の経過及びその内容	31
第1章	調査の経過	31
第1節	憲法調査会及び小委員会における調査	32
1	第147回国会	32
2	第148回国会	32
3	第149回国会 ·····	33
4	第150回国会	33
5	第151回国会	34
6	第152回国会	34
7	第153回国会	34
8	第154回国会	35
9	第155回国会	37
10	第156回国会	38
11	第157回国会	41
12	第158回国会	42
13	第159回国会	42
14	第160回国会	44
15	第161回国会	45
16	第162回国会	45
第2節	公聴会 ······	47
1	第159回国会第1回公聴会(平成16年5月12日)	47
2	第159回国会第2回公聴会(平成16年5月13日)	47
3	第161回国会第1回公聴会(平成16年11月11日)	47
4	第161回国会第2回公聴会(平成16年11月18日)	47
5	第161回国会第3回公聴会(平成16年11月25日)	47
第3節	地方公聴会 ·····	48
1	仙台地方公聴会(第151回国会平成13年4月16日)	48
2	神戸地方公聴会(第151回国会平成13年6月4日)·····	48
3	名古屋地方公聴会(第153回国会平成13年11月26日)	49
4	沖縄地方公聴会(第154回国会平成14年4月22日)	49
5	札幌地方公聴会(第154回国会平成14年6月24日)	49
6	福岡地方公聴会(第155回国会平成14年12月9日)	49
7	全沢地方公聴会 第156回国会平成15年5日12日)	50

8	高松地方公聴会(第156回国会平成15年6月9日)	50
9	広島地方公聴会(第159回国会平成16年3月15日)	50
第4節	中間報告書	51
1	中間報告書の提出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
2	中間報告書の構成	51
3	中間報告書の配付等	51
第5節	海外調査等 ·····	52
第1	海外調査	52
1	衆議院欧州各国憲法調査議員団	
	(平成12年9月10日~19日)	52
2	衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団	
	(平成13年8月28日~9月7日)······	53
3	衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団	
	(平成14年9月23日~10月5日)	54
4	衆議院米国、カナダ及びメキシコ憲法調査議員団	
	(平成15年8月31日~9月13日)	55
5	衆議院 EU 憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法調査議員団	
	(平成16年9月5日~17日)	56
第2	表敬訪問	57
1	インドネシア共和国国民協議会憲法改正作業部会一行	57
2	デンマーク王国国会副議長一行	57
3	ドイツ連邦議会法務委員会一行	57
4	スリランカ国会常任委員会副委員長一行	57
等 c 答	スの仏の江野	F 0
第6節		58
1	憲法のひろば	58
2	論文募集	58
3	ポスターの作製及び配付	58
4	衆議院憲法調査会ニュース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
5	衆議院憲法調査会ホームページ	58

第3編 憲法調査会の調査の経過及びその内容

第1章 調査の経過

憲法調査会は、平成 12 年 1 月 20 日に設置されて以降平成 13 年 12 月まで、「日本国憲法の制定経緯」「戦後の主な違憲判決」及び「21 世紀の日本のあるべき姿」をテーマに、日本国憲法についての広範かつ総合的な調査を進めた。平成 14 年は、憲法調査会の下に「基本的人権の保障」「政治の基本機構のあり方」「国際社会における日本のあり方」及び「地方自治」の四つのテーマをそれぞれ専門的に調査する小委員会を設置し、日本国憲法に関する個別論点について調査を行った。平成 15 年から平成 16 年 6 月にかけては、憲法調査会の下に「最高法規としての憲法のあり方」「安全保障及び国際協力等」「基本的人権の保障」及び「統治機構のあり方」の四つのテーマをそれぞれ専門的に調査する小委員会を設置し、日本国憲法の前文及び 103 か条の全条章についての網羅的な調査を行った。平成 16 年 8 月以降は、小委員会を設置せず、憲法調査会において委員間の議論を中心に調査を行った。

この間、国民各層の意見を聴取するため、平成 13 年には宮城県仙台市、兵庫県神戸市及び愛知県名古屋市にて、平成 14 年には沖縄県名護市、北海道札幌市及び福岡県福岡市にて、平成 15 年には石川県金沢市及び香川県高松市にて、平成 16 年には広島県広島市にて地方公聴会を行い、さらに、同年 5 月及び 11 月には衆議院内にて公聴会を行った。

また、主に憲法調査会委員をもって構成された調査議員団が 5 度にわたり海外に派遣され、平成 12 年はドイツ、スイス、イタリア、フランス及びフィンランドの憲法に関する実情について、平成 13 年はロシア及びハンガリーその他の東欧各国、オランダ及びスペインをはじめとする王室制度を有する 5 か国並びにイスラエルの憲法に関する実情について、平成 14 年は英国、タイ及びシンガポールをはじめとする東南アジア 5 か国、中国及び韓国の憲法に関する実情について、平成 15 年は米国、カナダ及びメキシコの憲法に関する実情について、平成 16 年は EU、スウェーデン及びフィンランドの憲法に関する実情について調査が行われた。

第1節 憲法調査会及び小委員会における調査

1 第 147 回国会

平成12年1月20日に召集された第147回国会では、 会長及び幹事の互選、 各会派からの意見表明、 「日本国憲法の制定経緯」についての調査、 憲法記念日に向けての自由討議、 「戦後の主な違憲判決」についての調査を行った。

第147回国会の調査経過は次のとおりである。

年月日	回次	議題	議事等
H12. 1.20(木)	第1回	会長及び幹事の互選	
2.17(木)	第2回	日本国憲法に関する件	委員葉梨信行君、鹿野道彦君、平田米男君、野田毅君、佐々木陸海 君及び伊藤茂君から意見を聴取した。
۵.11(۱۲)	# 2 E	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。
2.24(木)	第3回	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 駒澤大学法学部教授 駒澤大学大学院法学研究科委員長 西 修 君 日本大学法学部教授 青山 武憲 君
3. 9(木)	第4回	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 獨協大学法学部教授 広島大学総合科学部助教授 村田 晃嗣 君
3.23(木)	第5回	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 名古屋大学名誉教授 香川大学法学部教授 高橋 正俊 君
4. 6(木)	第6回	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京大学法学部教授 筑波大学社会科学系教授 進藤 榮一 君
4.20(木)	第7回	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 神戸大学大学院法学研究科教授 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授 天川 晃 君
4.27(木)	第8回	日本国憲法に関する件	自由討議を行った。
5.11(木)	第9回	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	自由討議を行った。
5.25(木)	第10回	日本国憲法に関する件 (戦後の主な違憲判決)	最高裁判所当局から説明を聴取した後、質疑を行った。 (説明者) 最高裁判所事務総局行政局長 千葉 勝美 君

2 第 148 回国会

第 42 回衆議院議員総選挙後、平成 12 年 7 月 4 日に召集された第 148 回国会では、会長及び幹事の互選を行った。

第148回国会の調査経過は次のとおりである。

年月日	回次	議題	議事等
H12. 7. 5(水)	第1回	会長及び幹事の互選	

3 第 149 回国会

平成 12 年 7 月 28 日に召集された第 149 回国会では、「今後の憲法調査会の進め方」についての自由討議を行った。

第149回国会の調査経過は次のとおりである。

	年月日	回次	議題	議事等	
I	·112. 8. 3(木)	第1回	日本国憲法に関する件 (今後の憲法調査会の進め方)	自由討議を行った。	

4 第 150 回国会

平成 12 年 9 月 21 日に召集された第 150 回国会では、 「21 世紀の日本のあるべき姿」についての調査、 衆議院欧州各国憲法調査議員団の調査概要についての報告聴取を行った。

第150回国会の調査経過は次のとおりである。

年月日	回次	議題	議事等	
H12. 9.28(木)	第1回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京大学大学院情報学環教授 作家 参考人出頭要求に関する件について、協議決定	田中 明彦 君 小田 実 君 した。
		日本国憲法に関する件	衆議院欧州各国憲法調査議員団の調査の概要に 郎君から説明を聴取した。	ついて、会長中山太
10.12(木)	第2回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 作家、日本財団会長 日本大学大学院総合社会情報研究科教授	曽野 綾子 君 近藤 大博 君
10.26(木)	第3回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 財団法人国際東アジア研究センター所長	市村 真一君
11. 9(木)	第4回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京大学教授 南山大学教授・法学博士	佐々木 毅君
11.30(木)	第5回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京都知事 ジャーナリスト	石原慎太郎 君 櫻井よしこ 君
12. 7(木) (閉会中)	第6回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 評論家、麗澤大学教授 上智大学教授	松本 健一 君 渡部 昇一 君
12.21(木)(閉会中)	第7回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 国際基督教大学教養学部教授	村上陽一郎 君

平成 12 年 10 月 12 日の憲法調査会は、参議院比例代表に「非拘束名簿式」を導入するための公職選挙 法改正案をめぐり国会が混乱していたため、民主、自由、共産、社民各会派の所属委員の出席を得られ ないまま開会した。

5 第 151 回国会

平成 13 年 1 月 31 日に召集された第 151 回国会では、 「21 世紀の日本のあるべき姿」についての調査を行うとともに、 仙台及び神戸にてそれぞれ地方公聴会を行った。

第151回国会の調査経過は次のとおりである。

年月日	回次	議題	議事等
H13. 2. 8(木)	第1回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 岩手県立大学長 西澤 潤一 君 東京大学教授 高橋 進 君 参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。
2.22(木)	第2回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 理化学研究所ゲノム科学総合研究センター 遺伝子構造・機能研究グループプロジェクトディレクター 林﨑 良英 君 日本大学人口研究所次長 日本大学経済学部教授 小川 直宏 君
3. 8(木)	第3回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。 参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) ソフトバンク株式会社代表取締役社長 孫 正義 君
3.22(木)	第4回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 学習院大学法学部教授 東京大学社会情報研究所教授 歩きないである。 歩きないである。 坂本多加雄 君 東京大学社会情報研究所教授 歩きないである。
4.16(月)		日本国憲法について	第1回地方公聴会(宮城県仙台市)
4.26(木)	第5回	日本国憲法に関する件	日本国憲法に関する調査について、派遣委員から報告を聴取した。
5.17(木)	第6回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人)
6. 4(月)		日本国憲法について (21世紀の日本のあるべき姿)	第2回地方公聴会(兵庫県神戸市)
6.14(木)	第7回	日本国憲法に関する件	自由討議を行った。 日本国憲法に関する調査について、派遣委員から報告を聴取した。

6 第 152 回国会

平成13年8月7日に召集された第152回国会では、憲法調査会を開かなかった。

7 第 153 回国会

平成 13 年 9 月 27 日に召集された第 153 回国会では、 衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団の調査概要についての報告聴取及び自由討議、 「21 世紀の日本のあるべき姿」について、それぞれ国際連合と安

全保障、統治機構に関する諸問題、人権保障に関する諸問題をテーマとして 調査を行うとともに、 名古屋にて地方公聴会を行った。

第153回国会の調査経過は次のとおりである。

年月日	回次	議題	議事等
H13. 10.11(木)	第1回	日本国憲法に関する件	衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団の調査の 概要について、会長中山太郎君から説明を聴取した後、討議を行っ た。
10.11()()		日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。
10.25(木)	第2回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿 ~国際連合と安全保障~)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京大学教授 大沼 保昭 君 拓殖大学国際開発学部教授 森本 敏 君
			委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。
11. 8(木)	第3回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿 ~統治機構に関する諸問題~)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京大学法学部教授 東京大学大学院法学政治学研究科教授 森田 朗君
11.26(月)		国際社会における日本の役割	第3回地方公聴会(愛知県名古屋市)
11.29(木)	第4回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿 ~人権保障に関する諸問題~)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 中部大学中部高等学術研究所所長 武者小路公秀 君 城西大学経済学部教授 畑尻 剛 君
		日本国憲法に関する件	日本国憲法に関する調査について、派遣委員から報告を聴取した。
12. 6(木)	第5回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	自由討議を行った。

8 第 154 回国会

平成 14 年 1 月 21 日に召集された第 154 回国会では、日本国憲法に関する個別の論点についての専門的・効果的な調査を行うため、憲法調査会の下に小委員会を設置して調査を進めることとした。各小委員会の調査方法については、基本的にこれまでと同様に参考人を招致して意見を聴取し、これに対して質疑を行う形で進めることとしたが、参考人が退席した後に委員のみで自由討議を行うことにより、議論を深めることとした。

同国会では、各小委員会において、 基本的人権の保障についての調査、 政治の基本機構のあり方についての調査、 国際社会における日本のあり 方についての調査、 地方自治についての調査を行う一方、憲法調査会にお いて、 我が国の安全保障についての自由討議、 各小委員長からの報告及 び自由討議を行うとともに、 沖縄及び札幌にてそれぞれ地方公聴会を行っ た。

第154回国会の調査経過は次のとおりである。

年月日	回次	議題	議事等
H14. 2. 7(木)	第1回	日本国憲法に関する件	基本的人権の保障に関する調査小委員会、政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会、国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会及び地方自治に関する調査小委員会を設置することに、協議決定した。 小委員会における参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。
2.14(木)	人権小 第 1 回	基本的人権の保障に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 成城大学法学部教授 棟居 快行 君
2.14(八)	政治小 第 1 回	政治の基本機構のあり方に関 する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 東京大学教授 高橋 和之 君
2.00(±)	国際小第1回	国際社会における日本のあり 方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 名古屋大学大学院法学研究科教授 松井 芳郎 君
2.28(木)	地方小 第 1 回	地方自治に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 筑波大学教授 岩崎美紀子 君
0.14(+)	政治小第2回	政治の基本機構のあり方に関 する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 北海道大学大学院法学研究科教授 山口 二郎 君
3.14(木)	人権小 第2回	基本的人権の保障に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 成蹊大学教授 安念 潤司 君
3.19(火)	第2回		委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。
2.00(+)	地方小第2回	地方自治に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 東京大学大学院法学政治学研究科教授 森田 朗 君
3.28(木)	国際小第2回	国際社会における日本のあり 方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 日本貿易振興会理事長 畠山 襄 君
4.11(+)	人権小 第3回	基本的人権の保障に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 広島大学法学部長 阪本 昌成 君
4.11(木)	政治小第3回	政治の基本機構のあり方に関 する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 京都大学教授 大石 眞 君
4.22(月)		日本国憲法について (21世紀の日本と憲法)	第4回地方公聴会(沖縄県名護市)
4.25(木)	第3回	日本国憲法に関する件	日本国憲法に関する調査について、派遣委員から報告を聴取した 後、自由討議を行った。
5. 9(木)	国際小第3回	国際社会における日本のあり 方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 株式会社三井物産戦略研究所所長 寺島 実郎 君
J. 3(N)	地方小 第3回	地方自治に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 東京大学教授 神野 直彦 君
5.16(木)	第4回		委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。

年月日	回次	議題	議事等
5.23(木)	政治小第4回	政治の基本機構のあり方に関 する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 大阪大学大学院法学研究科教授 松井 茂記 君
3.23(/\()	人権小 第4回	基本的人権の保障に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 日本政策研究センター所長 伊藤 哲夫 君
c «+)	地方小第4回	地方自治に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 鳥取県知事 片山 善博 君
6. 6(木)	国際小第4回	国際社会における日本のあり 方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 杏林大学総合政策学部教授 田久保忠衛 君
6.24(月)		日本国憲法について (21世紀の日本と憲法)	第5回地方公聴会(北海道札幌市)
~ \(\dag{\dag{\dag{\dag{\dag{\dag{\dag{	人権小 第5回	基本的人権の保障に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 日本労働組合総連合会事務局長 草野 忠義 君
7.4(木)	政治小第5回	政治の基本機構のあり方に関 する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 高崎経済大学助教授 八木 秀次 君
7.11(+)	国際小第5回	国際社会における日本のあり 方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 東京大学社会科学研究所助教授 中村 民雄 君
7.11(木)	地方小第5回	地方自治に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 三重県知事 北川 正恭 君
7.25(木)	第5回	日本国憲法に関する件	自由討議を行った。 基本的人権の保障に関する調査小委員長、政治の基本機構のあり方に関する調査小委員長、国際社会における日本のあり方に関する調査小委員長及び地方自治に関する調査小委員長から、それぞれ報告を聴取した。 日本国憲法に関する調査について、派遣委員から報告を聴取した。

9 第 155 回国会

平成 14 年 10 月 18 日に召集された第 155 回国会では、11 月 1 日に中間報告書の協議決定を行い、同日、中山太郎会長から綿貫民輔議長に提出した。また、日本国憲法に関する個別の論点についての専門的・効果的な調査を引き続き行うため、憲法調査会の下に第 154 回国会と同様の小委員会を設置して調査を進めることとした。

同国会では、各小委員会において、 基本的人権の保障についての調査、 政治の基本機構のあり方についての調査、 国際社会における日本のあり 方についての調査、 地方自治についての調査を行う一方、憲法調査会において、 衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団の調査概要についての報 告聴取及び自由討議、 各小委員長からの報告及び自由討議を行うとともに、 福岡にて地方公聴会を行った。

第155回国会の調査経過は次のとおりである。

年月日	回次	議題	議事等
H14. 10.24(木)	第1回	幹事の辞任及び補欠選任	
11. 1(金)	第2回	中間報告書に関する件	中間報告書について、協議決定した。
11. 7(木)	第3回	日本国憲法に関する件	衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団の調査の概要について、会長中山太郎君から説明を聴取した後、討議を行った。 基本的人権の保障に関する調査小委員会、政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会、国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会及び地方自治に関する調査小委員会を設置することに、協議決定した。 小委員会における参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。 委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。
11.14(+)	国際小第1回	国際社会における日本のあり 方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 政策研究大学院大学助教授 岩間 陽子 君
11.14(木)	政治小 第1回	政治の基本機構のあり方に関 する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 京都大学総合人間学部助教授 高田 篤 君
11 20/ +)	人権小 第1回	基本的人権の保障に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 東京大学大学院教育学研究科教授 苅谷 剛彦 君
11.28(木)	地方小 第 1 回	地方自治に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 志木市長 穂坂 邦夫 君
12. 9(月)		日本国憲法について (21世紀の日本と憲法)	第6回地方公聴会(福岡県福岡市)
12.12(木)	第4回	日本国憲法に関する件	自由討議を行った。 基本的人権の保障に関する調査小委員長、政治の基本機構のあり方に関する調査小委員長、国際社会における日本のあり方に関する調査小委員長及び地方自治に関する調査小委員長から、それぞれ報告を聴取した。 日本国憲法に関する調査について、派遣委員から報告を聴取した。

10 第 156 回国会

平成 15 年 1 月 20 日に召集された第 156 回国会では、日本国憲法の前文及び 103 か条の全条章についての網羅的な調査を専門的・効果的に行うため、憲法調査会の下に第 154 回国会及び第 155 回国会における小委員会の調査テーマを変更し、「最高法規としての憲法のあり方」「安全保障及び国際協力等」「基本的人権の保障」及び「統治機構のあり方」の四つのテーマを専門的に調査する小委員会を設置して調査を進めることとした。小委員会における調査方法については、従来の参考人質疑及び自由討議のほか、参考人を招致せずに、小委員から意見を聴取してこれに対する質疑又は発言を行い、その後に自由討議を行う方法も導入した。また、憲法調査会における各小委員長からの報告及び自由討議については、第 154 回国会及び第 155 回国会ではそれぞれの会期末に行っていたのに対して、第 156 回国会では四つの小委員会を 1 回ずつ順次開会したその都度行うこととした。

第 156 回国会では、各小委員会において上記各テーマについての調査を行う一方、憲法調査会においては、 「現在の国際情勢と国際協力」及び「条約と憲法」について、イラク問題・北朝鮮問題をめぐる憲法的諸問題を中心とした自由討議、 各小委員長からの報告及び自由討議、 憲法記念日に向けての自由討議を行うとともに、 金沢及び高松にてそれぞれ地方公聴会を行った。

第156回国会の調査経過は次のとおりである。

年月日	回次	当去り過点性過は入りで議り題	議事等
		日本国憲法に関する件 (現在の国際情勢と国際協力)	自由討議を行った。
H15. 1.30(木)	第1回	日本国憲法に関する件	最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会、安全保障及 び国際協力等に関する調査小委員会、基本的人権の保障に関する調 査小委員会及び統治機構のあり方に関する調査小委員会を設置す ることに、協議決定した。 小委員会における参考人出頭要求に関する件について、協議決定し た。
2. 6(木)	最高小第1回	最高法規としての憲法のあり 方に関する件 (象徴天皇制)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 國學院大学講師、東京経済大学講師 元共同通信記者 髙橋 紘君
۵. نر ۸۲)	安国小第1回	安全保障及び国際協力等に関 する件 (非常事態と憲法)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 拓殖大学国際開発学部教授 森本 敏 君 法政大学法学部教授 五十嵐敬喜 君
	統治小第1回	統治機構のあり方に関する件 (地方自治)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 岩手県知事 増田 寛也 君
2.13(木)	人権小 第1回	基本的人権の保障に関する件 (教育を受ける権利)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 慶應義塾学事顧問 日本私立学校振興・共済事業団理事長 鳥居 泰彦 君 早稲田大学教授 岡村 遼司 君
2.27(木)	第2回	日本国憲法に関する件	自由討議を行った。 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員長、安全保障及 び国際協力等に関する調査小委員長、統治機構のあり方に関する調 査小委員長及び基本的人権の保障に関する調査小委員長から、それ ぞれ報告を聴取した。
2 (4 +)	安国小第2回	安全保障及び国際協力等に関 する件 (非常事態と憲法)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 国際政治・軍事アナリスト 小川 和久 君
3.6(木)	最高小第2回	最高法規としての憲法のあり 方に関する件 (象徴天皇制)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 元最高裁判所判事
3.13(木)	統治小第2回	統治機構のあり方に関する件 (地方自治)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 新潟県亀田町長 阿部 學雄 君
	人権小 第2回	基本的人権の保障に関する件 (労働基本権)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 東京大学教授 菅野 和夫 君 内閣府情報公開審査会委員 元労働省女性局長 藤井 龍子 君

年月日	回次	議 題	議事等
3.18(火)	第3回		委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。
3.20(木)	第4回	日本国憲法に関する件 (条約と憲法)	自由討議を行った。
3.27(木)	第5回	日本国憲法に関する件	自由討議を行った。 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員長、統治機構の あり方に関する調査小委員長、基本的人権の保障に関する調査小委 員長及び安全保障及び国際協力等に関する調査小委員長から、それ ぞれ報告を聴取した。
4. 3(木)	最高小 第3回	最高法規としての憲法のあり 方に関する件 (硬性憲法としての改正手続)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会調査室主任 北海道大学名誉教授 日本大学法学部教授 長尾 龍一 君
	安国小	安全保障及び国際協力等に関	小委員から意見を聴取し、質疑又は発言を行った後、自由討議を行った。
	第3回	する件 (国際協力)	(基調発言者) 野田 毅君(自民) 首藤 信彦君(民主) 自由討議を行った。
4.17(木)	第6回	日本国憲法に関する件	最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員長及び安全保 障及び国際協力等に関する調査小委員長から、それぞれ報告を聴取 した。
			委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。
5. 8(木)	安国小 第4回	安全保障及び国際協力等に関 する件 (国際機関と憲法)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) AMDA グループ代表 特定非営利活動法人 AMDA 理事長 菅波 茂 君 財団法人日本国際問題研究所理事長 佐藤 行雄 君
	最高小 第4回	最高法規としての憲法のあり 方に関する件 (明治憲法と日本国憲法)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京大学名誉教授 坂野 潤治 君
5.12(月)		日本国憲法について (特に、非常事態(安全保障を 含む)と憲法、統治機構(地 方自治を含む)のあり方及び 基本的人権の保障のあり方)	第7回地方公聴会(石川県金沢市)
	人権小 第3回	基本的人権の保障に関する件 (知る権利・アクセス権と	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人)
r 1r/ ± \	7. O I	プライバシー権)	中央大学法学部教授 堀部 政男 君
5.15(木)	統治小 第3回	統治機構のあり方に関する件 (司法制度及び憲法裁判所)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 前内閣法制局長官、弁護士 津野 修 君 前最高裁判所長官 山口 繁 君
5.29(木)	第7回	日本国憲法に関する件	自由討議を行った。 安全保障及び国際協力等に関する調査小委員長、最高法規としての 憲法のあり方に関する調査小委員長、基本的人権の保障に関する調 査小委員長及び統治機構のあり方に関する調査小委員長から、それ ぞれ報告を聴取した。 日本国憲法に関する調査について、派遣委員から報告を聴取した。
6. 5(木)	統治小 第4回	統治機構のあり方に関する件 (財政)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 神戸学院大学法学部法律学科助教授 窪田 好男 君 新潟大学助教授 桜内 文城 君
	人権小 第 4 回	基本的人権の保障に関する件 (基本的人権と公共の福祉)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 千葉大学法経学部助教授 小林 正弥 君

年月日	回次	議題	議事等
6. 9(月)		日本国憲法について (特に、非常事態(安全保障を 含む)と憲法、統治機構(地 方自治を含む)のあり方及び 基本的人権の保障のあり方)	第8回地方公聴会(香川県高松市)
6.12(木)	第8回	日本国憲法に関する件	自由討議を行った。 統治機構のあり方に関する調査小委員長及び基本的人権の保障に 関する調査小委員長から、それぞれ報告を聴取した。 日本国憲法に関する調査について、派遣委員から報告を聴取した。
7. 3(木)	最高小第5回	最高法規としての憲法のあり 方に関する件 (前文)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 鹿島建設株式会社常任顧問 英 正道 君
	安国小 第 5 回	安全保障及び国際協力等に関 する件 (憲法第9条)	小委員から意見を聴取し、質疑又は発言を行った後、自由討議を行った。 (基調発言者) 近藤 基彦 君(自民)藤井 裕久 君(自由)
	人権小 第5回	基本的人権の保障に関する件 (社会保障と憲法)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 北海道大学長 中村 睦男 君 東京学芸大学教育学部助教授 小塩 隆士 君
7.10(木)	統治小 第 5 回	統治機構のあり方に関する件 (国会と内閣の関係)	国立国会図書館当局から説明を聴取した。 (説明者) 国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会調査室主任 高見 勝利 君 小委員から意見を聴取し、質疑又は発言を行った後、自由討議を行った。 (基調発言者) 古川 元久 君(民主) 井上 喜一 君(保守新党)
7.24(木)	第9回	日本国憲法に関する件	自由討議を行った。 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員長、安全保障及 び国際協力等に関する調査小委員長、基本的人権の保障に関する調 査小委員長及び統治機構のあり方に関する調査小委員長から、それ ぞれ報告を聴取した。

11 第 157 回国会

平成 15 年 9 月 26 日に召集された第 157 回国会では、 衆議院米国、カナダ及びメキシコ憲法調査議員団の調査概要についての報告聴取、 自由討議を行った。

また、憲法調査会の下に第 156 回国会と同様の小委員会を設置したが、程なく衆議院が解散されたため、小委員会を開くに至らなかった。

第157回国会の調査経過は次のとおりである。

年月日	回次	議題	議事等
H15. 10. 2(木)	第1回	日本国憲法に関する件	自由討議を行った。 衆議院米国、カナダ及びメキシコ憲法調査議員団の調査の概要について、会長中山太郎君から説明を聴取した。 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会、安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会、基本的人権の保障に関する調査小委員会及び統治機構のあり方に関する調査小委員会を設置することに、協議決定した。 小委員会における参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。

12 第 158 回国会

第 43 回衆議院議員総選挙後、平成 15 年 11 月 19 日に召集された第 158 回 国会では、会長及び幹事の互選を行った。

第158回国会の調査経過は次のとおりである。

年月日	回次	議題	議事等
H15. 11.20(木)	第1回	会長及び幹事の互選	

13 第 159 回国会

平成 16 年 1 月 19 日に召集された第 159 回国会では、第 156 回国会及び第 157 回国会に引き続き、日本国憲法の前文及び 103 か条の全条章についての網羅的な調査を専門的・効果的に行うため、憲法調査会の下に第 156 回国会及び第 157 回国会と同様の小委員会を設置して調査を進めることとした。憲法調査会及び小委員会での調査方法は第 156 回国会と同様である。

第 159 回国会では、各小委員会において、 最高法規としての憲法のあり方についての調査、 安全保障及び国際協力等についての調査、 基本的人権の保障についての調査、 統治機構のあり方についての調査を行う一方、憲法調査会において、 自由討議、 各小委員長からの報告及び自由討議、「科学技術の進歩と憲法」についての調査、 公聴会を行うとともに、

第159回国会の調査経過は次のとおりである。

広島にて地方公聴会を行った。

年月日	回次	議題	議事等
H16. 1.22(木)	第1回	日本国憲法に関する件	自由討議を行った。 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会、安全保障及 び国際協力等に関する調査小委員会、基本的人権の保障に関する調 査小委員会及び統治機構のあり方に関する調査小委員会を設置す ることに、協議決定した。 小委員会における参考人出頭要求に関する件について、協議決定し た。
			委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。
2. 5(木)	最高小 第1回	最高法規としての憲法のあり 方に関する件 (天皇制)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 流通経済大学法学部教授、九州大学名誉教授 横田 耕一 君
	安国小 第1回	安全保障及び国際協力等に関 する件 (憲法第9条)	小委員から意見を聴取し、質疑又は発言を行った後、自由討議を行った。 (基調発言者) 中谷 元君(自民)松本 剛明君(民主)
2.19(木)	人権小 第1回	基本的人権の保障に関する件 (法の下の平等)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 中央大学(法科大学院開設準備室)教授 内野 正幸 君
	統治小第1回	統治機構のあり方に関する件 (司法制度)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 立命館大学法学部教授 市川 正人 君

年月日	回次	議題	議事等
2.26(木)	第2回	日本国憲法に関する件	自由討議を行った。 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員長、安全保障及 び国際協力等に関する調査小委員長、基本的人権の保障に関する調 査小委員長及び統治機構のあり方に関する調査小委員長から、それ ぞれ報告を聴取した。
3.4(木)	安国小第2回	安全保障及び国際協力等に関する件 (国家統合・国際機関への加入 及びそれに伴う国家主権の移譲)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 駐日欧州委員会代表部大使 ベルンハルド・ツェプター 君
	最高小 第2回	最高法規としての憲法のあり 方に関する件 (直接民主制の諸制度)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 大阪産業大学人間環境学部助教授 井口 秀作 君
3.11(木)	統治小 第2回	統治機構のあり方に関する件 (人権擁護委員会その他の準 司法機関・オンブズマン制度)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 東海大学政治経済学部教授 宇都宮深志 君
3.11(/K)	人権小 第2回	基本的人権の保障に関する件 (市民的・政治的自由)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 学習院大学法学部長 野坂 泰司 君
3.15(月)		日本国憲法について (特に、非常事態(安全保障を 含む)と憲法、統治機構(地 方自治を含む)のあり方及び 基本的人権の保障のあり方)	第9回地方公聴会(広島県広島市)
3.18(木)	第3回	日本国憲法に関する件	自由討議を行った。 安全保障及び国際協力等に関する調査小委員長、最高法規としての 憲法のあり方に関する調査小委員長、統治機構のあり方に関する調 査小委員長及び基本的人権の保障に関する調査小委員長から、それ ぞれ報告を聴取した。 日本国憲法に関する調査について、派遣委員から報告を聴取した。
3.23(火)	第4回		公聴会開会承認要求の件について、協議決定した。
3.25(木)	最高小 第3回	最高法規としての憲法のあり 方に関する件 (憲法保障)	最高裁判所当局から説明を聴取し、参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (説明者) 最高裁判所事務総長 竹崎 博允 君 (参考人) 北海道大学大学院法学研究科教授 笹田 栄司 君
	安国小第3回	安全保障及び国際協力等に関 する件 (非常事態と憲法)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 岩手県立大学総合政策学部教授 小針 司 君 防衛大学校助教授 松浦 一夫 君
4. 1(木)	人権小 第3回	基本的人権の保障に関する件 (公共の福祉)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 大阪大学大学院高等司法研究科教授 松本 和彦 君
	統治小 第3回	統治機構のあり方に関する件 (財政)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京大学大学院法学政治学研究科教授 碓井 光明 君 千葉大学法経学部教授 広井 良典 君

年月日	回次	議 題	議事等
4. 8(木)	第5回	日本国憲法に関する件	自由討議を行った。 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員長、安全保障及 び国際協力等に関する調査小委員長、基本的人権の保障に関する調 査小委員長及び統治機構のあり方に関する調査小委員長から、それ ぞれ報告を聴取した。
		日本国憲法に関する件 (科学技術の進歩と憲法)	参考人から意見を聴取することに、協議決定した。
4.15(木)	第6回	日本国憲法に関する件 (科学技術の進歩と憲法)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 元早稲田大学教授 早稲田大学国際バイオエシックス・バイオ法研究所元所長 木村 利人 君
4.22(木)	安国小第4回	安全保障及び国際協力等に関 する件 (地域安全保障)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 青山学院大学国際政治経済学部教授
4.22(/\()	最高小 第4回	最高法規としての憲法のあり 方に関する件 (憲法と国際法)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 北星学園大学経済学部助教授 齊藤 正彰 君
5.12(水)	公聴会 第1回	日本国憲法に関する件	公述人から意見を聴取した後、質疑を行った。
5.13(木)	公聴会 第2回	日本国憲法に関する件	公述人から意見を聴取した後、質疑を行った。
5.20(木)	統治小第4回	統治機構のあり方に関する件 (中央政府と地方政府の権限 のあり方)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人)
J.2U(/\()	人権小 第 4 回	基本的人権の保障に関する件 (経済的・社会的・文化的自由)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 関西大学法科大学院教授 野呂 充 君
	人権小 第 5 回	基本的人権の保障に関する件 (刑事手続上の権利・被害者 の人権)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 早稲田大学法学部・法務研究科教授 田口 守一 君
5.27(木)	統治小 第5回	統治機構のあり方に関する件 (二院制と会計検査制度)	会計検査院当局から説明を聴取し、参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (説明者) 会計検査院長 森下 伸昭 君 (参考人) 一橋大学大学院法学研究科助教授 只野 雅人 君
6. 3(木)	第7回	日本国憲法に関する件	自由討議を行った。 安全保障及び国際協力等に関する調査小委員長、最高法規としての 憲法のあり方に関する調査小委員長、基本的人権の保障に関する調 査小委員長及び統治機構のあり方に関する調査小委員長から、それ ぞれ報告を聴取した。
6.10(木)	第8回	日本国憲法に関する件	自由討議を行った。

14 第 160 回国会

平成 16 年 7 月 30 日に召集された第 160 回国会では、第 159 回国会の会期 終了日前後に相次いで公表された自由民主党の「憲法改正プロジェクトチーム「論点整理」」、民主党の「創憲に向けて、憲法提言 中間報告」及び公明 党の「公明党憲法調査会による「論点整理」」に関して 3 党より発言を聴取し

た後、各会派からの意見聴取を行った。

第160回国会の調査経過は次のとおりである。

年月日	回次	議題	議事等
H16. 8. 5(木)	第1回	日本国憲法に関する件	委員保岡興治君、枝野幸男君、太田昭宏君、近藤基彦君、山花郁夫 君、赤松正雄君、山口富男君及び土井たか子君から意見を聴取した。

15 第 161 回国会

平成 16 年 10 月 12 日に召集された第 161 回国会では、小委員会を設置せずに、憲法調査会において委員間の議論を中心に調査を行うこととした。

同国会では、 衆議院 EU 憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法調査議員団の調査概要についての報告聴取及び自由討議、 議会オンブズマンその他の行政に対するチェックの仕組みについての自由討議、 国際機関と憲法についての自由討議、 国民投票制度についての自由討議、 国会・内閣についての自由討議、 公聴会を行った。

第161回国会の調査経過は次のとおりである。

年月日	回次	議題	議事等
H16. 10.14(木)	第1回	日本国憲法に関する件	衆議院 EU 憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法調査議員団の調査の概要について、会長中山太郎君から説明を聴取した後、討議を行った。 公聴会開会承認要求の件について、協議決定した。
10.21(木)	第2回	日本国憲法に関する件 ~議会オンプズマンその他の行 政に対するチェックの仕組み~ ~国際機関と憲法~	自由討議を行った。
10.28(木)	第3回	日本国憲法に関する件 ~国民投票制度について~	自由討議を行った。
11.11(木)	公聴会 第1回	日本国憲法に関する件	公述人から意見を聴取した後、質疑を行った。
11.18(木)	公聴会 第2回	日本国憲法に関する件	公述人から意見を聴取した後、質疑を行った。
11.25(木)	公聴会 第3回	日本国憲法に関する件	公述人から意見を聴取した後、質疑を行った。
12. 2(木)	第4回	日本国憲法に関する件 ~国会・内閣~	自由討議を行った。

16 第 162 回国会

平成 17 年 1 月 21 日に召集された第 162 回国会では、第 161 回国会と同様に、小委員会を設置せずに、憲法調査会において委員間の議論を中心に調査を行うこととした。

第 162 回国会では、 天皇についての自由討議、 安全保障・国際協力・ 非常事態についての自由討議、 国民の権利及び義務についての自由討議、 国会・内閣等についての自由討議、 財政・地方自治についての自由討議、 司法・改正・最高法規等についての自由討議、 前文・その他についての

自由討議、全体を通しての締め括りの自由討議を行った。 第162回国会の調査経過は次のとおりである。

年月日	回次	議題	議事等
H17. 2. 3(木)	第1回	日本国憲法に関する件 ~天皇~ ~安全保障・国際協力・非常事態~	自由討議を行った。
2.10(木)	第2回	日本国憲法に関する件 ~国民の権利及び義務~ ~国会・内閣等~	自由討議を行った。
2.17(木)	第3回	日本国憲法に関する件 ~財政・地方自治~ ~司法・改正・最高法規等~	自由討議を行った。
2.24(木)	第4回	日本国憲法に関する件 ~前文・その他~ ~全体を通しての締め括り~	自由討議を行った。
4.15(金)	第5回	報告書に関する件	

第2節 公聴会

日本国憲法に関する調査のため、国民の各層から日本国憲法に関する件について意見を聴取する公聴会を、平成 16 年 5 月 12 日及び 13 日並びに平成 16 年 11 月 11 日、18 日及び 25 日に行った。

公述人は次のとおりである。

1 第 159 回国会第 1 回公聴会(平成 16 年 5 月 12 日)

	上智大学法学部教授	猪口 邦子 君
	早稲田大学大学院教授	川本 裕子 君
/\\ +	元群馬県林業改良普及協会事務局長	井ノ川金三 君
公述人	慶應義塾大学総合政策学部助教授	小熊 英二 君
	東京大学大学院教授・文化人類学者	船曳 建夫 君
	東亜大学学長	山崎 正和 君

2 第 159 回国会第 2 回公聴会 (平成 16 年 5 月 13 日)

	弁護士	吉田	健一 君
公述人	日本電子専門学校専任講師	安保	克也 君
	元四国学院大学大学院生	日髙	明 君

3 第 161 回国会第 1 回公聴会 (平成 16 年 11 月 11 日)

	弁護士、気候ネットワーク代表	浅岡 美恵 君
	社団法人日本医師会会長	植松 治雄 君
//\ *	埼玉大学名誉教授	暉峻 淑子 君
公述人	元内閣総理大臣	中曽根康弘 君
	元内閣総理大臣	宮澤 喜一君
	元滋賀県知事、元大蔵大臣	武村 正義 君

4 第 161 回国会第 2 回公聴会 (平成 16 年 11 月 18 日)

	社団法人日本青年会議所 2004 年度専務理	
		高竹 和明 君
	社団法人アムネスティ・インターナショナ	ル日本事務局長
		寺中 誠君
公述人	聖路加国際病院理事長・名誉院長	日野原重明 君
	法政大学法学部教授	江橋 崇君
	桐蔭横浜大学法学部教授、岐阜女子大学名	誉教授
	チベット文化研究所名誉所長	ペマ・ギャルポ 君
	関西大学法科大学院教授	村田 尚紀 君

5 第 161 回国会第 3 回公聴会 (平成 16 年 11 月 25 日)

	足立区議会議員	白石 正輝 君
	会社員	篠原 裕明 君
/\\ 	電気機器メーカー人事課長	平塚 章文 君
公述人	団体職員	山田 淳平 君
	大学生	青龍美和子 君
	無職	森 信幸 君

第3節 地方公聴会

日本国憲法についての国民各層の意見を聴取し、憲法調査会における調査の 参考にするため、宮城県仙台市、兵庫県神戸市、愛知県名古屋市、沖縄県名護 市、北海道札幌市、福岡県福岡市、石川県金沢市、香川県高松市及び広島県広 島市にて地方公聴会を行った。

派遣委員及び意見陳述者は次のとおりである。

1 仙台地方公聴会 (第 151 回国会平成 13 年 4 月 16 日)

	中山 太郎君(自民) 葉梨 信行君(自民)	鹿野 道彦君(民主)
派遣委員	仙谷 由人君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明)	藤島 正之君(自由)
	春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民)	小池百合子君(保守)
	近藤 基彦君(21クラブ)	
	仙台経済同友会代表幹事	手島 典男 君
	宮城県鹿島台町長	鹿野 文永 君
	東北大学名誉教授	志村 憲助 君
	東北大学文学部教授	田中 英道 君
意見	専修大学法学部教授、東北大学名誉教授	小田中聰樹 君
陳述者	「憲法」を愛する女性ネット代表	久保田真苗 君
外廷日	東北福祉大学助教授	米谷 光正 君
	弘前学院聖愛高等学校教諭	濱田 武人 君
	専修大学北上高等学校講師、志民学習会代表	遠藤 政則 君
	みやぎ生協平和活動委員会委員長	齋藤 孝子 君

2 神戸地方公聴会(第151回国会平成13年6月4日)

	中川 昭一君(自民) 中山 太郎君(自民)	葉梨	信行君(自民)
派遣委員	鹿野 道彦君(民主) 中川 正春君(民主)	斉藤	鉄夫君(公明)
	塩田 晋君(自由) 春名 真章君(共産)	金子	哲夫君(社民)
	小池百合子君(保守) 近藤 基彦君(21757))	
	兵庫県知事	貝原	俊民 君
	川西市長	柴生	進 君
	神戸市長	笹山	幸俊 君
	学校法人大前学園理事長	大前	繁雄 君
意 見	神戸大学副学長・大学院法学研究科教授	浦部	法穂 君
陳述者	弁護士	中北龍	龍太郎 君
	兵庫県医師会会長	橋本	章男 君
	兵庫県北淡町長	小久仆	呆正雄 君
	会社経営	塚本	英樹 君
	大阪工業大学助教授	中田	作成 君

3 名古屋地方公聴会(第153回国会平成13年11月26日)

		=
派遣委員	中山 太郎君(自民) 葉梨 信行君(自民) 鹿野 道彦君(民主) 島 聡君(民主) 都築 譲君(自由) 春名 真章君(共産) 宇田川芳雄君(21クラプ)	鳩山 邦夫君(自民) 斉藤 鉄夫君(公明) 金子 哲夫君(社民)
意 見 陳述者	名古屋大学名誉教授 主婦 岐阜県立高等学校教諭 名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程 弁護士 大学生	田口富久治 君西 英子 君野原 清嗣 君 別畑 博昭 君 田井戸康雄 君 加藤 征憲 君

4 沖縄地方公聴会 (第 154 回国会平成 14 年 4 月 22 日)

派遣委員	久間 章生君(自民) 中山 太郎君(自民) 島 聡君(民主) 中野 寛成君(民主) 藤島 正之君(自由) 春名 真章君(共産) 井上 喜一君(保守)	葉梨 信行君(自民) 赤松 正雄君(公明) 金子 哲夫君(社民)
意 見 陳述者	平和憲法・地方自治問題研究所主宰 弁護士 ビジネススクール校長 沖縄国際大学法学部教授 大学生 沖縄県議会議員	山内 德信 君 新垣 勉 君 恵 隆之介 君 垣花 豊順 君 稲福絵梨香 君 安次富 修 君

5 札幌地方公聴会(第154回国会平成14年6月24日)

派遣委員	中川 昭一君(自民) 中山 太郎君(自民) 中川 正春君(民主) 中野 寛成君(民主) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 井上 喜一君(保守)	葉梨 信行君(自民) 赤松 正雄君(公明) 金子 哲夫君(社民)
意 見 陳述者	大東亜商事株式会社代表取締役 農業 北海道弁護士会連合会理事長 大学生 小樽商科大学教授 弁護士	稲津定俊君石塚と君田中宏君佐藤聖美君結城洋一郎君馬杉榮一君

6 福岡地方公聴会(第155回国会平成14年12月9日)

派遣委員	中山 太郎君(自民) 葉梨 信行君(自民) 大出 彰君(民主) 仙谷 由人君(民主) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産)	保岡 興治君(自民) 江田 康幸君(公明) 金子 哲夫君(社民)
意 見 陳述者	地方公務員 弁護士 会社員 元九州産業大学教授 主婦 福岡大学名誉教授・元長崎県立大学学長	日下部恭久 表 表 表 表 表 是 世 村 是 是 力 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

7 金沢地方公聴会(第156回国会平成15年5月12日)

派遣委員	中川 昭一君(自民) 中山 太郎君(自民) 桑原 豊君(民主) 仙谷 由人君(民主) 一川 保夫君(自由) 春名 真章君(共産)	遠藤	信行君(自民) 和良君(公明) 哲夫君(社民)
意 見 陳述者	無職 福井県立大学教授 弁護士 弁護士 大学教授	山島岩淵 岩淵田 鴨野	利男 君 洋一 君 正明 君 智美 君 幸雄 君

意見陳述を予定していた蓮池ハツイ君は都合により欠席したため、意見陳述応募 の際に寄せられた意見の要旨を事務局が朗読した。

8 高松地方公聴会(第156回国会平成15年6月9日)

派遣委員	山谷えり子君(保守新党)	平井 卓也君(自民) 遠藤 和良君(公明) 金子 哲夫君(社民)
意 見 陳述者	弁護士 四国学院大学教授 学生 元中学校社会科教師 主婦 香川大学法学部助教授	草薙 順一 君 根本 博愛 君 高木 健一 君 西原 一宇 君 坂上ハツ子 君 鹿子嶋 仁 君

9 広島地方公聴会(第159回国会平成16年3月15日)

派遣委員	渡海紀三朗君(自民) 中山 太郎君(自民) 仙谷 由人君(民主) 山花 郁夫君(民主) 山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民)	船田 元君(自民) 斉藤 鉄夫君(公明)
意 見 陳述者	公務員 広島大学大学院教授・医師 元広島平和記念資料館館長 団体職員 社会福祉法人みどりの町理事長 岡山県議会議員	佐藤 周一君 秀 道広君 高橋 昭博君 平田香奈子君 岡田 孝裕君 小田 春人君

第4節 中間報告書

1 中間報告書の提出等

憲法調査会の調査期間は、議院運営委員会理事会の申合せにより、「概ね5年程度を目途とする」こととされ、第154回国会をもって、その調査期間の折り返し点となる2年半が経過した。

憲法調査会は、憲法調査会規程 2 条 2 項の規定により、それまでの調査の経過及びその内容を取りまとめた中間報告書を作成し、平成 14 年 11 月 1 日、議長に提出した。

また、同月 29 日の本会議において、中山太郎会長が、中間報告書の提出の経 緯及び概要について報告を行った。

2 中間報告書の構成

中間報告書は、憲法調査会が第 147 回国会召集日(平成 12 年 1 月 20 日)に 設置されてから第 155 回国会平成 14 年 10 月 24 日までの憲法調査会の調査の 経過及びその内容を取りまとめたものであり、その構成は次のとおりである。

- 第1編 憲法調査会の設置の経緯
- 第2編 憲法調査会の設置の趣旨とその組織及び運営
- 第3編 憲法調査会の調査の経過及びその内容
 - 第1章 調査の経過
 - 第2章 調査の概要
- 第3章 憲法調査会における委員及び参考人等の発言に関する論点整理 第4編 資料

3 中間報告書の配付等

中間報告書は、政党、関係省庁、都道府県議会付属図書館、政令指定都市議会付属図書館、都道府県、市、在日大使館、マスコミ、主要団体、大学法学部などに配付した。また、衆議院ホームページ(http://www.shugiin.go.jp)内の憲法調査会のページに掲載し、公開した。

なお、中間報告書の英語版も作成し、ホームページで公開した。

第5節 海外調査等

第1 海外調査

1 衆議院欧州各国憲法調査議員団(平成12年9月10日~19日)

平成 12 年 9 月 10 日から同月 19 日にかけて、衆議院より中山太郎憲法調査会会長を団長とする衆議院欧州各国憲法調査議員団が派遣され、ドイツ、スイス、イタリア、フランス及びフィンランドの憲法に関する実情について調査が行われた。

この調査には、中山太郎会長を団長、鹿野道彦会長代理を副団長として、石川要三君(自民)、中川昭一君(自民)、葉梨信行君(自民)、仙谷由人君(民主)、赤松正雄君(公明)、春名真章君(共産)及び辻元清美君(社民)の9名が参加した。

	1		•
日付	訪問国	訪問先	<u>懇談相手</u>
1110		連邦憲法裁判所	ユタ・リンバッハ長官 ウド・シュタイナー裁判官
H12. 9.11		アルベルト・トハー	
9.11	ドイツ	・ヴォーンハイム	良心的兵役拒否者
		養護施設	
9.12		日本国大使公邸	鈴木徹書記官(在フィンランド日本国大使館)
0.12		連邦議会	アルフレッド・ハルテンバッハ議員(社会民主党法務部会長)
			レモ・ギジン下院議員(外務委員・元憲法改正委員、 社会民主党) ウルリッヒ・フィッシャー下院議員(外務委員、自由 民主党)
9.13	スイス	連邦議会	レモ・ガリ下院議員(外務委員、キリスト教民主党) ジョン・クレール議会事務局次長 アレッサンドロ・デルプレット議会事務局広報官
			(スイス連邦司法警察省) ルチウス・マーダー憲法・行政部長 ディター・ビダーマン上級顧問(元憲法改正チーム次長) リダ・フローア法制部長
9.14		日本国大使公邸	作家 塩野七生氏
9.15	イタリア	憲法裁判所	チェーザレ・ミラベッリ長官 フェルナンド・サントスォッソ判事 リカルド・キエッパ判事 フランコ・ビーレ判事 ジョヴァンニ・マリア・フリック判事 マウリツィオ・ネーヴォラ儀典長
		衆議院(下院) 憲法問題委員会	ローザ・ルッソ・イェルヴォリーノ委員長(人民党) ジャコモ・ガッラ議員(中道右翼連合)
9.18	フランス	国民議会	クリスティーヌ・ラゼルジュ副議長(社会党) エティエンヌ・パント議員(仏日友好議員連盟副会長、 ヴェルサイユ市長、共和国連合)
		憲法院	イヴ・ギュエナ総裁 シモンヌ・ヴェイユ委員 ジョン・クロード・コリアール委員

2 衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団 (平成 13 年 8 月 28 日~9月7日)

平成 13 年 8 月 28 日から同年 9 月 7 日にかけて、衆議院より中山太郎憲法調査会会長を団長とする衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団が派遣され、ロシア及びハンガリーその他の東欧諸国を含めた 5 か国、オランダ及びスペインをはじめとする王室制度を有する 5 か国並びにイスラエルの合計 11 か国の憲法に関する実情について調査が行われた。

この調査には、中山太郎会長を団長、鹿野道彦会長代理を副団長として、 葉梨信行君(自民)、保岡興治君(自民)、仙谷由人君(民主)、斉藤鉄夫君(公 明)、山口富男君(共産)、金子哲夫君(社民)及び近藤基彦君(21 クラブ) の9名が参加した。

日付	訪問国	訪問先	懇談相手
	ロシア	国家院(下院)	ザドルノフ議員 ジューコフ議員 ザカーエフ議員 バルジャノヴァ議員 ルキン副議長 ルキャノフ国家建設委員長
H13. 8.29		法務省	エブドキーモフ第一法務次官 ジーミン対外関係局第一次長 フェドロフ連邦構成主体法制局次長 パンチェンコ立法活動局長 シュリピツィン法案作成局次長 ボロディナ国家・地方機関関係法担当局長 ゴルジュスキン対外関係局専門員
		連邦憲法裁判所 附属憲法裁判分析 センター	ストラシュン副所長 クドリャブツェフ事務局長
8.30	ハンガリー	日本国大使公邸	安田国彦書記官(在ハンガリー日本国大使館) 大杉恵美書記官(在ポーランド日本国大使館) 佐藤輝書記官(在チェッコ日本国大使館) 好井正信書記官(在ルーマニア日本国大使館)
	オランダ	第一院(上院)	アルテス議長
8.31		女王官房府 内務省	ロディウス長官 ピータース憲法問題王国関係局長代理 ヴェーゼル法律顧問
		日本国大使館	梶本洋之書記官(在スウェーデン日本国大使館) 藤田順三参事官(在デンマーク日本国大使館) 大槻大輔書記官(在ベルギー日本国大使館)
	-	ホテル内会議室	ショフマン検事次長
9.2		司法省	シトリート司法相 ショハム クネセット基本法委員会法律顧問
	/ 7 = 7 !!	ホテル内会議室	ピネス クネセット基本法委員会委員長
	イスラエル	外務省	ペレス副首相兼外相
		ホテル内会議室	カルモン博士 セガル テルアビブ大学教授 アレンス イスラエル日本友好議員連盟会長

日付	訪問国	訪問先	懇談相手
		国務院	カベロ議長 ラビージャ常任評議員 ロドリゲス常任評議員 エレロ評議員
9.5	スペイン	下院憲法委員会	マリスカル・デ・ガンテ委員長 シスネロス議員 ベラ議員 ジャネー・イ・グアスク議員 ベルムデス・デ・カストロ議員 ガリード議員 ドレゴ・デ・カルロス委員会課長

3 衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団(平成14年9月23日~10月5日)

平成 14 年 9 月 23 日から同年 10 月 5 日にかけて、衆議院より中山太郎憲法調査会会長を団長とする衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団が派遣され、英国、タイ及びシンガポールをはじめとする東南アジア 5 か国、中国及び韓国の憲法に関する実情について調査が行われた。

この調査には、中山太郎会長を団長として、葉梨信行君(自民) 中川正春君(民主)及び春名真章君(共産)の4名が参加した。

日付	訪問国	訪問先	懇談相手
		議員会館	(人権に関する両院合同委員会) ポール・エバンス氏 (委員会クラーク)
H14. 9.24		副首相府	ニック・レインズフォールド デボリューション担当閣外大臣 イアン・スコッター (イングランド)地域議会部長
		ロンドン大学	ロバート・ヘーゼル教授(コンスティテューション・ユニット (憲法問題研究団体)調査部長)
	英国		(上院改革に関する両院合同委員会) デビッド・ビーミッシュ氏 (委員会クラーク)
9.25		日本国大使館	(政府上院改革チーム) ジュディス・シンプソン氏 ローラ・ビーモント氏
			ステファン・ベティ氏 アンソニー・ザカルスキー氏 チャールズ・コクラン公務員組合評議会事務局長
		憲法裁判所	スチット裁判官
9.27	タイ	ラーマ7世研究所	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
0.21		バンコク市内	マルット・ブンナーク元下院議長
9.28		日本国大使公邸	吉田雅治公使(在フィリピン日本国大使館) 牛尾滋書記官(在マレーシア日本国大使館) 和田充広参事官(在インドネシア日本国大使館) 谷昌紀書記官(在インドネシア日本国大使館)
	>.>. +1-+2	司法長官庁	ジェフリー・チャン民事局長
9.30	シンガポール	外務省	ジャヤクマール外務大臣兼法務大臣
		日本国大使館	ティオ・リーアン シンガポール国立大学助教授
		日本国大使公邸	チン・テットヤン国会議員 ラヴィンドラン国会議員 チャールズ・チョン国会議員

日付	訪問国	訪問先	懇談相手
10.2	中国	中国人民大学	(法学院) 曾憲義院長 韓大元副院長 許崇徳教授 張正釗教授 楊建順教授 莫于川教授 劉俊傑中央党校社会発展研究所教授
		ホテル内会議室	劉志剛 中央党校出版社研究員
10.3		人民大会堂	張春生 全人代常務委員会法制工作委員会副主任
10.4	韓国	国会	林寛用 議長 金鍾斗 法制室長
		憲法裁判所	朴容相 事務処長
		国家人権委員会	金昌國 委員長

4 衆議院米国、カナダ及びメキシコ憲法調査議員団(平成 15 年 8 月 31 日 ~ 9 月 13 日)

平成 15 年 8 月 31 日から同年 9 月 13 日にかけて、衆議院より中山太郎憲法調査会会長を団長とする衆議院米国、カナダ及びメキシコ憲法調査議員団が派遣され、各国の憲法に関する実情について調査が行われた。

この調査には、中山太郎会長を団長、仙谷由人会長代理を副団長として、 中川昭一君(自民)及び山口富男君(共産)の4名が参加した。

訪問先及7	『懇談相手等は次のとお』	りである
메미ル及し	心吹作士もは外りという	ソしめる。

日付	訪問国	訪問先	懇談相手等
H15. 9.1		サクラメント 市内	バリー・キーン元カリフォルニア州上院議員 スコット・キーン在サンフランシスコ日本国総領事館政 治コンサルタント
9.2	米国	UC バークレイ校	川藤淳于各員講師 ジェシー・ショパー法学部教授 ステファン・バーネット法学部教授 スティーブン・ヴォーゲル政治学部准教授
9.4	メキシコ	国立自治大学 メキシコシティー市内 連邦最高裁判所 メキシコシティー市内	ゴードン・シルバースタイン政治学部助教授 フェルナンド・セラーノ法学部長 イグナシオ・ブルゴア国立自治大学名誉教授 ヘナロ・ゴンゴラ判事 フェルナンド・ソラーナ元外務大臣
9.8		会計検査院(GAO) 議会予算局(CBO)	
9.9	米国	連邦議会下院	トマス・レイノルズ議員(共和党選挙対策委員長) スティーブ・チャボット議員(司法委員会憲法小委員長) ロバート・ネイ議員(議院管理委員長)
		国務省 連邦最高裁判所	リチャード・アーミテイジ副長官 アントニン・スカリア陪席判事

日付	訪問国	訪問先	懇談相手 等
	カナダ	連邦最高裁判所	ベヴァリー・マクラクラン長官 マイケル・バスタラシェ判事
9.11		国防省	ドルー・ロバートソン国際安全保障政策局長 キャロライン・キーラー国際安全保障政策局平和維持政 策部員
		連邦議会下院	ドン・ブードリア国務大臣・下院政府総務
		枢密院事務局	キース・クリスティ事務総長補

5 衆議院 EU 憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法調査議員団(平成 16 年 9 月 5 日 ~ 17 日)

平成 16 年 9 月 5 日から同月 17 日にかけて、衆議院より中山太郎憲法調査会会長を団長とする衆議院 EU 憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法調査議員団が派遣され、EU、スウェーデン及びフィンランドの憲法に関する実情について調査が行われた。

この調査には、中山太郎会長を団長として、船田元君(自民) 仙谷由人君(民主) 枝野幸男君(民主) 保岡興治君(自民) 中谷元君(自民)及び近藤基彦君(自民)の7名が参加した。

日付	訪問国	訪問先	懇談相手
H16.		ストックホルム 国際平和研究所 (SIPRI)	アリソン・ベイルズ所長
9.6	スウェーデン	国会	トミー・ヴァイデリッヒ EU 諮問委員会委員長 ペール・ヴェステルベリ第一副議長 ヤン・ペンレヴ元国会オンブズマン(現副国会オンブズマン)
9.7			ボー・ケンベリ議員(元社会大臣) ヨーテ・ヴァルストローム議員
		法務省	トーマス・ボードストローム法務大臣
9.8		国会	(行政委員会) マッティ・ヴァイスト委員長 ヴェイヨ・プフヨ副委員長 ラッセ・ハウタラ委員
	フィンランド	ヘルシンキ市内	(国会雇用・男女平等委員会) ユッカ・グスタフソン委員長 アンネ・ホルムルンド副委員長 マルクス・ムスタヤルヴィ委員 キンモ・ティーリカイネン委員
9.9		国会	(憲法委員会) アルト・サトネン委員 シモ・ルンドゥグレン委員 マルクス・ムスタヤルヴィ委員 キンモ・キルユネン議員(コンベンション・フィンランド国会 代表)
0.16		EU 理事会	ジャン・クロード・ピーリス法律顧問
9.10	ベルギー	欧州議会	ジャン・リュック・デハーネ コンベンション副議長 フェルナンド・バレンズエラ対外関係総局次長
9.13		欧州委員会	ピーター・ファン・ヌッフェル「欧州の将来」タスクフォー ス課長

日付	訪問国	訪問先	懇談相手
		欧州人権裁判所	ルツィウス・ヴィルトハーバー長官
9.14	フランス	欧州議会	アントニオ・ヴィトリーノ欧州委員会委員(司法·内務問 題担当)
			ニキフォロス・ディアマンドロス欧州オンブズマン
			ゲオルグ・ヤルツェンボウスキー対日交流議員団副団長
9.15			イニゴ・メンデス・デ・ビゴ コンベンション欧州議会代表団 団長
			クラウス・ヘンシュ コンベンション欧州議会代表団副団長
			ヨー・ライネン憲法問題委員会委員長
			アンドリュー・ダフ コンベンション欧州議会代表団副団長
			エルマー・ブローク外交委員会委員長

第2 表敬訪問

憲法調査会では、外国議員団の表敬訪問を次のとおり 4 回受け、両国の憲法事情等について懇談を行った。

1 インドネシア共和国国民協議会憲法改正作業部会一行

平成 12 年 4 月 17 日、ランベ国民協議会議員を団長とするインドネシア共和国国民協議会憲法改正作業部会一行 15 名の表敬訪問を受け、懇談を行った。憲法調査会からは、中山太郎会長、鹿野道彦会長代理、中川昭一君(自民)葉梨信行君(自民)及び伊藤茂君(社民)が出席した。

2 デンマーク王国国会副議長一行

平成 13 年 3 月 7 日、シモンセン第一副議長を団長とするデンマーク王国国会副議長一行 6 名の表敬訪問を受け、懇談を行った。憲法調査会からは、中山太郎会長、鹿野道彦会長代理、葉梨信行君(自民)、中川正春君(民主)、斉藤鉄夫君(公明)、藤島正之君(自由)、春名真章君(共産)、金子哲夫君(社民)及び近藤基彦君(21 クラブ)が出席した。

3 ドイツ連邦議会法務委員会一行

平成 14 年 4 月 5 日、ショルツ委員長を団長とするドイツ連邦議会法務委員会一行 8 名の表敬訪問を受け、懇談を行った。憲法調査会からは、中山太郎会長、中野寛成会長代理、中川昭一君(自民) 葉梨信行君(自民) 保岡興治君(自民) 赤松正雄君(公明) 藤島正之君(自由) 春名真章君(共産)金子哲夫君(社民)及び井上喜一君(保守)が出席した。

4 スリランカ国会常任委員会副委員長一行

平成 14 年 7 月 18 日、アンドラヘンナディ常任委員会副委員長外 1 名の表 敬訪問を受け、懇談を行った。憲法調査会からは、中山太郎会長、中野寛成 会長代理及び葉梨信行君(自民)が出席した。

第6節 その他の活動

1 憲法のひろば

憲法調査会では、憲法に関して広く国民一般の意見を受け付ける窓口として「憲法のひろば」を平成 12 年 2 月 25 日から開設し、郵便、FAX 及び電子メールによって意見を受け付けた。寄せられた意見は、憲法調査会事務局において整理集計し、会長、幹事及びオブザーバーに対して定期的に報告され、憲法調査会での議論の参考に供された。寄せられた意見総数は、平成 17 年 3 月 31 日現在で 2541 件である (寄せられた意見のデータについては第 4 編資料 9 参照)。

2 論文募集

平成 12 年には、憲法調査会設置後初めて迎える憲法記念日に向けて PR 活動を行い、「憲法調査会に望むもの」をテーマに国民各層から論文を募集し、その結果、計 214 件の論文が寄せられた。幹事会の協議により、特に参考になるもの 19 件を選定し、同年 5 月 11 日の憲法調査会議録に参照掲載した。

3 ポスターの作製及び配付

平成 12 年に、上記論文募集に併せて、憲法論議について国民の関心を喚起するため、「憲法を見つめることは、国を考えること、生活を思うこと。 / 5 月 3 日は憲法記念日」との標語を使用したポスターを作製し、衆議院議員、政党、省庁、都道府県、市、主要団体、大学法学部などに配付した。なお、平成15 年 3 月、ポスターを再作製し、関係各所に改めて配付した。

4 衆議院憲法調査会ニュース

第 150 回国会からは、国民各層に対する広報活動の一環として、憲法調査会における議論をまとめた「衆議院憲法調査会ニュース」を憲法調査会の開会毎に発行し、FAX 及び電子メールで希望者に対して送付するとともに、傍聴者にも配付するなどして情報公開に努めた。

5 衆議院憲法調査会ホームページ

インターネットが憲法調査会と国民をつなぐ重要な手段であることにかんがみ、平成12年1月20日に憲法調査会が設置されると同時に衆議院ホームページ(http://www.shugiin.go.jp)内に憲法調査会のページを開設した。その後、内容の充実を図り、各会議における議論の概要、配付資料、今後の開会予定等について情報を提供した。

また、平成12年7月からは英語版のホームページも作成した。

第2章 調査の概要

第2章	調査の概要	61
第1節	憲法調査会における調査	61
第2節	小委員会における調査	97
1	第154回国会及び第155回国会	97
(1) 基本的人権の保障に関する調査小委員会	97
(2) 政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会	101
(3) 国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会	105
(4) 地方自治に関する調査小委員会	110
2	第156回国会及び第159回国会	114
(1) 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会	114
(2) 安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会	122
(3) 基本的人権の保障に関する調査小委員会	131
(4) 統治機構のあり方に関する調査小委員会	141
第3節	公聴会における調査	152
1	第159回国会第1回公聴会(平成16年5月12日)	152
2	第159回国会第2回公聴会(平成16年5月13日)	154
3	第161回国会第1回公聴会(平成16年11月11日)	156
4	第161回国会第2回公聴会(平成16年11月18日)	159
5	第161回国会第3回公聴会(平成16年11月25日)	162
第4節	地方公聴会における調査	166
1	仙台地方公聴会(平成13年4月16日)	166
2	神戸地方公聴会(平成13年6月4日)······	167
3	名古屋地方公聴会(平成13年11月26日)	168
4	沖縄地方公聴会(平成14年4月22日)	170
5	札幌地方公聴会(平成14年6月24日)	171
6	福岡地方公聴会(平成14年12月9日)	172
7	金沢地方公聴会(平成15年5月12日)	173
8	高松地方公聴会(平成15年6月9日)······	174
9	広島地方公聴会(平成16年3月15日)	176
第5節	海外調査	178
1	衆議院欧州各国憲法調査議員団	
	(平成12年9日10日~19日)	172

2	衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団	
	(平成13年8月28日~9月7日)	183
3	衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団	
	(平成14年9月23日~10月5日)	193
4	衆議院米国、カナダ及びメキシコ憲法調査議員団	
	(平成15年8月31日~9月13日)	200
5	衆議院 EU 憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法調査議員団	
	(平成16年9月5日~17日)	208

第2章 調査の概要

前章で記載したように、憲法調査会では、これまで、日本国憲法についての 広範かつ総合的な調査を進めてきた。また、主に憲法調査会委員をもって構成 された調査議員団が 5 度にわたり海外に派遣され、海外各国の憲法に関する実 情について調査が行われた。

以下に、これらの調査における議論の概要等を、「憲法調査会における調査」「小委員会における調査」「公聴会における調査」「地方公聴会における調査」 及び「海外調査」に分けて記載する。

第1節 憲法調査会における調査

第 147 回国会第 1 回 H12.1.20 (通算第 1 回)

会長及び幹事の互選を行った。

第 147 回国会第 2 回 H12.2.17 (通算第 2 回)

「日本国憲法に関する件(日本国憲法の制定経緯)」についての参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。

「日本国憲法に関する件」について、憲法調査会の調査を開始するに当たっての各会派所属委員からの意見表明を行った。

各会派所属委員からの意見表明においては、憲法調査会の今後の調査の進め方等に関し、憲法調査会の果たすべき役割、国のかたちの根幹をなす憲法について様々な視点や角度から議論する必要性、憲法制定前後の歴史的検証を行う必要性、憲法の三原則の意義、国民とともに憲法を議論する必要性、憲法について国際比較調査を行う必要性、憲法改正の要否、憲法の先駆的内容を明らかにする必要性、憲法と現実との乖離について調査する必要性等について、発言があった。

第 147 回国会第 3 回 H12.2.24 (通算第 3 回)

「日本国憲法に関する件(日本国憲法の制定経緯)」について、以下の参考 人から意見を聴取した後、質疑を行った。

<u>にし</u>おさむ

西 修 参考人 (駒澤大学法学部教授、駒澤大学大学院法学研究科委員長)

参考人からは、内閣憲法調査会の報告書や貴族院議事録等に照らせば、憲

法制定過程は「押しつけ」であったと評価できるとの意見が述べられ、GHQ 側は検閲により「押しつけ」の事実の隠蔽を図ったこと、日本の憲法を外国 人が作ることに疑問を感じていた面もあることが指摘された。

また、9条の成立過程に関しては、マッカーサー・ノートでは自衛戦争の放棄までもが記載されていたが、現実的でないために総司令部案では削除されたこと、芦田修正に関しては、芦田本人の意図は不明であるが、修正による自衛目的の軍隊保持の可能性を察知した極東委員会が文民条項の挿入を要請したことが指摘された。そして、これらの経緯を踏まえると、自衛のための戦力は持ち得ると解釈するのが自然であるとの意見が述べられた。

これに対して、現行憲法への占領政策の影響の有無、憲法が国民に受け入れられた理由、ドイツと我が国との憲法制定経緯の差異、現在まで憲法が改正されなかった理由、「押しつけ」であることを理由とした憲法改正の妥当性等について質疑を行った。

あおやまたけのり

青山武憲参考人(日本大学法学部教授)

参考人からは、いわゆる護憲勢力とされている社会党及び共産党は、憲法制定時にはむしろ日本国憲法案に反対又は批判的な立場であったとの指摘がなされた。そして、憲法制定当時は、GHQによる検閲等の言論統制がなされたために、憲法草案が国民に素直に受け入れられたのであり、また、ポツダム宣言は実質的意味での憲法の改正を要求しているが、明治憲法そのものの改正を要求しておらず、松本委員会が同憲法の枠内で憲法改正を企図したのは当然であるとの意見が述べられた。

さらに、極東委員会及びGHQの行為は、ハーグ陸戦法規及びポツダム宣言に違反しており、また、明治憲法の改正という手段による憲法制定も改正の限界を超えたものであることから、日本国憲法の制定行為には違法行為があったとの意見が述べられた。

これに対して、現行憲法の有効性、「押しつけ」の意味、ポツダム宣言の受諾と憲法改正の必要性の関係、憲法制定時の「戦争放棄」に対する国民の支持等について質疑を行った。

第 147 回国会第 4 回 H12.3.9 (通算第 4 回)

「日本国憲法に関する件(日本国憲法の制定経緯)」について、以下の参考 人から意見を聴取した後、質疑を行った。

こせきしょういち

古関彰 一参考人 (獨協大学法学部教授)

参考人からは、講和条約及び日米安保条約とそれに続く MSA 協定の調印以

後、自衛隊と憲法 9 条との関係が問題化し、自由・改進両党が憲法改正を目指す中でなされた松本烝治証言に「押しつけ論」の起源があるとの指摘がなされ、また、松本は GHQ 案を受け入れなければ天皇の身体が保障されないと言われたと証言しているが、憲法は国家意思の下に形成されるものである以上、制定時の体験や感情論で議論されるべきではないとの意見が述べられた。

そして、GHQ は極東委員会が設置される前に憲法を作成しようとしたこと、マッカーサーは天皇制維持に尽力したこと、GHQ 案は帝国議会において多くの点が修正されたこと、吉田首相は国会答弁で憲法改正の意思を持っていない旨を表明していること等が指摘された上で、占領状態において、日本はアメリカと対等の立場にあったとは言えないが、日本国憲法の制定に際して我が国が国家意思の決定の手続を確かに経たことを考慮せねばならないとの意見が述べられた。

これに対して、独立国家の憲法としての現憲法の妥当性、GHQの日本世論の把握状況、現憲法が我が国に定着してきたことの意味、改憲論と講和条約及びMSA協定の関係等について質疑を行った。

むらたこうじ

村田晃嗣参考人(広島大学総合科学部助教授)

参考人からは、個別法は一般法に優先するので、ポツダム宣言の履行として行われた日本国憲法の制定は、一般法たるハーグ陸戦法規に違反せず、また日本国憲法の無効の主張は、戦後日本民主主義の否定につながる非生産的なものであるとの意見が述べられた。

そして、マッカーサーが自衛戦争をも放棄させようとした意図として、 平和主義の徹底をアピールして占領を早期に終了させ、天皇制を保持しよう としたこと、 アメリカの核により日本を守れると考えたことが指摘され、 また、極東委員会は芦田修正による日本の再軍備の可能性を察知したが、修 正そのものには反対せず、文民条項挿入を要求したことが指摘された。

さらに、 日本は、アジア太平洋戦争に侵略性があったことを認め、侵略 戦争の定義を明確にして、憲法 9 条の禁止する戦争と許容する戦争との区別 を明確にすべきである、 「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、 われらの安全と生存を保持しようと決意した」という前文の国際認識は誤っ ており、改める必要があるとの意見が述べられた。

これに対して、「押しつけ」憲法論、芦田修正における芦田自身の意図、天皇制維持についての当時の国民の認識、憲法論議に際して必要な国家観、9条改正の動きと米国のアジア戦略の関係等について質疑を行った。

第 147 回国会第 5 回 H12.3.23 (通算第 5 回)

「日本国憲法に関する件(日本国憲法の制定経緯)」について、以下の参考 人から意見を聴取した後、質疑を行った。

はせがわまさやす

長谷川正安参考人(名古屋大学名誉教授)

参考人からは、憲法を見る基準として、 国家主権、 国家権力の規制原理(権力分立、議会主義等) 個人の自由及び権利保障の三点が備わっているかが重要であり、これに照らし、戦前の日本には明治憲法に基づく法体系と皇室典範や統帥権独立等に基づく法体系の二元的体系が存在しており問題であったとの指摘がなされ、さらに、現在の日本には日本国憲法に基づく法体系とこれに矛盾する日米安保条約に基づく法体系の二元的体系が存在しており、占領期における憲法とポツダム勅令・政令の二元的体系の並存状況に類似しているとの指摘がなされた。

そして、 憲法の調査では、憲法の条文が守られ、実現されているかという点が重要であり、その上で現実と条文とのいずれを直すかを考えるべきである、 日米安保体制下で国家主権が制限されているに等しく、大企業では人権が侵害されている等、憲法の規定が守られていない現在の我が国の状況において、憲法改正を議論するのはおかしいとの意見が述べられた。

これに対して、占領下で制定された憲法の有効性、日米安保条約と国家主権の関係、憲法裁判所的な機関の設置の是非、憲法の観点から見た沖縄の現状、基本的人権擁護の現状等について質疑を行った。

たかはしまさとし

高橋正俊参考人(香川大学法学部教授)

参考人からは、ポツダム宣言は条件付き休戦条約であったが、その実施の 段階では無条件降伏として運用され、その結果、連合国による国家改造プロ グラムが発動し、大日本帝国憲法が改正されたとの説明がなされた。

そして、日本国憲法の制定について、法理的視角から以下のように考えるべきであるとの意見が述べられた。 占領中の大日本帝国憲法及び日本国憲法は、ポツダム宣言から GHQ の命令に至る法体系中の管理法令であり、また、講和条約締結後の日本国憲法は占領中の同憲法とは法的に断絶したものであるが、講和条約締結後の日本は管理法令たる憲法に対する扱いを決定するべき時期を迎えたにもかかわらず特段の動きをしなかった、 このような法の断絶がある場合、法の効力は制定手続や内容から与えられる法の属性ではなく、それを支える「意思と諸力」というその環境から生じるものであると解すべきであり、現行憲法は管理法令時代に制定されたものであるため「押しつけ」等の議論がなされる理由に乏しく、また、占領終了後は国民には現行

憲法を支える「意思と諸力」が存在した。

これに対して、現実と乖離した憲法条文の改正の必要性、憲法が実質的に 占領下の管理法令体系に組み込まれたことによる「無憲法状態」の意味、ポ ツダム宣言における憲法改正の要求等について質疑を行った。

第 147 回国会第 6 回 H12.4.6 (通算第 6 回)

「日本国憲法に関する件(日本国憲法の制定経緯)」について、以下の参考 人から意見を聴取した後、質疑を行った。

きたおかしんいち

北岡伸一参考人(東京大学法学部教授)

参考人からは、まず、「押しつけ」憲法であったというだけでの改憲はするべきでないとの意見が述べられた。そして、その上で、 マッカーサーは、極東委員会が占領政策の実権を掌握する前の憲法制定を企図したが、ハーグ陸戦法規やポツダム宣言違反となることを恐れ、日本政府の自発的意思によるものと見せかけた、 軍備放棄条項の発案者が幣原であるというのは虚偽である、 日本国憲法の制定経緯は、その受け入れと天皇制護持や経済援助が引き換えになったという点で条約的であった、 芦田修正に関する芦田自身の意図は不明であるが、一連の行為は作為的に解され、ケーディスは国の自衛権を当然視してこれを黙認したが、これを危険視した他の連合国が文民条項を要求したとの意見が述べられた。さらに、日本国憲法を考える前提として、憲法と条約や法律の関係、不戦条約や国連憲章と 9 条の関係等を理解する必要があるとの意見が述べられた。

これに対して、極東委員会や GHQ の認めた憲法の再検討が進まなかった理由、9 条と集団的自衛権の関係、憲法の制定から自衛隊の創設に至る米国政府の方針転換等について質疑を行った。

しんどうえいいち

進藤榮一参考人(筑波大学社会科学系教授)

参考人からは、憲法の国際的意義の観点から、「三つの D」、すなわち「民主主義化(Democratization)」、「脱軍事化(Demilitarization)」及び「脱植民地主義化(Decolonization)」に着目する必要があり、これらは現行憲法の制定過程において、GHQにより、文民条項の挿入や地方分権の推進等を通じて具体化されたとの指摘がなされた上で、 現行憲法の制定過程が「押しつけ」であるとする主張があるが、国の制度を根本的に変え得るのは外国人のみであり、外国人が憲法を作成するのは異常事態ではなく、むしろ憲法制定の慣例である、 憲法制定過程の論議では、時間と場所の観念をはずし、憲法の理念の普遍性を理解する必要があり、その際には、「土着化(国民の間に

どう根付いたか)」、「国際化(国外からどう影響を受けたか)」という外的要因を検討する必要があるとの意見が述べられた。

さらに、制定過程に見られる日本国民の先見性と国際性を取り戻し、「第二の戦後改革」を実行する必要がある、憲法改正の是非については、積極的に否定はしないが、単なる制度いじりは無意味であり、憲法の理念を実現していく施策の実行が重要であるとの意見が述べられた。

これに対して、芦田修正の意図及び 9 条改正の是非、憲法制定過程における日本と GHQ の共通認識、日米安保体制と憲法との関係等について質疑を行った。

第 147 回国会第 7 回 H12.4.20 (通算第 7 回)

幹事の補欠選任を行った。

「日本国憲法に関する件(日本国憲法の制定経緯)」について、以下の参考 人から意見を聴取した後、質疑を行った。

い ぉ き ヾ まこと 五百旗頭 真 参考人(神戸大学大学院法学研究科教授)

参考人からは、マッカーサーは当初自衛戦争をも否定していたが、ケーディスは、芦田修正を自衛権保持の明確化及び国際安全保障への参加を容易にするものとして賛成したとの指摘がなされ、また、マッカーサーや吉田は徹底した平和主義を表明する一方で(顕教) 自衛権保持は可能と考えた(密教)ように、「顕教」と「密教」の使い分けをしていたとの意見が述べられた。

そして、幣原内閣は国家の存続のため、GHQ 案をやむを得ず受け入れ、有効な憲法を成立させる決断をしたのだから、「押しつけ」を理由とする憲法無効論は妥当でないとともに、現行憲法は発表当時から国民の高い支持を受け、戦後の社会を支える憲法として定着したとする意見が述べられた。

さらに、湾岸戦争を契機として国際貢献のために 9 条の改正を許容する世論が出てきたことが指摘され、安全保障に関しては、自前の防衛力を整備するとともに非核先進国として核武装の不要な国際システムを追求すべきであり、また、「押しつけ」を理由とした「異端としての改憲論」ではなく、憲法の基本精神の下、国民の安全と繁栄のために必要な憲法に改めるための「正統としての改憲論」を展開すべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、「押しつけ」の観点の重要性、憲法論議に際してのイデオロギー脱却の重要性、戦争放棄条項に関するマッカーサーと幣原の見解の相違等について質疑を行った。

あまかわあきら

天川 晃 参考人(横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授)

参考人からは、憲法に地方自治の章が規定されたことには非常に大きな意義があったとの意見が述べられた。

その上で、 地方自治が憲法に規定された直接の原因は、GHQが日本の民主化を進めるために分権化を重要視したことにあり、そのため首長等の公選制、自治権及び特別法に係る住民投票等が規定されたこと、 GHQとの修正協議において、日本政府は地方自治に関してはさほど異議を唱えなかったこと、 敗戦後の国内では「非軍事化」、「民主化」の動きが活発化したが、これらの勢力は GHQ との考えの違いが明白になるに及んで自発的な変革の必要性を認識したこと、 憲法改正案要綱は知事や市町村長の直接公選制等の規定を持ち、我が国の地方制度に大きなインパクトを与えたことが指摘された。

さらに、憲法制定経緯を一般的に解釈するマクロ的アプローチも重要であるが、個別の条文に係る制定経緯を検討するミクロ的アプローチを行うことも重要であるとの意見が述べられた。

これに対して、分権連邦型国家を目指す上での広域行政制度と知事公選制度との関係、「地方自治の本旨」の意味、首長の多選禁止についての議論、「非軍事化」及び「民主化」に憲法の地方自治規定が果たした役割等について質疑を行った。

第 147 回国会第 8 回 H12.4.27 (通算第 8 回)

「日本国憲法に関する件」について、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、基本的人権の保障に関しては権利と公共の福祉の関係等について、政治の基本機構のあり方に関しては二院制のあり方、首相公選制導入の是非等について、安全保障・国際協力に関しては自衛権を明記することの是非、9条と国連の安全保障活動への参加の関係等について、その他憲法の制定過程についての評価、憲法調査会において議論すべき論点、国民主権と象徴天皇制の関係、憲法の先駆性等について、発言があった。

第 147 回国会第 9 回 H12.5.11 (通算第 9 回)

「日本国憲法に関する件(日本国憲法の制定経緯)」について、「日本国憲法の制定経緯」に関する調査を締め括るに当たっての委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、憲法制定時の GHQ からの「押しつけ」の有

無、「押しつけ」論に対する評価、憲法の有効性、「芦田修正」の趣旨と自衛隊の合憲性との関係等について、その他調査の進め方及び調査すべき論点、現行憲法に対する評価、憲法が改正されなかった理由、憲法改正の是非、安全保障のあり方、統治制度のあり方、地方自治のあり方等について、発言があった。

第 147 回国会第 10 回 H12.5.25 (通算第 10 回)

「日本国憲法に関する件(戦後の主な違憲判決)」について、最高裁判所当局から説明を聴取した後、質疑を行った。

ち ば かつみ

千葉勝美最高裁判所当局者(最高裁判所事務総局行政局長)

最高裁判所当局者から、以下のような説明がなされた。

「警察予備隊違憲訴訟判決(昭 27)」は、我が国の違憲審査権の性格が 具体的違憲審査制であることを明示したものである。

昭和 20 年代から 40 年代にかけては、新憲法や新刑事訴訟法の解釈が 定着していなかったこともあり、「自白調書有罪認定違憲判決(昭 25)」 等のように刑事事件をめぐる違憲判断が比較的多かった。

その後、新憲法が国民生活の中に行き渡り、「尊属殺重罰規定違憲判決(昭 48)」、「薬事法距離制限規定違憲判決(昭 50)」、「森林分割制限規定違憲判決(昭 62)」のように平等原則や人権規定について憲法判断を求める訴訟が多く見られるようになった。

さらに、ほぼ同じ時期に、「議員定数訴訟違憲判決(昭 51)」、「愛媛玉 串料訴訟違憲判決(平 9)」のように権利侵害を受けた個人等からの訴え にとどまらず、公の制度が抱える憲法問題なども広く指摘されるように なった。

これに対して、いわゆる「統治行為論」を理由として裁判所が憲法判断を しなかった判例、裁判の長期化の原因とその改善策、米・独における違憲審 査制とその運用実態、抽象的違憲審査制の導入の当否等について質疑を行っ た。

第 148 回国会第 1 回 H12.7.5 (通算第 11 回)

会長及び幹事の互選を行った。

閉会中における参考人出頭要求に関する件及び委員派遣に関する件について、協議決定した。

第 149 回国会第 1 回 H12.8.3 (通算第 12 回)

閉会中における参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。

「日本国憲法に関する件(今後の憲法調査会の進め方)」について、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、21世紀を展望することの必要性、憲法が定める基本原則を踏まえることの重要性、議論すべき論点、調査会運営の改善点、憲法の規定と現実との乖離についての調査の必要性、地方公聴会の開催等により国民の意見を聴くことの必要性等について、その他憲法改正の要否等について、発言があった。

第 150 回国会第 1 回 H12.9.28 (通算第 13 回)

幹事の辞任及び補欠選任を行った。

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」についての参考人 出頭要求に関する件について、協議決定した。

欧州各国憲法調査議員団の調査の概要について、中山太郎会長から説明を 聴取した。

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」について、以下の 参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

た な かあきひこ

田中明彦参考人(東京大学大学院情報学環教授)

参考人からは、21世紀の世界は、 冷戦の終結により解決すべき世界的課題の優先順位が曖昧になり、 グローバリゼーションの進展により世界的影響の伝播が加速し、 自由主義的民主主義が普及し、 世界をリードする主体が多様化する中で、平和な圏域・近代化途上の圏域・内戦や飢餓に苦しむ圏域が出現するとの指摘があった。

そして、国家の役割とは、国民の安全と利益を確保・維持し続けることであり、また、大規模国家である我が国が現在の繁栄を維持するためには、 外国の有能な人材を迎え入れて新たなネーションステート(一体感を有する 国民の国家)を構築すること、 様々な分野で世界に貢献することが重要であるとの意見が述べられた。

これに対して、現行憲法下での人的な国際貢献は可能か、憲法に国家目標を明記するべきか、日本が世界に果たすべき役割は何か等について質疑を行った。

お だまこと

小田 実 参考人(作家)

参考人からは、これからの日本は「良心的軍事拒否国家」として生きるべきであり、日本国憲法の平和主義を実践して戦争と軍備を否定し、問題や紛争の解決を非暴力の手段、方法によって行うべきであるとの意見が述べられた。

また、ドイツにおける良心的兵役拒否制度が、兵役拒否者が福祉等の市民 的奉仕活動をすることによって社会に受け入れられたように、日本も単に非 武装中立を訴えるだけではなく、難民救済、途上国の債務軽減、核廃絶の実 現、紛争の仲介など、国家としての「市民的奉仕活動」を積極的に実践して いくことによって世界に貢献すべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、在日米軍の位置付け、自衛隊の役割、平和主義の実現の方法等について質疑を行った。

第 150 回国会第 2 回 H12.10.12 (通算第 14 回)

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」について、以下の 参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

そ の あやこ

曾野綾子参考人(作家、日本財団会長)

参考人からは、21世紀の日本を幸福な社会にするためには、世界の「力」関係、貧困問題等の現実を正視した上で国家としての自立を図ることが必要であり、また、日本人が「徳」の力を備えつつ、「愛」(理性の愛)と「勇気」(「愛」を推し進めるもの)という普遍的なものを深く考えていくことが重要であるとの意見が述べられた。

これに対して、国際経済関係における自立の意義、人間教育のあり方、教育改革の方向性等について質疑を行った。

こんどうもとひろ

近藤大博参考人(日本大学大学院総合社会情報研究科教授)

参考人からは、敗戦から、復興期、高度経済成長期、停滞期、バブル経済期、バブル後といった社会の浮沈に応じて、日本人は、肯定的にも否定的にも自身に対する評価を変化させてきたが、それは、日本人による文化とアイデンティティの模索であり、精神的な拠り所の希求でもあったとの意見が述べられた。

また、21世紀の日本に対しては、温故知新を繰り返し行うべきであること、 そして、論調や思考にも不易と流行があることを理解し、流行だけでなく不 易にも目を向けるべきであることが提言された。さらに、日本の憲法として は、簡潔に国家のシステムを律するものが望ましいとの意見が述べられた。 これに対して、戦後、日本論や日本人論が多く語られてきた理由及びそれらが日本に与えた影響、それらの論調とその時々の日本経済の状況との関係等について質疑を行った。

第 150 回国会第 3 回 H12.10.26 (通算第 15 回)

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」について、以下の 参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

いちむらしんいち

市村真一参考人(財団法人国際東アジア研究センター所長)

参考人からは、21 世紀には、以下の政策がとられるべきであるという意見が述べられた。

世界は、北米、西欧、東アジアの三極構造の形成に向け動いていくので、 我が国は、地政学的な選択として、米国とは同盟を保ち、中国、ロシアとは 友好的に対峙しながら、東アジアをまとめ、東アジア経済圏を作り上げるべきである、 少子高齢化が進展し、それに伴い国民の道徳力も頽廃するので、 少子化対策として、「家族」及び「コミュニティ(地域社会)」の復権を図り、 国民の道徳力の向上を図る教育改革を行うべきである、 紛争の発生等の不 測の事態にも対処できるように、我が国の政治・経済・社会体制を整備すべきであり、そのためにも、日本の歴史と伝統にふさわしい国家基本構造を明示するような憲法改正を行うべきである。

これに対して、「家族」等の価値観の憲法上の位置付け、戦後復興に平和主義を掲げる現行憲法が果たした役割等について質疑を行った。

第 150 回国会第 4 回 H12.11.9 (通算第 16 回)

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」について、以下の 参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

さ さ き たけし

佐々木 毅 参考人(東京大学教授)

参考人からは、「官主導」体制が我が国の構造的な諸問題の根幹であり、これらの解決を図るため、官僚制の「縦割り化」を排して政治の戦略性を高め、「官主導」を「政治主導」に変革する必要があるという基本認識を基にして、次のような意見が述べられた。

現行憲法の厳格な改正要件の下では、政治的リスクなしに憲法が論じられ、政治による問題解決能力を低下させるので、改正の発議要件を緩和することは一考に値する、 政党を憲法上に位置付けるべきである、 「会期不継続の原則」の見直し、衆参両院の役割の整理等国会に関する規定を再考す

る必要がある、 中央と地方のもたれ合いの関係を正す必要がある、 議会制に見切りをつけて首相公選論、国民投票制を考える前に、まず、議会制の復興を図るべきである。

これに対して、「官主導」から「政治主導」への転換の困難さやその具体的 方法、首相公選制の長所及び短所等について質疑を行った。

こばやしたけし

小林 武 参考人(南山大学教授・法学博士)

参考人からは、戦後政治は日本国憲法から「乖離」してきており、その理由としては、戦後の政府及び政権政党が一貫して憲法に好意的でなく、また、最高裁がそのような政治部門への過度の寛容を示してきたことが挙げられるとの意見が述べられた。

また、21 世紀の我が国は、平和憲法の規範を誠実に実践して、核廃絶、軍縮を働きかけるとともに、貧困や構造的暴力の解決に尽力することで、世界平和の建設に日本としての役割を果たすべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、武力を伴わない自衛権の行使とはどういうものか、9条が世界的に高く評価されている理由は何か等について質疑を行った。

第 150 回国会第 5 回 H12.11.30 (通算第 17 回)

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」について、以下の 参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

いしはらしんたろう

石原慎太郎参考人(東京都知事)

参考人からは、憲法について忌憚なく意見を述べ、手直しすることは国家の繁栄のために必要とした上で、 現行憲法が「平和憲法」と呼ばれるようになってから、国民の多くは平和という理念を現実と錯覚するようになった、

我々は、憲法制定経緯を振り返り、誰が主体となって憲法が作られたのか 正確に認識すべきである、 国家が自らの個性を踏まえて自己決定する能力 を持たなければ、国家の名に値しない、 米国は日本の力を抑制するために 現行憲法を作ったのであり、そこには日本人の意思や自主性はほとんど反映 されていないとの指摘がなされた。

そして、国民の代表機関たる国会は、日本国憲法には歴史的正統性がない としてこれを「否定」する決議をし、その上で、新たな憲法の制定に着手す べきであるとの意見が述べられた。

これに対して、参考人の憲法観、我が国の安全保障政策のあり方、地方分権のあり方等について質疑を行った。

さくらい

櫻井よしこ参考人 (ジャーナリスト)

参考人からは、情報の不足や歪曲が、満州事変から薬害エイズ問題に至るまで日本に過ちをもたらしたとし、情報公開の徹底を憲法に書き加えるべきであるとの意見が述べられた。そして、現行憲法は厳しい検閲制度により国民に十分な情報が与えられず、国民によって議論されることなく作られたとし、今後はあらゆる情報を国民が共有し、透明、明瞭、公正なプロセスで、憲法に関して、安全保障の問題も含めて議論を進めて欲しいとの意見が述べられた。

また、21 世紀の国際社会において、日本は環境問題を率先して解決していくことでリーダーシップを発揮すべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、集団的自衛権をめぐる問題、日本の外交姿勢、永住外国人への地方参政権付与の問題等について質疑を行った。

第 150 回国会第 6 回 H12.12.7 (通算第 18 回)

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」について、以下の 参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

まつもとけんいち

松本健一参考人(評論家、麗澤大学教授)

参考人からは、我が国は幕末維新の「第一の開国」、第二次世界大戦後の「第二の開国」に続き、冷戦後の「第三の開国」期を迎えており、世界的に、文化の融合が進展する中で、自国の文化的なアイデンティティを再構築し、それを守っていかなければ、我が国は世界史の中に埋没する状況にあるとの認識を前提に、以下の意見が述べられた。

文化的なアイデンティティを再構築し「第三の開国」を成し遂げるためには、国民を守るための「国民憲法」が国民の手により制定されるべきである、「国民憲法」には、「自衛軍」の保持を明記し、国民投票制及び首相公選制を導入すべきである、 天皇を元首とする立場から、首相公選制が天皇制に反するとする意見もあるが、歴史的に天皇は無権力の文化の守り手として機能しており、首相公選制の導入は、天皇制と矛盾しない。

これに対して、首相公選制の長所及び短所、首相公選制と天皇制の関係、「自衛軍」の保持を明記した場合のアジア諸国の反発等について質疑を行った。

わたなべしょういち

渡部昇 一参考人(上智大学教授)

参考人からは、 戦前の日本は民主化が進んでいたが、私有財産制を軽視する国家社会主義的政策が民主主義を停滞させ、戦争を引き起こした、 戦後の日本は驚異的な復興を遂げ、経済大国となったが、官僚組織による私有

財産制の軽視と社会主義的政策が金融の硬直化を招き、冷戦構造崩壊後の急激な変化の中で日本経済が破綻したとの意見が述べられた。

また、明るい将来のためには、「マルクス主義」のマインドコントロールから脱却して私有財産制を重視し、税制改革をする必要があり、相続税の全廃と、憲法において所得税の上限を 10%に設定することが肝要であるとの意見が述べられた。

これに対して、規制・保護と自由競争とのバランス、軍国主義への傾斜を 止めることができなかった明治憲法の欠陥、税制と憲法の関係等について質 疑を行った。

第 150 回国会第 7 回 H12.12.21 (通算第 19 回)

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」について、以下の 参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

むらかみよういちろう

村上陽一郎参考人(国際基督教大学教養学部教授)

参考人からは、戦後、研究者の知的好奇心を拠り所とする原型としての「科学」とは別に、国家や社会から与えられた使命を達成する目的でなされる新しいタイプの「科学」が登場したとの意見が述べられた。

また、21 世紀の我が国は、 教育における文科系と理科系の区別をなくすべきである、 真の情報社会を実現するべきである、 「人間の尊厳の不可侵」を国家理念として掲げるべきである、 知に対する喜びを求める科学研究を尊重すべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、科学技術の進歩による負の側面とそれへの対応をいかに考えるか、文科系、理科系の枠を超えた総合的な教育の進め方はどうあるべきか等について質疑を行った。

第 151 回国会第 1 回 H13.2.8 (通算第 20 回) |

幹事の辞任及び補欠選任を行った。

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」についての参考人 出頭要求に関する件について、協議決定した。

「日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)」について、以下の 参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

にしざわじゅんいち

西澤潤 一参考人(岩手県立大学長)

参考人からは、自己のことのみしか考えない「利己主義」の横行を排する ため、憲法の前文に、国民各人が自分をよくするためにも社会をよくし、自 国のみならず他の国をよくしていく責任を有することを明記し、教育改革、 高齢者の能力の活用等により国民の資質を伸ばし、他国から尊敬される国と なることを目指すべきであるとの意見が述べられた。

また、 21 世紀は、科学技術の分野における競争が、国家間の争いとして 決定的なものとなるので、サイエンスとヒューマニズムを一体化し、思いや りの心を持った研究・開発が必要である、 ノーベル賞を受賞した白川英樹 博士の研究のように目立たないが重要な研究を見いだすためには、事後評価 制度を確立し、これによって事前に正当に研究の価値を見抜くことができる 能力を備えた「目利き」役を発掘することが重要である、との意見が述べら れた。

これに対して、現在の教育制度の問題点、科学技術の振興の方策等について質疑を行った。

たかはしすすむ

高橋 進 参考人 (東京大学教授)

参考人からは、グローバリゼーションが国家に及ぼす影響について、西欧 諸国における実例を挙げながら、次のような意見が述べられた。

国家の役割は調整的・手続的なものに変容する、 グローバリゼーションが進展する一方で、経済関係等の強化を基軸とした地域統合(リージョン)の形成が図られ、多様な主体による行政運営(マルチ・レベル・ガヴァナンス)が求められる、 国家の方向性を見据えた上でグローバリゼーションに対処していく必要がある。

これに対して、東アジアにおけるリージョン形成及びマルチ・レベル・ガヴァナンスの可能性、グローバリゼーションへの対処のあり方、EU 及び東アジアの今後の動向等について質疑を行った。

第 151 回国会第 2 回 H13.2.22 (通算第 21 回)

委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」について、以下の 参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

はやしざきよしひで

林 崎 良英参考人(理化学研究所ゲノム科学総合研究センター遺伝子構造・機能研究ゲループプロジェクトディレクター)

参考人からは、ゲノム科学研究者の立場から、今や、生命科学は新たな時代を迎えつつあり、生命科学の進展は、学問領域及び産業領域の双方に大きな転換をもたらしているとした上で、 国家として、生命科学に投資を行うことは正しい選択であって、遺伝子ネットワークの解明は、国民の福祉向上

に必ず役立つ、 しかし、同時に、生命倫理の観点から、その成果の使用の 仕方をきちんと考えなければならない、 また、ゲノム解析の完成後、どの ような科学が求められ、またそれを遂行するためにどのような行政、産業が 求められるかを見据える時期が来たとの意見が述べられた。

これに対して、ヒトゲノム研究の推進と人間の尊厳との抵触、今後のゲノム研究体制のあり方、ゲノム研究の成果の公開等について質疑を行った。

お が わなおひろ

小川直宏参考人(日本大学人口研究所次長、日本大学経済学部教授)

参考人からは、現在の少子化はバブル崩壊やリストラによる経済的不安に一因があり、出産適齢期の女性の数がピークとなる今後 5 年以内に、経済の安定と出産しやすい環境を作る政策を講ずるべきであるとの意見が述べられた。

また、日本の高齢化、人口の減少は世界に例のない速さで進行しており、 今後、財政の悪化や介護におけるマンパワーの不足等の様々な問題が懸念されるが、少子高齢化対策には政治家がリーダーシップを発揮していかなければいけないとの意見が述べられた。

これに対して、少子化の要因と効果的な対策、外国人労働者の受入れを検討する必要性、世界の人口の増加とそれが及ぼす影響等について質疑を行った。

第 151 回国会第 3 回 H13.3.8 (通算第 22 回)

「日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)」について、以下の 参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

そんまさよし

孫正義参考人(ソフトバンク株式会社代表取締役社長)

参考人からは、21 世紀には、IT 革命やグローバル化を前提とした憲法が制定されるべきであり、その際には、以下の点が考慮されるべきであるとの意見が述べられた。

ネット・アクセス権及びプライバシー保護規定を憲法に明記するとともに、ネット・セキュリティを確立すべきである、 電子投票制度を導入し、国民が直接リーダーを選出する制度を実現すべきである、 投票を事実上、義務化し、18歳以上の国民へ投票権を付与すべきである、 自衛の場合を除き、紛争の解決は、我が国も参加する国連軍のような集団的安全保障に委ねるべきである、 国際社会に貢献すべきである、 インターネット時代に対応した教育改革等を推進すべきである、 人材を確保するため移民を受け入れるべきである、 独占企業禁止規定を憲法に明記すべきである。

これに対して、IT 革命の推進における官民の役割、IT 社会における福祉政策のあり方、IT 革命を雇用創出に結び付ける方策等について質疑を行った。

第 151 回国会第 4 回 H13.3.22 (通算第 23 回)

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」について、以下の 参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

^{さかもと た か ぉ} 坂本多加雄参考人(学習院大学法学部教授)

参考人からは、「国家をどう考えるか」という観点から、 国家は、グローバル化が進む世界においても、モノ、カネのようには自在に移動することのできない「ヒト」を守る存在として依然として重要である、 個人は、家族や地域社会、国家といった多層的社会の中でそれぞれに応じたアイデンティティを有しており、国家へのアイデンティティを有する限りで「国民」となる、 現実の国家は、特定の地域の地理歴史環境に育まれた文化を担った人々(=民族)で構成されているという認識が重要である等の意見が述べられた。また、これらの点を踏まえて、21世紀の課題として、中国・北朝鮮の脅威や移民の受入れ等の国家的問題に対処するためにも、日本は対外的な意味での「国家」を形成する必要があるとの提言がなされた。

これに対して、グローバル化の時代において「国家」を論ずることの必要性、日本人の国民意識の希薄化の問題点、アジアの人々との共通の歴史認識の必要性等について質疑を行った。

かんさんじゅん

姜尚 中参考人(東京大学社会情報研究所教授)

参考人からは、グローバル化、分権化等の進展に伴い国家の集権的な力が低下し、また、国民にプラスを配分する政治から国民にマイナスを強いる政治へと転換する時代を迎えるに当たり、日本の将来へのビジョンを明らかにすべきであるとの認識から、主として、以下のような意見が述べられた。

日米関係を基軸としつつ、韓国、北朝鮮をはじめとする近隣諸国とのパートナーシップ(北東アジア「共同の家」)を確立すべきである、 円の国際化及び日本の輸入大国化を実現するために構造改革を断行すべきである、 多民族・多文化共生社会の実現を図るべきである。

これに対して、北東アジア「共同の家」の実現の可能性、永住外国人への 地方参政権付与の是非、日本とアジア諸国との間の歴史認識の相互理解を深 めるための教育の必要性等について質疑を行った。

第 151 回国会第 5 回 H13.4.26 (通算第 24 回)

仙台地方公聴会の報告を聴取した。

委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。

第 151 回国会第 6 回 H13.5.17 (通算第 25 回)

幹事の補欠選任を行った。

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」について、以下の 参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

きむらようこ

木村陽子参考人(地方財政審議会委員)

参考人からは、超高齢社会においては、働く意欲のある高齢者の労働力を 活用するためにも、求職における年齢制限を廃止していくべきであるとの意 見が述べられた。

さらに、超高齢社会を迎え、 国家がどこまで個人の生活に関与するのかに関して、ナショナル・ミニマムの保障(その者が給付を必要とする原因を問わずに最低限度の給付は行う制度)や皆保険を維持していくべきかについての議論が必要であるとともに、 専業主婦の優遇税制、在職老齢年金制度等のような労働意欲の喪失を引き起こす制度を見直すべきであるとの意見が述べられた。

また、介護主体の多様化に応じた政策、介護サービスの提供にふさわしい 地方自治のあり方等を検討する必要があるとの意見が述べられた。

これに対して、年金制度の空洞化を阻止する方策、自治体を再編する際の 適正な規模、社会保障における「最低限の保障」の意味、社会保障における 自己責任の考えと 25 条の生存権の理念との関係等について質疑を行った。

おおくまよしかず

大隈義和参考人(九州大学大学院法学研究院教授)

参考人からは、21世紀の「地方」の住民が民主主義の原動力として政治の中心的役割を担っていくとした上で、 地方自治権は地方自治体が有する固有の権利であり、民主主義の根幹を支える制度であるから、憲法改正によってもその存在を否定できない、 地方自治権を強化し、国民主権の内容を理念としては直接民主主義的に理解し直すともに、住民参加、特に住民投票を積極的に再評価すべき、 政治の担当者は、国民又は住民から、「国民又は住民のために何を守るべきか」を的確に判断できる能力、すなわち高い識見と倫理的高潔さを期待されている、との意見が述べられた。

これに対して、地方自治における住民投票のあり方、「地方自治の本旨」の 明確化、永住外国人の地方参政権問題等について質疑を行った。

第 151 回国会第 7 回 H13.6.14 (通算第 26 回)

神戸地方公聴会の報告を聴取した。

「日本国憲法に関する件」について、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、基本的人権の保障に関しては新しい人権の 明文化の是非、人権救済機関の設置等について、政治の基本機構のあり方に 関しては二院制の見直し、首相公選制の導入、憲法裁判所の設置等について、 安全保障・国際協力に関しては自衛隊の憲法上の位置付け、集団的自衛権の 行使の是非、国連平和維持活動への参加等について、地方自治に関しては地 方分権の推進等について、その他憲法制定過程の評価、国民参加による憲法 論議の必要性、我が国の良き伝統を守る必要性、前文のあり方等について、 発言があった。

第 153 回国会第 1 回 H13.10.11 (通算第 27 回)

幹事の辞任及び補欠選任を行った。

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」についての参考人 出頭要求に関する件について、協議決定した。

ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団の調査の概要について、 中山太郎会長から説明を聴取した後、討議を行った。

派遣議員及び委員間の自由討議においては、人権保障の制度的担保(憲法裁判所等)、国際機関への国家主権の移譲、地方分権の推進、学術・文化芸術政策、憲法改正の頻度及び手続、日本国憲法の内容の先駆性、憲法の背景にあるその国の文化・歴史を理解する必要性、憲法を考える際の世界的な視野の必要性、日本国憲法の制定経緯等について、発言があった。

第 153 回国会第 2 回 H13.10.25 (通算第 28 回)

委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿~国際連合と安全保障~)」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

おおぬまやすあき

大沼保昭参考人 (東京大学教授)

参考人からは、憲法は国家の基本理念の表明であり、各世代が自ら決定すべきものであるという考えの下に、第二次大戦後から現在までの国際社会と日本の動向に言及しつつ、日本の憲法のあり方について「護憲的改憲論」が述べられた。その概要は、現憲法が戦後の日本のために果たしてきた役割は

非常に大きいが、現在では、 9条に関して規範と現実が乖離し国民の間に憲法に対する「冷笑主義」が広がっている、 日本人が自国偏愛の一国平和主義に陥っている等の問題が生じているため、現憲法の役割を十分に評価した上で憲法を改正するべきであるというものだった。また、9条は自国防衛と国際社会の安全保障の二面的意義を有しており、その区分を明確に認識し、後者の観点から、我が国も国連の集団安全保障に積極的に参加すべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、米国での同時多発テロ事件と国連の集団安全保障の関係、 我が国が国連の集団安全保障に対してとるべき態度等について質疑を行った。

森本 敏 参考人(拓殖大学国際開発学部教授)

参考人からは、冷戦後、国際社会は、米国の一極体制と多国間協調主義との調和に向けて努力してきたが、グローバル化のマイナス要因として地域紛争、テロ、大量破壊兵器の拡散等の問題に直面しているとの認識を前提に、

米国同時多発テロ事件に対する米国の軍事作戦の成否が、今後の国際秩序の方向性を決定する、 いずれにしても、米国と価値観を共有するか否かを対立軸とする国際秩序が形成される、 国連の将来は楽観視できないとの意見が述べられた。さらに、我が国の安全保障に関し、 国益を明らかにし、明確な国家戦略を構築し、その実現のために法的枠組み等を論ずるべきである、 日米同盟は、脅威を見積もり、国際情勢の変化を見極めた上で、これを強化する観点から再度定義し直すべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、近年の安全保障概念の質的変化、我が国の国際貢献のあり 方、国連の機能強化等について質疑を行った。

第 153 回国会第 3 回 H13.11.8 (通算第 29 回)

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿~統治機構に関する諸問題~)」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

長谷部恭男参考人(東京大学法学部教授)

参考人からは、首相公選制導入について、政党の機能を喪失させるとの観点から、否定的な見解が述べられた後、二院制のあり方について、その妙味を活かす工夫をすべきとの意見が述べられた。

また、社会の多様な意見を議会における公開の審議を通じて公益の実現に結実させるとの議会制民主主義の古典的なイメージから、組織政党の発展により審議が形骸化しているとの批判を経て、民主的討議と多数決により客観的公益の実現を図ることができるという「討議民主主義」の考え方が主張さ

れているとの意見が述べられた。

これに対して、首相公選制と天皇制の問題、首相公選論の背景にある政治 に対する閉塞感の打破の方策や参議院改革等について質疑を行った。

も り たあきら

森田 朗 参考人 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

参考人からは、選挙に基盤を持つ国会と内閣を「政治部門」として一体と解し、職業的行政官から成る狭義の「行政部門」との均衡した関係を探ることが重要であるとの認識の下に、内閣制度における論点として、 「政治部門」が一体として「行政部門」を指揮監督すべきである、 国会で選任されるのが首相だけであることから首相の主導性は強く認められるべきであり、内閣における首相と他の閣僚との関係及び首相は閣議決定された方針の下に閣僚を指揮監督する旨定める内閣法 6条が適切なのか検討する必要がある、

閣僚は、「政治部門」の一員としての「国務大臣」と、所管事項を分担管理する「主任の大臣」という二重の性格があるが、前者を重視し内閣の一体的な機能を高めるべきであるとの意見が述べられた。また、国会と内閣が一体化した「政治主導」の統治システムの実現の観点から、首相が国会とは別の正統性の根拠を持つこととなる首相公選制には消極的であるとの意見が述べられた。

これに対して、今次の中央省庁改革の評価、首相の指揮監督権に関する内閣法 6 条の適否、首相公選制の問題点等について質疑を行った。

第 153 回国会第 4 回 H13.11.29 (通算第 30 回)

名古屋地方公聴会の報告を聴取した。

「日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿 ~ 人権保障に関する 諸問題 ~)」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

。 武者小路公秀参考人(中部大学中部高等学術研究所所長)

参考人からは、我が国における人権保障には平均的な日本人のみをその対象とする枠が存在し、在日外国人や少数民族等のマイノリティーの人権を軽視していることが国連でも問題になっているとの指摘がなされた。そして、それを踏まえて、外圧に対抗して国民の統合をはかる必要上明治以来、我が国は自国中心主義の下、日本人のみで「和を以って貴し」となしてきたが、グローバル化が進む現在、日本に住む多くの非日本人との「和」を考える必要があり、全世界の人々が恐怖と欠乏から免れて平和に生存できるという憲法前文の平和的生存権の趣旨を活かして、マイノリティーの安全にも配慮した共通の「人間安全保障」を確立すべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、「人間安全保障」と「国家安全保障」の関係、同和問題、差別撤廃のための個別の立法の必要性等について質疑を行った。

はたじりつよし

畑尻 剛 参考人(城西大学経済学部教授)

参考人からは、最高裁判所の違憲審査権行使の現状が「閉塞」状況にあるとの認識の下、 この状況を打破し、迅速かつ適切な憲法判断を期するには憲法裁判所制度の導入が必要であるとの意見がある一方で、 迅速な合憲判断がなされれば体制維持機能が強まる等の懸念からこれに反対する意見があるとの指摘がなされた。

そして、これら両説のそれぞれの論拠に最も適合的な制度を考える必要があるとの観点から、憲法の改正ではなく法律の改正により、最高裁判所に、中立かつ透明なプロセスで選任された憲法裁判官から構成され、憲法裁判を専門に行う「憲法部」を設置し、具体的規範統制手続により、法律の合憲性審査を行う制度を設けるべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、参考人が主張する制度の導入の是非、「最高裁憲法部」を設置した場合の裁判官の任用方法等について質疑を行った。

第 153 回国会第 5 回 H13.12.6 (通算第 31 回)

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」について、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、基本的人権の保障に関しては生命科学の進展と学問の自由の関係、グローバル・スタンダードから見た日本の人権保障のあり方、環境権等の新しい人権の明文化の是非、外国人の人権の範囲、家庭に関する規定の必要性等について、政治の基本機構のあり方に関しては首相公選制の導入等について、安全保障・国際協力に関しては自衛権に関する9条解釈のあり方、非軍事的貢献による国際紛争の解決の必要性、人間の安全保障の観点を踏まえた国際協力のあり方等について、地方自治に関しては民主主義の発展のための地方分権推進の必要性等について、その他裁判官の任命方法、時代の変化に対応した憲法改正の必要性、憲法調査会における議論の進め方等について、発言があった。

第 154 回国会第 1 回 H14.2.7 (通算第 32 回)

幹事の辞任及び補欠選任を行った。

基本的人権の保障に関する調査小委員会、政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会、国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会及び

地方自治に関する調査小委員会を設置することに、協議決定した。 小委員会における参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。

第 154 回国会第 2 回 H14.3.19 (通算第 33 回)

幹事の補欠選任を行った。 委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。

第 154 回国会第 3 回 H14.4.25 (通算第 34 回)

沖縄地方公聴会の報告を聴取した後、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、安全保障の確立のあり方、平和主義及びその実践に対する評価、平和憲法の精神を具体化するための政策、積極的な国際協力の推進、自衛隊・交戦権・有事対応の明文化、集団的自衛権の行使の是非、日米安全保障条約等と憲法との矛盾、有事関連 3 法案に対する評価等について、その他憲法調査会の常設化の是非、外交保護権の明記等について、発言があった。

第 154 回国会第 4 回 H14.5.16 (通算第 35 回)

委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。

第 154 回国会第 5 回 H14.7.25 (通算第 36 回)

札幌地方公聴会の報告を聴取した。

各小委員会における調査の経過及び概要について、各小委員長から報告を 聴取した。

「日本国憲法に関する件」について、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、基本的人権の保障に関しては国防義務や新しい人権の明文化の是非、難民政策のあり方、教育問題、科学技術の進展と学問の自由との関係等について、政治の基本機構のあり方に関しては首相のリーダーシップを確保するための政治制度、両院制及び選挙制度のあり方等について、安全保障・国際協力に関しては国際協力のあり方、国際協力と憲法との関係、有事法制と9条との関係、9条の理念の実践の必要性等について、地方自治に関しては地方分権を推進するに当たり考慮すべき事項、8章が設けられたことの意義等について、その他憲法論議のあり方、地方公聴会における意見陳述者の意見の尊重、調査会の進め方、改正手続要件の緩和等につい

て、発言があった。

第 155 回国会第 1 回 H14.10.24 (通算第 37 回)

幹事の辞任及び補欠選任を行った。

第 155 回国会第 2 回 H14.11.1 (通算第 38 回)

中間報告書案について、中山太郎会長から趣旨説明を聴取し、各会派から発言を聴取した後、中間報告書を議決した。

第 155 回国会第 3 回 H14.11.7 (通算第 39 回)

委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。

基本的人権の保障に関する調査小委員会、政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会、国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会及び地方自治に関する調査小委員会を設置することに、協議決定した。

小委員会における参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。

英国及びアジア各国憲法調査議員団の調査の概要について、中山太郎会長から説明を聴取した後、討議を行った。

派遣議員及び委員間の自由討議においては、国際関係を考える上で自国の 安全と利益を最優先する必要性、日本国民同士の信頼感を基本とした憲法論 議の必要性、憲法論議を国の政治と国民生活との関係で考えることの重要性、 諸外国における憲法裁判所の果たす役割の大きさ、中国、韓国等における 9 条に対する評価等について、発言があった。

第 155 回国会第 4 回 H14.12.12 (通算第 40 回)

福岡地方公聴会の報告を聴取した。

各小委員会における調査の経過及び概要について、各小委員長から報告を 聴取した。

「日本国憲法に関する件」について、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、地方分権に関しては地方分権推進の観点や 国土政策上の観点等から道州制の導入を検討する必要性、地方の課税自主権 の憲法等への明記、「地方自治の本旨」の意味内容を具体的に検討する必要性 等について、安全保障に関しては有事法制のあり方、有事の際の基本的人権 の保障、自衛隊の憲法上の位置付け、日本の安全保障のあり方等について、 教育問題に関しては学力低下や不登校といった教育問題と教育基本法の関係、 教育現場の実態と基本的人権の関係等について、その他各会派の憲法論議に 臨む態度について、発言があった。

第 156 回国会第 1 回 H15.1.30 (通算第 41 回)

幹事の辞任及び補欠選任を行った。

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会、安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会、基本的人権の保障に関する調査小委員会及び統治機構のあり方に関する調査小委員会を設置することに、協議決定した。

小委員会における参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。

「日本国憲法に関する件(現在の国際情勢と国際協力)」について、委員間 の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、 イラク問題に関しては、法的な問題と外交戦略上の問題を区別する必要性、米国による先制攻撃の是非、武力行使を容認する新たな国連決議の必要性、査察の継続等により平和的な解決を図る必要性等について、 北朝鮮問題に関しては、拉致問題の捉え方、北朝鮮の不法行為等に対応するための法律改正の必要性、核問題(NPT(核不拡散条約)からの脱退等)への対応、自衛権の発動要件を再検討する必要性等について、 その他国際貢献のあり方、集団的自衛権の行使について検討する必要性、多国籍軍や国連平和維持活動への参加の是非、憲法や日米安全保障条約が日本の平和維持に果たしてきた役割等について、発言があった。

第 156 回国会第 2 回 H15.2.27 (通算第 42 回)

各小委員会における調査の経過及び概要について、各小委員長から報告を 聴取した後、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、「象徴天皇制」に関しては、天皇を元首として明文化することの是非、女性による皇位継承の是非及びこれに係る諸問題等について、「非常事態と憲法」に関しては、テロ対策のあり方、憲法に非常事態に関する規定を設けることの是非、我が国の安全保障政策のあり方、有事法制の必要性等について、「地方自治」に関しては、国・都道府県・市町村という三重構造のあり方、地方自治体の権限、市町村合併のあり方等について、「教育を受ける権利」に関しては、教育基本法改正の是非、教育基本法についての議論の方法、教育改革のあり方等について、発言があった。

第 156 回国会第 3 回 H15.3.18 (通算第 43 回)

委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。

第 156 回国会第 4 回 H15.3.20 (通算第 44 回)

「日本国憲法に関する件(条約と憲法)」について、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、 イラク問題に関しては、米国等の武力行使による解決か、国連の査察による平和的解決かといったイラク問題への対処のあり方、イラク攻撃の国際法上の根拠として自衛権や安保理決議 678、687 及び 1441 によることの正当性、武力行使による解決を図るとする米国等を支持する我が国の対応の是非等について、 北朝鮮問題に関しては、北朝鮮情勢への我が国の対処のあり方等について、 その他専守防衛や集団的自衛権行使に係る考え方の見直しの必要性、我が国の安全保障と国連との関係、憲法上に有事への対応を規定する必要性等について、発言があった。

第 156 回国会第 5 回 H15.3.27 (通算第 45 回)

各小委員会における調査の経過及び概要について、各小委員長から報告を 聴取した後、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、「象徴天皇制」に関しては、天皇の国事行為と行為分類論、天皇を元首として明文化することの是非等について、「地方自治」に関しては、市町村合併・道州制導入の是非等について、「労働基本権」に関しては、公務員の労使関係制度と 28 条・41 条・83 条、男女共同参画を実現するための施策のあり方等について、「非常事態と憲法」に関しては、非常事態法制の整備、イラク・北朝鮮問題等について、発言があった。

第 156 回国会第 6 回 H15.4.17 (通算第 46 回)

委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会及び安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会における調査の経過及び概要について、各小委員長から報告を聴取した後、委員間の自由討議を行った。

5月3日の憲法記念日を迎えるに当たっての委員間の自由討議を行った。

小委員長報告を聴取した後の委員間の自由討議においては、「硬性憲法

としての改正手続」に関しては、「憲法改正のための国民投票法」を早期に制定すべきか否か、同法律が制定されていないことが「立法の不作為」に当たるか否か等について、「国際協力」に関しては、持続可能な開発や人間の安全保障の観点からの ODA の必要性、ODA の実態についての国民の正しい理解と協力を得る努力の必要性、国際協力に関する規定を憲法に明記する必要性等について、発言があった。

次いで、5月3日の憲法記念日を迎えるに当たっての委員間の自由討議においては、 最高法規としての憲法のあり方に関しては、天皇が元首であることを憲法に明記する必要性、憲法改正手続等について、 安全保障及び国際協力のあり方等に関しては、イラク攻撃の不当性、国連のあり方等について、

基本的人権の保障に関しては、教育基本法の改正の是非、公共の福祉の意味等について、 統治機構のあり方に関しては、中央集権から地方分権に移行する必要性、道州制の導入等について、 その他憲法調査会の今後の進め方、憲法を調査・審議する機関の常設化の是非、憲法改正の必要性等について、発言があった。

第 156 回国会第 7 回 H15.5.29 (通算第 47 回)

金沢地方公聴会の報告を聴取した。

各小委員会における調査の経過及び概要について、各小委員長から報告を 聴取した後、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、「国際機関と憲法」に関しては、安全保障理事会の実態等を踏まえた上での我が国の国連への関与のあり方、イラクの戦後復興に対する支援のあり方、NGOと政府との密接な連携を図った上での外交の必要性等について、「明治憲法と日本国憲法」に関しては、明治憲法の制定過程に学ぶべきもの、21世紀に受け継ぐべき現行憲法の理念、明治憲法制定以前に起草された民間憲法草案(私擬憲法案)に対する再評価、明治憲法が制憲議会によらずに制定されたことの問題点等について、「知る権利・アクセス権とプライバシー権」に関しては、「新しい権利」を憲法に明記することの是非、個人情報保護関連法に対する評価、マスメディアによるプライバシー侵害にどのように対処するか等について、「司法制度及び憲法裁判所」に関しては、憲法改正の必要性、憲法裁判所の設置の是非、集団的自衛権の行使に関する憲法解釈変更等について、発言があった。

第 156 回国会第 8 回 H15.6.12 (通算第 48 回)

高松地方公聴会の報告を聴取した。

統治機構のあり方に関する調査小委員会及び基本的人権の保障に関する調査小委員会における調査の経過及び概要について、各小委員長から報告を聴取した後、委員間の自由討議を行った。

第 156 回国会での議論を振り返り、「安全保障と憲法」を中心として、委員間の自由討議を行った。

小委員長報告を聴取した後の委員間の自由討議においては、 「財政」に関しては、政策評価の結果を予算等に反映する必要性、会計検査院を国会の下部組織として再編成すること等について、 「基本的人権と公共の福祉」に関しては、コミュニタリアニズムの視点から憲法を見る必要性等について、発言があった。

「安全保障と憲法」を中心として今国会での議論を振り返っての委員間の 自由討議においては、9条を改正する必要性、自衛隊のイラクへの派遣、米国 のイラク攻撃の違法性等について、発言があった。

第 156 回国会第 9 回 H15.7.24 (通算第 49 回)

各小委員会における調査の経過及び概要について、各小委員長から報告を 聴取した。

「日本国憲法に関する件」について、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、 最高法規としての憲法のあり方に関しては、天皇を元首として明文化することの是非、憲法改正手続等について、安全保障及び国際協力のあり方等に関しては、9条改正の是非、イラク復興支援のあり方等について、 基本的人権の保障に関しては、新しい人権を憲法に明記すること、家族・家庭の大切さを憲法に明記することの是非等について、 統治機構のあり方に関しては、両院の役割分担の明確化、内閣と与党の一体化、地方自治のあり方等について、発言があった。

第 157 回国会第 1 回 H15.10.2 (通算第 50 回)

幹事の補欠選仟を行った。

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会、安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会、基本的人権の保障に関する調査小委員会及び統治機構のあり方に関する調査小委員会を設置することに、協議決定した。

小委員会における参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。

米国、カナダ及びメキシコ憲法調査議員団の調査の概要について、中山太郎会長から説明を聴取した後、討議を行った。

「日本国憲法に関する件」について、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、 安全保障及び国際協力のあり方等に関しては、集団的自衛権の憲法への明記等の9条改正の是非、9条解釈のあり方、イラク戦争の法的根拠の検証の必要性、イラクの復興支援のあり方等について、 統治機構のあり方に関しては、議院内閣制のあり方、内閣と与党の一体化、道州制検討の必要性等について、 その他憲法の条文に沿った運用がなされていない事例の調査の必要性、憲法改正のための国民投票法制定の必要性等について、発言があった。

第 158 回国会第 1 回 H15.11.20 (通算第 51 回)

会長及び幹事の互選を行った。

第 159 回国会第 1 回 H16.1.22 (通算第 52 回)

幹事の辞任及び補欠選任を行った。

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会、安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会、基本的人権の保障に関する調査小委員会及び 統治機構のあり方に関する調査小委員会を設置することに、協議決定した。

小委員会における参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。 委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。

「日本国憲法に関する件」について、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、9条改正の是非、自衛隊のイラク派遣と国際 法及び憲法との関係、イラク復興支援のあり方、道州制導入等による地方分 権推進の必要性、年金制度改革における「国民負担率」のあり方や国の「財 政」との関係、社会保障制度の充実と 25条の規定のあり方、違憲審査権のあ り方、憲法改正手続規定のあり方及び憲法改正のための国民投票法制定の必 要性等について、発言があった。

第 159 回国会第 2 回 H16.2.26 (通算第 53 回)

各小委員会における調査の経過及び概要について、各小委員長から報告を 聴取した後、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、「天皇制」に関しては、女性による皇位 継承を認めること、天皇の行為についての区分のあり方等について、「憲 法第9条」に関しては、国際協調主義と日米同盟の関係、国際連合による集 団安全保障のあり方、集団的自衛権を認めることの是非等について、 「法の下の平等」に関しては、1票の格差を是正する必要性、「平等」の概念、憲法の保障する人権の充実化を実現することの必要性等について、 「司法制度」に関しては、国民の司法参加のあり方、行政訴訟制度の見直し、違憲審査制の活性化等について、発言があった。

第 159 回国会第 3 回 H16.3.18 (通算第 54 回)

広島地方公聴会の報告を聴取した。

各小委員会における調査の経過及び概要について、各小委員長から報告を 聴取した後、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、「国家統合・国際機関への加入及びそれに伴う国家主権の移譲」に関しては、アジアにおける地域安全保障の枠組みの必要性、地域安全保障の枠組みの構築と集団安全保障や集団的自衛権との関係等について、「直接民主制の諸制度」に関しては、代表民主制と直接民主制の関係、直接民主制に関する規定を憲法に取り入れることの是非、国民投票法整備の必要性等について、「人権擁護委員会その他の準司法機関・オンブズマン制度」に関しては、国会の行政監視のための委員会の活用の必要性、オンブズマン制度の憲法上の位置付け、オンブズマン制度と行政相談制度の関係等について、「市民的・政治的自由」に関しては、内閣総理大臣等の靖国神社参拝と憲法との関係、政教分離原則が憲法上規定されていることの意味、人権保障の観点からの住民訴訟・客観訴訟や憲法裁判所の設置の必要性等について、発言があった。

第 159 回国会第 4 回 H16.3.23 (通算第 55 回)

幹事の辞任及び補欠選任を行った。 公聴会開会承認要求の件について、協議決定した。

第 159 回国会第 5 回 H16.4.8 (通算第 56 回)

「日本国憲法に関する件 (科学技術の進歩と憲法)」について、参考人から 意見を聴取することに、協議決定した。

各小委員会における調査の経過及び概要について、各小委員長から報告を 聴取した後、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、「憲法保障」に関しては、現行の違憲審 査制度の問題点及び改善策、憲法裁判所設置の是非、内閣総理大臣の靖国神 社参拝をめぐる損害賠償請求訴訟の福岡地裁判決に対する評価等について、

「非常事態と憲法」に関しては、非常事態に関する規定を憲法上明記することの是非、国会に提出された国民保護法制に対する評価、非常事態における人権制約の根拠等について、「公共の福祉」に関しては、人権と公共の福祉との関係、内閣総理大臣等の靖国神社参拝問題と政教分離原則や思想良心の自由・信教の自由との関係、環境権やプライバシー権等の新しい人権を憲法に規定することの是非等について、「財政」に関しては、財政民主主義を改めて憲法上に位置付けることの必要性、89条を削除することの是非、25条の社会保障の権利・国の責務の角度から見た年金制度の検討の必要性等について、発言があった。

第 159 回国会第 6 回 H16.4.15 (通算第 57 回)

「日本国憲法に関する件(科学技術の進歩と憲法)」について、以下の参考 人から意見を聴取した後、質疑を行った。

木村利人参考人(元早稲田大学教授、早稲田大学国際バイオエシックス・バイオ法研究所元所長)

参考人からは、まず、参考人が「いのち」の問題を、様々な研究領域の枠を超えた「超学際的」学問として把握し直す「バイオエシックス」の構築を試みてきたこと、そのきっかけは、ベトナムの大学で教鞭をとっていた 1970年に、ベトナム戦争当時の枯葉作戦の実態を知ったことなどが挙げられるということが述べられた。

そして、その後、スイスの大学にいたときに参加した"Genetics and Quality of Life"という会議においては、生命医科学に関する公共政策(public policy)は国際的・国内的に、「公開の場」で一般市民を含め様々な分野の専門家の協力によりつくることに重要な意味があることが提言されたこと、先端生命科学技術の分野においてこの会議の手法が取り入れられ、1960年代までは学会の専門家・医療や健康の行政担当者が中心になってガイドラインを作っていたシステムが大きく変わることになったことが紹介された。

また、日本においては、通常、法律は社会の後追いをするという発想しかされていないのに対し、アメリカにおいては、法律が社会に影響を与えて積極的に変化させるという発想があり、たとえばハーバード・ロー・スクールの憲法ゼミ上級コースでも 500 年の過去と未来を展望する歴史的なスケールで研究や論議がなされているという指摘があった。

さらに、かつては、日本のみならず世界各国において、医療の情報は、患者に提供されないことが当然であったが、現在は、「インフォームド・コンセ

ント」が求められる時代、すなわち患者が医師による診断や処置についての 医療情報を入手し、それに基づき自分のいのちをめぐっての選択やリスクに ついての最終的な「価値判断」を自ら行う時代になったことが述べられた。

最後に、私たちは、今の日本を考えるだけでなく、100年先、200年先の日本を見据えて、人権・平和・人間の尊厳の方向性を考えていかなければならないことが述べられた。

これに対して、先端生命科学技術に対する日米欧の法制の態度が異なっていることの背景、医療の現場におけるカルテの開示の限界領域、宗教的土壌という観点から見たバイオエシックス、科学者が、科学者として、そして一人の人間として負う社会的責任、フランスの生命倫理法の「人体の人権宣言」のような枠組みを日本においても作ること等について質疑がなされた。

第 159 回国会第 7 回 H16.6.3 (通算第 58 回)

幹事の補欠選任を行った。

各小委員会における調査の経過及び概要について、各小委員長から報告を 聴取した後、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、 「地域安全保障」に関しては、集団的自 衛権を行使することの是非、地域安全保障のあり方、アジア太平洋地域にお ける我が国の貢献のあり方等について、「憲法と国際法」に関しては、人 権条約の積極的な国内適用の必要性、憲法と条約の関係を明確にする必要性、 国会の主導による条約の承認手続の必要性等について、 「経済的・社会的・ 文化的自由」に関しては、財産権に対する制約の場合における公共の福祉の 概念、計画段階からの住民参加の必要性等都市計画と景観保護のあり方等に ついて、 「刑事手続上の権利・被害者の人権」に関しては、刑事手続の運 用を職権主義から当事者主義へ転換する必要性、裁判員制度が機能し得るよ うな環境整備を図る必要性、私人間における人権侵害に対しても取り組む必 要性等について、「中央政府と地方政府の権限のあり方」に関しては、地 方自治体の統治システムについて各自治体の自由裁量に任せていく必要性、 地方自治体が独自に必要な財源を確保できるようにする必要性、現在の地方 分権や市町村合併の進め方の問題点等について、「二院制と会計検査制度」 に関しては、二院制を維持することの意義、両院の選挙制度や機能を見直す 必要性、一院制への移行を検討する必要性等について、発言があった。

第 159 回国会第 8 回 H16.6.10 (通算第 59 回)

「日本国憲法に関する件」について、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、憲法改正のための手続法を制定する必要性、 我が国の国際軍縮への取組み等を国内にもアピールする必要性、様々な改革 の提案について憲法改正により行うべきものと法律改正等により行うべきも のとを整理する必要性、未来志向の憲法論を展開する必要性、憲法の諸原則 を生かしていくことの必要性、定足数を満たさない討議があったことへの疑 問、日本の伝統や文化等を踏まえた新憲法を制定すべきこと、憲法と現実の 間に生じている問題を改正により解消する必要性、憲法問題は拙速を避けて 国民的議論を展開する必要性、憲法改正で新たな義務を国民に課すことへの 疑問、国会による条約承認手続を見直す必要性、議会制民主主義を健全に機 能させるための方策、地方分権の一層の推進、宗教教育の重要性、9条を改正 して自衛権や国際貢献を明記する必要性、女性に皇位継承権を認めることの 是非、憲法改正手続の要件を緩和することの是非、「公共の福祉」についての 考え方、安全保障のあり方、憲法の制定過程を調査することの意義、憲法改 正案の発議権を有する委員会を設置する必要性、今後も9条については堅持 していく必要性等について、発言があった。

第 160 回国会第 1 回 H16.8.5 (通算第 60 回)

論点整理、提言等を公表した政党から発言を聴取した。 各会派を代表しての発言を聴取した。

論点整理、提言等を公表した政党の発言においては、新憲法制定に当たっての基本的考え方、現行憲法についての党内の共通認識、党内における憲法論議の方向性等について、発言があった。また、各会派を代表しての発言においては、憲法に自衛権、自衛隊を明確に位置付ける必要性、国家権力の恣意的な解釈を許さない基本法を確立する必要性、9条改正についての党内議論の現状、政党の提言等を調査事項にすることは憲法調査会の権限から外れるものであり、また、特定の政党のみに発言をさせることは運営の方法として妥当性を欠くものであること等について、発言があった。

第 161 回国会第 1 回 H16.10.14 (通算第 61 回)

幹事の辞任及び補欠選任を行った。

公聴会開会承認要求の件について、協議決定した。

EU 憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法調査議員団の調査の概要について、中山太郎会長から説明を聴取した後、討議を行った。

派遣議員及び委員間の自由討議においては、欧州憲法条約に対する評価、

EU の拡大、欧州憲法条約の批准と国民投票、国際的テロリズムへの対応のあり方、オンブズマンと法の支配の確立、我が国の安全保障政策のあり方、国連憲章が定める平和の構築と 21 世紀における 9 条の意義、憲法問題を専門に取り扱う常設の憲法委員会設置の是非、海外調査のあり方等について、発言があった。

第 161 回国会第 2 回 H16.10.21 (通算第 62 回)

「議会オンブズマンその他の行政に対するチェックの仕組み」について、 また、「国際機関と憲法」について、それぞれ委員間の自由討議を行った。

「議会オンブズマンその他の行政に対するチェックの仕組み」についての 委員間の自由討議においては、我が国におけるオンブズマン制度導入の要否、 オンブズマン制度の憲法上の位置付け、現行の苦情処理制度等とオンブズマ ン制度との関係、議会の行政に対するチェック機能強化の重要性、請願権・ 国政調査権の意義、行政統制における行政訴訟の意義等について、発言があっ た。

「国際機関と憲法」についての委員間の自由討議においては、国連の集団 安全保障への参加と憲法との関係、国際貢献のあり方やその根拠規定の明記 の是非、9条を生かした国際貢献のあり方、安保理常任理事国入りと憲法との 関係、常設の憲法委員会の設置の是非等について、発言があった。

第 161 回国会第 3 回 H16.10.28 (通算第 63 回)

「国民投票制度」について、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、憲法の規定する国民投票制度の意義、重要な政策課題についての国民投票制度を導入することの是非、住民投票の意義・現状及び可能性、国民投票を実施する際に留意すべき事項等、憲法改正のための国民投票法を制定することの是非、憲法改正手続の要件を緩和することの是非等について、発言があった。

第 161 回国会第 4 回 H16.12.2 (通算第 64 回)

「国会・内閣」について、委員間の自由討議を行った。また、本年の調査 の締め括りとして、委員間の自由討議を行った。

「国会・内閣」についての委員間の自由討議においては、二院制の是非、 衆参両院の役割分担や選挙制度のあり方、参議院の権限の見直し、道州制と 参議院の位置付け、一票の格差の是正、政党の憲法上の明記及びその規定内容、政党と結社の自由の関係等について、発言があった。

本年の調査の締め括りとしての委員間の自由討議においては、憲法に関する諸論点のほか、憲法調査会が果たしてきた役割、憲法に対する国民の理解を促進する必要性、議案提出権を持つ憲法調査会の後継機関の設置の要否、 憲法改正のための国民投票法制定の要否等について、発言があった。

第 162 回国会第 1 回 H17.2.3 (通算第 65 回)

「天皇」について、また、「安全保障・国際協力・非常事態」について、それぞれ委員間の自由討議を行った。

「天皇」についての委員間の自由討議においては、天皇を憲法上元首と明記することの是非、皇室典範の改正により女性の天皇を認める必要及びその場合に生じ得る諸問題、天皇の国事行為に関する規定を改正する必要性の有無等について、発言があった。

「安全保障・国際協力・非常事態」についての委員間の自由討議においては、9条の評価、自衛隊・個別的自衛権・集団的自衛権を憲法上位置付けることの是非、国連の集団安全保障への参加と憲法との関係、非常事態への対処のあり方とその根拠規定の明記の是非等について、発言があった。

第 162 回国会第 2 回 H17.2.10 (通算第 66 回)

「国民の権利及び義務」について、また、「国会・内閣等」について、それぞれ委員間の自由討議を行った。

「国民の権利及び義務」についての委員間の自由討議においては、近代立憲主義思想と憲法の規範的性質の理解、人権調整・制約のあり方、義務規定を追加することの是非、生命の尊厳・人間の尊厳規定、環境に関する規定、情報に関する権利に係る規定、家族・共同体の保護に係る規定等の必要性の有無等について、発言があった。

「国会・内閣等」についての委員間の自由討議においては、一院制・二院制の問題、両院の役割分担と選挙制度のあり方、政党に関する憲法規定の要否、国会の立法機能及び行政監視機能の強化策、与党と内閣の政策決定のあり方、内閣総理大臣のリーダーシップの強化等について、発言があった。

第 162 回国会第 3 回 H17.2.17 (通算第 67 回)

「財政・地方自治」について、また、「司法・改正・最高法規等」について、 それぞれ委員間の自由討議を行った。

「財政・地方自治」についての委員間の自由討議においては、財政民主主義のあり方、複数年度予算の導入の是非、健全財政主義の規定の設置の要否、私学助成と 89 条の取扱い、会計検査院機能強化等の必要性、「地方自治の本旨」の意義とその規定のあり方、地方自治体の課税自主権や補完性の原則の明記、道州制の導入の是非、財政調整制度のあり方、住民投票制度の是非、コミュニティの憲法上の位置付け等について、発言があった。

「司法・改正・最高法規等」についての委員間の自由討議においては、違 憲審査の活性化の必要性、憲法裁判所の設置の是非、最高裁判所裁判官の任 命と国民審査制度の是非、憲法の有権解釈のあり方、憲法改正手続法を整備 することの要否、憲法改正要件の緩和の是非、憲法尊重擁護義務の名宛人の 範囲等について、発言があった。

第 162 回国会第 4 回 H17.2.2 4 (通算第 68 回)

「前文・その他」について、委員間の自由討議を行った。また、全体を通しての締め括りとして、委員間の自由討議を行った。

「前文・その他」についての委員間の自由討議においては、前文の有する意義、前文に歴史・伝統・文化など我が国固有の価値等を明記することの是非、前文の文章表現に対する評価、前文に謳われている平和主義に対する評価等について、発言があった。

全体を通しての締め括りとしての委員間の自由討議においては、憲法改正の要否、憲法改正のための国民投票法の制定に向けた議論のあり方、憲法調査会が果たした役割、最終報告書の編集方針を憲法調査会において全員で議論すべきことその他最終報告書の作成のあり方、今後の憲法論議の場としての後継機関のあり方等について、発言があった。

第 162 回国会第 5 回 H17.4.15 (通算第 69 回)|

報告書に関する件

第2節 小委員会における調査

- 1 第 154 回国会及び第 155 回国会
 - (1) 基本的人権の保障に関する調査小委員会

第 154 回国会第 1 回 H14.2.14

「基本的人権の保障に関する件」について、以下の参考人から意見を 聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

むねすえとしゆき

棟居快行参考人(成城大学法学部教授)

参考人からは、現行憲法の特徴と限界について、 西欧的・古典的自由主義理念に 20 世紀的な社会権規定を接合しており、両者の体系的な統合に成功していない、 経済的自由に関し、行政主導の積極規制を判例や学説も容認してきたため、本来の理想である自由主義が現実化しなかった、 精神的自由が「公民」の権利としてとらえられず、民主主義との関係が希薄になった、 人権保障に関しては国家対国民という内向きの保障のみとなっている(非国際性) 私人間関係における人権保障が不十分である等の意見が述べられた。そして、現行憲法の課題として、国家が積極的に自由を保障する「国家による自由 = 積極的自由」の必要性、旧来の人権の分類の枠を超えた複合的な人権の理念の必要性、人権の国際的保障と国内的保障の連携の必要性、憲法による国家・市民社会・個人の三面的関係の保障の必要性等について意見が述べられた。

これに対して、報道の自由とプライバシーの関係、憲法の理念が浸透しなかった理由、国際人権規約と憲法の関係等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、家族や個人のあり方、新 しい人権や外国人の人権の保障に関する規定を憲法に明文化することの 可否、環境権の憲法上の明文化の必要性等について、発言があった。

第 154 回国会第 2 回 H14.3.14

「基本的人権の保障に関する件」について、以下の参考人から意見を 聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

あんねんじゅんじ

安念潤司参考人(成蹊大学教授)

参考人からは、判例・学説は「外国人は憲法上の権利を享有するが、 それは外国人在留制度の枠内で与えられたものに過ぎない」としている が、外国人には入国や在留の権利がない以上、憲法上の権利を享有しないと解するのが妥当であるとの意見が述べられた。そして、 外国人を法律によって日本人と同等に扱うことは可能であること、 国籍は法律によって定められるので、日本人の地位でさえも憲法上はあやふやであることから、外国人にも日本人と同じ権利をできるだけ認めるべきであるとの意見が述べられた。

また、憲法を改正して外国人の地位を明記するとしても抽象的な規定にならざるを得ず、その具体的内容は裁判官が判断することになるのに対し、法律によりこれを定めるとするとその判断は国会が行うことにかんがみると、試験に合格した裁判官の判断に任せるよりも有権者の代表である国会議員の判断に任せた方が良いと考えられるので、憲法改正によって外国人の地位を明記することには反対であるとの意見が述べられた。

これに対して、外国人の人権保障のあり方、定住外国人への参政権付与の是非、難民受入体制のあり方、国籍決定の基準等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、在日韓国・朝鮮人等に対する政府の排他的姿勢を正す必要性、戦後補償の不備の問題を検討する必要性、二重国籍の容認等について、発言があった。

第 154 回国会第 3 回 H14.4.11

「基本的人権の保障に関する件」について、以下の参考人から意見を 聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

さかもとまさなり

阪本昌成参考人(広島大学法学部長)

参考人からは、 近代立憲主義において確立した「公的領域を支配する公法」と「私的領域を支配する私法」との峻別を維持した上で、私的領域における問題の解決は私法に委ねられるべきである、 人権は、公的領域における国家に対する不作為請求権又は妨害排除請求権を意味する「自由権」を中核として理解すべきであるとの認識の下に、プライバシー権、自己決定権等のような一般に「新しい人権」として挙げられている法益は、私権又は私法上の法処理により保護することができるので、あえて「基本的人権」とする必要性が低いとの意見が述べられた。

そして、「新しい人権」を憲法典に組み入れる場合の留意点として、 私的自治等に委ね得る論点について、国家が介入し、あえて憲法的解決 を図るとすれば「人権のインフレ化」、「統治の過剰」、「社会の国家化」 等を招くおそれがある、 それゆえ、私権又は私法上の法処理によって 法益保護を図るべきであり、そのような私法上の法処理ができない場合 には、法律の制定による解決を第一順位とすべきである、 「新しい人 権」を憲法上の権利として認定するには、その権利が高優先性を持ち、 その外延と内包が明確であり、相手方の憲法上の自由を不当に制限しな い等の要件を満たす必要がある等の指摘がなされた。

これに対して、権利の本質、参考人が考える「新しい人権」の内容、 憲法に新たな義務規定を設けることの是非、環境権規定を法律で具体的 に定める必要性等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、夫婦別姓制度の問題、憲法に明文化する方法によらず解釈によって「新しい人権」を充実させていく必要性等について、発言があった。

第 154 回国会第 4 回 H14.5.23

「基本的人権の保障に関する件」について、以下の参考人から意見を 聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

伊藤哲夫参考人(日本政策研究センター所長)

参考人からは、基本的人権とは人が人であることに基づいて生まれながら当然に有する前国家的な「自然権」であって日本国憲法もそれを前提としているとの通説的見解に対する批判がなされた上で、「権利」とは共同体の歴史・文化・伝統の中で徐々に生成されたものであり、その背景には共同体独自の「法の精神」が存在すると解すべきであって、「自然権」論から脱却する必要があるとの意見が述べられた。そして、「平和で秩序ある国家」があってはじめて「権利」が保障されるのであるから、「公共の福祉」の解釈に当たっては「国家及び公共の利益」や「道徳」の明確な位置付けが必要であるとの意見が述べられた。

さらに、自らの国を自ら守ることが民主主義の基本原則であることから、「国防の義務」を憲法に明記し、また、家族を保護するために「家族の尊重」に関する規定を憲法に明記すべきであるとの意見が述べられた。これに対して、「人権」が濫用されている現状、日本の共同体的背景としての文化の本質、国防義務の重要性、立憲主義の意味、憲法上の義務規定の必要性等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、環境保持義務の検討の必要性、匿名の抗議行動による表現の自由の侵害のおそれ、マイノリティ層への差別の解消のための施策の必要性、武力攻撃事態対処法案の合憲

性への疑義等について、発言があった。

第 154 回国会第 5 回 H14.7.4

「基本的人権の保障に関する件」について、以下の参考人から意見を 聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

くさ のただよし

草野忠義参考人(日本労働組合総連合会事務局長)

参考人からは、憲法 28 条は団結権、団体交渉権及び争議権を保障しているにもかかわらず、公務員の争議行為が法律で禁止されていることは問題であり、これに取り組んでこなかった政府の姿勢は、今や、国際的にも批判されているとの意見が述べられた。

また、憲法 27 条 1 項は、政府に 国民が完全就業できる体制を作ること、 失業者に就業の機会を与えること、 失業者に生活資金を給付することを義務付けていると解釈できることから、政府はこれらの趣旨を踏まえた雇用対策をとるべきであるとの意見が述べられた。

その他、職場での男女の不平等、過労死、セクシャルハラスメント等を防止するための法整備の必要性等について意見が述べられるとともに、雇用平等、職業能力開発等の新しい労働権等についても検討が必要であり、憲法調査会において、労働権及び社会権について十分審議を深めるよう求める旨の意見が述べられた。

これに対して、公務員に争議権を付与することの是非、公務員制度改革のあり方、ワークシェアリングの導入方法、労働者を保護するための 法整備の必要性等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、憲法で保障された勤労の 権利及び労働基本権を実現させる必要性、在留外国人の人権保障のあり 方を検討する必要性、憲法改正の是非等について、発言があった。

第 155 回国会第 1 回 H14.11.28

「基本的人権の保障に関する件」について、以下の参考人から意見を 聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

かり やたけひこ

苅谷剛彦参考人(東京大学大学院教育学研究科教授)

参考人からは、まず、憲法や教育基本法に定められた「能力に応じて 教育を受ける権利」の保障の意味を検討する際には、「能力」の内容だけ でなく、どの時点での「能力」を問題にするのかを明確にした上、教育 現場の実態を踏まえた議論をする必要があるとの指摘がなされた。 その上で、「ゆとり教育」を重視した 1992 年の学習指導要領の改訂を 契機として、 小中学校での基礎的学力の習得はその後の学習や生活の 能力にとって極めて重要であるにもかかわらず、成績下位層の生徒の基 礎的学力は一層低下している、 「高学歴家庭の子は高学歴」という教 育の「階層差」が生じているという状況をきたしており、結局、ゆとり 重視のこれまでの教育方針は、統計的データを踏まえないまま、基礎的 学力の定着をないがしろにし、子どもの能力格差を拡大するものであっ たとの意見が述べられた。

さらに、「結果の平等」とは均等な機会を活用できるように、できるだけ能力格差を拡大しないよう努めるという意味に解すべきであり、子どもが、義務教育終了時点で、フェアな競争ができる能力を可能な限り保障するようにすべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、教育における平等の意味、学力低下、学級崩壊等と「ゆとり教育」との関係、教育基本法の改正に関する問題、現在の学習指導要領の是非等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、学力以外の面で児童を評価することの重要性、教育の実態把握の必要性、公共の福祉の問題点等について、発言があった。

(2) 政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会

第 154 回国会第 1 回 H14.2.14

「政治の基本機構のあり方に関する件」について、以下の参考人から 意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

たかはしかずゆき

高橋和之参考人(東京大学教授)

参考人からは、現在の日本のような「積極国家」における政策推進には、内閣が「統治」を行い、国会がこれを「コントロール」するという図式の中で政治のリーダーシップが発揮されることが必要であり、そのためには、国民が選挙を通じて、「政策プログラム」とその実行主体である「首相」とを一体のものとして事実上直接的に選ぶ「国民内閣制」(議院内閣制の直接民主政的な運用形態)の導入が有用であるとの意見が述べられた。

その導入に当たっては、 国民の多数意思が明確化されるような選挙制度のあり方、 多数の支持を受ける政策プログラムを作り上げるという政党の役割、 選挙等において多数派形成を意識し明確な意思表明を

行うことを求められる国民の心構えについて検討を要するとの指摘がな された。

また、「国民内閣制」の導入には、憲法改正は不要であるが、参議院は 権限行使を自制する等の「憲法習律」の確立を図るべきであるなどの意 見が述べられた。

これに対して、「国民内閣制」を導入した際の国会や与党の役割の変化 や三権分立との整合性、首相公選制との相違点等について質疑を行った。 参考人質疑を踏まえた自由討議においては、民意の反映という観点から統治機構を考えることの重要性、憲法論議を進めるに当たって留意すべき点等について、発言があった。

第 154 回国会第 2 回 H14.3.14

「政治の基本機構のあり方に関する件」について、以下の参考人から 意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

やまぐちじろう

山口二郎参考人(北海道大学大学院法学研究科教授)

参考人からは、我が国の議院内閣制について、 与党の暴走と頻繁なリーダーの交代、 官僚機構の巨大化に伴う内閣の弱体化、 内閣と与党との不透明な関係といった運用上の問題について指摘がなされた上で、イギリス型議院内閣制のような、 内閣と与党の一元化、 与党の政権参加を通した政策の実現、 政治主導による政官関係の確立を図るべきであり、その際、制度に合わせた新たな「憲法習律」等を創っていくことや国民主権の観点に立った行政のあり方について考えることが必要であるとの意見が述べられた。

その改革へ向けた提言として、制度の面では、 内閣における国務大臣の分担管理原則の克服、 政策決定手続の一元化、 国会の行政に対するチェック機能の強化が、また、慣習の面では、 政党・指導者・政策を一体のものとして選ぶ選挙、 与党の意思決定機関と内閣の重合、

与党の所属議員が内閣の一員として政策形成に当たるような党運営、 透明で開かれた与党の党首選出等が、それぞれ挙げられた。

これに対して、政治主導の下における政官関係のあり方、イギリス型 議院内閣制における国会の役割等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、統治機構の改革のあり方、 内閣総理大臣のリーダーシップのあり方等について、発言があった。

第 154 回国会第 3 回 H14.4.11

「政治の基本機構のあり方に関する件」について、以下の参考人から 意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

おおいしまこと

大石 眞 参考人 (京都大学教授)

参考人からは、一院制では多様な有権者の意思を集約できるかは疑問であり、両院制を維持すべきであるとの認識の下、両院がそれぞれ独自の機能を果たすことにより両院制を意義あるものとするため、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政の運営に反映することに配慮しつつ、両院組織法(議員選挙法)をできるだけ異なった原理に基づくものにすべきであるとの指摘がなされた。

その上で、 参議院に期待される衆議院のダイナミズムを緩和するという役割を選挙制度にどう反映させるかが重要であること、 参議院の現在の権限を見直し、衆議院が法律案の再議決を過半数で行うことを認めるとともに、内閣総理大臣の指名権は衆議院のみに認めることなどの意見が述べられた。

これに対して、あるべき選挙制度の姿、両院制の意義、政党政治のあり方等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、民意の反映という観点から両院組織法を考える必要性、両院制の意義と選挙制度の関係等について、発言があった。

第 154 回国会第 4 回 H14.5.23

「政治の基本機構のあり方に関する件」について、以下の参考人から 意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

まついしげのり

松井茂記参考人(大阪大学大学院法学研究科教授)

参考人からは、81条の規定は、「事件性・争訟性」を要件とする司法権に付随して行使される「司法審査」権限を確認したものであるが、現状では、違憲判決が少なく、また、国民が「司法審査」を求めることが困難であることもあり、「司法審査」権限が適切に行使されていないとの認識が示された。

このような認識の下で、裁判所は民主政過程に不可欠な権利を厳格な 審査を通じて擁護する責任を有し、一方、その他の権利については、全 国民の代表から構成された国会によって制定された法律が尊重されるべ きであり、これにより国民の権利が侵害された場合には、選挙を通じて 是正が図られるべきであるとの「プロセス的な司法審査理論」が示された。その上で、上記のような責任を踏まえた積極的な司法権の行使がなされるよう、硬直的な最高裁の人事制度の是正、「事件性・争訟性」要件の柔軟な解釈により法律の違憲性の確認や執行差止のための訴訟提起を容易にすること等を含めた制度改革と「意識改革」が必要であるとの主張が述べられた。

これに対して、司法のよって立つ正当性の根拠、憲法裁判所設置の是 非、「統治行為論」に対する評価等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、憲法改正手続の厳格さと 司法消極主義との関わり、憲法裁判所設置の是非等について、発言があっ た。

第 154 回国会第 5 回 H14.7.4

「政治の基本機構のあり方に関する件」について、以下の参考人から 意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

八木秀次参考人(高崎経済大学助教授)

参考人からは、まず、憲法論議は「国柄」に関する論議でなければならず、明治憲法については、その制定に際して「国柄」に関する論議が 重視された姿勢に学ぶべきものがあるとの認識が示された。

その上で、明治憲法体制は、 内閣と天皇との関係については、政治の中心の所在をめぐり、その解釈運用に明瞭さを欠いていた、 実際の国政では、首相を中心とした運用がなされたが、首相の統制権は弱かった、 天皇を輔弼する機関が割拠していたため、その調整に当たった元老の消滅とともに、実質的な統治の中心が不在となってしまった、 天皇は名目的統括者であり、したがって、その政治体制は立憲君主制であったとの意見が述べられた。

また、日本国憲法の定める象徴天皇制は、君主を「目に見える統合の 象徴」とする英国流を採り入れたばかりでなく、明治憲法体制における 立憲君主制をも受け継いだものであるとの意見が述べられた。

これに対して、明治憲法に内在した欠陥、歴史や伝統等の「国柄」についての教育の必要性、象徴天皇制に対する評価等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、我が国古来の知恵や思想を生かした平和の構築等新たな憲法を制定する際に盛り込まれるべき普遍的理念等について、発言があった。

第 155 回国会第 1 回 H14.11.14

「政治の基本機構のあり方に関する件」について、以下の参考人から 意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

たかだあつし

高田 篇 参考人(京都大学総合人間学部助教授)

参考人からは、政党は、多様性に立脚し、民主政に合理性をもたらす不可欠な存在として積極的に基礎付けられ、また、争点化、選択肢の形成・提供、暫定的決定、決定の受容といった多段階からなる民主制システムの各段階において、重要な役割を果たし、政治リーダーのリクルート・育成、政策の策定等といった民主制に不可欠な前提条件の形成に当たり、決定的な役割を果たすものである、との指摘がなされた。

その上で、現在、社会や「個人」の複雑化・「断片化」が進んだことにより、政党の影響力が低下し、我が国においても、政党が市民の政治的見解を十分に反映しなくなり、かつ、特殊個別利害に定位しがちになる、という「病理」が拡大しているが、これに対処するために、政党・政党システムが十分な複雑性と「断片性」を備えることが必要とされている、との認識が示された。

さらに、今後の政党法制でできることは、政党の果たすべき役割の遂行に当たって、 それを妨げる障害の除去、 その不可欠の前提条件の形成であり、具体的には(a)政党による人材発掘・育成に当たっての障害の除去、(b)政党の透明性・開放性の確保である。ただ、政党規定の憲法への明記については、立法者による政党法制の濫用防止のための司法的コントロールの確保等を考慮した場合、むしろマイナスに作用する可能性が高く、慎重な対応が求められる、との意見が述べられた。

これに対して、政党法制及び選挙制度のあり方、党議拘束と議員の自由な政治活動との関係、政党に対する企業・団体献金の是非、政治とマス・メディアの関係等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、党議拘束の必要性、政党助成法等の政党法制を改革する必要性、議院内閣制のあり方を検討する必要性等について、発言があった。

(3) 国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会

第 154 回国会第 1 回 H14.2.28

「国際社会における日本のあり方に関する件」について、以下の参考 人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 まつ いよしろう

松井芳郎参考人(名古屋大学大学院法学研究科教授)

参考人からは、冷戦後の PKO について、冷戦期の PKO と比べてその活動内容、役割等に変容が見られること、活動原則(非強制原則とくに同意原則、中立原則及び国際性原則)の動揺という問題が生じていること、これらの問題を解決するための様々な提言がなされてきたこと等を踏まえた上で、国際協力に係る日本の取組みに関して、以下のような意見が述べられた。

日本は、平和主義、国際協調主義及び主権平等という憲法の諸原則 に基づき、広範な分野での国際協力を主体的に行っていくべきである、

紛争の未然防止等に係る施策、紛争の平和的解決及び紛争後の社会経 済発展の支援こそが、日本の積極的な協力が可能かつ必要な分野である、

PKO については、活動原則の遵守を国連に働きかけるとともに、文民 部門の積極活用を図るべきである。

これに対して、日本の国際協力のあり方、PKO 等の国際協力を行うに 当たっての憲法上の問題、PKO の実情等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、国際協力を推進するに当たっての憲法改正の要否、自衛隊の憲法上の位置付け、我が国の安保理常任理事国入りに関する問題等について、発言があった。

第 154 回国会第 2 回 H14.3.28

「国際社会における日本のあり方に関する件」について、以下の参考 人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

はたけやまのぼる

畠 山 襄 参考人(日本貿易振興会理事長)

参考人からは、最近の FTA (自由貿易協定)の世界的な拡大傾向の中で、我が国が WTO 体制の下での自由貿易推進の立場をとり続けたことで遅れをとり、このことにより、国際的な孤立、国内構造改革の遅れ、例えば「競争と貿易」のような新分野に係る実験の機会の喪失、貿易や投資に係る実害といった結果を招いたとの認識が示された。この認識の下で、今後は、FTA により WTO を補完する「重層体制」への移行が必要であり、その際、農産物については、食糧安全保障の観点から一定品目を保護した上で、経過措置による急変緩和を図りつつ、他の品目の自由化を進めることが重要であり、また、できればこれまでの相手国の提案に基づく受け身の FTA 交渉を改め、政治家のリーダーシップによる主体的な FTA 交渉を通じて、日本が国際的なリーダーシップをとることが期待される等の意見が述べられた。

これに対して、多様な国々が存在するアジアにおける経済統合プロセスに我が国が参加することの困難性、FTAが経済分野にとどまらない地域統合に発展する際に問題となる国家主権と憲法との関係等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、経済問題への対処のあり方、FTA を推進するに当たって国民の「福利」や伝統・文化等に根差す農業に配慮する必要性等について、発言があった。

第 154 回国会第 3 回 H14.5.9

「国際社会における日本のあり方に関する件」について、以下の参考 人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

てらしまじつろう

寺島実郎参考人(株式会社三井物産戦略研究所所長)

参考人からは、20世紀の日本の国際関係を「英国や米国との同盟関係の下に成功をなし得たと認識されている」と総括した上で、21世紀の日米同盟を考えるに当たっては、中国との関係に配慮すること、独立国における外国軍の長期駐留は異常であること及び米国は自らの戦略と米国国民の世論の枠組みの範囲内でしか日本を守らないことという国際常識を踏まえて再設計すること、主体的に米国及び国際社会と接していくこと、以上の3点に留意すべきであるとの意見が述べられた。

また、今後の日本の安全保障政策のあり方について、 日米安保条約の見直しを米国との議論の俎上に載せるべきである、 専守防衛を維持しつつアジア戦略を再定義すべきである、 東アジア地域において予防外交の理念に基づく多国間フォーラムの形成を図るべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、日米関係や多国間フォーラムのあり方、9条をはじめと する憲法改正の是非、有事関連3法案の問題点等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、集団的自衛権の行使の是 非、我が国の安全保障のあり方、平和憲法を生かす方向性等について、 発言があった。

第 154 回国会第 4 回 H14.6.6

「国際社会における日本のあり方に関する件」について、以下の参考 人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 た く ぼ ただえ

田久保忠衛参考人(杏林大学総合政策学部教授)

参考人からは、米国一極時代の到来とともに、米国が力を背景にした外交を展開する中、米口関係では、協調的な面が見られ、また、米中関係では、中国を市場として重視する一方、安全保障面では「戦略的パートナー」から「戦略的競争相手」へと位置付けを変えるという二面性が見られるとの国際情勢に係る認識が示された。このような国際情勢の下に、米国は、日本の安全保障上の役割強化に期待を表明しているが、我が国が、現行憲法の下で軍事的協力ができないという意味での「ハンディキャップ国家」であることを甘受しつつ、有事法制の整備やテロ対策に当たり憲法解釈のみで対応することには限界があるとの認識が示された。その上で、 我が国は、国際環境の変化に対応してきたドイツを見習うとともに、普通の民主主義国家へ脱皮すべきである、 日米の安全保障関係において、我が国は徐々に片務性から双務性の方向に進むべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、集団的自衛権に関する憲法改正の是非、今後の日中関係及び米中関係、非核三原則に対する認識等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、非核三原則の意義、有事における我が国の対処のあり方等について、発言があった。

第 154 回国会第 5 回 H14.7.11

「国際社会における日本のあり方に関する件」について、以下の参考 人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

なかむらた みお

中村民雄参考人(東京大学社会科学研究所助教授)

参考人からは、EC、共通外交・安保政策、警察・刑事司法協力体制という3本の柱から成り立つEUは、加盟国との相互補完関係の上に存在する特異な統治制度を有していること、「壮大な実験」の途上にあり、EU憲法制定に向けた議論等を通じてそのあり方を模索していること等の見解が示された。また、EU統合に伴う各国憲法の変容について、イギリスの例を取り上げ、議会が無制限の立法権限を有するという「議会主権」の原理は、EC法の直接効及び優位性により、実質的に変容した等の認識が述べられた。

そして、このような EU 統合過程における経験を踏まえた上での日本に対する示唆的な事項として、 国境を超えた各国間協力が不可欠となっている現在においては EU のメカニズムが参考になること、 各国間協議を積み重ねて公序を築いてきた EU の形成過程は国際協調主義の

あり方の参考となることの2点が挙げられた。

これに対して、EU 統合過程への各加盟国の対応、EU の今後の動向、アジア地域における共同体の設立の可能性等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、積極的な外交の展開、地域共同体の存在等を踏まえた憲法論議の必要性や政治のあり方等について、発言があった。

第 155 回国会第 1 回 H14.11.14

「国際社会における日本のあり方に関する件」について、以下の参考 人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

いわまょうこ 岩**間陽子参考人(政策研究大学院大学助教授)**

参考人からは、 敗戦により武装解除された西ドイツの再軍備が、朝 鮮戦争勃発後、ヨーロッパ統合の枠組み内で検討され、1954年に、まず、 連立与党により、軍備に関する立法権限を連邦に付与する基本法改正が 行われ、次いで、NATO 加盟等に伴い 1955年に連邦軍が発足し、そして、 1956年に与野党協力により再軍備に関する基本法改正がなされたこと、

1968年の大連立政権下で、基本法の大幅改正により、主権の完全回復のための懸案であった非常事態立法がほとんどの領域をカバーする形で整備されたこと、 冷戦下においては、西ドイツ軍は機動面、指揮系統面においてNATOに統合され、NATO領域内の活動しか想定されていなかったこと、 しかし、冷戦後においては、国際紛争に対処するため、国連やNATOを通じた軍隊の域外派兵が基本法上の問題となったが、議会の同意を前提にこれを合憲とする1994年の憲法裁判所の判決後、ドイツ軍の海外活動は広く展開されていること、 冷戦後の安全保障環境の変化に対応し、ドイツ軍は危機管理、紛争予防のための域外展開を新たな任務とする方向で改革を進めていること等について説明がなされた。

これに対して、ドイツと比較した我が国の非常事態立法のあり方、有事法案を超党派で成立させる必要性、日本とドイツの戦後補償のあり方、9条改正の是非等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、非常事態への対処のあり方、非常事態立法に関する議論のあり方、北東アジアにおける安全保障を考える際に考慮すべき事項等について、発言があった。

(4) 地方自治に関する調査小委員会

第 154 回国会第 1 回 H14.2.28

「地方自治に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、 質疑を行った後、自由討議を行った。

ਸ਼ਹੇਰੇ ਰੋ ਸ਼ੈਰ ਦੇ ਹੈ 岩崎美紀子参考人(筑波大学教授)

参考人からは、機関委任事務制度廃止等を柱にした前回の地方分権改革後の課題として、 税・財政面での権限移譲、 自治体の広域化、市民社会の自治への参加等があるとの指摘がなされた上で、諸外国の基礎自治体のあり方を類型化しつつ、我が国では、社会サービスを提供する能力がもてるように基礎自治体を再編して規模を拡大した北欧型の制度を目指すべきであるとの意見が述べられ、また、道州制、連邦制を採用する場合の課題に言及した上で、我が国では、憲法の改正が必要な連邦制を導入せずとも、 執行における地方の裁量を認め、かつ、 中央の決定に対して地方が影響を及ぼす制度を整えることで分権を図ることが可能であるとの意見が述べられた。

これに対して、国主導の「上から」の市町村合併の推進の是非、地方 自治体の財源のあり方、地方自治体の適正規模等について質疑を行った。 参考人質疑を踏まえた自由討議においては、地方自治体の首長の多選 禁止の検討の必要性、住民投票制度の導入の是非、永住外国人への地方 参政権付与の問題等について、発言があった。

第 154 回国会第 2 回 H14.3.28

「地方自治に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、 質疑を行った後、自由討議を行った。

も り たあきら

森田 朗 参考人 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

参考人からは、 地方分権推進委員会による改革では、地方分権一括法により機関委任事務の廃止等一定の成果があった、 しかし、財政面の改革には不十分な点もあり地方財政が危機に瀕していることから、今後は地方への税財源の移譲等を進めていくべきであるとの意見が述べられた。

また、現在の行政サービス水準の維持や住民の生活圏の変化、人口減少、高齢化社会への対応等の要請から、市町村合併を推進する必要があり、その際、一律的な合併推進や数値目標的な市町村数のひとり歩き等

は避けるべきであり、個々の自治体の事情に応じたきめ細かい対応が必要であるとの意見が述べられた。そして、 国主導の現在の合併推進策は地方自治の理念に反する、 合併は地方のコミュニティーを破壊する等の批判に対しては、今次の合併推進は個々の市町村の観点からだけではなく、地域や国全体の観点から推進されなければならないので、地方自治の理念を尊重しつつ国や県もその調整を行う必要があるという反論が述べられた。さらに、合併が進んでいった後の市町村と都道府県のあり方にも慎重な検討が必要であるとの意見が述べられた。

これに対して、地方自治体への税財源移譲、市町村合併の進め方、憲法における地方自治の規定の意義等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、道州制の導入の推進、国から地方への税財源移譲、ボランティア団体や NPO と地方自治体の協働の必要性等について、発言があった。

第 154 回国会第 3 回 H14.5.9

「地方自治に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、 質疑を行った後、自由討議を行った。

じん のなおひこ

神野直彦参考人(東京大学教授)

参考人からは、過去からの教訓(大正デモクラシー運動やシャウプ勧告)及びグローバル化が進む一方でローカル化が進行している近年の諸外国の動き(ヨーロッパ地方自治憲章の制定等)にかんがみると、地方分権を進めるためには、 地方への税・財源の移譲、 地方政府間の財政格差を是正するための制度が不可欠であるとの意見が述べられた。

そして、今後の我が国の課題としては、先の分権改革による機関委任事務の廃止によって地方に多くの行政任務と決定権が与えられたものの、課税権については未だ十分に与えられていないという事態を解消するため、個人所得税と消費税を地方に移譲することにより、地方に課税権や決定権がない「集権的分散システム」から、地方が課税権や決定権を有する「分権的分散システム」に移行させることが重要であるとの意見が述べられた。

これに対して、国と地方の税・財源配分のあり方、地方政府間の財政 調整制度のあり方等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、国主導による市町村合併 推進政策の適否、有事法制によって地方自治が阻害される懸念等につい て、発言があった。

第 154 回国会第 4 回 H14.6.6

「地方自治に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、 質疑を行った後、自由討議を行った。

かたやまよしひろ

片山善博参考人(鳥取県知事)

参考人からは、知事としての経験を踏まえ、地方分権を実現するための主な課題として、 自治体が、多様性、地域性を持つ組織等を設けられるように、地方自治法の画一的な規定を改正すべきである、 独立行政委員会は、専門性・当事者能力を欠き十分に機能していないので、民主主義的な要素を注入すべく、委員を公選にする等の方法を考えるべきである、 多様で自主的な地方議会のあり方を認めるとともに、サラリーマン等の生活に密着した者がその身分のまま議員になれるようにすべきである、 地方財政は、公共事業等のハード面の政策を重視するか、人材の充実等のソフト面の政策を重視するかという自治体の政策選択に対して中立であるべきである、 都道府県税を安定的なものにするため、法人事業税に外形標準課税を導入するか、あるいは、法人事業税を国に、個人所得税を地方に移譲する等の対策を立てるべきである等の指摘がなされた。

これに対して、政府による市町村合併推進策の評価、地方の税・財源のあり方、教育の分野における地方分権、鳥取県西部地震の際の住宅再建支援策の評価、地方自治体が国際交流に果たす役割等について質疑を行った。

参考人の質疑を踏まえた自由討議においては、地方への権限移譲の必要性、住宅再建等の被災者支援の必要性、有事法制が地方自治を侵害するおそれ等について、発言があった。

第 154 回国会第 5 回 H14.7.11

「地方自治に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、 質疑を行った後、自由討議を行った。

きたがわまさやす

北川正恭参考人(三重県知事)

参考人からは、これからの行政は税金を納める側の立場に立ってその満足を第一に考える「生活者起点」の理念が重要であるという認識を前提に、三重県ではその実践として、 請求を受けてから、意思決定された結果のみを「情報公開」するのではなく、政策形成過程をも自ら積極的に「情報提供」しており、また、 民間企業の経営手法にならった

「ニュー・パブリック・マネジメント(NPM)」を導入し、業績評価型行政の実施、予算主義から決算主義への転換等を行っていること等について、知事の経験を踏まえて、説明がなされた。

更に、今後、我が国は、「集権・官治」から「分権・自治」へ転換して、 各地方の特色を活かした「モザイク国家」を目指し、地方の発展を図る べきであるとの意見が述べられた。

これに対して、地方への税・財源移譲の方策、NPM に対する評価、県 庁内の意識を改革することに伴う困難、道州制を念頭に置いた都道府県 のあり方等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、中央省庁職員の地方自治体への出向の是非、国会での決算審議の充実の必要性、道州制導入の是非等について、発言があった。

第 155 回国会第 1 回 H14.11.28

「地方自治に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、 質疑を行った後、自由討議を行った。

穂坂邦夫参考人(志木市長)

参考人からは、地方自治に携わってきた経験を踏まえ、憲法第 8 章に関して、 国と地方の役割分担を明確にし、それぞれの主権を認めること、 現在は地方自治法等により地方の裁量は狭められているが、今後は明確化された権能に基づく自由な行政運営を認めてもらいたいとの意見が述べられた。

その上で、地方分権を進めるに当たっては、国と地方の役割分担を明確化することが先決であること、地方自治体への税財源の配分は業務量に応じて機械的に行うべきであり、単純さや透明性が重要であること等の指摘がなされた。

さらに、 基礎的自治体の使命としては、コミュニティーを通じた人 と人との触合いの醸成や地域の文化や自然環境の保護等が重要である、

各地方が自己責任に基づく多様なあり方を目指すべきである、 市町村合併については、市民参加や市民の意思の尊重が重要である等の認識が示された。

そして、そのような認識の下、志木市においては、行政運営を市と市 民とが協働して行う「地方自立計画」の推進等、21 世紀型の新しい自治 体を目指した取組みがなされているとの説明がなされた。

これに対して、地方自治体の税財源のあり方、「地方自立計画」の具体

的内容やそれに対する評価、志木市の合併への取組み等について質疑を 行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、「地方自治の本旨」に沿っ た立法の必要性、自治体間の不均衡容認の重要性、人口 1 万人以下の小 規模自治体に対する権限縮小の不合理性等について、発言があった。

2 第 156 回国会及び第 159 回国会

(1) 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会

第 156 回国会第 1回 H15.2.6

「最高法規としての憲法のあり方に関する件(象徴天皇制)」について、 以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

髙橋 紘 参考人(國學院大学講師、東京経済大学講師、元共同通信記者) 現在の憲法及び皇室典範の規定では、皇位は男系男 参考人からは、 子しか継承できないので、現状のままでは、将来、皇位継承者はいなく なる。従って皇室典範を改め、女子も継承できるようにする。その場合、 男系から女系に変わることになるが、「皇位は世襲」という伝統は続く。 皇族女子は結婚すると皇籍を離れることになっているが、皇族があまり 増えないよう配慮しつつも、結婚に際して皇族女子の宮家創設を認め、 皇配を得るようにする。皇位継承権は、男女の別なく長子優先とすべき 象徴天皇について、天皇は、古来より「象徴」としての性格 を有していたのであり、明治天皇のような「軍服を着た天皇」は、歴代 のなかでごくわずかだった。また、現在の天皇は皇太子時代から「象徴 天皇」のあり方を模索しており、その意味において伝統的な天皇の「か たち」をつくられた。日本国憲法の下で即位した「初代の象徴天皇」と 言ってよいとの意見が述べられた。

なお、政治に対する要請として、 天皇及び皇族の外国訪問から、「皇 室外交」と言われるような政治色を排除してもらいたい、 本来あるべき「象徴天皇」についてきちんと議論してもらいたい、 室典範を改正し、皇位の安定を図ってもらいたい、との意見が述べられ た。

これに対して、天皇の「元首」性、女性による皇位継承を認めること とした場合の諸問題、天皇の国事行為のあり方等について質疑を行った。 参考人質疑を踏まえた自由討議においては、象徴天皇制の将来の方向 性、女性による皇位継承の是非等について、発言があった。

第 156 回国会第 2 回 H15.3.6

「最高法規としての憲法のあり方に関する件(象徴天皇制)」について、 以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

そのべいつお

園部逸夫参考人(元最高裁判所判事)

参考人からは、象徴天皇制は、現行憲法の理念に基づき規定されているが、歴史や伝統等を反映した独特の制度であるとの認識が示された上で、権力に正統性を付与するという、天皇が歴史上果たしてきた機能の一側面でもある「統治機構の基軸」としての役割は、象徴天皇制下では、国民から委ねられているものとして理解できることなどが述べられ、続いて、天皇の権能と行為について、 天皇が象徴であるためにはその機能を果たす場が必要であるとする積極的象徴の見地からも実情等を考慮しつつ探求すべきこと、 天皇の行為の分類に当たっては、象徴に由来する価値を実態に即して分析するなどの観点から五分説を提唱することなどが述べられた。

さらに、天皇は、国事行為や公的行為により象徴性を発揮することが 重要であると同時に、公的行為については、その意味にふさわしい制度 上の位置付けを、慎重な配慮の下に行うことが必要であるなどの見解が 述べられた。

これに対して、五分説の意義、現行憲法下における天皇の位置付け、 公的行為における責任の所在等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、20条と皇室の儀式との関係、衆議院解散の根拠についての再整理の必要性等について、発言があった。

第 156 回国会第 3 回 H15.4.3

「最高法規としての憲法のあり方に関する件(硬性憲法としての改正手続)」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

た か みかつとし

高見勝利参考人(国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会調査室主 ながまりゅういち 任、北海道大学名誉教授)及び長尾龍 一参考人(日本大学法学部教授)

高見参考人からは、諸外国の憲法改正手続は、通常、「憲法の安定性」 及び「国民主権」に由来する要請を充たすように仕組まれているとの意 見が述べられた後、 議会、 国民の投票、 特別の憲法会議、 連邦 を構成する支邦、という改正の決定・承認主体に着目した改正手続の 4 分類が示された。また、 GHQ による憲法草案の起草当初は、「世代理論」を反映し10年ごとの憲法の見直しが義務付けられていたことなど現在の形に至るまでの96条の制定過程が紹介されるとともに、 96条の原意には、国民が有する憲法制定権(改正案の承認)と国会の有する立法権(改正案の発案)との観念的な区別があったことなどについて説明がなされた。最後に、これらを踏まえて、96条のハードルは高いが世界的に見て最も高いとは言えない、形式的な改正のハードルの高低から諸外国の憲法の改正頻度が直ちに導かれるわけではないとの意見が述べられた。

長尾参考人からは、法哲学の観点から、憲法改正に特別多数決を要するというのは立法者のエゴであって、憲法が通常の法律に優越する理由として挙げられていることの多くは、妥当性を有するものではないという意見が述べられた。その上でなお、憲法が硬性であることの意義として、 多数意見をもってしても変えられないものがあるという「自然権思想」の理念及び 少数者の意見を常に尊重する「self-critical な社会」という観点の両者から導かれる「少数者保護」があるとの見解が示され、さらに、ジョン・ロックの思想によれば、憲法は「啓蒙思想の落とし子」であり、歴史とは「啓蒙」と「伝統」との対立であったが、21世紀においては、「啓蒙」と「伝統」の調和を図っていくことが必要であるとの意見が述べられた。

これに対して、憲法改正のための国民投票法の制定、日本国憲法における憲法改正の限界、国民による憲法改正の発案の是非等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、憲法改正のための国民投票法を現時点において制定する必要性についての是非、「国のかたち」の 観点から憲法を論ずることの必要性等について、発言があった。

第 156 回国会第 4 回 H15.5.8

「最高法規としての憲法のあり方に関する件(明治憲法と日本国憲法)」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

ばん のじゅんじ

坂野潤治参考人(東京大学名誉教授)

参考人からは、まず、明治憲法の制定に関するこれまでの「普通の憲法成立史」には、 民権派と体制派の両者の憲法史の相互関係及び これらの制定過程と実際の明治憲法の運用上の問題点との関連性が、ともに考えられてこなかったという問題点があるとの認識が示された。その

上で、伊藤博文の『憲法義解』や美濃部達吉の『憲法講話』等の諸資料から、明治憲法が多義的に解釈されていたことが分かるが、その理由は、明治憲法が、リベラルな考え方を反映して作成された交詢社の「私擬憲法案」を保守的な方向で手直しした岩倉具視の「大綱領」(実質的な作成者は井上毅)を基礎としていたという制定過程の事情にあるとの説明がなされた。また、板垣退助らの自由党は、議会の多数党であったにもかかわらず、議会の多数党が政権を担うとの発想を持たなかったため、明治14年には上記のような明治憲法の原案ができ上がっていたにもかかわらず、その後の議院内閣論の再興までに33年余りを要し、このことが、明治憲法の例外的規定とも考えられた「統帥権の独立」について、リベラルな勢力が憲法解釈を再修正し軍部の独走を抑制するだけの時間的余裕を失わせてしまったとの考えが示された。

これに対して、明治憲法の制定者の意識、明治憲法の問題点は憲法自体にあったのか運用にあったのか、明治憲法における政治権力の正統性の根拠等について質疑を行った。

第 156 回国会第 5 回 H15.7.3

「最高法規としての憲法のあり方に関する件(前文)」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

はなぶさまさみち

英 正道参考人 (鹿島建設株式会社常任顧問)

参考人からは、現行憲法の前文は、戦後の日本に国民主権の思想を定着させ、民主的な諸制度を確立したという大きな功績があったが、無国籍で政治的な蒸留水のようなものであることから、現在ではアイデンティティ危機を招いていると考えられ、したがって、憲法前文に日本の価値観や新しい理想を盛り込むことには大きな意味があるとの認識が示されました。次いで、憲法に正統性を付与するためにも国民の手による憲法改正の経験を持つべきであって、その際には、誰にでも議論のしやすい前文から始めることが最適であり、また、今後、憲法前文を改正する場合には、その作成過程に国民を最大限参画させてもらいたいとの意見が述べられました。その上で、参考人から、新しい前文が果たすべき役割として、日本の伝統と文化の上に立つ「この国のかたち」を示す役割、将来に向けて日本の進路を示す役割、現在の閉塞感を破らせる活力を与える役割、世界の中で日本の座標軸を明らかにする役割、

包容力と普遍性のある日本の理念を掲げる役割が挙げられ、それらを 盛り込んだ前文試案についての説明がなされた。 これに対して、前文と各条文との一体不可分性、前文を置くことの意義、参考人の提唱する前文試案に対する評価、前文に盛り込むべき理念等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、前文と各条文とは一体不可分性を有していること、憲法前文の有する先駆性、憲法の持つ普遍性と我が国の独自性との調和は今なお課題であること等について、発言があった。

第 159 回国会第 1 回 H16.2.5

「最高法規としての憲法のあり方に関する件 (天皇制)」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

ょこたこういち 横田耕一参考人(流通経済大学法学部教授、九州大学名誉教授)

参考人からは、天皇制についても憲法の規範に沿った理解が必要であり、憲法の条項に違反する「伝統」は否定されなければならない、また、天皇の「公」「私」の区別は厳格になされるべきとの立場から、 憲法の基本原則と「象徴天皇制」との関係、 憲法規範的にみた天皇の地位、権能及び根拠、 天皇は「元首」か、日本は「君主国」か、「公的行為」は存在するか及び公私の混同という規範解釈上のこれまでの主要な論点についての説明がなされた。

その上で、 現在の天皇は主権者ではなく国政上の権能も有していないものの、高度な政治的機能を果たしてきたと言えるが、近年の天皇・皇族の「スター化」や「伝統」の変更・廃止による権威の足下を崩す行為は、天皇の「統合力」の希薄化を招いている、 女性天皇は、憲法の下位法である皇室典範を憲法の規範に沿うように改正すれば認められるが、男女差別が依然存在する現状では、更なる「国民統合能力」の希薄化を招来する可能性を否定できないとの意見が述べられた。

これに対して、女性天皇を認めることの問題点、日本の歴史や伝統と 近代立憲主義との調和、天皇制の憲法規範上の意味等について質疑を 行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、女性天皇を認める場合の問題点、天皇の公的行為の意義、日本の歴史や伝統を尊重することの意義等について、発言があった。

第 159 回国会第 2 回 H16.3.4

「最高法規としての憲法のあり方に関する件(直接民主制の諸制度)」 について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議 を行った。

いぐちしゅうさく

井口秀作参考人(大阪産業大学人間環境学部助教授)

さらに、現行憲法の下では、 住民投票の充実、 諮問型国民投票の 導入、 一定の要件の下で国民に法案の発案権を与えることが考えられ るが、直接民主制は、国民主権の具体化、民主主義の強化に重要な役割 を果たす手段ではあるが、一つの手段に過ぎない、また、直接民主制導 入の議論を避ける必要はないが、すべてが解決できるかのような過大な 期待はすべきではないとした上で、直接民主制に堪え得るような議会、 政党、司法の整備が必要であり、それは日本国憲法の理念の具体化に他 ならないとの見解が述べられた。

これに対して、直接民主制を導入するに当たっての留意点、直接民主制を導入することの意義、日本国憲法の理念を具体化することの必要性等について質疑を行った。

参考人の質疑を踏まえた自由討議においては、直接民主制を導入することの必要性、憲法改正のための国民投票法を制定する必要性等について、発言があった。

第 159 回国会第 3 回 H16.3.25

「最高法規としての憲法のあり方に関する件(憲法保障)」について、 最高裁判所当局から説明を聴取し、以下の参考人から意見を聴取し、質 疑を行った後、自由討議を行った。

たけさきひろのぶ 竹崎博允最高裁判所当局者(最高裁判所事務総長)及び笹田栄司参考人 (北海道大学大学院法学研究科教授)

竹﨑最高裁判所当局者からは、まず、最高裁判所の事件処理体制につ いて説明があり、その中で、最高裁判所の裁判官は、一人当たり年間約 2000 件の事件に関与していることから、多忙であることは否めないが、 平成10年の民事訴訟法の改正による上告制度の整備が最高裁判所の裁判 官の負担軽減に寄与しており、また、憲法問題については、事柄の重大 性からして、多忙であるが故に必要な判断ができないことはないと言っ てよいであろうとの見解が示された。次いで、最高裁判所の裁判官の選 任、裁判所の人的・物的態勢及び裁判官の独立の保障についての説明が なされ、 司法制度を予算面から諸外国と対比してみることは、制度が 大きく異なる等の理由から必ずしも有効な方法とはいえないと思われ、 むしろ司法制度の機能については、一つ一つの「法の要請」が十分に果 たされているか否かといった分析的検討が不可欠であること、「2割司 法」という議論は極めて実証性の乏しい議論であり、この用語にとらわ れることは必ずしも適当ではないが、司法制度を国民がより利用しやす く頼りがいのあるものとするため充実強化を図らなければならないとい うことは、今回の司法制度改革を支える大きな思想であり、この観点か ら、真に国民のためになる改革を実現していく必要があること等が述べ られた。

笹田参考人からは、最高裁判所に対する現状認識として、 多くの上 告事件を抱えていること、 大法廷への回付が少ないこと、 これまで に出された法令違憲判決は 5 種 6 件のみであること、 憲法規定を正面 に押し出すことなく、法律レベルで解決を図るケースがあること、 憲 法裁判の前提となる「裁判を受ける権利」の保障に関しては、判例理論 のレベルが昭和 35 年以来停滞していることが示された後、我が国の最高 裁判所判事の任用資格について比較法的にみた特徴及び違憲審査制が活 性化しない原因が述べられた。その上で、 最高裁判所への上告制限、

憲法裁判所設置論、 カナダの参照意見制度等の違憲審査制活性化の ための様々な試みについての評価、及び最高裁判所の「上告審機能」と「違憲審査機能」とを分離するという独自の機構改革案についての説明

がなされた。また、違憲審査制が停滞している現状については、立法による最高裁判所の改革を図ることが必要であり、最高裁判所の機構改革による大幅な負担軽減を前提とした最高裁判所裁判官任命諮問委員会の設置及び最高裁判所裁判官国民審査制の改革など、複合的なプランが考えられるべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、我が国の司法制度が抱えている問題点、憲法裁判所の 設置の是非、司法制度改革のあり方等について質疑を行った。

最高裁判所当局者及び参考人に対する質疑を踏まえた自由討議においては、最高裁判所の機構改革のあり方、司法機能が健全であることの必要性、憲法裁判所を設置する必要性、81条の趣旨等について、発言があった。

第 159 回国会第 4 回 H16.4.22

「最高法規としての憲法のあり方に関する件(憲法と国際法)」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

さいとうまさあき

齊藤正彰参考人(北星学園大学経済学部助教授)

参考人からは、まず、憲法と国際法の関係について総論的な説明がなされ、その中で、 国法体系における条約の取扱いという問題を考える上では、各国の憲法規定や国家機関の実行などの分析に力を注ぐべきであるとの意見が近年の主流であること、 従来は憲法と条約が矛盾・衝突するケースが重要な論点となったが、憲法と国際人権条約は人権保障を目指すという点で共通しており、完全な矛盾・衝突は必ずしも多くはないこと、 法律に対する条約の優位は、憲法の「国際主義」を基調として他の憲法の諸原理との調和を求めた結果と解するのが整合的であることなどが述べられた。

次に、国際人権条約の内容の実現のためには、国内裁判所による国内的実施が重要であるが、現状では、国内裁判所は国際人権条約の活用に積極的であるとはいえないとの指摘がなされた。その上で、国際人権条約の国内的実施に当たっては、国際人権条約の内容を違憲審査制の枠組みで実現する「違憲審査制とのすり合わせ」として、憲法の条約適合的解釈など国際人権条約の憲法解釈の基準への援用、国際人権条約違反を理由とする最高裁への上訴の容認が必要であるとの意見が述べられた。

また、近時問題となっている国際人権規約(自由権規約)の規約人権

委員会の意見・見解と国内裁判所の関係について、国内裁判所において 当該意見等を可能な限り顧慮することは、条約の誠実な遵守を謳う憲法 98条2項の要請に適うものであるとの指摘がなされた。

これに対して、憲法・法律と条約とが矛盾した場合の解消方法、条約の国会承認の要否及び留保の是非の判断権の所在、国際人権条約の国内直接適用の必要性等について質疑を行った。

参考人の質疑を踏まえた自由討議においては、国際人権条約の批准の際の国の主体的判断の必要性、条約が遵守されない国際状況への懸念等について、発言があった。

(2) 安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会

第 156 回国会第 1 回 H15.2.6

「安全保障及び国際協力等に関する件(非常事態と憲法)」について、 以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

森本 敏 参考人(拓殖大学国際開発学部教授)及び五十嵐敬喜参考人(法政大学法学部教授)

森本参考人からは、複雑化かつ過激化しているテロへの対応に当たっては、防衛、外交、情報、出入国管理等を統一方針の下に総合的かつ有機的に機能させる必要があり、そのためには、 国内法の整備、 国家体制及び社会体制の確立、 国民の意識啓発及び訓練が重要であるとの意見が述べられた。特に、国内法の整備については、 非常事態時における国家、政府及び国民の対応や権利義務関係の基本についての原則的事項を憲法に明記すべきである、 非常事態への包括的対応を可能とするため、当面、「国家安全保障基本法」を制定し、その下に、外国からの武力攻撃への対処を定める「有事法」と、テロ、自然災害等への対処を定める「緊急事態対処法」を制定すべきである、 テロ対応に当たっては、自衛権といった従来の形によるのではなく、非常事態に関する法整備を通じた抑止の戦略をとるべきであるとの意見が述べられた。

五十嵐参考人からは、「依存型社会」である都市で非常事態が発生した場合は途方もない被害が発生することを直視した上で非常事態について考えるべきであるとの認識の下に、 危機対応に当たっては権限の集中とともに事後点検をも重視しつつ、 危機対応組織として米国の FEMA (連邦緊急事態管理庁)を、 危機管理体制として、首相に権限を集中しつつ連邦議会による厳しいチェックを目指した緊急事態規定を持つド

イツ基本法を参考にすべきであるとの提案がなされ、また、有事に際しては、軍事によることは最低限とし、国連安全保障体制への積極的な関与、外交努力等の有事の予防に万全を期すべきであるとの意見が述べられた。さらに、 包括的な危機管理法を制定すべきである、 内閣官房、内閣府、総務省、国土交通省、厚生労働省、警察庁、消防庁、海上保安庁、自衛隊等からなる危機管理庁を設置し、これに我が国の危機管理を包括的に担当させるべきである、との提案があった。

これに対して、憲法上の緊急権規定の必要性、緊急事態における国民の権利保護、緊急事態における国会の関与のあり方、テロ対策に係る国際協力のあり方、有事法制と駐留米軍との関係等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、非常事態体制の整備に関する国会の責任を踏まえた上での国民の安全確保等に係る議論の重要性について、発言があった。

第 156 回国会第 2 回 H15.3.6

「安全保障及び国際協力等に関する件(非常事態と憲法)」について、 以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

お が わかずひさ

小川和久参考人(国際政治・軍事アナリスト)

参考人からは、我が国では、法の制定等が自己目的化する傾向がある が、法制度の完成度を高めるためには法改正を通じた不断の努力が必要 であり、憲法についても同様に、「憲法違反状態」を是正するとともに、 憲法の完成度を高める必要があるとの見解が示された。その上で、我が 国が世界平和の実現への積極的な努力を意味する「平和主義」や、その 手段である「国連中心主義」等の憲法の精神に基づいて行動してきたか 国家生存権の観点からは、湾岸戦争時に我が国が存在感を 発揮できなかったことを見据えなければならないとともに、テロリスト と大量破壊兵器開発国の結合は国防上の脅威であることから、個別的自 衛権による対処が可能であることを認識した上で、事態の平和的解決に 向けて努力すべきであり、また、 国民の生存権の観点からは、武力攻 撃事態に際しての国民の避難、誘導等に関する仕組みを警察、消防、自 治体等による対処の視点を通じて構築すべきであるとともに、交通事故 に対処するためのドクター・ヘリの整備が遅れていることは「憲法違反 状態」である、との指摘がなされた。そして、これらを踏まえ、憲法を 機能させるためには防災、医療、交通事故といった基礎問題を解決した 上で、外交・安全保障という応用問題に対処すべきとの見解が示された。

これに対して、非常事態に関する憲法上の規定の必要性、災害時における自衛隊と消防・警察等の役割分担のあり方、災害に備えた「まちづくり」、日米関係のあり方等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、日米安全保障条約及び日 米地位協定のあり方、自然災害への対応と生存権規定との関係等につい て、発言があった。

第 156 回国会第 3 回 H15.4.3

「安全保障及び国際協力等に関する件(国際協力)」について、以下の 小委員から基調発言を聴取し、質疑又は発言を行った後、自由討議を行っ た。

野田小委員からは、国際協力は国際社会と自国の平和と発展に不可欠であるとの認識の下、国連決議の履行確保のため安保理改革及び紛争解決制度の実効化を図る必要があり、日本も、自らの安全保障及び国際貢献を踏まえた憲法改正を視野に入れ、安保理常任理事国入り等を求めるとともに、経済社会分野での国連活動に積極的に関与する必要があるとの意見が述べられた。また、ODAの今後のあり方として、 戦略性重視、

「人間の安全保障」等の概念の必要性、 要請主義の見直し等主体的 判断に基づく実施、 国民の理解を求める努力、 関係機関の連携強化 が挙げられた。そして、日本が独立を回復した 4 月 28 日を「独立回復記 念日」とすべきとの提案がなされ、また、自らの国を自ら守るという独立国として当たり前のことを憲法に規定することは政治家の責務である との意見が述べられた。

首藤小委員からは、ODAの憲法上の根拠はグローバル社会における「人間の安全保障」を求める前文にあり、国際社会の新たなニーズに応じてODAを実施する際には前文の価値を積極的に展開すべきであるとの認識の下、冷戦後の激変する世界に対応するため、国際機構の変容と再編が求められるとともに、日本は、安全保障と経済協力の相関性、国家と国境の変容、グローバル視座、人間の安全保障、貧困等へ国際社会が対処するための「ガバナンス」と「民主化」の概念、市民社会組織に期待される役割と89条との関係等の憲法制定時に想定されていなかった要素を勘案して国際協力を行うべきであるとの意見が述べられた。その上で、海外援助の理念、海外援助に対する議会の関与、国益と世界益とのバランスを図るための価値基準と第三者によるチェックについて

は、憲法本文中に規定すべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、国連のあり方、対中国 ODA への評価、人道分野における ODA の重要性、ODA 改革の方向性等について質疑又は発言を行った。

これらの質疑又は発言を踏まえた自由討議においては、国連と安全保障との関係について議論する必要性、国連のあり方、ODA 改革の方向性等について、発言があった。

第 156 回国会第 4 回 H15.5.8

「安全保障及び国際協力等に関する件(国際機関と憲法)」について、 以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

すがなみしげる

管波 茂 参考人 (AMDA グループ代表、特定非営利活動法人 AMDA 理事長)及び佐藤行雄参考人 (財団法人日本国際問題研究所理事長)

菅波参考人からは、まず、 自らの判断で危険を承知で平和の実現のために活動するNGOは「平和主義者」と言える、 戦争をせず、金銭援助をし、メッセージを発するという国際協調主義を貫徹するためには、「啓典の民」との有言実行型の行動に基づく連携が不可欠である、 現在は、ポジティブリストで行動する政府組織とネガティブリストで行動するNGOとの連携の下に「公益」を確保すべき時代であるとの認識が述べられた。その上で、日本は、政府組織とNGOとの連携を図り、国民参加型人道援助外交を通じて人間の安全保障を追求するなど、急激に変化する時代に対応するシステムを確立することにより、多様な社会におけるイニシアティブを発揮することができるとの意見が述べられた。また、殺人によるメッセージであるテロへの対策には、そのメッセージの分析が不可欠であるとの意見が述べられた。

佐藤参考人からは、国連が、日本で一般に抱かれているイメージと異なり、安全保障理事会を第二次世界大戦の戦勝国が牛耳っていることをはじめとして未完成の組織であることを前提に、事務総長、総会・経済社会理事会及び安全保障理事会の現状、これらの機関への日本の関与等について、説明がなされた。そして、これらを踏まえた上で、日本は、国連を重要視し、その改善に尽力すべきであるとともに、自らが常任理事国になるか否かの問題は別として、国連を機能させるため、安保理事国枠の拡大、新常任理事国の選定、拒否権の行使の態様等に係る安保理改革を主導していくべきであるとの意見が述べられた。また、国連の実態調査のため、憲法調査会として調査団を派遣すべきであるとの要望がなされた。

これに対して、「敵国条項」がいまだに存在する理由、日本の安保理常任理事国入りの是非、今後の国連の方向性、NGOと政府との連携のあり方等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、安保理常任理事国間で対立があった場合の日本の安全保障のあり方、国連改革のあり方と日本の 役割、現実に即した外交の必要性等について、発言があった。

第 156 回国会第 5 回 H15.7.3

「安全保障及び国際協力等に関する件(憲法第9条)」について、以下 の小委員から意見を聴取し、質疑又は発言を行った後、自由討議を行っ た。

こんどうもとひこ 基調発言者・近藤基彦君及び基調発言者・藤井裕久君

近藤小委員からは、国際情勢の変化に対応するためには、憲法改正を 視野に入れた防衛体制の整備及び国際貢献の推進を図る必要があるとの 認識の下、 9条1項の侵略戦争放棄の理念は堅持した上で、平和と安全 を武力により担保することもあり得るとの立場から、人道上個々の人間 の安全保障に着目する「(人道上の)人間の安全保障」という考え方を未 来志向の強靱な「平和主義」の形として提示し、国際貢献を積極的に行 う姿勢を示すこと、 9条2項を削除した上で、個別的・集団的自衛の権 利及び自衛隊の存在を明記すること、 侵略、大規模自然災害等の非常 事態への対応に関する条項を設けることを内容とする9条の改正に向け た具体的提言がなされた。また、21世紀にふさわしい国民のための憲法 の制定に向けた議論を深めると同時に、憲法改正国民投票法等の整備を 図るべきであるとの意見が述べられた。

藤井小委員からは、国家としての平和確立の基本については、憲法に明記するか、少なくとも安全保障基本法を制定することにより国民に提示し、近隣諸国をはじめとする国際社会の信頼を得る必要があるとの認識の下、 個別的自衛権と集団的自衛権とを一体のものとしてとらえた自衛権を保持すること及びこれを抑制的に行使すべきであることとともに、首相が自衛隊に対し指揮監督権を有することを憲法に明記すべきである、 自衛権の抑制的な行使を前提として、日米共同防衛体制を重視すべきである、 日本及び国際社会の平和と安全の基礎となっているPKOをはじめとする国連の平和活動に対し積極的に参加する旨憲法に明記すべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、憲法と現実との乖離及びその解消のための方途、日本

と国連との関係、日米関係のあり方等について質疑又は発言を行った。

これらの質疑又は発言を踏まえた自由討議においては、イラク攻撃及びイラク復興支援法案の是非、非軍事分野での国際協力の必要性、国連改革の重要性等について、発言があった。

第 159 回国会第 1 回 H16.2.5

「安全保障及び国際協力等に関する件(憲法第9条)」について、以下の小委員から意見を聴取し、質疑又は発言を行った後、自由討議を行った。

基調発言者・中谷元君及び基調発言者・松本剛明君

中谷小委員からは、戦後大きな機能を果たしてきた 9 条が国際情勢の変化により現実と乖離したことから憲法の軽視と形骸化が生じていること、また、9 条の下で海外派遣された自衛隊の自己防衛が困難になっているとの認識が示された。その上で、現行憲法下では、 外国部隊等の警護、 任務遂行のための武器使用、 日本周辺での米軍への攻撃に対する応戦、 国連軍への参加ができず、 アジアの安全保障機構への参加の制約となり、 仮に日韓防衛条約が締結されても片務的になることから、憲法改正により安全保障上の環境整備をすべきこと、安保理常任理事国入りし、国連のイニシアティブをとるとともに、複合的になっている国連の安全保障政策に対応し参加・協力すべきこと、新憲法に自衛権、自衛隊の役割、国際貢献についての権限を明記すること、平和主義や国連中心主義の理念を 9 条の中心にすることについて意見が述べられた。

松本小委員からは、政治は時代の要請に応えるべきだが、「法治」の観 点から、必要なら法を整備すべきで法を飛び越えるべきではないとの認 識の下、イラク戦争については、国際法からみた攻撃の根拠や、先制攻 撃による自衛権発動の是非等、その大義を検証すべきであり、自衛隊の イラク派遣については、政府の憲法論議を避けた特措法の構成に無理が あるとの見解が述べられた。また、国連については現実を直視しつつも 理想に近づく道を選択すべきであり、国連軍、多国籍軍、平和維持活動 等の集団安全保障活動への幅広い参加を可能にするため、 同活動を 9 条の枠外とする解釈、 安全保障に関する基本法制定、 憲法改正の選 択肢があること、集団的自衛権については、日米安保条約のあり方や将 来の見直しも視野に入れる必要があること、太平洋、東アジアにおける 安全保障網の構築を考える際、これを行使できないことが外交上の足か せになる懸念があること、集団的自衛権は主権国固有の権利であり、政 府解釈の論理的検証が必要であることについて、意見が述べられた。

これに対して、集団的自衛権の保持や行使を憲法上明記することの是 非、自衛隊の海外派遣の際の国会承認のあり方、自衛隊のイラク派遣と 交戦権の否認との関係、自衛隊の海外への「派遣」と「派兵」との関係 等について質疑又は発言を行った。

これらの質疑又は発言を踏まえた自由討議においては、集団的自衛権の国際法上の位置付け、集団的自衛権や集団安全保障に関する規定を憲法上設けることの是非、自衛隊の海外派遣の際の武器使用基準のあり方、国際法及び憲法から見た自衛隊のイラク派遣の是非等について、発言があった。

第 159 回国会第 2 回 H16.3.4

「安全保障及び国際協力等に関する件(国家統合・国際機関への加入 及びそれに伴う国家主権の移譲)」について、以下の参考人から意見を聴 取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

ベルンハルド・ツェプター参考人(駐日欧州委員会代表部大使)

参考人からは、欧州統合が「欧州諸国間の戦争を二度と起こさない」 という教訓の下で進められ、欧州に平和や経済的繁栄をもたらしたこと、 EU がある分野では国家主権の一部をプールし、他の分野では単に政府間 協力を行うという国家と国際機関のいわば「混成体」であること、その 発展過程には事前のゴールを設定した「青写真」はなく、加盟国が特定 分野で合意した共通利益の上にボトムアップで構築されるプロセスを とっていること等について説明がなされた。次いで、統合の推進力は、 協力、競争、連帯であること、EU 立法は、加盟国の国内法に対する EU 法の優位や、意思決定を可能な限り市民に近いところで行うとする原則 等に基づくこと、域内の経済格差是正のために多額の資金援助が行われ ていること、外交政策問題に関して共同行動が試みられたが、成功には 至っていないこと等について説明がなされた。さらに、EU 統合の深化と 拡大は加盟国憲法の適合化を要求したが、主権の一部移譲を受け入れる 政治社会文化の存在がこれを可能にしたこと、現在、討議過程にある欧 州憲法条約の草案は、EU の民主的正当性を強化し、ヨーロピアン・アイ デンティティの必要性を強調し、透明で包括的な法体系を提示している こと等について説明があった。その上で、欧州の経験は、そのままでは 他の地域のモデルにはならないが、統合の手法や手続等に関して参考に なるのではないかとの見解が示された。

これに対して、EUの安全保障・防衛政策の方向性、基本権憲章、国民投票制度、「欧州オンブズマン」制度の内容、個人情報保護、ヨーロピアン・アイデンティティの内容、イラク戦争に対し欧州各国の態度の不一致から得た教訓、欧州憲法条約の締結による国家観・憲法観の変化等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、欧州との比較においてアジアの地域安全保障の構築の必要性や構築に当たって考慮すべき点、平和主義を踏まえた北東アジアにおける安全保障対話の必要性、地域安全保障と集団安全保障及び集団的自衛権との関係等について、発言があった。

第 159 回国会第 3 回 H16.3.25

「安全保障及び国際協力等に関する件(非常事態と憲法)」について、 以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

小針 司 参考人(岩手県立大学総合政策学部教授)及び松浦一夫参考人(防 衝大学校助教授)

小針参考人からは、非常事態の対処に関して現行憲法は極めて謙抑的 であるとの見解が述べられた後、非常事態に対処する権限と憲法の関係 憲法典の効力の停止、憲法典に列挙された条文の停止、 は、 典上の条文の効力は停止されないが、憲法上に規定された非常措置権に 憲法典上に非常事態対処規定を欠くにもかかわ より変容を被る場合、 らず非常事態に対処する必要がある場合に類型化でき、我が国の現行憲 法の類型はであり、人権制約の法理は「公共の福祉」に見出すしかな いとの指摘がなされた。その上で、非常事態法制の構築に当たっては人 権保障のあり方が多様かつ複雑になっている点を考慮しなければならず、 また、現行憲法における個人主義的世界観からは、国家は個人の生命、 身体及び財産を保護してこそ、その支配を正当化できるとの説明があっ た。最後に、「国 地方公共団体 国民」から「国民 地方公共団体 国」 という防衛観の視座の転換が必要であり、また、有事にあってこそ有事 法制が効果を発揮し、国民の生命、身体及び財産を守り、国家の安全を 確保することから、非常事態の対処規定は憲法典に明記されるべきとの 見解が示された。

松浦参考人からは、諸外国においては、民間防衛が軍事的防衛と平時の災害救助を結びつける分野として考えられているとの指摘があり、欧州各国等の国民保護法制の概略について説明があった。特に、ドイツで

は、基本法(憲法)上「防衛」を、「市民の保護を含む防衛」と位置付け、「軍事的防衛」と、国民保護を含む「非軍事的防衛」を合わせた「総合防衛」がドイツの緊急事態法制の基礎にあり、両者がセットで考えられているとの説明がなされた。また、ドイツにおける「市民保護再編法」において、「自己防護」を市民保護の基本とし、公的機関はそれを補完するものとされている点、ボランティア組織が防災組織として国の災害救助体制を支えるほか、有事においても国民保護にあたることとされているなど重要な存在と位置付けられている点は、我が国においても参考になるとの意見が述べられた。最近は、2002年に決定された「市民保護の新戦略」に基づき、「連邦市民保護・災害救助庁」の設置等の措置がとられ、また、民間航空機を使ったテロへの対処を内容とする「航空保安法」が議会で審議されているとの説明がなされた。

これに対して、非常事態に関する規定を憲法上明記することの必要性 とその規定の仕方、国民保護法案についての評価や私権制限の憲法上の 根拠、非常事態法制の検討に当たって諸外国の憲法等の諸条件を念頭に 置くことの必要性等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、非常事態に関する規定を 憲法上明記することの必要性、国民保護法案の実効性、自衛隊に対する 国会による監視・規制のあり方、国民の安全確保についての議論の必要 性等について、発言があった。

第 159 回国会第 4 回 H16.4.22

「安全保障及び国際協力等に関する件 (地域安全保障)」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

執池 努 参考人(青山学院大学国際政治経済学部教授)

参考人からは、アジア太平洋の地域安全保障を考えるに当たっては、 国際社会との協力・協調関係の重視、軍事力だけではなく経済活動等総 合的な取組み、テロ等への新しい脅威への対応が重要であるとの認識が 述べられた。そして、アジア太平洋地域には、 近代化を終えて安定し た国家、 近代化の途上にある国家、 国家体制が脆弱な国家が存在し、

及び に属する国家が関わる問題として、(a)国内体制の脆弱性に伴う問題、(b)国家間紛争及び(c)テロや経済問題などの新しい問題があり、これらが同地域の安全保障上の課題となるとの見解が述べられた。さらにこれに対する地域諸国の対応として、 地域安全保障の環境整備としての同盟の機能強化、 政府間又は官民合同での地域安全保障対話の拡大、

内政への地域諸国による共同介入・共同関与が挙げられるとの見解が述べられた。最後に FTA が地域安全保障にもたらす効果について、FTA は地域経済の安定化や国境を越えた利害の共有等のプラス面を持つ反面、締結国間の利益の不均衡を生じさせることによる国内政治の対立の惹起等のマイナス面を有することから、多少の効果は期待できるが、過剰な期待はできないとの見解が述べられた。

これに対して、アジア地域の安全保障のあり方、FTA 締結による我が国の経済的プレゼンスの高まりに対するアジア諸国の受け止め方、東南アジア友好協力条約の果たす役割、多国間の協調的安全保障を重視する必要性、北朝鮮問題をめぐる六者協議と地域安全保障との関係等について質疑を行った。

参考人の質疑を踏まえた自由討議においては、地域安全保障の観点からの FTA の推進、冷戦後における平和的な外交手段の充実の必要性、環境や食料などバランスのとれた安全保障への取組み等について、発言があった。

(3) 基本的人権の保障に関する調査小委員会

第 156 回国会第 1 回 H15.2.13

「基本的人権の保障に関する件(教育を受ける権利)」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

とりいやすひこ

鳥居泰彦参考人(慶應義塾学事顧問、日本私立学校振興・共済事業団理事 あかむらりょうじ 長)及び岡村遼司参考人(早稲田大学教授)

鳥居参考人からは、まず、 Education の日本語訳である「教育」には「能力を開発する」というニュアンスが含まれておらず、これからは能力を開発するという側面こそ重視されなければならないこと、また、

教育の内容には「人間形成」「基礎知識、専門知識」「学習・学習の方法・学習の支援」「成長の支援、人生設計の支援」があり、これらは教育を待って初めて実現されるものであることの指摘があった。さらに、新旧憲法下における「教育を受ける権利」についての差異、日本国憲法の「教育を受ける権利」の内容についての紹介がなされた。その上で、

諸外国(英・仏・韓)の教育基本法においては「生涯にわたり学習する権利を有する」ことが明記されているのに対して、日本においては従来その点の認識が弱かったという指摘がなされ、これからはその点を重視しなければならないという意見が述べられた。

岡村参考人からは、その内実にふさわしい価値を獲得することによっ て権利は生まれるという意味で、権利は義務を伴うものであるとし、加 えて、人権(権利)は自由権から社会権へと重層的に拡大してきたとい う認識を示した上で、「教育を受ける権利」について、教育基本法は憲 法 26 条を根拠とし、憲法の要請に基づいて制定されたこと、 「教育を 受ける機会の均等」と「結果の不平等」の問題は実践的な課題であるこ と、 権利の性格を積極的に表すならば、26条は、例えば「教育を『営 む』権利」ととらえ直す必要があること、 「平等の教育」という観点 から「ひとしい教育を受ける権利」という条文が望ましいなどといった 考えが述べられた。個人の生活を人間にふさわしいものにする、あらゆ る活動を尊重することが人権を擁護する意義だということが重ねて強調 された。今必要なのは教育基本法の理念がどこまで実現しているかを検 証することであり、「不足」を補うような安易な方法で改正を図るべきで はないということ、憲法を根拠にしている以上、それと切り離して改正 することは、教育基本法(教育理念・原則・権利保障の規定)の性格を いびつなものにし、同時に憲法の精神までないがしろにしてしまうとい うことが主張された。

これに対して、教育基本法と教育勅語の関係、教育基本法の改正の必要性、他者の権利に関する教育の必要性等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、憲法や教育基本法の制定 経緯の認識の重要性、教育基本法の改正、教育勅語の失効に関する決議 の意味等について、発言があった。

第 156 回国会第 2 回 H15.3.13

「基本的人権の保障に関する件 (労働基本権)」について、以下の参考 人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

すげのかずま 菅野和夫参考人(東京大学教授)及び藤井龍子参考人(内閣府情報公開 審査会委員、元労働省女性局長)

菅野参考人からは、公務員制度の構築に当たっては、その労働基本権制約の枠組みの成立過程の検討が重要であるとの認識の下、その枠組みの理論的基礎となった異なった二つの大きな流れ(米国における「主権理論」とそれを基礎とする初期の全体の奉仕者論や後期の全農林警職法事件判決及び「ドライヤー報告」とその理論を承継する東京中郵事件判決等)が紹介された。そして、今回の公務員制度改革大綱において重要な論点について議論の先送りが散見される点に懸念が示された。ま

た、ILO 中間報告からは労使関係の構築について十分な協議が必要であるというメッセージをくみ取るべきであり、「主権理論」に基礎を置いた政府の反論には説得力がないのではないかという指摘があった。その上で、今回の大改革に値する戦後の公務員制度における労使関係の十分な再検討が必要であり、総じて広く意見を徴するプロセスを重視すべきであるという意見が述べられた。

藤井参考人からは、男女平等を定める憲法が、雇用の場における女性の地位の向上に大きな影響を与えたとの認識の下、男女共同参画社会基本法の制定に至るまでの経緯が紹介され、また、 女性の基幹労働力化等が進む一方で依然として存在する採用差別等の問題、 諸外国に比べ顕著な出産時の離職と育児一段落後の再就職の傾向、 就業形態の多様化、 晩婚化と未婚率の上昇といった我が国の女性労働者の特徴が指摘された。その上で、雇用の場における男女の機会均等のためには、 強制的な命令権限等をもつ救済機関の設置等救済措置の拡充、 育児が一段落した後の再就職のための施策の拡充、 家庭と仕事との両立のための環境づくりが必要であるとの意見が述べられた。

これに対して、公務員制度改革や男女共同参画社会の観点からの憲法の評価、ILO 中間報告を受けての日本政府の対応のあり方、男女共同参画社会が想定する「平等」の意味等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、公務員の労働基本権をめ ぐる問題点、ILO 中間報告の背景、夫婦の多様なあり方を認める社会を 実現するための環境づくり等について、発言があった。

第 156 回国会第 3 回 H15.5.15

「基本的人権の保障に関する件(知る権利・アクセス権とプライバシー権)」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

ほりべまさお

堀部政男参考人(中央大学法学部教授)

参考人からは、日本における知る権利・情報公開論議の経緯は、知る権利が、表現の自由を受け手の側から再構成した権利として認識され、その制度化が提唱される時期(1940年代後半~70年代前半) ロッキード事件を機に情報公開の制度化が提唱され、地方自治体においてまず実現される時期(1970年代後半以降) 神奈川県公文書公開条例制定以後、地方自治体で情報公開制度が運用される一方、情報公開法が検討される時期(1980年代前半以降) 情報公開法要綱案の公表を受け、制

度の内容が明確になる一方、地方自治体で既に運用されていた情報公開制度が再検討される時期(1996年以降)及び 情報公開法が制定・施行され運用される時期(2001年以降現在まで)の五つに分けられるとの説明があった。

また、日本におけるプライバシー・個人情報保護論議の経緯は、 プライバシー権がアメリカで「ひとりにしておかれる権利」、「自己情報コントロール権」として認識され、制度化が提唱される時期(1950年代~70年代中葉) 地方自治体でプライバシー権保護の制度化が実現され、OECD ガイドラインの公表など制度化が提唱される時期、 行政機関個人情報保護法の制定が検討され(1988年制定)、個人情報保護ガイドラインが関係省庁で策定される一方、都道府県で個人情報保護が条例化される時期(1980年代中葉以降)及び 今日の国会審議に至る個人情報保護基本法制の提案・議論がなされる時期(1999年以降)の四つに分けられるとの説明があった。

そして、アクセス権については、諸外国の情報関連法での英訳等に見られるように、知る権利や自己情報コントロール権等を含む市民の情報への汎用的な権利として捉え、議論を深めていくべきであるとの提言がなされた。

これに対して、憲法にプライバシー権に係る規定等を明記することの 是非、マス・メディアによるプライバシー侵害に対する規制のあり方、 個人情報保護関連法案の内容の是非等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、マス・メディア規制の是 非、国民のプライバシー権等を保障するためのオンブズマン制度等につ いて、発言があった。

第 156 回国会第 4 回 H15.6.5 |

「基本的人権の保障に関する件(基本的人権と公共の福祉)」について、 以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

こほやしま きゃ 小林正弥参考人(千葉大学法経学部助教授)

参考人からは、まず、コミュニタリアニズムとは、公私二元論を主張してきたリベラリズムやリバタリアニズムが、その自由主義思想を極端に急進化させ、貧富の格差、市場の失敗、モラルの衰退、人間関係の希薄化等の弊害をもたらしたことに対する批判として登場し、自由主義の伝統を踏まえつつも、善・共同体・伝統・美徳一般・責務などの必要性を主張し、その母体を家族やコミュニティー等に求めた思想であるが、

それは、伝統的な古い共同体に戻ることを主張する「社会的保守主義」 とは異なるものであるとの説明がなされた。

また、アメリカにおけるリベラル - コミュニタリアニズム論争においても、コミュニタリアニズムは、責任や義務の観念の必要性は主張しても、国家権力の制限を基礎とし権利を中心とする近代憲法の枠組みを崩すものではなく、義務条項の付加といった憲法改正を主張しているわけではないとの意見が述べられた。

その上で、日本国憲法の基本的人権と「公共の福祉」の規定をコミュニタリアニズム的に解釈した場合、これまでリベラリズム的解釈では軽視されていた責任や公共性などをその(死文化していた)文言そのものから導くことができ、また、公共哲学で重視されている公的幸福の追求、国家の相対性、地球的視座など新時代に要請される事項についても憲法の中に読み込むことができるなど、日本国憲法は、コミュニタリアニズム的観点からするとアメリカ憲法よりも優れた人権規定を持っていると言え、当面、憲法改正は必要ないとの見解が示された。

これに対して、コミュニタリアニズムが重視する「伝統」・「道徳」の 意義、「公」に対し「個」が強調されすぎているのではないかという懸念、 コミュニタリアニズムの観点からの政党政治、教育現場、街づくり、マ ス・メディア等の現状に対する評価等について質疑を行った。

第 156 回国会第 5 回 H15.7.10

「基本的人権の保障に関する件(社会保障と憲法)」について、以下の 参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

中村睦男参考人(北海道大学長)及び小塩隆士参考人(東京学芸大学教育学部助教授)

中村参考人からは、まず、憲法 25 条 1 項の生存権規定は、総司令部案にはなく、衆議院の審議の段階で設けられた日本側の創意であること及び国民の意識調査の中でも生存権が定着してきたことが述べられた。その上で、 学説上、生存権の法的性格については、プログラム規定説、抽象的権利説及び具体的権利説が主張されてきたが、朝日訴訟第一審判決等は抽象的権利説に立っていると考えることができること、 最高裁判決により立法不作為を含む立法行為の違憲性を国賠法上争うことが例外的場合に限定して認められているが、近時、生存権以外の事例について、下級審において最高裁の要件の弾力的解釈が試みられ、また、生存権の事例でも立法不作為の違憲を争う余地があることが述べられた。さ

らに、21 世紀における社会保障制度の理念・制度設計として、当事者たる国民ないし市民の参加と自治、さらには当事者の応分の負担による社会保障と社会福祉の充実がなければならないとの発言がなされた。

小塩参考人からは、社会保障制度の中核をなす公的年金制度は、老後における最低限度の生活を保障するという点で、25 条を具体化する重要な制度であるが、 少子高齢化に伴う財政悪化及び 世代間格差の拡大という問題点を抱えているという見解が示された上で、公的年金制度を老後の最低限の所得を保障する基礎年金部分に限定したスリムなものとし、それを上回る報酬比例部分は公的部門ではなく個人の責任とするという改革案が示された。また、その改革を実行するに当たっての課題及び解決策として、 基礎年金の給付水準については、現行の生活保護支給額や基礎年金給付額を目安としてはどうか、 基礎年金の給付額については、所得水準とは無関係にこれを一律としてはどうか、 財源の調達については、世代内公平のためにも、所得と連動した保険料か、又は次善の策として消費税を充ててはどうかという3点が提示された。

これに対して、少子高齢化社会における社会保障と生存権の保障のあり方、社会保障の新しい理念としての「社会連帯」の必要性、社会保障の費用負担のあり方、年金制度改革の必要性等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、社会保障財政の危機に対して国民全体で国を支える意識を持つことの必要性、社会保障制度の構築に当たりグローバリゼーションの視点を持つことの必要性、社会保障に係る問題の根底にある少子化問題等について、発言があった。

第 159 回国会第 1 回 H16.2.19

「基本的人権の保障に関する件(法の下の平等)」について、以下の参 考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

うちのまさゆき

内野正幸参考人(中央大学(法科大学院開設準備室)教授)

参考人からは、まず、人権の領域では(プライバシーなどの明文化も 含め)憲法改正の必要性は少なく、現憲法下で諸施策を充実させるべき であるとの意見が述べられた。そして、憲法の平等条項の読み方として、

14条1項の列挙事由は例示と考えるべきである、 憲法による差別禁止は絶対的なものではなく合理的区別を許すものである、という説明があった。その上で、平等の観念には、諸個人をその事実上の違いにかかわらず一律に同等に扱うべきことを求める「形式的平等」と事実上の劣位者をより有利に扱うことにより結果を平等なものに近づけようとする

「実質的平等」があるが、14条が要求しているのは形式的平等であり、 実質的平等の実現の役割は、主に立法政策に期待されているという見解 が主張された。形式的平等が問題になる事例として、議員定数不均衡問 題や婚外子への差別が紹介され、また、実質的平等については、アファー マティブ・アクションを含め立法や行政の政策によって推進すべきを るという意見が述べられた。そして、 女性差別については、女性差別 撤廃条約が紹介され、男女共同参画社会の実現が今後の重要な課題あること、 民間社会における平等と差別については、企業関係の問表 まな雇用機会均等法や労働基準法などにより法的には少しずの解決はれてきていること、これに関連して住友電工男女差別訴訟の大阪高裁における和解は画期的なものとして評価できるという指摘があった。民間社会における差別については憲法の人権規定の間接適用によって理論上十分対応できるが、私人間における差別禁止のルール作りが必要であり、 この意味で、人権擁護法案の見直し・再提出又は差別禁止法の検討が必要であるとの意見が述べられた。

これに対して、形式的平等・実質的平等と憲法上の要請、議員定数不 均衡問題に関する衆議院と参議院の異なった取扱いの理論的根拠、国公 立学校の男女別学の是非等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、人権の領域においては憲法改正の必要性は少ないとの参考人の意見に関し電子政府の進展に伴う個人情報保護の要請をはじめとする新しい人権の明記の必要性、私人間効力についての米独の理論の導入、実質的平等実現のための措置としてのアファーマティブ・アクション等について、発言があった。

第 159 回国会第 2 回 H16.3.11

「基本的人権の保障に関する件(市民的・政治的自由)」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

のさかやすじ

野坂泰司参考人(学習院大学法学部長)

参考人からは、まず、思想・良心の自由は、人間存在にとって根源的な自由であり、思想・良心の自由が憲法に規定されるに至ったのは、明治憲法下において思想の自由が抑圧された苦い経験への反省に基づくものであるとの説明がなされた。その上で、三菱樹脂事件やアメリカにおけるヘイト・クライムの加重処罰などを取り上げながら、思想・良心の自由の内容についての説明がなされた。中でも、国旗・国歌の問題は、思想・良心に関わる最も重要な問題の一つであるとの指摘があった。

次に、信教の自由は、思想の自由と並んで、人権宣言の中核をなす最も重要な人権であり、内心の自由としての信仰の自由は絶対的に保障されるが、信仰に基づく行為の自由は、必要不可欠な公共的利益を達成するための最小限度の制約に服するとの説明がなされた。その上で、信教の自由の保障を促進又は補強するために政教分離原則があり、憲法上「厳格な分離」が要求されていることは疑いの余地がないが、判例の「目的効果基準」はその客観性に問題があり、本格的な再検討がなされるべきとの問題提起があった。また、内閣総理大臣の靖国神社参拝等を例にとりながら、政教分離原則の下で許される国家行為についての検討がなされた。

これに対して、「目的効果基準」と内閣総理大臣の靖国神社参拝、政教 分離原則違反に係る訴訟を可能にする住民訴訟類似の制度の立法政策的 視点からの検討、裁判員になることを思想・信条を理由として辞退できる としたことに対する評価等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、政教分離原則と制度的保障、ドイツにおける「闘う民主制」のような内心の自由に対する制限の可能性、内閣総理大臣の靖国神社参拝等について、発言があった。

第 159 回国会第 3 回 H16.4.1

「基本的人権の保障に関する件(公共の福祉)」について、以下の参考 人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

まつもとかずひこ

松本和彦参考人(大阪大学大学院高等司法研究科教授)

参考人からは、まず、人権と公共の福祉の関係を巡る争いは、問いの立て方を巡る争いだったとの説明があり、この点、通説的見解によると、「人権」対「公共の福祉」の「二項対立図式」により問題設定をするとの紹介があった。その上で参考人は、「問 1.人権は公共の福祉によって制限できるのか」及び「問 2.人権を制限する公共の福祉とは何か」という二つの命題を設定し、それに沿って意見陳述が行われた。

問1については、最高裁は基本的人権といえども絶対無制限ではなく、 公共の福祉によって制限されると判示し、学説もおおむねこれを肯定的 に受け止めているが、「二項対立図式」による問題設定そのものが正しい のかという点において若干の異論もあるという説明があった。

問 2 については、最高裁による正面からの回答はなく、個別事例ごとのアドホックな回答にとどまっていること、さらに、近年、学説上は問 2 のような問題の立て方自体されなくなっていること、すなわち、公共の

福祉と人権との調整は微妙な作業であって、「公共の福祉とは何か」を問うだけでは済まず、「公共の福祉と人権との相互調整の方法はいかにあるべきか」へと問いが転換しつつあるとの説明があった。これについては、「二項対立図式」の問いを「正当な『目的』を達成するための正当な『手段』による規制」の問いへと立て直し、規制の「目的」と「手段」を細やかに検討することにより、公共の福祉を重視しつつ人権を尊重することが可能になるとの意見が示された。

最後に、誰がこの「問い」に答えるのかについては、「議会」が人権と 公共の福祉の調整を「法律の形式」で行うことの意義が特に強調された。

これに対して、マス・メディアの表現の自由と個人のプライバシー権 との調整、法律の留保の理論の再構築、「本質性の原理」等について質疑 を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、市民の安全・秩序維持などの公共の福祉のための施策と市民の人権の調整、法律により議会が権利調整を行うことは果たして可能か、科学技術が大変な進展をしている中で裁判所に権利調整を行うだけの能力が備わっているか等について、発言があった。

第 159 回国会第 4 回 H16.5.20

「基本的人権の保障に関する件(経済的・社会的・文化的自由)」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

野呂 充 参考人(関西大学法科大学院教授)

参考人からは、土地所有権とは、土地という財産に特有ないわば普遍的な制限を伴うもので、一般的な経済的自由の理論には解消できない特殊性があるとした上で、財産権に関連して、都市計画法制、都市景観法制及び財産権保障のあり方の3点について、日本とドイツとを比較しつつ以下のような指摘がなされた。 都市計画法制について、新規開発・建築のコントロールには、ドイツでは「計画なければ開発なし」の原則が妥当するのに対し、日本では「開発・建築自由」の原則が妥当すること、 都市景観法制については、ドイツでは、地域限定のない醜悪化の禁止(法律に基づく)と積極的な景観保護・形成(市町村の条例に基づく)の「二段階規制システム」の法制度がとられているのに対し、日本では、都市計画法に定める美観地区等の制度があるが、それらはドイツのような「計画なくして開発なし」の原則を前提としていないため十分のような「計画なくして開発なし」の原則を前提としていないため十分

活用されておらず、これからは「計画なくして開発なし」の原則に少しでも近付けるような制度改革を進めていくことが必要であること、憲法による財産権保障とまちづくりとの関わりについては、日本国憲法 29条とボン基本法 14条 2 項との規定上の差は実質的な問題にはあまり影響がないが、ドイツの判例が所有権の制限等の判断に当たって「土地所有権の社会的制約」を強調し、「状況拘束性理論」に依拠している点は重要であること。そして、ドイツの景観保護法制が、日本と異なって強制力をもっている理由として、まだ試論ではあるが、ドイツでは、土地所有権について、「特定の場所」で「特定のデザイン」の建築を行う権利が相対化されるという特殊性が認められているためではないかとの指摘もなされた。

これに対して、財産権における「公共の福祉」概念の変化、「都市計画権」を憲法に明記することの要否、都市計画権限における日本とドイツの地方分権の差、環境保護の責任について定めたボン基本法 20a 条は我が国における人権の観念を転換させる上で参考になるのではないか等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、圏央道東京地裁判決に対する評価と批判、29条の「公共の福祉」にまちづくりに伴う人権制約を含めて考えることの必要性等について、発言があった。

第 159 回国会第 5 回 H16.5.27

「基本的人権の保障に関する件(刑事手続上の権利・被害者の人権)」 について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議 を行った。

たぐちもりかず

田口守一参考人(早稲田大学法学部・法務研究科教授)

参考人からは、まず、刑事手続上の人権に関する憲法規範の意義について、刑事手続条項が 10 か条にも及ぶことは、比較憲法的にも珍しく、憲法が刑事手続規範を重視している点、今後の刑事手続における人権を考える際、被疑者等の具体的な自己決定を尊重するという「積極的人権」をも保障していくことが大きな課題である点などが述べられた。

その上で、 被疑者の人権に関して、適正手続規定(憲法 31 条)の意義、緊急逮捕(刑訴法 210 条)の合憲性、被疑者の公的弁護制度の導入、通信傍受法による傍受手続、電磁的記録の押収手続の整備によるサイバー犯罪(ハイテク犯罪)への対処について、また、 被告人の人権に関して、裁判員制度の導入や裁判の迅速化、刑事免責制度とアレインメ

ント(有罪答弁制度)の導入、裁判所の裁判を受ける権利の規定(憲法32条)に関する裁判員制度の合憲性等について、 受刑者の人権については、死刑制度の合憲性と行刑のあり方について述べられた後、 被害者の人権については、その法的地位を考える上で、被害者保護の必要性、被害者の手続参加及び被害者の救済の3点が問題であり、法改正等による改善が図られているが、これを新たに憲法に書き込むことには慎重であるべきであるとの見解が示された。

また、司法制度改革は、司法のみならず「この国のかたち(constitution)」に関わる問題であり、「国家権力」が民主主義化し、「国民」が統治客体から統治主体へと変化している動きと捉えることができるとの見解が述べられた。

これに対して、死刑制度の存廃、裁判員制度、被疑者の取調べにおける弁護人立会権、被害者の人権等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、死刑制度の存廃、裁判官の感覚と国民感覚とのずれと裁判官の再教育の必要性、司法制度改革審議会に見られる司法制度改革の思想に対する危惧、憲法の刑事手続規定の制定過程と意義の重要性等について、発言があった。

(4) 統治機構のあり方に関する調査小委員会

| 第 156 回国会第 1 回 H15.2.13 |

「統治機構のあり方に関する件(地方自治)」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

ますだひろや **増田寛也参考人(岩手県知事)**

参考人からは、まず、これまでの青森県、岩手県、秋田県の北東北三県による観光、環境、産業廃棄物等の分野における広域連携の実績について、説明があった。

その後、「自己決定」「自己責任」という地方自治の基本的な考え方を貫徹するため、行政は優先的に住民に最も身近な市町村が行い、市町村ができないことは都道府県が、都道府県ができないことは国が補完するという「補完性の原理」に基づき、経済的自立を確立するとともに、国・地方の役割分担の大幅な見直しを図るべきであり、都道府県は、小規模自治体の支援、市町村と中央の連絡調整、広域的課題への対応等を行う機能が重視されることとなる、 社会経済情勢の変化を背景に国家的課題として広域自治体の制度を構築する必要があり、現場の意見を十

分に踏まえた上で、一国多制度の発想と住民との協働という観点から制度設計を行うことや、経済的自立、県間の機能分担、国から地方への権限・財源・人材の一括移譲等を図ることが重要である、 道州制や都道府県合併については、全国一律ではなく、多様な選択肢が示された上で、これを地方が選べるようにすべきであり、現行憲法の範囲内でもとり得る手段は多い、との意見が述べられた。

これに対して、道州制や都道府県合併と憲法との関係、市町村合併・ 基礎的自治体のあり方、地方の自主財源確保の展望等について質疑を 行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、国と地方の行財政改革のあり方、道州制導入の必要性、「地方自治の本旨」に沿った国と地方との関係の構築、ボーダレス化等の時代の変化を踏まえた国・県のあり方等について、発言があった。

第 156 回国会第 2 回 H15.3.13

「統治機構のあり方に関する件(地方自治)」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

ゅっぺ まなお 阿部學雄参考人(新潟県亀田町長)

参考人からは、まず、亀田町が、地理的にも日常生活においても、新 潟市との関係が密接であることについて説明がなされた。

その上で、新潟市等との合併構想の経緯につき、当初は市制化を目指し隣接する横越町との合併を行う「5万人都市構想」があったこと、その後の地方分権一括法の施行や合併特例法を背景に、町内の諸団体からの要望を契機として、平成13年から1市2町で合併協議が進められてきたが、平成14年には、近隣市町村を含み、より広域で政令指定都市を目指す「新潟地域合併問題協議会」が設けられたことなどが述べられた。

また、政令指定都市の実現により、人口面や地理的な利点を活かしつつ、空港等の拡充、近隣県との交流、商業の集積等を図り、さらなる発展を目指し、亀田町としても、新しくできる「市」の副都心として、発展していきたいとの考えが述べられた。

これに対して、広域合併により政令指定都市を志向する理由、都道府県の役割と道州制の導入、合併における地域住民の声の反映等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、間接民主制・直接民主制 と住民自治との関係、地方自治・地方分権のあり方と憲法規定との関係 を再考する必要性等について、発言があった。

第 156 回国会第 3 回 H15.5.15

「統治機構のあり方に関する件(司法制度及び憲法裁判所)」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

津野 修 参考人(前内閣法制局長官、弁護士)及び山口 繁 参考人(前最高裁判所長官)

津野参考人からは、内閣法制局は、審査事務、意見事務等を通じて憲 法解釈等について政府内の解釈を統一することにより、内閣の法律案提 出に係る事務、法律を誠実に執行する事務等が法治主義の観点から適切 に遂行され、また、国務大臣が負う憲法尊重擁護義務が適切に果たされ るよう、内閣を直接補佐する機関であるとの説明がなされた。その上で、

憲法解釈を確定するのは裁判所であるが、憲法に適合するように行政 運営を行うためには、事前に政府として憲法解釈を行う必要がある、 政府による憲法解釈は、論理的追究の結果であり、政府が自由に変更す ることはできないとの指摘がなされた。最後に、憲法裁判所の設置の是 非を考えるに当たっては、 国民主権・三権分立との関係、 国会が唯 一の立法機関とされていることとの関係、 違憲判決を警戒して政治部 門で過剰な自制がなされる危険性等について、十分検討する必要がある との私見が示された。

山口参考人からは、まず、米独仏の憲法裁判制度について説明がなされた後、これらの諸国と我が国の裁判所を取り巻く環境の異同として、

多民族国家であるかどうか、 連邦制か中央集権体制か、 政権交代の有無、 立法過程における法案チェックの有無、 裁量上告制の問題が挙げられた。その上で、我が国の法令違憲判決が少ないことについて司法消極主義であるとの批判があるが、これは、我が国の裁判所を取り巻く環境に起因するものであり、少なくなるべくして少なくなったものであるとの見解が述べられた。そして、憲法適合性判断の今後のあり方に関連して、上告受理制度の定着を通じ、憲法判断の必要な事件がより早期に取り上げられるようになるなど、最高裁判所における憲法判断は一段と活性化し、新しい時代にふさわしい憲法秩序を形成していくことになるであろうとの展望が示された。

これに対して、憲法の有権解釈権のあり方、政府の憲法解釈変更の可否、憲法裁判所の設置の是非、議院法制局のあり方等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、裁判所が政治問題の判断を控えることの妥当性、国民が司法に関与できるシステムの必要性、議院法制局の強化、裁判官報酬の減額の憲法適合性等について、発言があった。

第 156 回国会第 4 回 H15.6.5

「統治機構のあり方に関する件(財政)」について、以下の参考人から 意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

窪田参考人からは、まず、政策評価が近年注目される背景として、アカウンタビリティの重視、 政策の効果等が不確実な中での政策決定の必要性、 行政監視等の重要性が挙げられるとの指摘があった。また、国会の政策評価機能の強化を図る民主党の行政監視院法案(平成9年)の提出、廃案の経緯等について、説明があった。その上で、国会独自の立場から政策評価を行うためには、国会自らがデータを収集し、省庁から提供されたデータを国政全体の舵取りという国会独自の観点から分析することが野党のみならず与党にとっても必要であり、国会附属機関として、議員の政策評価に係る活動を専門的立場から補佐する機関を設置すべきであるとの意見が述べられた。さらに、憲法改正によって参議院を決算審査=政策評価のための院にするという改革案については、参議院の選挙制度のあり方や地方分権と二院制の関係等を踏まえ、慎重な検討が必要であるとの意見が述べられた。

桜内参考人からは、国民は委託者として政府(受託者)に対して納税を行うと同時に政府の財政活動の受益者として位置付けられるが、財政立憲主義の形式的な適用だけでは、将来世代を含む受益者たる国民の利益を守ることはできず、財政運営上の意思決定者(現役世代)の受託者責任を明らかにすることを通じてパブリック・ガバナンスを強化し、その利益を保護すべきであるとの意見が述べられた。具体的には、公会計制度の整備、財政規律の確保、行政評価との連携、予算を「経常的収支勘定」と中長期的な影響の大きい「資本的収支勘定」とに区分する複会計予算制度等の導入、財政面における国家緊急権の明記が必要であると指摘した上で、二院制・会計検査制度との関連では、将来世代の利益を反映するという観点から、参議院を特定の選挙区を持たない機関とすること、中長期的な財政運営に係る参議院の予算編成権限を

強化すること、 会計検査院を、中立性を保ちつつ、国会に属する機関とすることが考えられるとの見解が示された。

これに対して、決算審査と参議院改革、会計検査院のあり方、予算編成システムのあり方、政策評価機関のあり方、オンブズマン制度に対する評価等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、政策評価の必要性、財政システムを見直す必要性、二院制の機能を向上させる必要性等について、発言があった。

第 156 回国会第 5 回 H15.7.10

「統治機構のあり方に関する件(国会と内閣の関係)」について、国立 国会図書館当局から説明を聴取し、以下の小委員から意見を聴取し、質 疑又は発言を行った後、自由討議を行った。

た か みかつとし

高見勝利国立国会図書館当局者(国立国会図書館調査及び立法考査局政治議 ふるかわもとひさ 会調査室主任)並びに基調発言者・古川元久君及び基調発言者・井上喜一君

高見国立国会図書館当局者からは、まず、議院内閣制について、議院内閣制と大統領制を分かつ本質的基準は立法府の行政府に対する「信任の有無」、あるいは行政府の立法府に対する「責任の有無」であるとし、日本では、首相が自由に解散権を行使し得る英国型に近いものとして運用されているとの説明がなされた。次に、両院制について、公選型上院を採用する日本では、参議院の正当性の根拠が衆議院と同じく直接選挙により国民から選出されるという「選挙民主主義」にあることから、参議院の役割をどう規定すべきか等が、憲法制定以来の検討課題であるとの説明がなされた。

古川小委員からは、現行憲法が規定する議院内閣制の姿は首相主導型システムであるが、現実には、「行政」に対する「政治」の関与を極力排除する解釈・運用がなされたこと等により、首相の政治主導は大きく制約されてきたとの認識が示された。その上で、現代社会では、政治目的に向けて行政(administration)を指揮監督する「執行権」(executive power)を持つ首相とそれを補佐する国務大臣で構成される内閣を政治の中心ととらえるべきであり、国会の役割については、内閣による政策決定のコントロール機能及び国民に対する争点提供機能の二つが重要となる(「国権の最高機関」の再定義)との意見が述べられた。また、権力分立に関する明示的な憲法上の規定の創設、参議院のあり方の大胆な

見直し、 政党を憲法上位置付けた上での政党法の制定が必要であると の意見が述べられた。

井上小委員からは、国内外の環境変化に対処するため、あらゆる分野での制度的大改革と迅速な対応が必要であるとの認識の下、 内閣機能の強化(責任の所在の明確化、政治主導による政策遂行、政府と与党の一元化、政治任用制の段階的導入等)とこれに対応した議会機能の強化(委員会審議の充実、議院スタッフの機能強化、クエスチョン・タイムのあり方の再検討、予備的調査等の活用等)及び政党の憲法上の位置付けの明確化、 一院制の導入、 政権交代可能な2~3の大政党の出現を志向する単純小選挙区制度の採用及び一票の格差の是正、 統治行為を所管とする憲法裁判所の国会への設置、 特別多数による再議決制度の見直し及び憲法改正手続の発議要件の緩和、 危機管理組織の憲法上の明記が必要であるとの意見が述べられた。

これに対して、内閣と与党の一元化、内閣総理大臣のリーダーシップ、 民意の反映と選挙制度、審議会の位置付け等について質疑又は発言を 行った。

これらの質疑又は発言を踏まえた自由討議においては、憲法改正手続のあり方、一院制を採用する必要性、政策秘書制度の拡充の必要性等について、発言があった。

第 159 回国会第 1 回 H16.2.19

「統治機構のあり方に関する件(司法制度)」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

市川正人参考人(立命館大学法学部教授)

参考人からは、まず、司法権の意義、「具体的事件・争訟性」の要件の 意義について説明がなされた後、「裁判を受ける権利」は、裁判へのアク セスの実質的保障を含む、適正な手続による裁判を受ける権利や公権力 による権利侵害に対して実効的救済を受ける権利を意味すること、司法 制度改革の背景と改革においては人的基盤の拡充が重要であることにつ いて意見が述べられた。

その上で、利用しやすい司法の実現のために、裁判へのアクセスの拡充と行政訴訟制度の改革が必要であるが、行政訴訟制度については、より大胆な改革を期待するとの見解が述べられた。

また、裁判員制度の導入により司法への国民参加を進めることに基本的に異論はなく、合憲と解されるが、その際、司法の「非民主的な」性

格を踏まえ、憲法と法律のみに従い公平な手続の下で判断するという裁判の性格に配慮する必要があること、同制度は、刑事裁判の現状を転換する起爆剤にも厳罰主義の「イチジクの葉」にもなりうる改革であるとの意見が述べられ、また、憲法裁判所の設置に慎重な考え、今回の司法制度改革は付随的違憲審査制の活性化にもつながるとの考えが述べられた。

これに対して、法曹の質の確保の方策、裁判員制度と被告人の裁判を 受ける権利の保障や我が国の社会的土壌との関係、現行憲法の指向する 「司法」の性質、違憲審査制活性化の方策、現行憲法下における抽象的 違憲審査の可否、行政訴訟の迅速な解決の必要性等について質疑を行っ た。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、裁判員制度について、 画期的なものであるとの意見、 慎重に検討すべきとの意見、 導入までに、国民の理解を得る努力をすべきとの意見が述べられたほか、最高 裁判所をめぐる問題点を明らかにすべきこと、参議院に憲法裁判院的な 役割を与えることの可能性等について、発言があった。

第 159 回国会第 2 回 H16.3.11

「統治機構のあり方に関する件(人権擁護委員会その他の準司法機関・オンブズマン制度)」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

うつのみやふかし

宇都宮深志参考人(東海大学政治経済学部教授)

参考人からは、まず、世界のオンブズマン制度の発展、議会型オンブズマンが多いこと、法律による導入の可能性、1950年代以降に普及した理由について、説明がなされた。また、日本における取組みとして、国レベルでの検討や地方レベルでの導入について説明がなされた。次に、オンブズマン制度の特色として、立法府の公職者であること、公平な調査官であり、政治的に立法府からも独立していること、強制的な権限は有さず、意見表明・勧告権限等の非強制的な権限のみを有しており、調査の客観性等により影響力を保持していること、 職権調査権限を有しており、これが行政統制に有効に機能していること、 苦情の処理は、直接的で、迅速、かつ無料であることが指摘された。また、オンブズマンの機能としては、 行政統制・行政監視機能、 苦情の受理と処理機能、 行政改善機能が挙げられた。さらに、オンブズマン制度導入の必要性が現在の日本においてますます増大しており、その導入は憲

法改正によらず、法律の制定によっても可能であり、議会型オンブズマンと行政府型オンブズマンのいずれも可能であるが、行政監視機能が有効に働くことから、議会型が望ましいとの見解が述べられた。また、国会の有する行政監視機能を強化し、護民官的機能を有するものとしても、議会型が適しており、請願権(16条)を具体化するものとして、現行憲法上正当化されるとの見解が述べられた。

これに対して、オンブズマン設置の必要性の有無、憲法で規定することのメリット・デメリット、任命における党派性の排除の可能性、憲法上の位置付け、情報公開制度との関係、オンブズマンの具体像、組織のあり方等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、行政相談制度との関係、 各議院の行政監視に関する委員会の機能強化・オンブズマンの必要性、 行政の停滞や個人の権利・公益の間のバランスとの関係等について、発 言があった。

第 159 回国会第 3 回 H16.4.1

「統治機構のあり方に関する件 (財政)」について、以下の参考人から 意見を聴取した後、質疑を行った。

ですいかつので 碓井光明参考人(東京大学大学院法学政治学研究科教授)及び広井良典参 考人(千葉大学法経学部教授)

確井参考人からは、まず、国民主権の一環としての国民財政主義の実現のために、国民への財政情報の提供の必要性及びこれまでの痛みを伴わない仕組みから国民が痛みを実感できる仕組みへ転換する必要性が、また、財政と憲法・法律の関係について、財政に関する規定は、多くを立法府の裁量に委ねてよいこと、「健全財政主義」は、憲法上の原則ではないために特例法さえ制定すれば赤字公債の発行が許容されるという脆弱なものであるが、憲法に規定することにより規制することは実際上困難であるとの見解が述べられた。

次に、予算制度について、 健全な財政確保のため、予算単年度主義を原則とする必要性があること、 歳出・歳入を対応させた財政統制ができなくなるような運用は許されないこと、 複数年度予算を付加することは許されるばかりでなく望ましいこと、 予算の繰越しの弾力化を図ることにより、「予算単年度主義の弊害」を回避すべきこと、 使途を緩やかに特定した予備費は憲法上問題であるとの見解が示された。

さらに、私学助成等との関連で89条後段の削除等の検討の必要性が述

べられた。

その上で、国会以外の機関による財政統制に関連して、 行政自身による統制としては財務省の役割が大きいこと、 会計検査院は、憲法上、国会の附属機関とすることは想定されていないこと、 住民訴訟に相当する国レベルの「国民訴訟」が検討に値すること等が述べられ、また、国会自身も財政統制の制度的あり方を継続的に検討し、報告書を公表する等の努力を期待するとの意見が述べられた。

広井参考人からは、まず、日本の社会保障の特徴として、規模が小さく、内容的には年金の比重が大きいのに対して福祉の比重が小さく、財源は社会保険中心だが、保険と税が渾然一体となっているとの説明がなされた上で、社会保障給付が"低くてすんだ"理由として、 カイシャと(核)家族による"見えない社会保障(インフォーマルな社会保障)"、

"公共事業型社会保障"が存在していたからであると述べられた。加えて、国際比較を通じて、我が国社会保障制度の位置付けについて説明がなされた。

そして、社会保障の基本理念は、憲法 13 条が保障する自己実現の機会としての自由を制度的に保障するものであるとし、その方向として、医療・福祉が年金よりリスクの予測が困難であることなどから、医療・福祉は厚く、年金は私的なものを拡大するという「医療・福祉重点型」が妥当であり、その財源として、消費税、相続税、環境税が検討されるべきであると述べられた。

さらに、「公 共 私」の役割分担のあり方や環境との調和等も視野に入れつつ、「持続可能な福祉国家・福祉社会」の追求が社会保障の基本的課題であるとの見解が示された。

これに対して、複数年度予算の必要性、健全財政主義を憲法上明記することの必要性、社会保障に関する憲法規定のあり方、国民負担率の現状や将来許される水準、我が国が目指すべき福祉国家モデル等について質疑を行った。

第 159 回国会第 4 回 H16.5.20

「統治機構のあり方に関する件(中央政府と地方政府の権限のあり方)」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

つじやまたかのぶ

辻山幸宣参考人((財)地方自治総合研究所理事・主任研究員)

参考人からは、まず、分権一括法の効果の現状について、地方議会の

活性化や市民の条例作りへの積極的参加等の例はあるが、依然として、 通達に代わる通知・勧告や、各省大臣による政省令・告示が地方自治体を 拘束しているとの説明がなされた。次に、中央と地方の権限配分のあり 方について、 当該区域内における全権限制の原則を含み、 には基礎自治体に付与され、 いずれの事務・権限を実施・執行するか の判断権を含む「自治権」を法律上及び憲法上明確に位置付け、基礎自 治体において実施・執行されないこととされた事務は、補完性の原理に 従い、より広域的政府の事務として配分されるべきこと等が述べられた。 その上で、今日の地方自治には、法令の規律密度、行政統制、税財政制 度の問題はあるが、原則的に憲法規定の不備が地方自治の発展を阻害し ているとの認識はなく、あえて憲法改正を行うとすれば、憲法 93 条に関 連して、首長・議会の二元制を地方自治体の選択制とすることや、組織 構成、担任事務、課税等について、米国諸州のように、地方自治体がチャー ターに規定し、国会で承認する制度を導入することが考えられること、 連邦制を採用しない以上、ナショナル・ミニマム保障のための財源は、 中央政府が調整義務を負わざるを得ないこと等が述べられた。さらに、 地方自治体の適正規模については、実現可能な自治の内容を権限、財源、 事務量との兼ね合いにおいて考えるべきであり、「道州制」の概念も明確 にせずに、市町村合併を推進する現状には懸念を持つとの意見が述べら れた。

これに対して、地方税の税率を地方自治体の裁量に委ねることの是非、連邦制を採用するには、改正ではなく新しい憲法の制定が必要とされること、シティ・マネージャー制導入の是非、憲法の地方自治規定の果たす役割、「地方自治基本法構想」の意義、道州制における道州の権能等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、多様な地方自治体のあり 方を検討する必要性、首長の多選禁止等を検討する必要性、交通・通信 手段の発達により都道府県を越えた生活圏が成立していること、行政を 統制するためにも地方分権が必要であること等について、発言があった。

第 159 回国会第 5 回 H16.5.27 |

「統治機構のあり方に関する件(二院制と会計検査制度)」について、 会計検査院当局から説明を聴取し、以下の参考人から意見を聴取し、質 疑を行った後、自由討議を行った。 もりしたのぶあき ただのまさひと

森下伸昭会計検査院長及び只野雅人参考人(一橋大学大学院法学研究科助教授)

森下会計検査院長からは、 会計検査院の厳正、公平な職務遂行のためには、独立性の確保が何よりも重要であり、その保障のために人事権の独立、規則制定権の保持及び二重予算制度があること、 会計検査院は独立機関であるが、検査官の任命について国会の同意が必要であること、国会が決算検査報告の提出先となっていること、各議院又は各議院の委員会は会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができること等、国会と密接な関係を有していること、 検査成果を制度、予算等に反映させるため、検査結果の国会への報告、処置を要求した事項等の事後処置状況の把握及び国会への報告、財務省主計局等との連絡会の開催等が行われていること、

主要諸外国における会計検査院の地位等について説明がなされた。

只野参考人からは、単一国家の二院制の場合、第二院の独自性が問題になるとし、第二院の分類の方法とともに、世界全体では一院制採用国が多数であるが人口が一定規模以上になると二院制が採用される傾向にあることについて説明があった。そして、日本と同様に単一国家で二院制を採用するフランスでは、元老院(第二院)の政党化も生じているが、両院の構成が似通っている場合にむしろ元老院が有益な役割を果たしているとの見解が述べられた。その上で、参議院は独自性を模索してされるとの見解が述べられた。その光揮のためには、政党本位の選挙制度の改革を再検討し、国会法ではなく議院規則によって議院の組織を定めるべきであり、参議院の役割として、多様な民意を反映し、長期的な視野に立った調査活動を行い、行政に対するコントロール機能を持つことが期待されるとの見解が述べられた。さらに、衆議院 予算審議、参議院 決算審査という役割分担は、権限の弱い参議院が有効な統制をすることができるのかという懸念から好ましいものではなく、また、憲法政策的に見て、現行の二院制は是認できるとの意見が述べられた。

これに対して、各議院の議員の選挙制度のあり方、参議院の存在意義、 二院制のあり方と民意の反映、両院の役割分担、会計検査院の国会附属 機関化、会計検査院の検査の観点、会計検査院の独立性等について質疑 を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、二院制維持の必要性、憲法の規範に照らし現状を見ることの必要性、二院制のメリットを活用する必要性等について、発言があった。

第3節 公聴会における調査

1 第 159 回国会第 1 回公聴会(平成 16 年 5 月 12 日)

<午前>

公述人の意見の要旨

いのぐちく にこ

猪口邦子君(上智大学法学部教授)

日本は、国際安全保障分野の多国間外交の場において評価されていること、 憲法の検討に当たっては、戦後日本の国家や社会の努力への評価と、そうした努力がもたらした世界における貴重な存在感についての深い認識を出発点とすべきであること、 9条1項、2項に掲げられた考え方は国際社会で広く知られ、特別の評価を獲得していること等を挙げた上で、我が国は、自国のあり方を過小評価するのではなく、むしろ国際社会への啓発力を信じて積極的に発信し、また日本の姿勢を肯定的に受け止める各国の多様性の受容をより積極的に外交を通じて評価していくべきであり、今後、国民世論が憲法の修正を求める場合に、9条の基本を維持しつつ、平和国家として保持する自衛のための実力組織につき簡潔に言及する可能性は研究するに値する一方、個別法で扱うべき範囲の事柄を憲法に織り込むことや今後の国際情勢や国連の活動の方向性を予断して複雑な修正を試みることには慎重であるべきである等の意見が述べられた。

かわもとゆうこ

川本裕子君(早稲田大学大学院教授)

経済的自由に関する制限は、これまでのところ大過なく運用されてきているとした上で、 経済政策について憲法で事細かに規定すべきではないこと、 憲法には「財政赤字を出さない」ではなく、「財政赤字を隠さない」ということを規定すべきであること、 最終的に国民負担となるような政府活動についての政府の情報公開義務を憲法上明記すべきこと、 大きな一票の格差があることにより、国会が公共政策決定の責任主体となる前提条件が満たされていない等と考えられることから、議員定数の不均衡の見直しを図るべきこと等の意見が述べられた。

いのかわきんぞう

井ノ川金三君(元群馬県林業改良普及協会事務局長)

「二院制の見直し」に当たっては、国会の機能を効率的に発揮させるためにどのようにすべきかを出発点にする必要があり、特に参議院のあり方が問題となるとした上で、予算審査は衆議院の、また、決算審査は参議院の専権として権能を分けるべきこと、最高裁判所長官の任命手続、大赦、特赦

等の手続等の司法に関わる権限を参議院に移すべきこと、 参議院の独自性を出す方向での見直しができないのであれば、一院制とすることもやむを得ないと考えられること、 道州制へ移行するような場合には、参議院を道州の代表で構成される新しい第二院とすることも考えられること等の意見が述べられた。

質疑の要旨

委員からは、人間の安全保障の憲法上の位置付け、健全財政に関する規定を憲法上規定することの是非、二院制と連邦型分権国家との関係、国連の集団安全保障と憲法との関係、政府の情報公開に対する義務や責任を憲法上規定することの是非、多国間主義と米国の単独行動主義との関係、平和的生存権についての見解等について質疑がなされた。

<午後>

公述人の意見の要旨

おぐまえいじ

小熊英二君(慶應義塾大学総合政策学部助教授)

憲法制定に際して占領軍のイニシアティブは強かったが、当時の保守陣営からもおおむね歓迎されたことを考えれば、「押しつけ」という評価をすべきではないこと、 米国は、冷戦と朝鮮戦争をきっかけに対日政策を日本の非武装化から反共同盟国として再軍備させる方針に転換したが、この再軍備要求は、革新側のみならず保守政界の一部からも米国の「傭兵化」という反発を招いたこと等を紹介した上で、9条の改正は、 米国政府の対日軍事要求をエスカレートさせる可能性、 日本の軍事大国化を警戒する米国の世論及び周辺諸国の反発を招く可能性、 アジア諸国を刺激する可能性があること、また、「自主憲法制定」という感情的な議論ではなく、国際社会の動向等を踏まえた慎重な憲法論議が望まれること等の意見が述べられた。

ふなびき た け お

船曳建夫君(東京大学大学院教授・文化人類学者)

9条は、米国の利益と人類の理想主義とが合わさった産物で、その当時の独立国家ならば当然有する「交戦権」を認めないという、特異な成り立ちを持つこととなったこと、また、 9条は、日米安全保障条約と対で意味をなすように作られており、平和憲法たる日本国憲法だけで戦争の抑止力になってきたと考えるのは正しくはないこと、 冷戦の終結により、米国による日本の防衛が疑うべくもない前提であった状況はなくなり、ここに至って、9条の議論は実質を帯びてきていること等を紹介した上で、 現在、戦争は、その

戦争テクノロジーの進歩により、先進国間に限っていえば、既に実質的に不可能な国家的活動であり、交戦権は不要であるばかりでなく、自衛以外の戦争を導きかねない危険なものであること、 よって 9 条を改正することは、ここ 200 年ほどの「産業文明初期の国家と戦争のあり方」と論理的整合性があるだけで、日本国の将来的な国益とはならないこと、 これまで積み重ねてきた 9 条の議論は大きな財産であり、それを基礎として今後も議論を積み上げることが、真に世界から敬意を払われる国家となる道であること等の意見が述べられた。

やまざきまさかず

山崎正和君(東亜大学学長)

憲法改正の議論を、例えば、戦後の民主主義か戦前の愛国心か、占領軍による憲法か自主憲法かなど、イデオロギー的対立と重ね合わせてはならないと考えているとした上で、当面の緊急課題は、 日本が自衛権を持つことを明示するかどうか、 世界の平和維持に貢献する用意のあることを宣明するかどうかの 2 点であって、論議はこれに集中して実務的、具体的に行われるべきであること、そのために憲法改正の包括的な議論は避けるべきであること、憲法改正を容易にする改正を行い、米国のように個別的な憲法修正条項の制定を可能にする道を開くべきであること等の意見が述べられた。

質疑の要旨

委員からは、国会や議員選出のあり方に関する憲法上の規定ぶり、愛国心について憲法上規定することの是非、東アジア地域共同体を形成するに当たっての課題、我が国の今後の対外政策のあり方、テロに対する国際的防衛同盟を創設することに対する見解、多国間主義の見地から見た欧州・アジアにおける平和と安全保障の構築等について質疑がなされた。

2 第 159 回国会第 2 回公聴会 (平成 16 年 5 月 13 日)

公述人の意見の要旨

よしだけんいち

吉田健一君(弁護士)

米国により引き起こされたイラク戦争は、違法な戦争であること、 この違法な戦争への協力を目的とする自衛隊のイラク派兵は、9条及び98条2項に違反するものであること、 政府は、海外での武力行使はしないから合憲とする自らの説明すら投げ捨て、戦闘行為を展開している米英軍の物資輸送や武器を持った米兵の輸送まで行い、武力行使に加担していることが指摘

された。そして、そのことは立憲政治の基本を無視するもので許されないものとした上で、憲法の平和主義を活かし、軍事に頼らない平和な国際関係の実現を追求することが日本の課題であり、また、憲法「改正」により環境権やプライバシー権などの新しい人権を明記しようとする動きがあるが、現行憲法を活かし、保障されている基本的人権の充実を図り実現していくことをまず考えるべきである等の意見が述べられた。

あんぼかつや

安保克也君(日本電子専門学校専任講師)

テクノロジーの急激な進歩により、世の中は変化しており、新しい時代の憲法を論じるときには、技術進歩に関する情報を収集した上で論じる必要があるとした上で、憲法について、 情報の収集、分析、保全等のための法整備等と合わせた 21 条の改正の必要性、 サイバー戦をも視野に入れ、「日本の主権及び独立を保障し、領土を保全し、国民の基本的人権を擁護することを使命とする」軍事組織を保有するための 9 条改正の必要性、 国民の平穏の保障及び福祉の増進、侵略戦争の放棄及び国力に応じた国際平和協力への貢献等を前文に盛り込む必要性等の意見が述べられた。

ひだ かさやか

日高 明 君 (元四国学院大学大学院生)

前文の掲げる理念を根付かせていくことが重要であると考えるとの立場から、 前文に謳う「平和的生存権」は、「人間の安全保障」につながる先見性を持ったものであること、 前文及び 9 条の掲げる平和主義は、今日の国際社会を導く強力な理念となりつつあり、その実現こそが政治の最大の課題であると考えられること等の認識を示した上で、 我が国は、憲法に平和的生存権を掲げているからこそ、世界の平和と安定のために積極的に寄与していくことができるのであって、前文や 9 条の改正によっては、平和な社会を構築することはできない、 むしろ、日本が世界に先駆けて戦争の放棄を鮮明にしたことの正しさをこそ誇るべきであって、憲法の精神を尊び、これを次代へつなげていくことが我々の選択すべき唯一の道であると確信する等の意見が述べられた。

質疑の要旨

委員からは、憲法改正のための国民投票法の制定や憲法改正手続の要件の緩和に対する見解、憲法裁判所設置の是非、日米同盟と国際協調主義との関係、国際貢献について憲法上規定することの是非、サイバー軍と通常の軍事力との関係、世界における我が国の憲法の位置付けや役割、米軍基地による公害と環境権等人権との関係、21世紀における我が国の国家像等について質

疑がなされた。

3 第 161 回国会第 1 回公聴会 (平成 16 年 11 月 11 日)

<午前>

公述人の意見の要旨

あさおか み え

浅岡美恵君(弁護士、気候ネットワーク代表)

環境権や消費者の権利等かつて認識されてこなかった新たな問題は、13 条などを根拠に新しい人権として、不十分ながらも判例や立法措置により対応がなされてきたこと、 環境権などの人権規定の付加とこれに矛盾する 9 条改正とを一括して憲法改正のための国民投票に付することは、国民の選択権が妨げられることからも認められないこと、 環境権の憲法への明記は、抽象的にならざるを得ず、立法権や行政権の裁量の拡大が懸念されることから、環境権の実現は憲法改正ではなく、具体的立法や行政措置により行うべきこと等が述べられた。また、 国際協力のためであっても 9 条を改正すること等が述べられた。また、 国際協力のためであっても 9 条を改正することは、自衛の限度を超える武力行使を認め、侵略行為と隣合せになり危険であること、 環境権は、他の人権と同様、戦争により非常に影響を受けることからも、9 条は維持すべきであること、 憲法の根幹である平和主義の改変は、憲法改正の限界を超えることになること等の意見が述べられた。

うえまつはるお

植松治雄君(社団法人日本医師会会長)

近年、自殺の増加等過度な個の尊重による弊害がみられるなか、生命尊重の思想を憲法の根底に置くべきであること、 生存権を担保する観点から国民皆保険制度を堅持し、不法滞在の外国人にも国民と同様の医療を保障すべきこと、 医療従事者の労働条件を改善し、医療事故のない安全な環境を整備すべきこと、 医療現場での人権意識は高まっているが、更なる充実のため、人権教育のほか、生命への畏敬の念を憲法等で宣言することも考えられること、 終末医療における自己決定を無限定とすべきではなく、積極的な安楽死や自殺の幇助は否定されるべきであり、尊厳死は厳格な要件のにのみ認められること、 ヒトゲノムの解析等科学の進歩は新たな差別を招くおそれがあり、人の多様性を認めるなどの教育が必要であることが述べられた。また、 医療従事者の立場から、武力行使及び有事における医療協力には反対であること、 憲法の枠内で可能な限り公正な解釈を目指し、憲法解釈だけでは社会の実態に適合しない場合にはじめて、憲法の部分的な修正を考えるべきであり、生命・人体の尊厳などの包括的な概念の明記も検討すべきこと等の意見が述べられた。

てるおかいつこ

暉峻淑子君(埼玉大学名誉教授)

人権保障等が不十分ながらも達成されてきたのは、平和憲法があったからであり、人権保障と 9 条は一体をなすものであること、 自国の平和と人権を守る国こそ他国への協力ができること等の見解が述べられた。また、国民の自立を援助すべき政府が経済や教育において競争をあおり、社会の格差が広がっていること、 9条は、我が国が米国とともに戦争をすることを阻止していることから空洞化しておらず、情報公開、政治への参加等を進める「人権文化」の結実であること、 9条の改正は、自衛隊のシビリアン・コントロールを失わせるおそれがあること等の意見が述べられた。更に、自民党憲法改正プロジェクトチームの「論点整理」については、 家族や共同体の価値を重視する観点から両性の本質的平等を定める 24条を見直すべきであるとしていることは、女性差別撤廃の流れに反する、 「公共の福祉」を「公共の利益」に改めるとしているが、「利益」は短期的なものとなりがちであり、権力に都合よく解釈されるおそれがあるとの意見が述べられた。

質疑の要旨

委員からは、憲法に環境権を規定することの是非、科学技術の進歩と生命の尊厳との関係、憲法改正手続の要件と国民投票の仕組み、生存権規定と医療等のあり方、権利主体としての子どもの人権、海外渡航の自由の制限の可否、国家財政の現状と社会保障制度のあり方、憲法への義務規定の追加と近代立憲主義との関係、9条と国際貢献との関係等について質疑がなされた。

<午後>

公述人の意見の要旨

なかそねやすひろ

中曽根康弘君 (元内閣総理大臣)

現憲法については、 前文に過去を踏まえ、未来の日本の理想像を謳うこと、 天皇の地位を「国民主権下の象徴的元首」とすること、 9条は、1項は維持し、2項に自衛のための防衛軍、3項に安全保障基本法の下における武力行使を含んだ国際的協力活動への参加、4項に文民統制を規定すること、国民の権利及び義務につき、環境、学術的創造活動の自由、国の平和と独立を守る責任等を規定すること、 首相公選制、行政権の内閣総理大臣への帰属等を規定すること、 憲法裁判所を設けること、 緊急事態を規定すること、 健全財政主義を規定すること、 憲法改正に係る国会の発議要件を過半数とすること等を柱として、全面的に点検し、必要な改革をなすべきとの

意見が述べられた。また、第一回の憲法改正は、3分の2の国会議員獲得のため妥協案も必要であること、占領下の制定という現憲法の異常性と冷戦の終結、9.11 以降の国際情勢の変化、現憲法の欠陥の露呈等により、現在、憲法改正を求める気運が高まっており、国家的課題として国会議員がその責任を果たすことが期待されている等の意見が述べられた。

みやざわき いち

宮澤喜一君(元内閣総理大臣)

公布されてから 50 数年を経た日本国憲法を振り返り、 成立した憲法が占領軍主導により作られたことは明らかであったが、もし独立回復後にもう一度、民意を問う機会があれば、占領下で定められたという批判は免れることができたかもしれないこと、 当時、翻訳調の不思議な日本語で書かれていると感じた憲法を自分の言葉として多くの国民が育ち、言葉だけでなく、日本自身も変わったこと、 憲法の解釈と運用についての最高裁の役割が高いものであったこと、 公布以来、我が国は憲法のおかげで発展できたこと等の認識を示した上で、 憲法は柔軟に書かれており、その運用によって対処できること、 事態によっては憲法を変えざるを得ない部分もあるかもしれないが、その場合には国民の判断を待つべきであること等の意見が述べられた。

たけむらまさよし

武村正義君(元滋賀県知事、元大蔵大臣)

国民主権、基本的人権の尊重、戦争放棄の平和理念を定める憲法があったからこそ、ここ 60 年間の日本があったこと、特に安全保障については、日本の顔である 9 条を軽々しく変えるべきではないこと、自衛力を明文化するにしても最小限の自衛力の保持に限定すべきこと、集団安全保障への参加は前文の国際協調の理念の具体化であるが、武力行使は避けるべきであること等が指摘された。その上で、新しい憲法には、日本人の伝統である「環境主義」の理念を前文及び本則に明記し、「象徴天皇制」と並ぶナショナル・アイデンティティとすべきこと、非軍事的な国際貢献として、地球環境への積極的な関与を明らかにする「環境安全保障」を「平和主義」と並ぶ日本の顔として明示すべきこと、無責任な財政の破綻に歯止めをかけるべく、「継続的な健全財政運営の責任」を明文化すべきこと、地方主権を確立すべきこと等の意見が述べられた。

質疑の要旨|

委員からは、制定以来今日に至るまで憲法が改正されてこなかった理由、 21世紀の日本の国家観を示す憲法が作られるとした場合の国家観のあり方、9 条の意義及び同条を生かすために政治家及び日本国民はどう行動すべきか、 社会の大転換に対応するため改憲が必要だとする意見への疑問、憲法改正発 議のための大連立の必要性等について質疑がなされた。

4 第 161 回国会第 2 回公聴会 (平成 16 年 11 月 18 日)

<午前>

公述人の意見の要旨

たかたけかずあき

高竹和明君(社団法人日本青年会議所 2004 年度専務理事·2005 年度会頭)

憲法における一番の問題点として、我々日本国民がこれを自分たちの憲法として精神的には完全に認めていないことがあるということを前提に、現行憲法は、GHQによって「押しつけ」られたことをもって否定されるべきではないが、日本の慣習や伝統、文化が何一つ考慮されておらず我が国の憲法として適しているとは到底思えないとの意見が述べられた上で、新しい権利など21世紀にふさわしい日本国のあり方を大局的に捉える積極的な憲法論議が必要であること、憲法論議は、「国民の総意の憲法」をつくり上げるべく全国展開されていく必要があること、日本青年会議所は、世界平和の実現と自立国家日本の創造という理念の達成のためにも国民的視点での議論を巻き起こそうとしていること、米国製の憲法に「手を加える」という生半可な感覚ではなく、日本の伝統的な価値観や、世界の平和と国益とのバランスをしっかり盛り込んだ新しい憲法を創造していくべきであること等の意見が述べられた。

てらなかまこと

寺中 誠 君(社団法人アムネスティ・インターナショナル日本事務局長)

国際的な人権擁護組織であるアムネスティ・インターナショナルは、不偏不党及び非暴力を活動の信条とする団体であるとの立場から、 我が国は主要な国際人権条約を締結しているものの、その実施について消極的であり、制限的な解釈をしていることに重大な懸念を持っていること、 先日、日本で初めて「良心の囚人」としての事例を認定したが、公権力の判断と異なる言論の完全な保障が求められていること、 外国人の人権保障が不十分であり、一刻も早い明確な人種差別禁止のための法整備が求められていること等を紹介し、国際人権基準と日本国憲法の人権との連携を重視すべきであるとの認識が示された。その上で、人権保障のあり方として、 パワーを持つ側が「権利を保護する義務」を負うべきであること、 権利を必要としているのが誰なのかを見据えた「人権享有主体別の権利観」が必要である等の意見が述べられた。

ひ の は ら しげあき

日野原重明君(聖路加国際病院理事長・名誉院長)

まず、医者として、地球上の人間は皆同じにできていることを知っており、 科学技術の進歩が著しい現代こそ、いのちの大切さや他の動物、他の民族と の共生が求められていることが述べられた。その上で、現実の国際情勢と憲 法前文の想定する国際社会との乖離、敗戦国日本の受身の外交姿勢、米国と テロリズムが恨みの連鎖にある状況を指摘し、国際社会において非暴力の運 動により、指導力を発揮し、憲法前文にいう「名誉ある地位」を実現する心 構えがあるか国民に問いかける必要があることが述べられた。そのためには、 大学卒業後、一定期間、発展途上国等において奉仕活動に従事する制度を創 設し、日本が戦後外国人の献身的な貢献を受けたように、国際社会における 「人的貢献」をなすべきこと、そしてこの制度は人間形成にも資すること等 の意見が述べられた。

質疑の要旨

委員からは、首相公選制導入の是非、実名報道等にみられる表現の自由の問題点、日本の歴史・伝統・文化と憲法との関係、世界の平和への日本のリーダーシップのあり方、生命倫理に係る事項を憲法で規定することの是非、外国人の人権の憲法における位置付け、我が国における国際人権条約の実施状況、家族と憲法との関係等について質疑がなされた。

<午後>

公述人の意見の要旨

えばしたかし

江橋 崇 君(法政大学法学部教授)

日中国交回復を契機に、平和主義にアジアにおける侵略と犯罪に対する 反省という要素が加わったことは、社会や市民が憲法に新しい命を吹き込ん だものであり、21世紀の平和主義として、戦争に対する反省と東アジアにお ける和解と友好、協力を憲法に盛り込むべきであること、憲法の人権規定 が占領軍から日本の官僚、市民へと与えられ、その後、裁判を通じて国家の 人権実現の責任が追及され、市民運動を背景に政策的な人権の実現が前進し た経緯を踏まえ、憲法には、まず、人権実現に向けた政府の責任や、国政及 び裁判の場でそれを保障する責任を明確化すべきであること、官僚主導の 国家運営の破綻が地方分権により打開され、市民運動によって首長の下で地 方自治が展開されるなど、憲法の地方自治規定が市民運動により新しい命を 吹き込まれたが、市民が作った自治体学の成果を取り入れた議論と、市町村 レベルの自治体及び国家の段階的な配慮の責任などの確立が期待されることが述べられた。その上で、政府と市場と市民社会が公共性を分有し、中央政府と地方政府が対等に協力し合う公共性の分有の時代にあって、憲法も、政府と市場と市民社会が共有できる価値を含む基本原則であるべきとする見解が述べられた。

ペマ・ギャルポ君(桐蔭横浜大学法学部教授、岐阜女子大学名誉教授、チベット文化研究所名誉所長)

日本は民主的な法治国家であり、公述人がこれまで日本社会の豊かさ・便利さや自由を享受してこられたのは憲法の恩恵であると評価し、感謝しているとした上で、日本が今後国際社会で生きていく上で、9条には非現実的側面がある、すなわち、9条は、一方的な戦争放棄であって、単なる宣言にすぎず、それを尊重するような国際社会も、それを保障する国際法も存在しないこと、今の国際社会は、力と既成事実により成り立っていることについて説明があった。そして、自衛隊の存在は、条文上は憲法違反としか考えられず、平和の恩恵を受けるためには、自ら平和を守る努力をすることが必要であり、そのためには、9条を改正すべきであること、冷戦構造が崩壊した現在、日本は、今後も現在の憲法を堅持するのであれば、それに合わせて国際環境を作っていくことに貢献する必要があること、憲法は、あくまで主権者たる日本国民やその代表たる国会議員が、子孫が恩恵・束縛を受けることを前提に、日本・アジア・人類の未来のために貢献できるものとして考えるべき問題であること等の意見が述べられた。

むらたひさのり

村田尚紀君(関西大学法科大学院教授)

立憲民主主義は人類が発見した最高の統治形態であるとした上で、 授権 規範としての憲法は公権力に権限を与える規範であること、 制限規範とし ての憲法は公権力を制限する規範であること、 憲法が最高法規であるとは 実質的には憲法が国家や社会にとって最高の価値を内包するものであること を意味するとの説明があった。そして、 憲法の民主的な解釈・運用の前提 である国民の意思の国会への忠実な反映について、小選挙区制が多様な民意 を反映する制度ではないこと等の問題があること、 9条、政教分離原則につ いて、授権規範、制限規範という憲法の規範的特質を無視した解釈が行われ ていること、 新しい人権について、憲法が「権力」に対する制限規範であ ること及び13条という人権総則規定が存在することから明文がなくとも認め られ、憲法改正の必要はないこと、 憲法は武力によらない平和への貢献を 国家に授権しており、それが国際社会の友好関係を発展させるものであるこ と、 今日、憲法改正ではなく立憲的・民主的な解釈・運用が望まれること 等の意見が述べられた。

質疑の要旨

委員からは、自衛隊の憲法上の位置付け、象徴天皇制と元首との関係、議員定数不均衡の問題、外国人の人権保障の必要性、憲法に「責任」の概念を加えることの是非、憲法の平和主義が生まれた歴史的背景、平和的生存権の意義等について質疑がなされた。

5 第 161 回国会第 3 回公聴会(平成 16 年 11 月 25 日)

<午前>

公述人の意見の要旨

しらいしまさてる

白石正輝君(足立区議会議員)

天皇が国を代表する元首であるということを憲法上明確にすべきであり、また、男女平等は国民にとって当然であり、天皇を男性に限る必要はないこと、 9条2項に自衛のための戦力の保持を規定し、同条3項として、国連の要請があった場合の武力行使を規定すべきであること、 29条1項の「財産権」を「国民生活に必要不可欠な財産権」に改め、法律だけではなく、「基本条例」によっても制限できるようにすべきであること、 地方自治の確立のため、地方自治体の権限を明確にし、道州制を導入すべきであり、また、地方自治体の自主立法権を明確にし、国と道州の固有の権限を侵さない範囲内で、法律又は道州が定める条例に優先する「基本条例」を定めることができるようにすべきであること、 憲法改正の発議要件を各議院の総議員の3分の2から2分の1とすべきであること等の意見が述べられた。

しのはらひろあき

篠原裕明君 (会社員)

国会の立法活動について、内閣提出法律案は、国会での修正を前提に、よりシンプルな内容の法案で提出するものとし、修正を前提とした議論のための審議日数を確保するために、通年国会とすべきであること、議員立法は政府が提案しにくい事項について活用すべきであり、大枠を定めるプログラム的な内容がふさわしいことについて意見が述べられた。また、国会の行政監視について、国会と会計検査院は連携して調査を行うべきであり、会計検査院を国会の附属機関にすることも視野に入れるべきであることについて意見が述べられた。さらに、実態として内閣法制局に憲法解釈が委ねられていることを踏まえ、憲法裁判所を設置すべきであること、国会議員を内閣法制局

及び衆参の議院法制局の長にして政治的責任を明確にすべきであることについて意見が述べられた。このほかに、衆参両院の審議における独立性を前提に、両院の補佐機関について可能な部分を統合すべきであること、憲法と現実の乖離がみられるところは、実務的な部分を先行させて憲法改正をすべきであることについて意見が述べられた。

ひらつかあきふみ

平塚章文君(電気機器メーカー人事課長)

国会で憲法改正について議論することは否定されるべきではないこと、憲法改正のための国民投票の実施について、有権者の範囲、投票方法、投票率が低い場合の承認の有効性などをあらかじめ国会で検討し、具体化する必要があること、憲法改正に当たっては、憲法の意味や内容を知る必要があることから、国は日常から憲法について国民の理解を深める努力をすべきであり、それは国民の義務でもあること、 若年層が憲法に関心を持ち、国民の義務や公共の福祉など本来考えるべき問題の原点を理解することにつながるよう、義務教育で憲法を学ぶ機会を十分に確保すべきであること等の意見が述べられた。

質疑の要旨

委員からは、集団的自衛権の行使を認めることの是非、財産権の制限、通年国会を導入することの是非、憲法裁判所設置の是非、義務教育における憲法教育のあり方、天皇を元首と規定することの意味、9条と国際貢献との関係、イラクへの自衛隊の派遣期限の延長の是非、行政監視機能の強化と会計検査院、違憲審査権の行使が不十分であることの原因、憲法改正規定の評価等について質疑がなされた。

<午後>

公述人の意見の要旨

やまだじゅんぺい

山田淳 平君(団体職員)

憲法制定時には想定されていなかったプライバシー権などの権利を明確に憲法で保護すべきこと、参議院の権限を強化し、「良識の府」としての特殊性を活かせるような役割を担わせるべきこと、首相公選制の導入は、国民による人気投票になるおそれがあることから時期尚早であること、憲法裁判所を設置しなくとも、司法権自体の強化により憲法判断を積極的に行わせることは可能であること、道州制の導入は、郷土を愛する心を失わせるおそれがあり、住民自治・団体自治の観点からはマイナスであること等の認

識が示された。その上で、憲法が国民にとって最も重要な基本法であることから、改正の際に国民投票が予定されているのであり、その情報の提供や討論の場としての役割が憲法調査会に期待されているとの意見が述べられた。

せいりゅうみ ゎ こ 青龍美和子君(大学生)

まず、 戦争は無差別殺人であり、どのような理由があっても許されるべきではないこと、 9条には戦争によるアジアや国内の犠牲者の知恵と願いが込められており、9条2項の「戦力の不保持」をすべての国が実現すれば、戦争のない世界を実現でき、9条の示す戦争に対する根本の解決策は間違っていないことが述べられた。その上で、イラクでの自衛隊の行動は、9条に反しており、日本は戦争をする状況に近付いているが、国連の軍縮会議の議論等の国際社会の平和を希求する流れから考えれば、9条2項の輝きは大きく、唯一の被爆国として日本には、武力による解決ではなく、話合いによる平和的解決を世界において目指す役割が求められていること、そして、世界から戦争をなくすことが理想であり、理想を現実にする努力をせずに 9条を変えるべきではないこと等の意見が述べられた。

もりのぶゆき

森信幸君(無職)

高齢者の間では、社会保障制度に関連して 9 条や 25 条がよく話題になっており、憲法が身近なものになっていること、 第二次世界大戦で多くの人々が犠牲となった経験から、平和憲法たる現行憲法を喜んで迎え入れたこと等の自らの体験を紹介した上で、 憲法は、平和と民主主義への思いと努力に支えられ誕生し、現在ますますその輝きを増していること、 改憲の動きが活発化しているが、特に 9 条は、国民に定着し、国際的にも輝きを増しており、日本と世界の人々を再び戦争の惨禍に巻き込むことのないように、守っていかなければならないこと、 改憲を唱えるのであれば、憲法の「理想と目的」がどこまで実現できたかをまず検証することが、国民に対する責務であり、それは憲法尊重擁護を規定する 99 条の義務であること、 21 世紀は、憲法の「理想と目的」を実現する世紀であり、我々は、再び過ちを侵さぬよう歴史の教訓を踏まえて進むべきであること等の意見が述べられた。

質疑の要旨

委員からは、調査会の活動の周知状況、自衛隊を憲法に位置付けることの 是非、複数の条項にわたる憲法改正案を一括して又は条項ごとに国民投票に 問うべきか等の憲法改正についての方法論、北朝鮮のミサイル発射や中国の 潜水艦による領海侵犯の問題、世代間における憲法論議の違いと新しい世代 への憲法理念の引継ぎの必要性、新しい人権は法律による実現を探求すべきであること等について質疑がなされた。

第4節 地方公聴会における調査

1 仙台地方公聴会(平成13年4月16日)

意見陳述者の意見の要旨

てじまのりお

手島典男君(仙台経済同友会代表幹事)

憲法制定後の内外の状況は大きく変化しており、憲法はこれに対応していくべきである。

か の ふみなが

鹿野文永君(宮城県鹿島台町長)

地方分権に根差した街づくりを進めることが、憲法を守り育てていくこと にほかならない。

しむらけんすけ

志村憲助君(東北大学名誉教授)

環境問題については、人間中心の考え方ではなく、他の生物との共生に意 を用いるべきである。

たなかひでみち

田中英道君(東北大学文学部教授)

我が国の伝統に根差した見解に立って、積極的に世界の平和に尽力できるような憲法を作るべきである。

おだなかとしき

小田中聰樹君 (専修大学法学部教授、東北大学名誉教授)

現行憲法はその思想的・理念的構造において体系的一貫性を有し、現代的 機能を果たしている。

くぼたまなえ

久保田真苗君(「憲法」を愛する女性ネット代表)

女性の権利を認めるとともに、国際的に高く評価されている 9 条を有する 現行憲法の理念を守るべきである。

よねたにみつまさ

米谷光正君(東北福祉大学助教授)

社会を超越した憲法を作ってはならず、意見の言いやすい身近な憲法に変えていくべきである。

はま だたけひと

濱田武人君(弘前学院聖愛高等学校教諭)

真剣に生徒に向き合う教師にとって、9条は夢とロマンを与えてくれる条文である。

えんどうまさのり

遠藤政則君(専修大学北上高等学校講師、志民学習会代表)

国民を本当の主権者とするために、速やかに憲法の改正手続を整備すべき

である。

さいとうた かこ

齋藤孝子君(みやざ生協平和活動委員会委員長)

今やるべきことは、憲法を変えることではなく、憲法を誠実に守ることである。

派遣委員の質疑の要旨等

派遣委員からは、憲法の定める公務員の憲法尊重擁護義務と改正条項の関係、9条、環境権、情報公開、首相公選制、憲法裁判所制度等について質疑がなされた。

派遣委員の質疑の後、傍聴者から、憲法調査会の議事の国民に対する公開、 地方公聴会のように国の基本的な問題に関して国民と直接に議論する機会の 設定等についての意見があった。

2 神戸地方公聴会(平成13年6月4日)

意見陳述者の意見の要旨

かいはらとしたみ

貝原俊民君 (兵庫県知事)

21 世紀において、我が国は、医療、福祉、防災等に関する「平和の技術」 を提供して国際貢献を図り、また、地方分権を進めていくべきである。

しばおすすむ

柴生 進 君 (川西市長)

地方行政においては憲法の具体的な実践が重要であり、子どもの人権保護 及び国際社会に連帯した平和と人権への取組みがなされるべきである。

ささやまかずとし

笹山幸俊君(神戸市長)

阪神・淡路大震災の教訓として、災害時における市町村長への十分な権限の付与及び憲法の生存権を踏まえた被災者支援が重要である。

おおまえしげお

大前繁雄君 (学校法人大前学園理事長)

世界から評価されている日本人の良さを見直し、立憲君主国家であることの明示、義務規定の創設等の点につき、憲法の見直しを行うべきである。

うらべのりほ

浦部法穂君(神戸大学副学長・大学院法学研究科教授)

「人間の安全保障」の観点に立ち、軍備に巨額を投じるのはやめ、大規模 災害、食料・エネルギー問題等への取組みで世界をリードすべきである。 なかきたりゅうたろう

中北龍太郎君(弁護士)

20 世紀の戦争の過ちを克服し、非核神戸方式の法制化、日米安全保障条約の友好条約への転換等平和憲法を守り生かす政策を実施すべきである。

はしもとあきお

橋本章男君(兵庫県医師会会長)

憲法に、大規模災害に対する国の責務に関する規定を設けるとともに、生存権の保障を充実させ、国民の「健康権」の保障を憲法に明示すべきである。

こ く ぼまさお

小久保正雄君 (兵庫県北淡町長)

憲法は時代に応じて変えていくべきものであり、天皇が元首であること、 自衛のための交戦権、自衛目的の軍事力の保持等を明記すべきである。

つかもとひ でき

塚本英樹君(会社経営)

社会情勢の変化を踏まえ、「すぐに変更すべき項目」「追加すべき項目」及び「今後も議論していく項目」に分け、憲法改正に着手すべきである。

な か たなりしげ

中田作成君(大阪工業大学助教授)

憲法は住民運動の基礎でもあり、憲法改正が軽率に議論されてはならず、 また、政府は憲法を軽視せず、現実を憲法の理念に近付けるべきである。

派遣委員の質疑の要旨等

派遣委員からは、首相公選制、地方自治のあり方、災害に関する規定を憲法上明記する必要性、災害時の国と自治体の権限分担、天皇を元首とする規定を設けることの是非、憲法の観点から見た被災者に対する公的支援の問題、日米安全保障体制の強化の憲法適合性等について質疑がなされた。

派遣委員の質疑の後、傍聴者から、自然災害時の法制度の不備と憲法との 関係、歴史や伝統を踏まえた憲法の制定、地方公聴会の運営方法等について の意見があった。

3 名古屋地方公聴会(平成 13 年 11 月 26 日)

意見陳述者の意見の要旨

たぐちふ く じ

田口富久治君(名古屋大学名誉教授)

憲法は軍事的な国際貢献は想定しておらず、我が国は、今後も、国連難民 高等弁務官事務所やユニセフ等を通じた非軍事的な国際貢献をなすべきであ る。 にしひでこ

西英子君(主婦)

日本は、平和的生存権の保障など前文の理念に従って国際社会における役割を果たすべきであり、途上国への経済援助に際しては、貧困層の人々まで手の届くものとし、伝統的な生活様式や自然環境を破壊しない配慮が必要である。

のはらきよし

野原清嗣君(岐阜県立高等学校教諭)

大人が子どもに対し、ルールやマナーを教えていないことを示すデータにかんがみて、自国の安全を他人任せにする前文と 9 条に問題があり、普通の国が持つ自衛権を憲法上明記し、前文も日本人の顔が見える格調あるものとすべきである。

かわばたひろあき

川畑博昭君(名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程)

ペルーの日本国大使館に勤務した際に、爆破テロに遭遇した経験を踏まえて、テロに対しては、暴力によってではなく、対話により解決を図るべきである。

こ い ど やすお

古井戸康雄君(弁護士)

日本は国際社会における「評価」ではなく、「国益」の観点でその役割を考えるべきであり、資金援助中心の国際貢献だけでなく、人による国際貢献にも重点を置き、そのために人材育成を行う必要がある。

かとうまさのり

加藤征憲君(大学生)

日本は国連の安保理常任理事国入りを果たし、核兵器廃絶にリーダーシップを発揮すべきであり、そのためには、強いリーダーシップを持った首相を選ぶことが期待できる首相公選制を導入すべきである。

派遣委員の質疑の要旨等

派遣委員からは、テロが発生した際の具体的対処法、環境に関する権利及び義務を憲法に明記することの是非、国連の警察的活動に自衛隊を参加させることの是非、テロ問題の解決のための国連の役割、テロ対策特措法と憲法との関係、教育現場における憲法に係る教育の実情等について質疑がなされた。

派遣委員の質疑の後、傍聴者から、平和憲法を具体的に生かすことの必要性、中学・高校における憲法に係る教育の必要性、日本人の手による憲法の制定の必要性、女性の意見陳述者の採用の必要性等についての意見があった。

4 沖縄地方公聴会(平成14年4月22日)

意見陳述者の意見の要旨

やまうちとくしん

山内徳信君(平和憲法・地方自治問題研究所主宰)

9条は国民の命そのものであるから、政治家は憲法を尊重擁護し、また、我 が国は平和国家のモデルとして、9条の精神を世界に広めるべきである。

あらかきつとむ

新垣 勉 君 (弁護士)

先の沖縄戦の教訓は、軍事力で国民の生命は守れないということであり、 個人の尊厳の観点からも、非武装平和主義を体現する9条を守るべきである。

めぐみりゅうのすけ

恵 隆之介君(ビジネススクール校長)

交戦権は国の当然の権利であり、また、武力の裏付けなくしては国家の独立と平和は維持できないので、9条を改正すべきである。

かきのはなほうじゅん

垣 花 豊 順君 (沖縄国際大学法学部教授)

憲法、教育基本法の基本理念である個人の尊厳が普及徹底されるよう、国会議員、教員等は、個人の尊厳を尊重擁護すべきである。

いなふく え り か

稲福絵梨香君 (大学生)

学ぶことは義務ではなく権利であるので、奉仕活動の義務化は行うべきではなく、ボランティア活動では、地域に支えられて地域とともに生きる関係が重要である。

あ し と みおさむ

安次富修君(沖縄県議会議員)

戦争放棄の理想は保持しつつ、必要最小限度の自衛力の行使及びその際の 国民による直接的コントロールを憲法に明記し、また、立法権と行政権の完 全な分立、地方自治の充実を憲法に明記すべきである。

派遣委員の質疑の要旨等

派遣委員からは、我が国の安全保障体制、自衛隊及び日米安全保障条約の 合憲性、日米地位協定の見直し、有事法制の問題点、国家による国民の保護 のあり方、災害時の自衛隊の役割、非軍事面での国際貢献、9条以外の条項に 関する改正の是非、教育問題等について質疑がなされた。

派遣委員の質疑の後、傍聴者から、平和憲法の重要性、沖縄で憲法が十分に守られてこなかったこと、有事法制の問題点、国家主権の確立の必要性等についての意見があった。

5 札幌地方公聴会(平成14年6月24日)

意見陳述者の意見の要旨

い な つさだとし

稲津定俊君(大東亜商事株式会社代表取締役)

日本の伝統・文化を踏まえた普遍的価値を基本理念とする新憲法を制定し、 21世紀初頭の世界秩序の維持に積極的に貢献するべきである。

いしづかおさむ

石塚 修 君(農業)

日本は、前文及び 9 条の徹底した平和主義の理念を貫いて、政治的にも経済的にも自立した国になるべきである。

た な かひろし

田中宏君(北海道弁護士会連合会理事長)

9条の改正や有事法制を検討するよりも、アイヌ民族に対し、反省とより温かい目をもって民族政策を展開すべきである。

さとうさとみ

佐藤聖美君 (大学生)

14 条に保障された男女の平等を実現させるためには、女性に正当な権利が保障されるように、今後一層の法整備や意識改革が必要である。

ゆう きよういちろう

結城洋一郎君(小樽商科大学教授)

9条は、我が国が世界に誇りを持って提示し得る手本というべきものであり、 これは堅持すべきであるが、国民投票制度の導入、憲法裁判所の設置、大統 領制の導入など、現行憲法には改善すべき余地もある。

ますぎえいいち

馬杉榮一君(弁護士)

21 世紀にこそ憲法の平和主義の理念が発揮されるべきであり、また、憲法を守り、人権を守るためには司法制度改革が不可欠である。

派遣委員の質疑の要旨等

派遣委員からは、北海道における国際化の問題、9条と自衛隊、日本における国際貢献のあり方、日本の非核政策、司法制度改革、女性の社会進出、教育改革、農業政策等について質疑がなされた。

派遣委員の質疑の後、傍聴者から、9条の意義、有事法制の問題点、地方公 聴会の開催が憲法改正につながる危惧等についての意見があった。

6 福岡地方公聴会(平成14年12月9日)

意見陳述者の意見の要旨

くさかべやすひさ

日下部恭久君(地方公務員)

自治体職員としての経験を踏まえ、生存権や労働権等の人権規定を有する 憲法を暮らしの中で生かすべきであり、また、9条の理念を宝として大切にし たい。

ごとうよしなり

後藤好成君(弁護士)

国民の裁判を受ける権利を実現するために、裁判官の大幅な増員による裁判の迅速化や裁判費用の法律扶助制度の大幅な拡充が必要である。

にしざせいき

西座聖樹君(会社員)

国民の生命・財産を守るために自衛隊を国を守る防衛軍に改めること、道徳性等の人間性をはぐくむために地域の歴史、文化に合った独自の教育を行うこと、更に、九州全体として街づくりへ取り組むことが必要である。

はやしちから

林 力 君 (元九州産業大学教授)

平和は人権保障の前提であることから 9 条改正には反対であり、また、現 行憲法下で起きた部落差別やハンセン病患者への差別といった事実を踏まえ、 人権保障に対する国や国民の努力が十分でなかったことに対する国民的な論 議を期待したい。

みやざき ゆうこ

宮崎優子君(主婦)

憲法調査会の中間報告は、何が議論されているのかが分かるので是非読んでほしいが、国民が、より理解しやすい内容とすべきではなかったか。また、地方公聴会という国民の声を直接聴く機会を生かし、一般の人々の思いに寄り添った政治を行うべきである。

いしむらぜんじ

石村善治君(福岡大学名誉教授、元長崎県立大学学長)

平和主義の理念を掲げる前文及び9条は改正すべきでない。他方、13条の「個人の尊重」は、その対象として「国民は」と規定するが、これを「すべて人は」と改正し、「知る権利」を憲法上明文化し、更に、1章を「国民主権」とすべきである。

派遣委員の質疑の要旨等

派遣委員からは、我が国の安全保障等のあり方、ハンセン病患者への差別

等の人権侵害を繰り返さないための方策、違憲審査権行使のあり方、地方分 権改革の方向性、米国のイラク戦争への我が国の支援と憲法との関係、新し い人権を憲法上の権利として規定することの是非等について質疑がなされた。 派遣委員の質疑の後、傍聴者から、北朝鮮による拉致問題にかんがみ前文 及び 9 条を改正することの必要性、憲法の平和理念の重要性、憲法を現実に 合わせるような改正への危惧等についての意見があった。

7 金沢地方公聴会(平成 15 年 5 月 12 日)

意見陳述者の意見の要旨等

山本利男君(無職)

前文における不自然な文言につ 憲法を改正すべきであるとの立場から、 いては削除し、 愛国心、郷土愛及び「利他の心」を明記し、 憲法改正手 続を他の項目に優先して改正すべきである。

島田洋一君(福井県立大学教授)

北朝鮮による邦人拉致は重大な人権問題であり、この問題の解決のために は、最終的には武力行使をも辞さないとの強い態度で臨むべきであって、そ のためにも、前文及び9条を削除すべきである。

岩淵正明君(弁護士)

今求められているのは、日本と世界の現実の中で憲法の理念を確認して生 かすことであり、北朝鮮問題についても、憲法の求める武力によらない平和 的解決の手段を模索すべきである。また、9条の改正は、歯止めなき軍事拡大 路線へと進む可能性が大きく、断じて認められない。

松田智美君(弁護士)

13 条が規定する幸福追求権により「新しい人権」を保障することは可能で あり、同条で保障された人権を具体的に立法化することによってその目的は 達成できる。また、現在、国会で審議されている個人情報保護法案について は、真に国民のプライバシー権を保護できるか否かという観点から、再検討 すべきである。

鴨野幸雄君(大学教授)

地方自治は、住民の自己決定権という人権保障の原理及び国民主権の原理 に由来するものであって、地方自治体には、国と対等、並立の関係に立って 国民のために協働する権限がある。また、現行法制で不十分な点については、 実定法による補充が必要である。

意見陳述を予定していた**蓮池ハツイ君**は、都合により欠席したため、意見 陳述応募の際に寄せられた意見の要旨を事務局が朗読した。

自分の息子が北朝鮮によって拉致され、24 年間もその帰りを待ち続けた 経験から、北朝鮮による邦人拉致は基本的人権侵害の極みであり、国家主 権の侵害である。また、到底許すことのできない凶悪犯罪であり、国家テ 口であって、基本的人権を保障するのが国家の役割だというのであるなら ば、日本国憲法など、この国では遵守されていないといっても過言ではな い。

派遣委員の質疑の要旨等

派遣委員からは、教育のあり方、北朝鮮による拉致問題や核開発問題についての解決策、北東アジア地域における平和構築のための方策、地方分権改革のあり方、市町村合併のあり方、新しい人権の保障のあり方及びその憲法への明記の是非等について質疑がなされた。

派遣委員の質疑の後、傍聴者から、憲法の条文には問題があるものが多く 憲法改正が必要であること、憲法の掲げる平和主義の立場からの拉致問題の 解決が必要であること、国際的な人権侵害については武力ではなく国際法に よって対処することが必要であること、過去の戦争に対する反省をもとに憲 法の理念を発展させていくことが必要であること等についての意見があった。

8 高松地方公聴会(平成15年6月9日)

| 意見陳述者の意見の要旨 |

くさなぎじゅんいち

草薙順一君(弁護士)

平和の維持には、秩序ある、力を伴う「法の支配」が必要であり、日本の安全保障は将来創設される国連軍により保障されることを目標としつつ、それに至る過程として、北東アジアの地域的安全保障体制を構築すべきである。また、9条改正には反対である。

ねもとひろとし **42 -4-14-37-33-7**-1

根本博愛君(四国学院大学教授)

「新しい人権」の保障に必要なことは、憲法上に規定することよりも立法による具体化である。人権を制限するよりも人権を最大限尊重することを通して生まれる公共の福祉が大切である。また、国内における人権保障の充実が積極的な国際貢献につながる。

たかぎけんいち

高木健一君(学生)

戦後の日本の平和は、9条によるものではなく、日米安全保障条約の恩恵によるものであるが、在日米軍は9条との整合性において問題があるので憲法を改正すべきである。また、9条改正により、自衛隊を正式に軍隊として明示すべきである。

にしはらかずいえ

西原一宇君(元中学校社会科教師)

教育権は、平等権の保障の前提となるほか、主権者としての権利行使の前提として大切であるが、現実には、不登校、学力低下の問題など憲法や教育基本法の軽視に起因する弊害が生じており、憲法を改正するよりは、憲法を生かすよう努力すべきである。

さかがみ は つ こ

坂上ハツ子君(主婦)

日本を取り巻く安全保障環境が大きく変化する中で、憲法と現実の矛盾が深まっていることを踏まえ、安全保障の分野など見直しを急ぐべき分野は、 当面、解釈変更で対応し、その後、世論等を踏まえて憲法改正を考えるべき である。

かごしまひとし

鹿子嶋 仁 君 (香川大学法学部助教授)

合併による地方自治体の規模拡大は、財政問題等から必要な場合があるとしても、「住民自治」の実質化の観点から、その具体的仕組みや、地方自治は直接民主制を基本とすることを憲法に規定すべきであり、また、基礎自治体の強化の観点から、法律と条例との関係や課税自主権を憲法に規定し、一定の行政組織権限が地方自治体に認められるようにすべきである。

派遣委員の質疑の要旨等

派遣委員からは、今後の社会保障のあり方、「地方自治の本旨」の意味、我が国の今後のあり方、「新しい人権」を憲法に明記することの是非、教育問題が生じている原因、憲法の平和主義を踏まえたイラク問題への対処のあり方、武力攻撃事態対処法に規定されている内閣総理大臣のいわゆる「代執行」権限と地方自治との関係、教育の現状と勤労観の関係等について質疑がなされた。

派遣委員の質疑の後、傍聴者から、憲法を踏まえた主体的な外交の必要性、 軍事力ではなく外交や信頼醸成による自衛の必要性、米国追随的な行動により国益を失うことへの懸念、憲法に基づき政治を行うことと世界の共有財産 として日本国憲法を大切にすることの必要性等についての意見があった。

9 広島地方公聴会(平成16年3月15日)

意見陳述者の意見の要旨

さとうしゅういち

佐藤周 一君(公務員)

現在、失業問題が深刻であるなど、27 条や 25 条に反する状況にあり、これらの規定を実現するための諸施策により景気回復が図られる。憲法改正を議論する前に政府に憲法を遵守させ、人権を侵害させないようにすることが国会の役目である。戦争が最大の人権侵害であり、人権保障のために 9 条は絶対に変えてはならない。

ひでみちひと

秀道広君(広島大学大学院教授・医師)

国家主権の侵害に対処するための備えをし、また、我が国の歴史・伝統・文化等の国家としてのアイデンティティを明確化すべきである。積極的な平和活動を実施すべきことを踏まえ、前文の全面改正や9条2項の削除等の憲法改正をすべきである。

たかはしあきひろ

高橋昭博君 (元広島平和記念資料館館長)

自分が被爆の苦しみを乗り越えることができたのは平和主義を謳った憲法があったからである。我が国は、9条を堅持し、平和外交を基調とする全方位外交を果敢に展開しなければならないのであり、憲法の見直し、とりわけ、9条の見直しには断固反対である。

ひらたかなこ

平田香奈子君(団体職員)

憲法は、日本が半世紀以上前、アジア諸国を侵略し、大きな戦争を引き起こしたことに対する反省と二度と戦争をしないという誓いの下に生まれたものであるが、自衛隊のイラク派兵等はそれをないがしろにするものである。 悲惨な戦争の体験、人類の自由を求める闘いの到達点が書き込まれている憲法は、全く変える必要がない。

おかだたかひろ

岡田孝裕君(社会福祉法人みどりの町理事長)

地方自治の課題として、地方の自主自立の精神と自己責任を確立する必要性、国と地方の業務分担の見直しと地方財政の再構築の必要性、地方行政の重層構造等の簡素化の必要性が指摘できる。憲法の地方自治の規定をより具体的に規定し直す必要があり、また、道州制ひいては連邦制の導入も検討されるべきである。

お だ はると

小田春人君(岡山県議会議員)

憲法は、制定過程に問題があること、施行後60年近い時が経過したことの

2 点から改正が必要である。特に、統治機構については、議員の選出方法が酷似する二院制の見直し、形骸化している最高裁判所裁判官の国民審査制度の 廃止、「地方自治の本旨」の具体化が必要である。

派遣委員の質疑の要旨等

派遣委員からは、教育のあり方、国と地方の役割分担、道州制と二院制の関係、核抑止論を乗り越えるための理論構成、憲法の平和主義への思い、日本のアイデンティティと9条との関係等について質疑がなされた。

派遣委員の質疑の後、傍聴者から、軍隊や個別的・集団的自衛権の憲法上の明記の必要性、労働と教育の条件整備により憲法を生かすことの必要性、 有事の際に家族や周りの人が命に関わる状況に陥ることへの危惧等について の意見があった。

第5節 海外調査

1 衆議院欧州各国憲法調査議員団(平成12年9月10日~19日)

平成 12 年 9 月 10 日から同月 19 日にかけて、衆議院より中山太郎憲法調査会会長を団長とする衆議院欧州各国憲法調査議員団が派遣され、ドイツ、スイス、イタリア、フランス及びフィンランドの憲法に関する実情について調査が行われた。その概要は、次のとおりである。

ドイツ連邦共和国

(1) リンパッハ連邦憲法裁判所長官外 1 名との会談

連邦憲法裁判所において、リンバッハ長官らとの間で質疑応答を行った。まず、ドイツ連邦憲法裁判所の組織及び活動の実績に関して、憲法裁判所裁判官の選出について、政治的抗争になることもないわけではないが、連邦議会及び連邦参議院で半数ずつ選出するものとされていること、また、3分の2以上の賛成が必要であるとされていることなど政治的中立性が担保されるように工夫されていること、憲法裁判所の取り扱う事件の中では一般国民からの「憲法異議」が年間約5000件(ただし、本案審理に付されるのは2.7%程度)もあり、一つの特徴になっていること、これまで下した判決の中では、(a)NATO域外への連邦軍派兵の合憲判決や、(b)EUという超国家組織に国家主権の一部を移譲するマーストリヒト条約の合憲判決などが注目を集めたものであるが、そのほかにも、(c)プライバシーとマス・メディアや犯罪捜査との関係などに関する事案が問題となっていること等の説明があった。

また、その他憲法(基本法)全般に関する問題については、 ドイツ基本法はこれまで46回に及ぶ改正がなされているが、大きな改正は、再軍備・徴兵制の導入、緊急事態法制の整備、東西ドイツの統一及びEU統合に伴う法制整備の4回程度ではないか、 徴兵制による兵役義務については、軍隊と民主主義の結節点であり、重要な制度であると認識しているとの説明があった。

(2) ライマー アルベルト・トハー・ヴォーンハイム養護施設所長及び良心 的兵役拒否者 3 名との懇談

アルベルト・トハー・ヴォーンハイム養護施設において、ライマー所長 及び良心的兵役拒否による民間代替勤務をしている3人の若者から、その実 態等について意見を聴取した。

その中で、 最近は兵役を拒否する者が増えていること、 民間代替勤

務者は福祉分野で重要な役割を果たしていること等の意見が述べられた。

(3) ハルテンパッハ連邦議会議員との会談

連邦議会議事堂において、ハルテンバッハ議員から、基本法の改正実績 及び社会権をはじめとする人権保障規定に関する説明を聴取した後、質疑 応答を行った。

その中で、 基本法の改正が頻繁に行われる理由の一つとして、基本法に連邦と州との利害調整に関する規定があり、これが度々改正の対象になっていること、 社会的基本権については、特定の給付請求権ではなくて国家活動を要求する権利と解されていること、 非常事態に関する基本法の枠組みについては、(a)「対外的非常事態」の場合は連邦軍がNATO・欧州安全保障協力機構・国連の枠内で行動すること、(b)「内部的緊急事態」の場合は連邦警察が行動すること、(c)また、複数の州にまたがる「自然災害」の場合は政府が各州内務省や連邦国防省に権限を与えて救援に当たるものとなっていること、 EU統合に伴う基本法の規定として、相互主義の下でEU加盟国国民に対し地方参政権が認められていること等の説明があった。

フィンランド共和国

在フィンランド日本国大使館書記官より説明聴取

在フィンランド日本国大使館の鈴木書記官をベルリンの在ドイツ日本国大使公邸に招致して、それまでの四つの基本法を統合する形で新規制定された2000年3月の新憲法の制定過程及び特徴について、説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、今回の改正(新憲法の制定)のポイントは、 国民に分かりやすい憲法とするため、四つの基本法を統合し、かつ、 条文数を削減し、簡素化したこと、 国会の権限を強化し、それまで強大であった大統領権限を制限することとしたこと、の3点に要約できるとの説明があった。

また、質疑応答の中では、憲法に情報アクセス権を規定したことに基づき、情報公開法の適用範囲拡大、審議段階情報の公開、情報入手方法のIT 化等が図られていること等の説明があった。

スイス連邦

(1) **ギジン連邦議会下院議員(外務委員・元憲法改正委員)外4名との会談** 連邦議会議事堂において、ギジン議員らから、2000年1月に全面改正され

た新憲法の制定過程とその特徴について説明を聴取した後、質疑応答を 行った。

まず、冒頭の説明においては、今回の憲法改正のポイントとして、 邦の権限が強い連邦制であること、 政治に対する国民の影響力が強いこと (イニシアティブやレファレンダム制度)、 文化的・言語的多様性を保護 するものとされていること等が挙げられるとの説明があった。

また、質疑応答の中では、これらの諸点のほか、 生命倫理に関する詳細な条文が設けられていること、 スイス独特の国民皆兵制度については職業軍人育成の是非等の議論が起こっていること等の説明があった。

(2) マーダー連邦司法警察省憲法・行政部長外 2 名との会談

同じく連邦議会議事堂において、連邦司法警察省のマーダー部長らから、 説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、今回の憲法改正(新憲法の制定)による「旧憲法の刷新」は、「司法改革」「国民の権利に関する改革」「連邦主義改革」「政府制度改革」と併せた「五つの憲法改正パッケージ」の一つであるとの説明があった。

また、質疑応答の中では、 邦と連邦が住宅供給等に努める旨定める「社会目的」規定はプログラム規定ではあるが、国家目標を規定したもので、審議の過程で国民的論議を巻き起こしたこと、 邦と連邦の関係については、ニュー・フェデラリズムの下、補完性の原則、邦と連邦の相互尊重・協力関係、外交政策への邦の参加等が憲法に明記されたこと、 兵役義務に関しては、国民に兵役か代替役務かを選択する自由はなく、兵役拒否事由(宗教上の理由等)に当たるか否かを厳格に調査されること等の説明があった。

イタリア共和国

(1) ミラベッリ憲法裁判所長官外 5 名との会談

憲法裁判所において、ミラベッリ長官らから、イタリアの憲法裁判所の 組織・権限行使の実態等について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、憲法裁判所の組織及びその権限行使の実態について、 憲法裁判所は、一般国民からの提訴を受けるものではなくて、通常の司法裁判所において法律の合憲性に疑いを持ったときにその裁判官から事件が送致されてくるものであること、しかし、法律と州法との抵触に関する疑義や国家機関相互の権限争訟については自ら直接的なアクションを起こすことが認められていること、 提訴件数は、年間800~900

件程度あり、そのうち約250件が審理に付され、約50件程度の違憲判決が下されていること、 憲法裁判所裁判官の選出は、立法・行政・司法の三権からそれぞれ5名の専門家が選出され、政治的職務との兼職が禁止されることにより、その中立性が確保されていること等の説明があった。

また、質疑応答の中では、上記の諸点のほか、兵役義務(祖国防衛義務)に関する国民意識が、「軍事的な祖国防衛義務」といったものから「社会集団への奉仕・社会的連帯義務」に転換しつつあることを背景に、兵役の代替措置が認められていること等の説明があった。

(2) イェルヴォリーノ衆議院(下院)憲法問題委員会委員長外1名との会談 イタリア下院において、憲法問題委員会のイェルヴォリーノ委員長らか ら、説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、イタリアは日本と同じ敗戦国であるが、1946年のレファレンダムで国民自らが王制を廃止し共和制を選択したこと、日本と異なり、連合国との平和協定及び1946年憲法に再軍備禁止規定がなかったため、当初より再軍備を実施していること等の説明があった。また、質疑応答の中では、地方分権の状況について、国家は単一体であって分割できないことが前提とされるため、その方向は、州の独自性を強化する分権ではあっても、国家を分割する連邦制ではないこと、最近の憲法改正論議については、改正論議の対象は、共和国の機構であって権利義務等は対象とされておらず、合意が得られやすい小さな改革から進められていること等の説明があった。

(3) 塩野七生氏との懇談

イタリア在住の塩野七生氏を在イタリア日本国大使公邸に招致して、同 氏の憲法問題に関する意見を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、塩野氏からは、 古代のローマ人は「法」をどのように考えていたかについて、ユダヤ法とローマ法を対比しながら、「ユダヤ法においては、法は神が与えた神聖なもので、この法律に人間を合わせるべきもの」とされたのに対して、「ローマ法では、法は人間がつくったものであって、必要に応じて変えるべきもの、すなわち、人間に法を合わせるべきもの」と考えていたこと、 その上で、日本国憲法について、これを必要に応じて容易に改正できる「普通の憲法」にするべきであり、そのために、憲法改正の対象を96条の改正手続に絞って、まず、これだけを改正することを検討するべきではないか、との意見が述べられた。

また、質疑応答の中では、上記の諸点のほか、 ローマ帝国の統治機構 や福祉・教育の実態、 21世紀の日本のあるべき姿等についても意見交換 を行った。

フランス共和国

(1) ラゼルジュ国民議会副議長外1名との会談

国民議会議事堂において、ラゼルジュ副議長らから、説明を聴取した後、 質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、現在問題となっている大統領任期短縮のための憲法改正の趣旨について、7年の任期では内外の変化に対応できない、国民議会議員の任期と同じにすることで政治上不安定な「保革共存体制(コアビタシオン)」を回避することを目指すものであるとの説明があった。

また、質疑応答の中では、過去 13 回の憲法改正の概要説明のほか、 EU 統合と憲法との関係に関して、(a)アムステルダム条約による EU 統合に伴 う国家主権の制限のため、加盟国はすべて憲法改正を必要としたこと、(b) しかし、EUの決定には様々なレベルがあり、そのすべてが憲法改正を必要 とするわけではないこと、 国民の権利義務の問題に関しては、権利と義 務は表裏一体でどちらも市民的・政治的・社会的な存在であり、学校では、 他人に対する敬意や人権の存在理由等を教える市民教育が行われているこ と、特に、(a)兵役の義務については、これまでは国民の義務 (ただし、憲 法上の義務ではなく法律上の義務)とされていたが、費用対効果の問題な どがあり、現在、兵役を廃止し職業軍人制に移行中であること、(b)権利(人 権)については、フランス憲法には直接的な人権規定はないが、その前文 で 1789 年の人権宣言及びそれを補完する第四共和国憲法前文の人権規定 への「愛着」が宣言されており、これによって憲法上人権保障はなされて 生命倫理の問題に関しては、その重要性は認識しているが、 この問題に関する現時点でのフランス国民意識はかなり慎重で、遺伝子操 作等は治療行為のみに限るという認識が一般的であると思うこと等の説明 があった。

(2) ギュエナ憲法院総裁外 2 名との会談

憲法院において、ギュエナ総裁らから、説明を聴取した後、質疑応答を 行った。

まず、冒頭の説明においては、 法律・条約の合憲性の審査及び大統領 選挙その他国内の種々の選挙の監視の二つが、憲法院の大きな役割である こと、 9人の憲法院のメンバーはそれぞれ大統領・元老院(上院)議長・ 国民議会(下院)議長によって 3 名ずつ任命され、公平性の担保が図られ ていること等の説明があった。

また、質疑応答の中では、 法律・条約等の合憲性審査の具体的手続に関する事項のほか、 憲法院が、憲法本文だけでなく 1789 年人権宣言や第四共和国憲法前文に言及する現行の第五共和国憲法の前文も審査基準とすると判断して以来、それらの人権規定に適合するか否かを審査するようになり、民主的自由や人権を保護する機関として機能するようになってきていること等の説明があった。

2 衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団 (平成 13 年 8 月 28 日~9 月 7 日)

平成 13 年 8 月 28 日から同年 9 月 7 日にかけて、衆議院より中山太郎憲法調査会会長を団長とする衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団が派遣され、ロシア及びハンガリーその他の東欧諸国を含めた 5 か国、オランダ及びスペインをはじめとする王室制度を有する 5 か国並びにイスラエルの合計 11 か国の憲法に関する実情について調査が行われた。その概要は、次のとおりである。

ロシア連邦

(1) 国家院(下院)

A ザドルノフ議員外3名との会談

国家院において、ザドルノフ議員らから、説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 ソ連時代の「スターリン憲法」(1936 年)からソ連崩壊後の新憲法の制定(1993 年 12 月)に至るまでの経緯のほか、 憲法の解釈権限及び法令の合憲性審査権限を与えられた憲法裁判所が設置されていること、 この憲法裁判所に対する人権擁護に係る訴えの増加傾向や議会における憲法上の議論への注視の度合いからして、ロシア国民は、現行ロシア憲法に対して大きな関心を寄せているといってよいこと、中央と地方との関係に関しては、最近4年間で国家予算の15%が地方から中央に移管されるなど、中央の経済的・政治的影響力が強まっていること、 「家族」に関する憲法上の規定は、「家族」が国家によって保護を受けることを目標として、諸政策に反映されていること等の説明があった。

B ルキン副議長との会談

同じく国家院において、ルキン副議長から、ロシア憲法全般に関して 説明を聴取した。 その中で、現行ロシア憲法においては、 会計検査院に裁判所への提訴権限が与えられていないこと、 議会の委員会の権能が限られていること、 首相以外の閣僚の任命については議会の同意を要しないこと等、極めて強力な「大統領中心主義」がとられており、立法府の執行機関に対する抑制及び監視権限がまだまだ不十分であると認識しているとの意見が述べられた。

C ルキャノフ国家建設委員長との会談

同じく国家院において、国家建設委員会のルキャノフ委員長から、憲法に関する諸問題を所管している国家建設委員会の組織及び所掌事務に関する事項のほか、ロシア憲法全般について説明を聴取した後、質疑応答が行われた。

まず、冒頭の説明においては、 時代の変化と憲法との関係について、 旧憲法の破壊・新憲法の制定というロシアや東欧がとった道以外に、意 図的に漸進的に憲法を作り上げていくという方法もあること、 特に、 象徴天皇制を有し伝統を重んじる日本においては、憲法調査会が活発に 活動しているということは、ユニークな存在であると思われること等の 説明及び意見が述べられた。

また、質疑応答の中では、科学技術の発達と社会の変化の問題に関 して、現在、ロシアでは科学技術が発達することによる「社会の原子化 (核化)」が強調されてきているが、これはロシアの伝統に矛盾するもの であり適合しないと思われること、グローバリゼーションの進展と国 家主権の制限・移譲の問題に関しては、国家主権はいずれの国において も根本的原則であり、また、多極の世界の方が豊かな世界であるから、 国際法の定める原則が国内法の原則より優先されることは妥当ではない こと、ロシア憲法上、大統領は立法・行政・司法のそれぞれの権力を 併せたいわばスーパーパワーを持つ「第四権」として存在しており、こ れは憲法自体の矛盾に起因するものであると考えているが、それについ ての議論は進まない状況にあること、中央と地方との関係に関しては、 連邦構成主体(地方政府)の各機関は、国家としての機能と地方自治の 機能を同時に果たす機関であり、ロシアにおいては、中央と地方との関 係は政治的な面ではなく経済的な面で調整するべきであること、「人 権問題全権代表」の制度は、北欧のオンブズマン制度を取り込んだもの であるが、ロシアに根を下ろすかどうかは将来の問題であること等の説 明があった。

(2) エプドキーモフ第一法務次官外 6 名との会談

法務省において、エブドキーモフ第一法務次官らから、同省の歴史とその役割のほか、ロシア憲法全般について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 1991 年のソ連崩壊から 1993 年の新憲法制定までの憲法空白期間においては、確かに連邦憲法は存在しなかったけれども連邦構成主体としてのロシアの旧憲法は有効であったこと、 大統領令と法律との優劣関係に関しては、緊急事態や軍事に関する事項及び法律が制定されていない事項については法律に基づかずに大統領令を発布することが認められていること、 司法改革に関しては、(a)軽微な犯罪を簡易に処理する裁判制度の復活、(b)重い刑罰を伴うような犯罪の場合の陪審制度の導入、(c)上級の裁判所の裁判官に対する任期制の導入等について議論がなされていること等の説明があった。

(3) ストラシュン連邦憲法裁判所附属憲法裁判分析センター副所長外 1 名と の会談

連邦憲法裁判所附属憲法裁判分析センターにおいて、ストラシュン副所 長らから、説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、 ソ連時代は最高会議が、また、ペレストロイカ期には全ロシア憲法管理委員会が、それぞれ憲法裁判所の機能を果たしていたが、ソ連の崩壊に伴い、1991年に独自の機関として憲法裁判所が設立されたこと、 この 10年間に 3000件以上の訴えが提起されているが、最も大きな割合を占めるのは人権に関する案件であり、その中では、(a)刑事手続に関する案件、(b)社会権に関する案件、(c)経済的権利に関する案件が、この順に多いこと等の説明があった。

また、質疑応答の中では、 大統領令に関しても憲法裁判所の権限は及ぶこと、現に、国家組織に関して出された大統領令について違憲判決を下した事案があるが、大統領もその判決を受け入れたこと、 憲法裁判所裁判官の「政治化」の問題については、確かにそのような批判はあるが、任命するか否かの判断は連邦院が行い、また、大統領は裁判官を罷免できないことから、そのような懸念は杞憂であること等の説明があった。

ハンガリー共和国・ポーランド共和国・チェッコ共和国・ルーマニア

在ハンガリー日本国大使館、在ポーランド日本国大使館、在チェッコ日本国大使館及び在ルーマニア日本国大使館の書記官より説明聴取

上記東欧4か国の日本国大使館の書記官(ハンガリーの安田書記官、ポー

ランドの大杉書記官、チェッコの佐藤書記官及びルーマニアの好井書記官) を在ハンガリー日本国大使公邸に招致して、ソ連崩壊後の一連の民主的改 革に伴う新憲法の制定や改正の経緯、現行憲法の特徴等について、それぞ れ説明を聴取した後、質疑応答を行った。

A ハンガリー

まず、 ハンガリー憲法の改正経緯については、早急な体制転換を行うため新憲法を起草する時間的余裕がなく、37回に及ぶ改正を経ている旧人民共和国憲法の改正という形式がとられたため、その後も新憲法制定の動きがあったこと、また、 その特徴としては、国会が国権及び民意の最高機関という規定がある一方で、国民投票の制度も設けられていること、実際、NATO 加盟時にはこの国民投票の制度が用いられ、国民のコンセンサス形成が図られたこと等の説明があった。

B ポーランド

次に、 ポーランド憲法の制定・改正経緯については、1989 年の体制 転換直後の時期においては、ワレサ大統領と旧統一労働者党政府の共存 という状況から新憲法の制定が困難であったため、旧憲法の改正という 形式がとられ、その後度々の改正によって漸次旧憲法時代の色彩が払拭 されていったが、現在のクワシニエフスキ大統領の登場によって新憲法 制定の機運が一気に高まり、1997 年に至って、国民投票を経て新憲法が 制定されたこと、また、 その特徴としては、前文においてポーランドのカトリックの伝統等に言及していること等の説明があった。

C チェッコ

また、 チェッコ憲法の制定経緯については、当初スロバキアとの連邦制維持を前提に制定作業が進められたが、結局、両国は分離することとなったこと、また、 その特徴としては、主に統治機構について定める「チェッコ共和国憲法」以外に、権利保障について定める「自由及び基本権憲章」及び憲法と同価値を有する「憲法律」が国の組織・活動や国民の権利について規定しており、法形式を異にする三つの構成要素をもって憲法秩序が構成されていること等の説明があった。

D ルーマニア

最後に、 1991 年制定のルーマニア憲法の制定経緯については、チャウシェスク政権崩壊後の体制を共和制とするか君主制とするかの議論があったこと、また、 その特徴としては、政治的プルーラリズム、多元主義や少数民族の権利保護の重視などが挙げられていること等の説明が

あった。

オランダ王国

(1) アルテス第一院(上院)議長との懇談(表敬訪問)

第一院(上院)において、アルテス議長を表敬訪問し、 オランダにおける上院と下院との関係、 第二次世界大戦時におけるドイツ占領下のオランダ憲法の法的状態などをテーマに懇談した。

(2) ロディウス女王官房府長官との会談

女王官房府において、ロディウス長官から、説明を聴取した。

その中で、 1813 年の王制発足以来現在までのオランダ王制の歴史を踏まえるならば、オランダ王制の特徴としては、(a)共和制下において国民が王制を選択したものであること、(b)そして、発足当初から憲法により国王の権限が制限されていたことが、今日までの王制存続の大きな理由であると思われること、の 2 点が挙げられること、 また、国王の憲法上の地位及び権限については、(a)国王は大臣とともに政府の一員であるが、国王の行為についてはすべて大臣が責任を負うこととされていること、(b)ただし、不文律としての国王の権限と言われる「相談を受ける権利」「国民を奨励する権利」「警告する権利」については、これを適宜行使していること等の説明があった。

(3) ピータース内務省憲法問題王国関係局長代理外 1 名との会談

内務省において、ピータース局長代理らから、説明を聴取した後、質疑 応答を行った。

その中で、 国王は政治的に無答責であるが、政府の一員であり、また、 組閣に当たっては、各党党首や両院の議長に対して助言を行うなど一定の 役割を果たすこと、 オランダ国会の特徴としては、第二院(下院)は法律案の先議権や法律案・予算案の修正権を有するほか、内閣不信任決議に よって内閣を辞職させることができるが、第一院(上院)は、再審議のための機関であり、第二院より送付された法律案について拒否権を有するに すぎない存在であること、 行政府に関しては、国王による大臣任命に当 たっては議会の承認が必要とされているほか、大臣は議員との兼職が禁止され国会と切り離されていること、 憲法改正の手続に関しては、両院で 単純過半数の賛成を得た後に、第二院の解散・選挙を経て新たに召集された議会における両院での 3 分の 2 以上の賛成が必要といったようにかなりの硬性憲法とされていること等の説明があった。

スウェーデン王国・デンマーク王国・ベルギー王国

在スウェーデン日本国大使館、在デンマーク日本国大使館及び在ベル ギー日本国大使館の参事官及び書記官より説明聴取

王室制度を有する上記の欧州 3 か国の日本国大使館の参事官及び書記官 (スウェーデンの梶本書記官、デンマークの藤田参事官及びベルギーの大 槻書記官)を在オランダ日本国大使館に招致して、各国における国王の権 限と地位その他憲法における王室制度の位置付けとその運用実態等につい て、それぞれ説明を聴取した後、質疑応答を行った。

A スウェーデン

まず、スウェーデンの王室制度については、 スウェーデン基本法においては、「国民主権」「議院内閣制」とともに「国王は国の元首」との基本原則があり、国王は元首として位置付けられているが、代表的・儀礼的な役割のみを果たし、政治的な実権を持たないこと、 王位継承に関しては1979年に女子の王位継承権が認められたこと、 また、王室は国民に親しまれており、2001年3月に王制を廃止すべきという提案が国会になされたが、圧倒的多数で否決されたこと等の説明があった。

B デンマーク

次に、デンマークの王室制度については、 1849 年制定以来 150 年の歴史を有するデンマーク憲法は、一貫して立憲君主制を採用していること、 1953 年改正の際に女子の王位継承権が認められたこと、 憲法改正手続が厳格なため、半世紀近く憲法改正はなされておらず、また、現在も改正が国民的論議とはなっていないこと等の説明があった。

なお、質疑応答の中では、1849 年憲法から既に地方分権の導入が規定 されていること等についても意見交換がなされた。

C ベルギー

最後に、ベルギーの王室制度については、 国王の不可侵性と大臣の責任が憲法上規定されていること、 憲法上「すべての権力は国民に由来する」と国民主権原理が明確に規定されており、はじめに国王ありきではなくて、まず国民がいて国王に権力を委ねたという考え方になっていること(1830年にオランダから独立したときに共和制か王制かの議論があった際、立憲君主制の憲法を作ってから国王を迎え入れたという沿革にもそれは現れていること) 1991年の憲法改正で女子の王位継承権が認められたこと等の説明があった。

なお、質疑応答の中では、 1993年の憲法改正により、連邦制国家で

あることが明確にされたこと、 1980年に憲法裁判所に該当する仲裁院が設置されたが、法律の合憲性審査のほか、連邦国家化による「連邦」「共同体」「地域」間の権限争議の裁定も行うものとされていること等についても意見交換がなされた。

イスラエル国

(1) ショフマン検事次長との会談

ホテル内会議室において、ショフマン検事次長から、 イスラエルの基本法の仕組みと、 首相公選制の導入から廃止までの経緯について、全般的な説明を聴取した。

まず、 イスラエルの基本法の仕組みについては、イスラエルで「憲法 (典)」がなく「基本法」という法形式がとられているのは、建国当初から 安全保障、人権、宗教といった問題で大きく意見が分かれており、「憲法 (典)」を作ることが困難であったため、まず、「基本法」をいくつか制定 し、それをまとめる形で将来「憲法(典)」を作るというスタイルが構想さ れたとの説明があった。

次に、 首相公選制に関しては、(a)その導入の目的については、1980 年代から 1990 年代にかけて、小政党分立による連立政権の常態化を背景として、小政党の議員が「議席を売る」ことで閣僚になるといったこと等が横行したため、政権基盤の安定化のために導入されたこと、(b)しかし、首相公選制の導入によって、有権者はクネセット(国会)議員の選挙で 1 票、首相選挙で 1 票と 2 票を有することとされたことから、有権者は、首相選挙では大政党の首相候補に、議員選挙では自分に近しい小政党に投票するといった行動に出たため、かえって、大政党の力が一様に落ち、行政府の長である首相の能力は、当初の意図に反して弱くなってしまった、したがって、国民の多数の評価としては首相公選制導入は失敗だったとされていること、(c)その結果、2001 年にシャロン新首相が選出された第3回の首相公選の実施直後に、首相公選制は廃止することとされ、基本的に導入前の制度に戻す基本法改正が成立したこと等の説明があった。

(2) シトリート司法相との会談

司法省において、シトリート司法相から、首相公選制の導入から廃止の経緯等について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 イスラエルは全国を一区とする比例代表制を採用している ため、選挙の度に新政党が生まれ、議会は小党分立の状況となってしまっ たこと、 また、イスラエルは議院内閣制を採用しており、この小党分立 の影響で必然的に連立政権となってしまうが、小政党は連立の条件として 特定分野に係る措置や閣僚ポストを要求し、首相候補者はそれを受け入れ ざるを得なくなってしまったこと、 このようなことにかんがみて、政権 安定のために首相公選制が導入されたのだが、3回実施された首相公選にお いては、いずれも首相選挙と議員選挙の結果が異なるという事態が生じ、 結果として首相は出身政党の意向に配慮するというよりも独自の考えで行 動するようになってしまったこと、 現在、小政党の過大な影響力を排除 するため、選挙制度を比例代表制から小選挙区制に変更することが議論さ れていること等の説明があった。

(3) ショハム クネセット基本法委員会法律顧問との会談

ホテル内会議室において、ショハム法律顧問から、首相公選制の導入から廃止の経緯等について説明を聴取した。

その中で、3回の首相公選の実施によっても、小政党が大政党に対して「ゆすり・たかり」行為をする事態は少しも改善されず、かえって深刻になってしまったこと、その結果、シャロン首相は、首相公選制の廃止を決断し、短期間の審議で元の選挙制度に戻す準備をしたが、この廃止法案の立案に当たっては、単に過去の制度に戻るのではなく、その欠陥を改善するようなことにも留意されたこと等の説明があった。

(4) ピネス クネセット基本法委員会委員長との会談

同じくホテル内会議室において、ピネス委員長との間で、首相公選制の 導入から廃止の経緯等に関して、質疑応答を行った。

その中で、 公選首相と大統領との関係について、イスラエルの大統領の権限はもともと儀礼的なものであるため、公選首相との関係については特段の問題は生じないと考えていること、 首相公選制導入の際に検討されたのは、むしろ、公選首相に大きな権力を与えた場合に独裁政治につながらないかという点であったこと、 首相選挙・議会選挙の 2 票制の下での首相公選制によって、ますます小党分立が進み、それまで以上に小政党の力が強くなってしまったこと、 国民は政治の安定を望んで首相公選制を支持したが、その結果は逆に作用してしまったため、今では、多くの国民は首相公選制に反対するようになったこと、 首相公選制廃止のための基本法改正は極めて短期間になされたが、その起草その他の準備には実質 5年以上の年月が費やされたこと等の説明があった。

(5) ペレス副首相兼外相との会談

外務省において、ペレス外相から、冒頭、首相公選制によって、首相も 議会もともに無力になってしまい、チェック・アンド・バランスがうまく 機能しなくなってしまったとの説明があった。

次いで、政治のあり方及び今後の世界情勢の展望等について意見交換が行われ、その中で、ペレス外相からは、 長老政治家としての政治理念として、テレビが発達した今日の政治は、専制政治を不可能にするという良い面はあるが、反面、考える時間がほとんど与えられないという悪い面もあることに留意しなければならないこと、 また、今後のアジア・中東地域の平和構築に関して、50年前に夢だと笑われた EU が現実のものとなっているように、我々も過去にこだわらずに新しいものを作り出していかなければならないこと等の発言があった。

(6) イスラエル民主政治協会会長カルモン博士との会談

ホテル内会議室において、カルモン博士から、首相公選制の導入及び廃 止の経緯等について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 首相公選制は、国民の政治に対する閉塞感が募る中で、首相に強力な政治的リーダーシップを与えることにより現状を打破してほしいという期待の下に導入されたものであったが、その導入の結果、国家運営に携わる正当性が二つに割れてしまい、ほぼ毎週のように連立政権交渉を新たに行う事態になってしまったこと、 首相公選制についての世論も賛成から反対に大きく変わってしまい、このような国民の支持があったからこそ、今回、短期間の間に首相公選制を廃止し、選挙制度を元に戻すことが可能であったこと等の説明があった。

会談の最後に、カルモン博士から、そもそも、議院内閣制は、妥協や譲歩を可能とする制度であり、民主主義を成功させる要素が内在されているものであると考えている、との総括的な意見が述べられた。

(7) セガル テルアピプ大学教授との会談

同じくホテル内会議室において、セガル教授から、首相公選制に関するこれまでの調査を締め括る総括的な説明を聴取した後、質疑応答を行った。その中で、 首相公選制は、首相の力を強めるとともに、小政党の力を抑えることを目的に導入されたものであったこと、 これが失敗した原因は、有権者に 2 票が与えられ投票が使い分けられたことのほかに、首相公選制に係る法律が短期間に準備されたために欠点があったことも挙げられること、 そもそも、本来なすべき改革は、国会議員の選挙制度を比例代表制から小選挙区制に変更する改革であったはずなのに、当時の議会の勢力上、この改革案を成立させることは不可能であったこと、 これらの諸事情にかんがみれば、首相公選制を導入する際に、立法府と行政府とのバランスがとれている米国型のシステムを考慮すべきであったこと、なぜな

らば、米国型の首相公選制は、(a)首相に全面的に権限を与えることにより 効率のよい政府ができること、(b)選挙結果のみで首相が決定されること、 (c)参加型民主主義であることが挙げられること、 もし日本において首相 公選制の導入を考えるのであれば、(a)首相には法律によってできるだけの 権限を与えるべきだが、同時に法律によって与えられた以上の権限を行使 させてはいけないこと、(b)また、議会のチェック機能がよく働くようにす ること等に留意すべきこと等の説明があった。

スペイン

(1) カベロ国務院議長外3名との会談

国務院において、カベロ議長らから、説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、 現行憲法の起草過程においては、様々な政治勢力が一致点を見出しながら協働して作業が進められたこと、 豊富な人権規定を有していることが現行憲法の特徴の一つであるが、これは、欧州人権条約等の各種の人権規定を参考にしながら起草されていったからであること、 地方自治については、多くの自治権限が認められている自治州とそうでない自治州があり、この格差が問題になっていること、 憲法裁判所は専制政治を抑制する大きな力となっているが、議会や通常の裁判所から独立した機関として、これに民主主義の擁護を任せていること等の説明があった。

また、質疑応答の中では、フランコ総統の死後、現在のカルロス国王が 改革の擁護者として政党の自由化等を断行するなど、一貫して、憲法を尊 重擁護する姿勢を示していることが、国民の広範な支持を受けていること 等の説明があった。

(2) マリスカル・デ・ガンテ下院憲法委員会委員長外 6 名との会談

下院において、憲法委員会のマリスカル・デ・ガンテ委員長ら各会派の 委員から、現行憲法の起草過程等について説明を聴取した後、質疑応答を 行った。

まず、冒頭の説明においては、現行憲法の草案作成は、すべて議会において行われたが、そこでは、基本的人権に関わる部分は左派政党の、また、統治機構に関する部分は民主中道連合の考えが多く反映されているなど、いろいろな政党の合意に基づいて成立していること等の説明があった。

また、質疑応答の中では、 政府の諮問機関であり、法律の合憲性等について相談を受ける「国務院」と、憲法訴訟について判断を下す「憲法裁

判所」との違い、 ドイツの制度と類似する「建設的不信任制度」の実態等について説明があった。

3 衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団 (平成 14 年 9 月 23 日 ~ 10 月 5 日)

平成 14 年 9 月 23 日から同年 10 月 5 日にかけて、衆議院より中山太郎憲法調査会会長を団長とする衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団が派遣され、英国、タイ及びシンガポールをはじめとする東南アジア 5 か国、中国及び韓国の憲法に関する実情について調査が行われた。その概要は、次のとおりである。

イギリス連合王国

(1) エバンス「人権に関する両院合同委員会」委員会クラークとの会談

議員会館において、エバンス氏から、英国の人権保障に関して説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 第二次世界大戦後に制定され批准した欧州人権条約について、英国はコモン・ローを中心とする既存の法制で対応可能と考え、国内法制化の措置をとってこなかったが、ブレア労働党政権下において、国内法制化が検討され、1998年に「人権法」が制定されたこと、 この「人権法」の制定に当たっては、英国の伝統的な「議会主権」と裁判所の判断の効力との関係をどうするかが問題となり、裁判所は法令の違法を宣言するが、それに対応した改正立法を行うかどうかは国会が決定するものとされたこと、 両院合同委員会は、この「人権法」の履行を確保するために国会に設置された機関であり、「人権法」と抵触するおそれのある法律案についてリポートを作成する等活発な活動を行っていること等の説明があった。

(2) 副首相府

A スコッター (イングランド)地域議会部長との会談

副首相府において、スコッター部長から、ブレア労働党政権下の地方 政策に関して説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 ブレア労働党政権は、スコットランド・ウェールズ・北アイルランドに続いて、イングランドにおいても、地方議会の設置等を含む地方分権(権限移譲=デボリューション)を進めていること、 既に公表している「白書」では、イングランドの八つの地域に公選による「地方議会」を設置し、同議会から行政を担当する執行部を選出する等住民の地方政治への参加の機会の増大が検討されていること、 議会の設置は最終的には住民の投票に委ねられるが、設置に消極的な地域もあ

ること、 イングランドの多くの地域では、現在二層制の地方自治制度がとられており、二層制のままで「地方議会」を設置することは屋上屋を架すことになるとの批判があること等の説明があった。

B レインズフォールド デボリューション担当閣外大臣との会談

上記のスコッター部長との会談の途中から、レインズフォールド閣外 大臣が参加し、議員団との間で意見交換がなされた。

その中で、 国民は、政府の効率性だけなく「政府への参加」に関心を持っており、イングランドにおける「地方議会」の創設はそうした要望に応えるものであること、 この改革では、中央から地方へ配分される予算の執行について地方の大幅な裁量は認めるが、「課税権の移譲」等までは考えていないこと等の説明があった。

(3) ヘーゼル ロンドン大学教授(コンスティテューション・ユニット(憲法問題研究団体)調査部長)との会談

ロンドン大学の研究室において、ヘーゼル教授との間で、上院改革及び 政官関係を中心に質疑応答を行った。

その中で、 上院改革に関しては、英国では上院議長が、(a)内閣の一員 (法務大臣) (b)上院の議長、(c)最高裁判所に相当する大法院の長としての 大法官という三権にわたる職務を兼ねていることが、権力分立の観点から 問題とされていること (特に、大法官としての権限行使は控えるような慣行を作るべきであるとの意見が多くなっていること) 政官関係に関しては、英国の伝統として、官僚組織は公正中立であることが求められているが、そのような官僚組織の運用に不満も出てきていること (これに関連して、政治任用の「特別アドバイザー」の数がブレア政権下で増大していること) 英国における「成文憲法化」の見通しに関しては、一部の市民セクターにそのような動きがあるようだが、英国の憲法史にかんがみれば、成文憲法を持つことはないだろうとの説明があった。

(4) ビーミッシュ「上院改革に関する両院合同委員会」委員会クラークとの会談

在英国日本国大使館内会議室において、ビーミッシュ氏から、議会側から見た上院改革について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 上院改革は過去 3 回ほど試みられたが、合意を形成することができず失敗に終わってきたこと、 ブレア労働党政権では、(a)世襲貴族議員を廃止する段階と(b)上院の長期的な改革を検討する段階の 2 段階方式を採用し、当面は、比較的合意が得られやすい(a)について一定の成果を得たこと、 現在は、(b)に関する議論を行っているが、王立委員会報告書

(ウェイカム報告書)を踏まえつつも、議論の土俵は、政府側から議会側 (上下院合同委員会)に移っていること、 そこでは、下院側に「公選に よる上院」の実現が下院の地位低下につながるのではないかという懸念が あるなど難しい問題があること等の説明があった。

(5) シンプソン氏外3名(政府上院改革チーム)との会談

引き続き在英国日本国大使館内会議室において、シンプソン氏らから、 政府側から見た上院改革について説明を聴取した後、質疑応答を行った。 その中で、「公選による上院」については、下院の優位を揺るがすの ではないかという懸念があるが、世論は「公選による上院」を支持してい ること、 現在、上下院合同委員会による検討を待っている状況にあるこ と等の説明があった。

(6) コクラン公務員組合評議会事務局長との会談

同じく在英国日本国大使館内会議室において、コクラン事務局長から、 政官関係全般について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 英国の公務員は、政治的中立性に誇りを持っており、1997年の保守党から労働党への政権交代もスムーズに行われたこと、 政官関係については、(a)公務員は内閣の一員としての大臣に仕えるものであり、 政党のための仕事はできないと解されていること、(b)政治的な仕事については、政治任用の「特別アドバイザー」が任命されていること、 そのような慣習にも関わらず、公務員の行動が政治的すぎるとマスコミ等から批判される場合もあること、 なお、政策の立案と執行を分離したエージェンシー制度については、エージェンシーが各省の下に設置されていることや給与等の処遇がそれぞれに異なることなどから、省庁再編が頻繁に行われる英国では軋轢が生じやすいといった問題点があること等の説明があった。

タイ王国

(1) スチット憲法裁判所裁判官外 1 名との会談

憲法裁判所において、スチット裁判官らとの間で、憲法裁判所の権限行使の実態等に関して質疑応答を行った。

その中で、 憲法裁判所は、(a)法令の違憲審査権、(b)国家汚職防止委員会に提出された政治家の資産報告の最終的な真偽の審査、(c)国家機関の権限争訟に関する裁定等の権限を有していること、 法令の違憲審査について、これまで 200 件を超える審査が行われており、最近でも 100mの大深度地下に土地所有権は及ぶかといった問題が審査されており積極的な権限

行使がなされていること、 また、資産報告の虚偽審査については、2001年、タクシン首相の資産報告の虚偽疑惑について無罪の判決がなされたが、 裁判官として自身は有罪の判断をしたこと等の説明があった。

(2) ボウォンサック ラーマ 7 世研究所事務局長外 4 名との会談

ラーマ 7 世研究所において、ボウォンサック事務局長らから、タイの選挙制度等に関する説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 タイにおける政治腐敗の問題としては、(a)政治献金の上限及び手法について制限がないこと、(b)当選のために国会議員は莫大な費用を使う必要があること、(c)国民も国会議員にたかるといった発想があることの 3 点が指摘されること、 国王の役割については、タイでも日本と同様に、国王は政治的な権限を持たず、社会的な役割を果たし、国民の敬愛を受けていること等の説明があった。

(3) マルット元下院議長外1名との会談

マルット元下院議長(弁護士)の法律事務所において、同元議長らから、 タイの憲政史について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 タイでは、1932年の憲法制定以来多くのクーデターを経験し、その都度憲法改正を余儀なくされてきたが、現行の1997年憲法は、民主的な憲法の制定に向けた国民的な運動の高まりを受けて成立したものであり、国民の確固とした支持を受けていること、 政治的に、大臣と国会議員の兼職を否定する現行憲法の規定を改正しようとする向きもあるが、そのような必要性は低いこと等の説明があった。

フィリピン共和国・マレーシア・インドネシア共和国

在フィリピン日本国大使館、在マレーシア日本国大使館及び在インドネシア日本国大使館の公使、参事官及び書記官より説明聴取

上記アジア 3 か国の日本国大使館の公使、参事官及び書記官(フィリピンの吉田公使、マレーシアの牛尾書記官並びにインドネシアの和田参事官及び谷書記官)を在シンガポール日本国大使公邸に招致して、各国の憲法事情について、それぞれ説明を聴取した後、質疑応答を行った。

A フィリピン

まず、 フィリピン憲法は、マルコス独裁政権時の経験から行政権に対する抑止が強く働いており、公務員に対する弾劾裁判制度、オンブズマン等を設置していること、 国民の権利規定が多い反面、義務規定が少ないこと、 基本原則として、国民主権、侵略戦争の放棄を定めた平

和主義、軍に対する文民統制、核兵器の廃絶、貧富の格差の是正を謳った社会的正義が掲げられていること、 外国軍隊の駐留及び外国軍基地の設置の原則的な禁止を定める規定が憲法に存在すること等の説明があった。

B マレーシア

次に、マレーシア憲法はイスラム教を国教と定め、イスラム法が適用される地域もあるが、国の最高法規は憲法であり、憲法の規定が優先すること、マレー系国民が「特別な地位」を有し、公務員の任用等において優遇されることが憲法に明記されていること、 敏感問題 (sensitive issues)に関する規定が憲法上の制約としてあり、マレー語を母国語とすること、州王(スルタン)の特権等の是非についてはこれを議論することが禁じられていること等の説明があった。

C インドネシア

最後に、スハルト独裁体制の崩壊後に進められた大統領の権限を制限する等の民主化に向けた制度改革が、4年連続となる2002年の憲法改正で一応の完成を見たが、現時点では、その憲法の正文自体が不明であること、司法関係者の腐敗がひどく、「法の支配」は確立されていないこと等の説明があった。

シンガポール共和国

(1) チャン司法長官庁民事局長との会談

司法長官庁において、チャン局長から、シンガポールの憲法制度全般に ついて説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 シンガポールの政治・法制度の多くは英国から継受したものが多いが、シンガポール独自の制度もあり、特に少数民族が必ず国会に議席を持てるように配慮した「グループ選挙制度」(一つの選挙区に、一つの政党から3~6名の定数分の人数が集団となって立候補する制度)は、中国系、マレー系、インド系といった人種が混在する中で、人口比7割を超える中国系以外の候補者を必ず1人は名簿に入れるようにするというシステムであり、多人種融和のためのシンガポール独自の制度となっていること、 国民が政府を信頼するといった「アジア的価値観」については、政府が人民を抑圧した経験を持つ欧州とは異なった歴史的な経験から来るのではないか等の説明があった。

(2) ジャヤクマール外務大臣兼法務大臣外 1 名との懇談

外務省において、ジャヤクマール大臣らとの間で、国際情勢及びシンガポール憲法全般に関して意見交換を行った。

その中で、 国防に関しては、シンガポールは、国民の兵役義務を定め、 国民全員が国防のために力を尽くすトータル・ディフェンスという考えを とっているが、世界情勢が変化していく中で、従来型の脅威だけでなく、 テロのような新たな安全保障の脅威にも対応すべく調整を行っていること、 「家族」をめぐる法制に関しては、親を扶養する義務を定める法律が制 定されているが、親の扶養義務等の問題は、教育の問題であり、憲法や法 律の果たす役割は限定的なものに止まると考える等の説明があった。

(3) リーアン シンガポール国立大学助教授との会談

在シンガポール日本国大使館において、リーアン助教授との間で、シンガポール憲法全般に関して質疑応答を行った。

その中で、 政府の説明では少数民族の保護のための制度とされている「グループ選挙制度」は、与党である人民行動党に有利な選挙制度であって、民主的な制度とは言えないこと、私見としては単純な小選挙区制度を採用すべきと考えていること、 性善説的に政府を信頼し頼ろうとする「アジア的価値観」については、国家権力に対する懐疑(権力抑制)を基本とする憲法学的な立場からは全面的に賛意を評することはできず、あくまでも最悪の政府が現れた場合に備えた法体系の整備を図るべきであること等の説明があった。

中華人民共和国

(1) 曾憲義 中国人民大学法学院長外 7 名との会談

人民大学法学院において、曾憲義院長らから、中国の憲法制度全般に関する説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 現行の 1982 年憲法は、1954 年に制定された中国初めての憲法以来の中国憲法を集大成したものであり、「民主集中制」下の人民代表制度によって民意が集約された憲法であること、 「社会主義市場経済」については、中国が改革開放経済をとる中で市場経済の導入は必要かつ必然であって、社会主義市場経済はそのための発展形態であること等の説明があった。

(2) 劉俊傑 中央党校社会発展研究所教授外 1 名との会談

ホテル内会議室において、劉俊傑教授らとの間で、中国憲法全般について質疑応答を行った。

その中で、 憲法改正に関する理論的な問題として、中国では私有財産の保護をいかに図っていくかが議論されていること、また、知的所有権保護についても、科学技術立国の立場から重要な課題として取り組んでいること、 共産党と憲法の関係について、政権党である共産党といえども憲法の枠内で行動するものとされていること等の説明があった。

(3) 張春生 全人代常務委員会法制工作委員会副主任外 3 名との会談

人民大会堂において、張春生副主任らから、現行の 1982 年憲法の制定の 経緯等について説明を聴取した後、調査団を代表して中山団長との間で意 見交換を行った。

その中で、 まず、中山団長から、日本では、日本国憲法 9 条に関し自衛隊の存在と憲法の規定との整合性を図るべきではないかとの議論に国民の関心が集まっているとの指摘があり、これに対して、張春生副主任からは、日本の平和主義憲法は日本の経済発展のみならず、北東アジア及び世界の平和に多大の貢献をしてきたことを高く評価しているとの発言があった。 次いで、中山団長から、国連の要請に基づく我が国の国際協力について安保理常任理事国としての中国の立場からどのように考えるかとの指摘があり、これに対して、張春生副主任から、国連決議に基づく日本の平和維持活動の参加には全く問題はないとの発言があった。 最後に、日中両国の友好と相互信頼のためにも、緊密な話合いが必要であるとの共通認識が確認された。

大韓民国

(1) 国会

A 朴寛用 国会議長外3名との懇談

国会議事堂において、朴寛用国会議長と調査団を代表して中山団長との間で、意見交換を行った。

その中で、朴議長から、 韓国では、大統領の任期を国会議員と同じ4年とすべきといった憲法改正論議があること、 日本が平和憲法を中心として経済大国に見合った国際貢献を行うことは高く評価できるが、アジアの隣国は日本国憲法9条に賛意を示していること、 朝鮮半島情勢については、韓国・日本・米国の3か国が協調した上で、中国・ロシアと話し合っていくことが重要であるとの発言があった。

B 金鍾斗 国会法制室長外 7 名との会談

同じく国会議事堂において、金鍾斗国会法制室長らから、韓国における議員立法の状況、立案過程における法制室の役割等について、説明を

聴取し、質疑応答を行った。

(2) 朴容相 憲法裁判所事務処長外 6 名との会談

憲法裁判所において、朴容相事務処長らから、説明を聴取した後、質疑 応答を行った。

その中で、 韓国の憲法裁判所は、ドイツやオーストリアの憲法裁判所を模範に 1987 年憲法により創設されたものであるが、2002 年の 8 月 31 日現在までの間に約 8000 件の事案を受理し、そのうち約 7500 件余が処理されていること、 国民の強い支持の下、軍事政権下で制定された法令をはじめとする法令の規定を違憲とするなど実りのある活動を行っていること、 一般の市民が直接に憲法裁判所に提訴することができる「憲法訴願」制度は、模範としたドイツの制度から韓国独自の発展を遂げていること等の説明があった。

(3) 金昌國 国家人権委員会委員長外 4 名との会談

国家人権委員会において、金昌國委員長らから、説明を聴取した後、質 疑応答を行った。

その中で、 国家人権委員会は、軍事政権下において人権が侵害された 反省にかんがみ、金大中大統領が大統領選挙の際に設置を公約していた機 関であり、紆余曲折を経て2001年11月25日に施行されたものであること、

設置に当たり、独立した機関とするか政府の法務部(法務省)に属する機関とするかの議論がなされたが、最終的には独立した機関として設立されたこと、 人権侵害に対する救済措置としては、対象となる国家機関に対して法的拘束力のない勧告をするに止まるが、その実際上の影響力は大きいこと等の説明があった。

4 衆議院米国、カナダ及びメキシコ憲法調査議員団(平成 15 年 8 月 31 日 ~ 9 月 13 日)

平成 15 年 8 月 31 日から同年 9 月 13 日にかけて、衆議院より中山太郎憲法調査会会長を団長とする衆議院米国、カナダ及びメキシコ憲法調査議員団が派遣され、各国の憲法に関する実情について調査が行われた。その概要は、次のとおりである。

アメリカ合衆国

(1) バリー・キーン元カリフォルニア州上院議員及びスコット・キーン在サンフランシスコ日本国総領事館政治コンサルタントとの会談

カリフォルニア州のサクラメントにおいて、バリー・キーン元カリフォ

ルニア州上院議員及びスコット・キーン在サンフランシスコ日本国総領事 館政治コンサルタントから、カリフォルニア州の憲法・政治等について説 明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 住民参加規定などの直接民主主義的制度を有するカリフォルニア州憲法の意義と課題、 州知事のリコール及びそれが成立した後の州知事選挙が行われているカリフォルニア州の政治状況等について説明があった。

また、同州において直接民主主義的制度が多用されている現状について、 バリー・キーン氏からは、憲法の規定が政治的な混乱を招いているとして 消極的な評価が述べられたのに対し、スコット・キーン氏からは、民主党 による一党独裁的状況に対する少数党の救済手段としての役割を果たして いるとの意見が述べられた。

(2) UC パークレイ校

A 中山団長による講演

UC バークレイ校において、中山団長が、「衆議院憲法調査会の活動と 21 世紀の『日本の憲法』」と題する講演を行い、会場参加者との間で質疑 応答を行った。

まず、講演の中で、 日本国憲法の制定経緯に GHQ が深く関与したこと、 戦後半世紀の間における国内外の諸情勢の変化を受けて現行憲法のままで本当によいのかどうかが今まさに問われていること、 そのような流れの中で 2000 年 1 月に衆参両院に憲法調査会が設置されたが、その際、在京各国大使に宛てて、「民主主義を守ること」「個人の基本的人権を尊重すること」「再び侵略国家とならないこと」を謳った「中山三原則」を送付し、憲法調査会の活動に理解を求めたこと、 憲法調査会で議論がなされてきた事項として、(a)日本国憲法の制定経緯、(b)裁判所の違憲審査制度と憲法裁判所、(c)象徴天皇制、(d)集団的自衛権と日米安全保障条約、(e)新たな経済的地域統合の試み等が挙げられること等が述べられた。

また、質疑応答の中では、会場参加者から、 憲法裁判所を導入した場合の判事の人選、 9条改正が近隣諸国に与える影響、 天皇制維持の理由について質問が出された。

最後に、司会者から発言を求められ、仙谷副団長から、安全保障を含めた国際的な平和の秩序作りに日本がどうかかわるのか、法の支配・法治主義の確立の視点の重要性等について、山口議員から、日本国憲法の制定過程の豊かさ、世界とアジアの平和と安定のために 9 条が活きる社会をつくることの重要性等について発言があった。

B ヴォーゲル政治学部准教授外 3 名との会談

同じく UC バークレイ校において、ヴォーゲル准教授らから、イラク 戦争等をめぐる現在の日米関係に対する認識と評価等について説明を聴 取した後、質疑応答を行った。

その中で、 イラク戦争に対する UC バークレイ校における議論、 日本がイラク戦争に反対した場合の日米関係、 イラクの戦後の秩序作 り、 日本の憲法改正論議に対するアジア各国の対応等について意見交 換を行った。

C バーネット法学部教授外 3 名との会談

同じく UC バークレイ校において、バーネット教授らから、米国憲法の修正、カリフォルニア州憲法の修正と直接民主主義制度の運用状況等について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 米国憲法の修正の実例、 米国憲法の修正において最も 重要な役割を担うのが各州であり、連邦最高裁判所はほとんど役割を 担っていないこと、 カリフォルニア州憲法については、1911 年に住民 のイニシアティブによって州憲法を修正できることになって以後、400 回以上の修正が行われ、条文が大部なものになったこと、 米国憲法の 人権条項が 200 年以上にわたって修正されていない理由として、修正手 続が厳格であり、米国人の間で人権条項に対して原則的に合意が得られ ていること等が挙げられること、 カリフォルニア州では、立法府や行 政府への不信感等が原因となって、州知事のリコールなど直接民主主義 的な制度の運用が多用されていること、 米国憲法と国際法との関係に ついて、現政権は、憲法の解釈に基づいて、米軍を外国の指揮下に置くこ とはできないとするが、その背景として、米国の権限の失墜につながる との懸念があると考えられること等の説明があった。

(3) ウォーカー会計検査院長との会談

連邦議会において、ウォーカー院長から、説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、会計検査院(GAO)は、連邦政府の歳出の適正性の検査、議会への情報提供等を任務とし、連邦政府の効率的な財政運営に貢献していること、 GAOの調査は、法律により義務付けられているのは委員会や小委員会からの正規の要請に基づくもののみであるが、慣例上、少数会派の調査の充実に資するために個々の議員からの調査依頼にも応えており、これが年々多くなりつつあること、 GAOの独立的かつ効率的な職務の遂

行を担保するために、GAO の院長の任期は 15 年というかなり長いものと されていること等の説明があった。

(4) ホルツイーキン議会予算局長との会談

同じく連邦議会において、ホルツイーキン局長から、説明を聴取した後、 質疑応答を行った。

その中で、 議会予算局(CBO)は、連邦政府の予算の展望や国家財政の出動に伴う影響についての分析や、予算関連法案に対する調査等を任務としていること、 CBO の調査は、議会の要請に基づいて行われ、かつ、事実を提示するものであり政治的に中立なものであること等の説明があった。

(5) 連邦議会下院

A レイノルズ議員(共和党選挙対策委員長)との会談

連邦議会下院において、レイノルズ議員から、米国の憲法及び議会における議論の概要について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、2004年の大統領選挙においては、 テロとの戦い、 国家 安全保障、 景気・経済の 3点が最大の争点となるだろうとの意見が述べられたほか、米国投票制度改善法や選挙資金改革法など選挙制度に関する最近の立法の動き等について説明があった。

B チャポット議員(司法委員会憲法小委員長)との会談

同じく連邦議会下院において、チャボット議員から、説明を聴取した 後、質疑応答を行った。

その中で、 憲法修正案は、司法委員会憲法小委員会において恒常的に審議されているが、成立に至るものは極めて少ないこと、 米国憲法において修正すべきと考える点として、(a)連邦政府における財政均衡、(b)犯罪被害者の権利の2点が挙げられること、 法案の憲法適合性を審査する機関として、立法顧問局が置かれているが、最終的には法案を作成した議員の責任によるものであり、そのような議員の活動を支える機関として議員のスタッフが置かれ、ほかにも議会補佐機関が設置されていること等の説明があった。

C ネイ議員(議院管理委員長)との会談

同じく連邦議会下院において、ネイ議員から、説明を聴取した後、質 疑応答を行った。

その中で、 2年の任期で議員一人当たり平均およそ 100万ドルの活動費が支給され、下院議員は全部で 22名の公設秘書を雇うことができる

など諸外国の議会と比べて充実したシステムが整備されていること、 議会が、議会中継を行う非営利ケーブルテレビの C-SPAN の費用の一部 を負担していること等の説明があった。

(6) アーミテイジ国務副長官との懇談

国務省において、アーミテイジ国務副長官と議員団の間で、日米関係の あり方等について、意見交換を行った。

その中で、アーミテイジ副長官は、 日米関係は、現在、最も良好な関 係にあり、また、低迷していた日本経済も徐々に回復しつつあるが、両国 間には、北朝鮮問題も含めて、なすべきことはあまりにも多いこと、 米関係については、日本が21世紀を迎えるに当たって最初にとった方法で ある 'showing the flag'、'boots on the ground'は大変にすばらしく、 イラク戦争で日本は米国を支持してくれたが、米国も、日本が安保理の常 任理事国の席を得られるよう日本を支持していること、 安保理常任理事 国の問題は、集団的自衛権の問題について日本が根本的な決断をしないと 難しいこと、 日本の内閣法制局の 9 条の解釈はもっと柔軟であってもよ いのではないかと思っており、日本は、主権国家として有している集団的 自衛権を自ら制限しているだけであり、その制限解除に関する議論が日本 で起きていることは、大変に重要であり、歓迎していること、ただし、 それはあくまでも日本と日本国民が決定すべき問題であり、どのような決 定をしようが、米国は同盟国として、その決定を尊重すること、 北朝鮮 問題については、北朝鮮の核開発問題に関する六者協議では、各国が協力 してそれぞれ確固たる使命を果たしたと評価しており、北朝鮮に関しては 確実なことは言えないが、今後とも六者協議の進展に期待していること、

国際社会においては、日本が活躍する十分な仕事と場所があり、憲法調査会が結論を出し、それに基づいて国民が決断する際には、こういった役割が待っていること等の説明があった。

(7) スカリア連邦最高裁判所陪席判事との会談

連邦最高裁判所において、スカリア判事から、米国型の付随的違憲審査 制度について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 連邦最高裁判所が審査する事件のうち違憲審査の割合は全体の 15%ほどであり、残りの大多数は連邦法の解釈に関するものであること、 欧州のような憲法裁判所制度においては、裁判所が、立法者の領域に踏み込んでしまうおそれがあるばかりか、政治家同士の議論に巻き込まれかねないこと、 米国の裁判所による憲法・法律解釈は、原告、被告間の訴訟についての最終的解決ではあっても、決して、米国における最高か

つ最終的な権威なのではなく、大統領府や議会がこれを受け入れないことも可能であるところから、三権分立の趣旨に適うものであって、憲法裁判所型のシステムよりも優れたものであるといえること、 連邦最高裁判所判事の任期が終身であることは、独立性確保のための極端な制度であるが、その代わり、大統領の任命と上院の同意といった形で、任命時にかなり政治的なプロセスが設けられていること等の説明があった。

カナダ

(1) マクラクラン連邦最高裁判所長官外 1 名との会談

連邦最高裁判所において、マクラクラン長官から、説明を聴取した後、 質疑応答を行った。

その中では、付随的審査制度を基本としながら、抽象的な違憲審査を可能とする参照意見制度について、 内閣が総督を通じて、連邦最高裁判所に憲法解釈や政府の権限問題等に関して勧告的意見を求める制度であること、 州政府の場合は、副総督を通じて州の控訴裁判所に意見を求め、不服があれば、連邦最高裁判所に上告できること等の説明がなされた。運用については、 裁判所では、「政治的な問題」については、たとえ照会があっても回答を拒否することとしていること、 照会件数自体は、最近 6 年間で 4 件にとどまっているが、ケベック分離独立問題など重要な問題が扱われており、現在も同性愛者の婚姻の承認に関する法律について審理を行っていること等の説明があった。

また、個人情報の保護とオンブズマン制度について、 個人情報の保護は、「情報アクセス法」と「プライバシー法」により規定されていること、前者により情報開示請求権が保障されており、政府に一定期間内の回答及び不開示の際の理由の提示を義務付けていること、 後者によりプライバシー・コミッショナーとよばれるオンブズマンが設置され、情報開示請求に係る個人情報に関しては、それへの救済申立制度が存在し、それでも問題が解決しない場合、最終的に連邦最高裁判所への提訴が認められること等の説明があった。

(2) ロバートソン国防省国際安全保障政策局長外 1 名との会談

国防省において、ロバートソン局長らから、説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、 カナダの国防軍は、非常に小規模であるため、国連平和維持活動等への派遣人数は多くはないが、自国軍全体に 占める派遣人数の比率は米国に次いで大きいこと、 国連平和維持活動等 への軍隊派遣の意思決定プロセスは、政府が外務国際貿易省を通じて派遣要請相手と交渉を行い、国防省・連邦議会との協議等を経て、最終決定を行うこと、 国防省内の軍隊派遣決定のガイドラインでは、「指令の透明性」を大切にしていること等の説明があった。

また、質疑応答の中では、カナダと米国には、緊密な軍事関係が形成されているため、首相と大統領間から将軍間のレベルまで情報交換のためのルートが存在し、ミサイル防衛構想や国際テロ等多方面での協議が行われていること等の説明があった。

(3) プードリア国務大臣・下院政府総務との会談

連邦議会下院において、ブードリア国務大臣から、カナダの憲法事情について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、 1982年に「憲法のカナダ化」といわれる大きな憲法体制の改正が行われ、「権利及び自由に関するカナダ憲章」(いわゆる「人権憲章」)が憲法体制に位置付けられたこと、 カナダの憲法改正の手続は、複雑・困難であるため、1993年以降「財政改革」や「議会の近代化」は憲法改正以外の方法によってなされてきたこと等の説明があった。

また、質疑応答の中では、 プライバシー・コミッショナーは、政府の電子化に伴うプライバシー保護に関する事項も所管とすること、 民間人が国務大臣に就任することは可能だが、就任後、首相が現職議員を辞職させて補欠選挙を行い、当該国務大臣が議員になることが必要であると認識されていること等の説明があった。

(4) クリスティ枢密院事務総長補との会談

枢密院事務局において、クリスティ事務総長補から、説明を聴取した後、 質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、 連邦と州は同等であること、 カナダの連邦制の特色である「多様性」と「地方分権」について、前者は、言語、民族だけでなく、人口面におけるコントラスト、フランス語系の住民が占める割合、国際貿易依存度、一人当たりの GDP 額等についてもみられること、後者は、総国家予算のうち連邦政府の財政の占める割合が低く、州政府予算における独自財源の占める割合が高いことから、「地方分権」が進んでいるといえること、 ケベック州政府は、連邦にとどまることを宣言しており、これは、ケベック分離独立運動が、「連邦主義」の正しい方向に向かっているとして評価していること等の説明があった。

また、質疑応答の中では、 FTA の締結により、投資・貿易が拡大し、

より付加価値の高い方向に産業構造が転換し、よい状況をもたらしたと考えられるが、その影響は、天然資源の保有の有無で、やや州間格差が認められること、 財政の州間格差是正のための制度として、財政不足の州への直接の支出とは別に、税・歳入を移転するイコライゼーション・ペイメントのシステムが存在しており、こうした制度は、1982年の憲法制定の際に明文化されたこと等の説明があった。

メキシコ合衆国

(1) セラーノ国立自治大学法学部長との会談

国立自治大学において、セラーノ法学部長から、メキシコ憲法の概要と 憲法改正状況等について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、メキシコ独立戦争後における中央集権派と連邦派との争い等のメキシコ政治の大きな流れと累次の憲法制定、「アンパロ」(amparo、保護請求)という訴訟制度により基本的人権の保護がなされていること、

憲法改正には連邦議会での手続のほか、全体の過半数である 16 の州議会による承認が必要であること、 FTA と国家の安全保障との関係、 憲法の構造について、人権条項をその最初に掲げている一方で 6 章 123 条に社会労働権が規定されている理由、 主要な憲法改正として、1953 年の女性の参政権規定の追加等があること、 憲法は連邦制を定めるが、米国と異なり一つの国が独立し、その後州に分かれていったという経緯等を反映し、州の独立の度合いは米国ほど大きくはないこと、 ラテンアメリカ諸国の地域安全保障等の説明があった。

(2) ブルゴア国立自治大学名誉教授との会談

ブルゴア国立自治大学名誉教授の自宅において、同名誉教授から、アンパロについて説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 アンパロが、1840年にユカタン州憲法に創設された制度であり、その後の憲法に取り入れられてきたこと、 アンパロとは、保護、保全又は防御という意味であって、その特徴は、被治者であれば誰でもアンパロ訴訟を提起することができ、また、法律、裁判所の判決、公共部門の組織による決定というあらゆる当局の行為に対して異議申立てができること、 アンパロ訴訟の件数は、年間数千件に上ること等の説明があった。

(3) ゴンゴラ連邦最高裁判所判事との会談

連邦最高裁判所において、ゴンゴラ判事から、説明を聴取した後、質疑 応答を行った。

その中で、 権利保護システムには、(a)個人が当局に対して自分の権利

を守るための「アンパロ訴訟」、(b)機関対機関の争いについての「憲法争議」、(c)議員、政党及び検察長官が特定の法令について違憲であるとする申立てを扱う「違憲の訴訟」という三つの制度があること、 「憲法争議」は 1995年の憲法改正以後、一党支配の崩壊を反映し、その件数が増えていること等の説明があった。

(4) ソラーナ元外務大臣との会談

ソラーナ元外務大臣の自宅において、同元外務大臣から、説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 メキシコ憲法の制定過程、 メキシコは国連平和維持活動に兵士を派遣していないが、その理由は米国と 3000 kmに及ぶ国境で接しているメキシコが米国と対等な関係を築くためであるということ、 メキシコによる FTA 締結の現状と日本との FTA 締結が期待されること等の説明があった。

5 衆議院 EU 憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法調査議員団 (平成 16 年 9 月 5 日 ~ 17 日)

平成 16 年 9 月 5 日から同月 17 日にかけて、衆議院より中山太郎憲法調査会会長を団長とする衆議院 EU 憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法調査議員団が派遣され、EU、スウェーデン及びフィンランドの憲法に関する実情について調査が行われた。その概要は、次のとおりである。

スウェーデン王国

(1) ベイルズ ストックホルム国際平和研究所所長外3名との会談

ストックホルム国際平和研究所(SIPRI)において、ベイルズ所長らから、 欧州の安全保障政策等について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、 ストックホルム国際平和研究所の活動、研究分野、スウェーデン政府との関係等、 欧州の安全保障と軍縮の問題、

軍備管理及び紛争管理プログラムにおける武力紛争等の分析等について 説明がなされた。

また、質疑応答の中では、 テロと少数民族問題については、9.11 以後、テロリズムの国際化やイデオロギー化の中で、米国がこれに強い態度をとろうとしているが、大部分のテロや地域紛争はそれぞれ社会的、政治的、経済的背景を持っているものであり、この解決は、社会的、政治的、経済的状況の改善、とりわけ少数者への一層の権利の付与によってのみ可能となること、 EU へのトルコの加盟問題とイスラム世界に対する理解については、現在でも EU は、キリスト教徒だけでなく、ギリシャ正教徒、イス

ラム教徒、ユダヤ教徒などが混在しており、また、トルコは、アラブ世界との協力の架け橋になり得ること、 北朝鮮を含めた北東アジアの安全保障問題においては、六者協議が解決に道筋をつける可能性を持つこと、日本国憲法 9 条が、地域の安定と平和に貢献したと評価できると同時に、この地域に米国を導き入れるという間接的な影響をももたらしたこと及びこの政策がもし変更されるのであれば、それは単なる国内的な問題ではなく、アジア地域全体・全世界的な問題と考えるべきであること、 国境を越えて発生するテロなど内外を問わない新しい敵に対抗するための軍事力に期待される役割として、紛争を止めるだけではなく、平和を構築する役割があること及び平和構築の努力は軍事的なものだけではなく経済的、政治的援助を組み合わせることが必要であること等の説明があった。

(2) スウェーデン国会

A ヴァイデリッヒ EU 諮問委員会委員長外 5 名との会談

スウェーデン国会において、ヴァイデリッヒ委員長らから、スウェーデンが EU に加盟した理由、欧州憲法条約の意義と問題点等について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 長らく中立政策を堅持してきたスウェーデンが EU に加盟した理由について、1990年前後のワルシャワ条約機構の崩壊とベルリンの壁の崩壊によって安全保障の状況が一変し、もはや EU は西側陣営の組織ではなくなったことが挙げられること、 スウェーデンと EU の関係は複雑で、いまだ経済通貨同盟には加盟しておらず統一通貨が採用されていないが、これは、スウェーデン国会の持つ権限があまりに急速に EU に移譲されることに対して国民の懸念があるからであり、当分はユーロには移行しないと思われること、 欧州憲法条約については、従来の様々な EU に関連する諸条約を整理したものであり、また、その政策決定過程をよりオープンなものにしようとするものであるから、国民投票に付することなく国会の議決のみで批准する予定であること等の説明があった。

B ヴェステルベリ第一副議長との会談

同じくスウェーデン国会において、ヴェステルベリ第一副議長から、 二院制から一院制に移行した背景等について説明を聴取した後、質疑応 答を行った。

その中で、 スウェーデン国会は、民主主義を徹底し、民意の変化がすぐに議会の構成に反映するような制度にするため、1971 年に一院制に移行したこと、 国会での審議時間は、二院制の時代も議案は両院で並

行して審査してきたので特に短縮されたということではないが、二院制下での多数派形成の複雑さがなくなったことから議案の議決は容易になったこと等の説明があった。

C ペンレヴ元国会オンプズマン (現副国会オンプズマン)外 1 名との会談

同じくスウェーデン国会において、ペンレヴ元国会オンブズマン(現 副国会オンブズマン)らから、スウェーデンにおける国会オンブズマン の権限と機能等について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 スウェーデンでは、行政に対する監視はこの国会オンブズマンと国会の憲法委員会がそれぞれ担当しているが、憲法委員会は専ら内閣や大臣に対する監視を、また、国会オンブズマンは地方自治体を含むありとあらゆる行政機関の職員、裁判所や軍事関係の機関の職員への監視を行っていること、 国会オンブズマンは 4 人いるが、分担を決めながらもそれぞれに独立して職務を執行し、一般国民からの不服申立てを契機とした調査のほか、自ら地方に出向いて地方自治体の職務の適正さを監査するようなことも行っていること、 監視の結果、不当な業務執行を発見したときは、これに対して是正勧告をするほか、検察官と同様の起訴権限をも認められていること等の説明があった。

D ケンベリ議員 (元社会大臣) 及びヴァルストローム議員外 1 名との会 談

同じくスウェーデン国会において、ケンベリ議員から、年金制度を中心とするスウェーデンの社会保障制度の具体的な仕組み等について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、 スウェーデンの社会保障制度は、(a) 国、(b)ランスティング、(c)コミューンの3段階の機関がそれぞれ担当し、いずれの自治体も独立課税権限を有していること、 スウェーデンにおいては、女性の就業率が高いにもかかわらず、出生率が1.7と高い水準を維持している理由として、出産・育児休暇や児童手当金などの福祉政策が充実していることが挙げられること、 1999年に施行された新年金制度は、大多数の政党の合意の下に成立したものであり、旧制度と比べて負担と給付の関係が明確な「みなし拠出建て方式」など特色のあるシステムを採用していること等の説明があった。

また、質疑応答の中では、 社会保障費は税金とともに徴収される方が効果的であること、 プライバシー保護については長い伝統があること等の説明があった。

次いで、ヴァルストローム議員から、スウェーデンの移民政策の概要 について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 スウェーデンは貧困が原因で 100 年前は移民を送り出す 国であったが、現在は難民申請者 3 万人を数える移民の受入国になって いること、 国会の各政党は、移民政策において大まかな意見の一致を みているが、細部では意見が異なっていること、 移民に対する教育の 実施、外国人移民による犯罪の増加については多くの議論があること等 の説明があった。

(3) ボードストローム法務大臣外 3 名との会談

法務省において、ボードストローム大臣らから、女性の王位継承問題などをめぐる議論等について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 法務省の組織、スウェーデンの立法過程、基本法の改正手続、 女性の王位継承の問題について、スウェーデンでは、1977年に誕生した現国王の第一子が女性であったという事情や両性の平等等の観点から、1979年に王位継承法が改正され、欧州の王制諸国で初めて男性、女性を問わず第一子優先の王位継承が定められたこと、 インターネット犯罪への対応と児童ポルノの禁止等の説明があった。

フィンランド共和国

(1) ヴァイスト国会行政委員会委員長外 2 名との会談

国会内行政委員会委員室において、ヴァイスト委員長らから、情報公開制度・個人情報保護制度について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 国民の情報へのアクセスは、憲法上保障されており、これに基づいて「政府活動公開法」が制定され、政府活動は原則すべて公開にしなければならないこと等が規定されていること、 憲法が定める「個人生活の保護」を担保する法律として個人情報保護法及び情報公開法等が存在し、情報オンブズマンが個人情報保護法の執行を監視していること、 マスコミの場合、取材は自由だが個人情報保護の対象となる情報漏洩については、事後審査によるコントロールが法律に規定されており、その法律の適用に当たっては、憲法が判断基準となること等の説明があった。

(2) グスタフソン国会雇用・男女平等委員会委員長外3名との会談

レストランにおいて昼食会を兼ねながら、グスタフソン委員長らとの間で、少子高齢化の問題及び男女共同参画社会の実情について意見交換を 行った。

その中で、フィンランドは、 少子高齢化対策として年金制度改革、老

人福祉の充実、年少者政策・文教政策の発展等に力を入れていること、 女性の社会進出率が高い背景には、施設保育のほかに柔軟な在宅保育制度 等が子育て支援として存在すること、 フィンランドの子どもが学力の国 際比較において優秀である背景には、(a)教員の質が高いこと、(b)教育は優 先事項であるとの与野党を超えたコンセンサスがあること等の説明があっ た。

(3) サトネン国会憲法委員会委員外 4 名との会談

国会内大委員会室において、サトネン委員らから、説明を聴取した後、 質疑応答を行った。

その中で、 憲法委員会は、法律が憲法に適合するかどうかを議会内で審査する機関であると同時に、行政府の行為に対する監視、また、同じく行政監視機関である司法長官や議会オンブズマンに対するチェックも行っていること、 行政執行の合法性や人権の遵守状況等について、内閣の内部から監視監督する司法長官と、議会の側から同様の職務を行う議会オンブズマンは、権限が重なり合うところもあるが、長い歴史の中でうまく機能していること、 「未来委員会」では、科学技術の発展がいかに保健医療分野に寄与するか等の将来的な展望・課題等について議論していること等の説明があった。

(4) キルユネン コンベンション・フィンランド国会代表との会談

同じく国会内大委員会室において、キルユネン代表から、説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、フィンランドは、 東の大国ロシアの存在等を念頭に、EU を経済的な機関であると同時に安全保障の機関としても重視しており、東欧への EU 拡大は経済的負担をもたらすが、その意義は大きいと認識していること、 欧州憲法条約を、政策決定過程を透明化・強化し、EU の民主化に資するものとして積極的に評価しているが、それにより「連邦国家」を目指すものではないこと、 大国間紛争に組み入れられてきた歴史的経緯から、第二次世界大戦後、中立・軍事的非同盟の立場をとってきたが、冷戦終焉後は、EU の共通外交・安全保障政策への参加と NATO との協力を推進していること等の説明があった。

EU(欧州連合)

(1) EU 理事会・欧州議会・欧州委員会 (ベルギー)

A ピーリス EU 理事会法律顧問との会談

EU 理事会において、ピーリス法律顧問から、欧州憲法条約全般につい

て説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、欧州各国において、EU に対して連邦制を志向する意見と政府間主義を志向する意見との間で考え方が分かれる中で、EU 統合が進められてきたこと、 EU 統合は段階的なプロセスを経て実施され、単一通貨の導入や共通外交・安全保障政策及び警察・刑事司法分野においても協調と協力が進められてきたこと、 欧州憲法条約は、欧州市民に対する分かりやすさを目指しており、その内容は、(a)欧州議会の権限とコントロール機能の強化、(b)各国議会におけるコントロール権限の強化、(c)欧州市民の参加イニシアティブの導入、(d)基本権憲章の欧州憲法条約への編入やこれについての欧州司法裁判所への権限の付与であること、欧州憲法条約の批准によって、連邦制国家と同様の協力関係が生まれる分野ができる一方、安全保障・防衛の分野は、今後も各加盟国独自の主権に基づくものとなること等の説明があった。

B デハーネ コンベンション副議長との会談

欧州議会において、デハーネ副議長から、欧州憲法条約の策定プロセスについて説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 欧州憲法条約の起草を担当したコンベンションは、各国の政府代表だけではなく、各国議会の代表、欧州議会代表、欧州委員会の代表等から構成され、欧州全体の健全な基盤に基づくものであったこと、 従来の条約は、各国政府が交渉当事者となって締結されたものであったのに対し、欧州憲法条約は多様な代表によって構成されたコンベンションにより起草されたため、各国の利害ではなく欧州全体の利害が取り込まれたこと、 審議プロセスの中で、欧州議会議員と各国議会の代表との関係が密接化し、共通の精神に立って物事を進めることができたこと等の説明があった。

C バレンズエラ欧州委員会対外関係総局次長との会談

欧州委員会において、バレンズエラ次長から、EUの共通外交・安全保 障政策について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、欧州が直面する世界的な問題に対処するとき、EUの共通外交・安全保障政策が大切な役割を果たすこと、欧州安全保障防衛政策は、テロや国際紛争などの諸問題に重点的に対処することとなったこと、EU法と国内法の間でどちらが優位するかは分野により異なり、外交政策の分野ではEU法と各国法が権限を共有していること等の説明があった。

D ファン・ヌッフェル欧州委員会「欧州の将来」タスクフォース課長と の会談

同じく欧州委員会において、ファン・ヌッフェル課長から、説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、 欧州憲法条約は、形式としては条約であるが、内容的には、諸機関への権限分配を行うなど、通常の条約とは異なること、 欧州憲法条約の下における EU の行政は、選挙を基盤とせず、その正当性は、欧州理事会のコンセンサスを通じた全欧州市民の理解により担保されていること、 欧州憲法条約は、従来の諸条約の下で分散化されていた EU の権限を集大成するものであること、 欧州憲法条約は、欧州市民や各国議会に直接関係を有する EU 基本権憲章を編入したこと等の説明があった。

また、質疑応答の中では、 各国憲法と欧州憲法条約は別の次元にあり、各国政府は、欧州憲法条約の内容に合わせて自国の憲法を改正する義務はないこと、 したがって、欧州司法裁判所の機能は、基本的権利の侵害に関して米国の連邦最高裁判所が果たす機能とは異なること等の説明があった。

(2) 欧州人権裁判所・欧州議会(フランス)

A ヴィルトハーバー欧州人権裁判所長官との会談

欧州人権裁判所において、ヴィルトハーバー長官から、欧州人権裁判 所制度について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、 欧州人権裁判所は、欧州評議会の下に設置されていること、 同裁判所には、個人が自国の政府を相手に、欧州人権条約に反していることを理由とする申立てを行うことができるが、自国内における裁判所の手続・救済手段を十分尽くしたことが条件であること、 締約国間の申立てもできること等の説明があった。

また、質疑応答の中では、 申立て案件として多いのは、 欧州人権条約6条(公正な裁判を受ける権利)違反及び同条約5条(身体の自由及び安全に対する権利)違反に係る案件であり、こうした案件が数千から数万件に及ぶ国は、国内法に構造上問題があり、当該国の国内法を改正する必要があると考えられること、 各国政府は欧州人権裁判所の判決に拘束され、敗訴した国は是正措置の実施状況に関して報告する義務を負っていること、 判決は、各国政府に金銭的又は非金銭的な救済を市民に対し行うことを求めるものだが、救済のために国内法の改正が必要な場合もあること、 EU 司法裁判所には、EU の行政事務に関する申立てを行うことができるとされており、現段階では、EU の機関による人権

侵害について当裁判所に提訴することはできないこと等の説明があった。

B ヴィトリーノ欧州委員会委員(司法・内務問題担当)との会談

欧州議会において、ヴィトリーノ委員から、説明を聴取した後、質疑 応答を行った。

その中で、 欧州憲法条約の批准手続において国民投票に付す国があるが、欧州市民の大半はこれを支持しているとはいえ、多くの市民が欧州問題に距離感を感じており、十分な説明がなされることが大きな課題であること、 欧州憲法条約は、EU と加盟国との間の主権の比率を変えるものではないが、権限の所在を明確にするものであること、 EU 大統領と EU 外務大臣が新設されるが、前者に執行権はないのに対し、後者は EU の対外代表としての地位を持つものであること等の説明があった。

C ディアマンドロス欧州オンブズマンとの会談

同じく欧州議会において、ディアマンドロス欧州オンブズマンから、 欧州オンブズマン制度について説明を聴取し、質疑応答を行った。

その中で、 オンブズマン制度は、法の支配と民主主義の両方が確立した国家において存在するものであり、国民の遵法精神と独立した強力な司法制度の下において、それを補完する制度として設置されていること、 司法制度とともに、オンブズマンのような制度を設けることは、ますます多様化していく紛争や不服申立てに対して、その解決策を多様化することであり、市民の選択権を広げるものであること、 オンブズマンのとる措置が法的拘束力のない勧告にとどまるからこそ、職務の独立性は名目上も実質上も不可欠なものであり、オンブズマンのような制度は、国内の上位法、すなわち憲法の中に明文化されていることが望ましいこと等の説明があった。

D ヤルツェンボウスキー欧州議会対日交流議員団副団長との会談

同じく欧州議会において、ヤルツェンボウスキー副団長から、欧州憲法条約批准に当たっての国民投票について説明を聴取し、質疑応答を行った。

その中で、 いくつかの国では、欧州憲法条約の批准のために国民投票が行われるが、国内の各政党がこれを政治的に利用するおそれがあるなど、非常に危険なプロセスであること、 欧州憲法条約の重要な点として、(a)「二重多数決方式」の導入により EU 理事会の意思決定が迅速に行われるようになること、(b)基本権憲章が拘束力を持つようになることの 2 点が挙げられること、 改正を国民に提示する際には、以前のデンマークのように草案自体を国民に送付するのではなく、重要な点を取

り出して分かりやすく説明すべきであること等の説明があった。

E メンデス・デ・ビゴ コンペンション欧州議会代表団団長との会談

同じく欧州議会において、メンデス・デ・ビゴ団長から、欧州議会の位置付け、EUの世界戦略等について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 欧州委員会が発議した提案が各国議会の意向と衝突した場合、その提案が EU の権限内のものであるか否かについて各国議会が審議するという「早期警報システム」が欧州憲法条約に定められていること、 50 年前に発足した EC は経済市場であったが、EU は単なる経済市場ではなく、欧州憲法条約には欧州の価値観が明記されていること、EU の目的は、超大国になることではなく、米国や日本、国境を接する国々と良好な関係を持つことであること等の説明があった。

F ヘンシュ コンベンション欧州議会代表団副団長との会談

同じく欧州議会において、ヘンシュ副団長から、欧州憲法条約の採択までの経緯、特徴等について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 欧州憲法条約はコンベンションにおいて草案が起草されたものであり、法律的には国家間の「国際条約」である一方、政治的には「憲法」であること、 欧州議会の人員、予算、各国の分担金等、憲法起草に当たって、NGO や NPO を招待した公聴会を開催し、重要なNGO からの提言は慎重に取り上げたこと等の説明があった。

G ライネン欧州議会憲法問題委員会委員長との会談

同じく欧州議会において、ライネン委員長から、欧州憲法条約起草の 経緯と共通外交・安全保障政策等について説明を聴取した後、質疑応答 を行った。

その中で、欧州憲法条約においては、外交・安全保障分野について「共通安全保障防衛政策」の規定を設けるとともに、EUの設立目的は平和の樹立であることが示されていること、NATOとの関係については、NATOが、世界規模、大規模の紛争に対応し、EUは、平和維持活動や紛争予防活動、特に近隣諸国における紛争防止活動を行うことになること、欧州議会憲法問題委員会は、草案作成の際に、コンベンション方式の樹立の大きな原動力となったほか、欧州憲法条約に基本権憲章を編入することや EU に法人格を与えることを提案したこと、 欧州憲法条約が批准された後も、同委員会は、諸制度の整備や、来るべき改正の際はその作業を担当することになること等の説明があった。

H ダフ コンベンション欧州議会代表団副団長との会談

同じく欧州議会において、ダフ副団長から、EU の拡大や欧州憲法条約全般について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、 欧州憲法条約は、明確な連邦型憲法を志向したものであり、EUの「拡大」とともに「深化」が成功したことを意味すること、 欧州憲法条約は、EUの権限について従来の枠組みを維持し、新たな政策を先取りしないようにとの自制心が働いたものであり、結果として、現在の欧州社会を十分に反映し、欧州市民の希望、理念、懸念事項等が含まれ、将来の更なる共通政策の発展及び議会制民主主義の発展の基礎を築くものであること等の説明があった。

また、質疑応答の中では、 英国が米国の同時多発テロ事件を契機に、 EU のコンベンション設置に前向きな態度をとるようになったこと、 英国議会は、当初、EU の権限強化、特に司法府の強化には懐疑的であったこと等の説明があった。

I プローク欧州議会外交委員会委員長との会談

同じく欧州議会において、ブローク委員長から、欧州憲法条約の批准 プロセス等について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、 イラク戦争の際、欧州の多国間主義の力の弱さのために 米国の一国行動主義を止めることができなかったことが契機となって、 外交・安全保障問題に関して、共通外交・安全保障政策の策定が行われ たこと、 欧州憲法条約の締結により、EU 外務大臣という外交窓口の一 元化が図られ、各加盟国の軍隊の間における協力体制が強化されたこと 等の説明があった。

第3章 憲法調査会における議論

第3章 意	[法調査会における議論	229
はじめに		229
第1節 7	あらまし	230
第 1 款	日本国憲法の制定経緯	230
第2款	日本国憲法の各条章に関する意見	230
4	総論的事項	230
1	日本国憲法に対する全般的な評価	230
2	憲法の役割	230
3	憲法と現実との乖離	231
4	憲法制定後の状況の変化と憲法の関係	231
Í	S論的事項 ·····	231
第1	前文	231
1	内容	231
2	文章・表現	232
3	前文と憲法の各項目に対応した発言	232
第 2	天皇	232
1	象徴天皇制に対する評価	232
2	天皇の地位	232
3	皇位継承 ·····	233
4	天皇の行為	233
第3	安全保障・国際協力	233
1	安全保障	233
2	国際協力	236
3	その他	238
第4	国民の権利及び義務	238
1	国民の権利及び義務総論	238
2	国民の権利及び義務各論	241
第5	政治部門	242
1	国会	242
2	政党	244
3	議院内閣制	244
4	首相公選制 ·····	245
5	オンブズマン制度	245
6	政治部門における憲法解釈	246

7	その他	246
第6	司法制度	246
1	違憲審査制	246
2	最高裁判所裁判官の国民審査制度	247
3	その他	247
第7	財政	247
1	財政民主主義 ·····	247
2	健全財政主義 ·····	248
3	私学助成の憲法問題	248
4	その他	248
第8	地方自治	248
1	地方自治の章に関する総括的な議論	248
2	地方分権の必要性及びその課題	249
3	地方公共団体のあり方	249
4	その他	249
第 9	憲法改正	249
第10	最高法規 ·····	250
第11	直接民主制 ·····	250
第12	非常事態	250
第3款	今後の憲法論議等	251
1	憲法問題を取り扱う国会の常設機関について	251
2	憲法改正手続法について	251
第2節 日	日本国憲法の制定経緯	253
第1	制定経緯についての評価	253
1	日本国憲法制定の意義	253
2	日本国憲法の制定過程における GHQ の関与	254
3	ポツダム宣言の受諾と日本国憲法の制定との関係	257
4	日本国憲法の制定とハーグ陸戦法規との関係	257
5	日本国憲法の制定と大日本帝国憲法との関係	258
6	日本国憲法の効力	258
第 2	憲法の各項目の制定経緯	262
1	前文	263
2	天皇制	263
3	戦争の放棄	264

4	国民の権利及び義務	265
5	国の統治機構	265
6	地方自治	266
7	改正手続	266
第3節 日	日本国憲法の各条章に関する意見	270
第1款	総論的事項	270
1	日本国憲法に対する全般的な評価	270
2	憲法の役割	271
3	憲法と現実との乖離	274
4	憲法制定後の状況の変化と憲法の関係	279
第2款	前文	282
第 1	前文に関する総論的な発言	282
1	前文の必要性の有無	282
2	前文と各条文との関係	282
3	前文の規範性	282
4	前文の内容	283
5	前文の文章・表現	285
第 2	前文と憲法の各項目に対応した主な発言	287
1	天皇	287
2	戦争の放棄(平和主義)	287
3	基本的人権の保障	288
4	統治機構	289
5	憲法保障	290
第3款	天皇	292
第1	象徴天皇制に対する評価等	292
1	天皇制に対する評価	292
2	国民主権と天皇制	292
3	天皇の地位	293
4	天皇制の今後	295
第 2	皇位継承 ·····	296
1	女性の皇位継承権を認めるべきか否か	296
2	皇位継承権を認める皇族女子の範囲	297
笛 2	王自の行为	200

1	国事行為	298
2	国事行為以外の天皇の行為	298
第4款	安全保障及び国際協力	301
5	安全保障 ·····	
第1	9 条に対する評価	301
第2	自衛権及び自衛隊	302
1	自衛権及び自衛隊と憲法規定との関係	302
2	その他	306
第3	集団的自衛権	308
1	集団的自衛権の行使の是非	308
2	集団的自衛権の行使を認める場合の法的根拠	310
3	その他	311
第4	日米安全保障条約	312
第5	在日米軍基地問題 ·····	314
第6	核兵器の廃絶等	316
[国際協力	317
第1	国際協力の推進と憲法との関係	317
第2	国際の平和及び安全の維持のための国際協力	319
1	国際の平和及び安全の維持と国連憲章	319
2	国連の集団安全保障活動等への参加	319
3	自衛隊の国際協力活動	322
4	国連に関する事項	324
5	その他	326
第3	地域安全保障 ·····	328
1	アジアにおける地域安全保障の枠組みの必要性及びそのあり方	329
2	経済の自由化と地域安全保障	330
第4	国家主権の移譲と憲法との関係	331
第5款	国民の権利及び義務	333
[国民の権利及び義務総論	333
第1	近代立憲主義とその展開	333
1	近代立憲主義と国家からの自由	333
2	人権宣言の社会化	333
3	人権保障に対する国家の役割	333
4	人権の国際化	334

5	その他	334
第2	基本的人権の調整	336
1	公共の福祉	336
2	私人間における人権調整(憲法の私人間適用)	337
第3	人権享有主体 ······	339
1	外国人の人権(総論)	339
2	外国人の人権(各論)	339
第4	いわゆる「新しい人権」	341
1	いわゆる「新しい人権」	342
2	各種の「新しい人権」	343
第5	国民の義務	346
1	憲法上の国民の義務規定	346
2	その他	349
第6	生命倫理と憲法	350
1	先端生命科学技術研究に対する規制の要否	350
2	生命倫理と憲法	351
	国民の権利及び義務各論	353
第1	生命・自由・幸福追求権	353
1	個人の尊厳 13条前段)	353
2	幸福追求権 13条後段)	353
3	平和的生存権	353
第2	法の下の平等	354
1	法の下の平等の意味	354
2	平等の具体的内容	355
3	議員定数不均衡の合憲性	356
4	その他	356
第3	精神的自由権 内心の自由	357
1	思想・良心の自由	357
2	信教の自由	359
3	学問の自由	361
第4	精神的自由権 表現の自由	362
1	表現の自由の意味	362
2	表現の自由の内容	363
3	表現の自由の限界	364
4	通信の秘密	365
笙 5	经济的自由権	366

1	財産権	366
2	良好な景観の保護・形成	367
第6	刑事手続上の権利等	369
1	刑事手続上の権利の意義	369
2	刑事手続に係る権利	369
3	犯罪被害者の権利	371
第7	家族・家庭に関する事項	372
1	選択的夫婦別氏制の導入の是非	372
2	家族・家庭に関する事項を憲法に規定することの是非	373
3	その他	374
第8	社会権	375
1	生存権	375
2	教育を受ける権利	377
3	勤労の権利・義務及び労働基本権	378
第6款	政治部門	380
=	国会	380
第 1	二院制	380
1	二院制を維持すべきか一院制を採用すべきか	380
2	二院制を前提とした改革論	381
3	その他	384
第 2	選挙制度	386
1	選挙制度と憲法規定	386
2	いかなる選挙制度が望ましいか	386
3	一票の格差の是正	387
4	その他	387
第 3	政党	388
1	政党を憲法に明記することの是非	388
2	政党条項のあり方	389
3	政党制	390
4	その他	390
第4	国会の運営・手続等	391
1	国会の運営・手続	391
2	国会の附属機関	391
þ	7閣	393
第1	議院内閣制 ·····	393

1	内閣総理大臣のリーダーシップの強化	393
2	国会の行政監視機能の強化	394
3	その他	395
第 2	首相公選制 ·····	397
Ę	その他	400
第1	オンブズマン制度	400
1	オンブズマン制度の導入の是非	400
2	オンブズマン制度の憲法への明記	401
3	議会型オンブズマン	402
4	特殊オンブズマン	402
5	オンブズマンと各議院の行政監視に関する委員会との関係	402
6	その他	402
第 2	政策評価 ·····	403
第3	政治部門における憲法解釈	404
第7款	司法制度	406
第1	違憲審査制	406
1	違憲審査制の役割	406
2	違憲審査権の行使の現状	406
3	憲法裁判所の設置その他の違憲審査制の改善策	407
第 2	最高裁判所裁判官の国民審査制度	413
第3	国民の司法参加	414
1	国民の司法参加の推進の是非	414
2	国民の司法参加の憲法への明記	415
3	国民の司法参加の課題等に関する意見	415
第4	その他司法制度全般	416
1	新しい裁判所(行政裁判所、労働裁判所、人権裁判所等)	416
2	裁判官の任命・身分保障等	416
3	裁判官の報酬の減額の禁止	416
空 0 = 10	B+Th	410
第8款	財政 ····································	418
第 1 ₁	財政民主主義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	418
1	財政民主主義の意義	418
2	財政民主主義の実質化	418
3	租税法定主義	419
4	予算単年度主義	419

第 2	国会による財政統制	421
1	国会による財政統制の充実	421
2	両院の予算及び決算の審査のあり方	422
第3	健全財政主義 ·····	422
第4	公の財産の支出制限	423
1	私学助成の憲法問題	423
2	89 条の取扱い	423
3	その他	424
第5	会計検査院	425
1	会計検査院制度のあり方	425
2	会計検査院の機能強化・独立性の強化等	425
第 9 款	地方自治	426
第1	地方自治の章に関する総括的な議論	426
1	地方自治の章に対する総括的な評価	426
2	92 条の「地方自治の本旨」	427
3	地方自治に関し憲法に規定すべき事項	427
第2	地方分権の必要性及びその課題	429
1	地方分権の必要性	429
2	地方分権の課題	429
第3	地方公共団体のあり方	431
1	道州制	431
2	市町村合併	432
3	地方公共団体の二層制	433
4	地方公共団体の組織・機構のあり方	434
第4	条例制定権 ·····	436
第5	地方財政	438
1	地方公共団体の課税自主権	438
2	税財源の移譲	438
3	財政調整制度	439
4	その他	439
第6	住民投票 ·····	440
1	住民投票の制度化の是非	440
2	住民投票の制度化に当たって留意すべき事項	441
第7	地方自治特別法 ·····	442
笙Ω	その他	119

第10款	憲法改正	444
第1	憲法改正手続 ·····	444
1	96 条の憲法改正手続に関する総論的な発言	444
2	憲法改正案の発案権の所在	445
3	改正手続の要件の緩和	445
第2	憲法改正の限界	449
第11款	最高法規	451
第1	憲法の最高法規性	451
第 2	憲法と国際法	451
1	憲法と条約の効力関係	451
2	法律と条約の効力関係	452
3	国内法秩序における条約の位置付けの明記	452
4	国際機関からの勧告の取扱い	452
5	その他	452
第 3	憲法尊重擁護義務 ·····	454
1	憲法尊重擁護義務に反する内閣総理大臣の行為	454
2	国民も憲法尊重擁護義務を負うことを明記すべきか否か	454
3	憲法尊重擁護義務と憲法改正論議との関係	455
第12款	直接民主制 ·····	456
第 1	直接民主制の意義	456
1	日本国憲法における直接民主制	456
2	直接民主制と代表民主制との関係	456
第 2	一般的な国民投票制度	458
1	国民投票制度の導入の是非	458
2	国民投票の法的効果	459
3	国民投票の発議権の所在	459
4	国民投票の対象	459
5	国民投票制度の導入に関わる問題点とその対応策	460
第13款	非常事態	463
第1	非常事態と憲法	463
1	憲法に規定することの是非	463
2	憲法に規定する場合の規定事項等	161

第 2 その他	465
第4節 今後の憲法論議等	467
第1 憲法問題を取り扱う国会の常設機関につい	τ ······ 467
第2 憲法改正手続法について	468
1 憲法改正手続法を整備することの是非	468
2 憲法改正手続法の制定に当たり考慮すべき	事項

第3章 憲法調査会における議論

はじめに

本章は、憲法調査会における概ね5年間の憲法に関する議論の全貌を公平に、 かつ、分かりやすく提示することを旨として、次の三つの方針に基づいて編集 した。

- 1 憲法調査会にあらわれた委員の多様な意見を偏ることなく公平に記載すること。
- 2 膨大な量に達する調査の全貌を分かりやすく示すため、委員の意見を論点ごとに類型化して摘示すること。
- 3 概ね 5 年間の調査を通じて多く述べられた意見については、その旨を記す こと。なお、これは、憲法調査会の意思決定による多数を意味するものでは ないこと。

なお、参考として、各項目の末尾に、参考人、公述人、意見陳述者等(以下「参考人等」という。)の発言を、その趣旨を損なわないように要約して掲載した。

第1節 あらまし

本節は、次節(日本国憲法の制定経緯) 第3節(日本国憲法の各条章に関する意見)及び第4節(今後の憲法論議等)において記述する委員の意見を概観することができるよう、これを要約したものである。

第1款 日本国憲法の制定経緯

日本国憲法制定の意義について、主権在民、基本的人権の尊重、平和主義等の諸原則を定めた点を高く評価する意見が述べられた。これに対し、日本国憲法の制定は、日本の伝統・文化等を軽視ないし否定した側面があるのではないか等とする意見も述べられた。

日本国憲法の制定経緯については、GHQ 民政局が作成した草案を日本側に提示し、それを基に日本国憲法の草案を起草するよう指示したことを端緒とする、日本国憲法の制定に対する一連の GHQ の関与等について議論が行われた。この点については、日本国憲法の制定に対する一連の GHQ の関与を「押しつけ」と捉えて問題視する意見もあったが、その点ばかりを強調すべきではないとする意見が多く述べられた。

その他、日本国憲法の各項目の制定経緯等についても議論が行われた。

第2款 日本国憲法の各条章に関する意見

総論的事項

1 日本国憲法に対する全般的な評価

国民主権、平和主義及び基本的人権の尊重という日本国憲法の基本的な原理を今後とも維持すべきであるとする意見が多く述べられた。

2 憲法の役割

憲法の役割について、次のような意見が述べられた。

一つは、憲法の役割について、近代立憲主義の理念に基づき、公権力の行使を制限する役割を重視する意見である。もう一つは、憲法の役割について、国家目標の設定や国民の行為規範としての役割をも重視する意見である。このような重点の置き方の違いは、憲法事項の内容、例えば、前文に我が国固有の価値を規定すべきか否か、国民の義務規定を増やすべきか否か、憲法尊重擁護義務の名宛人に国民を追加すべきか否か等について、意見が分かれる基因となっている。

3 憲法と現実との乖離

自衛隊の存在や海外におけるその活動と、9条に定める戦争の放棄、戦力の不保持及び交戦権の否認との関係、選挙における一票の価値の格差の問題と、14条に定める法の下の平等との関係をはじめとして、いくつかの事項が憲法と現実との乖離として取り上げられた。

憲法と現実との乖離として取り上げられた事項を憲法解釈により説明付けることについては、憲法の空洞化・形骸化を招き、ひいては憲法規範の軽視や憲法本来の安定性を毀損するのではないかという懸念等が指摘された。

そこで、当該乖離をいかなる方法で解消すべきかについては、意見が分かれた。

一方は現実に合わせて憲法を改正すべきであるとする意見であり、他方は 現実を憲法に合わせて是正していくべきであるとする意見である。この意見 の違いは、主として、9条と現実との乖離をどう解消するかにおいて現れた。

4 憲法制定後の状況の変化と憲法の関係

憲法を取り巻く状況は、制定以来、著しく変容している。

その事例として取り上げられたものとしては、 我が国に対する国際貢献の期待の高まり、 科学技術の進歩、 環境問題の発生等があった。

これらの状況の変化を踏まえ、憲法の条項にこれを反映させることの要否が憲法のいくつかの分野において議論された。そこでは、これらの状況の変化に対応して憲法に規定を設けるべきであるとする意見と、憲法の理念を踏まえ法律等で対応することが重要であり、憲法改正は必要ないとする意見が述べられた。

各論的事項

第1 前文

1 内容

前文に関しては、主として前文の必要性の有無、前文と各条文との関係、前文の規範性、前文の内容及び前文の文章・表現について議論が行われた。

前文と各条文との関係については、前文は各条文との間に密接な関係を有 しているとする意見が述べられた。

前文の内容に関する主な議論は、前文に規定すべき事項についてである。 この点については、我が国固有の歴史・伝統・文化等を前文に明記すること の是非に関する議論が行われたが、意見が分かれた。

歴史・伝統・文化等は多様性を持っており、特定の価値観を規定すること

は慎むべきであるとする意見もあったが、前文に我が国固有の歴史・伝統・ 文化等を明記すべきであるとする意見が多く述べられた。

また、憲法の基本三原則や地球環境に対する我が国の対応を前文に規定することについて議論が行われた。

2 文章・表現

前文の文章・表現については、前文の文章は国民の間に定着しており、変える必要はないとする意見もあったが、英語の文章構造に基づく、いわゆる翻訳調のものであることから、日本人の発想に基づいた、分かりやすい日本語で書かれたものに改めるべきであるとする意見が多く述べられた。

3 前文と憲法の各項目に対応した発言

前文と憲法の各項目との関連で議論が行われた。その主なものは、平和主義や平和的生存権に関するものであった。平和主義については、その趣旨を評価する意見と、批判的な意見とが述べられた。また、平和的生存権については、平和的生存権を評価する意見と平和的生存権をより明確に提示すべきであるとする意見が述べられた。

第2 天皇

1 象徴天皇制に対する評価

現行の象徴天皇制については、国民から支持され定着していること、歴史的にみても本来の天皇制のあり方に適ったものであること等を理由として、 今後とも維持されるべきものであるとする意見が多く述べられ、その存廃を 当面の憲法問題とする意見はなかった。

また、国民主権の下における天皇制の位置付けについても議論が行われた。

2 天皇の地位

天皇の地位については、元首の問題が取り上げられた。天皇を元首と認識すべきか否かについては、意見が分かれた。また、憲法に天皇が元首である旨の規定を置くべきか否かについても両論があったが、元首である旨を明記する必要はないとする意見が多く述べられた。

天皇が元首である旨を明記する必要はないとする意見は、その論拠として、 国政に関する一切の権能を有しないという天皇の現在の地位からするとそ の旨の規定は困難であること、 国民の大半が現在の象徴天皇制に異議を述 べていないこと、 元首と明記しないことが象徴天皇制にふさわしいこと等 を挙げている。これに対し、天皇を元首と明記すべきであるとする意見は、 天皇は現に元首であると認識し得るから、これを明確にすべきであるとする ものである。

3 皇位継承

皇位継承については、主として皇室典範の問題として議論が行われた。その主な議論は、女性による皇位継承の是非に関するものである。この点については、女性による皇位継承を認めることに慎重な意見もあったが、これを認めるべきであるとする意見が多く述べられた。

女性による皇位継承を認めるべきであるとする意見は、 憲法が皇位継承権を男性に限定していないこと、 男性による継承に限定したままでは皇統が断絶する懸念があること、 女性の天皇を容認する国民世論の動向、 これを認めることが男女平等や男女共同参画社会の形成という現在の潮流にも適うものであること等を論拠としている。これに対し、慎重論は、男系男子による継承が我が国の伝統であること等を論拠としている。

4 天皇の行為

天皇の行為については、国事行為のあり方及び運用、国事行為及び私的行為以外の天皇の行為類型を容認するか否か等に関する議論が行われた。

第3 安全保障・国際協力

1 安全保障

(1) 9条に対する評価

安全保障については、9条がこれまで我が国の平和や繁栄に果たしてきた 役割を評価する意見が多く述べられた。また、少なくとも同条 1 項の戦争 放棄の理念を堅持し、平和主義を今後も維持すべきであるとする意見が多 く述べられた。

9条に対する評価として、 現行の憲法は優れた憲法であり、戦後の日本の平和と安定・発展に大きく寄与してきたとする意見、 9条は単なる理念ではなく、軍事大国に進まない歯止めとなっているとする意見、 9条と前文に基づく平和主義と徹底した平和主義への国民の努力が、我が国の平和に大きな貢献をしてきたことは、アジア各国からの平和主義への支持と積極的な評価からも明らかであるとする意見、 憲法は、軍事的手段による安全保障を否定し、徹底して人間の安全保障を希求しているとする意見が述べられた。これに対し、9条があることにより、日本が紛争を起こさず、他国にも侵略されていないとする議論があるが、日米安全保障条約及び自衛隊の存在があったからこそ、我が国は、平和と経済的繁栄を享受してき

たとする意見等が述べられた。

(2) 自衛権及び自衛隊

自衛権の行使として武力の行使が認められるか否かについては、自衛権 の行使としてであっても武力の行使は認められないとする意見もあったが、 自衛権の行使として必要最小限度の武力の行使を認める意見が多く述べら れた。

()自衛権及び自衛隊と憲法規定との関係

上記のとおり、自衛権の行使として必要最小限度の武力の行使を認めるとする意見が多く述べられたが、この意見は、自衛権及び自衛隊と憲法規定との関係に関しては、a.自衛権及び自衛隊の憲法上の根拠を明らかにするための措置をとるべきであるとする意見、b.自衛権の行使や自衛隊の法的統制に関する規定を憲法に設けるべきであるとする意見、c.自衛のための必要最小限度の武力の行使を認めつつ、9条を堅持すべきであるとする意見に大別することができる。なお、cの意見の中には、自衛隊に関する規定を憲法に追加すべきか否かについては、今後の議論の対象であるとする意見を含んでいる。

また、 d . 自衛権の行使としての武力の行使及び自衛隊に否定的な意見が述べられた。

上記のように意見は分かれているが、自衛権及び自衛隊について何らかの憲法上の措置をとることを否定しない意見が多く述べられた。

aの立場が、自衛権及び自衛隊についての憲法上の位置付けを明確にすることに重点を置くのに対し、bの立場は、強力な公権力行使である自衛権の行使について、これを制限的・抑制的なものにするため、その発動要件と限界、自衛隊の行動原則等を規定して法的統制を図ることに重点を置くものである。また、cの立場は、個別的自衛権の担保として存在する自衛隊は、9条2項の戦力に当たらないと解することができるという考え方に基づくものである。

一方、dの立場からは、9条を堅持すべきであるとし、我が国は同条の理念の下で、紛争の未然防止及び紛争が生じた場合の平和的解決に向けての努力を行うべきであるとする意見が述べられた。また、自衛隊については、これを否定的に評価し、災害対策のための別組織への改組や、その段階的な解消を行うべきであるなどとしている。

()集団的自衛権

集団的自衛権の行使の是非については、これを認めるべきであるとしつつその行使の限度に言及しない意見、これを認めるべきであるとしつ

つその行使に限度を設けるべきであるとする意見及びこれを認めるべき ではないとする意見に、ほぼ三分された。

集団的自衛権の行使を認めるべきであるとする意見は、論拠として、 米国と共同して行う我が国の防衛及び我が国周辺における国際協力を より円滑・効果的に行うため、あるいは、米国との対等な同盟関係を構 築するためにこれを認めるべきであること、 集団的自衛権は主権国家 が持つ自然権であり、国連憲章上も認められていることから、我が国に おいてもその行使は認められること等を挙げている。

集団的自衛権の行使の限度については、限度を付すことにより他国と 共同して行う活動に支障を来す場合も想定されるため、憲法にあらかじ め限度を設けるべきではなく、状況に応じて随時、政策判断をなすべき であるとする意見と、集団的自衛権は、抑制的・限定的に行使すべきで あり、 同盟国間に限定する、 東アジア地域に限定する、あるいは、

我が国の死活的利益に重大な影響がある場合に限定するなどの限度を 設けるべきであるとする意見等が述べられた。

集団的自衛権の行使を認めるべきではないとする意見は、その論拠として、 集団的自衛権は国連憲章上例外的かつ暫定的なものとされ、現実には軍事同盟の根拠とされていること、 その行使を認めることは、地球的規模で行われる米国の戦争に自衛隊が制約なく参加できるようにするものであること、 集団的自衛権の行使を認めることはアジア諸国に対して不信感と脅威を与える結果となること等を挙げている。

集団的自衛権の行使を認めるべきであるとする立場から、その法的根拠について、憲法解釈の変更により認められるとする意見もあったが、 憲法改正によるべきであるとする意見が多く述べられた。

憲法改正によるべきであるとする意見は、上記()のa及びbに記したところと同様である。

集団的自衛権の行使について憲法解釈の変更により認められるとする 意見は、国家は、その固有の権利として、個別的・集団的を問わず自衛 権を有し、行使できるのであり、集団的自衛権の行使を認めることを憲 法に明記する必要はないとするものである。

(3) 日米安全保障条約

日米安全保障条約については、その存続を前提とする意見と同条約に否 定的な意見が述べられた。

日米安全保障条約の存続を前提とする意見も一様ではない。一方には、 核の脅威等に我が国一国で対応することは、アジア地域に緊張を持ち込む ことになり、日米同盟は非常に現実的な安全保障政策であるとする意見等 があり、他方には、我が国の安全保障は、現実には日米同盟を前提に考え ざるを得ないが、我が国の自立のためにも、国連中心主義を重視すべきで あるとする意見等があった。

これに対し、日米安全保障条約に否定的な立場からは、9条の精神に沿って、これと矛盾する日米安全保障条約を解消すべきであるとする意見等が述べられた。

(4) 在日米軍基地問題

在日米軍基地に関しては、基地問題の現状と今後のあり方、基地問題と 憲法との関係等について議論が行われ、祖国復帰から今日に至るまでの沖 縄は、膨大な米軍基地や日米地位協定が存在するため憲法の理念に反する 状況に置かれているが、憲法の精神、理念の実現が求められているとする 意見等が述べられた。

(5) 核兵器の廃絶等

核兵器の廃絶等については、 核兵器の廃絶や非核三原則を憲法に明記すべきであるとする意見、 核抑止論から脱却しない限り核兵器拡散の危険性は続き、核兵器の廃絶と矛盾する核抑止論は認められないとする意見、 米国の核抑止力に依存しなければ、必要最小限度とされる自衛権の行使だけでは我が国の安全は確保できないとする意見等が述べられた。

2 国際協力

(1) 国際協力の推進

我が国が今後も積極的に国際協力を行うべきであるとすることについては、概ね共通の理解があったが、我が国がどのような国際協力を行うべきであるのかについては、多様な意見が述べられた。

(2) 国際協力の推進と憲法との関係

憲法に国際協力に関する規定を置くことの是非については、規定を置くべきであるとする意見と、新たに憲法に規定する必要はないとする意見が述べられた。

憲法に国際協力に関する規定を置くべきであるとする立場からは、 国際協力活動の根拠規定を置くべきであるとする意見、 自衛隊の海外派遣についての根拠規定を置くべきであるとする意見、 軍事力の行使による国際協力が不可避である場合にこれを可能とする規定を置くべきであるとする意見等が述べられた。

これに対し、新たに憲法に規定する必要はないとする立場からは、我が 国は 9 条の下で非軍事的な分野における支援活動を行うべきであるから、 憲法を改正する必要はないとする意見等が述べられた。

(3) 国連の集団安全保障活動への参加

国際協力の一類型である国連の集団安全保障活動への参加の是非については、参加は非軍事の分野に限るべきであるとする意見もあったが、非軍事の分野に限らず国連の集団安全保障活動に参加すべきであるとする意見が多く述べられた。

非軍事の分野に限らず国連の集団安全保障活動に参加すべきであるとする意見は、その論拠として、 国際の平和と安全から大きな恩恵を享受する我が国は、国際協力に関し、経済大国にふさわしい役割を果たすべきであること、 一国平和主義から脱却して他国とリスクを共有すべきであること等を挙げている。この立場から、その法的根拠について、現行憲法の下でも参加が可能であるとする意見もあったが、その法的根拠を憲法に明記すべきであるとする意見が多く述べられた。法的根拠を憲法に明記すべきであるとする意見は、その論拠として、 国連軍や多国籍軍を含め積的に参加することを憲法上可能とする必要があること、 当該参加に係る武力行使を限定的なものとするための規定を設ける必要があることを挙げている。また、現行憲法の下でも当該参加が可能であるとする立場からは、集団安全保障活動は 9 条が禁ずる国権の発動としての武力の行使ではなく、前文の国際協調主義に基づくものであり、自衛のための必要最小限度の武力の行使とは別枠で認められていると解釈することが可能であるとする意見等が述べられた。

これに対し、参加は非軍事の分野に限るべきであるとする意見は、その 論拠として、 国連の集団安全保障活動であっても、これに参加して武力 を行使することは憲法に違反すること、 我が国が軍事的強制措置に参加 することは、アジア諸国に対し不信感と脅威を与えるおそれがあること等 を挙げている。

(4) 自衛隊の国際協力活動

自衛隊の国際協力活動の是非については、自衛隊を活用すべきであると する立場からの意見と、これを活用することは適当ではないとする立場か らの意見があった。

自衛隊を活用すべきであるとする立場からは、 我が国は世界から人的 貢献を含む国際協力を行うことが期待されているところ、その都度自衛隊 を派遣するのに必要となる法律を制定することは限界にきているので、憲 法に自衛隊の国際協力に関する明文規定を置くべきであるとする意見、 自衛隊の海外派遣について一般的に定める恒久法を制定すべきであるとす

る意見等が述べられた。

これに対し、自衛隊を活用することは適当ではないとする立場からは、 自衛隊の海外派遣は憲法上認められないとする意見、 NGO など自衛隊 以外の人的貢献のあり方について検討すべきであるとする意見等が述べら れた。

(5) 地域安全保障

地域安全保障に関しては、アジアにおける地域安全保障の枠組みの構築等について議論が行われ、何らかの枠組みが必要であるとする意見が多く述べられた。その主なものとしては、 国際的なテロへの共同対処の必要性や北東アジアの地域情勢を考慮すると、アジア諸国が日常的な外交、協議、信頼醸成等を積み重ねることにより安全保障を確保することが重要であり、そのための地域安全保障の枠組みを構築すべきであるとする意見、

我が国の安全保障のあり方として、日米安全保障体制を維持・発展させるべきであるが、これに依存するだけではなく、他の外交的選択肢として、アジアにおける集団安全保障機構の創設を検討すべきであるとする意見等があった。

ただ、その枠組みのあり方については、武力の行使を含む枠組みを構想するものと、非軍事的な安全保障対話の枠組みを構築すべきであるとするものとに分かれている。

このほか、経済の自由化と地域安全保障との関係に関する議論が行われた。

3 その他

その他、国連に関する諸事項、国家主権の移譲等に関する議論が行われた。

第4 国民の権利及び義務

1 国民の権利及び義務総論

(1) 近代立憲主義とその展開

国民の権利及び義務に関する憲法のあり方という基本問題に関し、憲法は国家権力の濫用から国民の基本的人権を守ることをその目的とするとし、国家からの自由を基本に据える近代立憲主義の考え方を重視すべきであるとする意見と、近代立憲主義を踏まえつつも、基本的人権の保障についての国家の積極的役割をも重視すべきであるとする意見が述べられた。

近代立憲主義の考え方を重視する前者の意見は、憲法の公権力行使の制限規範としての要素を重視するものである。

これに対し、国家の積極的役割をも重視すべきであるとする後者の意見は、環境問題、人権間の調整、科学技術の進展等、国家からの自由のみでは説明及び解決が難しい事態が生じているのではないかとして、人権保障等に関する国家の積極的な役割を求めるものである。

(2) 基本的人権の調整

基本的人権の調整に関し、公共の福祉の問題等が取り上げられたが、その主な論点は、人権の調整又は制約の目的・手段の合理性をどのように担保するかにあった。この点については、 権利の類型等に応じて、公共の福祉の内容を具体的に憲法に規定すべきであるとする意見、 人権の調整又は制約の目的・手段の合理性の判断は、主に、議会の定める法律の形式で行われるべきであるとする意見等が述べられた。 の意見は、当該合理性の判断という国家の本質的事項について議会が安易に行政権に立法委任することを戒める趣旨を持つものである。ただし、 と は、二律背反的なものではなく、議会が当該判断を的確に行うための指針を示すために、のような憲法規定が必要であるとする意見もあった。

(3) 外国人の人権

人権享有主体の問題に関し、外国人の人権が取り上げられ、様々な角度から議論が行われた。その中でも、定住外国人に地方参政権を付与すべきか否かの問題については、住民自治の観点等からこれに積極的な意見と参政権は国民にのみ与えられるべき権利である等の理由からこれに慎重な意見が述べられた。

(4) いわゆる「新しい人権」

いわゆる「新しい人権」に関しては、これを積極的に認めるということが共通の認識であった。その上で、これを憲法に明記することの要否について議論が行われた。

新しい人権を憲法に明記すべきであるとする意見は、その論拠として、 憲法制定当時には想定されていなかった権利が、その後認められるよう になったこと、 その憲法への明記が国民の人権の保障に有益であること、 憲法への明記が立法や裁判の基準となること、 憲法が抽象度の高い規 範であるとしても、新しい人権が13条の幸福追求権等に含まれるという考 え方には限界があること等を挙げている。

これに対し、新しい人権を憲法に明記することを要しないとする意見は、例えばプライバシーの権利は 13 条によって、知る権利は 21 条によって既に解釈上認められるに至っている等、憲法の人権規定は現在の新しい人権のみならず、将来生起し得る新しい人権にも対応できる懐が深いものであ

るとするものである。そして、必要なことは、憲法に規定を置くことでは なく、憲法の精神を具体化する立法措置をとることである等としている。

新しい人権として規定すべき旨の主張がされたものの代表は、環境権である。憲法に明記する必要はないとする意見もあったが、環境権とするか国家の環境保全義務と構成するかは別として、憲法に環境に関する条項を置くべきであるとする意見が多く述べられた。

また、知る権利・アクセス権や、プライバシー権を憲法に規定すべきであるとする意見も多く述べられた。

(5) 国民の義務

国民の義務規定を増やすことの是非については、意見が分かれた。

義務規定を増やすべきであるとする意見は、その論拠として、 戦後、日本の社会の各方面において、権利の裏にある義務に対する認識が非常に 希薄になり、国家、社会、家族・家庭への責任や義務が軽視され、権利主張のみが横行して他者の権利を侵害し、あるいは、社会の混乱を引き起こすという弊害が生じていること、 権利の行使には義務の履行が伴うこと等を挙げている。この意見の中には、近代立憲主義を克服し、憲法を、国家と国民の協働を規定するものとして再構築することを志向するものがあった。また、義務規定を増やすべきであるとする意見は、国防の義務、環境保全の義務、投票の義務等を義務規定として追加することを提案している。

これに対し、義務規定を増やすべきではないとする意見は、近代立憲主義の憲法観を前提として、憲法の規範の名宛人は公権力であり、国民に対して義務や責任を多く課すべきものではないことを主たる論拠とし、これに加え、憲法に義務規定を増やしても問題の解決にはならないことをも論拠としている。

(6) 生命倫理と憲法

生命倫理に関する条項を憲法に設けるべきか否かについては、意見が分かれた。

生命倫理に関する条項を憲法に設けるべきであるとする意見は、日本人の倫理観とバランス感覚に方向性を与え、個人の尊厳と学問の自由の調和を図るために、個人の尊厳の上位概念としての人間の尊厳又は生命の尊厳の理念を憲法に明記すべきであるとするものである。

これに対し、生命倫理に関する条項を憲法に設けることに慎重な意見は、 生命倫理の分野においても憲法は十分に対応することができるとするもの である。

2 国民の権利及び義務各論

国民の権利及び義務の各条項については、その解釈に当たっては、その制定経緯や歴史的背景を重視しなければならず、また、各条項に一定の評価を行いつつも、新しい人権を明記する等必要な憲法改正を行うことを主張する意見と、憲法の人権規定は、学説や判例の展開とともに、その内容も豊かなものとなってきたものであり、憲法改正の必要はなく、その実現こそが求められているとする意見等が述べられた。

(1) 法の下の平等

14 条の法の下の平等が要求する平等は、個人をその事実上の違いにかかわらず一律に同等に扱うべきことを求める形式的平等であるのか、又は社会的弱者をより優位に扱うことにより結果を平等なものに近付けようとする実質的平等であるのかに関する議論が行われ、実質的平等を図る方策の一つである積極的差別是正措置について意見が述べられた。

その他、非嫡出子の法定相続分に関する民法規定や、選挙人の投票価値 の格差の憲法適合性について議論が行われた。

(2) 信教の自由・政教分離

憲法が信教の自由を保障するほか、政教分離原則を規定していることに関し、同原則の下で許される国家行為の限界について議論が行われた。重点的に議論が行われたのは、内閣総理大臣等の靖国神社への参拝の合憲・違憲の解釈問題である。この点、参拝の目的は戦没者の追悼にあり、効果においても特定の宗教を助長するものではない等として合憲であるとする意見が述べられた一方、政教分離原則を国家と宗教の厳格分離の意に解し、特定の宗教施設へ繰り返される参拝について、その目的・効果からすると政教分離原則に反するとする意見が述べられた。

憲法改正問題としても、内閣総理大臣等が社会的儀礼あるいは習俗的行事へ参加し、公費を支出することが許容されるよう憲法を改正すべきであるとする意見と、国家と宗教の厳格分離を図るため、判断基準を憲法に規定すべきであるとする意見が述べられた。

(3) 表現の自由

表現の自由については、現代社会においては知る権利という観点を加味 して再構成しなければならないとする意見が述べられた。

また、報道機関によるプライバシーの侵害等の人権侵害がみられる状況を踏まえ、報道の自由とプライバシー権の合理的な調整はいかにあるべきかについても議論が行われた。

(4) 財産権

財産権の保障については、現在の日本では財産権が絶対的なものという 認識が強く、その規制が難しくなっているとする意見や、財産権が責任や 義務を伴うことを憲法に明記すべきであるとする意見が述べられた。

これに対し、日本国憲法において、財産権は既に社会国家化の流れの中で、社会的拘束を負うものとなっているとする意見も述べられた。

(5) 家族・家庭に関する事項

家族・家庭に関しては、選択的夫婦別氏制の導入の是非について議論が行われ、女性の働く権利に資する等のために、選択的夫婦別氏制の導入に 賛成する意見と、家族の崩壊を誘発するおそれがあること等から、これに 反対する意見が述べられた。

また、家族・家庭や共同体の尊重のような規定を憲法に設けることの是非について議論が行われ、この点については、意見が分かれた。

家族・家庭や共同体の尊重のような規定を憲法に設けるべきであるとする意見は、その論拠として、 24 条が行きすぎた個人主義の風潮を生んでいる側面は否定できないこと、 顕在化している社会問題を解決するために、社会の基礎としての家族・家庭の重要性を再認識し、家族における相互扶助、家庭教育等の家族・家庭が果たしてきた機能を再構築する必要があること等を挙げている。

家族・家庭や共同体の尊重のような規定を憲法に設けるべきではないとする意見は、その論拠として、 利己主義と 24 条は関係がなく、同条を否定的にみる必要はないこと、 家庭崩壊等の社会問題の解決は憲法に規定を置くよりも家庭生活を守るための具体的な政策に待つべきものであること、 家族・家庭の尊重のような価値の法制化に危惧を覚えること、 家族条項の規定が戦前の家制度への回帰につながることへの懸念等を挙げている。

(6) その他

その他、国民の権利及び義務に関する各論的事項として、生命・自由・幸福追求権、思想・良心の自由、生存権、教育を受ける権利、労働基本権、刑事手続上の権利、犯罪被害者の権利等に関する議論が行われた。

第5 政治部門

1 国会

国会に関する主な議論は、二院制を維持すべきか一院制を採用すべきかに

関する問題及び二院制を前提とした両院の権限・選挙制度等の改革に関する 問題についてであった。

(1) 二院制の問題

二院制を維持すべきか一院制を採用すべきかについては、一院制を採用すべきであるとする意見もあったが、二院制を維持すべきであるとする意見が多く述べられた。

二院制を維持すべきであるとする意見は、その論拠として、 有権者の 多様な意思を反映し、少数者の意思表明の機会を確保するためには二院が 必要であること、 二院を持ち、法律案等を重ねて審議することにより慎 重審議を行うべきであること等を挙げている。

これに対し、一院制を採用すべきであるとする意見は、その論拠として、 実際上両院で同じ議論をしており、国家としての迅速な意思決定を阻害 していること、 両院の構成等が異なる場合に国政が停滞すること等を挙 げている。

(2) 二院制を前提とした改革論

二院制を前提として、その改革の方途について議論が行われたが、その議論は、()両院の役割分担の明確化、()各議院の議員の選挙制度及び()参議院の権限縮小・権限行使の自主的抑制に分類される。

()両院の役割分担の明確化

両院の役割分担については、その明確化を主張する意見が多く述べられた。その具体的な提案として、 国会の決算審査機能を強化するため、 衆議院が予算審査を中心に行い、参議院が決算審査を中心に行うべきであるとする意見、 参議院の行政監視機能や長期的視野に立った調査機能を強化すべきであるとする意見等が述べられた。

()各議院の議員の選挙制度

国会議員の選挙制度については、各議院の議員の選挙制度に違いを持たせ、異なる代表機能を発揮させるべきであるとする意見が多く述べられた。これは、現在、各議院の議員の選挙制度が似通いすぎ、二院制の意味を損ねているという問題意識に基づくものであり、いくつかの提案がなされた。

()参議院の権限縮小・権限行使の自主的抑制

衆議院が可決した重要法案を参議院が否決した場合に国政が停滞する ことや、内閣不信任の権限を持たない参議院が国務大臣に対する問責決 議により事実上の不信任をなし得ることへの懸念から、 59条2項の衆 議院の再議決要件を緩和すべきであるとする意見、参議院は問責決議を自主的に抑制する慣行を確立すべきであるとする意見等が述べられた。これに対し、二院制の意義は国民の意思の多元的反映にあり、両院におけるダブルチェックを通じて法律案の修正や廃案が行われることは有意義であるとして参議院の役割の軽視を戒める意見、参議院も国民代表であって権限行使の自主的抑制を求めることは困難であるとする意見等が述べられた。

2 政党

政党に関しては、政党に関する規定を憲法に明記することの是非について 議論が行われた。

政党に関する規定を憲法に明記すべきであるとする意見は、その論拠として、 政党は、議会制民主主義の根幹であり、民意を政治に反映する重要な地位・役割を有しているのであって、政党に憲法上の地位を与えるべきであること、 政党の公正さと透明性を確保する仕組みを確立することが重要であること等を挙げている。

これに対し、政党に関する規定を憲法に明記することを要しないとする意見は、その論拠として、 21条が政党の結社の自由を保障していること、政党に関する諸問題は、単に憲法に規定を設けることによって解決されるものではないこと、 政党に関する規定を設けることによって、政党活動の自由、ひいては結社の自由を阻害することとなるおそれがあること等を挙げている。

3 議院内閣制

議院内閣制に関しては、主に内閣総理大臣のリーダーシップの強化や、国会の行政監視機能の強化等について議論が行われた。

(1) 内閣総理大臣のリーダーシップの強化

我が国の民主主義をより一層成熟させるためには、官僚主導から政治主導への転換を図る必要があり、そのためには、内閣総理大臣のリーダーシップの強化が必要であるとする意見が多く述べられた。その具体策としては、内閣総理大臣を意思決定部門である執政権の主体として、執行機関であ

る行政と峻別した上で、与党幹部が内閣に入ることにより政策決定を一元化し、閣僚以外の議員の行政への関与を厳しく制限し、行政のコントロールに関する内閣の主導性を確保すべきであるとするものや、 国民が選挙を通じて、政策プログラムとその実行主体である内閣総理大臣を一体のものとして事実上直接に選ぶ、議院内閣制の直接民主制的な運用形態である「国民内閣制」を志向すべきであるとするものがあった。

(2) 国会の行政監視機能の強化

国会の行政監視機能を強化すべきであるとする意見が、多く述べられた。 その理由としては、 内閣総理大臣のリーダーシップの強化の裏返しとして行政監視機能の強化が必要であるとする意見や、 行政国家化現象の下で行政権が肥大化したにもかかわらず、司法によるチェックが十分機能していないこと等から、立法機関によるチェック機能の強化が必要であるとする意見が述べられた。

4 首相公選制

内閣総理大臣のリーダーシップの強化を図る方途として、内閣総理大臣を 直接公選するいわゆる首相公選制の導入の是非について議論が行われた。こ の点については、導入すべきであるとする意見も述べられたが、導入すべき ではないとする意見が多く述べられた。

首相公選制を導入すべきではないとする意見は、その論拠として、 議会の多数派を基盤としない首相を認めることは政党政治の否定につながること、立法府と行政府の不一致といういわゆる分割政府の問題を生じさせること、 衆愚政治や首相の独裁のおそれがあること等を挙げている。

これに対し、首相公選制を導入すべきであるとする意見は、その論拠として、 首相が直接公選されることにより、リーダーシップの発揮及び迅速な意思決定が可能となること、 国民が首相を直接に選挙・決定する仕組みを設けることによって、国民の意思を政治に直接反映させることができること等を挙げている。

5 オンプズマン制度

オンブズマン制度については、主としてその導入の是非について議論が行われた。その導入の是非については、導入することに慎重な意見もあったが、 導入すべきであるとする意見が多く述べられた。

オンブズマン制度を導入すべきであるとする意見は、その論拠として、 行政が肥大化している現状の下で、行政機関から独立して国民の権利救済、 行政統制又は行政監視を行い、行政の公平性・透明性を図り、法の支配及び 民主主義を確立するために必要な制度であること、 行政監視に関する既存 の制度を補完する必要があること、 EU 諸国において普及し、種々の役割を 果たしている実態があること等を挙げている。

これに対し、オンブズマン制度を導入することに慎重な意見は、その論拠として、 行政監視に関する既存の制度との重複を生ずること、 諸外国にみられるような強力な権限・中立性・独立性を有するオンブズマンが、我が国において機能するか疑問であること、 この制度の導入が公務員に萎縮効

果を及ぼすおそれがあること、 請願権や国政調査権の実質化こそ先決であること等を挙げている。

なお、オンブズマン制度を導入する場合に、これを憲法上位置付けるべき か否かについても議論が行われたが、この点については、意見が分かれた。

6 政治部門における憲法解釈

政治部門における憲法解釈が政府の一部門である内閣法制局に事実上委ねられていることは不当であるとする意見が多く述べられたが、内閣法制局が憲法解釈をするのは当然であり、むしろ、国会がその解釈を鵜呑みにしていることが問題であるとする意見や、内閣法制局による法案提出前の厳格な事前審査は、99条の憲法尊重擁護義務に基づくものであるとする意見もあった。

この現状を踏まえ、憲法裁判所の設置や、国会自らが憲法判断を行うための常設の委員会の設置等に関する議論が行われた。

7 その他

その他、選挙制度、政策評価等に関する議論が行われた。

第6 司法制度

1 違憲審査制

違憲審査制については、違憲審査権の行使の現状及び憲法裁判所による憲法保障を中心に議論が行われた。

(1) 違憲審査権の行使の現状

違憲審査権の行使については、最高裁判所の法令違憲判決が少ないなど、司法が憲法判断に消極的であり、司法に委ねられた憲法保障に係る役割を十分に果たしていないとする意見が多く述べられた。

これに対し、統治行為について司法が関与することは限定的であるべき であるとする意見もあった。

(2) 憲法裁判所の設置その他の違憲審査制の改善策

上記の違憲審査権の行使の現状を踏まえ、憲法裁判所の設置の是非について議論が行われた。この点については、設置すべきではないとする意見 もあったが、設置すべきであるとする意見が多く述べられた。

憲法裁判所を設置すべきであるとする意見は、その論拠として、 現在の付随的違憲審査制の下では、最高裁判所に憲法の番人としての積極的な 役割を期待できないこと、 内閣法制局が事実上憲法の有権解釈を担って いることは問題であること、 抽象的規範統制を行う裁判の仕組みが必要 であること等を挙げている。

これに対し、憲法裁判所を設置すべきではないとする意見は、その論拠として、 政治上の争いが裁判所に持ち込まれる「裁判の政治化」や憲法裁判所の判例を念頭に立法過程が営まれる「政治の裁判化」を招くおそれがあること、 具体的な事件から離れる結果、抽象論・観念論に終始するおそれがあること、 抽象的違憲審査は国権の最高機関である国会の地位・権能に重大な制約を加えるおそれがあること、 政府の政策等に対する合憲性付与機関になりかねないこと等を挙げている。

憲法裁判所の設置以外の違憲審査制の改善策として、最高裁判所に憲法問題のみを所管する憲法部を設置するという構想や、高等裁判所と最高裁判所の間に、上告審としての機能を担うとともに、憲法問題の選別を行う特別高等裁判所を設置する構想等について議論が行われた。

なお、憲法裁判所に関する議論に関連して、国会に法律案等の憲法適合性の事前審査を行う憲法委員会を設けることを提案する意見もあった。

2 最高裁判所裁判官の国民審査制度

最高裁判所裁判官の国民審査制度については、同制度は形骸化しており、 廃止すべきであるとする意見が述べられた。この意見の中には、 国民の意 思が明確となる他の方法によるべきであるとするものや、 最高裁判所裁判 官の任命を国会の承認人事とすべきであるとするもの等、別の適格性審査の 仕組みを模索しようとするものがあった。

これに対して、現行の国民審査制度は最高裁判所が違憲審査権を行使する 終審裁判所であることから導入されたこと等を踏まえ、国民審査制度の見直 しに慎重な意見もあった。

3 その他

その他、国民の司法参加、行政裁判所等の新しい裁判所、裁判官の任命・ 身分保障等、裁判官の報酬の減額禁止措置等に関する議論が行われた。

第7 財政

1 財政民主主義

財政民主主義に関しては、その実質化のための方策について議論が行われた。この点については、 国民の現在負担及び将来負担を含めた財政情報を国民に分かりやすく提供すべきであるとする意見、 公会計を透明性の高いルールの下に置くべきであるとする意見、 内閣総理大臣の予算決算に関する説明責任を憲法に明記すべきであるとする意見、 国会による決算審査の

結果を予算編成に効果的に反映できるような仕組みを設けるべきであるとする意見、 国会の財政統制機能を強化するため国会に会計検査院を附置し、 又は行政監視院等の附属機関を設置すべきであるとする意見等が述べられた。

2 健全財政主義

健全財政主義に関しては、財政の肥大化を抑制し、現在世代が将来世代に対して財政運営上の責任を負っているとの観点から、これを憲法に規定することが必要であるとする意見が述べられた。この意見の中には、短期的な財政均衡を規定すると機動的な景気対策を行えない等の問題があるため、中長期的な財政の健全化を謳うプログラム規定として規定すべきであるとするものがあった。

これに対し、健全財政主義を憲法上規定すべきであるとする主張は、これまでの政権の財政運営を省みないもので、無責任であるとする意見が述べられた。

3 私学助成の憲法問題

現に行われている私学助成は、89条の規定上、憲法違反の疑義を惹起している等の理由から、同条の改正が必要であるとする意見が多く述べられた。

これに対し、26 条の教育を受ける権利にかんがみ、現行の規定の下で私学助成の合憲性は明らかであるとして、89 条の改正は必要ないとする意見もあった。

4 その他

その他、複数年度予算制の採用の是非や、継続費、会計検査院の機能強化・独立性の強化等に関する議論が行われた。

第8 地方自治

1 地方自治の章に関する総括的な議論

地方自治の章については、その総括的な評価に関する議論が行われた。この点については、同章を積極的に評価する意見もあったが、その不備を指摘し、現行規定を充実させるべきであるとする意見が多く述べられた。主として地方自治の章の不備を指摘する立場からは、地方自治に関し憲法に規定すべき事項として、 国と地方公共団体の基本的な権限のあり方、 中央政府と地方政府が対等の立場に立つこと、 公的部門が担うべき責務は、原則として、最も市民に身近な公共団体が優先的に執行するといういわゆる補完性の原則、 地方公共団体の課税自主権等が挙げられた。

2 地方分権の必要性及びその課題

地方分権の必要性については、 住民に身近な問題は地方自らが決定することによって民主主義が発展するのであり、民主主義の発展を図る上で必要であるとする意見、 中央による支配を排し、中央・地方の権力の分立を確立するために必要であるとする意見等が述べられた。

また、地方分権の課題については、 地方に権限及び財源を大幅に移し、 国の役割を限定し、地方のことは地方が決めることとすべきであるとする意 見、 地方分権の推進に伴い地方公共団体の財政力格差が顕著に表れ、国土 全体の均衡ある発展や教育の機会均等に悪影響を及ぼすのではないかとする 意見等が述べられた。

3 地方公共団体のあり方

地方公共団体のあり方に関する主な議論は、道州制の導入の是非に関する ものであった。この点については、道州制を導入することに慎重な意見もあっ たが、導入すべきであるとする意見が多く述べられた。

導入すべきであるとする意見は、その論拠として、 市町村合併を推進して基礎的自治体に権限と税財源を移譲した後においては、国と基礎的自治体との中間的な存在である都道府県を整理して、効率的な国の統治構造を作るべきであること、 国から地方への権限移譲の受け皿として道州制が必要であること、 適正規模を超えた我が国の中央政府の権限を道州に移譲し、道州に事実上の主権を担わせることによって、大胆な行政改革が可能となること等を挙げている。

これに対し、導入することに慎重な意見は、その論拠として、地方公共団体の規模の拡大によって住民の声が反映されにくくなること、換言すれば住民自治の希薄化が懸念されること等を挙げている。

4 その他

その他、条例制定権、地方財政、市町村合併の推進、住民投票の制度化の 是非、地方自治特別法等に関する議論が行われた。

第9 憲法改正

96条の改正手続の要件に関しては、主として、その要件を緩和することの是非について議論が行われ、この点については、意見が分かれた。

これを緩和すべきであるとする意見は、その論拠として、 時代の変遷に応じて憲法の見直しを図っていく必要があること、 国民が憲法の中身を吟味する機会を増加させる必要があること等を挙げている。

これに対し、要件を緩和すべきではないとする意見は、その論拠として、 各議院の総議員の3分の2以上という要件部分は、憲法を幅広い合意の下にお ける公権力行使のルールとする上でふさわしいものであること、 国民投票の 手続は、国民に憲法制定権があることに基づくものであって、改正権の行使に よってこれを廃止することは背理であること等を挙げている。

第10 最高法規

最高法規の章に関しては、憲法の最高法規性の意義・根拠、憲法と条約の効力関係等及び憲法尊重擁護義務について議論が行われた。

このうち、公務員を規範の名宛人とする99条の憲法尊重擁護義務に関しては、 国民を名宛人として追加すべきか否かについて議論が行われ、憲法には国民の あるべき姿を規定する必要があるとして、憲法尊重擁護義務を国民にも課すべ きであるとする意見と、憲法は国家権力が濫用されないようにこれを制限する 規範であることを強調する立場から、憲法尊重擁護義務を国民に課すべきでは ないとする意見が述べられた。

第11 直接民主制

直接民主制に関しては、特定の問題について是非を問う国民投票制度の導入について議論が行われた。この点については、意見が分かれた。

導入すべきであるとする意見は、その論拠として、議会政治を補完して、様々なニーズや意見を反映させる途を設けるべきであること等を挙げている。

これに対し、導入することに慎重な意見は、その論拠として、 民主主義の本質は討議の過程にあるのに、政策の是非を判断する手段を必ずしも有しない国民に対し、直接その意思を問うことは危険であること、 議会制民主主義を健全に機能させていくことが重要であること等を挙げている。

第 12 非常事態

現行憲法に非常事態に関する規定が存在しないことに対する評価について議論が行われ、憲法が当該規定を持たないことの意義を踏まえるべきであるとする意見と、憲法に規定が存在しないことの問題点を指摘する意見が述べられた。その上で、非常事態に関する事項を憲法に規定すべきか否か、すなわち、平常時の憲法秩序の例外規定を憲法に置く必要があるか否かという議論が行われた。この点については、憲法に規定すべきではないとする意見もあったが、これを

規定すべきであるとする意見が多く述べられた。

憲法に規定すべきであるとする意見は、その論拠として、 非常事態においては、内閣総理大臣に対し権限を集中し一元的に事態を処理し、人権を平常時よりも制約することが必要となる場合があり、そのような措置を発動し得る要件、手続及び効果は、憲法事項であること、 地域紛争、地球環境の劣化、グローバリズムの進展等による相互影響関係、テロリズムの蔓延等、現代社会は、多様な危険を内包しているが、それにもかかわらず、非常事態への対処規定が設けられていないのは、憲法の欠陥であること、 非常事態への対処に当たっては、為政者に超法規的措置の発動を誘発することが多いので、憲法保障の観点から、それを防止するために規定が必要であること等を挙げている。

これに対し、憲法に規定すべきではないとする立場からは、現行憲法が非常 事態への対処について明文規定を持たないことの意義、すなわち非常事態を生 じさせないよう努力すべきことが規範としてある等の意見が述べられた。

第3款 今後の憲法論議等

1 憲法問題を取り扱う国会の常設機関について

報告書の提出後も引き続き憲法問題を取り扱う国会の常設機関を設置すべきか否かについて議論が行われた。この点については、設置すべきではないとする意見もあったが、設置すべきであるとする意見が多く述べられた。

設置すべきであるとする立場からは、 憲法調査会の 5 年間の議論を踏まえ、更に調査を継続させていくとともに、憲法改正手続法案(国民投票法案)の付託委員会としての役割を担わせるべきであるとする意見、 当該機関に憲法改正案、憲法改正手続法案など憲法に係る法律案の付託委員会としての役割を担わせるべきであるとする意見、 当該機関に国会として憲法の一次的な有権解釈を行う役割を担わせるべきであるとする意見及び 当該機関をこれらの役割を含め、憲法問題全般を取り扱う機関とすべきであるとする意見が述べられた。

これに対し、設置すべきではないとする立場からは、国会における憲法論議は各常任委員会等において所管法律の審議等を通して行うべきであるとする意見が述べられた。

2 憲法改正手続法について

96条(改正)に関し、憲法改正手続法の整備について議論が行われた。この点については、整備を急ぐ必要はないとする意見もあったが、早急に整備すべきであるとする意見が多く述べられた。

早急に整備すべきであるとする意見は、その論拠として、憲法が予定する

基本的な附属法である憲法改正手続法が未整備であることは立法の不備であること等を挙げている。

これに対し、整備を急ぐ必要はないとする意見は、その論拠として、憲法 改正について国民に合意がなく、憲法改正手続法の整備は重要な課題ではな いこと等を挙げている。

なお、上記1の「憲法問題を取り扱う国会の常設機関について」及び同2の「憲法改正手続法について」に関しては、調査会において多く述べられた意見を踏まえて幹事会等において協議した。その結果、現在の衆議院憲法調査会の基本的な枠組みを維持しつつ、これに憲法改正手続法(日本国憲法96条1項に定める国民投票等の手続に関する法律案)の起草及び審査権限を付与することが望ましいとする意見が多く述べられた。

第2節 日本国憲法の制定経緯

日本国憲法の制定経緯に関しては、全体的な視点から、日本国憲法制定の意義、また、個別的な視点から、日本国憲法の制定過程における GHQ の関与、ポッダム宣言の受諾と日本国憲法の制定との関係等について議論が行われた。

また、憲法の各項目の制定経緯に関しても、多くの意見が述べられた。

第1 制定経緯についての評価

日本国憲法の制定経緯に対する評価に関しては、日本国憲法制定の意義、日本国憲法の制定過程における GHQ の関与、ポツダム宣言の受諾と日本国憲法の制定との関係、日本国憲法の制定とハーグ陸戦法規との関係等について議論が行われた。

1 日本国憲法制定の意義

日本国憲法制定の意義については、主権在民、基本的人権の尊重、平和主義等の諸原則を定めた点を高く評価する意見が述べられた。一方、日本国憲法の制定は、日本の伝統・文化等を軽視ないし否定した側面があるのではないか等とする意見も述べられた。

ア 日本国憲法制定の意義を高く評価する意見

この立場は、実体験や検証等を通じて、日本国憲法の制定によってもたらされた新たな理念は、国民から多くの共感と支持を得たものであったとするもので、次のような意見が述べられた。

- a 日本国憲法の制定は、おそらくほとんどの国民から肯定的に受け取られた。それは、 戦争の終結によってもたらされた解放感の中にあって、 平和が非常な喜びであったこと、 主権が国民にはなかった状況から、 これからは主権者として自分たちが生きていくことになったこと、また、 国権に搦め捕られていた状況から、基本的人権の尊重に焦点が当てられることになったことについて、普遍の原理という以上に、感動が伴っていたからである。
- b 日本国憲法の制定が、国民、特に、多くの女性から大きな歓迎をもって迎えられたということは間違いない。大日本帝国憲法の下では、法律的な地位を認められないままであった女性たちが、この憲法によって、少なくとも法律的には男性と同等の地位を獲得し、その後、徐々に新しい立法によって、現実の生活も良くなってきたのが事実である。
- c 多くの国民が、辛い戦争の歴史を歩んだ経験から、日本国憲法に対す

る肯定感を持ったことは紛れもない事実であり、そのことは、歴史過程 としても大切にすべきである。

- d 国民が日本国憲法を受け容れたのは、憲法の諸原理が明治の自由民権 運動以来の圧制と闘ってきた民衆が求めていたものと一致したこと、ま た、戦争によって払った大きな犠牲を経て不戦という言葉をお互いに確 認したことによる。
- e 日本国憲法のいわゆる三大原則、主権在民、平和主義及び基本的人権 というものは、民主主義国家、また、平和主義国家を築く上において、 大きな功績をもたらしてきた。
- f 日本国憲法に盛り込まれた内容は、戦争の違法化、国民主権、基本的 人権等、いずれも正当な世界史の発展過程の中から生まれてきたもので ある。

イ 日本国憲法の制定がもたらした問題点を指摘する意見

この立場は、日本国憲法の制定は、我が国の伝統・文化等を軽視し、また、外交政策等に悪影響を及ぼしているのではないか等とするもので、次のような意見が述べられた。

- a 今の憲法の中に、日本が長年の歴史の間に積み重ねてきた貴重なもの をなくす要素があるのではないか。国民主権、基本的人権、国際主義、 平和主義等といっても、これらは西洋民主主義の概念である。
- b 日本国憲法は、明らかに、占領国側が我が国を二度と再び立ち上がらせないよう、そして、でき得るならば、未来永劫友好的な属国として位置付けようとの目的で押しつけてきたものである。
- c 日本国憲法の原案起草に当たり、米国から大きな発案があったことは 事実であり、極めて貴重な文言を明記してくれたことに対しては、感謝 すべきである。しかし、その一方では、米国の呪縛が強すぎ、日本人自 身の独立した気概が削がれている。独自の国家戦略を持たずに、米国か らの評価だけを得たいといったことがままあるのではないか。それを払 拭しない限り、この国の自立的な外交も、また、経済もあり得ない。

2 日本国憲法の制定過程における GHQ の関与

日本国憲法の制定に当たり、GHQ 民政局がマッカーサー元帥によって示された三原則(マッカーサー・ノート)を基礎に作成した草案を日本側に提示し、それを基に日本国憲法の原案を起草するよう指示したことをはじめ、戦前の経歴等から好ましくないと判断した人物を公職より除去したこと(公職追放)、出版物等の事前検閲(プレス・コード)により、憲法の制定に GHQが関与したことを伏せたこと等一連の GHQ の関与は事実ではあるが、その点

ばかりを強調すべきではないとする意見が多く述べられた。 これに対して、「押しつけ」と捉えて問題視する意見もあった。

ア GHQ が関与した事実ばかりを強調すべきではないとする意見

この立場は、日本国憲法の制定過程において、GHQが関与したことは事実ではあるが、制定当時の国内外の動き等をも視野に入れて考察することが必要である等とするもので、次のような意見が述べられた。

- a 日本国憲法の制定過程を見る視座として、「押しつけ」があったかなかったかという局所の部分を見るのではなく、当時の日本国内の動きや GHQ の動きといったものの相対の関係から判断していくことが必要なのではないか。
- b 占領時の憲法制定である以上、制限された主権の下での制定であることは当然である。押しつけ憲法論は、当時の松本国務大臣の個人的な経験を根拠としたものと思われ、憲法制定の全体像を必ずしも認識したものではない。憲法制定時においても、また、講和条約後の主権回復時においても、国民の圧倒的支持を日本国憲法が受けてきたことは明確であり、その意味で、日本国憲法は、制定のときから国民憲法であった。
- c 日本国憲法は、帝国憲法改正案として帝国議会における審議を経て制定されており、手続的には、我々が作ったものだと言うことができる。 GHQ から憲法草案が提示された経緯が「押しつけ」という議論につながっているが、それが改憲の理由になるということは全くない。
- d 日本国憲法の素案を GHQ が準備したのは間違いないが、それが政府の原案となり、議会において議論されるなかで、9条1項に「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」という字句が新たに盛り込まれたこと、25条として生存権の規定が挿入されたこと、また、政府の原案作成段階においても、当初の一院制の提案を二院制に変更したこと等、憲法の重要な部分について、意義深い議論が行われたと認識する。
- e 大日本帝国憲法制定前に立志社や交詢社等が起草した私擬憲法草案には、現代にも通用するような人権規定が充実しており驚かされる。戦後、民間の憲法研究会が起草した憲法草案は、こうした私擬憲法草案の一つである植木枝盛の草案を参考にしたと言われており、これが GHQ の憲法草案に取り入れられたことによって、実質的にその当時の日本の状況が酌み取られているとも言われている。こうした点にかんがみれば、主体的な市民意識というものは、私擬憲法草案が出された時代から日本国憲法に至るまで、脈々と受け継がれてきている。
- f 日本国憲法には GHQ の占領政策が色濃く反映した部分があり、9 条や 前文は、その典型である。しかし、当時の我が国は、戦争に負け、これ

からどう復興するかが中心であって、国際関係にはあまり直接に関与しない状況だった。また、GHQとしても、我が国を徹底的に非武装化していくことを考えていたので、ある意味では、日本の国の状況と GHQ との考え方が一致し、矛盾することなく日本国憲法が制定されたと理解する。

- g 押しつけ憲法論やそれを理由として自主憲法制定を主張する者は、現に我々が享受している国民主権、基本的人権、平和主義といった制度的な保障と、大日本帝国憲法下の天皇大権、治安維持法や大政翼賛会を許容した抑圧体制、法定手続を無視した司法官憲、政治的な権利を保障されずに家制度に縛り付けられた女性等といった国家体制と、どちらが人間の存在と活動にとって望ましいと考えているのか、答えてもらいたい。
- h GHQ からの圧力は、当時の権力者に対してなされたものであって、主権者となった国民に対してなされたものではない。
- i 沖縄では、1972年に本土復帰を果たす以前の1965年に、当時の琉球立法院の全会一致による決議によって、5月3日を住民の祝日とした経緯がある。その意味において、沖縄にとって憲法は、県民の総意で自ら積極的に選んだものである。

なお、上記の意見のほか、GHQによる日本国憲法の制定過程への関与には、「押しつけ」と受け取られる行為があったかもしれないが、 日本国憲法は既に国民の間に定着していること、 過去のことよりも将来のことを見据えた議論をすべきであると考えること等の理由から、その点にこだわり続けるべきではないとする意見も述べられた。

イ GHQの関与を「押しつけ」と捉えて問題視する意見

この立場は、日本国憲法の制定過程において GHQ が関与したことを「押しつけ」と捉えて、その問題点を指摘するもので、次のような意見が述べられた。

- a 日本国憲法の成立過程をみれば、これはまさに進駐軍の命令により、 無理やり与えられた憲法の草稿であったと言わざるを得ない。
- b 日本国憲法は、マッカーサー・ノートに基づいて占領軍が作成したものを帝国議会が議決したものである。衆議院議員の総選挙に際しては、立候補するに当たっても資格審査が行われた。また、主権は、連合国最高司令官に従属すると決められており、事前検閲制度の下では、憲法の謳う言論の自由も表現の自由もなく、占領政策に対する批判も許されなかった。
- c 制定過程をみると、日本国憲法は日米の合作であるとの見方もあるようであるが、やはり、日本国民の民意に基づいて制定されたとは思い難

いところがある。

d 日本国憲法については、国民の間に定着していること等を理由に肯定 的に捉える意見があるが、法治国家としてのけじめを考えた場合、その 出自に関しては、非常に大きな問題ないし瑕疵があったと認めざるを得 ない。

3 ポツダム宣言の受諾と日本国憲法の制定との関係

この点については、ポツダム宣言の受諾により大日本帝国憲法の改正、すなわち、日本国憲法の制定は避けられないのものとなったとする意見と、同宣言の受諾から直ちに日本国憲法の制定が導き出されたわけではないとする意見が述べられた。

ア ポツダム宣言の受諾は日本国憲法の制定を不可避のものとしたとする意見 この意見は、ポツダム宣言の受諾は、軍隊の解体、民主主義の復活強化 に対する障害の除去、基本的人権の確立等を国際的義務として受け容れた ことを意味しており、日本国憲法の制定は、その国際的な約束を履行する 過程にすぎなかった等とするものである。

イ ポツダム宣言の受諾から直ちに日本国憲法の制定が導き出されたわけで はないとする意見

この意見は、ポツダム宣言受諾から日本国憲法の制定を導き出すことはできない、すなわち、 ポツダム宣言の受諾が国民主権の要求を含むものであったか否かは、当時からも疑義があり、また、たとえその要求を含むものであったとしても、受諾と同時に国内法上の根本変革が生じたと見るには無理があるとし、さらには、 ポツダム宣言受諾に当たっての日本政府からの申入れに対する米国国務長官からの回答(バーンズ回答)では、日本の最終的な政治形態は、日本国民の自由に表明する意思によりなされるとされていたことから、GHQの主導で制定された日本国憲法の正統性は、ポツダム宣言から導き出すことはできない等とするものである。

4 日本国憲法の制定とハーグ陸戦法規との関係

日本国憲法の制定過程における GHQ の一連の行為は、占領者による占領地の現行法令の尊重を定めるハーグ陸戦法規に違反したものであったか否かについて議論が行われ、当該行為は、同条約違反ではないとする意見と、同条約違反であるとする意見とが述べられた。

ア ハーグ陸戦法規違反ではないとする意見

この意見は、ハーグ陸戦法規は、戦争中の占領地域に適用されるものであって、日本国憲法の制定時には、既にポツダム宣言が受諾され、また、

降伏文書が調印されており、したがって、ハーグ陸戦法規は適用されない 等とするものである。

イ ハーグ陸戦法規違反であるとする意見

この意見は、日本国憲法が GHQ の主導によって制定されたことは、主権 国家が自らの政治的、経済的又は文化的システムについて、他国の干渉を 受けることなく自由に選択できる不可譲の権利を保持するという伝統的国 際法であって、憲法の自律性を確認したハーグ陸戦法規に違反するもので あった等とするものである。

5 日本国憲法の制定と大日本帝国憲法との関係

日本国憲法が大日本帝国憲法 73 条に規定する憲法改正手続に基づいて制定されたことに関し、両憲法の法的連続性の有無等について、次のような意見が述べられた。

- a 日本国憲法の制定は、大日本帝国憲法の改正というより、新憲法が制定 されたと考えるのが妥当である。
- b 前文が、憲法の定める平和主義や民主主義の原則に反する一切の憲法、 法令及び詔勅を排除すると謳っていることから、日本国憲法は、大日本帝 国憲法を否定して生まれたものであると言ってよい。
- c 日本国憲法の制定が大日本帝国憲法73条に規定する改正手続によりながら、主権の所在が天皇から国民へ移行した点を捉え、憲法改正の限界を超えているのではないかという議論があるが、改正手続を遵守している限り、憲法改正に限界はない。
- d 日本国憲法は、形式上、法理上、手続上、欽定憲法であって、次の改正 がなされて初めて民定憲法となる。
- e 昭和20年の八月革命によって、大日本帝国憲法と日本国憲法との間には、 断絶がある。
- f ポツダム宣言の受諾後、占領下において、大日本帝国憲法が正常に機能していたとは考えられない。それにもかかわらず、日本国憲法は、大日本帝国憲法の改正手続を用いて制定されており、この点、説明の根拠が薄弱である。

6 日本国憲法の効力

この点については、たとえ日本国憲法の制定経緯を問題視したとしても、 無効とは判断し得ないとして、次のような意見が述べられた。

a 我が国が GHQ 草案を受け容れたのは、一種の強迫による意思表示のようなものであるが、その後、何度も総選挙を経ることによって、国民による 法定追認のような形で瑕疵が治癒された。 b 日本国憲法が GHQ によって「押しつけ」られたものであったかどうかに かかわらず、主権を回復してからの情勢の変化に応じて憲法改正がなされ るべきであったが、それをしなかったことは、一種の追認と言わざるを得 ない。

(参考人等の発言)

- < 日本国憲法制定の意義 >
- ・10 歳の夏に終戦を迎え、変わり果てた日本の姿は、心の中に驚きと悲しみと失望をもたらしていた。このようなとき、「あたらしい憲法のはなし」を通じての憲法との出会いは、まさに暗夜に光明を見出した思いであり、その感動は、今も鮮明に記憶からよみがえってくる。戦争放棄、平和国家、文化国家の建設という憲法の理念は、まばゆいばかりの明日の日本を彷彿とさせるものであった。しかも、荒廃した現実の日本は、理想の文化国家とはほど遠く、それだけに一層、日本国憲法の放つ燦然たる光は、少年期の私の心に、希望と夢をはぐくんでくれた。(鹿野文永意見陳述者)
- ・日本国憲法が公布された当初、あまり喜びはなかった。しかし、その翌年、 文部省が「あたらしい憲法のはなし」を発行し、それを読んだところが、 本当に分かりやすいものであった。一つ一つ生きていく方向が、憲法の条 文から伝わってきた。本当にあの瞬間、気分がぴったりといき、本当にこ れは、自分も戦争責任を負わなければならないが、これからやることはこ れこれだというのを実感した。(森信幸公述人)
- ・国際的な視点から見れば、日本国憲法とは、民主主義化、脱軍事化及び脱植民地化という、人類の長い歴史の中で辿るべくして辿った一つの帰結点ではなかったか、同時に、辿るべくして辿る今後の21世紀世界に向けての出発点ではないか。(進藤榮一参考人)
- ・日本国憲法は、第二次世界大戦に至る我が国の行動に対する国民の深刻な 反省に基づき、かつてのような侵略行為は行わないということを世界に示 すという点において、非常に重要な役割を担ってきた。(田中明彦参考人)
- ・日本国憲法の制定過程を、現に、イラクで米国によって進められていること、すなわち、世界のアメリカナイゼーションとの関係で考えれば、米国は、日本の中国に対する侵略戦争抑止のために介入し、日本の軍国主義政府を倒して強制的なアメリカナイゼーションを行ったと見ることができる。現在行われているアメリカナイゼーションが大きく成功して米国的正義が世界を支配するようになれば、歴史哲学的な事実として、戦後日本というのは、その輝ける先例ということになる。したがって、このアメリカナイゼーションなるものが善であるのか悪であるのかという問題と、大きな歴

史哲学的な問題としてこの現象をどう捉えるかという二つの問題が存在する。(長尾龍一参考人)

- <日本国憲法の制定過程における GHQ の関与>
- ・感情論として屈辱的な部分があったことは事実であろう。しかし、日本国憲法は、大日本帝国憲法の下における適正な手続に基づき、その手続の下で賛成の意思が表明されたことによって制定されたものである。したがって、感情論を公的なものとしてしまうことは、必ずしも国家意思の形成という点において適正ではない。(古関彰一参考人)
- ・確かに、憲法草案について、GHQ によるイニシアティブが強かったことは 事実であるが、当時の保守政界及び財界は、おおむね歓迎を表明していた ことも事実であり、「押しつけ」という側面ばかりを強調することはできな い。(小熊英二公述人)
- ・GHQ は、彼等自身が高い評価を与えた憲法草案を発表した民間の憲法研究会とは、接触をしていない。それは、占領統治が間接統治の方式により、日本政府を通じて行われたからである。そのため、GHQ は、日本政府をできるだけ自分の側に近付けようと必死となる。その過程で、「押しつけ」ということが出てくるのであろうが、それは、逆に言えば、野党あるいは反政府的な人にイニシアティブを与えないということにもなっていた。(古関彰一参考人)
- ・日本国憲法の制定過程は、ある意味、条約締結の過程に近似している。すなわち、条約の締結に当たっては、まず、相手国との間で利害調整を図るが、最後は相互の立場を考慮して妥協をする。その際、相手の方が強ければ、かなり押されたところで妥協をする。しかし、それを批准するため議会に付議する際には、政府は、その条約を擁護する立場にまわるのである。(北岡伸一参考人)
- ・GHQ は、自らの作成した草案を、事前に末弘厳太郎、宮沢俊義、南原繁といった当時のオピニオン・リーダーとも言うべき人たちに見せることによって世論の反応を探った上で、日本政府に GHQ 草案として提示している。(古関彰一参考人)
- ・日本国憲法制定の主体であった政府及び議会に対しては非常に強い圧力があり、憲法は、GHQの作った舞台の上で、極東委員会の監視の中、非自主的に作られたものである。(西修参考人)
- <ポツダム宣言の受諾と日本国憲法の制定との関係>
- ・ポツダム宣言を受諾した以上、連合国が、我が国の民主主義的傾向の復活 強化を求めたことは、法的根拠のあることである。したがって、ポツダム

宣言を受諾したことによって生じた義務を履行するという観点から、日本 国憲法が制定されたと理解すべきである。(村田晃嗣参考人)

- ・ポツダム宣言の受諾が直ちに大日本帝国憲法の改正に結び付くものではないが、改正しないままでは、いずれ限界を露呈したであろう。(西修参考人)
- ・ポツダム宣言は、我が国に対し、民主主義的傾向の復活強化や平和的傾向を有し、かつ、責任ある政府の樹立等を求めていたのであって、憲法典そのものよりも、「実質上の憲法」の見直しを求めたものである。したがって、日本国憲法の制定を要求したものではない。(青山武憲参考人)

< 日本国憲法の制定とハーグ陸戦法規との関係 >

- ・ハーグ陸戦法規は戦闘中の占領に関する原則を定めたものであり、連合国による日本占領が戦闘中の占領ではないと考えれば、同条約違反という問題は、必ずしも起きない。(齊藤正彰参考人)
- ・マッカーサーは、ハーグ陸戦法規を重々承知していたからこそ、間接統治 形態により、大日本帝国憲法を無効とせず、その改正手続を利用した。ハー グ陸戦法規の主語は「占領者」であり、被占領者が行うことについては関 知していない。(古関彰一参考人)
- ・我が国は、ポツダム宣言を受諾して占領を受けたものである。個別法は一般法に優越するという原則に照らせば、ハーグ陸戦法規は占領に関する一般法であり、連合国による日本占領については、ポツダム宣言という個別法が優越すると考えるべきである。(村田晃嗣参考人)
- ・ハーグ陸戦法規の規定は、戦闘行為中のみならず、講和条約を締結するまでの期間における占領についても適用されると解すべきであり、したがって、日本国憲法の制定に関する GHQ の行為は、同条約に反するものである。(青山武憲参考人)

< 日本国憲法の制定と大日本帝国憲法との関係 >

- ・マッカーサーは、手続的連続性を非常に強調していた。大日本帝国憲法と日本国憲法との間に、できるだけ断絶を作りたくなかった。それは、ハーグ陸戦法規との抵触を回避するといった国際法上の問題もさることながら、日本人に受け容れやすいものを考えたということである。したがって、形式的に見ても、2章の「戦争の放棄」と8章の「地方自治」を除けば、編成の順序は、大日本帝国憲法と同一である。(古関彰一参考人)
- ・天皇主権の憲法を改正して国民主権の憲法が制定された事実については、 憲法改正限界論の立場をとる限り説明がつかず、それを克服しようとして 八月革命説という非常に苦しい説明がなされてきたが、憲法改正無限界論 の立場に立てば、説明は容易である。(西修参考人)

・ポツダム宣言の受諾により、日本の国家性は揺らぎ、我が国は、天皇主権から連合国ないしマッカーサー主権とも言うべき状態に移行した。大日本帝国憲法は、その下における管理法令となり、それが改正されて日本国憲法となった。その後、講和条約の締結によって占領が終了すると、我が国は、再び通常の国家、そして、国民主権国家となり、それに伴い、日本国憲法は、占領下の管理法令という性格から脱することとなった。(高橋正俊参考人)

<日本国憲法の効力>

- ・占領下の憲法制定は無効であるという議論が成り立つのであれば、日本国憲法は、その制定時から違法のものということになる。そもそも、国会自体が憲法によって設置されており、その国会における議論で憲法が無効であるというのであれば、国会の議論自体が無効であるという自己矛盾に陥る。(村田晃嗣参考人)
- ・日本国民は、議会と政府と各人の日常の努力を通じて、半世紀を超えてこの憲法を守り抜き、その理想が示す到達点を目指して努力してきたのであり、その歴史的時間の重さを思えば、この憲法は日本国民のものであり、それを否定することは、戦後を誠実に生きた無数の国民の努力を軽んじることになりかねない。(猪口邦子公述人)
- ・伝統とは、子孫の世代の多数決で否定することのできない尊厳を持つものだという思想がある。しかし、実際問題として、伝統にも、古い伝統と新しい伝統とがあり、現行憲法が作り出した新しい伝統というものがある。ところが、近代の憲法は市民革命という、それ自体が伝統否定の革命の産物である。そうすると、何十年かその憲法によって伝統があるということも法的安定性の上から重要であるが、憲法が作り出した新しい伝統が危うくなってくると、伝統主義を持ち出してそれを否定するというのは、いわば自己矛盾の性格がある。(長尾龍一参考人)
- ・日本国憲法には、その制定時において日本人のイニシアティブが及んでいなかったのであるから、国家の基本法としての正統性がない。よって、国会において、日本国憲法を否定する決議を行い、その上で、新憲法の制定に着手すべきである。(石原慎太郎参考人)

第2 憲法の各項目の制定経緯

憲法の各項目に関する制定経緯については、それぞれ、次のような意見が述べられた。

1 前文

- a 日本国憲法は、当時の政治経済に関する思想的諸潮流をかなり色濃く反映したものであると言われている。例えば、前文には、米国憲法の前文やリンカーンの演説が参考にされている部分があると言われており、また、1943 年の米英ソ三国首脳によるテヘラン宣言や、1941 年の米英首脳による大西洋憲章を参考にしているとも指摘されている。また、GHQ のスタッフはニューディール政策の影響を受けていたとも言われ、さらには、1945年10月の国連の成立に対する新鮮な期待を大きく意識して書かれていることは、間違いない。
- b 日本国憲法の制定時には、国連憲章前文が謳うように、世界が二度にわたる戦禍を経て、今こそ、国連を中心に、各国が協力をしながら平和維持の体制を構築していこうとする時代状況があった。前文は、その潮流の中で、我が国が戦争放棄を宣言し、世界平和に貢献することによって、平和を構築していこうと高らかにその理念を宣言したものである。
- c 前文の謳う理念には、憲法制定時における世界の時代精神、すなわち、 戦争をその原因となる貧困や差別も含めて世界的な枠組みで解決しようと する理想主義的な考え方が強く影響しているのであろう。
- d 日本国憲法は、前文で「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ること のないやうにすることを決意し」と謳うことによって、疑似近代国家から 本物の近代国家へと変革を遂げるという決意をその国家観で明確に語った というべきであろう。
- e 前文は、戦争に対する一種の日本なりの詫び状である。憲法制定時の国際社会の状況は、国連に対する期待が大きく、日本さえ悪事を働かなければ、世界は平和になるというような雰囲気があった。
- f 前文は、憲法公布の際に付された上諭と合わせて読めば、日本民族の象徴、日本国に固有の存在であり、伝統・文化の代表者である天皇が、その主体的な意思によって普遍的な諸原理を受容した歴史的文書ということができる。
- g マッカーサー三原則の一つである戦争放棄を表現するために、まず 9 条があり、それを補っているのが前文の「諸国民の公正と信義に信頼して、 われらの安全と生存を保持しようと決意した」の文言であって、これを全体として読むと、その趣旨が達成されているのではないか。

2 天皇制

a 民間の憲法研究会による憲法草案要綱の冒頭にある「根本原則」では、「統治権八」「国民ヨリ発ス」として国民主権の原理を述べる一方、天皇については「国家的儀礼ヲ司ル」としており、天皇制の存続を認めていた。これ

は、象徴天皇制を意味しており、GHQの原案に影響しているのではないか。

- b マッカーサー・ノートでは、天皇について "The Emperor is at the head of State." としていたことから、GHQ 側は、天皇に国を代表する地位を与えようと考えていたのではないか。
- c 日本国憲法が天皇の政治的利用に関わる問題について厳しく戒めているのは、大日本帝国憲法の下における天皇制の運用に対する深い反省があるからである。
- d 天皇を元首とせずに象徴とした理由については、議会において金森国務大臣が述べたように、元首とは国の主権者あるいは行政の長を指すのであって、そのような意味を持たせないにもかかわらず元首と規定すれば、国民は、憲法を見ずに元首のイメージを作ってしまい、その結果、天皇を必要以上に権力的に考えてしまうであろうが、象徴という言葉には、そのような悪いイメージがないということで尽きている。

3 戦争の放棄

- a 日本国憲法の制定当時において、国民の間には、身内が亡くなっている ということから、戦争に対する嫌悪感や、そもそも戦争に、正義の戦争、 不正義の戦争といった区別は存在しないという直感的な認識が、今以上に あったのではないか。
- b 日本国憲法の制定当時における米国の政策は、連合国全体の政策、また、 日本の侵略を受けたアジア諸国の世論とも合致したものであって、我が国 が再び侵略戦争を起こすことのないよう軍国主義を一掃し、戦争否認、戦 力不保持の憲法を制定することについて、特別な矛盾はなかった。
- c マッカーサー・ノートの中に「日本はその防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる」とあるのは、おそらく、国連を中心とした安全保障機能に相当信頼を置いたものであろう。
- d 9条は、1928年の不戦条約の流れを引きつつ、紛争解決のための戦争を禁止するばかりでなく、武力の行使や武力による威嚇も禁止している点で発展してきており、このことは、20世紀を通じて今や国際的なルールになってきている。9条は、その上で、さらに、戦力不保持まで高めたところに、大きな先駆的意義がある。
- e マッカーサーは、我が国が国際社会の信用を得るには、徹底した平和主 義がよいと判断し、あえて自衛権の問題には触れなかったのではないか。
- f 日本国憲法制定の際、国連の役割に対する理想主義的な期待が込められていた。その国連憲章が念頭にあって憲法が制定されているという事実は、認識しておく必要がある。
- g 衆議院における修正を経た後に、極東委員会が、日本は自衛のための戦

力を持ち得ると判断して文民条項の挿入を要求してきたのであるならば、 芦田修正の意義は大きい。

4 国民の権利及び義務

- a 日本国憲法は詳細な人権規定を有しているが、その背景には、20世紀前半に人権規定を有していなかったことに対する反省、また、憲法制定当時、世界的に認められつつあった社会権を積極的に取り入れようとした努力があり、そのようななかで21世紀にも生きる人権条項になったことを認識すべきである。
- b 人権制約の原理を表す言葉として 12 条、22 条及び 29 条に用いられている「公共の福祉」という文言は、GHQ 草案では、それぞれ「共同の福祉」「一般の福祉」及び「公共の利益」という具合に使い分けられていたが、日本側は、草案起草過程において、これを「公共の福祉」と「安寧秩序」に整理した上、一部を法律に委任することに改めた。しかし、「安寧秩序」と法律への委任は GHQ の容れるところとはならず、極めて曖昧な「公共の福祉」という文言のみが残された。
- c 戦前の国家神道又は神権天皇制への崇拝等に基づき、神国日本、神州不滅といった言葉とともに国家総動員体制のなかで戦争に組み込まれていった苦い反省から、20条に政教分離原則を明示しなければならなかったものである。
- d 日本国憲法は、刑事手続について、31 条から 40 条にかけて、他国に例を見ない非常に詳細な規定を置いている。この背景には、20 世紀前半までの治安維持法体制下における非常に過酷かつ野蛮な人権侵害と弾圧があった。憲法規範の理解に当たり、条文解釈とともに、こうした規範を明記するに至った歴史的背景を十分に踏まえることは、特に、31 条から 40 条までを法秩序として安定的なものにしていく上でも、極めて重要である。

5 国の統治機構

- a 日本国憲法の制定過程において、大日本帝国憲法の運用に基づいた考え 方が十分に整理がつけられないまま入ってきてしまっている。そのことに よって混乱が起きているのではないか。そうした観点から、現行の規定を 改めるべきではないかと思われる点がいくつかある。その一つが 76 条 2 項 であり、また、68 条、72 条、73 条といった行政と執行との関係である。
- b 日本国憲法の財政条項は、大日本帝国憲法下において財政に対する議会の関与が厳しく制限された中で、政府が侵略戦争遂行のために国債を乱発して国の財政を破綻させたことへの反省があり、また、1215年のマグナ・カルタ以来の財政立憲主義、財政議会主義を更に発展させた財政民主主義

の思想を取り込んだものと言わなければならない。

c 88 条は、大日本帝国憲法の下で統治者として位置付けられていた天皇を、 国民主権の下で象徴天皇として位置付けたことに伴い、皇室財産はすべて 国に属するとしたもので、象徴天皇制を実質化する極めて重要な規定であ る。

6 地方自治

日本国憲法に設けられた地方自治の章は、大日本帝国憲法下においては、 知事が官選であったこと、戦争末期には、内務省により、町内会等の末端の 住民組織までもが侵略戦争に動員される仕組みが作られたこと等の反省に立 ち、地方自治の確立は、民主化に不可欠の要素と考えられたことによって設 けられたものである。

7 改正手続

日本国憲法の改正手続は、GHQ の当初の案では、憲法制定後 10 年間は改正してはならないが、その後は、10 年ごとに見直していくという趣旨のものであったことが知られている。しかし、その後、現在のような改正手続規定に変更されていく過程において、GHQ の草案では一院制だった国会が二院制となった結果、憲法改正案を発議するためには両院の 3 分の 2 以上の賛成が必要であるということになり、非常に硬性度の高い憲法になった。

(参考人等の発言)

<前文>

・前文は、明らかに 1946 年時点における時代状況を反映したものである。前 文中にある「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全 と生存を保持しようと決意した」との文言は、当時においては、連合国を 構成した諸国に委ねるという意味を持っていた。(小熊英二公述人)

< 天皇制 >

- ・象徴天皇制という選択は、日本国憲法の制定過程におけるバックボーンとして、マッカーサーにとっても、また、日本政府にとっても、極めて重い 意味を持っていた。(古関彰一参考人)
- ・GHQ が日本統治のために天皇を戦争犯罪人として訴追しなかったばかりでなく、当時の日本国民の大多数は天皇を崇拝していた。しかも、もし天皇の身が危うくなればゲリラ戦をやるとまで考えていた者もいた。そういう状況の中で、天皇を存置しつつ、民主主義の立場からのぎりぎりの選択を行った結果が、象徴天皇制であった。(横田耕一参考人)

<戦争の放棄>

- ・マッカーサー・ノートの第二原則では、自衛のための戦争も禁止されるとしていたが、民政局による GHQ 草案の起草の段階において、ケーディスは、自衛のための権利まで否定するのは行き過ぎであり、そのような憲法はあり得ないとして、その部分を意図的に削除した。(北岡伸一参考人)
- ・日本国憲法の制定当時、憲法と国連憲章との共通点及び相違点についての 認識は、決して十分ではなかったと考えられる。ただ、例えば、南原繁議 員などからは、当時のいわば絶対平和主義的な解釈が支配的であった中で、 そのような解釈では、将来、我が国が国連に加入したときに困るのではな いかといった質疑がなされており、ごく一部ではあったが、問題意識を持っ た者もいた。(大沼保昭参考人)
- ・極東委員会は、芦田修正により、自衛の目的であれば軍隊の保持が認められると解釈できるようになったことに気付いていた。そのため、内閣総理大臣を含むすべての国務大臣は文民でなければならないという条項の新設を要求した。(西修参考人)

< 国民の権利及び義務 >

- ・GHQ は、日本国内に居住するすべての者の人権が保障されるべきであると考えていたが、日本側はそのように考えておらず、政府による草案作成の段階において、GHQ 草案では、「すべての自然人は」とあった部分を「すべて国民は」に書き換え、「カースト又は出身国」による差別の禁止を「門地」による差別の禁止に改め、また、その関連で、外国人の人権に関する規定を削除した。さらに、議会による修正によって、10条の国民の要件に関する規定を、大日本帝国憲法 18条をそのまま用いる形で挿入することで、人権規定の性格を大きく変更させた。(古関彰一参考人)
- ・19 条は、大日本帝国憲法下において思想の自由が抑圧されたという苦い経験への反省に基づくものである。また、そもそも大日本帝国憲法には、思想の自由を保障した規定そのものが欠落していた。それは、大日本帝国憲法の人権観は、初めに国家ありきというところから出発した後国家的な権利であって、前国家的な自然権、天賦人権とは全く異なる論理構造を持つものであったためである。その意味では、思想の自由の確立を求めたポツダム宣言 10 項や、思想の自由を制約する一切の法令の廃止を求めた GHQの自由指令には歴史的な根拠があり、19 条が「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と規定したことは、このような過去からの訣別を宣言したものと受け取ることができる。(野坂泰司参考人)
- ・20 条が何らの留保なく信教の自由を保障し、併せて政教分離原則を詳細に 規定したのは、戦前の国家神道体制の下で信教の自由が抑圧された我が国

独自の経験を踏まえてのことであり、決して、我が国の実情にそぐわない 原則を導入したのではない。(野坂泰司参考人)

- ・日本が権威主義的な封建制の遺物が残存する社会である以上、より自由かつ民主的でなければならないという日本国憲法制定に当たっての起草者の課題設定は、少なくとも、政党に関しては、結果として適切であった。「結社の自由」という形で政党に完全な自由を与えようとする 21 条の規定は、時代の要請に適っていた。(高田篤参考人)
- ・日本国憲法は、雇用の場における女性の地位の向上に大変大きな影響を与えたと言ってよい。戦前は、女性には参政権が与えられず、結婚も戸主の許可が必要であるという具合に、法律上独立した人格ではなかった。したがって、14 条あるいは 24 条によって、女性に男性と対等な法的位置付けが与えられたことは、当時の女性にとっては、目も眩むような福音だったのではないか。(藤井龍子参考人)
- ・25 条 1 項の規定は、マッカーサー草案にはなかったものであるが、衆議院 における審議の過程において、森戸辰夫や鈴木義男が、生存権は 20 世紀の 今日において最も重要な権利であると主張したことによって、加えられた ものである。(中村睦男参考人)
- ・労働権については、日本社会党及び協同民主党より、草案に対する修正案が出されたものである。日本社会党による修正案は、正当なる報酬、機会均等と失業防止、休息の権利、最長 8 時間労働制等を追加すべきというもので、このうち、休息の権利が容れられて27条に明記されることとなった。また、協同民主党の修正案は、勤労の義務を加えるべきであるというもので、日本社会党からも同様の意見があり、原案が修正されたものである。(草野忠義参考人)
- ・31 条から 40 条までの刑事手続に関する規定について、GHQ 草案を見た日本側の委員は、これらの規定はバランスを欠いている、詳細に過ぎる、多くのものは刑事訴訟法に規定すれば足りるとの意見を具申したが、GHQ は、大日本帝国憲法下の人権蹂躙事件の根絶を重視する立場から、これを全面的に退けた。また、帝国議会においても、人権蹂躙事件の根絶は大きな関心事であったため、これらの規定については、細部の議論にこだわることなく、一括承認という形で成立したと理解している。(田口守一参考人)

<国の統治機構>

・現在の国会と内閣との関係についての考え方がどこから来ているのかといえば、やはり大日本帝国憲法下における天皇の行政権、統治権と帝国議会との関係の図式が、そのまま引き継がれたものではないか。日本国憲法の下では、様々に制度設計の余地があったと思われるが、どうしても、議会

と行政府という二元的な関係が意識の中にあったのではないか。(森田朗参考人)

<地方自治>

- ・米国による占領政策の基本は日本の非軍事化と民主化であり、民主化の一環として分権化が構想されていた。GHQ 草案の地方自治の章については、日本政府も、大日本帝国憲法下の地方自治の経験との連続性を意識していたと思われ、違和感を抱くことなく、これを受け容れた。(天川晃参考人)
- ・GHQ 草案では、地方自治の章には、 首長等の直接公選制、 住民自治及 び 地方自治特別法の制定手続に関する規定の3か条が設けられていたが、 日本側の提案により、同章の冒頭に地方自治の総則的な規定が設けられた。 (天川晃参考人)
- ・日本国憲法の制定時に想定されていた地方制度のモデルに関しては、国の 事務と地方の事務とを分けて考えていた GHQ 側と、地方自治体が地方行政 と国の行政の両方を行うものと考えていた日本側とで、考え方が随分違っ ていたのではないか。(天川晃参考人)

<改正手続>

・金森国務大臣は、第 90 回帝国議会において、96 条の規定する国民投票制度について、憲法制定権を保持するのは国民であり、また、憲法制定権と国会によって行使される立法権とは、観念的に区別されるものであることから、国の制度の一番基本的なものについては、国民が直接にその意思を表明することで、決するのが妥当であると考えられ、したがって、国会が憲法改正案を発議し、国民が投票でこれを決めるという方式を採用したのであるという趣旨の説明をしている。(高見勝利参考人)

第3節 日本国憲法の各条章に関する意見

第1款 総論的事項

本款は、概ね 5 年間の憲法調査会の議論の中から、日本国憲法に対する全般的評価に関する意見、憲法の役割に関する意見、憲法と現実との乖離に関する意見及び憲法制定後の状況の変化と憲法の関係に関する意見を横断的に整理したものである。

1 日本国憲法に対する全般的な評価

日本国憲法に対する全般的な評価に関して、次のような意見が述べられた。 その中でも、日本国憲法の基本的な原理を今後とも維持すべきであるとする 意見が多く述べられた。

- a 日本国憲法の国民主権、平和主義及び基本的人権の尊重という三原則等の人類の普遍的な価値を発展させつつ、我が国固有の価値、道徳心等の健全な精神文化に基づく 21 世紀にふさわしい新しい憲法について議論すべきである。
- b 国民主権、平和主義及び基本的人権の尊重という日本国憲法の基本原則は、これからの時代の中でも維持しなければならない。今後、日本が目指していく国のかたちの中で、そうした原則をどう具体的に現実化させていくのか、そしてそれを担保する形として憲法はどうあるべきなのかという議論を行い、具体的な形にまとめていくという努力を引き続きしていかなければならない。
- c 日本国憲法は大変すばらしい憲法であり、平和主義、基本的人権及び国民主権という三原理は、国民にとって新鮮な感動、実感があり、それが今日まで続いてきたが、いくつかの点で制度疲労が出始めていることを論議すべきである。
- d 現行憲法の掲げる天皇、基本的人権、国民主権、国際協調、平和については、基本的には堅持すべきである。
- e 日本国憲法の平和と民主主義の原則は、君主主権から国民主権への転換、 人権の発展とその豊富化、戦争の違法化等 20 世紀における人類の進歩の 歴史の成果を先駆的、先進的に取り入れたものであると確信している。
- f 国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、国際主義等の西洋的な民主主 義の概念を定めた現行憲法は、一方で、和の精神や家族共同体等の東洋的 なもの、日本の伝統、文化や歴史をなくしてしまう要素があるのではない か。
- g 現行憲法は、占領下における国内の最高法規であったかもしれないが、

日本が主権、独立を回復した後に存在すべき国家の基本法規、最高法規とは全く違う性格のものであったのであり、国民の意思としての憲法ではない。

(参考人等の発言)

- ・我が国が9条1項において、国際平和を誠実に希求する志の証として、国権の発動たる戦争等の放棄を掲げていること、2項において陸海空軍その他の戦力は保持しないという考え方を示していることは、広く国際社会において知られており、その志と理念は、戦禍に苦悩した歴史を真剣に受け止めるという国民の真摯な生き方及び国家の賢明な選択を伝えるものとして、世界で特別の評価を獲得するに至っている。その評価は、戦後日本が経済成長に成功し、世界経済の発展や低所得国の救済に寄与した実績等にも補完されて高まった。(猪口邦子公述人)
- ・現憲法は、侵略戦争を行った日本が国際社会に受け容れられるための条件、 軍事費の負担を減らして戦後日本の経済的繁栄を支える拠点、他国の紛争 から日本が経済的利得を得ないという道義性を世界に示す根拠、日本が平 和国家としてのメッセージを国際社会に発信する根拠であったが、絶対的 な平和主義の志向と日米安保体制の間の矛盾・乖離があり、そのため国民 の憲法に対する冷笑主義や、日本人への偏愛と結び付いた極端に利己主義 的な平和観をもたらした。(大沼保昭参考人)
- ・日本国憲法は、激変する国際環境と変転する国内情勢の中で、よくその務めを全うした。我が国は、そのような憲法の下で今日の発展を遂げることができた。今日、国内外の変化に憲法の諸規定が十分に順応できていないとする意見があるが、日本国憲法は十分柔軟に書かれており、運用によって変化に対応できる。しかし、それにも限度がある。憲法の改正を要する場合もあり得るが、そうした場合にまで改正に反対するわけではない。最終的には国民の判断によるべきである。(宮澤喜一公述人)

2 憲法の役割

憲法の役割について、近代立憲主義の理念に基づき、公権力の行使を制限するという役割を重視する意見と、憲法の役割について、国家目標の設定や国民の行為規範としての役割をも重視する意見が述べられた。

ア 近代立憲主義の理念に基づき、公権力の行使を制限する役割を重視する 意見

憲法の役割について近代立憲主義の理念に基づき、公権力の行使を制限 するという役割を重視するものとして、次のような意見が述べられた。

- a 憲法は公権力の行使を制限する規範であって、当該制限によって人権 を守るという点が憲法と他の法との根本的な違いである。
- b 国と国民の関係は対立的な関係であって、憲法の人権保障は国家から の自由が基本である。
- c 日本国憲法は、個人の自由及び権利の保障を目的とし、国家権力の抑制及び制限を図る近代立憲主義の流れに位置している。

イ 憲法の役割について国家目標の設定や国民の行為規範としての役割をも 重視する意見

憲法の役割について国家目標の設定や国民の行為規範としての役割をも 重視するものとして、次のような意見が述べられた。

- a 憲法には国家権力の民主的統制という側面だけではなく、国民の行為 規範としての側面がある。
- b 憲法は、国民が目指すべき国家像を示し、国民にとっての価値観の指標となるものである。
- c 国家と個人とを二項対立と捉える憲法観は日本人にはなじまない。憲法は、互いに権利を付与し合い、義務を果たし合うことによって国家を構成していくことについての合意というべきであり、憲法に国家目標や国民の義務と責任を規定することに意義がある。

憲法の役割に関する重点の置き方の相違は、憲法事項の内容、特に、前文の内容や国民の権利及び義務等の分野における意見の違いとなって現れた。 具体的には、前文に我が国に固有の価値を規定すべきか否か、国民の義務に関する規定を増設すべきか否か、憲法尊重擁護義務の名宛人に国民を追加すべきか否か等について意見が分かれる基因となっている。その例として、次のような意見が挙げられる。

()前文に我が国固有の価値を規定すべきか否か

- a 前文には、国家及び国民が目指す方向性・目標を明確に示すべきである。具体的には、国際社会に対し我が国の平和主義の継続を表明すること及び日本の独自性・固有性を重視した上で、より良い社会・国家を目指すことを明らかにすることが必要である。
- b 歴史・伝統・文化は多様性を持っており、本来、憲法に規定して国民 に強制できるものではない。

()国民の義務に関する規定を増設すべきか否か

a 戦後の日本の社会において、権利の裏にある義務に対する認識が非常 に希薄になり、権利主張が横行しているのは、権利規定が非常に多く義 務規定が非常に少ない憲法の規定にもその原因があることから、義務規 定を増設すべきである。

b 憲法の基本的な骨格は政府からの人権保障にあるから、伝統や国民の 義務を憲法に規定すべきではない。

()憲法尊重擁護義務の名宛人に国民を追加すべきか否か

- a 憲法改正作業に際しては、国家や国民のあり方、それぞれの責務を明確に打ち出していくべきであり、一般国民の憲法尊重擁護義務が規定されていない点は最初に検討すべき事項である。
- b 憲法は権力行使についての統制手段であるから、憲法尊重擁護義務の 名宛人が公務員に限定され、国民が名宛人として規定されないのは当然 のことである。

(参考人等の発言)

- ・憲法は、国家の構造と公務員の行為規範であり、市民の行為規範ではない。 ところが、日本においては、憲法典の条文と精神が人々の行為規範である かのような錯覚に陥って、憲法がまるで道徳的行為規範として援用される ムードがあるが、これは憲法に対する誤解である。憲法は、あくまで国家 を名宛人としているのであって、原則として国民の間の行為を統制するも のではない。(阪本昌成参考人)
- ・今日近代国家が有する憲法は、主として国家権力を拘束する制限的法規範であるから、法的義務でない道徳的義務を憲法に新しく挿入することはリベラルな主流的見解と背反し、憲法典の性格を根本的に変更する試みとなる。いずれにしても、憲法典が強制的法規範としての性格を有する以上、これが抑圧の危険をはらまないようにしなければならない。(小林正弥参考人)
- ・日本におけるアイデンティティ危機は、戦後の改革が天皇制を除き日本の諸制度や伝統を良いものも悪いものもまとめて捨て去った体制変革であったことに起因する。憲法前文に日本のアイデンティティを盛り込むことにより、日本人は現在のアイデンティティの危機を乗り越えることができる。新しい前文の役割としては、 日本の伝統と文化の上に立つこの国のかたちを示すこと、 将来に向けて日本の進路を示すこと、 日本における現在の閉塞感を打ち破ること、 世界の中における日本の座標軸を明らかにすること及び 包容力と普遍性のある日本の理念を掲げることを期待する。(英正道参考人)
- ・新しい憲法を作る際に肝心なことは、どのような国を目指すのか、そのために国民はどのような人でなければならないのか、継承すべき日本国及び

日本人の価値とは何か、社会の変化に適応し得る新しい権利とは何か、国家と個人の関係をどのように捉えるのか、国際社会と日本国との関係をどのように捉えるのかといった国家の基本的枠組みと指針が新しい憲法によって国内外に示すことができるか否かという点にある。(高竹和明公述人)

3 憲法と現実との乖離

いくつかの事項が憲法と現実との乖離として取り上げられ、その事項を憲法解釈により説明付けることの是非及び乖離の解消方法について意見が述べられた。

(1) 憲法と現実との乖離として取り上げられた事項

憲法と現実との乖離として取り上げられた事項の例としては、次のようなものがあった。

- a 自衛隊の存在や海外におけるその活動と、9条に定める武力の行使の禁止、戦力の不保持及び交戦権の否認との関係
- b 選挙における一票の価値の格差の問題と、14 条に定める法の下の平等 との関係
- c 非嫡出子の法定相続分を嫡出子のそれの2分の1とする旨を規定する 民法の規定と、14条に定める法の下の平等との関係
- d 内閣総理大臣の靖国神社への参拝と、20条3項等に定める政教分離原 則との関係
- e 一般の政府職員の給与改定に準じた裁判官の報酬の減額措置と、79条6項及び80条2項に定める裁判官の報酬の減額の禁止との関係
- f 私立学校に対する助成と、89条に定める公の支配に属しない事業への 公金支出の制限との関係

(2) **乖離として取り上げられた事項を憲法解釈により説明付けることの是非** 憲法と現実との乖離として取り上げられた事項を憲法解釈により説明付 けることについては、これに批判的な意見と肯定的な意見が述べられた。

ア 憲法解釈により説明付けることに批判的な意見

憲法解釈により説明付けることに批判的な立場から、次のような意見が述べられた。

- a 正面からの憲法論議を避け、その場しのぎの憲法解釈で既成事実を 積み重ねる政府のやり方は、憲法の空洞化、形骸化を招くものであり、 ひいては国民の憲法に対する信頼を損ねるものである。
- b 現行憲法の中で社会情勢等と照らし合わせた場合に対応できなく

なっている部分については、度重なる政府見解や内閣法制局による有権解釈でしのいできたが、解釈の多用は憲法本来の安定性を減じることになりかねない。

- c 憲法解釈を積極的に変えていった場合、いずれ憲法自体の法として の権威を失わせるのではないか。
- d 内閣法制局の恣意的な憲法解釈による既成事実の積上げが戦後一貫 して行われてきたが、このようなことは不当であり、あってはならな い。
- e 人権に関わる問題等について、法律を制定し立法によって解決する 方法をとらず、判例による憲法解釈を積み重ねていく方式をとってい くと、裁判所が立法権を行使することとなってしまう懸念がある。
- f 解釈によって憲法を現実に合わせてきたやり方は、もう限界が来て おり、そのために日本の国家意思が国際社会からも見えなくなってし まっている。
- g 79条6項及び80条2項に裁判官の報酬の減額禁止が明文で規定されているが、一般の政府職員の給与改定に準じて裁判官の報酬の引下げがなされた。それが違憲でないのであれば、これらの規定は不要になるのではないかという疑念が生ずる。

イ 憲法解釈により説明付けることに肯定的な意見

憲法解釈により説明付けることに肯定的な立場から、次のような意見が述べられた。

- a 憲法が不磨の大典ではなく、改正手続を有しているのだから必要な時には改正がなされるべきであるとしても、その最高法規性、根本規範性からして、その解釈には一定の幅があってしかるべきである。
- b 憲法は、その運用と解釈において、常に現実との緊張関係をはらむ ものである。
- c 内閣法制局の見解を変えるという点では賛成だが、それは 9 条の正しい意味での解釈をしてほしいという立場である。
- d 私学助成の問題については、現行規定を杓子定規に見ていく必要はない。自ずとそこには解釈の余地、ゆとりがある見方をしていかなければならない。

(3) 乖離の解消方法

憲法と現実との乖離として取り上げられた事項を憲法解釈により説明付けることに批判的な意見は、その乖離の解消が必要であるとする。その解消方法については、現実に合わせて憲法を改正すべきであるとする意見と、

憲法に合わせて現実を是正していくべきであるとする意見が述べられた。

ア 現実に合わせて憲法を改正すべきであるとする意見

現実に合わせて憲法を改正すべきであるとして、次のような意見が述べられた。

- a 憲法制定時から現時点に至る社会の大きな変化により憲法と現実との間に乖離が生まれている部分もあり、また、憲法の運用によって乖離が生じている部分もある。憲法を丁寧に運用していくことが必要な部分もあるが、現実社会と乖離し、憲法を改正しなければならない部分もある。
- b 解釈改憲の積重ねにより国際情勢に対応してきた結果、憲法規定と解釈運用との乖離が顕著になっており、法治主義の原則に照らし問題がある。憲法解釈は政治家としての責任において示すものであり、憲法規定と現実との乖離が顕著となった場合には、憲法改正の是非を問うのが政治のあるべき姿である。
- c 基本的人権の条文に規定してあることは必ずしも実行されていない。 逆に、新しい人権について、解釈では認められているが条文に規定されていないものは、むしろ規定した方が裁判規範になるのではないか。
- d 本来は憲法に合わせて政治を行うべきであるが、それが難しい場合には、憲法を改正すべきである。現在の日本のように解釈改憲で対応するのではなく、条文自体の改正という手法をとるべきであり、その方が諸外国にとっても分かりやすい。
- e 憲法規定を個別に検討し、国際情勢の変化や権利観念の進展などにより現実に合わなくなってきた部分を直していくべきである。
- f 国際社会における日本の責任と役割が増大し、国際安全保障上、責任ある態度をとらなければならなくなった。このため、自衛隊の海外における活動が行われるようになったが、隊員の憲法上の地位等が付与されないままでの派遣となっており、9 条と国際社会の現実とが乖離したまま、現行憲法下で自衛隊の海外派遣を実施している今日の防衛政策が、国際情勢の変化を知る国民に対する説得力を欠き、違和感を覚えるものとなっている。
- g 私学助成については、89条の解釈上、合憲であるとする考え方をとることもできるが、憲法適合性についての議論を誘発させないように、この条項を削除又は改正すべきである。

イ 現実を憲法に合わせて是正していくべきであるとする意見

現実を憲法に合わせて是正していくべきであるとして、次のような意

見が述べられた。

- a 憲法に矛盾した実情が作り出されたため、憲法と現実との間に乖離が生じた。この乖離の解消方法としては、法の支配の理念に即して、現実を憲法に適合するように是正すべきである。
- b 改憲論を見ると、憲法に即して現状を是正していくのではなく、む しろ憲法に違反した事実を先行させ、それに合わせて憲法を変えると いう側面がある。為政者が解釈を広げていけばいくほど憲法の形骸化 が進む。憲法に違反する事実に即して憲法を変えることは、改悪とし か言いようがない。
- c 憲法の法体系と安全保障の法体系という二つの法体系が存在する等、 憲法の原則との乖離が起きている。9 条に反して自衛隊が設置され、 海外で活動することにより、9 条との関係は極限状態となっている。 憲法の原則に現実を引き寄せること、すなわち現状の政治の改革が憲 法を生かす途である。
- d 憲法は民主主義を基本原則とし、間接民主主義を採用しているが、 法の下の平等の観点からみると、その正当化の前提である有権者の一 票に格差が存在することは不当である。一票の格差を是正し得るシス テムをどう構築していくかを考えなければならない。
- e 14条の平等原則という観点から少子化を考えた場合、非嫡出子の問題は重要である。子どもは自分の意思にかかわりなくこの世に生を享けることを考えれば、非嫡出子に対する差別は受け容れ難い。

(参考人等の発言)

- ・日本が国際社会の一員として生きていること、今後も生きていくことを考えると、この憲法も完全ではなく、特に 9 条に極めて非現実的な要素がある。残念ながら国連憲章は当初の理想どおりには運用されておらず、9 条の戦争放棄は単なる宣言に終わっている。このような一方的な戦争放棄に対して、何らの国際社会における保障もなく、それを尊重する環境もない。(ペマ・ギャルポ公述人)
- ・表現の自由は、日本国憲法にも規定されており、全世界で守られねばならない権利であるが、表現の自由を行使しただけで、非暴力であるにもかかわらず、逮捕及び起訴に至ってしまう事例があるという状況に強い危機感を覚える。(寺中誠公述人)
- ・憲法施行後 50 数年間、我が国の国づくりはこの憲法の下に行われ、憲法解釈も国家運営の必要に応じて柔軟に行われてきた。国と憲法とが相互に影響しながら今日の我が国があり、今日の憲法がある。この間を通じて最

高裁判所が憲法の解釈と運営について果たした役割を高く評価しなければ ならない。(宮澤喜一公述人)

- ・法が正義の実現を目指す以上、法規範の内容と現実に何らかの乖離があるのは別段不思議ではない。ただ、憲法と現実の乖離でまず考えるべきは、乖離させた責任、すなわち憲法尊重擁護義務を負う公務員が何をしたのか、しなかったのかであり、現実に合わないから直ちに憲法を変更するというのは一つの飛躍である。憲法の理念を実践する際にどこまで努力したのかが問われる。(村田尚紀公述人)
- ・現行憲法と現実との乖離は、歴代政府の憲法に対する姿勢によって増幅されてきた事態であり、今こそ、すべての政党、国会議員が、憲法を実現しようという法治国家、法治主義から当然帰結される原点に立ちかえることが求められていると考える。(小林武参考人)
- ・憲法と現実との乖離が大きい場合には何らかの方法でそれを解消しなければならない。一番いい方法は憲法改正をすることであるが、非常に厳重な改正手続が現在の日本国憲法には定められているためそこに到達してこなかったというのが今までの状況であろう。(津野修参考人)
- ・本来、法は現実との乖離があって当然であり、もし法と現実とが完全に一致しているのであれば、法には存在理由はない。法は、現実との乖離を本質的要素とするが、それにも限度がある。憲法と現実の距離があまりに広がって、誰の目にも憲法と異なる現実の状態が続くと憲法に対する国民の広範な冷笑主義が生じてくる。1990 年代頃から、現憲法がいわば危険水域に入りつつあるという認識を持っている。(大沼保昭参考人)
- ・14 条や 24 条と男女差別の関係について、いまだかつて人間の社会で男女が不平等でなかった社会はないという意味で、憲法と現実は不整合である。しかし、日本においては、次第に男女の不平等はなくなってきており、今後もその傾向は進む。実際に男女差別がなくなることはすぐにはあり得ないが、憲法は 100 年後又はそれより先を目指していると理解している。(船曳建夫公述人)
- ・現行憲法の中で行うべきことを徹底的に行うのが政治的には本筋であり、 その努力をもっと行った上で、改正が不可避である部分について改正すべ きである。現行憲法の基本原理を前提にその改善点を挙げれば、 憲法の 規定を変更する必要があるもの及び 趣旨の明確化の観点から追加修正を した方が好ましいものとに分けられる。具体的には、 として、直接民主 主義的手続の導入等による国民主権原理の再検討、憲法裁判所の設置によ る違憲審査制の再検討、大統領制導入等の権力分立原理の再検討が、 と して、人権の一般的制約原理である「公共の福祉」の表現上の見直し、抵

抗権の明記、プライバシー権等新しい人権の明記、定住外国人に対する地方参政権の付与、刑事手続に関する規定の明確化等が、それぞれ挙げられる。(結城洋一郎意見陳述者)

4 憲法制定後の状況の変化と憲法の関係

憲法制定以降、国際化の進展や科学技術の進歩等を背景とした状況の変化がみられる。このような状況の変化を踏まえて憲法を改正すべきであるとする意見と憲法の理念を踏まえて法律等で対応することが重要であり、憲法改正は必要ないとする意見が述べられた。

ア 状況の変化を踏まえて憲法を改正すべきであるとする意見

状況の変化を踏まえて憲法を改正すべきであるとして、次のような意見が述べられた。

- a 現行憲法の平和主義の原則は不変のものであり、今後も堅持すべきである。しかし、現在の国際情勢や国際常識から見て、前文に規定する平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して我が国の安全を保持しようとすることによって、国や国民の安全を守ることができるのかという点と、憲法上の制約により、我が国の国力に応じて国際社会から期待されている人的貢献が行えないという点が問題である。
- b 貧困等に起因する今日の紛争は主権国家の枠組みで捉えることができないものである。人間の生存、生活、尊厳に対する様々な脅威への取組みを主権国家の枠を超えて国際社会全体として強化する上での新たな価値観が必要となる。日本は、個々の人間の安全保障に着目する「(人道上の)人間の安全保障」という考え方を未来志向の強靱な「平和主義」の形として提示し、国際の平和及び安全の維持に向けた取組みに積極的に関与する姿勢を示す必要がある。このような国際貢献を実践するに当たっては憲法の改正が不可避である。
- c 環境問題や選挙監視といった分野で地方自治体が持っている能力など 日本の様々な国内的な資源を用いて世界に貢献する必要があり、世界からもそのような貢献が求められているのではないか。こうしたことに関 して、日本はどのように貢献するかということを憲法にある程度明記し ておく必要がある。
- d 知る権利・アクセス権やプライバシー権について、法律で定めれば憲法上規定する必要はないとする論調が見受けられるが、もしそれが、憲法改正をしたくないという政治的意味合いから来ているものだとすると、間違っている。すなわち、憲法は、すべての法体系の頂点に位置するものであるから、ある時代状況・国際状況・国民の意識状況からして、例

- えば、環境に関する権利、環境に関する公的な国家や地方公共団体の義務、知る権利、プライバシー権、地方公共団体の課税自主権等が重要な原則になっているのであれば、これを憲法上の規定にすべきである。
- e 現代の高度科学技術社会においては、各人の私生活上の秘密が極めて容易に暴露されやすい。このプライバシー権・私事に関する情報を排他的に管理する権利は私たちの幸福追求のためには不可欠である。プライバシーの権利を憲法に明記すると同時に、公人のプライバシーは原則として保護されないということも同時に明記すべきである。つまり、現代社会において極めて重要であると同時に、その取扱いが微妙なプライバシーの権利も、これまでのように条文上の根拠が曖昧な解釈論で処理し続けるのではなく、その内容と限界について、ある程度具体的に憲法に明記しておく必要がある。
- f より便利な生活を実現するために、科学技術の進歩を無限に追求し、 今環境破壊に直面しつつある。その流れを堰き止めるために、環境権を 憲法に明記しておくことが必要である。とりわけ、環境権は、環境侵害 の被害者と加害者が共に同一の環境の中に住み、かつ、実際に問題が生 じた場合には、その対象となる環境の範囲が特定しにくいものだけに、 きちんと国民的な議論をした上で、その権利の主体、内容及び範囲につ いて決めておく必要がある。
- g 憲法が制定されて 60 年、最も変わったことの一つは、先端生命科学技術であり、資源のない日本が科学技術創造立国として拠って立つ場合、13 条の個人の尊重だけでいいのか。やはり、13 条に人間の尊厳、生命の尊厳というものを書くべきではないかと考える。それは、この国が人間の生命をどのように考えているかということでもある。
- h 戦後半世紀以上を経過したが、この間、世界人権宣言、国際人権規約、 児童の権利条約等が整備され、諸外国も、国際的な動向を踏まえ、逐次 自国の憲法を改正している。ところが、日本国憲法は、制定後、権利規 定も含め、一切の見直しが行われていない。特に、新しい人権の分野で は、我が国の対応が消極的と非難される例もある。このため、伝統的諸 権利に加え、例えばプライバシー権、肖像権、知る権利、環境権等の新 しい人権の採用について検討すべきである。
- i 憲法制定後、60年が経過し、この間に、米ソの対立が解消し、国際テロリズムへの対処や国際貢献のあり方が問題となるなど、日本を取り巻く状況は、制定時とは全く異なったものとなっている。成文憲法を持つ国は、時代の変化に合わせて常に憲法に手直しを加えていく必要がある。地方分権が進むなかで、国と地方の関係や国のかたちを見直す必要に迫

られている現在、8章の「地方自治」の4か条だけでは時代の要請に応えていくことはできない。

イ 憲法の理念を踏まえて法律等で対応することが重要であり、憲法改正は 必要ないとする意見

憲法の理念を踏まえて法律等で対応することが重要であり、憲法改正は 必要ないとして、次のような意見が述べられた。

- a 日本国憲法の人権規定は、今日焦点となっている環境権、プライバシー権、知る権利等に対応できるのみならず、更に将来生起し得る新しい人権にも対応し得る、懐が深い構造を持っていることを改めて認識するとともに、現行憲法の潜在的な力を引き出す立法作業こそ、今日、国会に問われている憲法問題である。
- b 環境権、プライバシー権、生命倫理に関する規定、犯罪被害者の権利、 名誉権、知る権利、自己決定権、子どもの権利などを憲法に盛り込むべ きであるという議論がある。しかし、新しい人権の実現にとって憲法上 明文規定がなかったことが障害になっているのか疑問である。むしろ、 新しい人権の実現のためには、具体的な事情に対して、実定法上の立法 に対する努力の積重ねを着実にやっていくことが先決問題である。
- c 新しい権利を憲法の理念に照らしてどのように法律の中に生かしてい くのかを考える必要がある。

(参考人等の発言)

- ・憲法制定後 60 年がたち、プライバシー権など、当時では想定されていなかった権利を認める必要が出てきている。このようななかで、13 条の解釈によって権利として認めるのは不十分であり、守られるべき権利については明確に憲法で保護を与えるべきである。確かに、法律や解釈によって権利性を認めれば十分であるとも思われるが、憲法は国家権力の濫用を抑制し、国民の権利を守る基本法であり、国法体系の中で最高法に位置している。このような憲法の中で権利性を認めることは大きな意味がある。なぜなら、法律や解釈によって認められている権利であっても、それらの改正、変更等により、比較的容易に権利として認められなくなってしまうことは十分あり得るからである。(山田淳平公述人)
- ・個人の尊厳や生命の尊厳をどのような形で憲法に規定するかは非常に重要なことである。生殖医学や遺伝子技術に関しては、権利の正当な行使と濫用との境界を設定する必要があるので、最終的な理念としての人間の尊厳及び生命の尊厳をどこかで謳っておく必要がある。(村上陽一郎参考人)

第2款 前文

前文に関しては、主として前文の必要性の有無、前文と各条文との関係、前 文の規範性、前文の内容及び前文の文章・表現について議論が行われた。また、 前文と憲法の各項目との関係についても意見が述べられた。

第1 前文に関する総論的な発言

1 前文の必要性の有無

前文の必要性については、憲法は規範性を有する実効規定でなければならないことから、前文は不要とする意見を除き、明確に前文を不要であるとする意見はみられなかった。

2 前文と各条文との関係

前文と各条文との関係について、前文は各条文との間に密接な関係を有しているとする意見が述べられた。

- a 前文は憲法全体の考え方を示すものであり、前文、特に基本理念を変更 する場合には、具体的条項の改正は不可避である。
- b 前文の中身をしっかり把握することにより、各条文に対しても正確な理解ができる。
- c 前文に規定された平和的生存権と侵略戦争への反省からくる 9 条との関係は一体不可分である。

なお、前文を置くことにより、前文と各条文との関係について無用な議論 を引き起こすとする意見もあった。

3 前文の規範性

前文の規範性に関しては、 前文には法規範としての性格が認められるのか、 前文に法規範性が認められるとした場合に、裁判規範としての役割が認められるのかについて意見が述べられた。

(1) 前文の法規範性

まず、前文に法規範としての性格が認められるかについて、日本国憲法の前文は、憲法制定者としての国民の意思と憲法の基本原則を明確に表明することで法規範としての性格を有するところに重要な特徴があるとする肯定的な意見と、前文は歴史的経緯や憲法のよって立つ理念を明らかにしたものであり、規範性は認められないとする否定的な意見とが述べられた。

(2) 前文の裁判規範性

前文の法規範性が認められるとした場合に、裁判規範としての役割が認められるかについて、前文の平和的生存権は、9条に反する現実を変えるために国民運動の拠り所となってきたもので、長沼ナイキ訴訟の一審判決でも、裁判規範としての基本的人権であることが認められているとする肯定的な意見と、平和的生存権は、その抽象性から裁判規範性はないのではないかとする否定的な意見とが述べられた。

4 前文の内容

前文の内容に関する意見の大半は、憲法の基本三原則、我が国固有の歴史・ 伝統・文化等及び地球環境に対する我が国の対応との関連で述べられた。

(1) 憲法の基本三原則 (特に、基本的人権の尊重の明記)

前文の内容については、現行憲法の前文に謳われている主権在民、平和 主義に加えて、基本的人権の尊重についても明記すべきではないかとする 議論が行われた。この点、前文に基本的人権の尊重を明記し、憲法の基本 三原則を明確にすべきであるとする意見が述べられたが、前文は憲法全体 の目的や理念を簡潔明瞭に示しており、変える必要は全くないとする意見 もあった。

前文に憲法の基本三原則を明確に規定すべきであるとする主な意見は、 次のようなものである。

- a 現行憲法の三大原理の一つとされながら、基本的人権という語句は見つからないが、本当に重要な原理であるならば、前文に掲げてもよかったのではないか。
- b 国民主権、平和の追求、基本的人権の尊重のような普遍的な価値観は、 当然に前文の文章の中に盛り込まなければならない。

(2) 我が国固有の歴史・伝統・文化等

我が国固有の歴史・伝統・文化等を前文に明記すべきか否かについて議論が行われた。この点については、前文に我が国固有の歴史・伝統・文化等を明記すべきであるとする意見が多く述べられたが、明記する必要はないとする意見もあった。

なお、前文に我が国固有の歴史・伝統・文化等を明記すべきであるとする意見には、憲法の基本三原則等の普遍的な価値との融合を図るべきであるとする意見もあった。

ア 前文に我が国固有の歴史・伝統・文化等を明記すべきであるとする意見 まず、我が国固有の価値としての歴史・伝統・文化等を前文に明記す べきであるとする意見が多く述べられた。

その上で、我が国固有の歴史・伝統・文化等の具体的な内容を述べた ものとして、次のような意見があった。

- a 長い歴史の中で国の安定に大きな役割を果たしてきた天皇を国民統合の象徴としていただく民主的な国家であるという国のかたちを表わすべきである。
- b 家庭や地域社会を温かい人間の絆によって維持してきたという共生 の理念を前文に明記すべきである。
- c 家族・家庭を通じて国民の間に社会連帯の意識を培ってきた我が国の歴史や伝統にかんがみ、家族・家庭の大切さを明記する必要がある。
- d 神道や仏教や儒教の精神を混淆させながら、我が国がこれまで歩んできた精神文化に触れるべきである。
- e 愛国心の涵養を明記すべきである。

なお、歴史・伝統・文化等の理念について、国家主義的なものではなく、人間主義や生命尊重という哲学を踏まえて考えていく必要があるとする意見もあった。

- イ 前文に我が国固有の歴史・伝統・文化等を明記する必要はないとする意見 前文に我が国の歴史・伝統・文化等を明記する必要はないとするもの として、次のような意見があった。
 - a 近代立憲主義という点では、前文に国家像を示すことは世界史的に 逆行する考えである。
 - b 前文は憲法制定時における国際的、国内的な原則の到達点を積極的 に取り入れるものであり、歴史や文化が規定されていないために自信 や誇りが持てないというのは見当違いである。
 - c 歴史・伝統・文化等は多様性を持っており、憲法に書いて本来国民 に強制できるものではない。
 - d 家族・家庭を大切にするという道徳は、日常の意識の中で作られる ものであり、急がれているのは、前文に家族を大切にすることを明記 することではなく、現実に子どもたちが置かれている状況を具体的に 検討していくことである。
 - e 家族・家庭を大切にするという価値については、よほど気をつけて 規定しないと、家族を持ちたくても持てない人達にかえって辛い思い をさせてしまう。

(3) 地球環境に対する我が国の対応

前文の内容については、前文に地球環境に対する我が国の責任を明記す

べきではないかとする議論が行われた。この点、地球環境に対する我が国の責任を明確に規定していく必要があるとする意見が述べられたが、地球環境の破壊を防止するという精神は、憲法、特に前文に明記されているとする意見もあった。

前文に地球環境に対する我が国の責任を明確に規定していく必要があるとする主な意見は、 地球環境への積極的な関与を明らかにしていく環境安全保障への我が国の責任を前文に明記すべきであるとするもの、 我が国が美しい自然環境を守っていく精神を明確に表現し、無国籍ではなく、日本国籍の憲法にすべきであるとするもの等である。

(4) その他

その他、前文の内容について、次のような意見が述べられた。

- a 現行の前文も歴史的宣言として残しておく価値があることから、もし 改正する場合には、改正文の冒頭に、改正に当たっての前文を付けると いうことも検討の余地があるのではないか。
- b 今度、憲法改正が行われるとすれば、我が国の歴史上初めて、国民の 投票によって憲法を制定することになることから、このことを新しい前 文に明記すべきである。
- c 生命及び人間の尊厳及び価値というものを前文に謳い、生命の尊厳を 脅かす科学技術の企てには、断固として拒否していかなければならない という意思表示をすべきである。
- d 障害を持つ人への社会の無理解、差別、偏見に対して、憲法の前で平等であるということを前文において高らかに宣言し、成熟した日本社会を謳いあげるべきである。
- e 我が国は自然資源が乏しい国であることから、人材や知的財産を育成していく教育を大切にすべきであることを前文に謳うべきである。

5 前文の文章・表現

前文の文章・表現については、 前文は、英語の文章構造に基づく、いわゆる翻訳調のものであることから、日本人の発想に基づいた、分かりやすい日本語で書かれたものに改めるべきであるとする意見、 あまり長くない、シンプルなものに改めるべきであるとする意見等、現在の前文の文章・表現を改めるべきであるとする意見が多く述べられたが、前文の文章は国民の間に定着しており、変える必要はないとする意見もあった。

(参考人等の発言)

- <前文と各条文との関係>
- ・9 条と前文を基調とした日本の平和主義の健全な発展によってのみ、民主主義は定着、発展していくものであり、まさに車の両輪である。(山内徳信意見陳述者)
- ・条文間の整合性に比べれば、前文と条文との間に要求される整合性の程度 は緩い。(英正道参考人)

<前文の規範性>

- ・前文が我が国の政策指針として掲げられているものである以上、日本の政策は、外交内政とも、この前文を基準としてそれに適合するような形で行わなければならない。(浦部法穂意見陳述者)
- ・単に平和の問題を政策的な管理の対象としてではなく、国民自身の主観的な権利の問題として捉えるところに、平和的生存権の重みがある。長沼ナイキ訴訟の札幌地裁判決で、訴えの利益の要素として平和的生存権を認めたことは、非常に重要な意味を持っている。(村田尚紀公述人)

<前文の内容>

- ・天賦人権、基本的人権という考え方は、日本人が考えているほど世界で共通認識になっているものではなく、現行憲法の前文中に基本的人権が規定されていないことは、それを作った人間がそう考えていたということであり、不自然ではない。(長谷川正安参考人)
- ・現在の前文は法技術的な見解が主で、日本国家全体の姿や理想や精神を表明することに欠けている。前文は、過去の歴史を受け、未来を含む国全体の姿を表明するものでなければならない。歴史に息づいている日本国家全体の像を示す前文でなければならない。(中曽根康弘公述人)
- ・前文に自然を尊び自然と協調して生きてきた日本人の環境主義の理念を謳うべきである。(武村正義公述人)

<前文の文章・表現>

- ・前文に定められた理念はよいとしても、日本人のイニシアティブによらず 英語で発想されたため醜悪な日本語となっており、日本人の日本語に対す る敬意の欠如、無神経を招来している。(石原慎太郎参考人)
- ・憲法施行当時、バタくさいと思っていた憲法の言葉が今やもう普通の日本語になり、今日国民の誰もこれを怪しまなくなった。そして、憲法の言葉を自分の言葉として多くの国民が育ち、言葉だけではなく、実は日本自身も変わったのである。国と憲法とが相互に影響しながら、今日の我が国があり、今日の憲法がある。(宮澤喜一公述人)

・読んで理解しにくいような文章ではないが、やわらかい文章に変えることはいいかもしれない。ただ、前文は共通の理念や哲学を書くものであるから、それを具体化するときに、前後が矛盾しないように文章が書かれなくてはならない。(日野原重明公述人)

第2 前文と憲法の各項目に対応した主な発言

1 天皇

前文と天皇制との関連では、主権者として規定されている国民と天皇との 関係について次のような意見が述べられた。

- a 前文で主権が国民に存することを宣言し、1条で天皇の象徴たる地位は主権者たる国民の総意に基づくという構成になっていることから、第一義的には権威の源泉は主権の存する日本国民にあり、派生してきた第二義的な位置付けとして象徴というものがある。
- b 前文に国民を主語とした一般的宣言はあるものの、法律学的には具体的 規範は個別の条項に求められる。その意味で、国民主権の規定は、天皇の 地位の確定という行為を介して国民に主権が存することを宣言する 1 条の みであるが、同条の書きぶりによって天皇が国家及び国民の代表者である ことが明らかにされている。
- c 前文において、「権威は国民に由来し」とあり、その総意に基づき天皇制が成り立っていることから、天皇に権威があることは否定できないが、一方で、前文は「その権力は国民の代表者がこれを行使」すると規定する。このような前文の立場を踏まえ、現在の天皇が政治的行為を行わないとしている点を明確にすることが重要ではないか。

2 戦争の放棄(平和主義)

前文と憲法の各項目に対応した意見の多くは、この平和主義との関連でなされている。9条に関する論議と同様、平和主義との関連における前文に対する評価について、その趣旨を評価する意見と批判的な意見が述べられた。

ア 前文の掲げる平和主義を評価する意見

前文の掲げる平和主義を評価する立場からは、次のような意見が述べられた。

- a 21 世紀の世界を見据えた場合、前文の平和原則は積極的役割を果たす可能性を広げており、憲法に反する現実を改め、世界平和への能動的な働きかけを行うことが重要である。
- b 前文には、世界全体の人々が共生していけるような文明の理念が既に

謳われている。

- c 前文が政府の行為による戦争の惨禍を再び繰り返さない旨を宣言していることは、本物の近代国家への変革を遂げる決意の表明であり、憲法を考える場合の共通認識としなければならない。
- d 本則に海外協力に関する明文規定がなくとも、前文において積極的に 展開することが求められている。

イ 前文の掲げる平和主義に批判的な意見

前文の掲げる平和主義に批判的な立場からは、次のような意見が述べられた。

- a 消極的な平和主義を改め、自分の国は自分で守るという防衛意識や国連の平和維持・平和創出活動に積極的に参加する能動的な平和主義を明記すべきである。
- b 国際社会は国益と国益のぶつかり合う場であり、日本さえ悪事を働かなければ世界は平和であるという前文の世界観を基本に安全保障制度を 構築してよいのか疑問である。
- c 我が国の安全保障を考えた場合、国連中心主義に頼ることは危険である。

もっとも、前文の平和主義に関連する意見は、上記のように、単純に二分できるわけではない。前文を評価しつつも批判する次のような意見も述べられた。すなわち、 前文には大変崇高な理想が書かれているが、実態上、60年間、世界中の人たちはまさに恐怖と欠乏の連続であったとする意見、 前文は高い精神性を規定するが、具体的にどうすれば現実社会の中で平和を維持し、構築できるのかについて憲法は必ずしも明確にしてはいないとする意見等である。

3 基本的人権の保障

前文と基本的人権の保障との関連では、権利と義務との関係及び平和的生存権について意見が述べられた。

(1) 権利と義務

権利と義務との関係について、基本的人権の保障は堅持すべきであるが、 権利には義務が伴い、自由には責任が伴うことから、公共の利益を守るため、権利や自由が調整されることもあることを自覚しなければならないことも、前文に明記すべきであるとする意見が述べられた。

これに対して、憲法の性質から、国民の義務や責任を前文に明記することに対しては違和感があるが、例えば「我々国民が責任を自覚し」という

ように、主語を国家ではなく、国民とするのであれば、前文に明記することもあり得るかもしれないとする意見もあった。

(2) 平和的生存権

基本的人権の保障については、先の平和主義との関わりで、いわゆる「平和的生存権」あるいは「人間の安全保障」の概念に言及する様々な意見が述べられたが、前文の平和的生存権を評価する意見と、前文の平和的生存権をより明確に提示すべきであるとする意見が述べられた。

ア 前文の平和的生存権を評価する意見

前文の平和的生存権を評価する立場からは、次のような意見が述べられた。

- a 平和的生存権は、憲法における最も根源的な人権であり、9条によって平和を維持すること自体が人権保障そのものに通じる。
- b 憲法制定時のみならず、現在も「恐怖と欠乏」は世界的に大きな課題であり、人間の安全保障は憲法の平和的生存権の発展的な理念である。
- c 人間の安全保障という概念は既に前文に含まれており、人間の安全 保障に関して積極的に関与することは、21 世紀における日本の国際社 会のなかでのあり方の一つの道筋である。

イ 前文の平和的生存権をより明確に提示すべきであるとする意見

前文の平和的生存権をより明確に提示すべきであるとする立場からは、 次のような意見が述べられた。

- a 我が国は平和と安全を最終的に武力により担保することもあり得る という立場に立った上で、9条と前文とを併せて改正し、人道上の人間 の安全保障という考え方を未来志向の強靭な平和主義として提示する 必要がある。
- b 国際社会における貧困、紛争等の諸問題を他人事とせず、責任ある 一国として国際社会の平和と安定に寄与する意思を表示し、人間の安 全保障を基礎にした平和構築への積極的関与を示すことが重要である。
- c 核兵器廃絶に対する日本人の見解を示すべきである。

4 統治機構

前文と統治機構との関連では、次のような意見が述べられた。

a 日本国憲法は、前文冒頭で国民主権原理を国の統治機構の根本とし、近代立憲主義思想を取り込んでいることから、その内容を豊かにしていくことが憲法を考える場合の基本になる。

- b 前文 1 段の「信託」というところに、ルソーたちの社会契約論を読み取ることができ、諸外国、特に欧米で築き上げられてきた考え方がここに現れている。
- c ほぼすべての国民が地方自治は大切なものであるという認識を共有して いることから、前文に地方自治を項目の一つとして入れるべきである。
- d 先進諸国に追いつけ追い越せを主導した中央集権体制ではなく、新しい 時代に対応した分権型社会を作るということを、前文にどう盛り込むかが 重要である。
- e 前文に「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」という 文言があり、直接民主主義の制度である住民投票は、民主主義の誤作動で ある。

5 憲法保障

前文と憲法保障との関連では、憲法改正に限界があることを指摘する意見が述べられた。すなわち、前文は国民主権原理を「人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである」とし、「これに反する一切の憲法…を排除する」と規定していることから、憲法改正には限界があることを指摘するものである。

(参考人等の発言)

- <戦争の放棄(平和主義)>
- ・前文中の「平和を愛する諸国民の公正と信義」が具体的に指すものは必ず しも明らかではなく、また、そのようなものが存在するとしても、一国の 平和と安全を他者依存的に託することは国の施策としては間違っており、 大幅に書き直す必要がある。(村田晃嗣参考人)
- ・前文は、確かに 1946 年時点の時代状況を反映したものであり、その意味で前文が冷戦期に非常に難しい状況に陥った。しかし、冷戦が終わり、米口協調体制がある程度戻り、米中も国交を回復し、常任理事国を中心とした国際連合に集まった国々の協調体制ができているのであれば、前文はむしる冷戦期より現在に適合するようになってきている。(小熊英二公述人)
- ・一国のことのみ考えてはいけないという立派な前文があるなら、なぜ日本 は各国との人事交流や社会保障を助けるという方法にお金を使わないのか。 (暉峻淑子公述人)

< 基本的人権の保障 >

・現在、国際社会では国家の安全保障から人間の安全保障へという考え方が 大きな潮流となっているが、このような観点から日本国憲法をみると、前 文で平和的生存権を謳っている意味は重い。前文で述べていることは、まさに人間の安全保障そのものである。(浦部法穂意見陳述者)

- ・前文の「平和的生存権」と「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」 との文言には相互関係があり、「平和」は一国平和主義ではなく全世界で享 受される必要がある。したがって、前文の平和的生存権を創造的に展開し た考え方である「人間の安全保障」の理念を国際的に主張するのであれば、 国内においても主張すべきである。(武者小路公秀参考人)
- ・平和的生存権は最も根本的で重要な人権である。日本国民はもとより、すべての世界の市民に対しても、平和的生存権は等しく付与されており、人間の安全保障の考え方ともあわせて、一人一人が平和的に生存する権利を追求していくことは恐らく日本国民の一致した希望ではないか。(猪口邦子公述人)
- ・前文に掲げられている平和的生存権は、「全世界の国民」が主語になっており、多分に政治的宣言という色彩を含んでいる。その意味で13条以下で具体的に示されている人権保障とは必ずしも性格が同じではない。(内野正幸参考人)

< 統治機構 >

・憲法は、主として、政府と国民との間を取り決めるのが基本的な性格であり、中央政府と地方政府との関係について前文に規定する必要はない。(貝原俊民意見陳述者)

<憲法保障>

・前文では、この憲法を主権者たる国民が制定し確定したと述べている。そして、96条は、国民が作った憲法を国民が自ら必要に応じて変えていくことの宣言である。したがって、この96条の規定を改正するのは基本的に難しい。(高見勝利参考人)

第3款 天皇

日本国憲法における天皇の規定に関しては、主に、象徴天皇制に対する評価等、皇位継承のあり方、国事行為をはじめとする天皇の行為等について議論が行われた。

第1 象徴天皇制に対する評価等

現行の象徴天皇制については、これを評価し、今後とも維持すべきであるとする意見が多く述べられた。同時に、国民主権と天皇制との関係についての議論の必要性も述べられた。

天皇の地位については、天皇を我が国の元首であると明記すべきであるとする意見とその必要はないとする意見が述べられた。

1 天皇制に対する評価

1章に規定されているように、天皇は、主権の存する日本国民の総意に基づき、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴として、内閣の助言と承認により、国民のために国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しないというあり方(象徴天皇制)については、国民から支持され定着している、また、歴史的に見ても本来の天皇制のあり方に適ったものであるとして、今後とも維持されるべきであるとする意見が多く述べられた。また、 天皇制それ自体が我が国の伝統・文化であり、アイデンティティであって、今後とも守っていかなければならないとする意見、 現在の天皇制は、あくまでも国民主権、民主主義、人権尊重等の憲法原理と共存するものとして存在しているとする意見等も述べられた。

2 国民主権と天皇制

国民主権と天皇制との関係については、次のような意見が述べられた。

- a 主権在民との関わりにおいて、日本国民の統合の象徴とされる天皇及び 天皇制をどう位置付けていくのかについて議論すべきである。
- b 主権概念は必要ないという考えもあるが、過去に主権者であった天皇が 象徴天皇として存在する状況であり、国民が主人公であるということを強 調するためには、主権概念は重要である。
- c 国民主権と結び付く民主主義は、すべて多数意思で決定することができる性質のものであるが、天皇制と結び付く伝統主義は、伝統と文化に重きを置くものであると考えれば、多数意思によっても変更できないものがあることを認めることになるのではないか。その延長線上で、象徴天皇制を

どう理論的に明確にするのか、すなわち、我が国の体制が立憲君主制であるのか共和制であるのか、当然議論しなければならない。

d 主権が国民に存するということを改めて確認しながら、天皇制の位置付けを考えるべきである。そのような観点からは、天皇を別格に置くことよりも、国民に近付ける努力をどうするかが 21 世紀にとって重要である。

3 天皇の地位

(1) 天皇を元首と認識すべきか

天皇の地位に関し、まず、天皇を元首と認識すべきか否かについては、 元首と認識してもよいのではないかとする意見と、元首と認識することは 難しいのではないかとする意見が述べられた。また、天皇と内閣の両者で 元首の役割を分担して果たしているとみることもできるのではないかとす る意見も述べられた。

ア 天皇を元首と認識してもよいとする意見

- a 君主とは国家元首の地位を世襲する者を指すという意味において、 天皇は、現行憲法下にあっても、対外的に我が国を代表するとともに、 日本国及び日本国民の統合の象徴を体現し、かつ、国家統治について も重要な権能を有している元首であるという見方が成立する。
- b 国際常識に照らせば、天皇を元首とすることは、厳密には無理がある。しかし、歴史的経緯にかんがみれば、今なお、天皇は、内閣の助言と承認に基づいて、国を代表して国事行為を行うことによって、名誉職的な元首としての機能を果たしているのではないか。

イ 天皇を元首と認識することは難しいとする意見

- a 憲法上の権能に照らせば、元首的権限を行使するのは内閣総理大臣であり、天皇はその上にあって、憲法上の権能あるいはそれ以外に象徴としての地位にふさわしい行為を行う存在ではないか。
- b 憲法上、主権者が国民であることははっきりしており、天皇は、主 権者でも統治権の総攬者でもない。そういう意味では、象徴天皇は元 首ではない。

ウ 天皇と内閣の両者で元首の役割を分担して果たしているとする意見

この見解は、前文に「国政…の権威は国民に由来し、その権力は国民の代表がこれを行使」するとあるのを捉え、英国流に、元首の有する「権威」と「権力」とを「天皇」と「内閣」とに分けて考えることもできるのではないかというものであった。

(2) 天皇を元首であると憲法に明記すべきか否か

上記の**ア**の立場から天皇が元首である旨を明記すべきであるとする意見 も述べられたが、これに対しては、その必要はないとする意見が多く述べ られた。

ア 天皇を元首と明記すべきであるとする意見

- a 元首という言葉を使うかどうかは別としても、内閣総理大臣を任命 するのは天皇であり、また、外国の大使及び公使を接受するのも天皇 であるから、天皇が国民を代表する地位にあるということを明確にし た方がよい。
- b 国のかたちとして、天皇の地位はやはり明確にすべきである。すなわち、天皇は日本国の元首であり、日本国の歴史・伝統・文化及び日本国民統合の象徴として我が国の平和と繁栄及び国民の幸せを願う存在であり、その地位は、主権の存する国民、日本国民の総意に基づくことを確認するというしっかりした国のかたちを明確にする必要がある。

イ 天皇が元首である旨を明記する必要はないとする意見

- a 確かに、国際的には元首であると事実上認知をされているが、やはり元首とは、一般的に、統治権の全部あるいは一部を有している存在である。したがって、4条1項に規定されているように、国政に関する一切の権能を有しない、そういう現在の天皇の地位からすると、元首と規定することには慎重を期したい。
- b 今の天皇の地位に元首という側面があることは否定はしない。しかし、元首という呼称に執着するあまり、象徴天皇制から一歩踏み込んだ、元首の名にふさわしい権能を新たに規定するなどの措置は慎まなければならない。
- c 元首の要件の一つとして、対外的に国家を代表する権能があるが、 我が国においては、認証、接受という形式的、儀礼的な行為しか認め られていないこと、 今日では、諸外国における元首の地位も名目化 されつつあること、また、 天皇が自主的に対外的にも元首の役割を 立派に果たしていることにかんがみれば、元首ということを明記する 意味があるだろうか。むしろ、元首と明記しないところに我が国の象 徴天皇制の意義があるのではないか。
- d 天皇の地位について国民的に議論が巻き起こり、これを解決しなければならないという事態が生じた場合には、元首という表現を用いることが適当であろう。しかし、国民の80%は、現在の象徴天皇制につ

いて特に異議を述べていない。この問題は、現在の規定にどのような不具合があるのか、また、具体的に不都合な事例がどの程度明確に調査されているのかによって決定すべきではないか。いずれにせよ、現時点において特に元首と明示をしなければならない社会的事象は、あまりないのではないか。

なお、この点については、「元首」の定義が曖昧なまま議論されているのではないかとする意見も述べられている。

4 天皇制の今後

天皇制の存廃を当面の憲法問題とする意見はなかった。ただし、天皇制は 国民主権の原則と根源の部分において矛盾するものであり、将来的には解消 されていくべきではないかとする意見があった。

(参考人等の発言)

- <天皇制をどのように評価するか>
- ・日本国憲法の下では、天皇はもはや主権者ではなくなり、政教分離原則によって公的な天皇と神道との関係は断ち切られ、また、統治権の総攬者たることをやめたばかりか、国政に関する権能の一切を認められないこととなった。その結果、一見、天皇は政治とは関係のない存在のように見えるが、天皇は、それ自体によって、また、その行動によって国民を統合するという社会的機能を実質的に果たしており、その意味では、高度に政治的な機能を果たしてきたと言い得る。(横田耕一参考人)
- ・天皇が大権を有していたのはわずか 50 数年間のことであって、日本の歴史の中では、天皇は無権力の文化の守り手であり、その意味で、象徴天皇制とは、実は、日本の歴史が作ってきた長い伝統のあるものである。(松本健一参考人)

<国民主権と天皇制>

- ・象徴天皇制は、近代憲法の普遍的原理としての国民主権と調和させる形で現行憲法に残されたものである。(小林武参考人)
- ・国民とともに、国民の幸福を願い、憲法を遵守することが象徴天皇として のあるべき形であり、これが象徴天皇の第一の要件ではないか。(髙橋紘参 考人)

<天皇の地位>

・日本国憲法の下で誰が元首であるかについては、学界でも意見が分かれて いるが、法律学的な観点からは、何らかの国家機関が元首であるというこ とから、当然にそれに何らかの権限を与えなくてはならないということに はならず、あまり実益のない議論である。(長谷部恭男参考人)

- ・天皇は、象徴という立場のなかで、外国に対する代表として、あるいは国内に対するヘッド・オブ・ステートとして活動するという理解が必要であり、象徴をやめて元首にしてしまうことには抵抗を感じる。ただし、元首である側面があることは否定しない。(園部逸夫参考人)
- ・大日本帝国憲法が 1 条で「万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」としながら 4 条では「天皇八国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」という形で天皇の権限に縛りをかけているように、元首という言葉を明治、大正、昭和の人たちが使ったときは、基本的に、いわば天皇の独走や軍部の独走を抑えるためであった。その言葉を今持ってきて、天皇の権限を今よりも強くするというのは、少なくとも、戦前の人たちが元首という言葉に込めたものとは、方向が反対ではないか。(坂野潤治参考人)

<天皇制の今後>

・日本国憲法における天皇の地位の根拠とは、主権者である国民の総意である。したがって、天皇に現在以上の権能を付与することも、また、天皇制を政治的に廃止することも、国民の総意があれば、憲法改正によって可能である。もっとも、現在の国民の8割以上は現在の天皇制に満足しており、その意味では、現在の象徴天皇制は、最も安定している天皇制であると言ってよい。(横田耕一参考人)

第2 皇位継承

皇位継承については、主として皇室典範の問題として議論が行われた。その 主な議論は、女性による皇位継承を認めるべきか否かに関するものであった。

1 女性の皇位継承権を認めるべきか否か

ア 女性による皇位継承を認めるべきであるとする意見

女性の皇位継承権を認めるべきであるとする意見が多く述べられたが、 この意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 日本国憲法は、大日本帝国憲法と異なり、皇位継承資格を皇族男子に 限定していない。
- b 皇位継承権を皇族男子のみに限定したままでは、皇統が途絶える危険がある。
- c 世論調査では、女性の天皇を容認する意見が多数となっている。
- d 女性の天皇を認めることは、男女平等や男女共同参画社会の形成とい

う現在の潮流にも適うものである。

- e 過去に女性の天皇が存在していたことがある。
- f 現行の皇室典範では、男子の皇族にしか皇位継承権を認めていないが、 摂政については現在でも皇族女子の就任を認めている。
- g 王室を有する欧州各国では、女性による王位継承を認めている。

イ 女性による皇位継承を認めることは慎重に検討されるべきであるとする 意見

この意見は、女性による皇位継承を決して否定するものではないとしながらも、これまで皇位継承は男系男子によってのみ行われてきたという伝統を重視すべきであるとして、皇族女子による皇位継承を認めることについては、慎重に検討されるべきであるとするものであった。

2 皇位継承権を認める皇族女子の範囲

女性による皇位継承を認める場合、皇位継承権を与える皇族女子の範囲については、皇族男子に適当な皇位継承者がない場合に限り、例外的に男系の女子に対して皇位継承権を認めるべきであるとする意見と、皇位継承権者の範囲を男系女子にまで拡大したところでそれは一時の摂位に過ぎず、天皇制の継続を考えれば、女系女子にまで皇位継承権を認める必要があるとする意見とに分かれた。また、この問題と関連して、女性による宮家の設立に伴う皇室財政への影響、女性が天皇に即位した場合の配偶者の取扱い等が検討課題として挙げられた。

(参考人等の発言)

- ・現行皇室典範では、男系男子が皇位を継承するとしているが、現に若年の皇族には女子しかおらず、この部分が一つの問題である。また、この問題は、皇位ばかりでなく、各宮家の継承についても同様であり、こうしたことにかんがみれば、現在の皇室典範の改正は必要ではないか。(髙橋紘参考人)
- ・男系男子による皇位継承の伝統にこだわり、かつ、皇統断絶の危険を回避するには、 1947年に皇族から離脱した旧皇族を皇族として復帰させること又は 旧憲法下と同様に非嫡出子に対する皇位継承権を認めることが考えられるが、 旧皇族の復帰は、皇籍離脱以来 50年以上を経た今日では難しくなっている上に、国民感情からも同意が得られないであろうし、また、

非嫡出子による皇位継承を認めるような社会状況も、今日では失われているであろう。したがって、天皇制断絶のリスクを回避するためには、伝統を捨て、男系女子のみならず、女系男子や女系女子に対しても皇位継承

権を認めていくより方策はなく、それが伝統に反するといっても、どうに もしようがない。(横田耕一参考人)

第3 天皇の行為

天皇の行為については、国事行為の運用について見直しを検討すべきである等とする意見が述べられた。また、国事行為以外の行為のうち一部を公的行為として認識すべきであるとする意見、国事行為以外はすべて私的行為として認識すべきであるとする意見等が述べられた。

1 国事行為

天皇の国事行為が「内閣の助言と承認」に基づいて行われる受動的かつ儀礼的なものであることを前提として、現在の国事行為のあり方等について、次のような意見が述べられた。

- a 天皇の国事行為は主権者たる国民から委任されているものであるという 見地に立てば、その運用の実際については、国民に対してオープンにする 必要があり、また、そうすることが象徴天皇の地位を安泰とするためにも 有益である。
- b 憲法に規定されている以上に国事行為を増やすことは、天皇に激務を強いることとなり、好ましくない。
- c 天皇は「国政に関する権能を有しない」という憲法規範を厳格に守ることが重要であり、国事行為の種類を現在以上に増やすべきではない。
- d 国務大臣等の任免の認証に際して用いられる文面には、「右謹んで裁可を 仰ぎます」とあるが、この「裁可」という文言は、あたかも天皇が任命権 者であるかのような誤解を招くのではないか。
- e 我が国に残存する差別意識の問題は、等級の付いた勲章を下賜する形式 の現行栄典制度とも関係があると考える。したがって、勲章の等級を廃止 する等の栄典制度の改革を図るべきである。
- f 宮中祭祀は、政教分離原則との関係から、現在では天皇の私的行為とされているが、少なくとも大嘗祭は、我が国の文化的伝統であり、宗教的性格を有するものではないと考える。したがって、大嘗祭については、国の大事な儀式として、国事行為に加えるべきである。

2 国事行為以外の天皇の行為

国事行為以外の天皇の行為をどのように認識するかについては、 公的性格を有する行為については、準国事行為又は国事行為を補完する行為として認識すべきであるとする意見(国事行為/公的行為/私的行為とに分ける三

分説)と、 国事行為以外の行為については、すべて私的な立場での行為として考えるべきであるとする意見(国事行為/私的行為とに分ける二分説) とが述べられた。

- a 天皇の象徴としての性格をより強固なものとするため、内閣の助言と承認に基づき、かつ、内閣が責任を負うという条件の下、公的行為を憲法に明記すべきである。なお、公的行為には、 国会の開会式や国民体育大会等への御臨席、外国訪問、被災地へのお見舞い等「象徴としての行為」と、皇室内部の諸行事、宮中祭祀等「皇室行為」の2種類が考えられる。
- b 国事行為を増やす必要はないが、現に天皇が行っている行為の中には、 私的な行為とは言い難いものもあるので、それらについては、公的行為と して、内閣の助言と承認を経た上で認めていくべきではないか。
- c 歌会始の儀、新嘗祭等、我が国の伝統・文化の継承に関わる行為については、皇室典範等に明記されるべきではないか。
- d 天皇が国政に関する権能を有しないという点を厳格に守ることは、国民 主権の原理を具体化していく上で欠かせない。したがって、国事行為以外 の行為については、象徴性を有しない私的な行為として考えるべきである。

なお、天皇の行為に関する分類論の背景には、天皇も一人の人間であることから、国事行為以外の活動も行っており、そうした活動と天皇の象徴性とが密接に関係していることがあることを指摘する意見も述べられた。

(参考人等の発言)

<国事行為>

- ・現行憲法上の天皇の権能は、象徴天皇制の採用及び権力の正統性を付与する権能を天皇が有していた歴史的背景を理由として、国民から、天皇に「権威付けの機能」を委ねたものと解するべきである。(園部逸夫参考人)
- ・現在の国事行為を増やすべきだとも減らすべきだとも感じない。ただし、 事実上、何か非常に不便に感じることが皇室の関係であれば、議論することはよいのではないか。また、現在の国事行為のうち、儀式の範囲については、解釈論として更に議論を詰めていかなければならない。(園部逸夫参考人)

<国事行為以外の天皇の行為>

- ・公的行為についてその意義にふさわしい制度上の位置付けが必要であるが、 そのためには慎重な配慮が必要であり、具体的に法律によって限定列挙す ることはなじまない。(園部逸夫参考人)
- ・天皇は、国事行為のみならず、公的行為により、その象徴性を発揮するこ

- とが大切である。ただし、その執行については、内閣が責任を負うべきで ある。(園部逸夫参考人)
- ・天皇の公的行為については、これを容認する立場から、 準国事行為説、 象徴としての行為説及び 公人としての行為説が唱えられているが、い ずれの説を採用しても、天皇の行為が無限定に広がっていくおそれがある。 また、これらの説は、国事行為以外の天皇の行為についても内閣の統制の 下に置こうとする意図から出ているが、現在では、天皇が独走する危険性 よりも、内閣が天皇を政治的に利用する危険性の方が高い。(横田耕一参考 人)
- ・象徴天皇制も50年を経て、その基本的な形が本来のものから歪められているものも散見される。天皇の行為は、憲法上に国事行為として定められており、それ以外の行為は私的行為及び公的行為とされているが、それらのうち、皇室外交については問題がある。天皇の外国訪問自体は政府の判断であり、それ自体に政治的な色彩があることは否めないが、随員の選定等においては、できる限り政治色を払拭すべきである。(髙橋紘参考人)

第4款 安全保障及び国際協力

安全保障

安全保障に関しては、9条に対する評価、自衛権及び自衛隊、集団的自衛権、 日米安全保障条約、在日米軍基地問題及び核兵器の廃絶等について、多岐にわ たり、活発な議論が行われた。

第1 9条に対する評価

安全保障に関する議論では、9条がこれまで我が国の平和や繁栄に果たしてきた役割を評価する意見が多く述べられた。また、少なくとも同条 1 項の戦争放棄の理念を堅持し、平和主義を今後も維持すべきであるとする意見が多く述べられた。

- 9条に対する評価については、次のような意見が述べられた。
- a 現行の憲法は優れた憲法であり、戦後の日本の平和と安定・発展に大きく寄 与してきた。
- b 9条は単なる理念ではなく、軍事大国に進まない歯止めとなっている。日本 の平和が守られてきたことに平和主義は大きな貢献をしている。
- c 9条と前文に基づく平和主義と徹底した平和主義への国民の努力が、我が国の平和に大きな貢献をしてきたことは、アジア各国からの平和主義への支持と積極的な評価からも明らかである。
- d 安全保障を確保するには外交的手段と軍事的手段とがあるが、憲法は、軍事的手段による安全保障を否定し、徹底して人間の安全保障を希求している。
- e 9条があることにより、日本が紛争を起こさず、他国にも侵略されていないとする議論があるが、日米安全保障条約及び自衛隊の存在があったからこそ、 我が国は、平和と経済的繁栄を享受してきた。
- f 9条は、日本の復興から高度成長の時期に日本のために歴史的役割を果たし、 終戦当時の理想や国際情勢を反映した非戦の思想などの優れた原理により日 本の発展や世界の平和に貢献してきたが、現在、9条と国際社会の現実とが乖 離し、解釈でこれを取り繕った結果、憲法の軽視と形骸化が生み出されている。

(参考人等の発言)

・9 条は平和主義を徹底したこと、平和と人権が一体を成すものとして構成されていること等の点において先駆的であり、世界からも高く評価されている。したがって、同条改正による軍隊保有、海外派兵等は、憲法の優れた

体系的一貫性及び徹底性を破壊し、かえって地域紛争等の解決を妨げるお それがある。(小田中聰樹意見陳述者)

- ・米国の一方的な安全保障政策が展開され、また、グローバル化が進行する 現代において、日本は、人間の安全保障及びその法理念である平和的生存 権を国家理念として掲げ、国連を改革して米国中心の安全保障を転換させ るとともに、地域的な安全保障の確立を図るべきである。その際、軍備の 撤廃、非核地帯の設置、紛争防止、社会発展の支援等人間の安全保障の具 体化を図ることが重要である。また、国家の安全保障と人間の安全保障と を対立的なものとして考えることは無意味であり、人間の安全保障を基準 として国家安全保障政策を考えていくべきである。(武者小路公秀参考人)
- ・9条2項は自衛力を持つことを許容している一方で、同条は軍事力によって 国際関係を作るのではなく、軍備のレベルを低くすることで協調主義体制 を築き、国境の壁を低くすることにより相互依存を強めていくという「脱 軍事化」を示している。(進藤榮一参考人)
- ・強大な軍事力を有する諸国に囲まれた日本が、非武装を徹底することで平和を享受することは困難であり、日米安全保障条約が日本の安全の条件であった。つまり、日本の平和は、9条ではなく、同条約により維持されてきたと考える。(北岡伸一参考人)

第2 自衛権及び自衛隊

自衛権の行使として、武力の行使が認められるか否かについては、国及び国民の生命・財産を守るために、自衛権の行使として必要最小限度の武力の行使を認める意見が多く述べられたが、たとえ自衛権の行使としてであっても、武力の行使は認められないとする意見もあった。

1 自衛権及び自衛隊と憲法規定との関係

上記のとおり、自衛権の行使として必要最小限度の武力の行使を認める意見が多く述べられたが、この意見は、自衛権及び自衛隊と憲法規定との関係に関しては、(ア)自衛権及び自衛隊の憲法上の根拠を明らかにするための措置をとるべきであるとする意見、(イ)自衛権の行使や自衛隊の法的統制に関する規定を憲法に設けるべきであるとする意見、(ウ)自衛のための必要最小限度の武力の行使を認めつつ、9条を堅持すべきであるとする意見に大別することができる。なお、(ウ)の意見の中には、自衛隊に関する規定を憲法に追加すべきか否かについては、今後の議論の対象であるとする意見を含んでいる。

また、(エ)自衛権の行使としての武力の行使及び自衛隊に否定的な意見も

あった。

上記のように意見は分かれているが、自衛権及び自衛隊について何らかの 憲法上の措置をとることを否定しない意見が多く述べられた。

ア 自衛権及び自衛隊の憲法上の根拠を明らかにするための措置をとるべき であるとする意見

自衛権及び自衛隊の憲法上の根拠を明らかにするための措置をとるべき であるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

国連を含む国際社会の実情やテロやミサイル問題等の現実の脅威を踏まえると、我が国が武力を行使しない限り平和であると考えることや、「諸国民の公正と信義」に信頼することで足りると考えることは妥当ではなく、国及び国民の生命・財産を守るために防衛体制の整備が必要である。しかし、憲法は防衛に関する基本的な規定を欠いていることから、これを憲法に明記すべきである。具体的には、9条1項の戦争放棄の理念は堅持し、国家の自己保存権としてその保持と行使が国際的に認められている個別的自衛権及び集団的自衛権を我が国も保持し、行使できることを明らかにするため、同条2項を削除するか、あるいは自衛権について憲法に明文規定を設けるべきである。また、自衛隊については、憲法上その位置付けが曖昧であり、同条に違反しているのではないかとの疑念を抱かせるものとなっているため、我が国の防衛を担う組織として憲法上明確に位置付けるべきである。

この立場の中にも、自衛権の行使の限度等について言及するものとして、次のような意見が述べられた。

- a 自衛権の行使としての武力の行使は、我が国の防衛のために必要不可欠な場合に限られ、抑制的であるべきである。
- b 自衛隊の位置付けを憲法上明記するとともに、内閣総理大臣の指揮 権や国会の関与といったシビリアン・コントロールの原則も明記する必 要がある。

イ 自衛権の行使や自衛隊の法的統制に関する規定を憲法に設けるべきであるとする意見

自衛権の行使や自衛隊の法的統制に関する規定を憲法に設けるべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

a 強大な公権力の行使である自衛権の発動が、憲法においてその内容や限度について規定されず、解釈の下で行われていることは、立憲主義・法の支配の観点から問題である。侵略戦争を行わないという 9 条の理念

を守り、個別的自衛権及び集団的自衛権を含め自衛権の行使を制限的・抑制的なものとするために、自衛権の発動要件と限界及び自衛隊の行動原則を、憲法に規定してシビリアン・コントロールに服させるべきである。

b 憲法の解釈の指針となる立法者意思が明らかでないことや、文言上多岐にわたる解釈が可能であることから、憲法が恣意的に解釈される可能性があり、その曖昧さの持つ危険性を認識すべきである。自衛権は、諸外国にも理解される形で位置付けと歯止めを明記すべきである。また、現在の条文は、自衛隊が保持し得る実力は自衛のための必要最小限度のものである旨が解釈できない可能性があるので、その旨を明記すべきである。

ウ 自衛のための必要最小限度の武力の行使を認めつつ、9 条を堅持すべき であるとする意見

自衛のための必要最小限度の武力の行使を認めつつ、9条を堅持すべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

現行憲法は、平和や社会経済の発展に大きな役割を果たしてきており、専守防衛、侵略戦争の放棄、戦力の不保持を内容とする 9 条の精神は、アジアに対して安心感を与えてきたことを踏まえ、同条及び恒久平和主義を不変のものとして堅持しつつ、時代の進展とともに提起されてきた問題については、憲法に規定を加えて補強すべきである。自衛のための必要最小限度の武力の行使は認められ、個別的自衛権の担保として自衛隊が存在する。9条2項で保持が禁止されている戦力と自衛隊の関係については、自衛隊が保持する実力は自衛のための必要最小限度のものであり、同項の戦力には当たらないと解することが可能である。したがって、同条1項及び2項は堅持すべきであるが、自衛隊に関する規定を憲法に追加すべきか否かについては、今後の議論の検討対象である。

なお、9条1項及び2項は一体となってあらゆる戦争を違法なものとしているとし、自衛隊に関する規定に言及することなく、同条はそのまま堅持すべきであるとする意見もあった。

エ 自衛権の行使としての武力の行使及び自衛隊に否定的な意見

自衛権の行使としての武力の行使及び自衛隊に否定的な意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

a 平和は武力の行使によっては実現しない。戦争放棄、戦力の不保持及 び交戦権の否認を定めた 9 条をはじめとする恒久平和主義の点で、現行 憲法は世界に誇るべき内容を持っており、同条は時代の先駆けをなすも

- のである。同条は、我が国が軍事大国になることへの歯止めとなっており、その理念の下で、紛争の未然防止及び紛争が生じた場合の平和的解決に向けての努力を行うべきである。
- b 9条は自衛権を否定していないが、同条の立場からは、中立及び軍事力によらない自衛を図るべきである。
- c 主権国家が自衛権を保持することは否定しないが、その発動は各国の 憲法が規定するところによるのであり、我が国ではこれを 9 条が規定し ている。
- d 戦争による自衛権の行使は国民の生命・財産を犠牲にすることから、 非暴力の抵抗により対処すべきである。
- e 9条が日本の侵略戦争への反省に基づくものであることは、国民の一致した認識である。また、現行憲法の下で非軍事に徹するという安全保障の方向性は、我が国が国際社会に復帰する際の公約になっていたものである。同条の改正により、アジア地域に軍事的な緊張をもたらす事態は避けるべきであり、現実と憲法との乖離については、現実を憲法に合わせて是正すべきである。
- f 世界において武力紛争はなくなってはいないが、9条の戦争放棄、戦力 の不保持及び交戦権の否認の規定の価値は少しも失われていない。
- g 世論調査では、国民の多数が9条の改正に賛成していない。
 - この立場からは、自衛隊について、次のような意見が述べられた。
- a 自衛隊は明確に憲法に反する。憲法学界の通説も、自衛隊を違憲としている。現状と憲法との間に乖離が生じた場合には、立憲主義の立場から、憲法に基づいて現状を是正すべきであり、憲法は、自衛隊の段階的な解消を求めている。
- b 自衛隊は、現在、災害緊急出動や国土保安のため必要な存在として人々に評価されているが、他方、近年の海外における活動は平和憲法の理念からかけ離れ、軍隊としての性格を強めている。
- c 米国が憲法違反を承知で日本に軍隊を作らせ、集団的自衛権を持たせようとするのは、押しつけ改憲論である。
- d 自衛隊は合憲であるが、災害対策のための別組織などへの縮小、改組 など、憲法の理念に近付ける努力をすべきである。将来的には非軍事国 家を目指すべきである。
- e 国民は、専守防衛、非軍事大国化、非核三原則、文民統制などの理念の下で、自衛隊を認めている。しかし、クラスター爆弾を保有するに至っては、専守防衛の域を超えていると言うほかはない。防衛費の大きさを見ると、軍事大国化への歯止めがないことが懸念される。

2 その他

(1) 自衛権

その他、自衛権について、次のような意見が述べられた。

- a 先制攻撃による自衛権の行使は、国際法上許されないものであり、武力による急迫不正の侵害を受けた場合に限り、武力による阻止や反撃を行うべきである。
- b 我が国は、領域保全のために自衛権を行使すべきであり、他国の領域、 海外での武力の行使は許されない。我が国の安全は、日米安全保障条約 に基づき、日本が盾、米国が矛の役割を果たすことにより守られる。
- c 専守防衛の考え方を9条に明記することを検討すべきである。
- d ミサイル発射等に対応できるよう、防衛力をミサイル基地攻撃能力に まで高める必要がある。
- e 国民の生命・財産を守ることを国家の役割として前文に明記すべきである。
- f 国際社会の信頼を得るためにも、安全保障の基本原則を確立し、自衛権について、その基本部分を憲法に明記するか、安全保障に関する基本 法において示すべきである。
- g 自衛のための戦力の保持及び交戦権まで放棄したものと解釈し得る 9 条 2 項は、主権国家の憲法規定として不適切である。
- h 宣戦布告をすることなく戦闘行為が行われる現状において、交戦国としての権利を否定してもあまり意味がない。9条2項は、少なくとも自衛権の行使や国連の集団安全保障活動への参加を妨げるものではない。

(2) 自衛隊

その他、自衛隊について、次のような意見が述べられた。

- a 自衛隊の国際協力活動を国民が評価していることを踏まえ、国際協力 を担う組織として自衛隊を憲法上位置付けるべきである。
- b 政府は、自衛隊を合憲的存在とするために自ら課してきた専守防衛、 文民統制、武器輸出三原則などの諸原則を破ろうとしている。発足当初 に比して自衛隊の軍事化が進むなか、国会において国民が納得するよう な議論がなされなくなってきている。
- c ドイツの緊急事態法制において議会による統制が徹底されていることを参考に、自衛隊に対し監視・規制を十分に行い、また、議会内の少数者の調査権限を強化することにより、シビリアン・コントロールを実効性のあるものにすべきである。特に、自衛隊の海外派遣に当たっては、国会による事前承認、あるいは、事後承認などの関与が必要である。
- d 法の支配の観点から、自衛隊の存在を憲法上明記し、憲法によりこれ

を統制すべきであるが、単独行動主義をとる米国と行動をともにし、国際法上の原則に従わないのであれば、自衛隊を憲法上の存在と認めることは難しい。

(参考人等の発言)

< 自衛権 >

- ・武力攻撃を受けた場合に国民を守ることは、国家の責務であり、国際常識である。したがって、侵略戦争を否定する9条1項を堅持した上で、2項について、削除、自衛戦争の容認の明記、国際安全保障上の共同行動への参画の容認の明記、後段の削除のいずれかの改正を検討すべきである。(五百旗頭真参考人)
- ・自衛権は、本来、急迫不正の侵害を排除することを含む概念であることから、自衛権をそのような意味で捉えた場合には、憲法は自衛権を否定していると考えられる。(浦部法穂意見陳述者)
- ・自衛権は国家の権利であり、その行使の是非や方法は、国際法上認められる範囲内で、各国の自主的な判断に委ねられている。したがって、武力をもって自衛権を行使しない旨を憲法に定めることと、国際法上自衛権を有することとは矛盾しない。(松井芳郎参考人)
- ・自衛権は、自然権及び国家主権の一要素であり、憲法上否定されるものではない。しかし、9条は、公権力が自衛権を行使する態様について、武力の行使等を禁止するとともに戦力の不保持を定めている。したがって、侵略を受けた場合でも非暴力・不服従の抵抗をすることが、憲法の想定する自衛権行使の純粋な形と考えられる。(小林武参考人)

<自衛隊>

- ・自衛権は憲法上明白に否定されない限り存在し、また、自衛のための軍事 組織を持たないことは国家の本質から外れることから、自衛隊の存在は合 憲である。そして、一定規模の軍隊の保持及びその活動方針を憲法上明確 にすべきである。(北岡伸一参考人)
- ・9 条は、国と国民を守る組織が存在することについては明確にしていない。 これを明確にするため、同条 3 項に自衛軍の保持を明記すべきであり、こ のことは、平和憲法の理念に背くものではない。(松本健一参考人)
- ・自衛隊について、その存在、必要最小限度の自衛力の保持等を憲法に明記するとともに、国民の直接的なコントロールの下に置くべきである。(安次富修意見陳述者)
- ・芦田修正の趣旨にかんがみれば、9条の解釈として自衛のための必要最小限度の軍事力を保持することは可能であり、自衛隊の存在は違憲ではない。

また、自衛隊の存在は多くの国民から認知されていることからも、9条の改正は必要ない。ただし、現在の自衛隊の規模は異常であり、「脱軍事化」に沿ったかたちで、かつ、国家・国民の立場に立って、我が国の軍事力のあり方を考えなければならない。(進藤榮一参考人)

- ・自衛隊の存在は違憲であるが、現存する自衛隊をどのように日本の国益のために使うのか、憲法本来の趣旨にどのように近付けるのか等の議論は必要である。9条を改正すべきであるとは考えていないが、国民が同条を改正することで一致するのであれば、軍事力の行使を自衛権の発動及び国連の強制行動の場合に限定する諸外国の憲法に定められているような形で改正することも考えられる。(松井芳郎参考人)
- ・9条の文言解釈及び立法者意思にかんがみれば、自衛のための戦力の保持及 び自衛戦争は認められるという解釈は妥当でない。自衛のための戦力の保 持は違憲であるが、自衛隊を直ちに解体することは現実的ではない。自衛 隊の規模を縮小し、災害救助、国連平和維持活動等を任務とする非軍事的 な組織へと段階的に転換させていくべきである。(結城洋一郎意見陳述者)

第3 集団的自衛権

集団的自衛権に関しては、その行使の是非、行使を認める場合の法的根拠などについて議論が行われた。

1 集団的自衛権の行使の是非

集団的自衛権の行使の是非については、これを認めるべきであるとしつつその行使の限度に言及しない意見、これを認めるべきであるとしつつその行使に限度を設けるべきであるとする意見及びこれを認めるべきではないとする意見に、ほぼ三分された。

(1) 集団的自衛権の行使を認めるべきであるとする意見

()認めるべきであるとする意見の論拠

集団的自衛権の行使を認めるべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 最近の緊迫した国際情勢を踏まえて、米国と共同して行う我が国の 防衛及び我が国周辺における国際協力をより円滑・効果的に行うため、 あるいは、米国との対等な同盟関係を構築するため必要である。
- b 集団的自衛権は主権国家が持つ自然権であり、国連憲章上も認められていることから、我が国においてもその行使は認められる。
- c 個別的自衛権と集団的自衛権を一体として捉えるのが国際常識であ

り、集団的自衛権だけを取り出して、保有するが行使はできないと解 釈することは妥当ではない。

なお、アジア地域における地域安全保障の枠組みについては、集団的 自衛権を行使できないことが我が国の安全保障政策の選択肢を狭めたり、 外交上の足枷になる可能性がないかという点を踏まえ、議論すべきであ るとする意見も述べられた。

()集団的自衛権の行使の限度

集団的自衛権の行使を認めるべきであるとする立場から、集団的自衛 権の行使の限度について、次のような意見があった。

- a 限度を付すことにより他国と共同して行う活動に支障を来す場合も 想定されるため、憲法にあらかじめ限度を設けるべきではなく、状況 に応じて随時、政策判断をなすべきである。
- b 集団的自衛権は国家としての基本的な自然権であり、我が国の防衛や 国際的な平和協力業務を有機的、実効的に行うために、これを行使で きるようにすべきであるが、これをどのような場合に行使するかは、 その時々に判断すべきことである。
- c 集団的自衛権の行使について、安全保障に関する基本法において、 周辺事態などの地理的な限定を付すべきである。
- d 個別的自衛権及び集団的自衛権を含め、自衛権の行使は我が国の防衛のために必要不可欠である場合や我が国の死活的利益に重大な影響がある場合に限られるべきであり、その行使は抑制的であるべきである。
- e 集団的自衛権の行使は、 同盟国間に限定する、 東アジア地域に 限定する、 我が国の防衛の目的に必要不可欠である場合に限定する などの限度を付して認めるべきである。
- f 9条1項の理念を堅持する限り、無限定の集団的自衛権の行使はあり得ない。個別的自衛権の延長線上にあるものとして行使の範囲を整理すべきである。

(2) 集団的自衛権の行使を認めるべきではないとする意見

集団的自衛権の行使を認めるべきではないとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 現行憲法は集団的自衛権を認めていない。9条の解釈として、集団的自 衛権を持たないと考えることが憲法学界でも当たり前の見方である。
- b 歴代政府は、我が国は主権国家として国際法上集団的自衛権を保有するが、9条の下で行使できないという統一見解を公にしている。これが解

釈により変遷し、混乱が生じていることから、統一見解の原点に戻るべきである。同条は、例外的に日本だけが採用していると考えるのではなく、これを国際社会の規範とすべきである。そのためには、戦争を否定し軍隊を放棄した世界の構築に向けて、自らがまず努力していくという決意を示す必要がある。

- c 武力を行使しないという憲法の理念から、我が国は非軍事分野における国際協力を行うべきであって、集団的自衛権の行使を認める憲法改正を行うべきではない。
- d 集団的自衛権は、国連憲章上、例外的かつ暫定的なものとされている。 また、現実には軍事同盟の根拠に用いられ、攻撃権と同じである。世界 の多くの国は軍事同盟に参加していないという国際的な潮流を重視すべ きである。
- e 集団的自衛権の行使を認めることは、地球的規模で行われる米国の戦争に自衛隊が制約なく参加できるようにするものである。
- f 集団的自衛権の行使を認めることは、アジア諸国に対して不信感と脅威を与える結果となる。武力の行使はあってはならず、日本だけではなく、アジアのすべての国が戦争を起こさないような枠組みを作っていくことが、日本のあり方として重要な課題であり、それが 9 条を現実に生かしていくことである。

2 集団的自衛権の行使を認める場合の法的根拠

集団的自衛権の行使を認めるべきであるとする立場から、その法的根拠について、憲法改正によるべきであるとする意見が多く述べられたが、憲法解釈の変更により認められるとする意見もあった。

ア 憲法改正によるべきであるとする意見

集団的自衛権の行使は憲法改正によるべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 個別的・集団的を問わず、我が国が自衛権を保持し、行使できるということを明らかにするために、9条2項を削除するか、あるいは自衛権についての明文規定を設けるべきである。
- b 自衛権の発動要件や限度を憲法に規定して、シビリアン・コントロールに服させることが必要である。集団的自衛権を含む自衛権の行使の限度を明確にするため、憲法に明記すべきである。

なお、この立場からは、 集団的自衛権は解釈で認めることも可能ではあるが、もともと自国の死活的利益に関わる範囲で許されるとする考え方に基づいていたことを踏まえ、これを明記して行使の限度を明確に

すべきであるとする意見や、 個別的自衛権と集団的自衛権の区別は、 自衛権の行使のあり方について憲法に規定がないなかで、自衛権の行使 の限度を画する上で必要な区分であったが、憲法に自衛権の行使の要件 や限度が規定されれば、両者を区別する必要性は乏しいとする意見も述 べられた。

c 集団的自衛権の行使という重要な問題は、解釈の変更によって行うべきではなく、また、憲法上の根拠に基づき国民の合意の下に行使できるようにするため、憲法改正により認めるべきである。

イ 憲法解釈の変更により認められるとする意見

集団的自衛権の行使は憲法解釈の変更により認められるとする意見は、 その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 国家は、その固有の権利として、個別的・集団的を問わず自衛権を有し、行使できるのであり、集団的自衛権の行使を認めることを憲法に明記する必要はない。
- b 政府解釈は、集団的自衛権の行使は自衛のための必要最小限度の範囲 を超えるため認められないとするが、その限度は時代に応じて変化して いる以上、憲法改正をしなくても集団的自衛権の行使は可能である。
- c 憲法改正の論議と並行して、安全保障に関する基本法を制定し、その中で、集団的自衛権の行使を認めることも可能である。

3 その他

その他、集団的自衛権の行使について、次のような意見が述べられた。

- a 憲法改正や憲法解釈によって集団的自衛権を現時点で認めることには賛成しない。まず平和主義を大原則とし、その上で経済、外交、政治も含めた地域安全保障を検討し、また、国際情勢にかんがみて、強い必要性がある場合に、集団的自衛権の行使について考えるべきである。
- b 一般に、集団的自衛権よりも個別的自衛権の方が自制的であると考えられているが、行使の程度によっては、この考え方は必ずしも当てはまらないのではないか。また、「武力行使との一体化」論と集団的自衛権との関係について、検討すべきである。

(参考人等の発言)

- <集団的自衛権の行使の是非>
- ・集団的自衛権に関する政府解釈は、当時の情勢の中では適切な判断であったといえる。しかし、今日の日本が置かれている国際情勢や今後の日米同盟のあり方から考えると、個別的自衛権と集団的自衛権とを区別すること

なく、自衛権を国家が普通に行使できるようにすべきである。(森本敏参考 人)

- ・安全保障体制を共同で構築する方向性が示されているグローバル化社会において、自衛権の保持を明確にしていない憲法のままでは、集団的自衛権の行使を含む体制を構築することはできない。(松本健一参考人)
- ・集団的自衛権を行使する場合、何らかの線引きがなければ際限なく拡大する危険性があることから、その行使を無条件で肯定するという考え方には 賛成し難い。(武村正義公述人)
- ・日本の安全に関わる問題は、領土だけではなく、周辺地域や国際社会全体 と関わることから、集団的自衛権の行使の範囲をあらかじめ狭く限定する ことが、果たして実効性のあるものかどうか疑問である。(菊池努参考人)
- ・集団的自衛権は他衛であることから、その行使を認めると、日米同盟に基づき米国が必要とする戦争に日本が参戦し、ひいては、憲法を破壊することにつながる。(草薙順一意見陳述者)
- ・集団的自衛権の行使に関する政府解釈は、その行使を否認することで、我 が国が軍事大国化することに歯止めをかけている。(田口富久治意見陳述 者)
- <集団的自衛権の行使を認める場合の法的根拠>
- ・集団的自衛権に関する政府解釈は理屈に合わず、また、集団的自衛権には、 武力の行使を含まない行使の態様もあり得ることから、内閣総理大臣が公 式に言明すれば、現行憲法の下でも集団的自衛権を行使することは可能で ある。また、自衛軍及び自衛措置に関する規定を設けることで、当然、個 別的自衛権及び集団的自衛権の行使は認められる。(中曽根康弘公述人)
- ・集団的自衛権の行使が可能となるように解釈を変更するとするならば、9条 全体を根本から見直す必要がある。従来の解釈との整合性を保ちつつ、解 釈で処理できるかどうかは、非常に難しい問題である。(津野修参考人)

< その他 >

・共通の脅威に対しては、一国で対処するより多数の国で対処する方が抑制 的であることから、集団的自衛権の行使は認められないとする政府解釈は 妥当ではない。(五百旗頭真参考人)

第4 日米安全保障条約

日米安全保障条約については、その存続を前提とする意見が述べられたが、 同条約に否定的な意見もあった。

ア 日米安全保障条約の存続を前提とする意見

日米安全保障条約の存続を前提とするものとして、次のような意見が述べられた。

- a 我が国の戦後の平和と繁栄に対して憲法が果たしてきた役割を高く評価するが、同時に、我が国の安全は日米安全保障条約や自衛隊により守られてきたことを認識すべきである。国際社会の実情を踏まえ、国益が激しく衝突する国連に過度に期待するよりも、日米同盟関係の存続、強化により安全保障体制を構築することが国益に適う。
- b 核の脅威等に対し、我が国が一国で対応するとすれば、アジア地域に 緊張を持ち込むことになる。日米同盟は、非常に現実的な安全保障政策 である。
- c 日米安全保障条約は片務的な条約であるため、集団的自衛権の行使を 認めて、対等かつ双務的な日米関係を築く必要がある。
- d 我が国の安全保障は、現実には日米同盟を前提に考えざるを得ないが、 我が国の自立のためにも、国連中心主義を重視すべきである。
- e まず、自国において安全が確保できるようにすべきであり、その上で、 日米同盟のあり方や国連の平和維持機能を多角的に考えるべきである。
- f 我が国の外交・安全保障の方向性については、国連、米国、アジアの 三つを柱とし、日米安全保障条約を重視しつつ、国際協調主義の観点か ら国連中心主義をも重視すべきである。
- g 国連憲章は、地域的取極が国連の目的及び原則と一致することを条件 としており、米国との同盟関係を国際協調より重視することは適当では ない。
- h 日米安全保障条約には、国連憲章に従うことが規定されている。したがって、日米安全保障体制と国連を中心とする国際協調体制とを対立させて捉えるべきではない。
- i 米国との同盟関係に偏重して米国の単独行動主義に追随すべきではなく、国連を中心とした国際秩序の維持が図られるように、国連の機能強化に努めるべきである。

イ 日米安全保障条約に否定的な意見

日米安全保障条約に否定的なものとして、次のような意見が述べられた。

- a 平和主義を掲げる憲法と日米安全保障条約は矛盾している。9条の精神 に沿って、同条約を解消すべきである。
- b 先制攻撃戦略を掲げる米国と同盟関係を持つことは、国民の生命・安全を守ることにはならない。在日米軍は他国における紛争を解決する手段として運用されている。

- c 日米安全保障共同宣言や新ガイドラインにより日米安全保障条約の適用範囲が拡大・変質し、憲法の理念が日米安全保障条約をはじめとする 安全保障上の法体系により空洞化させられている。
- d 我が国は、憲法の精神から、国連中心主義をとるべきである。国連への期待は冷戦崩壊後、一層高まっており、米国が単独行動主義をとるのに対し、国連を中心とした平和秩序の構築が求められている。

(参考人等の発言)

- ・国益が衝突する場である国連に、日本の安全保障を委ねることは危険である。戦後、日米安全保障条約の下で日本が侵略されなかった事実を踏まえると、米国と協調しながら国際社会において貢献していくのが望ましい。 (安保克也公述人)
- ・日米同盟は、アジアにおける軍事的紛争が発生するのを抑止する手段として大きな公共的役割を担っているという認識が、アジア地域諸国に共有されつつある。(菊池努参考人)
- ・多極的な安全保障を構築することにより、米国の政策に対する独自の立場からの判断ができるよう、日米関係を「普通の関係」にすべきである。(姜 尚中参考人)
- ・日米安全保障条約の基本を変更する必要はないが、現在の片務性を改め、 信頼関係に基づく完全な双務性のある関係に早期に近付けることが必要で ある。また、日本が戦える軍隊を持つことになれば、周辺諸国に対する日 米同盟の抑止力が高まる。(田久保忠衛参考人)
- ・在日米軍が存在することが他国からどのように評価されるかという問題を 踏まえ、軍事中心の日米安全保障条約を破棄して、日米友好平和条約を締 結すべきである。軍事的連関が必要ならば、その後に考えていくべきであ る。(小田実参考人)
- ・日米同盟のような軍事関係を締結して、国内に外国軍隊の駐留を認めることは、戦力の不保持を定める9条に照らし、違憲である。(小林武参考人)

第5 在日米軍基地問題

在日米軍基地の多くが沖縄に集中していることを念頭に、基地問題の現状と 今後のあり方、基地問題と憲法との関係等について、次のような意見が述べら れた。

a 沖縄が、戦前から今日まで、我が国の中で特別な位置にあり、今なお米軍 基地が集中的に存在する戦略的拠点であることを踏まえた上で、安全保障の 問題を考えることが重要である。

- b 米軍基地が集中している沖縄の負担は重いが、日米安全保障条約を堅持し、東アジアの安全保障を維持することも必要である。沖縄の中核的な役割は残しつつ、グアムやフィリピンに米軍の訓練を移転することにより、その負担を軽減することも検討に値する。また、日米の真のパートナーシップを考えた場合に、日米地位協定を改定すべきである。
- c 日本全土に広がる米軍基地、在日米軍への特権付与とその拡大、事実上の 米軍支援となる自衛隊の海外派兵など、9条の理念に反して日米安全保障を優 先させる現実がある。まさにこのことが、憲法の平和主義と現実との乖離で ある。また、基本的人権の保障の面から、不平等な日米地位協定の改定は当 然である。
- d 我が国が憲法で非武装を謳っている以上、速やかに日米安全保障関係を解 消すべきである。歴史的な事実から、在日米軍基地所属の部隊が、他国にお ける紛争解決の手段として使用されたことは、明らかである。
- e 祖国復帰から今日に至るまでの沖縄は、憲法の理念に反する状況に置かれている。膨大な米軍基地や日米地位協定が存在するために、そのような状況が日常化しており、憲法の精神、理念の実現が求められている。
- f これまで、我が国に外国軍隊が駐留していることのリスクが真剣に考えられてこなかった。フィリピン憲法に外国軍隊の駐留を認めないとの規定があるように、憲法改正に当たって、同様の規定を設けるという考え方もある。

(参考人等の発言)

- ・沖縄における人間の安全保障が、我が国の国家安全保障と両立することが 重要な課題である。人間の安全保障が脅かされていることがあれば、徹底 的に改善される必要があり、それが一切脅かされないような沖縄を実現す ることが、憲法の精神を守るということの第一歩である。(猪口邦子公述人)
- ・沖縄には、「核抜き・本土並み」という返還時の公約が果たされないまま、 半世紀以上にわたって、75%に当たる在日米軍基地が集中しており、これ は、政治のあり方として誤っている。また、新たな基地を設置するという 考え方は、時代錯誤である。(山内徳信意見陳述者)
- ・沖縄の在日米軍基地の整理・縮小は県民の総意であること及び沖縄の米軍の展開が東アジア太平洋地域の平和と安全に寄与していることを踏まえた上で、前文の恒久平和の理念、9条の戦争放棄、地位協定における人権問題等の観点から、平和及び基地に関する沖縄問題について、真摯に議論を深めていく必要がある。(安次富修意見陳述者)

第6 核兵器の廃絶等

核兵器の廃絶や非核三原則の憲法への明記、核兵器に関する政策のあり方と 憲法との関係等について議論が行われた。

核兵器を廃絶すべきであるとして、次のような意見が述べられた。

- a 我が国が核兵器を保有することは憲法違反である。平和主義を掲げる憲法 の精神を生かして核兵器の廃絶に努力すべきである。
- b 核兵器の廃絶や非核三原則を、憲法に明記すべきである。
- c 核抑止論から脱却しない限り、核兵器の拡散の危険性は続く。核兵器の廃 絶と矛盾する核抑止論は認められない。
- d 核兵器の廃絶は国際社会の世論となっており、核抑止論は支持を失っている。
- e 北東アジア非核地帯構想を実現すべきである。

なお、核抑止力との関連では、次のような意見が述べられた。

- a 唯一の核兵器による被爆国として、我が国が核兵器の廃絶を訴えながら米 国の核抑止力に頼ることは疑問であり、核抑止力に頼らない防衛体制を整備 すべきである。
- b 米国の核抑止力に依存しなければ、必要最小限度とされる自衛権の行使だけで我が国の安全は確保できない。

(参考人等の発言)

- ・被爆者として、平和に生きるための世界を築く責任を果たす必要がある。 忌まわしい戦争を再び起こさず、核兵器は絶対悪として一日も早く廃絶し なければならない。(高橋昭博意見陳述者)
- ・政府は武力の行使や威嚇ではなく、政治的、経済的な手段により、積極的 に平和主義を実現する努力をしなければならない。その方策としては、国 内的には非核三原則の厳守、非核法の制定、国際的には、非核地帯条約、 特にアジア地域非核条約の締結などが考えられる。(石村善治意見陳述者)
- ・大量破壊兵器及び核兵器の廃絶は、日本だけではなく世界の念願であることを日本は明確に打ち出すべきである。(白石正輝公述人)

国際協力

湾岸戦争を契機に PKO 協力法が制定され、その後、テロ対策特措法、イラク人道復興支援特措法等の制定により、自衛隊の海外での活動が行われてきた。このような状況を踏まえ、自衛隊の海外での活動その他我が国の国際協力のあり方と 9 条との関係について、活発な議論が行われた。

我が国が今後もより積極的に国際協力を行うべきであるとする点については、 概ね共通の理解があったが、我が国がどのような国際協力を行うべきであるの かについては、多様な意見が述べられた。具体的には、国連の集団安全保障活 動等への参加、自衛隊の国際協力活動等について議論が行われた。

その他、地域安全保障の枠組みの構築や、国際機関への国家主権の移譲と憲法との関係についても議論が行われた。

第1 国際協力の推進と憲法との関係

国際協力について憲法に何らかの規定を置くべきであるか否かについては、何らかの規定を置くべきであるとする意見が述べられたが、新たに憲法に規定する必要はないとする意見も述べられた。

ア 憲法に何らかの規定を置くべきであるとする意見

国際協力について、憲法に何らかの規定を置くべきであるとするものと して、次のような意見が述べられた。

- a 国際社会において求められる貢献を行うために、憲法に国際協力の根拠や活動の権限を示す明確な規定を置くべきである。
- b 人間の安全保障を実践し、現在行っている国際貢献以上の貢献を行う ために、国際協力を積極的に行う旨の規定や、国際社会における我が国 の役割・責務等について定める規定を憲法に明記すべきである。
- c 安全保障の基本原則として、国連を中心とした平和秩序を維持する活動への積極的な参加を憲法に明記すべきである。
- d 海外派遣の必要が生じる度に、9条の制約との整合性をとりながら法律 を制定して、自衛隊を海外に派遣するのではなく、自衛隊の海外派遣に ついての根拠規定を憲法に置くべきである。
- e 国際協力の根拠規定を憲法に加えることが望ましい。その際、平和維持活動や国際平和協力活動が、 国連決議に基づいていること、 武力の行使を目的としないことなどの原則を明確にする必要がある。
- f 国際的な平和維持活動への参加の基準や平和の維持・構築への関わり 方など、我が国がどのような基準に基づいて国際協力を行うかについて、

憲法上ある程度明確にすべきである。

- g 現行憲法は、国際協力を担う実力組織や実力行使のための武器使用の 面で足りない部分があるので、これを憲法に規定すべきである。また、 軍事力の行使による国際協力が不可避である場合に、これを可能とする ための憲法改正を行うべきである。
- h 国際協力活動においては、武力の行使の可能性も認めるが、参加する 分野は事後処理的平和構築に限定すべきであり、その点について、憲法 に明文化すべきである。
- i 国民の合意や憲法改正要件を考慮すると、当面は平和的分野における 国際協力を規定し、それを超える部分については、長期的に合意形成を 図るべきである。
- j 平和主義の理念を継承し、更に発展させた上で、国際社会の平和と発展のために積極的な役割を担うことを憲法で宣言すべきである。
- k ODA(政府開発援助)等の海外援助は、前文に国際協調の理念が述べられており、憲法上に明文規定がなくても認められるが、明文化が望ましい。同時に、海外援助に関する国会の関与を明文化すべきである。
- 1 国際協力の分野で NGO (非政府組織)が活躍する時代になっていることから、国際平和における国民の義務、役割を憲法に明記すべきである。

イ 新たに憲法に規定する必要はないとする意見

国際協力について、新たに憲法に規定する必要はないとするものとして、 次のような意見が述べられた。

- a 国際協力の推進に当たっては、国連憲章と憲法が共に生かされるよう 積極的に努力することが重要であって、9条の下で、非軍事的な分野にお ける支援活動を行うべきであり、憲法を改正する必要はない。
- b 軍隊や軍事力によらなくても国際協力は十分可能であり、9条を生かし、 具体化することが世界への貢献となる。具体的には、災害への緊急援助、 発展途上国への社会開発協力、紛争予防のための外交努力、紛争後の選 挙監視、人道支援等を通じて国際協力を行うべきである。
- c ODA等の海外援助についての明文規定を置くことが望ましいとする見解があるが、9条、98条2項などにより国際協調主義が担保されているので、根拠条文は必要ない。

(参考人等の発言)

・前文及び 9 条は、国連の活動や国際社会の公共性を反映する活動に我が国が参加することを制約するものではない。ただし、同条 2 項が存在するために、このような活動への参加が集団的自衛権と関連付けられ、制限され

るおそれがあるので、同項を削除するか、又は削除の上、積極的な国際協力の推進に関する規定を設けるべきである。(田中明彦参考人)

- ・我が国は、国際協力を国際平和維持活動の分野に限定して捉えてはならない。平和、経済的社会発展、人権、民主主義等が不可分の関係にあることに留意した上で、独自の国際協力像を構築し、これを実現するよう国連に働きかけるべきである。その出発点は、憲法の平和主義、国際協調主義及び主権平等であり、これらは国連の国際協力の理念とも一致している。(松井芳郎参考人)
- ・憲法は、軍事的手段ではなく平和的手段を通じて積極的に国際協力を行うことを求めており、その根拠は前文にある。(小林武参考人)

第2 国際の平和及び安全の維持のための国際協力

1 国際の平和及び安全の維持と国連憲章

国際の平和及び安全の維持と国連憲章の関係について、次のような意見が 述べられた。

- a 国連中心主義や平和外交は大事であるが、国際テロや大量破壊兵器に国際法が対応しきれていない側面がある。
- b 我が国が国連決議に基づかない武力の行使を支持することは、条約や国際法規の誠実な遵守を定めた 98 条に抵触する可能性が高く、ひいては国務大臣の憲法遵守義務を定めた 99 条に違反する。
- c 主権国家の政権を倒すために軍事行動をとることは、国連憲章をはじめ とする国際法上、合理的な理由を持たない。
- d 米国のイラク攻撃への各国の対応に示されたように、無法な侵略を許さず、国際紛争を平和的な手段で解決するという原則を掲げた国連憲章や平和のルールを、各国は受け容れている。我が国は、自衛隊の海外派兵ではなく、戦争放棄を定めた 9 条を堅持し、世界とアジアの平和と安定を図るために積極的な役割を果たすことが強く求められている。

2 国連の集団安全保障活動等への参加

国連の集団安全保障活動への参加の是非については、非軍事の分野に限るべきであるとする意見もあったが、非軍事の分野に限らずこれに参加すべきであるとする意見が多く述べられた。また、後者の立場から、その法的根拠を憲法上明記すべきであるとする意見が多く述べられたが、現行憲法でも参加は可能であるとする意見もあった。なお、国連の枠組み以外における武力の行使を伴う国際的共同活動への参加についても意見が述べられた。

(1) 非軍事の分野に限らず国連の集団安全保障活動等に参加すべきであると する意見

()国連の集団安全保障活動に参加すべきであるとする論拠

非軍事の分野に限らず国連の集団安全保障活動に参加すべきであると する意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 我が国の平和や繁栄は、国際の平和と安全から大きな恩恵を受けており、国際協力を行うことが我が国の平和と繁栄のために不可欠であることから、経済大国にふさわしい役割を果たすべきである。
- b 一国平和主義から脱却して、他国とリスクを共有しながら国際協力 を行うことが、より一層の貢献になる。
- c 最近の国連の下で行われる平和維持のための活動は、多国籍軍型で 自己完結させて、停戦監視から、治安、人道、経済面での支援まで含 む複合的な活動を行うものになってきていることから、これに参加、 協力できるようにすべきである。
- d 国連の平和秩序を維持する活動に参加することは加盟国としての義 務であることから、国連軍や多国籍軍を含めて積極的に参加すべきで ある。

この立場の中には、国連の集団安全保障活動への参加のあり方に言及するものとして、次のような意見があった。

我が国は、集団安全保障活動に参加すべきであるが、武力の行使を 活動の前面に出て行うべきではなく、抑制的に行うべきである。

()国連の集団安全保障活動への参加について憲法上明記することの要否 ア 憲法上明記すべきであるとする意見

国連の集団安全保障活動に参加するために、法的根拠を憲法上明記 すべきであるとするものとして、次のような意見が述べられた。

- a 政府の憲法解釈を踏まえると、国連軍や多国籍軍に参加して武力 の行使を伴う活動を行うことはできないことから、国連の集団安全 保障活動に積極的に参加するために憲法を改正すべきである。
- b 前文の国際協調主義は抽象的な規定であるので、集団安全保障活動への参加について明確な規定を設けるべきである。
- c 国際協力として行われる武力の行使は現行憲法の下でも可能であるという解釈も成り立つが、その解釈の下で、専ら軍事的活動を行うものにまで我が国は参加すべきではないことから、武力の行使はあくまで究極かつ最終的なものであることを明記すべきである。
- d 国連の集団安全保障活動については、武力の行使の可能性も認め

つつ参加すべきであるが、先制攻撃的な活動に参加しないことを担保するために、治安維持などの紛争の事後処理的平和構築活動等に限定し、装備は必要最小限度とする旨を憲法上明確にすべきである。

なお、 現行憲法上も国連の集団安全保障活動に参加することは可能であるが、憲法に明記することが望ましいとする意見や、 9条は国家主権の発動に関する規定であるのに対し、国連軍、多国籍軍及び平和維持活動は、安保理決議等に基づいて加盟国として行う活動であり、国家主権の制約とも言えるものであることから、同条とは別条で規定すべきであるとする意見も述べられた。

イ 現行憲法でも参加は可能であるとする意見

国連の集団安全保障活動に参加することは現行憲法でも可能であるとするものとして、次のような意見が述べられた。

- a 国連の集団安全保障活動は、9条が禁ずる国権の発動としての武力 の行使ではなく、前文の国際協調主義に基づくものであり、自衛の ための必要最小限度の武力の行使とは別枠で認められていると解釈 することが可能である。
- b 集団安全保障活動一般は、法律論、憲法論としては可能であるが、 どこまで関与するかは、その時点における政策選択の問題である。

()国連の枠組み以外における武力の行使を伴う国際的共同活動への参加

国連の集団安全保障活動よりも広く、国際的な合意に基づく国際の平和と安全の維持や人道支援のために行う国際的共同活動にも参加すべきであり、そのために憲法を改正すべきであるとする意見が述べられた。これは、 一人一人の人間の豊かな可能性を引き出し、意義ある生活が送れるよう支援を行うヒューマン・エンパワーメントと、 支援地域の社会秩序維持に関し国家が十分に機能を発揮できない場合に、軍事力の提供をも含む支援を行うプロテクションの側面を有する「人道上の人間の安全保障」という未来志向の柔軟で強靭な平和主義を実現すべきであることを論拠としている。これに対して、国際協力としての武力の行使は、国連の枠組みの下で行われる必要があるとする意見が述べられた。

(2) 国連の集団安全保障活動等への参加は非軍事の分野に限るべきであると する意見

国連の集団安全保障活動等への参加は非軍事の分野に限るべきであると する意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

a 国際社会の共通の利益のために武力の行使を認める国連の集団安全保

障活動であっても、憲法は我が国がこれに参加して武力を行使することを認めていない。国連憲章が定める軍事的強制措置に対しては、我が国は、9条があるために参加しないということを明確にした上で、国連に加盟した。この考え方を変更することは、アジアをはじめとする世界に対する日本の対外的な公約を取り消すことになる。また、このような軍事的強制措置に我が国が参加することは、アジア諸国に対し不信感と脅威を与えるおそれがある。

- b たとえ国連による制裁のための武力の行使であったとしても、自衛隊の海外派兵は自衛のための必要最小限度を超えた武力の行使であり、憲法上許されないというのが歴代内閣の解釈である。集団安全保障活動への参加が可能となるように憲法を変える必要はない。
- c 国連の集団安全保障活動について、国連の枠組みの下であれば、すべての武力の行使が可能であるとすることに対しては慎重な態度をとるべきであり、非軍事分野の支援活動として、PKO、ODA、NGOを有機的に組み合わせた多面的な国際協力をすべきである。

3 自衛隊の国際協力活動

(1) 自衛隊の国際協力活動の是非

国際協力の主体として、自衛隊を活用すべきであるとする立場からの意見と、これを活用することは適当ではないとする立場からの意見が述べられた。前者の立場からは、自衛隊の国際協力について、憲法に規定を置くか、あるいは、自衛隊の海外派遣について一般的に定める恒久法を制定すべきであるとする意見や、現行の憲法にも根拠を求めることができるとする意見が述べられた。また、自衛隊以外の組織の活用についても意見が述べられた。

ア 自衛隊を活用すべきであるとする立場からの意見

国際協力の主体として、自衛隊を活用すべきであるとする立場から、 次のような意見が述べられた。

- a 我が国は、経済大国として積極的な国際協力を行うべきであり、世界からは人的貢献を含む協力を行うことを期待されている。しかし、9条を改正しないで、必要がある度に法律を制定して自衛隊を派遣するという対応には限界がきている。そのため、自衛隊が国際協力活動に参加することを憲法に明確に位置付けるべきである。
- b 国連中心主義の立場から、自衛隊は国連の国際協力活動に積極的に参加すべきである。このことを明確にするために、憲法に規定を設けるか、あるいは、派遣の度に制定される個別法に替えて、自衛隊の海外派遣に

関する恒久法を制定すべきである。

- c 国際協力のために自衛隊を海外に派遣する根拠規定は、前文 3 段や 73 条の内閣の外交権限に求めることができる。
- d 自衛隊の海外における人道支援活動は専守防衛の領域を超えている との批判を踏まえ、その根拠法として安全保障に関する基本法などを制 定する必要がある。
- e 国連平和維持活動に積極的に参加すべきであるとの国民の合意は十分に得られている。また、安保理決議に基づき紛争終結後の非軍事分野での支援に自衛隊が出動することは、専守防衛を踏み出すものではなく、合憲である。

イ 自衛隊を活用することは適当ではないとする立場からの意見

国際協力の主体として、自衛隊を活用することは適当ではないとする 立場から、次のような意見が述べられた。

- a 自衛隊の海外派遣は、憲法上認められない。9.11 テロのような危機 の発生を契機として、自衛隊を海外に派遣する動きが度々生じている が、このような動きは、憲法の基本的な部分を壊しかねない。
- b 平和憲法を持つ我が国の果たす役割は多様であるべきであり、人的 貢献について、まず自衛隊の派遣を問題にするのではなく、自衛隊以 外の人的貢献のあり方について検討すべきである。例えば、自衛隊の 派遣よりも、NGO の活動などを取り入れた外交を進めることが憲法の 平和主義の実現につながる。
- c 国連平和維持活動は軍事的側面を含むが、当該軍事的側面に参加することは憲法上許されない。個々の活動内容を具体的に検討した上で、 非軍事的分野において協力することは当然である。
- d 憲法上、国連平和維持活動への参加は、非武装の範囲での活動に限 定されるべきであり、自衛隊は参加すべきではない。

ウ 自衛隊以外の組織の活用に言及する意見

国際協力の主体として自衛隊以外の組織の活用に言及するものとして、 次のような意見が述べられた。

- a 自衛隊とは別に国際協力を行う「国際協力部隊」の創設を検討すべ きである。
- b 集団安全保障活動への参加に関して自衛隊とは別の組織を創設する ことは、人材・費用の面において無駄である。

(2) その他の自衛隊の国際協力活動に関する意見

上記の意見のほか、自衛隊の国際協力活動について、次のような意見が

述べられた。

- a 国際協力活動の可否は専ら「武力行使との一体化」の基準により判断されているが、当該基準によらず、本来の活動目的が達成できるように 検討すべきである。
- b 自衛隊の国際協力活動が他国と共同して行われる以上、武器使用基準 を国際水準に合わせるべきである。
- c 攻撃を受けている他国部隊の救援等が可能であるか否かという問題に ついて、憲法上の問題も含め検討すべきである。
- d 我が国は、国連平和維持活動に積極的に参加すると同時に、近時、同活動の任務が拡大・変質し、重武装や強制的な武力行使の事例もみられるなかで、強制的措置あるいは強制的武力行使に至るような活動を是正すべきである。

4 国連に関する事項

(1) 我が国が安全保障理事会の常任理事国になることの是非

我が国が安全保障理事会の常任理事国になることの是非について、常任 理事国になるべきであるとする立場からの意見と、これになることは適当 ではないとする立場からの意見が述べられた。

ア 常任理事国になるべきであるとする立場からの意見

我が国が安全保障理事会の常任理事国になるべきであるとする立場からは、次のような意見が述べられた。

- a 我が国は、常任理事国になることにより、国際の平和と安全の維持に関する国連の意思決定に積極的に関与し、主導的役割を果たすべきである。
- b 常任理事国になった場合には、安全保障理事会の決定事項を履行すべきである。したがって、集団安全保障活動には武力の行使を含め参加できるように憲法を改正すべきである。
- c 常任理事国になっても、非軍事分野での貢献により、その役割を十分果たすことができる。

なお、常任理事国になることにより、集団安全保障活動における軍事力による寄与が求められるのであれば、常任理事国になるためには憲法改正が必要であるというべきであるが、国連改革により常任理事国としての役割、機能、責務が緩やかになり、軍事的な寄与が強く求められないようになるのであれば、憲法改正をせずに常任理事国になることは不可能ではないとする意見も述べられた。

イ 常任理事国になることは適当ではないとする立場からの意見

我が国が安全保障理事会の常任理事国になることは適当ではないとする立場からは、次のような意見が述べられた。

- a 常任理事国になった場合には、国連への軍事的貢献が求められるが、 これは9条に違反する。
- b 日本が非軍事に徹することを表明して国連に加盟した事情を踏まえると、9条を改正して常任理事国になることは国際信義にもとり、軍事 大国化につながることから反対である。

(2) 国連における常設的な実力組織の創設等の是非

国連に、その集団安全保障措置を担うための常設的な実力組織を創設すること等について、これを望ましいとする意見とこれに慎重な意見が述べられた。

ア 国連における常設的な実力組織の創設等について望ましいとする意見

国連における常設的な実力組織を創設すること等について、これを望ましいとする立場からは、次のような意見が述べられた。

- a 国連を強化するなかで国連警察軍を創設し、我が国は憲法の平和主義を維持しつつ、国連に対して主権を一部移譲し、これに参加することが望ましい。
- b 今後の国際秩序のあり方として、各国は軍備を放棄、縮小し、国連 が国連軍あるいは国連警察軍を創設し、唯一の警察官としての役割を 果たすべきである。

イ 国連における常設的な実力組織の創設等について慎重な意見

国連における常設的な実力組織を創設すること等について、これに慎重な立場からは、国連軍が組織されたとしても、国連軍は米国の大義のために行動し、また、その行動は日本の大義と必ずしも合致しないおそれがあるとする意見が述べられた。

(3) 国連の機能強化

国連の機能強化について、次のような意見が述べられた。

- a 我が国は国連分担金を 20%近く拠出する国として、拒否権の見直しな どの安全保障理事会の民主的な意思決定過程の確立、敵国条項の廃止、 国連分担金の負担のあり方の見直しなどを求めるべきである。
- b 国連改革について先導的役割を果たすことが国際協調主義の理念に沿うものである。我が国は、拒否権の見直しなどについて、より積極的に 提言すべきである。

c イラク戦争に至る過程での国連の機能低下が指摘されたが、国連は戦争を回避するために、本来の機能を発揮したと評価できる。

5 その他

(1) 国際テロリズムへの対処

国際テロリズムへの対処について、次のような意見が述べられた。

- a 国際テロリズムを撲滅するための国家間の警察行為として、諸国家の連合組織を作るべきであり、自衛隊のほか、海上保安庁や警察を参画させることも検討すべきである。
- b 国際テロリズム防止は、当該テロの原因となっている問題を取り除く ことが大事であることから、我が国は、非軍事、民生及び文民の立場で 国際的な役割を果たすべきである。

(2) 北朝鮮による拉致問題への対処

北朝鮮による拉致問題への対処について、次のような意見が述べられた。

- a 拉致は我が国の主権を侵害する犯罪であり、これ以上の人権侵害はない。この問題を解決することなく、北朝鮮との国交正常化や経済協力等を行うべきではない。同時に、人類普遍の原理である人権が侵害されたことを、国際社会に訴えかけていくことも重要である。
- b 拉致は、国家犯罪であって絶対に許されることではないが、戦後補償の問題や事実の究明等の交渉を開く努力を通じて、一つ一つ解決することが必要である。

(参考人等の意見)

- < 国際の平和及び安全の維持と国連憲章 >
- ・国連憲章と日本国憲法との間には多くの共通の要素があり、9条は日本の自衛と国際社会の安全保障に対する参加を根拠付ける条文であると解釈するならば、国連憲章と9条との違いは極めて小さい。しかし、国権の発動としての国家の利益を追求する武力行使と、国際公共利益を実現するための武力行使を峻別しないで議論し、内閣法制局による解釈がとられ続けてきた結果、憲法が求めるものと国連憲章が求めるものとの間に大きな差が生じてしまっている。(大沼保昭参考人)
- ・冷戦構造が崩壊して新しい国際秩序を作っていく上で、それに適した国際社会を考えた場合に、今後も今の憲法を堅持していくということであれば、またそれに合わせて国際環境を作ることに対しても貢献しなければならない。 それは、国連憲章そのものの見直しから始まるのではないか。(ペマ・ギャルポ公述人)

- ・世界では、地域的連帯が生まれ、互いに協力し合い平和的に問題を解決する動きが増えており、9条を持つ日本が役割を発揮できる機会が増えていくと考える。イラク戦争は、国連憲章に反するという批判が世界の多くの国々から出ており、話合いや相互の信頼関係の構築によって物事を解決することを訴えた国々の態度を見ても、9条は世界の流れに沿った現実にあった条文である。(青龍美和子公述人)
- ・日本は、憲法及び国連憲章の精神にのっとり、非軍事的な国際貢献をすべきであり、核軍縮への努力、アジア太平洋地域における協力型の安全保障の確立、イランや中央アジアとの外交経験の活用、国連難民高等弁務官事務所やユニセフとの一層の協力、NGOとの連携等を図るべきである。(田口富久治意見陳述者)

< 国連の集団安全保障活動等への参加 >

- ・9 条について、国際公共価値を実現するための武力の行使は認められると解釈すれば、多国籍軍に参加することは同条に違反しない。(大沼保昭参考人)
- ・安全保障理事会の決議がある場合は、多国籍軍には一定範囲内で協力すべきであり、そのことは、憲法制定時には想定されていなかった事態である。 (岩間陽子参考人)
- ・9条2項に自衛のための防衛軍を創設するための規定を、同条3項に国連 や人道、人権、平和のための国際協力活動への参加を可能とする規定を設 ける。そして、国際協力活動に防衛軍が参加でき、一定条件の下に武力の 行使を認める旨の安全保障に関する基本法を制定することが必要である。 (中曽根康弘公述人)
- ・国連による制裁発動には限界があり、国家間協力の枠組みにおいて解決せ ざるを得ない。国連中心ではなく、抑止力や勢力均衡により、平和を維持 すべきである。(北岡伸一参考人)
- ・国連軍や国連平和維持活動において武力の行使を伴う活動が展開される場合、その活動は「国権の発動たる戦争」に当たらないので、自衛隊の存在自体に係る憲法論議を考慮しなければ、これに自衛隊が参加することに憲法上問題はない。安全保障理事会の授権に基づき行う加盟国による武力の行使が国連の活動と認められるためには、国連がこれを統括する必要がある。国連の統括下にない活動に協力することは、「国連」への協力ではなく、授権された「個々の加盟国」への協力であり、憲法違反である。(松井芳郎参考人)
- ・我が国は、海外において武力の行使をすべきではない。これは、憲法が改 正されても、基本となるべきことである。(宮澤喜一公述人)
- ・国際的な集団安全保障活動への参加は、前文の国際協調の理念を具体化す

るものとして容認できる。ただし、武力の行使は避けるべきである。(武村 正義公述人)

<自衛隊の国際協力活動>

- ・日本だけが平和であればよいという絶対的な平和主義に対する姿勢を変える必要がある。日本は過去の侵略戦争等を反省し、周辺諸国の理解を得つつ、自衛隊の派遣を含め、世界の平和秩序の維持に積極的な役割を果たすべきである。(大沼保昭参考人)
- ・紛争直後においては、民間の力での貢献が可能となるまでの間は、実力組織によってしか効果的な貢献が望めない場合があり、その間における自衛隊の役割は大きい。(猪口邦子公述人)
- ・国連平和維持活動は、現実には戦争の問題と密接に関わり、同活動への参加は、外国で行われている戦争への参加であり、憲法上認められない。(後藤好成意見陳述者)
- ・国連平和維持活動の展開中に停戦合意が破棄され、武器を使用しなければならない場合に、自衛隊員が武器を使用することは、9条で禁止される武力の行使に当たらない。(大沼保昭参考人)

<国連に関する事項>

- ・国連が、紛争の初期段階で迅速に武力の行使を含めた対応をなし得る待機 部隊を保持することは、現実には想定し難い。安全保障理事会の容認決議 を得た多国籍軍の展開が、現実的な対応策である。(大沼保昭参考人)
- ・国連を道具として積極的に活用し、我が国が国際社会において優先的に取り組むべき政策の決定権を握るために、安全保障理事会の常任理事国になることを目指すことが重要である。(猪口邦子公述人)
- ・我が国が安全保障理事会の常任理事国になることは、安全保障理事会の民主化を推進する観点から支持するが、軍事的な貢献を求められた場合の対応については、十分に議論すべきである。(松井芳郎参考人)
- ・国連は世界で数少ない正当性を持った組織であるが、その活動には限界がある。その限界を踏まえた上で、国連への期待を持つべきである。(菊池努 参考人)

第3 地域安全保障

アジアにおける地域安全保障の枠組みの構築に関しては、枠組みの必要性及 びそのあり方、経済の自由化と地域安全保障との関係等について議論が行われ た。

1 アジアにおける地域安全保障の枠組みの必要性及びそのあり方

(1) 枠組みの必要性

アジアにおける地域安全保障の枠組みの構築や安全保障分野における協調体制の確立など、何らかの枠組みが必要であるとする意見が多く述べられた。その主なものは、次のような意見である。

- a 国際的なテロへの共同対処の必要性や北東アジアの地域情勢を考慮すると、アジア諸国が日常的な外交、協議、信頼醸成等を積み重ねることにより安全保障を確保することが重要であり、そのための地域安全保障の枠組みを構築すべきである。
- b 我が国の安全保障のあり方として、日米安全保障体制を維持・発展させるべきであるが、これに依存するだけでなく、他の外交的選択肢として、アジアにおける集団安全保障機構の創設を検討すべきである。
- c 国連の平和維持機能に限界があるとともに、日米安全保障条約のみに 頼る安全保障は危険であることから、アジアにおいて地域安全保障体制 を構築すべきである。
- d 二国間の安全保障から多国間の協調システムへという基本姿勢を念頭 に、北東アジアの安全保障について協調体制を確立する方向で努力すべ きである。

(2) 枠組みのあり方

アジアにおける地域安全保障の枠組みのあり方については、武力の行使 を含む枠組みを構築すべきであるとする意見と、非軍事的な安全保障対話 の枠組みを構築すべきであるとする意見が述べられた。

ア 武力の行使を含む枠組みを構築すべきであるとする意見

武力の行使をも含む地域安全保障の枠組みを構築すべきであるとする 立場からは、次のような意見が述べられた。

アジアにおける集団安全保障機構を創設する場合には、アジア地域における問題を主体的に処理できるように、我が国としても、集団的自衛権の行使や集団安全保障活動への参加を前提に検討すべきである。特に、アジアの国々と安全保障条約を締結する場合には、我が国も他国と同等の責任を負う必要がある。

イ 非軍事的な安全保障対話の枠組みを構築すべきであるとする意見

非軍事的な安全保障対話の枠組みを構築すべきであるとする立場から は、次のような意見が述べられた。

a 地域安全保障については、9条の下、平和主義の原則に根差した平和

のための安全保障対話の枠組みを構築すべきである。

b 冷戦崩壊後、二国間同盟よりも地域における多国間の協調的安全保障が重視されているが、その中身は、軍事力ではなく、相互の信頼醸成の具体化である。したがって、多国間による協調的な安全保障機構をはじめとする地域安全保障の仕組みは、外交的手段により中身を充実させることが大事である。

(3) その他

その他、アジアにおける地域安全保障の枠組みのあり方について、次のような意見が述べられた。

- a アジアは経済状態や政治体制の相違、歴史・文化などの点で様々な国を内包しており、地域的な統合の形成について、EU と同様に考えることはできない。
- b 北朝鮮問題についての六者協議を安全保障面に拡大して、安全保障機構を目指すことも選択肢として考えることができる。
- c 今後、パイプラインの安全確保や使用済み核燃料の処理のあり方が、 地域の安全保障問題に密着した問題として生じてくる。
- d 多国間協調体制を進める際、核の取扱いがエネルギーや資源の面で大きな意味を持つ。
- e 過去の侵略戦争の清算の問題等があるために、日本がアジアにおける 協力関係の構築を提唱することが適切でない場合があるのではないか。

2 経済の自由化と地域安全保障

FTA(自由貿易協定)等の経済の自由化と地域安全保障との関係について、 次のような意見が述べられた。

- a 経済の自由化と安全保障は不可分である。経済や環境分野において協力 関係を構築することにより信頼関係を醸成し、それを基盤に安全保障体制 を構築すべきである。
- b FTA の推進は、安全保障にかかる費用を減ずる効果が見込まれる。その 意味で、「経済安全保障」として国家の安全保障の枠組みの一つに位置付け ることができる。
- c 我が国の安全保障を考える場合には、平和外交や軍事、経済問題だけに 偏るのではなく、環境や人の安全、食料安全保障などを含めてバランスよく取り組むべきである。
- d FTA 等により経済分野においてアジア各国との交流を深めていくことは、 安全保障上の重要な柱であり、軍事的な安全保障よりも有効に機能することが期待される。

e 歴史的経緯から、我が国が FTA を推進することについては、慎重な意見 もあり、植民地支配と侵略戦争への反省に基づく憲法の平和主義、民主主 義等の諸原則を生かすとともに、経済主権及び平等互恵に配慮しなければ ならない。

(参考人等の発言)

- <アジアにおける地域安全保障の枠組みの必要性及びそのあり方>
- ・日米安全保障条約への依存はある時期までは仕方のないことであった。しかし、情勢の変わった現在では、北東アジアにおける安全保障を複数国間で解決する枠組みを、我が国が積極的に作る必要がある。(岩間陽子参考人)
- ・日本は、日米安全保障体制という基軸的な安全保障の枠組みを段階的に対 等な関係として再構築しつつ、国家間関係以外の要因で生ずる脅威に対応 できるよう、近隣アジア諸国との多極的かつ総合的な集団安全保障体制を 構築すべきである。ただし、その体制は、軍事力を集団的に共有するなど 軍事同盟としての性格が薄いものとすべきである。(姜尚中参考人)
- ・東アジアにおいて、軍事、エネルギー、食料等を含む総合安全保障体制を確立すべきである。(進藤榮一参考人)
- ・我が国は、アジアの国々との平和を実現する枠組みを積極的に作っている というメッセージを発し、今の憲法を生かす努力が必要である。(吉田健一 公述人)
- ・軍事力の不保持を掲げる現行憲法の下でも、地域共同体の構築は可能であるが、全世界的視野に立った国際協調主義を強調する憲法を制定すれば、より東アジアの地域共同体の設立に寄与できる。(中村民雄参考人)

<経済の自由化と地域安全保障>

- ・FTA は安全保障上有益であるが、同時に、それがもたらす経済的な不均衡が国家間又は国内において問題となる可能性があり、FTA に過度に期待することはできない。(菊池努参考人)
- ・資源の乏しい我が国にとって、資源を供給する国や地域の平和と安定は、 我が国の存亡に関わることである。一国平和主義に止まらない積極的な国際協力が求められる。(白石正輝公述人)

第4 国家主権の移譲と憲法との関係

近年、EUのように、国際機関に加盟することにより国家主権が一部制限されたり、移譲されるという事例がみられる。こうしたことを念頭に、我が国が将来、アジアにおける地域安全保障の枠組みや国連の集団安全保障活動に参加す

る場合を想定して、国家主権の移譲の可能性や憲法との関係について、次のような意見が述べられた。

- a アジアにおいて集団安全保障の枠組みを構築する場合や、国連の下における平和維持のための活動を行う場合に、国家主権の移譲又は制限についての憲法上の規定が必要となる場合があることが予想される。
- b 我が国は、憲法の平和主義を維持しつつ、国連警察軍の創設などによる国連の機能強化に向けて努力すべきである。国連警察軍に参加する場合は、主権の一部を移譲するという形をとることが望ましい。
- c FTA の推進や市場経済の単一化の進展とともに、軍事や司法等の分野に関しても、国家主権の国際機関への移譲という事態が予想されることから、国家主権の移譲に関する憲法上の規定を設ける必要があるか否かについて検討すべきである。
- d 国際化及び地方分権化が進展している現在、国家主権は国際機関又は地域 に移譲されつつあり、国家が主権を強化する時代は終わった。
- e 民族紛争や地域紛争は、一国による対処だけでは解決が困難であることから、国際機関がますます重要な意義を持つ。主権国家を前提とする国連憲章を超えた議論が必要である。
- f EU 統合は主権の移譲を伴うものであるため、これまでの国家観や憲法観が 大きく影響を受けるのではないか。本来主権で守られている部分を憲法改正 という正当な手続を経ないで国際機関に移譲することは、憲法違反になるの ではないか。
- g アジアにおいては、いまだ国家同士の国際紛争があることから、「国家」概 念は重要であると考える。

(参考人等の発言)

・軍事力等の国家権限を移譲する世界連邦構想は、理想として追求すべきであるが、実現困難である。(松井芳郎参考人)

第5款 国民の権利及び義務

国民の権利及び義務総論

第1 近代立憲主義とその展開

近代憲法の人権規定及び日本国憲法の人権規定に関して、人権概念が生成される歴史的経緯等について議論が行われた。

1 近代立憲主義と国家からの自由

憲法は、国家権力の濫用から国民の基本的人権を守ることをその目的とするという考え方は、自然権思想及び社会契約論によってはぐくまれ、近代市民革命を通じて確立した近代立憲主義の重要な要素であり、日本国憲法もこの近代立憲主義の延長線上にあるとする意見が述べられた。そして、この近代立憲主義に立脚すると、人権保障は、いわゆる「国家からの自由」を基本的なものとし、憲法規範の名宛人は、国家権力でなければならないとする意見が述べられた。

2 人権宣言の社会化

20 世紀に入って、人権の内容は社会権を保障する社会国家的な人権宣言へと発展し、日本国憲法は、この社会権を取り入れ、25 条等を規定したことによって豊富な人権規定を持つに至ったとする意見が述べられた。

3 人権保障に対する国家の役割

今日、国家からの自由にふさわしい問題もなお数多く見られるものの、環境問題、表現の自由と名誉・プライバシーの衝突、科学技術の劇的な進展等国家からの自由のみでは説明及び解決が難しい事態が生じているのではないかとして、次のような意見が述べられた。

- a ドイツの基本権保護義務論(「国家 基本権侵害者 基本権被侵害者」の三極構造を前提として、国家は、各人の基本権を侵害してはならないばかりでなく、基本権の侵害が発生した場合には、侵害者の行為を規制し、被侵害者の権利を保護する義務を負うとする理論)を積極的に評価すべきである。
- b 国家は、将来の世代に対する責任からも、立法等により、自然的生命基盤(環境)を保護する責任を有すると規定するドイツ基本法 20a 条を積極的に評価すべきである。また、同条にかんがみると、新しい人権の中には、いわゆる環境権のように、国民の権利として規定するのではなく、国家の国民に対する責任として規定することがふさわしいものがある。

4 人権の国際化

第二次世界大戦後、人権の国際的保障の試みが活発化し、世界人権宣言や 国際人権規約などが締結されるなど人権の国際化の動きが起こっていること に関し、次のような意見が述べられた。

- a 国連憲章が基本的人権の保障と生活水準の向上を恒久平和の土台と位置付けている点や、人権に関する諸条約が締約国の条約遵守状況を監視する制度を設けるなど、その要求する人権保障の水準を締約国内で実現する手法を採用している点などを評価すべきである。
- b 人権に関する諸条約を日本国内でどのように実施していくかについては、 速やかな条約の批准によって、国際社会の水準に合わせた人権保障のレベ ルを確立することが必要である。
- c 国内法との調整がつかない人権に関する条約まで批准する必要はなく、 あくまでも、主体的に、国内法と人権に関する条約との調整を図っていく 必要がある。
- d 国際社会の水準に合わせた人権保障のレベルを確立するとの観点から、 環境権等の新しい人権を憲法に明記する必要がある。

5 その他

その他、次のような意見が述べられた。

- a 凶悪犯罪の多発、教育現場の混乱、企業倫理の欠如などの最近の社会問題を解決するためには、近代立憲主義を出発点としながらも、国家と国民の対立を克服し、国家と国民の協働を規定したものとして憲法を再構築すべきである。また、伝統や文化の尊重を憲法に盛り込むとともに、国民の義務規定を増設する必要がある。
- b a のような意見は、近代立憲主義の流れから外れ、人権を変質させる危険性がある。

(参考人等の発言)

- < 近代立憲主義と国家からの自由 >
- ・近代憲法が権利を基本とし、義務の条項が少ないのは、専制国家から権利 宣言を勝ち取ってきたという欧州各国の歴史による。例外的に、フランス 共和国 1795 年憲法 2 条には、黄金律に相当する道徳的義務が定められてお り、法の遵守、納税及び兵役の義務などの条項もみられる。しかし、リベ ラルな憲法学においては、国家権力の制限が憲法の骨格であり、憲法は道 徳的文書ではなく、その意味での制限的規範であると考えられている。(小 林正弥参考人)
- ・民主主義には、大きく分けて、戦後ドイツ型の闘う民主制と、米国・日本

の異端であっても自由を認めるところに民主主義社会の強さを見出そうとする二つの路線がある。闘う民主制は、ナチスの惨禍に対する反省のみならず、戦後西ドイツの置かれた特殊な地理的な状況も背景として、国家が特定の価値を国民に押しつけるという選択をしたものである。しかし、憲法に規定された価値が、国家を縛るものというよりもむしろ国民を縛るという側面をもたらす危険があり、ドイツにおいてはやむを得ない選択だったが、日本には適合的ではない。(野坂泰司参考人)

<人権保障に対する国家の役割>

- ・憲法は、国家に対して権力を与えると同時に、それを統制する役割を担っており、憲法上の権利も、国家権力の統制というこの課題からはやはり逃れることはできない。その意味では、ドイツの基本権保護義務論も、基本権を保護する義務が国家にあるとはいえ、これは、国家権力を統制するという観点からそのような義務を国家に課すべきであるという考え方であり、近代立憲主義の枠組みからは外れていない。(松本和彦参考人)
- ・憲法が国家を名宛人としたものであるという意味には、国民に権利を認め、 国家がそれを実現する義務を負うという意味と国家が公の利益を実行する 責務を負うという意味があり、このような国家の義務と責務をはっきりと 憲法に書くべきである。(江橋崇公述人)

<人権の国際化>

・憲法の解釈基準として国際人権条約を援用することについては、国法秩序において上位にある憲法を下位の条約を基準として解釈することになるから、学説の一部には強力な批判もある。しかし、締結した条約については誠実に遵守するという憲法レベルの決定があり、したがって、国際人権条約の内容は、憲法解釈を通じて憲法に引き上げられ、取り込まれることによって、間接的に憲法的地位を獲得することとなると考えるべきである。(齊藤正彰参考人)

< その他 >

・近代憲法を克服し、国家と国民の協働を規定したものとして憲法を再構築することは、単なる一部の条項の付加や修正ではなく、近代国家の原理を根本的に再定式化するような壮大な事業であり、国のかたちだけではなく、新しい文明を構想するような遠大な試みとなる。したがって、その作業には、それにふさわしい思想的、学問的、政治的準備が必要であって、少なくとも現時点では時期尚早であると言わざるを得ない。(小林正弥参考人)

第2 基本的人権の調整

基本的人権の調整に関しては、人権条項における公共の福祉及び私人間における人権調整について議論が行われた。

1 公共の福祉

(1) 人権は公共の福祉によって制約できるのか

人権は公共の福祉によって制約できるのかについては、次のような意見が述べられた。

- a 人権といえども絶対無制約ではない。
- b 憲法の規定上、精神的自由権には「公共の福祉」による制約が明記されていないが、これらも公共の福祉による制約に服さないわけではなく、 精神的自由権の傷つきやすさにかんがみて、憲法制定時に配慮がなされたものである。

(2) 人権を制約する公共の福祉とは何か

人権を制約する公共の福祉とは何かについては、次のような意見が述べられた。

- a 初期の判例・学説が唱えた公益による制限論としての公共の福祉論を乗り越え、公共の福祉は、人権相互の調整原理であるとの理解が深まってきた。
- b 公共の福祉とは、人権相互の調整原理のみでは説明することができず、 個人の人権に還元できないような公益もまた人権の正当な規制目的とな る。

なお、公共の福祉とは何かを明確にするため、その具体的内容を憲法に明記すべきであるとする意見があった。

(3) 人権調整・人権制約の目的・手段の合理性の判断

人権調整・人権制約の目的・手段の合理性の判断に関する 憲法制定者 (憲法改正権者) 議会、 行政、 裁判所の四つの主体について、次のような意見が述べられた。

- a 人権調整・人権制約の目的・手段の合理性の判断は、権利の類型等に応じて、公共の福祉の内容を更に具体的に憲法に盛り込んでいくことにより行うべきである。
- b 人権調整・人権制約の目的・手段の合理性の判断は、主に、議会の定める法律の形式により行われるべきである。その場合、国家における本質的決定は議会に留保され、さらに、議会は本質的事項に関する限り行

政に委ねることなく、自ら決定しなければならないというドイツ連邦憲 法裁判所の判例に基づくいわゆる「本質性理論」を参考にすべきである。

- c 議会が立法の形式により人権調整に関する適正な判断を行うためには、 議会に対して指針を示すためにも、プライバシー権をはじめとした現在 の状況や時代に合った新しい権利を、憲法の中に盛り込むべきである。
- d 人権調整・人権制約の目的・手段の合理性の本質的な判断を行政が行 うようなことがあってはならず、人権相互間の調整を議会が責任をもっ て行うためには、立法の際、規制の要件等について政省令に白紙委任す るようなことがあってはならない。
- e 人権調整・人権制約の目的・手段の合理性の判断を、裁判所が、事後的に審査する場合に用いられる二重の基準については、人権に価値の序列をつけるものではなく、精神的自由権などの繊細な権利については、事後審査の際に厚い配慮をするものであり、「二重の基準」というよりも、むしろ「二種類の基準」とでもいうべきものである。最近は、これが一歩進められ、二種類だけでなく、更にきめ細かい基準が設定されつつある。

2 私人間における人権調整(憲法の私人間適用)

私人間における人権調整については、次のような意見が述べられた。

- a もともと憲法は、国家からの自由を基調とする歴史的経緯から成立した ものであるが、現代においては、国家による人権侵害以上に深刻なのは、 私人間における人権侵害又は巨大な私的団体等による人権侵害であり、こ れにどのように対処するのかが大きな憲法上のテーマであることを認識し なければならない。
- b 米国で理論化された国家行為(ステート・アクション)の法理を積極的に我が国に取り入れ、私人間においても憲法が直接的に人権を保障する形を作ることにより、より強固な人権保障が可能になる。
- c ドイツの基本権保護義務論のように、国家がより積極的に人権保障を行う理論も参照しながら、私人間における人権保障を実効あるものとしていくべきである。

(参考人等の発言)

- < 人権は公共の福祉によって制約できるのか>
- ・公共の福祉とは、議会に対して権利と権利の相互調整を行う立法を求める ものであって、国民に対して公共の福祉を侵害しないことを求めているも のではない。すなわち、公共の福祉は、人権を制約する際の国家を制約す るルールであって、国民を制約するルールではない。(阪本昌成参考人)

・公共の福祉による人権の制約を論ずるに当たっては、人権・非人権をきちんと区別しないと、人権でないものを人権であるとした上で、人権と非人権を調整して人権を制約するというおかしなことになり、ひいては、ある人権の定義いかんによって人権か非人権かが決まり、当該制約の広狭が決定されてしまうことに注意する必要がある。(松本和彦参考人)

<人権を制約する公共の福祉とは何か>

- ・人権間の調整原理のみならず、個人の人権に還元できないような公益もまた正当な人権の規制目的となり得るかについては、従来、これを否定する意見が有力であったが、最近は、学説も、最高裁判所の判例のように、他者の人権に還元できない公益の保護も正当な人権制約の規制目的であると考える見解が多くなっている。(松本和彦参考人)
- ・「人権を制約する公共の福祉とは何か」という問いは、具体性を離れた抽象的・非実践的な議論になりがちであって、むしろ、人権制約の目的・手段の合理性をきめ細かく審査していくべきである。その際、誰が目的・手段の合理性を判断するのかについて、学界における議論は裁判所が二重の基準論などを用いて判断すると考えるものが多いが、私は、議会が「法律の形式」でこれを行うことの意義を特に強調したい。(松本和彦参考人)

< 人権調整・人権制約の目的・手段の合理性の判断 >

・憲法制定者(憲法改正権者)が人権相互間の調整を行う、すなわち人権が 制約される場合を憲法上具体的に書き込んでおくという方法については、 すべての微妙な調整を憲法上で行うことは不可能であることから、憲法外 における調整が必要になることは変わらず、あまり意味はないと考える。 (松本和彦参考人)

<私人間における人権調整>

・私人対私人の関係については、国家を含めた三者関係で考えるべきである。 すなわち、ある私人の権利行使によって別の私人が損害を被る場合、国家 は、この損害を被る私人の権利を保護する義務である「基本権保護義務」 を負う。他方、国家がその保護義務を履行しようとすれば、侵害者たる私 人の権利行使に介入せざるを得ず、ここに個人対国家の関係が出現し、当 該個人は、国家からの自由を主張することになる。これを国家の側からみ ると、私人の自由を侵害してはならない義務である「基本権侵害防止義務」 が課せられることになる。つまり、国家には、基本権保護義務と基本権侵 害防止義務の二つの義務が同時に課され、この二つの義務の間で調整を行 わなければならない。これが基本権保護義務論であり、最近、有力になり つつある理論である。(松本和彦参考人)

第3 人権享有主体

人権享有主体の問題としては、主に、外国人の人権について議論が行われた。

1 外国人の人権(総論)

(1) 外国人の人権享有主体性についての基本的な考え方

外国人の人権享有主体性についての基本的な考え方に関し、次のような 意見が述べられた。

- a 外国人の人権享有主体性については、 全くこれを認めない保障否定説、 条文の書出しによって、「国民は」という書出しと「何人も」という書出しで始まる条項を分けて考える説、 人権の性質によって保障の有無を決定する権利性質説、 国民と同じような生活をしている者には国民と同等の保障をするという準用説などがあるが、どの考えに依拠するかによって、憲法がどのように外国人の人権を保障するのかが分かれる。
- b 日本に暮らしている人々は、日本国民であると外国人であるとを問わず、あまねく人権の享有主体と考えるべきであり、日本国民と外国人で 異なった取扱いをすべきではない。
- c 最高裁判所の判例は、外国人は日本国民と同様の権利を享有する主体であるとしながらも、結局は、外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、在留資格制度の枠内で与えられているにすぎないものとするが、人権の国際化の潮流にかんがみ、この在留資格制度を再考すべきである。

(2) 外国人の人権について憲法上何らかの規定を設けるべきか

外国人の人権について憲法上何らかの規定を設けるべきか否かについては、何らかの規定を設けるべきとする意見と憲法に規定がなくとも解釈・ 運用によって対応することは可能であるとする意見が述べられた。

2 外国人の人権(各論)

(1) 定住外国人への地方参政権の付与

外国人の人権に関して、定住外国人に対して地方参政権を付与すべきか 否かについて議論が行われた。この点については、これを付与すべきであ るとする意見と付与すべきではないとする意見が述べられた。

ア 地方参政権を付与すべきであるとする意見

地方参政権を付与すべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

a 住民自治の観点から、地方のことは地域住民が自主的に決定するこ

とが望ましい。

- b 成熟した民主主義国家として、地方政治に対して、地域に特段の緊密な関係を持つ外国人住民の意思も反映させるべきである。国政への関与と明確に区別すれば、弊害は生じない。
- c 在日韓国・朝鮮人のように、特別な歴史的背景を持つ人々について は、限りなく日本国民に近い扱いをすべきである。
- d 最高裁判所の判例は、憲法は法律で外国人に地方参政権を付与する ことを禁止してはいないとしている。
- e 納税の義務を果たしている者には、政治に参加する権利を与えるべきである。
- f 人口減少社会の中で、我が国の活力を引き出す戦略として、開かれ た社会を構築する必要がある。

イ 地方参政権を付与すべきではないとする意見

地方参政権を付与すべきではないとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 参政権は、その国の運命や将来を決めるものであり、その国と運命 を共にしようとする国籍を有する者にのみ与えられるべきである。
- b 地方参政権であっても、地方政治と国政は密接な関係にあり、国籍 を有しない者が間接的とはいえ国政に関与するのは好ましくない。
- c 参政権は国民にのみ与えられるべき権利であり、定住外国人は、日本国籍を得た上で参政権を行使すべきである。外国人参政権の問題に関しては、国籍取得要件の緩和により対応すべきである。

(2) 外国人の人権に関するその他の意見

その他、外国人の人権について、次のような意見が述べられた。

- a 外国人が日本に入国する権利は、憲法上保障されていないとするのが 学説上の通説であるが、国際人権規約(B規約)の12条2項及び4項が 規定する出国の自由及び自国に戻る権利からすると、出国の自由や自国 に戻る権利を保障するのが国際人権保障の流れである。したがって、外 国人についても、再入国の自由や一時旅行の自由など移動の自由を可能 な限り広く認めるべきである。
- b 公務就任に関する国籍条項は撤廃すべきである。
- c あらゆる公務についての就任権を外国人に認めるのは、国益の観点から、行きすぎである。
- d 日本の難民処遇実態は劣悪であり、憲法の理念を生かし、難民処遇実 態を改善すべきである。また、難民処遇実態を改善するためにも、外国

人の生存権、生活権等を憲法に規定すべきである。

e 難民に対する人道的支援の必要性は感じるが、移民の歴史のない我が 国の実情を考慮して対処する必要がある。

(参考人等の発言)

- < 外国人の人権享有主体性についての基本的な考え方 >
- ・外国人の人権については、法律上の外国人在留制度を前提とした上で性質上可能な限り外国人にも各種の権利を認めるべきであるとするマクリーン事件における最高裁判所の判決を学説も支持している。しかし、同判決のように憲法上の権利が外国人在留制度という法律の枠内においてしか認められないとすれば、外国人は本来憲法上の権利を有しないということと同じであり、判例・学説は自己矛盾している。むしろ、外国人には入国や在留の権利がない以上、外国人は憲法上の権利を享有しないと解するのが妥当である。もっとも、憲法上の権利を有しないとしても、法律によって外国人を日本国民と同様に扱うことは可能である。(安念潤司参考人)
- ・外国人の地位について憲法に規定したとしても、抽象的な規定にならざる を得ず、その具体的な判断は裁判所に委ねることになってしまうので、む しろ、国民の代表である国会が法律で保障の具体化を図った方がよい。(安 念潤司参考人)

<定住外国人への地方参政権の付与>

- ・定住外国人の参政権については、日韓間で互恵的に地方参政権を付与する 方法がある。また、両国間での二重国籍制度も考えるべきである。(姜尚中 参考人)
- ・定住外国人の多くは帰化の条件も相当満たしているので、まず、帰化を検討すべきであって、立法政策として、外国人に参政権を認めることには賛成しない。(安念潤司参考人)
- ・93 条は、「地方公共団体の住民」が選挙するとしており、外国人の地方参政権が認められる余地がある。地方参政権は、居住地域の生活環境を向上させるというレベルについての投票であるため、欧州では、外国人に対しても、80 年代から広く認められてきた。地方参政権は居住地を基準として、国政選挙の選挙権は国籍を基準として付与するという仕切りがよいのではないか。(江橋崇公述人)

第4 いわゆる「新しい人権」

いわゆる「新しい人権」を積極的に認めた上で、これを憲法に明記すること

の要否及び仮にこれを明記するとした場合、具体的にどのような新しい人権を 規定するかについて議論が行われた。

1 いわゆる「新しい人権」

()「新しい人権」の生成

国民の人権保障に資するため、古典的な人権に比べ、最近になって生成したいわゆる「新しい人権」を積極的に認めていくべきであるとすることは、 共通の認識であった。

()「新しい人権」を憲法に明記することの要否

新しい人権を積極的に認めていくべきであるという前提の下、これを憲法に明記することの要否について、明記すべきであるとする意見と明記することを要しないとする意見が述べられた。

ア 「新しい人権」を憲法に明記すべきであるとする意見

新しい人権を憲法に明記すべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 戦後 60 年近くを経て、憲法制定当時では想定されていなかった権利 が認められるようになった。
- b 新しい人権を憲法に書き込むことは、国民の人権の確保に有益であり、憲法が国家権力を制限し国民の権利を守る基本法であることからも、その趣旨に合う。
- c 新しい人権として憲法に明記することにより、国会における立法、裁判所の判断の基準となる。
- d 13 条に新しい人権の根拠を求めることができるというのであれば、 人権の各論規定は不要ということになってしまいかねない。憲法が抽象 性の高い規範であるとはいえ、新しい人権が13条の幸福追求権等に含 まれるとの考え方には限界がある。

イ 「新しい人権」を憲法に明記することを要しないとする意見

新しい人権を憲法に明記することを要しないとする意見は、その論拠と して次のようなものを挙げている。

- a 憲法に明文の規定のない新しい人権であっても、例えばプライバシー権は 13 条によって、知る権利は 21 条によって既に解釈上認められている。また、憲法の人権規定は、現在の新しい人権のみならず、将来生起し得る新しい人権にも対応できる懐が深いものである。
- b 新しい人権について憲法上明文の規定がないことが、権利の実現に障害となっているのかどうかを検証しなければならない。新しい人権につ

いて明文の規定がないことが問題なのではなく、問題は、政治家や官僚のこれらの権利の実現に対する消極的な態度であり、憲法に明文の規定を設けたからといって、何ら問題の解決にはならない。

c 現在の規定を根拠に新しい人権を認めることができるのであるから、 求められているのは憲法を改正することではなく、憲法の精神に沿って それを具体化する法制度を作っていく努力である。

2 各種の「新しい人権」

新しい人権を憲法に明記すべきであるとする意見は、明記すべきものとして次のようなものを挙げている。

(1) 環境権、環境保全の義務等

()環境権、環境保全の義務等の明記

環境権、環境保全の義務等を憲法上明記すべきであるとする意見が多く述べられた。この意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 環境問題は、その被害者と加害者が同一の環境に住み、実際に問題が生じた場合には、個々人が享受できる環境の範囲が明確でないといった特徴がある。また、権利として構成する場合、その救済も、単なる妨害の予防・排除で済む場合から積極的な原状回復措置が必要な場合まで様々である。そのため、条文上の根拠が曖昧なまま解釈論を展開するだけでは権利保障が不十分であり、憲法典の中に明文の根拠を与えるべきである。
- b 21 世紀の日本のあり方・アイデンティティとしての環境立国を明確 にする必要がある。
- c 諸外国の例を見ると、1980年代以降複数の国において憲法に環境権が規定されている。

()「環境」の内容

環境権等を憲法に規定するとした場合、そこにいう「環境」の内容はいかなるものかという議論が行われた。この点については、一般的には、健康で快適な生活を維持する条件としての良い環境を享受し、これを支配する権利として理解されているが、この場合に、大気、水、日照、景観など自然的な環境に限定する考え方のほか、遺跡や寺院、公園や学校などの文化的あるいは社会的環境まで含めるという考え方もあるとする意見が述べられた。

()環境権、環境保全の義務等の規定の仕方

環境権等を憲法に規定するとした場合、いかなる形式で規定するかという点については、次のような意見が述べられた。

- a 国民が良好な環境を享受する権利としての環境権を規定すべきである。
- b そもそも環境権を「国民の権利」として捉えることは、近代立憲主義における権利が国家権力の制限にあるということにかんがみると、その内容が不明確である。そこで、国民の権利としてではなく、ドイツ基本法 20a 条のように、国家目標規定(国家の環境保全義務又は責任)として規定すべきである。
- c 国民の環境保全義務又は責任として規定すべきである。
- d 前文あるいは本則において、国家の基本方針としての環境立国という観点を盛り込むべきである。

(2) 知る権利・アクセス権とプライバシー権

知る権利・アクセス権に関しては、知る権利についてはそれが国民が政治的意思決定に関与するという自己統治の価値にとって前提となる権利であること、アクセス権についてはマス・メディアの巨大化及び情報の寡占化が進んでいること等の理由から、これを憲法上規定すべきであるとする意見が多く述べられた。

また、プライバシー権については、情報化社会の進展が著しいこと等の 理由から、これを憲法上規定すべきであるとする意見が多く述べられた。

(3) 犯罪被害者の権利

憲法の規定は被疑者や被告人の人権に偏している等の理由から、犯罪被害者に対する公的援助や刑事手続への関与等を内容とするいわゆる犯罪被害者の権利を、憲法上規定すべきであるとする意見が述べられた。

(4) 知的財産権

日本の競争力、将来への活力を求めていくために、人間の思考の集積である知的財産権を権利として保護、管理、活用するシステムを整備することが国家戦略として必要であること、知的財産権の保護等を憲法に規定する国が複数あること等の理由から、財産権一般の保護とは別に、知的財産権の保護を憲法上明記すべきであるとする意見が述べられた。

(5) 生命の尊厳・人間の尊厳

「個人の尊厳」は 13 条に規定されているが、その更に上位の概念である「生命の尊厳」又は「人間の尊厳」を憲法に明記すべきであるとする意見

が述べられた。

(参考人等の発言)

- <「新しい人権」を憲法に明記することの要否>
- ・いわゆる「新しい人権」に関しては、「情報に関する権利」及び「環境に関する権利」は、慎重に内容を考慮した上で、その外延と内包を明確にし、 憲法上明記してもよいと考える。(伊藤哲夫参考人)
- ・私法上の法的処理又は私法上の法律制定や国側の責務規定を設けることで対処が可能なものは、あえて「基本的人権」とすべきでなく、このようなものを安易に「人権」とすると、人権のインフレ化、社会の国家化を招く。 (阪本昌成参考人)
- ・環境権にしてもプライバシー権にしても、環境保護施策やプライバシー保護施策は憲法改正をしなくても推進できるし、また推進すべきである。(内野正幸参考人)
- ・人権の観念が豊富になっていくことと、憲法の権利が変化していくことは 一応分けて考える必要がある。憲法上の権利は、国家権力の統制という課 題から逃れることはできず、もし、国家に対する権力統制という場面から 離れていくような形で人権の豊富化の議論が進んでいくとすると、それは 憲法の最も重要な課題が傷つけられるおそれがあり、憲法上の権利の問題 としてはむしろ警戒しなければならない。(松本和彦参考人)

<各種の「新しい人権」>

- ・憲法に明文の規定を設けるか否かの問題はあるが、「健康で文化的な最低限度の生活」の発展形態としての環境権はあり得る。(中村睦男参考人)
- ・環境権を「人権」として規定する場合、その享有主体や権利の内容が明確ではない。ドイツのように、環境に関する国家目標規定として、環境を憲法上評価することには賛成である。(笹田栄司参考人)
- ・環境権を憲法に取り込むという点については、環境というものが、個人の権利というより、公共の利益であるという側面の方が強いのではないかと考えていることから、環境権という形で規定することについては必ずしも積極的に考えていない。もし環境について憲法上何らかの基準を設ける必要があれば、国が環境を保護する義務を負っていると考え、その国家の環境保全義務を基礎に、国は様々な環境保護立法を行っていくという国家の環境保全義務を規定するという方向で考えるべきではないか。(松本和彦参考人)
- ・前文に自然を尊び自然と協調して生きてきた日本人の環境主義の理念を謳 うべきである。また、本則においても、平和主義と並ぶ日本の「環境主義」

並びに国の国民に対する健全な環境を保障する責務及び国民の環境に対する責任を規定してほしい。(武村正義公述人)

- ・環境権の根拠として、生命、自由、幸福追求の権利である 13 条、人間らしく生きるという生存権の 25 条、平和に生きることを国民の権利として定めた前文、平和の確保を国家に命じた 9 条がある。これらを一体のものとして、現行憲法に基づいて環境権を主張することは可能であると考える。(小林武参考人)
- ・情報公開法において、知る権利を国の説明責任の問題として処理しているように、知る権利は、権利の問題ではなく責務の問題として処理すれば足りる。(阪本昌成参考人)
- ・情報の送り手の観点だけではなくて受け手の観点から表現の自由を捉え直すべきだという意見には、説得力がある。その意味で、知る権利論は重要な議論であるが、知る権利という文言それ自体を憲法に明記したとしても、そこからどれだけ生産的な議論が引き出せるかという点については難しい。むしろ、知る権利を、情報を受領する権利、情報収集の権利、請求権としての情報請求の自由などの具体的権利に分解し、それぞれについて権利の具体化を考えていくというアプローチがよいのではないか。(松本和彦参考人)
- ・憲法を改正する機会があるのなら、プライバシー権を憲法に規定すべきであり、その際、プライバシーが個人の尊厳に直結し、その尊重があってはじめて表現の自由その他の人権が成立するという論理的な順序関係を明確にすべきである。(棟居快行参考人)
- ・他人に知られたくない要秘匿事項を他人に知られることから保護されるという意味でのプライバシーは、私法上の権利として処理すれば足りる。また、自己に関する情報をコントロールする権利としての個人情報の閲覧請求権は、法律や条例の制定によって新たに創設されたものと解すれば足りる。(阪本昌成参考人)

第5 国民の義務

現行の国民の義務規定に追加して、新たな義務規定を設けることの是非及び 仮に義務規定を追加するとした場合、どのような義務を追加するかについて議 論が行われた。

1 憲法上の国民の義務規定

憲法の義務規定を増やすことについては、これを増やすべきであるとする 意見と増やすべきではないとする意見が述べられた。

ア 国民の義務規定を増やすべきであるとする意見

()国民の義務規定を増やすべきであるとする意見の論拠

義務規定を増やすべきであるとする意見は、その論拠として次のような ものを挙げている。

- a 戦後、日本の社会の各方面において、権利の裏にある義務に対する認識が非常に希薄になり、国家、社会、家族・家庭への責任や義務が軽視され、権利主張のみが横行するようになり、これによって他者の人権の侵害、社会の混乱等が引き起こされている。これらの問題の解決のためには、基本法たる憲法に義務を明記し、義務意識や責任意識の再構築を図る必要がある。
- b 権利と義務は表裏一体の関係にあり、権利の行使には義務の履行が伴 うことを明記する必要がある。いわゆる新しい人権を規定するのであれ ば、その裏にある義務も明確にする必要がある。
- c 国家権力を制限することにより国民の自由を保障するものとする近代立憲主義を克服し、憲法を、国家と国民の協働を規定したものとして再構築すべきである。そのためには、現在ある義務規定のほかにも義務規定を設けるべきである。
- d 国民の義務規定を増やすことに反対する者は、近代立憲主義は権力を 名宛人とするものであって、国民を名宛人とする義務規定を設けるのは おかしいと批判するが、現実に、憲法には三つの義務が設けられており、 そのような批判は成り立たないのではないか。

()増やすべき国民の義務の内容

義務規定を増やすべきであるとする意見は、増やすべきものとして次のようなものを挙げている。

国防の義務・徴兵制

公共的な責務という観点から、憲法に国を守る義務を明記すべきであるとする意見と国を守る義務を国民に課すことは徴兵制につながるとして、これを懸念する意見が述べられた。

環境保全の義務

権利と義務は一体であり、仮に、国民の環境に関する権利を規定するのであれば、国民による環境保全の義務又は責任も憲法に規定する必要があるとする意見が述べられた。

投票の義務

健全な民主政治の発展のために、投票は、選挙権の裏返しとしての国

民の義務であることを憲法に明示すべきであるとする意見が述べられた。

その他の義務

その他、国民の義務について、次のような意見が述べられた。

- a 親が子どもを養育する義務や、家族間においてお互いがいたわり養育し合うという義務を規定すべきである。
- b 財産権は、我々の社会生活上非常に重要な要素であり、しかも、これをめぐって様々な問題があるため、社会的にそれをうまく活用する責任も付随する。所有者の責任・義務を何らかの形で憲法に書き込むことを検討すべきである。
- c 財産権の制約に関する議論に関連して、近年、市民が快適に生活をする心地良さや美しさが重視されるようになってきたことから、景観に一つの価値を認め、これを保全する権利や義務を加えることも考えるべきである。
- d 奉仕活動の義務化については、憲法を改正して何らかの規定を設けるにしても、義務付けるという方向はあまり好ましくなく、自発的に参加できるような雰囲気作りをすることが重要である。

イ 国民の義務規定を増やすべきではないとする意見

義務規定を増やすべきではないとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 近代立憲主義は、国家権力を制限することにより国民の自由・権利を 守ろうとするものであり、日本国憲法もこの系譜に位置する。したがっ て、憲法における規定の名宛人は、あくまでも時の為政者・権力であっ て、国民を名宛人として義務や責任を数多く課すべきではない。
- b 近代立憲主義は、国家権力を制限することにより国民の自由・権利を 守ろうとするものであるから、国家が国民に対して、ある義務を課すこ とを憲法が禁じていないのであれば、法律で自由に課すことができる。 したがって、もし義務を課す必要があれば、法律によって義務を課せば よいのであって、憲法に義務規定を設けたとしても法的意味は全く持た ないはずである。
- c 確かに、個人対国家という二元的対立を超えて、共同体、家族の再構築を考えることは現代の社会問題の解決のために重要であるが、憲法に義務規定を追加しても、その社会問題の解決にはならないし、むしろ逆効果又は歪んだ効果を生む。
- d 権利の観点ではなく義務も記述すべしとの観点は、12条により既に言

い尽くされている。

2 その他

その他、次のような意見が述べられた。

- a 環境の保全等については、権利や義務としてではなく、国又は国民の環境に対する責任として規定すべきである。
- b 義務や責任に係る規定は、それが憲法典の中で国民が自らの意思を宣言し、公権力行使に当たっての指針を示すという意味での宣言的な規定であれば、近代立憲主義の流れと両立することができ、生命倫理や自然環境に係る事項など重要な事項に限って憲法に規定することもあり得る。

(参考人等の発言)

- ・憲法には権利についての規定は多いが、社会を守るための義務という観点 が弱いので、義務規定を増やすとともに、権利とバランスのとれる形で、 前文中に義務に関する文言を加えるべきである。(西澤潤一参考人)
- ・ユーラシア大陸からの圧力が強まると予想される現在、これに対処する国家の仕組みを考える必要があるので、国防の義務について考えなければならない。その際、憲法上の条文化が必要か否かについて考えるべきであり、もし必要であれば、日本国民は国防の義務を負うという抽象的規定のみでよいか、もし必要でなければ、有事の際は「公共の福祉」で対処できるのかという点を検討する必要がある。(坂本多加雄参考人)
- ・「国民の義務」なくして国家の成立はあり得ず、また、自らの国を自ら守る ことは民主主義の基本原則であるため、憲法に「国防の義務」を規定すべ きである。この「国防の義務」は、「兵役の義務」とは区別されるものであ る。(伊藤哲夫参考人)
- ・憲法は国家権力を縛るものであるとの近代立憲主義の発想を離れると、世界的には、ドイツやスイスで既に新しい試みが始まっている。ドイツ基本法では、前文や 20 a 条において、将来に対する国の責任などの国家目標規定等が規定されている。(小林正弥参考人)
- ・義務規定は、現行憲法に掲げられている程度で十分である。憲法に義務を 多く謳うと権利保障とは別の義務の体系となってしまう。(阪本昌成参考 人)
- ・近代立憲主義に立っても、個々人の人権を守るために、成立した国家の法 などを遵守する義務は必然的に存在する。そのような義務の存在は、今日 の憲法においても否定されるわけではなく、事実、日本国憲法においても 三つの義務が規定されている。しかし、このことといかなる義務を憲法に 規定するかは別の次元の問題である。「近代立憲主義は義務を憲法に規定す

ることを否定するはずなのに日本国憲法には義務が規定されているではないか」という問いに対しては、具体的な義務規定に関しては現在規定されているもので十分であると答えたい。(小林正弥参考人)

- ・確かに、米国のコミュニタリアニズムは、現代的な社会問題の原因を家族 や共同体の崩壊、個人の義務意識や責任の欠如に求め、それらの再構築を 主張するが、これを憲法に規定することまで主張しているわけではない。 国民の道徳に裏打ちされていない義務や責任を法制化することは、義務や 責任を果たすことにはつながらず、権威主義や強権化の危険をもたらすの であって、社会的領域において義務や責任を支えるものとなる道徳の観念 を確固たるものにすることを志向すべきである。(小林正弥参考人)
- ・基本的には、近代立憲主義憲法は国家を縛る文書だが、国家を作った以上、 国家の維持、例えば国を守るためにはどうするかなどについての義務規定 がその限りで入ってくることは当然である。近代憲法に規定されている義 務はそのレベルのものであって、権利には義務を伴うというレベルのもの ではない。レベルの異なる両者を同じレベルのものとして憲法上の議論を 行うのはおかしい。(横田耕一参考人)

第6 生命倫理と憲法

近時、遺伝子の組換実験などの遺伝子技術や体外受精・臓器移植などの医療技術に係るいわゆる先端生命科学技術研究が著しい進展を遂げ、その有する重大性・危険性にかんがみると、研究を法的に規制することが必要なのではないかとの疑問が発生するようになった。このような研究の規制には、学問の自由との衝突及び調整という課題があり、主に、このような観点からの議論が行われた。

1 先端生命科学技術研究に対する規制の要否

先端生命科学技術研究に対する規制の要否については、次のような意見が述べられた。

- a 先端生命科学技術研究の進展により、人間の尊厳が侵されたり、生命や健康に対する危害が予測される場面が想定され、学問の自由を公共の福祉により制約しなければならない場面が生じ得る。
- b 先端生命科学技術研究を制約する根拠として、「人間の尊厳」原理がしば しば援用される。これを安易に援用することは控えるべきではあるが、人 間の尊厳原理は人権の基本的な原理の一つであり、先端生命科学技術研究 を法律等で規制する際の正当化事由として重要である。

2 生命倫理と憲法

先端生命科学技術研究の進展に合わせて、具体的な研究規制の必要性が主張され、実際に様々な方式で規制がなされているが、さらに、生命倫理に関する事項について憲法に明記することまで必要か否かの議論が行われた。この点については、これを明記すべきであるとする意見と明記することに慎重な意見が述べられた。

ア 生命倫理に関する事項を憲法に明記すべきであるとする意見

生命倫理に関する事項を憲法に明記すべきであるとする意見は、その論 拠として次のようなものを挙げている。

- a 遺伝子工学、細胞工学、発生工学等のバイオテクノロジーの研究は、 生命の尊厳や生命倫理と密接な関係があり、生命の尊厳を侵害する生命 の操作の禁止、遺伝情報へのアクセス規制などを導く根拠となる条文を 憲法に規定すべきである。
- b ドイツ基本法には人間の尊厳規定があり、フランス憲法には明文の規定はないものの人間の尊厳の理念が見出されているのに対し、米国ではそのような理念は援用されない。各国がこのような状況にある中で、我が国においてどうあるべきかを考えた場合、日本人の倫理観とバランス感覚に方向性を与え、個人の尊厳と学問の自由の調和を図るために、個人の尊厳の上位概念として、人間の尊厳や生命の尊厳の理念を憲法に明記すべきである。

イ 生命倫理に関する事項を憲法に明記することに慎重な意見

生命倫理に関する事項を憲法に明記することに慎重な意見は、その論拠として、憲法は豊富な人権規定を有しており、生命倫理に関する分野においても十分に対応することができるのであって、求められているのは憲法に新しい文言を書き込むことではなく、憲法を生かし、憲法の規定に基づいて必要な法律を制定することであるという点を挙げている。

(参考人等の発言)

- ・個人の尊厳や生命の尊厳をどのような形で憲法に規定するかは非常に重要なことである。生殖医学や遺伝子技術に関しては、権利の正当な行使と濫用との境界を設定する必要があるので、最終的な理念としての人間の尊厳及び生命の尊厳をどこかで謳っておく必要がある。(村上陽一郎参考人)
- ・先進諸国における先端生命科学技術研究に対する規制への態度として、米国は研究の自由をできるだけ保障するという方向に働きながら、政治的な 背景があって胚の利用について法整備に踏み込めないという状況にある。

- 一方、欧州、とりわけドイツでは、ナチス独裁という歴史の記憶から、人間の尊厳が基本法 1 条に明記されている。日本は、研究の自由と人間の尊厳の調和を図ろうとする流れに位置する。私は、人間の尊厳を守るための基本的な考え方を憲法の中に規定すべきであると考える。(木村利人参考人)
- ・高度な科学技術が発達し、人々の価値観も多様化している今日の社会では、 新しい考え方や新しい物事に対応できる表現を取り入れた新しい憲法を作 ることも検討すべきときにあるのかもしれない。例えば、国の基本原理と して、人の肉体そのものの尊厳というものを憲法に書き込むことも検討し てはどうか。(植松治雄公述人)

国民の権利及び義務各論

国民の権利及び義務各論として、その各条項について、活発な議論が行われた。

国民の権利及び義務の各条項については、その解釈に当たっては、その制定 経緯や歴史的背景を重視しなければならず、また、各条項に一定の評価を行い つつも、新しい人権を明記する等必要な憲法改正を行うことを主張する意見と、 憲法の人権規定は、学説や判例の展開とともに、その内容も豊かなものとなっ てきたものであり、憲法改正の必要はなく、その実現こそ求められているとす る意見等が述べられた。

第1 生命・自由・幸福追求権

生命・自由・幸福追求権に関しては、個人の尊厳及び幸福追求権等について議論が行われた。

1 個人の尊厳(13条前段)

13 条前段の個人の尊厳については、国民一人一人が自律的個人として尊重されることを定めたもので、憲法全体を通観しても重要な規定であるとする意見が述べられた。

その他、個人の尊厳に関し、次のような意見が述べられた。

- a 先端生命科学技術研究の進展に伴って生ずる生命倫理等の問題について 指針を示すために、「個人の尊厳」の更に上位の概念として「生命の尊厳」 又は「人間の尊厳」を憲法に明記すべきである。
- b 11条、13条等に既に人間の尊厳原理を見出すことができるから、新たに「人間の尊厳」を憲法に規定する必要はない。

2 幸福追求権 (13条後段)

13条後段の幸福追求権については、次のような意見が述べられた。

- a 13 条後段の幸福追求権は、憲法に明文の規定のない権利の根拠となる包括的な権利として、いわゆる「新しい人権」の根拠規定となり得る重要な規定である。
- b 13 条後段が新しい人権の根拠規定となり得るとしても、その権利性を明確にするため、これらの権利を憲法に明記することが人権保障に資する。
- c 既に、新しい人権は、13条等から導き出すことができる以上、立法上の整備こそが望まれる。

3 平和的生存権

前文の「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに

生存する権利」(いわゆる「平和的生存権」)については、前文や 9 条のみならず、13 条、25 条等によって、根源的な権利として、複合的に保障されていることが日本国憲法の一大特徴であるとする意見が述べられた。

(参考人等の発言)

- ・幸福追求権の解釈については、人間を人格的、道徳的存在と考え、人間の 人格的生存に必要不可欠な利益を保障するものとする「人格的利益保障説」 と、人間とは無知で非合理なものであり、他害に及ばない限りその人にとっ て重要なものは権利として認めるべきとする「一般的行為自由説」という 二つの考え方がある。前者は日本の判例・通説であり、後者はドイツの判 例・通説である。(阪本昌成参考人)
- ・生命、自由及び幸福追求に関する権利は、その言葉自体は非常に抽象的であり、それ自体明確な中身を持っているわけではなく、むしろ憲法に明文規定のない権利を根拠付けるための条項と考えられる。憲法全体の規定と整合的に解釈できるかどうかという観点から、そしてまた、ほかの人権条項と同じだけの重要性を持っているかどうかという観点から判断した上で、包括的人権条項に根拠付けるべきである。(松本和彦参考人)

第2 法の下の平等

法の下の平等について定める 14 条に関しては、同条が要求する平等の観念について議論が行われた上で、実質的平等を実現するための国会・行政の役割について議論が行われた。また、選択的夫婦別氏制や議員定数不均衡に関する問題等について議論が行われた。

1 法の下の平等の意味

(1) 「平等」の観念

14 条が要求する「法の下の平等」にいう「平等」の観念については、次のような意見が述べられた。

- a 「平等」の観念には、個人をその事実上の違いにかかわらず一律に同等に扱うべきことを求める形式的平等と、社会的弱者をより有利に扱うことにより結果を平等なものに近付けようとする実質的平等とがあるが、14条が要求しているのは形式的平等であり、実質的平等の実現の役割は、主に立法政策に期待されている。
- b 生存権、教育を受ける権利及び勤労の権利に関しては、14条は実質的 平等まで求めているとの解釈が成立し得る。

(2) 積極的差別是正措置 (アファーマティブ・アクション)

社会的弱者や被差別者等を優遇する措置をとることにより実質的平等を 図る積極的差別是正措置については、次のような意見が述べられた。

- a 形式的平等を犠牲にして実質的平等を確保しなければならない場面も あり、ときには積極的差別是正措置も必要である。
- b 積極的差別是正措置を講ずるに当たっては、これが行きすぎて逆差別になり得ることに留意する必要がある。

2 平等の具体的内容

14条1項後段の列挙事由については、次のような意見が述べられた。

(1) 性別

()男女平等

性別に関し、男女平等について次のような意見が述べられた。

- a 男女平等という観点からすると、いまだ憲法が定めているところに達しておらず、憲法の定める女性の権利を実現すべく努めていかなければならない。
- b 男女平等にいう「平等」とは、すべてについて両性間に結果の平等を 追求するというのではなく、挑戦する条件あるいは競争条件を平等にす ることに重点がある。
- c 議会においては、まだ女性の進出が少ないため、段階的に、これを促進する何らかの措置を講ずることもあり得る。

()選択的夫婦別氏制の導入の是非

性別に関する問題としては、その他、選択的夫婦別氏制の導入の是非について議論が行われた。この点については、同制度を導入すべきであるとする意見と導入すべきではないとする意見が述べられた。

(2) 社会的身分又は門地

社会的身分又は門地に関する問題としては、主に、非嫡出子の法定相続分等について議論が行われ、次のような意見が述べられた。

- a 相続について、非嫡出子に嫡出子の2分の1の法定相続分しか認めない民法900条4号ただし書の規定には合理的理由があるとはいえず、このことは国連人権委員会等の国際機関も勧告しており、憲法14条に違反する。
- b 非嫡出子に対する社会的差別については、早急な解決が求められる。

(3) その他

その他、平等の具体的内容について、次のような意見が述べられた。

- a 14条1項後段に列挙されている事由については、今の時代に即した例示に直すべきである。
- b 憲法には障害者について直接に規定した条文がない。障害者の平等、 差別の禁止及び社会参加を明確に規定すべきである。

3 議員定数不均衡の合憲性

選挙人の投票価値(一票の重み)に不平等が存在することが、14条に反し 違憲ではないかという議員定数不均衡の問題について議論が行われ、次のよ うな意見が述べられた。

- a 選挙権の平等には、「一人一票の原則」に止まらず「投票価値の平等」も 含まれるから、一票の格差を 1 対 1 に近付ける責務が国会議員に課せられ ている。
- b 参議院議員の地方選出議員(選挙区選出議員)の定数配分に関し、その 都道府県代表的な機能を加味して、投票価値の平等を衆議院に比し緩やか に判断し得るとする最高裁判所の判例については、43条の全国民の代表性 を重視すべきであるから賛成できない。

4 その他

その他、次のような意見が述べられた。

- a 憲法には年齢による差別の禁止規定はないが、14条の平等原則は、いかなる差別も許さない趣旨であり、年齢差別も当然許されるべきではない。
- b 14条2項及び3項は、制定時の時代的な背景を反映したものであり、将来同条の規定を見直すことが課題になったときには、2項及び3項の削除を含めて見直すこともあり得る。
- c 日本は、平等原則をはじめとする人権に関する条約を批准するまでに時間がかかりすぎる。国際人権諸条約の国内実施については、より一層努めていくべきである。
- d 平等に関する諸施策を立法措置等により充実させるべきである。

(参考人等の発言)

< 法の下の平等の意味 >

- ・自由や平等は、スタートラインにおける問題であって、そこから競争をさせて差がつくことが個別性としてインセンティブになるのだから、重要である。このことを弱肉強食という、まやかしの議論で否定してはいけない。 (阪本昌成参考人)
- ・日本において積極的差別是正措置を推進することについては、差別を固定 することにならないか等の懸念がある。(棟居快行参考人)

< 平等の具体的内容 >

- ・憲法の仕組みの中では、個々の市民が政治参加の権利を持っていると同時に、すべての市民が平等に扱われることが不可欠であろう。その観点からすれば、不合理な差別は許されるべきではなく、非嫡出子に対する相続上の差別は、14条に違反すると考える。(松井茂記参考人)
- ・議員定数不均衡につき、衆議院では格差を 2 対 1 に収めることが憲法上要請されるにしても、参議院ではそこまでいうことはできないと考える。半数改選に伴う偶数選出の要請等があるからである。(内野正幸参考人)

第3 精神的自由権 内心の自由

精神的自由のうち内心の自由に関しては、思想・良心の自由の保障と限界、 信教の自由と政教分離原則、学問の自由と大学の自治等について議論が行われ た。

1 思想・良心の自由

(1) 思想・良心の自由の保障と限界(総論)

思想・良心の自由の保障と限界については、次のような意見が述べられた。

- a 「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」とは、人は内心においてどのような思想を抱こうと自由であり、国家はそれを制限したり禁止したりすることは許されないことを意味するのであって、人の内心には国家権力といえども立ち入ることはできない。
- b たとえ内心に止まる場合であっても、民主主義を否定するような思想 まで憲法が許容しているとは解されず、ある程度の限界があってしかる べきではないか。
- c 近代憲法の成り立ちが国家権力から個人の人権を守るという点に行き着くことは首肯するものの、思想・良心の自由が私人間において摩擦を生じやすいことにかんがみると、憲法の私人間適用のあり方がどうあるべきかについては、なお研究を深めなければならない。

(2) 思想・良心の自由の保障と限界(各論)

思想・良心の自由の保障と限界が問題となる個別の事例として、次の点について議論が行われた。

()思想に基づく不利益の賦課又は差別的取扱いの禁止

思想に基づく不利益の賦課又は差別的取扱いの禁止に関する問題としては、主に、公立学校における公式行事の際に国旗掲揚・敬礼又は国歌

斉唱を拒否した教員に対する処分の是非、民間企業における思想差別等 について議論が行われ、次のような意見が述べられた。

- a 国家が国旗や国歌のようなシンボルを用いて国民の統合を図ること は認められており、また必要である。
- b 国旗掲揚・敬礼又は国歌斉唱を強制することは絶対に許されないものであり、職務命令違反を理由とする教員への懲戒処分も憲法上の要請から許されない。
- c 憲法が国家としての統合をある意味で阻害するような自由を無制限 に認めているかどうかという疑問もあり、何らかの秩序を探っていく べきではないか。
- d 思想に基づく不利益の賦課又は差別的取扱いは、民間企業において 起こりがちであり、14 条及び 19 条に照らし、このような取扱いは違 法である。

()自己の思想・良心に反する行為の強制の禁止

自己の思想・良心に反する行為の強制の禁止に関する問題としては、 主に、裁判員制度における裁判員への参加について議論が行われた。裁 判員への参加は、場合によっては、死刑廃止論者が極刑に関わる裁判に 参加を強制させられるなど自己の思想・良心に反する行為を強制するこ とになり得るため、真摯な理由に基づく参加拒否は認められるべきであ るとする意見が述べられた。

(参考人等の発言)

- ・思想・良心の自由は、人間存在の根源に関わる自由であり、人が人たることに基づいて享有する天賦人権の最たるものである。そうであればこそ、 思想・良心の自由が憲法上保障されたことの意義は大きい。(野坂泰司参考 人)
- ・19 条のように思想・良心の自由を独立に規定した例は、諸外国の憲法を見ても、あまりない。西欧諸国の憲法では、良心の自由を信仰の自由と同列に規定する例が多く見られるが、これは、世界観や人生観の核心を宗教的信念が占めているということから、そのような傾向が生まれたのではないかと思われる。また、これらの諸国においても、宗教的な意味に止まらず世俗的な意味の良心の自由が保障されているという解釈が広がりつつあり、その意味において、19 条が 20 条とは別個に思想及び良心の自由を規定することには何の問題もないし、むしろ適切であると思われる。(野坂泰司参考人)
- ・国旗敬礼・国歌斉唱拒否の問題に関し、米国のバーネット判決において連

邦最高裁判所は、自己の宗教的良心に基づいて国旗敬礼を拒否することを 認めた。これは、まさに自由社会アメリカの真骨頂を示すものである。(野 坂泰司参考人)

2 信教の自由

(1) 20 条及び89条成立の背景

20 条及び 89 条成立の背景については、日本国憲法が何らの留保もなく信教の自由を保障し、併せて、政教分離原則を詳細に規定したのは、戦前の国家神道体制の下で信教の自由が抑圧された我が国独自の経験を踏まえてのことであるとする意見が述べられた。

(2) 政教分離原則の意義

政教分離原則の意義については、次のような意見が述べられた。

- a 政教分離原則は、国家権力と宗教の結び付きが個人の信教の自由に とって脅威になり、国家からの自由としての信教の自由のみではこれを 防止することができないことから規定されたものであり、信教の自由の 保障を確保しようとする意義を持つ。
- b 政教分離原則は、これを制度的保障として捉えるべきか否か学説上の 争いがあるとされるが、この原則は、津地鎮祭事件における最高裁判所 大法廷判決にもあるように、信教の自由の保障を促進又は補強するため の制度的保障である。

(3) 政教分離原則違反の有無

()政教分離原則違反の判断基準

政教分離原則違反の判断基準については、政教分離原則の意味を、国家と宗教の厳格分離の意に解し、厳格な分離を図るため、政教分離に違反するか否かの判断基準を憲法に規定すべきであるとする意見が述べられた。

()政教分離原則の下で許される国家行為の限界

政教分離原則の下で許される国家行為の限界に関する問題としては、 主に、内閣総理大臣等の靖国神社参拝問題について議論が行われた。こ の点については、これを合憲であるとする意見と違憲であるとする意見 が述べられた。

ア 内閣総理大臣等の靖国神社参拝は合憲であるとする意見

内閣総理大臣等の靖国神社参拝を合憲とする意見は、その論拠として、その「目的」は戦没者の追悼であり、「効果」についても特定の宗教を援助・助長するものでもないことから、目的効果基準に照らして

政教分離原則に反しないし、また、国民的合意も存在することを挙げ ている。

イ 内閣総理大臣等の靖国神社参拝は違憲であるとする意見

内閣総理大臣等の靖国神社参拝は違憲であるとする意見は、その論 拠として次のようなものを挙げている。

- a それは内閣総理大臣等が特定の宗教施設に対して繰り返し宗教的 行為を行うことを意味し、その「目的」は宗教的なものであり、特 定の宗教を援助・助長する「効果」もあるから、目的効果基準に照 らして、政教分離原則に反する。
- b 私的参拝ならば問題はないとして、参拝に際して、公費の支出、 公用車の使用等をしなければよいとするのは、政教分離原則の潜脱 である。

ウ 内閣総理大臣等の靖国神社参拝に関するその他の意見

その他、内閣総理大臣等の靖国神社参拝に関し、次のような意見が述べられた。

- a 内閣総理大臣等の靖国神社参拝問題は、靖国神社とは別の追悼施設を作って解決すべきである。
- b 靖国神社の A 級戦犯を分祀しても、御霊は神社に残るから、神道 的観点からすると政教分離違反の疑義を解決したことにならないと 指摘されるが、宗教的・神道的に意味がないとしても、政治的には 意味があると考える。
- c 憲法保障の観点から、国を相手とする住民訴訟や客観訴訟の導入、 あるいは、憲法裁判所の設置などの立法政策による解決を検討すべ きである。

()政教分離原則違反の有無に関するその他の意見

その他、政教分離原則違反の有無に関し、次のような意見が述べられた。

- a 内閣総理大臣をはじめ公務員のごく一般的な習俗的行事への参加については、特定の宗教団体への支援と認められないような事情がある場合には、公共性のある行為として公費の支出は認められるべきである。また、このことについての憲法上の疑義を解消するために、憲法の条項を改正すべきである。
- b 憲法が天皇制を定めていることから、皇室行事に公が関与すること は、政教分離原則の例外として認められる。

(参考人等の発言)

- ・信教の自由は、人権宣言の中核をなす最も重要な人権である。(野坂泰司参 考人)
- ・政教分離原則に関しては、非宗教団体の宗教的活動に対する国の援助の禁止が明文で規定されていないので、この点を憲法に更に加えるということは立法論として検討の余地がある。(野坂泰司参考人)
- ・政教分離は、最高裁判所の判例も認めているとおり、絶対的分離ではない ことを確認し、目的効果基準が明確に分かる規定に改めるべきである。諸 外国にも、政教分離を定めている国は少ない。(伊藤哲夫参考人)
- ・政教分離違反の判断基準は、根本的に再検討しなければならないと考える。 すなわち、判例の用いる目的効果基準は曖昧で明確さを欠いているが、学 説の主張する目的効果基準も必ずしも厳格な基準として機能し得ないと考 えており、日本の状況に即した基準を構成しなければならない。(野坂泰司 参考人)

3 学問の自由

(1) 学問の自由

学問の自由については、次のような意見が述べられた。

- a 近年の科学技術、特に先端生命科学技術研究の進展に伴い、個人の尊厳が侵害されたり、生命や健康に対する危害が予測される場面が想定され、個人の人権としての学問の自由よりも公共の福祉を優先させなければならない場面が予想される。
- b 科学技術の発展に対して現在の 23 条の規定で対応できるのか、生命科学など人間の尊厳にかかわる問題について議論をし、憲法に何らかの方向性を示す必要があるのではないか。
- c 学問の自由と個人の尊厳の調整については、11条、13条等に既に人間 の尊厳原理を見出すことができるし、また、憲法の人権規定に基づいて 必要な法律を作ることにより対応することが大切である。

(2) 大学の自治

学問の自由には大学の自治が含まれているが、大学の自治についての明文の規定がないために、従来、解釈の混乱が発生していた面があり、制度的保障としての大学の自治を憲法上明文で規定すべきではないかとする意見が述べられた。

第4 精神的自由権 表現の自由

表現の自由は、民主主義の原点としての重要な権利であるという意見が述べられ、その上で、表現の自由の現代的問題として、知る権利、マス・メディアに対するアクセス権及びプライバシー権等の情報に係る権利について議論が行われた。

1 表現の自由の意味

(1) 表現の自由の価値

表現の自由は、言論活動によって、国民が政治的意思決定に関与するという民主政治に資する憲法上非常に重要な自由であるという意見が述べられた。

(2) 表現の自由と知る権利

()知る権利の意義

表現の自由は、思想や情報を発表し、伝達する自由であるが、情報化の進んだ現代社会では、その観念を「知る権利」という観点を加味して再構成しなければならないとして、次のような意見が述べられた。

- a 情報の集中が進んだ現代においては、表現の自由は、その前提として、国民に知る権利がなければ実効性を有することはできず、また、 知る権利は、統治に参加するための前提となる権利として保障されな ければならない。
- b 知る権利の法的性格については、「国家からの自由」という伝統的な 自由権であるとともに、参政権的役割も有する権利である。ただ、そ れが具体的な請求権となるためには、情報公開法などが必要である。

()知る権利の明文化の必要性

知る権利の明文化の必要性については、これを肯定する意見と否定する意見に分かれた。どちらの意見も、知る権利が 21 条など現在ある規定を根拠に保障される可能性を認めながらも、明文の規定を設けるか否かという点で意見が分かれた。

ア 知る権利の明文化の必要性を肯定する意見

知る権利の明文化の必要性を肯定する意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

a 国民の政治参加・行政参加に対して知る権利の果たす役割の重要性にかんがみれば、政府の国民に対する説明責任として法律レベルに規定するのではなく、国民の知る権利として憲法に規定すべきで

ある。

- b 憲法制定当時には、これほどまでに情報化社会が進展するとは想像できなかったのであり、情報化社会の中で知る権利の果たす役割の大きさにかんがみれば、知る権利を憲法に明記すべきである。
- c 現在ある規定を根拠に知る権利が認められるといっても、それには限界がある。例えば、21 条を根拠に知る権利を認めると、それは表現の自由の反射的効果としての知る権利という限界が生ずる。とするならば、固有の意味の知る権利を保障するためにも、これを憲法上明記すべきである。

イ 知る権利の明文化の必要性を否定する意見

知る権利の明文化の必要性を否定する意見は、その論拠として、知る権利は、憲法に明文の規定がなくとも 21 条等を根拠に認めることができ、求められているのは、その保障を実現するための立法にあることを挙げている。

(3) マス・メディアに対するアクセス権

()マス・メディアに対するアクセス権を憲法上明記すべきか

マス・メディアに対するアクセス権を憲法上明記すべきか否かについては、次のような意見が述べられた。

- a マス・メディアに対するアクセス権については、他の情報に関する 権利と併せて憲法上明記すべきである。
- b マス・メディアに対するアクセス権は、既にある条文を根拠に認められているものであり、憲法上明記することは不要である。

()その他

マス・メディアに対するアクセス権の内容として、有料広告の掲載請求権や反論権が挙げられる。しかし、国家に対する自己情報コントロール権としての「知る権利」に対応する権利として、マス・メディアに対する自己情報コントロール権としての「アクセス権」を認めるべきであるとする意見が述べられた。

2 表現の自由の内容

表現の自由の内容については、次のような意見が述べられた。

- a 表現の自由の中核を占める言論・出版の自由のうち、報道の自由は、国民の知る権利に奉仕し、最終的に国家権力から国民を守るためのものとして重要な意義を持つ。
- b 現代では、マス・メディアの発達及び巨大化により、その影響力が増大

していること、さらに、マス・メディアが商業主義に流されがちであること等から、報道される側が権利的にも低位に置かれている現状があり、多くの人権侵害がみられることが懸念される。

3 表現の自由の限界

(1) 表現の自由とプライバシー権の衝突

表現の自由の限界に関する問題としては、主に、表現の自由とプライバシー権が衝突した場合に、表現の自由の限界をどのように考えるかについて議論が行われ、次のような意見が述べられた。

- a 表現の自由とプライバシー権が衝突した場合には、民主主義国において最も尊重されるべき精神的自由権の一つである表現の自由が、より尊重されることが普遍的な公理である。
- b 確かに表現の自由は重要だが、それがマス・メディアの報道の自由である場合、マス・メディアと市民との関係においては、既にマス・メディアが強者で個人が弱者であるという強者対弱者の関係に立ってしまっているから、弱者としての個人のプライバシー権を守るために一定の配慮が必要である。

(2) 表現の自由とプライバシー権の調整のあり方

表現の自由とプライバシー権が衝突する場合に、具体的に、どのように して調整を図るかに関しては、主に、マス・メディアの報道の自由と個人 のプライバシー権との調整について議論が行われた。

()表現の自由とプライバシー権の憲法上の調整

表現の自由とプライバシー権の調整に関しては、プライバシー権を憲法上明記するのであれば、バランスをとるために、表現の自由の規定も強化すべきであり、例えば、スペイン憲法は名誉、プライバシー及び肖像権を保障するが、表現の自由とともに、真実の情報を自由に伝達し、受け取る権利も規定しているとする意見が述べられた。

()表現の自由とプライバシー権のその他の調整

表現の自由とプライバシー権の調整について、その他、次のような意見が述べられた。

- a 憲法上最も重要な権利の一つである表現の自由に対する規制は、極めて慎重な配慮が必要であり、特に、報道の自由は国民の知る権利の行使に奉仕するものであって、マス・メディアに対する法的な規制は絶対にあってはならず、自主的な判断に委ねなければならない。
- b 表現の自由とプライバシー権を調和させ、報道の自由を守ると同時

に個人のプライバシー権を守るためには、マス・メディアの自主規制 によることが当然だが、それには、マス・メディアが自主的に設置し た第三者機関によるチェックが有効である。

- c 報道の自由を規制する手段については、自主規制が原則だが、現代 社会では、マス・メディアの強大化や商業主義化等により自主規制が 機能しにくく、自主規制だけでは、個人のプライバシー権の保障には 足りない。
- d 自主規制と組み合わせる形で、法律を根拠に、行政から独立した第 三者機関を設置して、報道の自由の保障と個人のプライバシーの保護 の双方を図るべきである。
- e 第三者機関の検討に当たっては、北欧諸国にみられるオンブズマン制度が参考になる。
- f 表現の自由とプライバシー権が衝突した場合の裁判による事後的な 調整に当たっては、いわゆる懲罰的な損害賠償制度を導入すべきであ る。

4 通信の秘密

通信の秘密については、昨今のインターネットの発達によるサイバー・スペースの拡大により、 通信は 1 対 1 の間で行うものという従来の観念が、1 対多数あるいは多数対多数の間で行うことも可能なものに変わってきたことや、 通信が量的な変化のみならず質的な変化を遂げていること等の状況にあり、これらにかんがみると、「通信の秘密」の保護のあり方も変化すべきであるとともに、その規定については、少し文言を変えていく必要があるとする意見が述べられた。

(参考人等の発言)

- <表現の自由の価値>
- ・国家の中でいかに発言していくか、政治に参加していくかという、公民の 自由として精神的自由を捉えるという観点が、戦後の日本国憲法の解釈運 用には欠けていた。(棟居快行参考人)

<表現の自由と知る権利>

・アクセス権は、現在、日本においては、マス・メディアに対して情報にアクセスすることを要求する権利に限定して捉えられているが、諸外国では、既に、国に対する知る権利や自己情報コントロール権等を含み、情報に関する権利を包括する権利として解釈されている。今後は、日本においても、この方向での検討を行っていくべきである。(堀部政男参考人)

・マス・メディアに対するアクセス権に法的根拠を与えることについては、確かに、市民対マス・メディアの関係において市民が弱者の立場に立ってはいるが、個人に法的な権利を設定してマス・メディアに義務を負わせると、21条の表現の自由との関係で様々な問題が生ずる。むしろ、マス・メディアが自主的に個人によるアクセスの要請に対して応えていくという方向を考えるべきである。(堀部政男参考人)

<表現の自由の限界>

- ・プライバシーは、表現の自由あるいは公民が自由に政治参加をする場合の基礎をなすものと考えられる。したがって、プライバシーが表現の自由と敵対するとの捉え方は間違っており、プライバシー保護のためには、表現の自由に制約がなされるべきである。(棟居快行参考人)
- ・プレスは不透明な組織体に対する情報を国民に提供するという重要な役割を持っているので、プレスの表現の自由をできるだけ尊重する枠組みが必要である。日本では、プライバシーの尊重の方に偏りすぎている。(阪本昌成参考人)
- ・報道機関の報道の自由と個人のプライバシー権との調整については、報道機関が自主的な第三者機関を作ることが望ましい。その際、各社がばらばらに自主的に対応するのではなく、業界全体の第三者機関による自主規制が望ましい。(堀部政男参考人)
- ・日本の損害賠償額が非常に低いことは以前から問題になっている。最近、 高額化の傾向がみられるが、損害賠償額はどれくらいが妥当かは裁判所で 十分審理をした上で判断しており、裁判所がプライバシーの保護や名誉の 保護について損害賠償額を高くする傾向は、重要な意味を持っている。(堀 部政男参考人)

第5 経済的自由権

経済的自由権については、主に、財産権の制約について議論が行われた。

1 財産権

(1) 財産権の保障と制約

財産権の保障と制約については、次のような意見が述べられた。

- a 所有権は 18 世紀末に絶対的不可侵とされたが、ワイマール憲法以降、 経済的自由は、社会国家化の流れの中で社会的拘束を負ったものと考え られるようになり、この歴史の流れが日本国憲法にも反映されている。
- b 現在の日本においては、財産権というものに対して、必要以上に絶対

のものという認識がなされ、規制が難しくなっているのではないか。

- c 所有権が責任や義務を伴うことを憲法上明記すべきである。
- d 土地収用法では、軍事・防衛目的のための土地収用を認めていないが、これは9条との整合性のゆえである。しかし、駐留軍用地特別措置法は、いわば米軍の基地の用に供する目的があれば、一般的な土地収用手続によらずに民有地の使用等をすることを可能にするものである。これは、日米安全保障条約を憲法の上位に置くものであり、財産権の侵害の一つのあらわれである。

(2) 財産権の制約と補償

財産権の制約と補償については、次のような意見が述べられた。

- a 私有財産を公共のために収用・制約する場合、29条3項が「正当な補償」を必要としている点に関し、判例上、法令が補償規定を欠く場合でも、同項を直接の根拠として補償請求を行うことが認められている。この点、ドイツ基本法は14条3項において、公用収用を行うには、補償の方法・程度を規定する法律に基づかなければならないことを定めているが、このような規定が我が国の憲法にもあれば、仮に法令が補償規定を設けていない場合には明白に憲法違反となり、立法に対して縛りをかけることができ、好ましいのではないか。
- b 「正当な補償」の意味について完全補償説と相当補償説があり、財産を収用される側の国民の立場に立てば、完全補償説が原則であろうと考える。しかし、現行憲法の「正当な補償の下に」との規定は、あまりに無内容な規定であり、これが適切なものかどうか議論があってしかるべきである。

2 良好な景観の保護・形成

財産権の制約と関連して、良好な景観の保護・形成について議論が行われ、 次のような意見が述べられた。

- a 市民が快適に生活をする心地良さや美しさといった価値が重視されるようになってきていることからも、良好な景観の保護・形成に関する権利及 び責務について憲法に明記すべきである。
- b 日本が持つ歴史・伝統や精神文化を大切にするという理念を醸成していくことが重要であり、これらを憲法に明記することで、全国で良好な景観を保存する運動が起きてくるのではないか。
- c 景観が壊されることは憲法に原因があるのではなく、憲法の規定が踏み にじられてきたためであり、憲法を正しく運用していくことが必要である。

(参考人等の発言)

<財産権の保障と制約>

- ・29 条 2 項により法律によって財産権の調整の仕方を定めると憲法も認めている。また、多種多様な財産権があり、その調整は非常に微妙なバランス、複雑な判断を強いられる。これを具体化するには、立法府において十分議論をして、法律によって具体化していくしかなく、これ以上詳しい規定を置くというのはなかなか難しいのではないか。(野呂充参考人)
- ・財産権に対する考え方としては、所有権の概念の中に最初から何らかの制 約、義務というものが含まれているとするゲルマン法的な考え方と、まず は絶対的な所有権というものを民法上確立して、そして、その制約は公法 などによって外から加えられるものであるとするローマ法的な考え方があ る。日本では、ローマ法的な所有権の絶対性という言葉が一人歩きをして有 効な制約を阻害しているという印象を持っている。(野呂充参考人)
- ・ドイツ基本法 14 条 2 項には、所有権は義務を伴うとの規定があり、日本の 憲法には規定されていないが、これはいわば当たり前のことを念のために 強調しているにすぎないものであり、結論として、実際の具体的な法制度 や憲法の解釈にとって決定的な違いにはならない。(野呂充参考人)

<財産権の制約と補償>

・財産権の制約と補償については、法律に補償規定がなくても、それを違憲と解釈せずに直接憲法に基づいて補償請求ができるという考え方と、ドイツのように、法律に補償規定を置かずに財産を収用するとその法律が違憲になるという考え方の二つがあるが、どちらがより優れているとも必ずしも即断できない。ドイツの場合、補償規定のない法律が、違憲無効になって、また法律を作り直さなければならないという非常に不安定な状態が生じ、違憲無効にしたのはよいが、既に損害が発生してしまっている場合にはどう救済するかといった困難な問題が生じている。(野呂充参考人)

< 良好な景観の保護・形成 >

・良好な景観の保護・形成や文化財の保護を憲法に規定するとしても、それは国家権力を制約する伝統的な権利として規定することにはなじまず、国家としてのいわば努力目標を定めたようなものにならざるを得ないのではないか。国家としていかに良好な景観を保護・形成する手助けをしていくか、文化財を保護していくかという問題は、具体的には法律レベルの問題にならざるを得ない。(野呂充参考人)

第6 刑事手続上の権利等

刑事手続上の権利等に関しては、刑事手続上の権利の意義、被疑者段階での 弁護人立会権、死刑の存廃、犯罪被害者の権利等について議論が行われた。

1 刑事手続上の権利の意義

刑事手続上の権利の意義については、次のような意見が述べられた。

- a 憲法が刑事手続に関連して10か条もの規定を設け、刑事手続上の権利を厚く保障していることは、比較法的に珍しいが、これは、大日本帝国憲法下の深刻な人権侵害の反省から刑事司法手続を重要視したものであり、刑事手続上の権利を考えるに当たっては、この歴史的背景を踏まえなければならない。
- b 刑事手続の目的は、国家により訴追された者をして、犯罪事実の存否に つき必要かつ十分に主張と反証を尽くさせることによって、万が一にも無 辜の者を有罪としないための適正な手続を制度として保障することにある。
- c 従来の刑事手続規定が保障する刑事手続上の権利は、「消極的人権」(被 疑者・被告人が不当に侵害されないという側面)ともいうことができるが、 「積極的人権」(被疑者・被告人の主体的な自己決定を国家が尊重するという側面)の一つであるアレインメント制度(認否を聴く手続で被告人が有 罪の答弁をすると、事実認定が省略されて量刑だけを進める制度)等を今 後、憲法に書き込むことも検討に値する。

2 刑事手続に係る権利

(1) 被疑者の権利

被疑者の権利については、次のような意見が述べられた。

- a 当事者主義を貫徹するため、接見交通権の制限の見直し、被疑者段階の長期拘束の改善、被疑者段階での弁護人立会権の付与などにより、より一層捜査の可視化が図られるべきである。また、被疑者段階での公的弁護制度の整備も積極的に行うべきである。特に、被疑者段階での弁護人立会権は、31条や34条を根拠に認めることもできると思われるが、憲法を改正する場合には、明確にこれを定めるべきである。
- b 被疑者段階における弁護人立会権を認めるにしても、欧米においては、 長期間の身柄拘束が認められていることから被疑者段階で弁護人立会権 が付与されていることにかんがみると、勾留期間のうち一定の期間に限 定して立会いを認めるなどの期間制限を設けた弁護人立会権の付与も検 討すべきである。
- c 被疑者の人権保障という観点から「捜査の可視化」を図るのであれば、

同時に捜査権限の強化を図らなければ、国民全体の人権保障という観点からすると、真の意味での人権保障とはならない。

(2) 刑事被告人の権利

刑事被告人の権利に関しては、主に、裁判を受ける権利の実質的な保障のあり方に関連して、裁判員制度について議論が行われ、次のような意見が述べられた。

- a 裁判員制度の導入については、国民の司法参加の観点から積極的にこれを評価すべきである。
- b 刑事被告人に保障される公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利 の観点から、裁判員制度の導入には慎重でなければならない。

(3) 死刑

死刑制度については、その存廃について議論が行われた。この点については、死刑を存続させるべきとする意見と廃止すべきとする意見が述べられた。

ア 死刑を存続させるべきであるとする意見

死刑を存続させるべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 刑の本質として、応報刑の側面は重要である。我が国の文明観・宗教観からすれば、死刑廃止への賛成は必ずしも多くない。海外において死刑を廃止する国が多いとしてこれに倣うことは、国民の意識との間に乖離が生じる。
- b 刑の本質として、社会の秩序を維持する犯罪抑止効果の要素がある。 自由刑の犯罪抑止効果が若い世代を中心に低下していることを踏まえ ると、死刑の犯罪抑止効果を否定することはできない。
- c 死刑廃止論者は、死刑は後にえん罪であることが判明したときに取り返しがつかないと主張するが、受刑者のかけがえのない人生を奪い、取り返しがつかないという点では、有期刑も同様である。

イ 死刑を廃止すべきであるとする意見

死刑を廃止すべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 死刑の犯罪抑止効果は、必ずしも立証されていない。
- b 死刑は、後にえん罪であることが判明したときに取り返しがつかない。
- c 世界では死刑廃止国が存置国を上回っており、死刑廃止は世界的潮

流である。

d 欧州評議会等は、死刑を人権の問題として扱っており、欧州憲法条約にも、死刑廃止が人権として謳われているが、日本では刑事政策の問題として議論されており、意識に遅れがある。

ウその他

その他、死刑廃止に関し、次のような意見が述べられた。

- a 国民の意識の流動性にかんがみ、死刑廃止について決して固定的に 考えてはならない。
- b 死刑の代替刑として、いわゆる終身刑(仮釈放のない無期刑)の導入を検討すべきである。

3 犯罪被害者の権利

犯罪被害者の権利については、次のような意見が述べられた。

- a 我が国は、犯罪被害者の救済が国際的にみて立ち後れており、権利の確立が重要である。そのため、犯罪被害者の権利を憲法上に明記すべきである。
- b 犯罪被害者については、単に刑事司法の面だけでなく、経済的にも精神 的にも、その人権問題として総合的な施策の推進を図ることが重要である。
- c 犯罪被害については、刑事司法の整備による救済だけではなく、被害者 の報道による人権侵害に対する救済についても、防止措置や回復措置の検 討が課題である。
- d 犯罪被害者の権利の憲法上の論拠としては、総括的に13条の幸福追求権があり、また、社会連帯の問題として25条の視点も必要である。これらの規定を根拠にして犯罪被害者の権利を導くことができるのであるから、憲法に新たな規定を設ける必要はない。

(参考人等の発言)

- < 刑事手続上の権利の意義 >
- ・31 条以下には、消極的人権が規定されているが、今後の刑事手続においては、積極的人権をどのように位置付けるかということも大きな課題である。 (田口守一参考人)

<刑事手続に係る権利>

・刑罰は、カントの絶対的応報刑のように絶対的なものというよりも、むしる刑罰によってその社会が維持されるという機能の面こそ大切である。死刑がないと社会を維持できないような国があり、そうでない国もあるというように、死刑を必要としている社会・国家、必要としていない社会・国

家という考え方があり得る。そのような観点からすると、日本という国の 治安なり法秩序なりを維持するときに、死刑が絶対に必要であるのかとい う視点もあり得るのではないか。(田口守一参考人)

<犯罪被害者の権利>

・犯罪被害者の権利を憲法上明らかにすべきであるという主張があるが、犯罪被害者の範囲の問題、犯罪被害者と他の保護を必要としている人々のグループとの比較という問題、そして憲法の基本法的性格という観点から考えて、そのような権利を憲法に規定することが適当かについては、慎重に考えるべきである。13 条を根拠として犯罪被害者を保護する方策は、法律上いくつも考えられるし、またそのような努力をすべきである。憲法上に規定を設けるよりも、いわゆる修復的司法(リストラティブ・ジャスティス)の議論のように、刑事手続の外において加害者との和解を進め、その結果を刑事手続に反映させる考え方が、おそらくは正しいのではないか。(田口守一参考人)

第7 家族・家庭に関する事項

家族・家庭に関しては、選択的夫婦別氏制の導入の是非及び家族・家庭に関する事項を憲法に規定することの是非等について議論が行われた。

1 選択的夫婦別氏制の導入の是非

選択的夫婦別氏制の導入の是非については、同制度を導入すべきであると する意見と導入すべきではないとする意見が述べられた。

ア 選択的夫婦別氏制を導入すべきであるとする意見

選択的夫婦別氏制を導入すべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 24条は、個人の尊厳と両性の本質的平等を保障している。
- b 選択的夫婦別氏が認められていない現状では、どうしても女性の働く 権利が侵害される場合があり、女性の側から従来の氏をそのまま使用し たいという現実の要望がある。
- c 選択的夫婦別氏制を導入すべきではないとする者は、家族の崩壊等の 弊害を主張するが、それは夫婦の家庭の作り方、育児の仕方の問題に帰 着するのであって、同制度の導入とは関係がない。

イ 選択的夫婦別氏制を導入すべきではないとする意見

選択的夫婦別氏制を導入すべきではないとする意見は、その論拠として、

夫婦同氏は日本の良き伝統であり、夫婦別氏制を導入すると、家族の崩壊 等を誘発するおそれがあることを挙げている。

2 家族・家庭に関する事項を憲法に規定することの是非

家族・家庭や共同体の尊重のような規定を憲法に設けるべきであるとする 意見と設けるべきではないとする意見が述べられた。

ア 家族・家庭や共同体の尊重のような規定を憲法に設けるべきであるとする意見

家族・家庭や共同体に関する規定を憲法に設けるべきであるとする意見 は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 顕在化している社会問題を解決するために、社会の基礎としての家族・家庭の重要性を再認識し、家族における相互扶助、家庭教育等の家族・家庭が果たしてきた機能を再構築する必要がある。そのためには、前文や各条項において、家族・家庭の尊重及び保護を明記することが必要である。
- b 憲法に家族・家庭の尊重を明記した上で、そのような憲法の指針に従 い、具体的施策を展開していくべきである。
- c 24条が行きすぎた個人主義の風潮を生んでいる側面は否定できない。
- d 近代立憲主義の流れは重要であるが、それだけでなく、憲法には、国 民の行為規範としての役割もある。
- e 国家権力と個人が対立するという西欧の人権観や憲法観は、個人より 家族・家庭や共同体を重視する日本やアジアには適合しない。

イ 家族・家庭や共同体の尊重のような規定を憲法に設けるべきではないと する意見

家族・家庭や共同体に関する規定を憲法に設けるべきではないとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 近代立憲主義の流れからすると、家族・家庭の尊重のような徳目的な 事項は憲法に書き込むべきではない。
- b 憲法に書き込まれるべき価値は普遍的なものでなければならず、家族・家庭の尊重のような普遍的とまではいえない価値は憲法に書き込むべきではない。
- c 家族・家庭の尊重のような価値や徳目を法制化することが、かえって 逆効果になることは米国の禁酒法の例からも明らかであり、立法者が気 を付けなければならない点である。
- d 米国のリベラル コミュニタリアニズム論争におけるコミュニタリア ニズムは、家族・家庭や地域コミュニティのような中間団体の役割に注

目し、その再生によって社会秩序の再構築を図ろうとするが、価値や徳 目を法制化することまで主張するものではない。

- e 憲法が個人主義に偏っているとの批判があるが、個人主義は決して利己主義と同義ではなく、互いの人格を尊重し合うという意味であり、決して24条を否定的に見る必要はない。
- f 家庭崩壊等の社会問題を解決するには、憲法に家族の保護を規定する といった観念論ではなく、長時間労働の解消等、家族生活を守るための 現実の政策の実現について、子どもの権利という観点から取り組むべき である。
- g 家族条項の規定が戦前の家制度への回帰につながることが懸念される。

3 その他

その他、家族・家庭に関しては、家族・家庭の尊重のような徳目的な規定ではなく、国民が、家族的な価値を共有したり、享受することができるような政策を要求することができる権利又はそのような政策を実施する国の責務という性質の規定であれば、憲法上規定することもあり得るとする意見が述べられた。

(参考人等の発言)

- <選択的夫婦別氏制の導入の是非>
- ・自由というものは選択の幅が広いほどよいので、氏についてもどれでもよいということが重要である。夫婦別氏を導入すると家庭が崩壊するという意見があるが、家庭の崩壊には、氏の問題以前に実体的な原因があるのであって、夫婦別氏にすると家庭が崩壊するという表面的な議論は全く信用できない。(阪本昌成参考人)
- <家族・家庭に関する事項を憲法に規定することの是非>
- ・家族は、人間社会の基礎であって、最後の拠り所である。「家族尊重」の明 文規定を憲法上に設け、家族の保護を図るべきである。また、その際の規 定に関しては、同様の規定を有している各国の憲法や世界人権宣言等の文 言を参考にすべきである。(伊藤哲夫参考人)
- ・戦後、滅私奉公に対抗するものとして「私」が非常に強調され、その「私」が、エゴイズム、利己主義の方に理解されてきた嫌いがある。それが様々な腐敗や道徳的退廃につながった。(小林正弥参考人)
- ・80 年代の米国では、リバタリアニズムやネオ・リベラリズムという市場原理主義や権利論中心の利己主義的な個人主義が隆盛となったために、貧富の格差、バブル経済、環境問題など市場経済の問題点や、モラルの衰退、

犯罪の増加、少子高齢化、人間関係の希薄化などの社会問題が深刻なものとなった。このような問題点に対し、倫理性やモラル及び共同性の必要性を主張し、コミュニティを母体に社会の再生を目指すのがコミュニタリアニズムである。ただ、コミュニタリアニズムは、価値の法制化ではなく、現憲法の中でできることを道徳的に行うことの可能性を追求し、社会的モラルを向上させることを第一義とする。(小林正弥参考人)

・憲法があるから人間関係がぎすぎすしたと言うほどには、憲法は日本人の 感情生活に大きな影響を与えてはいない。また、親孝行が減ったのは憲法 のせいだというのは、憲法を過大評価している。(安念潤司参考人)

第8 社会権

1 生存権

生存権について定める 25 条に関しては、その評価及び法的性格について議論が行われた上で、生存権を実現するための社会保障制度の理念について議論が行われた。

(1) 25 条に対する評価

25条に対する評価については、次のような意見が述べられた。

- a 25 条は、人権史的に社会権が生まれた時期に取り入れられたものであり、また、他国の憲法の規定に比べても、社会保障における国の責務まで定めるなど非常に豊かな内容を持っている。
- b 25条1項の「健康で文化的な最低限度の生活」という文言は、憲法制 定時の時代性の中で出てきたものであり、果たして現在においてもふさ わしい文言であるか疑問である。
- c 社会保障制度は人々の共助・互助によって支えられているにもかかわらず、その共助・互助の観念が25条の条文中で全く触れられていない。
- d 今の時代においては、例えばプライバシー、自己決定の権利又は選択の自由なども考慮されるようになってきており、単なる最低限の生活保障ではなく、21世紀型の生存権を模索しなければならない。
- e 25条1項をナショナル・ミニマムとしての公的扶助の根拠規定、2項を共助による社会保障としての年金、医療及び介護制度の根拠規定と整理し、それにふさわしい文言に改めるとともに、現在2項において規定されている「社会福祉」及び「公衆衛生」については、大幅に条文を増やし、生存権とは別の視点からの条文として新たに規定すべきである。

(2) 生存権の法的性格

25条の法的性格については、次のような意見が述べられた。

- a 25 条はプログラム規定であって、国民の生存を確保すべき政治的・道 義的義務を国に課したに止まり、個々の国民に対して具体的権利を保障 したものではない。
- b 25 条はプログラム規定から抽象的権利、そして具体的権利へと学説が発展し、それに応じて立法がなされ、それを司法がチェックする形で実体的権利が作り出されてきたものであって、今後は、この実体的権利を更に発展させていく努力が求められている。

(3) 社会保障制度の理念

25 条の規定を受けて、様々な社会保障制度が構築されているが、社会保 障制度の理念はいかにあるべきかについては、次のような意見が述べられ た。

- a 社会保障を考えるに当たっては、社会連帯の理念から共助・互助を重視すべきであり、我が国が長年培ってきた相互扶助の精神のような文化あるいは慣習をもう一度見詰め直すべきである。
- b 社会保障における社会連帯の理念は肯定するが、25条の規定の権利性 を重視し、生存権に対応する社会保障についての国の責任を重視すべき である。

(参考人等の発言)

- ・憲法に、もう少し福祉国家という理念を掲げるといった方向付けをするという選択はあり得る。ただ、これは極めて政策的な判断であり、時代とともに国民の意向も変わり得るので、現在のように、13条や25条の規定のみを憲法に置き、具体的な社会保障の姿の実現は、個々の法律レベルに委ねることも考えられる。(広井良典参考人)
- ・社会保障制度を社会連帯の観点から再構築するに当たって、25 条の文言を変える必要があるか否かについては、同条 1 項から社会連帯の理念を直接導くことはできないが、2 項から社会連帯の理念を導くことができる。とすると、同条の文言を改正しなくてもよいとする解釈が十分可能である。(中村睦男参考人)
- ・25 条はプログラム規定ではなく、抽象的権利であると考える。25 条を具体 化する立法が存在しない場合に立法の不作為の違憲確認訴訟ができるとす る具体的権利説もあるが、現行法上、立法の不作為の違憲確認訴訟という 訴訟類型はないため、少数説に止まっている。(中村睦男参考人)

2 教育を受ける権利

教育を受ける権利について定める 26 条に関しては、同条に対する評価及び 教育基本法との関係等について議論が行われた。

(1) 26 条に対する評価

26条に対する評価については、次のような意見が述べられた。

- a 26 条はよくできた規定であり、また、同条は、教育の機会均等、義務 教育の無償などを定めており、重要な規定である。
- b 26 条については、制定時と現在の教育をめぐる状況の違いにかんがみて、生涯教育にも射程を広げるような表現が考えられる。

(2) 教育基本法との関係等

憲法と教育基本法との関係等については、次のような意見が述べられた。

- a 憲法の三つの理念を尊重していく限り、教育のあり方をどう改革していくかという観点で教育基本法を見直し、同法を改正していくことは当然である。
- b 教育基本法には歴史や伝統や文化を後世に伝えていくという教育の役割に関する重要な条項が欠けており、家庭や社会、モラルの再構築のためには、日本社会に根差した伝統や習慣、良き共同体としての支え合いを再認識した上で、同法を速やかに改正する必要がある。
- c 学校教育における宗教的情操の涵養は非常に大切なことであるから、これを明確に行うことができるよう憲法及び教育基本法を改正すべきである。
- d 教育基本法の改正の必要性は否定しないが、同法は準憲法的な存在であり、理念的な項目も多く、その改正は十分時間をかけて、徹底的に論議を尽くす必要がある。
- e 教育基本法が憲法の理念の下に制定された教育に関する基本法であることを踏まえると、教育基本法は憲法と一体のものであり、双方ともに豊富な内容を持っているので改正の必要はなく、むしろそれらの理念を実践することが大切である。
- f 教育基本法の中に特定の徳目や人間観を持ち込むべきではない。

(参考人等の発言)

・法の下の平等や政治的な権利における平等に基づいて国民は等しく一票を 持っているが、その一票を行使する際の判断基準として、複雑化した現代 社会の中では、かなりしっかりとした知識のベースを国民一人一人が持っ ていることが求められる。そのような知識のベースを作ることができるの は現状では義務教育をおいてほかにない。(苅谷剛彦参考人)

・教育基本法はその直接の根拠を憲法 26 条に置いており、両者は緊密な関係 を有しているのであって、教育基本法のみを改正することには慎重でなけ ればならない。(岡村遼司参考人)

3 勤労の権利・義務及び労働基本権

勤労の権利・義務及び労働基本権を定める 27 条及び 28 条に関しては、これらの規定に対する評価及び公務員の労働基本権に対する制約について議論が行われた。

(1) 27 条及び 28 条に対する評価

27条及び28条に対する評価については、次のような意見が述べられた。

- a 27 条及び 28 条には、勤労の権利、勤労条件の法定、労働基本権など 必要なものが明記されており、また、立法を行う上で柔軟かつ弾力的に 用いることができる点を評価すべきである。
- b 失業や若年層の就職難など現在の労働に係る社会問題は、27条及び28条に問題があるのではなく、憲法の理念が実現されないことに問題がある。
- c 27 条及び 28 条は基本的には問題ないが、勤労の喜びや労働による自己実現、生涯働くといった観点から、現在の規定に加えて盛り込むべきものがあるのではないか。

(2) 公務員の労働基本権に対する制約

公務員の労働基本権に対する制約については、次のような意見が述べられた。

- a 全農林警職法事件の判例理論である「主権理論」及び憲法上の原理である議会制民主主義・財政民主主義などから、現行の公務員の労働基本権に対する制約は正当である。公務員がストライキ等を行って、予算や行政サービスの内容に影響を与えることは、民主的政治過程を歪曲する。
- b 公務員に労働基本権が付与されていない状態は、日本が批准する ILO (国際労働機関)87号条約(結社の自由及び団結権の保護に関する条約)に違反しており、かつ、この点について、ILO が日本政府に勧告を行っている。
- c 公務員の労働基本権に対する制約は、28条の要請と41条及び83条の要請のバランスをどうとるかという問題であり、現行の公務員制度は、勤務条件法定主義と制約の代償措置たる人事院勧告制度でこのバランスをとろうとしているが、公務員制度改革に際しては、このバランスをどのようにとるかについて、なお十分な議論が必要である。

(参考人等の発言)

- ・27 条及び 28 条に関しては、基本的に評価している。また、児童の酷使を禁ずる 27 条 3 項の規定を守り、更に子どものための憲法の規定を充実させるべきという意見もある。(草野忠義参考人)
- ・憲法制定時、労働権及び社会権に関しては、政府原案に対して、労働権に対しては「休息」が明記され、社会権に対しては「健康で文化的な最低限度の生活」の保障が規定されるなど、議会において修正が行われており、その際の議論は今日的にも示唆に富んでいる。(草野忠義参考人)
- ・現在の労働に関する憲法の諸規定は、大変体系的・抽象的であり、柔軟か つ弾力的な規定である。今後、時代の変化に合わせて立法を行うに当たっ て障害となるものではない。ただ、世の中が変化し、25条の下に設計され た社会保障制度が行き詰まりを見せ、根本的な再構築が問われる中で、社 会的平等をどの程度国が保障するのか、むしろ自由に任せるのかという点 は課題である。また、社会的不平等に歯止めをかけるための規定の必要の 有無などは問題となろう。(菅野和夫参考人)
- ・判例変更により公務員の労働基本権制約を合憲とした全農林警職法事件判決の一つの功績は、公務員の労働基本権を、28条の中で完結して考えるのではなく、憲法上、団体交渉原理と対立した諸原理があって、それによって同条の権利は相対化して弾力化せざるを得ないことを明らかにしたということである。(菅野和夫参考人)

第6款 政治部門

政治部門に関しては、国会に関する事項として、二院制、選挙制度、政党及び国会の運営・手続等について、内閣に関する事項として、議院内閣制及び首相公選制について、その他の事項として、オンブズマン制度、政策評価及び政治部門における憲法解釈について議論が行われた。

国会

第1 二院制

二院制に関しては、主に、二院制を維持すべきか一院制を採用すべきかの問題及び二院制を前提とした改革論について議論が行われた。

1 二院制を維持すべきか一院制を採用すべきか

二院制を維持すべきか、一院制を採用すべきかという点については、二院制を維持すべきであるとする意見が多く述べられたが、一院制を採用すべきであるとする意見もあった。

ア 二院制を維持すべきであるとする意見

- 二院制を維持すべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。
- a 有権者の多様な意思を反映し、少数者の意見表明の機会を確保する必要がある。
- b 両院の抑制・均衡のため、法律案や予算を重ねて審議することにより、 マスコミ報道や世論の熟成を踏まえた慎重審議を行うべきである。行政 監視も両院が重ねて行うことにより、十分に機能する。
- c 我が国に長く二院制が定着している。
- d 議員の任期が長く、解散がない参議院において長期的視野による国政への取組みが可能である。
- e 参議院は半数改選であるため、急激な政治的変革を回避できる。
- f 衆議院の解散中に国家緊急事態が発生した場合、参議院の緊急集会を 求めることができる。

イ 一院制を採用すべきであるとする意見

- 一院制を採用すべきであるとする意見は、その論拠として次のようなも のを挙げている。
- a 参議院が衆議院のカーボンコピーとなっていると批判されるように、

両院とも同様の議論をしており、無意味である。

b 国際化が進展するなかで、国家意思の迅速な決定を図る必要がある。

これに対して、迅速な決定の必要性を強調するあまり、国会が政府の 方針の追認機関となることを懸念する意見が述べられた。

- c 両院の構成や議案に対する態度が異なる場合、国政が停滞するおそれがある。
- d 世界的に見ると、6割を超える数の国が一院制採用国である。二院制採 用国は連邦制をとる国家に多いが、我が国は単一国家である。
- e 現在の参議院を改革することは現実には難しい。

2 二院制を前提とした改革論

二院制を前提とした改革論としては、参議院が衆議院のカーボンコピーとなっているとの批判に対する改革論として、両院の役割分担の明確化及び各議院の議員の選出方法の見直しについて議論が行われ、役割分担の明確化を主張する意見や選出方法の見直しを主張する意見が多く述べられた。また、両院の多数派が異なる場合に国政が停滞するおそれがあるとの批判に対する改革論として、参議院の権限縮小等の是非及びその権限行使の自主的抑制について議論が行われた。

(1) 両院の役割分担の明確化

具体的な役割分担論としては、次のような意見が述べられた。

a 国会の決算審査機能を強化するため、衆議院は予算審査、参議院は決 算審査を中心に、あるいは、それぞれに特化して、審査を行うべきであ る。このような役割分担を前提に、参議院に会計検査院等を附置すべき である。

これに対して、二院制を採用している以上、財政立憲主義の見地から、 両院が予算・決算をそれぞれ審査すべきであるとする意見や、各議院に おいて決算審査を次の予算編成に生かして無駄な支出をなくすという機 能が阻害されるおそれがあるとする意見が述べられた。

- b 参議院の行政監視機能や長期的視野に立った調査機能を強化すべきである。また、参議院に政策評価の視点からの法律審査方式を導入すべきである。
- c 特定分野における施策の基本的事項等を定める法律(基本法)案を参議院先議とすべきである。
- d 国会同意人事を参議院の専権事項又は衆議院に優越するものとし、ま

た、最高裁判所裁判官の国民審査に代わる指名機能を参議院に付与すべきである。

e 両院の多数派が異なる場合に生じる混乱を回避するために法律案については衆議院優位とするが、例えば、外交関係などは任期の長い参議院の適性に合うことから参議院優位とすべきである。

これに対して、これからの分権型社会では、外交、安全保障、司法等が国政の中心課題であることや、外交への民主的コントロール強化のため、外交は衆議院で担当すべきであるとする意見が述べられた。

f 衆議院が立法機能を担うのに対して、参議院が法令の憲法適合性の判 定機能を担うものとして二院制を再構成すべきである。

(2) 二院制と各議院の議員の選出方法

二院制と各議院の議員の選出方法については、二院制である以上、異なる形での代表機能が期待されるとして、現行の各議院の議員の選挙制度の類似性が批判され、各議院の議員の選出方法について、次のような意見が述べられた。

- a 衆議院は民意の集約のために小選挙区のみの選挙制度とし、参議院は 民意の反映のために比例代表のみ又は都道府県や道州を単位とする大選 挙区のみの選挙制度とすべきである。
- b 参議院を地域代表とすべきであり、地方自治体の首長等が参議院議員 を兼職するという仕組みを検討すべきである。

これに対して、国会議員が「全国民を代表する」と規定する 43 条 1 項 の精神を生かす必要があるとする意見もあった。

- c 将来の道州制の導入を前提に、参議院を道州代表とすべきである。
- d 衆議院は中選挙区制、参議院は個人を選ぶ大選挙区制とすべきである。
- e 参議院議員の選挙区は全国区のみとすべきである。
- f 参議院に推薦制や職能代表制を導入することを検討すべきである。

(3) 参議院の権限の縮小の是非

参議院の権限の縮小の是非については、これを肯定して参議院を補完的な機能の第二院として位置付ける意見とこれに否定的な意見が述べられた。

ア 参議院の権限の縮小により参議院を補完的な機能の第二院として位置付ける意見

参議院の権限の縮小により参議院を補完的な機能の第二院として位置 付ける意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 参議院が法律の議決等において衆議院とほぼ対等の権限を有する現行制度においては、事実上、参議院の多数を握らずに政権を運営することは困難である。参議院において少数与党の場合の国政の停滞を回避するため、衆議院の再議決要件(59条2項)については、現行の3分の2以上の特別多数決から、単純多数決とすべきである。
- b 首班指名、条約の批准及び予算の議決以外の点で両院がほぼ対等の 権限を有する現行の二院制を維持していく必要があるのか。むしろ、 参議院を補完的な第二院と位置付けることを議論していく必要がある。

イ 参議院の権限の縮小に否定的な意見

参議院の権限の縮小に否定的な意見は、その論拠として次のようなも のを挙げている。

- a 二院制の意義は慎重審議や国民の意思の多元的反映にあり、各議院における法律案の審議を通じて民意が形成される結果、その修正や廃案がなされることは有意義である。参議院の役割を軽視する議論は、国会自らがその役割を政府の追認とするものである。
- b 参議院の影響力を弱めるような改革には賛同し難い。
- c 両院の役割等が異なるにもかかわらず、両院制について政権安定の 側面のみから考えるのは不適切である。

(4) 参議院の権限行使の自主的抑制

参議院の権限行使については、参議院が政党化を避け、真に「良識の府」となるために、内閣総理大臣等の問責決議等について自主的抑制の慣行を確立すべきであるとする意見が述べられたが、参議院議員も国民から直接選挙される以上、参議院に権限行使の自主的抑制を求めることは困難であるとする意見も述べられた。

(5) その他

その他、二院制の改革について、次のような意見が述べられた。

- a 仮に二院制を維持するのであれば、参議院においては、いずれの政党 も党議拘束を行わないなどの改革を行う必要がある。
- b 両院の見解が相違した場合は、両院協議会の開催を義務付けるべきである。
- c 参議院は、長期的視野に立った調査権限や勧告機能の充実を検討すべきである。
- d 参議院に行政監視院を設置することを検討すべきである。
- e 参議院議員の半数改選を廃止し、その任期を2年又は3年にすべきである。

3 その他

その他、二院制について、次のような意見が述べられた。

(1) 参議院の政党化

参議院が政党化しているという現状認識を前提に、そのような参議院の あり方に否定的な意見と、安定した政権運営のために参議院が政党化する ことは必然的であるとする意見が述べられた。

(2) 参議院議員の大臣就任の是非

参議院が良識の府として政府に対するチェック機能を発揮するためには、 参議院議員は大臣に就任すべきではないとする意見が述べられた。

(3) 一院制の採用その他の憲法改正を要する改革と参議院の同意

- 一院制の採用等には憲法改正を要することから、参議院の同意について、 次のような意見が述べられた。
- a 参議院を廃止して一院制を採用するという案に、参議院の賛成が得られるか疑問である。
- b 参議院を廃止して一院制を採用するような改正は参議院の賛成が得られないことから、両院を合わせて一院制を実現すべきである。
- c 両院の役割分担について憲法改正を行う場合、参議院の賛成を得るためには、衆議院としても、いかなる権限を手放して、参議院優位にするかを考える必要がある。

(参考人等の発言)

- <二院制の維持・一院制の採用の是非>
- ・日本のように人口の多い国において、有権者の多様な意思を一院で集約できるか疑問であり、両院制を維持すべきである。(大石眞参考人)
- ・第二院の存在意義の一つである慎重審議については、それによりどれだけ 有用な視点が付加されるかが問題となる。世論の変化を受け止め従来の審 議とは異なる視点を参議院が付け加えるということに、参議院の意義を求 めことができる。(只野雅人参考人)
- ・参議院は、慎重審議による多数の横暴の回避、国民の多様な意見・利益の 反映などのために存在しており、廃止すべきではない。(山田淳平公述人)
- ・国民の同質性が高い日本の国情からは、一院制にしてもかまわない。二院制を維持する場合は、参議院において間接選挙や任命制をとるなど、各議院の議員の選出方法を変更し、権限を見直すべきである。(小田春人意見陳述者)

< 両院の役割分担の明確化 >

- ・予算及び決算の審査について、衆議院が予算審査に、参議院が決算審査に 特化した場合、参議院における決算審査が衆議院の次の予算審査にフィー ドバックされないのではないか。(窪田好男参考人)
- ・予算及び決算の審査について、衆議院のみに予算の議決権を与え、参議院 は決算審査のみを行うこととした場合、参議院は予算と切り離されるため、 政府に対してどこまで有効なコントロールを行えるか疑問である。(只野雅 人参考人)

<二院制と各議院の議員の選出方法>

- ・参議院が理性の府としての機能を果たすためには、政党の力があまり及ばず、所属している組織に縛られないような表決のあり方、客観的な公益を目指すような公開の場での闊達な討議を確保すべきである。そのためには、多様なバックグラウンドを持った議員が一定数選出されるべきである。(長谷部恭男参考人)
- ・地域代表以外にも、社会的な階層、経済活動の単位、専門的な能力を持つ 集団など個人以外の要素を反映させた利益職能代表という考え方もあるが、 これには非常に大きな問題がある。適切な代表の指標など、普通選挙や平 等選挙といった原則と調和する形で利益職能代表を考えることは非常に難 しい。(只野雅人参考人)
- ・参議院を職能代表や学識経験者から構成することには疑問がある。職能の分類、代表の数等の決定は大変難しく、また、「学識経験者」は定義が曖昧である。(山崎正和公述人)
- ・両院はそれぞれ独自の機能を持つことが望ましいことから、各議院の議員 の選出方法を定める両院組織法もできるだけ異なった原理に基づくことが 肝要である。(大石眞参考人)

<参議院の権限の縮小・権限行使の自主的抑制>

- ・憲法が法律案の再議決について高いハードルを設けているのは、両院の妥協・協調を促す趣旨ではないか。日本の場合、両院は同様の民主的正当性を持ち、類似した選挙制度で選ばれているため、構成の相違が生まれにくいが、第二院が第一院に細かな点で様々な修正を加える余地は十分にあるのではないか。(只野雅人参考人)
- ・衆議院は、政権を支え、法律や予算を作る院である。一方、参議院は、政権を支える与党の論理によらず、行政監視等、批判的、シンクタンク的な機能を強化すべきであり、その分、立法、内閣総理大臣の指名等の権限が減らされるべきである。(山口二郎参考人)

- ・二院制の妙味を生かすためには、両院の構成や役割が異なっている必要がある。しかし、現在の参議院は、法律案の議決に関する権限が相当に強く、政権運営のためには、与党は参議院においても多数派を確保しておく必要があり、二院制の妙味が生かされていない。妙味を生かすためには、参議院の憲法上の権限を縮減する等の措置が考えられるが、憲法改正のためには、参議院の特別多数の賛成が必要であり、現実論として難しい。そこで、参議院が自主的に権限行使を抑制する慣行を確立すべきである。(長谷部恭男参考人)
- ・米国では両院協議会が非常に積極的に機能しており、また、欧州諸国では 政府が法案成立のため上院の意を汲んだ修正を図る慣行が成立しているな ど、両院制がうまく機能している例が見られる。(大石眞参考人)

第2 選挙制度

選挙制度に関しては、憲法上どのように取り扱うべきか、どのような選挙制度が望ましいか等について議論が行われた。

1 選挙制度と憲法規定

選挙制度については、現行憲法の選挙に関する規定が簡素であることから、より具体的な内容を憲法に規定すべきであるとする意見や、一票の格差が 2 倍を超えてはならない旨を憲法に明記すべきであるとする意見が述べられた。

2 いかなる選挙制度が望ましいか

いかなる選挙制度が望ましいかについては、民意の反映・集約、政党システムへの影響等の観点から、小選挙区制が望ましいとする意見、中選挙区制が望ましいとする意見、中選挙区制が望ましいとする意見と両院において代表原理を異ならせるべきであるとする意見が述べられた。

ア 小選挙区制が望ましいとする意見

政権交代を活発に行い、議院内閣制を活性化させるために、二大政党化 を志向する観点から、完全小選挙区制が望ましいとする意見が述べられた。

これに対して、憲法は民意の集約ではなく民意の反映を要請しているが、 小選挙区制は死票が多いため、民意の反映の観点から不適当であるとする 意見が述べられた。

イ 中選挙区制が望ましいとする意見

衆議院の選挙制度について、国会議員の定数削減及び一票の格差是正の 観点から、例えば、定数 3 で 150 選挙区といった中選挙区制が望ましいと する意見が述べられた。

これに対して、中選挙区制において同じ政党の候補者同士が同じ選挙区で争うという構造は、政党を形骸化し、党の公約と個人の公約との差別化を余儀なくさせ、国民の選択を困難にするとする意見が述べられた。

ウ 比例代表制が望ましいとする意見

民意の多元的な反映という要請から、基本的には比例代表制が望ましい とする意見が述べられた。

エ 両院において代表原理を異ならせるべきであるとする意見

具体的には、参議院を道州代表又は地域代表とすべきであるとする意見、 衆議院は小選挙区制のみ、参議院は比例代表制のみ又は大選挙区制のみとすべきであるとする意見、 衆議院は中選挙区制、参議院は個人を選ぶ大選挙区制とすべきであるとする意見、 参議院に推薦制や職能代表制の導入を検討すべきであるとする意見が述べられた。

3 一票の格差の是正

ー票の格差については、一票の格差をできるだけ 1 対 1 に近付けるべきであるとする意見などその是正を求める意見や、選挙制度に一票の格差を自動的に是正する仕組みを設けることが必要であるとする意見が述べられた。

4 その他

その他、選挙制度に関連して、次のような意見が述べられた。

- a 選挙権の年齢要件を 18 歳とするのが世界の潮流であり、多くの者が 18 歳で社会に出て納税をしていることから、18 歳選挙権の実現は憲法上の要請である。
- b 低投票率の選挙で選出された者が代表と言えるかどうか疑問であり、投票を義務付けるべきか否かという問題も含めて、投票率上昇のための検討が必要である。
- c 低投票率は、憲法に定められた制度上の問題ではなく、国会や政治のあり方の問題である。
- d インターネットによる選挙運動や電子投票等の技術革新に合わせた選挙 制度や、マス・メディアのあり方を考えるべきである。
- e 比例ブロック選出者にとって現在の選挙区は広すぎる。より地域に密着 した選挙制度とし、議員数を増やすことも検討に値する。
- f 衆議院の解散を限定的にした上で、3年ごとに衆参同時選挙を行うことが 合理的である。

(参考人等の発言)

- ・衆議院の選挙制度について、完全小選挙区制あるいは比例代表制のみとすることには、いずれも反対である。小選挙区制の下では、政策が近似化し、選挙の争いは政策本位ではなく人本位になる。また、選挙区に密着した選挙になり、より一層地元の利害を反映しなくてはならないこととなる。他方、全国を選挙区とする比例代表制は、国民と政党の距離が遠すぎ、全国的組織を背景とする候補者や著名人が有利になるなど必ずしも適切ではない。(高田篤参考人)
- ・職能代表論は、選出母体を民主制とは全く違う形、つまり、職業ごと、利益団体ごとにすることであるが、今日、職能によって人々を把握することは非常に難しくなりつつあり、また、国民主権ともそぐわない。(高田篤参考人)
- ・現在の選挙制度は、小選挙区制を主体とする選挙区制のため、多様な民意が議席数に反映しない仕組みになっており、各投票が選挙の結果に及ぼす影響力においても平等であることの実現にはほど遠い状況にある。一票の重みについては、なるべく選挙結果に投票が反映されるべきであるので、格差が1対1が理想である。その格差是正の方法としては、比例代表制が最も望ましい。(村田尚紀公述人)

第3 政党

政党に関しては、政党を憲法に明記すべきか否か等について議論が行われた。 また、政党条項のあり方等についても議論が行われた。

1 政党を憲法に明記することの是非

政党を憲法に明記すべきであるとする意見とその必要はないとする意見が 述べられた。

ア 政党を憲法に明記すべきであるとする意見

政党を憲法に明記すべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 政党は、議会制民主主義の根幹であり、多様な民意を政治に媒介・反映するという重要な地位と役割を有している。
- b 政党をめぐる諸問題を正し、その公正さと透明性とを確保する仕組み を確立していくことが重要である。
- c 政党の憲法への明記は、政策決定と執行責任の明確化を図る政府・与党の一体化にも資する。

d ドイツ等の憲法に、憲法上の機関として政党が位置付けられている例 がある。

これに対して、「闘う民主制」をとるドイツ基本法と、「結社の自由」の中に政党が黙示的に組み込まれている日本国憲法は、歴史の違いから 憲法価値がかなり異なるとする意見が述べられた。

イ 政党を憲法に明記する必要はないとする意見

政党を憲法に明記する必要はないとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

a 憲法は政党について明記していないが、21 条は黙示的に政党結成の自由等を保障しており、これは、結社の自由の保障を通じて、元来私的な結社である政党が政治に参画するという公的性格を発揮することを憲法が期待しているものである。

これに対して、通常の「結社」と政党を同視することは妥当でないと する意見が述べられた。

- b 政党を憲法に規定することにより、かえって政党活動の自由、ひいては、戦前の政党・結社への弾圧や翼賛政党化に対する反省により制定された 21 条が保障する結社の自由を侵害することや、小規模な政党が不利益を被ることが懸念される。
- c 国民の政党に対する信頼は、政党の憲法への明記ではなく、選挙等の 国民による監視を通じてのみ回復され得る。また、リコール制等国民か らのチェックがなされるシステムを考えることが先決である。

2 政党条項のあり方

政党条項を憲法に設ける場合のあり方について、次のような意見が述べられた。

- a 政党条項の規定の内容によっては、政党結成・活動の自由を阻害するお それがあることに留意すべきである。
- b 政党条項の内容は、政党の意義・役割、政党結成・活動の自由、複数政 党制、政党法の制定根拠等とすべきである。
- c 政党条項の内容は、政党の自由・公正・透明性を確保するため、政党の 内部秩序、党内民主主義、資金の公開等とすべきである。
- d 党内民主主義について規定する場合、その概念が一義的ではないので、 事実上多数党が決定する結果、人数、綱領、規約、運営方法等において少 数党に不利な規定となるおそれがある。
- e 政党の要件、政党としての義務などの詳細については、憲法に規定する

と煩瑣になるため、政党法などの法律に委ねるべきである。

f ドイツ基本法の違憲政党の禁止規定のような「闘う民主制」的な条項は、 結社の自由の理念にそぐわない。

3 政党制

政党制については、国民の政権選択の可能性等の観点から二大政党制を志 向する意見と、国民の意見の多様性等の観点から多党制を志向する意見が述 べられた。

4 その他

その他、政党のあり方・役割については、次のような意見が述べられた。

- a 民主主義の下における議会制度は、半ば必然的に政党政治を要請する。
- b 政党は政策を実現するためのものであり、議員個人の意見の尊重は政党本位の選挙制度に反するため、党議拘束が原則であり、個人本位で表決権 を行使するのは例外である。
- c 行政の企画立案能力の低下を受けて、政党の立法能力の向上が求められることから、政党にシンクタンクを設けるべきである。
- d 政党の党首決定手続が透明化され、「議員政党」から「国民政党」へと 変わることにより、内閣総理大臣の選任手続も透明なものとなる。

(参考人等の発言)

- ・民主的政治過程における政党の重要性を理由として訓示的規定を置くこと は賢明ではない。憲法が特に政党に言及することで、立法者に対して政党 を通常の結社より優遇することについて裁量を与えたという解釈を生み、 政党法制に対する司法的コントロールを弱める可能性があるからである。 (高田篤参考人)
- ・ドイツの政党システム・政党法制に対する最大の批判は、既成政党が現行法制により要塞のように守りを固めて、新しい政治勢力が議会に入って来られないようにブロックしていることである。この批判に基づき、政党助成を限定的にしていくことが提言されている。(高田篤参考人)
- ・民主制システムの中でトータルに代表機能が果たされるべきであり、党議 拘束を強めると政治的コミュニケーションも縮減してしまう。党議拘束が 原則という考え方を変えていくことも検討する必要がある。(高田篤参考 人)

第4 国会の運営・手続等

1 国会の運営・手続

国会の運営・手続については、次のような意見が述べられた。

- a 国会における議員間の議論を活発にしていくべきである。
- b 衆議院において、予算関連法案については議員 50 人以上、予算非関連法 案については議員 20 人以上の賛成が必要であるという法律案の提出要件を、 それぞれ、20 人以上、10 人以上に引き下げるべきである。
- c 法律案を提出できる者を国務大臣を含めた国会議員に限定する旨を憲法 に明記すべきである。
- d 政権交代可能な政治の実現や行政監視機能の充実を図るために、少数会派による国政調査権の活用が必要である。
- e 予算や重要法案が衆議院先議となっており、参議院の審議が会期末に集中していることから、参議院で十分な議論を行うために会期制を廃止することも考えられる。
- f 重要なのは審議の内容であることから、56条1項の議事の定足数の規定 は削除すべきである。
- g 国会における法案審議は逐条審議とし、修正の過程等もより透明なものとすべきである。

これに対して、法律案の提出を国会議員のみに認めることは、行政の専門的な知見の活用が困難となることから反対であるとする意見が述べられた。

また、内閣提出法律案について、与党内の事前審査は行わず、国会の場において議論すべきであるとする意見が述べられた。

h 直接民主制的な諸制度を利用できるよう、41 条の規定にこだわるべきではない。

2 国会の附属機関

国会の附属機関については、次のような意見が述べられた。

- a 会計検査院を国会又は参議院の附属機関とすべきである。
- b 政策評価機関を国会の附属機関として設置すべきである。

これに対して、日本と米国は予算制度が異なるので、米国議会の中に監査機能、評価機能を持つ会計検査院(GAO)があるのは当然であるが、日本で GAO 類似の機関を議会に置くのは妥当ではないとする意見が述べられた。

c 国会の附属機関としてオンブズマンを設置すべきである。

(参考人等の発言)

- ・国会の場で行政に対して質問や追及をすることは必要であるが、与党の幹部が各省の幹部になるなど政治任用を増やすことを前提にして、法案審議における与野党の議員同士の議論を活発にしていくことも必要ではないか。 (山口二郎参考人)
- ・内閣をチェックする国会の権能を強化する必要がある。その際、国会の多数派が内閣と同じ立場であることを考えると、少数派を優遇するという観点から制度を構築すべきである。(山口二郎参考人)
- ・内閣に法案提出権を認める考え方が支配的であるが、国会が唯一の立法機関であることにかんがみれば、法案を提出できるのは国会議員のみと考えるべきではないか。(松井茂記参考人)
- ・会期不継続の原則の廃止、見直しなど国会の運営について大幅に見直すべき問題がある。(佐々木毅参考人)
- ・衆議院の院内勢力は、総選挙から次の総選挙まで基本的に変わらないので、 その単位を前提とした議院及び議会の運営を基本にすべきである。会期制度、あるいはこれに伴うとされる会期不継続の原則を改めて、「立法期」の 概念を採用すべきである。(大石眞参考人)

内閣

第1 議院内閣制

議院内閣制に関しては、内閣総理大臣のリーダーシップの強化、国会の行政 監視機能の強化の必要性等について議論が行われた。

1 内閣総理大臣のリーダーシップの強化

我が国の民主主義をより一層成熟させるためには、官僚主導から政治主導への転換を図る必要があり、そのためには、内閣総理大臣のリーダーシップの強化が必要であるとする意見が多く述べられた。

これに対して、現行憲法上、内閣総理大臣は内閣の首長として位置付けられているが、内閣法等がその趣旨に合わない規定となっているとする意見や、内閣総理大臣個人ではなく、内閣全体の機能を強化すべきであるとする意見が述べられた。また、行政統制のためには、国民による監視が保障されるべきであり、内閣機能の強化ではなく、国民代表である国会を中心とした議院内閣制を構想すべきであるとする意見もあった。

内閣総理大臣のリーダーシップの強化の具体策としては、別項で記述する首相公選制のほか、与党と内閣の政策決定の一元化や国民内閣制等に関する議論が行われた。

(1) 与党と内閣の政策決定の一元化

65 条の改正により内閣総理大臣を意思決定部門である執政権の主体として、執行機関である行政と峻別した上で、与党幹部が内閣に入ることにより政策決定を一元化し、閣僚等以外の議員の行政への関与を厳しく制限し、行政のコントロールに関する内閣の主導性を確保すべきであるとする意見が述べられた。

これに対して、現行どおり政府・与党がそれぞれ政策決定を行うことを前提に、与党の議案の事前審査制を存置すべきであるとする意見が述べられた。

(2) 国民内閣制

国民が選挙を通じて、政策プログラムとその実行主体である内閣総理大臣を一体のものとして事実上直接に選ぶ、議院内閣制の直接民主制的な運用形態である「国民内閣制」を志向する意見が述べられた。

(3) その他

その他、内閣総理大臣のリーダーシップの強化のための方策として、次

のような意見が述べられた。

- a 内閣総理大臣の権限をより明確にすべきである。
- b 内閣法 6 条をそのまま解釈すると、内閣総理大臣は、閣議を経ずに大臣を通じて各省庁を指揮監督できないことになってしまうが、こうした規定は問題であり、改正されるべきである。
- c 憲法解釈からは、閣議決定は全員一致とする必要がない。
- d 公務員の政治任用を増やす必要がある。

これに対して、政官の役割分担を踏まえた上で官僚も積極的に政策に 関する意見を述べ、政治家と議論していくべきであるとする意見が述べ られた。

2 国会の行政監視機能の強化

国会の行政監視機能の強化については、その必要があるとする意見が多く述べられた。その理由としては、内閣総理大臣のリーダーシップの強化の裏返しとして行政監視機能の強化が必要であるとする意見と、行政国家化現象の下で行政権が肥大化したにもかかわらず、司法によるチェックが十分機能していないこと等から、立法機関によるチェック機能の強化が必要であるとする意見が述べられた。

国会における行政監視機能の主体については、野党を想定すべきであるとする意見や、野党だけではなく、与党も内閣に対するコントロールの主体と想定すべきであるとする意見が述べられた。

行政監視機能の強化のための制度の整備については、次のような意見が述べられた。

- a 少数会派が国政調査権を発動できるようにすることは、政権交代可能な 政治の実現や行政監視機能の充実を図るため、最も必要なことである。
- b 本会議における法律案の趣旨説明や質疑を原則的に廃止し、委員会審議 を充実すべきである。
- c 各議院の行政監視に関する委員会及び予備的調査制度の活用が必要である。
- d 裁量行政は法治国家においては問題が多い。法律に必要な事項を明記し、 政省令をできるだけ少なくしていくことが必要である。
- e 国会の附属機関として政策評価の機関又は行政監視院を設置することが 必要である。
- f 会計検査院を国会又は参議院の附属機関とすべきである。
- g 各議院の法制局・調査局の機能強化を図るべきである。

この意見の中には、併せて内閣法制局の廃止を主張するものがあった。

- h 国会の附属機関の主要ポストが行政府の出向者によって占められることは、国会が唯一の立法機関として法律を制定するという立場を損なうものである。
- i 議会型オンブズマンを設置すべきである。
- j 政策秘書を増員する必要がある。また、会社員や公務員が政治スタッフ となることができる休職制度を作るべきである。

3 その他

その他、議院内閣制に関しては、次のような意見が述べられた。

- a 議院内閣制は、制度自体に問題はなく、運用のあり方に問題がある。
- b 政治責任を明確化し、政策を強力に進めるため、内閣総理大臣の任期と 国会議員の任期を一致させ、一選挙一内閣という原則で運用すべきである。

これに対して、内閣総理大臣の任期と議員の任期の一致が必要であると 固定的に考えるべきではないとする意見が述べられた。

- c 不偏不党の立場で行政の長として執務するため、閣僚となった国会議員 は党派を離れることとすべきではないか。
- d マニフェストと総理候補を掲げて政権を争った以上、原則として与党党 首が内閣総理大臣として 4 年間はその政権公約に基づき国民の負託に応え るべきであり、衆議院の 7 条解散については再検討すべきである。
- e 63 条に関し、副大臣等を憲法に位置付けた上で、国務大臣の国会への出席が困難な場合等には副大臣等の出席で足りるとするなど、国務大臣の国会への出席義務を緩和すべきである。
- f 68 条 1 項を改め、国務大臣はすべて国会議員の中から選ぶこととすべきである。

これに対して、国務大臣を国会議員のみから選ぶことには反対であり、 専門的な能力を有する民間人を任期を限って活用することは有効であると する意見や、内閣総理大臣の強力なリーダーシップが担保されていれば、 閣僚を民間から登用することも認められるべきであるとする意見が述べら れた。

- g 連立政権の下では、与党と内閣を一体化させ、与党の政策をより実現するように議院内閣制を運用すべきである。
- h 法律案の否決や問責決議等を通じ、内閣に対して実質的な不信任権を有している参議院に対する内閣の対抗手段を確保する必要がある。
- i 野党内の「明日の内閣」のようなものを制度化し、野党が政権を担う以前から政策立案を行うなど専門性を身に付けるべきである。

(参考人等の発言)

- < 内閣総理大臣のリーダーシップの強化 >
- ・内閣制度を中心に政治主導を実現するための課題は、必ずしも憲法問題・ 法律問題ではなく、ほとんどが政治的慣行である。(佐々木毅参考人)
- ・我が国では、政策決定プロセスが与党と政府で二本立てとなっているのに対して、英国では、与党議員の多くが政府に入り、政策決定が一元化しており、それだけ首相の政治指導力が強く、政策決定が迅速なものとなっていると評価できる。(長谷部恭男参考人)
- ・65条の行政権の所在を「内閣」から「内閣総理大臣」に改めることにより、 国会や裁判所のような合議体と異なりピラミッド型組織である内閣にお ける内閣総理大臣の指導力の強化・明確化を図ることができる、 総理大 臣候補者を選定する政党の側に緊張感を与えることができるなどの効果が ある。(山口二郎参考人)
- ・現在のような「積極国家」においては、施策を行うに当たり、強い政治的 リーダーシップが求められることから、内閣及び内閣の実行する政策プロ グラムは、国民の多数の明確な支持を受けることが必要となる。そのため、 国民が、選挙を通じて「政策プログラム」とその実行主体である「首相」 とを一体のものとして事実上直接に選ぶ議院内閣制の直接民主制的な運用 形態である「国民内閣制」モデルが適当ではないか。(高橋和之参考人)
- ・内閣の構成員のうち国会で選任されるのは首相だけであることから首相の 主導性は強く認められるべきであり、首相と他の閣僚との関係や首相は閣 議決定された方針の下に閣僚を指揮監督する旨を定めた内閣法 6 条の規定 が適切であるかについて検討する必要がある。(森田朗参考人)
- ・我が国は、他の先進国と比べても特異な行政組織法定主義をとり、行政組織のあり方について国会が厳しく制約している。国会と内閣を一体と考える立場からは、内閣が国会の制約を離れて、弾力的に行政組織を作り変えることができるようにすべきではないか。(森田朗参考人)

< 国会の行政監視機能の強化 >

- ・内閣に対するコントロールは、野党を中心とした国会が担うべきである。 内閣の政策は、与党内の議論を基礎に形成され、それに対して野党から質 問や代替政策の提示がなされるという性質のものである以上、野党に質問 時間を多く配分すると同時に、国政調査権の行使を野党主導で行えるよう にするなど、より野党の権限を強化することが、与党及び内閣の政策を真 に国民に受け容れてもらうためにもよいのではないか。(高橋和之参考人)
- ・強い内閣を作るに当たっては、その強い内閣をチェックする仕組みが同時 に必要であり、そのために国会の権能を強化する必要がある。その際、国

会の多数派が内閣と同じ立場であることを考えると、少数派を優遇するという観点から制度を構築すべきである。(山口二郎参考人)

・国会と内閣の関係は、対立するものであり、抑制と均衡の関係にあるという伝統的・通説的な理解をすべきではなく、内閣が連帯して国会に対して責任を負うことからも、国会・内閣を一体として理解し、それが行政各部を監督すると考えるべきである。対立関係に立つのは、国会と内閣よりもむしろ与党と野党であると捉えるべきであり、政府と与党の意見が分かれたり、与党が内閣に対して質問を行うことの意味を再検討すべきである。また、こうした観点から解散権や参議院のあり方についても検討を行うべきである。(森田朗参考人)

< その他 >

・衆議院議員の任期途中で国民の信任を受けないまま政権が代わり、以後その内閣が継続していくことは、議院内閣制の運用としては好ましいことではない。政権が代わる際は、国民の信を問うべきである。(高橋和之参考人)

第2 首相公選制

国民が首相指名選挙を直接行うという首相公選制については、その導入の是非について議論が行われ、導入すべきではないとする意見が多く述べられたが、 導入すべきであるとする意見もあった。

ア 首相公選制を導入すべきではないとする意見

首相公選制を導入すべきではないとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 議会の多数派を基盤としない首相を認めることは、政党政治の否定に つながる。
- b 公選首相と議会の多数派との対立による国政の停滞のおそれがある。
- c 首相の資質と無関係の人気投票となり、衆愚政治(ポピュリズム)に つながるおそれがある。
- d 公選首相による独裁につながるおそれがある。
- e 国民からの支持を背景に首相が元首的な性格を有することになり、天皇制との関係が問題となる。
- f イスラエルにおいて導入されたが、失敗している。
- g 首相のリーダーシップの発揮は、議院内閣制の下でも可能である。
- h 首相のリーダーシップの発揮よりも、国民の多様な意見を国会が十分 に議論して政策決定を行うべきである。

イ 首相公選制を導入すべきであるとする意見

首相公選制を導入すべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 首相の強力なリーダーシップの発揮が可能となり、意思決定が迅速に なる。
- b 国民が直接関与して首相が決定されることにより、政治に国民の意思 を直接反映することができる。

(参考人等の発言)

- ・首相公選制を導入しても、必ずしも迅速・的確な統治活動や政治の指導力 の強化が実現されるとは限らない。議院内閣制の下においても、工夫をす ればそうした点は実現できる。(長谷部恭男参考人)
- ・内閣のリーダーシップを確保するためには、首相公選制を導入することよりも、「国民内閣制」的な議院内閣制の運用をすることの方が容易であり、 実現可能性も十分にある。(高橋和之参考人)
- ・首相公選制の導入は、社会の多様な利害や意見を一貫した政策に組み上げてそれを首相候補とワンセットで提示するという政党の役割をむしろ弱めるため、政党政治をより良くする方向には働かない。(長谷部恭男参考人)
- ・首相公選制の導入は、国民に対して、国の基本方針の決定に直接参加できるという満足感や責任感を与えるという側面もあるが、首相を公選しても、 その首相が議会において安定した支持基盤に欠け、政策を実行する予算や 法律が通らなければ実質を欠いた制度となるおそれがある。(長谷部恭男参 考人)
- ・首相公選制下における国会と首相の関係は、 両者が対等な立場に立つ関係、 首相が優位に立つ関係、 国会が優位に立つ関係が考えられるが、 の場合には、両者が対立して国政が停滞するおそれがある。 の場合には、首相が強い立場に立ち、独裁が生ずるおそれがあり、そうした場合に首相をいかに辞めさせるかといったことが問題となる。 の場合には、首相はリーダーシップを発揮できないおそれがある。いずれにせよ、首相公選制について賛成することはできない。(森田朗参考人)
- ・首相公選制について、 従来の政治のあり方に対する根本的な反省なしに 導入しても良い結果は得られないであろうという点、 首相と議会の多数 派との食い違いという「分割政府」や「オール与党化」の危険性、 国家の最 高指導者を選出するという緊張感の喪失による政党の求心力低下と政党政 治の破壊に対する懸念から、その導入には反対である。(山口二郎参考人)
- ・議院内閣制は、本来、立憲君主制の下における制度である。現状のまま首

相公選制を導入した場合、選出された首相は、共和制における大統領に匹敵することとなり、天皇の存在との矛盾をはらむこととなる。その点についての解決策が見出されない限り、首相公選制の導入を唱えるべきではない。(八木秀次参考人)

- ・首相公選制を導入した場合、天皇は、儀礼的、形式的な機能を果たし、公 選で選ばれる首相は、統治活動の実質に携わるという整理ができる。国の 象徴としての役割について、公選で選ばれる首相が民意を背景としたある 種のカリスマを持つと、それが伝統的なカリスマに依拠している天皇と競 合するのではないかが問題となるが、誰が国の象徴であるのかは個々人の 心の問題であり、制度の問題ではない。(長谷部恭男参考人)
- ・首相公選制は、憲法改正なしには導入不可能な制度であり、制度設計に当たっては、衆議院の解散の問題をはじめとして多岐にわたる論点について検討しなければならず、大変な時間と労力が必要になる。このようなコストを考えた場合、首相公選制の導入は無理である。(山口二郎参考人)
- ・首相公選制というのは一種の国民投票であるので、憲法に条文化すれば、 国民のアパシー(政治的無関心)を解決することができ、国民が日本の政 治に責任感を持つようになる。(松本健一参考人)
- ・首相公選制のプラス面は、国民の意思を直接政治に反映することができるシステムであるということである。これに対しマイナス面は、衆愚政治、人気投票に陥りやすいということである。また、首相選出の過程の中で、米国の大統領選挙のような混乱が生じ得るが、そのマイナスはすべて民主主義制度のコストである。(松本健一参考人)
- ・首相公選制の成否は、その運用次第である。具体的な留意点として、 首相と議会の選挙を常に一体として行うこと、 政党の政治に対する責任を 確保する工夫をすること等が挙げられる。(高橋和之参考人)

その他

第1 オンブズマン制度

議会又は行政府により選任されたオンブズマンが国民の苦情を受け、行政から国民の権利を保護するとともに、行政を監視するというオンブズマン制度に関しては、その導入の是非、導入する場合に憲法に明記すべきか否か等について議論が行われた。

1 オンプズマン制度の導入の是非

オンブズマン制度の導入の是非については、導入すべきであるとする意見が多く述べられたが、導入することに慎重な意見もあった。

ア 導入すべきであるとする意見

オンブズマン制度を導入すべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 行政が肥大化した現状において、行政機関から独立して国民の権利救済、行政統制又は行政監視を行い、行政の公平性・透明性を図り、法の支配及び民主主義を確立するために必要である。議会型オンブズマンは、行政を統制・監視するという国会の機能強化の観点から大きな役割を果たす。
- b 相当数の苦情の受理選別や調査は、国会では難しい。また、各議院の 行政監視に関する委員会は、国民からのアクセスが不十分であり、国民 の目線で行政をチェックする点で弱いことから、オンブズマンにより補 完することが有益である。
- c オンブズマン制度は EU 諸国の間に広がっている。また、その活動は 税の使途の監視のみならず、行政の憲法適合性・違法性のチェックの役 割にも及んでいる。
- d 行政相談委員では、専門的分野の事件に対応できず、また、迅速な解決を図るという点で問題があるため、国民が利用しづらいものとなっている。また、行政内部のチェックと外部からのチェックは本質的に異なり、外部からのチェックであるオンブズマン制度が必要である。
- e 米国のようにすべてを訴訟で決着させる手法は我が国にはなじまない と考えられ、オンブズマンによる非訟的な紛争解決こそ我が国になじむ。
- f 政治や行政に対する国民の不信を払拭するために必要である。
- g 国会又は司法による行政に対するチェック機能が不十分である。

イ 導入することに慎重な意見

オンブズマン制度を導入することに慎重な意見は、その論拠として次の ようなものを挙げている。

- a 経費の面からも制度の重複を避けるべきであり、まず、各議院の行政 監視に関する委員会、総務省の行政相談委員制度といった現行制度の機 能の検証・充実を図るべきである。国会が行政に対するチェックという 本来の職務を果たしていれば、オンブズマン制度は必要ない。
- b 諸外国にみられるような強力な権限・中立性・独立性を有するオンブズマンを我が国に導入した場合、機能するか疑問である。
- c オンブズマン制度の導入により、公務員が批判を恐れるあまり萎縮してしまい、行政の停滞を招くおそれがある。特に国の行政が担う公益は重大であり、公益と個人の保護法益との均衡の観点から慎重な検討を要する。
- d オンブズマン制度の導入よりも、16条の請願権や62条の国政調査権の実質化が先決である。
- e 議会の機能強化という観点からは、各議院の行政監視に関する委員会 は、海外のオンブズマン制度に相当する。

2 オンプズマン制度の憲法への明記

オンブズマン制度を導入する場合にその根拠規定を憲法に明記すべきか否かについては、明記すべきであるとする意見、明記する必要はないとする意見及び中間的な意見が述べられた。

ア 憲法に根拠規定を明記すべきであるとする意見

オンブズマン制度の根拠規定を憲法に明記すべきであるとする意見は、 その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 国民の目線に立ったオンブズマンの権威の保持、中立性、公正性及び 独立性の確保と国民の理解の促進のために必要である。
- b 苦情処理のほか行政統制の機能を果たすために必要である。
- c オンブズマンの権能の明確化等のために必要である。

イ 憲法に根拠規定を明記する必要はないとする意見

オンブズマン制度の根拠規定を憲法に明記する必要はないとする意見は、 その論拠として次のようなものを挙げている。

- a オンブズマン制度は、請願権及び国政調査権という憲法上の根拠を持つので、憲法に新たな規定を設ける必要はなく、法律上の根拠で足りる。
- b 市民オンブズマンの位置付けが低下するのではないかという懸念がある。

c 情報公開法や行政事件訴訟法等により制度上の整備がなされており、 法律による制度の導入で十分である。

ウー中間的な意見

アとイの中間的な意見としては、次のようなものがある。

- a 制度導入の優先度は低く、憲法の一部改正の場合には規定を置く必要はないが、 国会又は司法の行政に対するチェック機能が不十分であること、 各国において現実に適切な成果を上げてきていること、 国民が行政から侵害を受けた場合に、迅速にこれを回復する仕組みを憲法上担保しなければならないこと等から、憲法の全面改正の場合には憲法に明記すべきである。
- b 救済が必要な特殊分野について、法律によりオンブズマン制度を導入 し、国民の理解を得た後に憲法に位置付けることが考えられる。

3 議会型オンブズマン

行政府により選任されたオンブズマンの行政監視機能には自ずから限界があること、行政監視は議会の権威に基づき行われるべきであること等の理由から、議会型オンブズマンを導入すべきであるとする意見が述べられた。

4 特殊オンプズマン

権利侵害のおそれが大きい分野や専門的知識が必要な分野における特殊オンブズマンが必要であるとする意見が述べられた。具体的には、医療、警察、刑務所又は軍隊の各分野・組織を対象とするものが挙げられた。

5 オンプズマンと各議院の行政監視に関する委員会との関係

オンブズマンと各議院の行政監視に関する委員会との関係については、オンブズマンを導入する場合、これらの委員会と密接な関係を有するものとしてオンブズマンを位置付けるべきであるとする意見や、これらの委員会からオンブズマンに調査委託ができる旨を明記することによって、両者の連携が図られるのではないかとする意見が述べられた。

6 その他

その他、オンブズマン制度に関連して、次のような意見が述べられた。

- a 地方公共団体においては地方自治法上、行政府型オンブズマンしか導入 できないとの解釈がとられているが、議会型オンブズマンを導入すること ができることを明らかにするために、同法を改正すべきである。
- b 市民オンブズマンと公的オンブズマンの混同がみられるが、両者を峻別する必要がある。オンブズマン制度を成功させるためには、オンブズマン についての国民の正しい理解を醸成することが重要である。

- c より良い行政の監視のためには、情報公開制度とオンブズマン制度のリンケージが重要である。
- d 議会型オンブズマンを選任する場合に、いかにその中立性を確保するかが課題である。

(参考人等の発言)

- ・オンブズマン制度は、国民の目線で制度設計することが大切であり、国民に可視的であること、そこから生ずる権威が重要であり、オンブズマン制度に憲法上の根拠を与えることに賛成である。憲法の根拠を受けて法律で詳細な制度を作ることがあるべき姿であるが、憲法を改正しなければ導入できないわけではなく、現行憲法の下でも、法律によりオンブズマン制度を導入することができる。(宇都宮深志参考人)
- ・国会の行政監視に関する委員会の充実強化には賛成であるが、そのような機関を充実させていけば、国会にオンブズマンが必要ないという議論には 賛成できない。オンブズマンは、国会の監視権を充実強化していく点に重要な役割があり、専門的な能力と知識と情報を持っている点に意義がある。 国会の行政監視委員会等と国会のオンブズマンは、両者が連携することによって、より有効な制度になる。(宇都宮深志参考人)
- ・議会型オンブズマンも行政府型オンブズマンも、いずれも日本で設置することが可能である。後者はあくまでも内部統制であるのに対して、前者は外部統制であり、行政府から独立した中立的な立場から行政監視機能を公正に実施することができるという長所がある。ただ、オンブズマンの任命に当たり、政党や政治的影響をいかに排除するか、オンブズマン事務局の独立性を確保し、調査能力のあるスタッフ組織をどのように整備するかという問題がある。行政府型よりも議会型のオンブズマンの方が行政監視機能がより有効に働くことから、議会型オンブズマンの制度化に賛成である。現行憲法の改正をしなくても、議会型オンブズマン制度を作ることは可能である。(宇都宮深志参考人)

第2 政策評価

政策評価について、次のような意見が述べられた。

- a 近年における政策評価の重要性の高まりを背景に、内閣による行政各部の 政策評価を義務付け、その結果を国会に報告するとする旨の規定を憲法に明 記することは検討に値する。
- b 会計検査院は単年度の予算執行を検査する機関であるが、公共事業等の中

止も含めた評価などの政策に決定的な影響を与えるような評価を行う必要はないか。

c 国会の附属機関として政策評価機関を設置すべきである。

(参考人等の発言)

- ・参議院を決算審査あるいは政策評価のための院にするという改革については、国会の決算や行政監視に関する委員会の活動実績等が示すように、議員による政策評価を中立的、専門的な立場から補佐する国会の附属機関を作らない限り、十分に機能しない。(窪田好男参考人)
- ・行政の不正の摘発と政策の評価は明確に区別し、それぞれ別の機関が行う 方がよい。会計検査院は予算執行の正確性や合規性を検査することとし、 政策の効果、費用あるいは弊害を調査し、少数会派も含めた議員が利用で きる機関を国会に設置することが必要である。また、仮に会計検査院を国 会の附属機関にする場合も、政策評価的役割を担う部分と予算執行の正確 性あるいは合規性のチェックを行う部分とを区別した方がよい。(窪田好男 参考人)
- ・政策評価は、今後の政策の改善のためにあり、責任追及に主眼を置くこと は必ずしも得策ではない。政策の効果等を把握するためには専門家による 議員へのサポートが必要であることから政策評価のための国会附属機関が 必要である。(窪田好男参考人)
- ・決算行政監視委員会の活動を通じて、国会議員による評価、委員会による 評価を行うという発想自体は正しいが、そこで行われる評価が、政策自体 についての特定の価値観を背景とした評価になっている。また、決算行政 監視委員会の委員自身の、問題とすべき政策を発見し調査するといった活 動が不十分である。こうした部分において委員の活動を補佐する国会附属 機関が必要なのではないか。(窪田好男参考人)

第3 政治部門における憲法解釈

政治部門における憲法解釈については、それが政府の一部門である内閣法制局に事実上委ねられているのは不当であるとする意見が多く述べられたが、内閣法制局が憲法解釈をするのは当然であり、むしろ、国会がその解釈を鵜呑みにしていることが問題であるとする意見や、内閣法制局による法案提出前の厳格な事前審査は、99条の憲法尊重擁護義務に基づくものであるとする意見があった。

以上のような現状に対する改革論としては、憲法裁判所を設置すべきである

とする意見や、国会自らが憲法判断を行うようにすることが必要であることから、憲法委員会を常設の委員会として置くべきであるとする意見が述べられた。

(参考人等の発言)

- ・内閣法制局の意見が最終的な憲法解釈となっているとする意見があるが、 そうではなく、あくまで内閣が憲法を解釈する場合に、内閣法制局意見を 踏まえて、内閣としてその意見が妥当であれば、これを政府の意見として 採用するという位置付けのものである。(津野修参考人)
- ・国会が憲法解釈を示すべきであるとする意見に賛成である。その場合に国会がどのような形で解釈を示すのかは、法律案の審査や採決の際に明らかにされるはずであり、そのような意味で、国会が憲法解釈権を持つというのは当然である。(津野修参考人)
- ・抽象的な法体系を重視する我が国において、具体的な訴訟がなければ憲法 を判断しないという最高裁判所の権限では、事実上、憲法の有権解釈権を 内閣法制局に委ねざるを得ない。憲法改正を視野に入れるのであれば、憲 法裁判所を設置すべきである。(篠原裕明公述人)

第7款 司法制度

司法制度に関しては、主に違憲審査制について議論が行われたが、このほか、 最高裁判所裁判官の国民審査制度や国民の司法参加に関連した議論も行われた。

第1 違憲審査制

違憲審査制に関しては、その役割、違憲審査権行使の現状、憲法裁判所の設 置をはじめとする違憲審査制の改善策について議論が行われた。

1 違憲審査制の役割

違憲審査制の役割については、人権保障と憲法保障を図ったものであるとする意見、違憲審査を媒介として司法部門と政治部門が適度な緊張関係を持つことは、立憲民主主義にとって極めて重要であるとする意見、違憲審査制には憲法論議を促進する役割もあるとする意見などが述べられた。

2 違憲審査権の行使の現状

(1) 付随的違憲審査制に対する評価

付随的違憲審査制については、法律等に対する憲法判断が具体的な訴訟 に伴って事後的になされるにすぎないことに疑問を提起する意見が述べら れた。

(2) いわゆる「司法消極主義」

最高裁判所の法令違憲の判決の件数が少ないなど司法が憲法判断に消極的であり(いわゆる「司法消極主義」)、司法に委ねられた憲法保障に係る役割を十分果たしていないのではないかとする意見が多く述べられた。また、高度の政治性を理由としたいわゆる統治行為論による安易な司法判断の回避は排すべきであるとする意見が述べられた。これに対して、司法が統治行為に関与することは限定的にし、その判断は政治部門に委ねるべきであるとする意見や、憲法判断を行うか否かは司法権の自律に関わる問題であり、立法府が介入すべきではないとする意見が述べられた。

なお、「司法消極主義」の原因については、次のような意見が述べられた。

- a 最高裁判所裁判官が多くの上告事件を抱え、憲法判断を行うには多忙 すぎる。
- b 米国型の付随的違憲審査制を導入しているという解釈を前提に司法 審査が抑制されていること、 行政優位の思想が影響していること、 憲法改正に関する自由な論議が行われず、仮に最高裁判所が高度な統治 問題について憲法判断を示した場合、政治問題として一気にクローズ

アップされるおそれがあったことなどが司法の消極姿勢をもたらしたのではないか。

- c 96 条の憲法改正手続が厳格であるなど、違憲判決が下された場合に憲法を改正できる環境になかった。
- d 最高裁判所裁判官などの任命が政治的色彩を有していることや、裁判 官自身の自由・独立が十分確保されない司法官僚制に問題がある。

3 憲法裁判所の設置その他の違憲審査制の改善策

違憲審査制の改善策としては、主として、憲法裁判所の設置の是非について議論が行われた。その他の改善策に関しては、最高裁判所に憲法部を設けて具体的規範統制を担わせる構想や特別高等裁判所を設置して上告審機能を担わせる構想等について議論が行われた。

(1) 憲法裁判所の設置の是非

憲法裁判所の設置の是非については、設置すべきであるとする意見が多く述べられたが、設置すべきではないとする意見もあった。

ア 憲法裁判所を設置すべきであるとする意見

憲法裁判所を設置すべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 民主主義国家においては法の支配が貫徹されなければならないが、 司法消極主義により、司法権が行政権をチェックする機能を果たして いない。また、付随的違憲審査制の下では、最高裁判所に憲法の番人 としての積極的な役割を期待することは無理である。
- b 最高裁判所が憲法判断に消極的であるため、行政の一部局である内閣法制局に事実上の憲法解釈権が委ねられており、その解釈が有権解釈として扱われているため、憲法解釈が恣意的なものとなりやすい。
- c 最高裁判所の裁判官が上告審の審理のため多忙であり、業務の軽減 を図る必要がある。
- d 具体的事件を前提とする具体的規範統制しかなし得ないような制度 改革では意味はなく、抽象的規範統制を行える仕組みを設けることが 必要である。
- e 政策的課題として必要な法律が憲法裁判所によって憲法違反とされた場合、国会は、その政策を実施するために、憲法改正を検討するという関係こそが権力分立の本来のあり方ではないか。
- f ドイツでは市民が直接に憲法裁判所に申立てができる憲法異議の制度が機能しており、我が国も市民が直接憲法問題を問う制度を検討すべきである。

- g 憲法裁判所への提訴件数が膨大とならないかという懸念に対しては、 提訴について国会議員の一定数を要件とするなど、制度設計により解 決できるとの反論が可能である。
- h 裁判官の構成によっては司法消極主義が解消しないという意見に対しては、裁判官の選任を国会が行うことにより解決できるとの反論が可能である。

イ 憲法裁判所を設置すべきではないとする意見

憲法裁判所を設置すべきではないとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 憲法裁判所を設けた場合、政治上の争いが裁判所に持ち込まれる「裁判の政治化」や、逆に、憲法裁判所の判例を念頭に置いて立法過程が営まれる「政治の裁判化」を招き、議会制民主主義が軽視されるおそれがある。
- b 具体的事件と離れる結果、憲法裁判所における議論が抽象論・観念 論に終始するおそれがある。
- c 国会が制定した法律について抽象的違憲審査を行うことは、国権の 最高機関である国会の地位、権能に重大な制約を加えることになるお それがある。
- d 憲法裁判所を設置している国と日本の間の歴史や文化に根差した社 会や統治機構の相違点を踏まえる必要がある。
- e 裁判官の構成によっては、政治的問題について判断を回避するなど、 有効に機能するか疑問である。
- f 国会における憲法論議を待たずに迅速に合憲判決を下すなど、政府 の政策等に対する合憲性付与機関となりかねない。
- g 違憲審査制についての問題は、81条に問題があるのではなく、同条 の運用に問題があることから、最高裁判所の改革による違憲審査制の 活性化等の現行制度の運用の改善が必要である。
- h 違憲審査権が認められている下級裁判所による積極的な憲法判断の 機会をなくすことになる。

(2) 憲法裁判所についてのその他の意見

その他、憲法裁判所については、次のような意見が述べられた。

a 憲法裁判所を設置する各国においては、憲法裁判所は単に憲法の番人であるに止まらず、法律、行政命令を含む法令の合憲性審査を行うことによる人権擁護・救済機能のほか、国民投票の監視機関、汚職防止機関、大統領弾劾機関としての機能など、各国の政治にとって重要な役割を

担っている。

- b 憲法裁判所による違憲判決が出た場合の立法府に対する法律の改廃の 義務付けについて、憲法に規定すべきである。
- c 厳格な憲法改正手続を維持しつつ、違憲審査権のみを強化することは 妥当ではない。

これに対して、憲法裁判所の設置の問題と憲法改正手続の厳格さの問題を結び付けるべきではないとする意見も述べられた。

d 憲法裁判所の裁判官の人選については、高い見識や中立性・独立性が 求められるため、国会、内閣及び裁判所の推薦によって選任すべきであ る。

(3)その他の違憲審査制の改善策

憲法裁判所の設置以外の方法による違憲審査制の改善策として、最高裁判所の憲法部や特別高等裁判所の設置等について議論が行われた。

()最高裁判所に憲法部を設置する構想

一般の裁判所が具体的事件に適用する法律を違憲であると判断した場合に、当該事件の移送を受け、法律の憲法適合性の審査を行う「憲法部」 を最高裁判所に設置する構想について、次のような意見が述べられた。

- a 憲法部の設置は、憲法裁判所の設置によるデメリットを考えた場合 に、現実に即している。
- b 憲法部も統治行為論等を用いて憲法判断を回避するおそれがある。
- c 現在も下級審で積極的な憲法判断がなされており、最高裁判所に憲 法部のような機関をあえて設ける必要はない。

()特別高等裁判所を設置する構想

現行の高等裁判所と最高裁判所の間に「特別高等裁判所」を設置して 上告審としての機能を担わせ、最高裁判所は、専ら、特別高等裁判所か ら最高裁判所による憲法判断が必要であるとして移送された事件につい て裁判を行うとする構想について、次のような意見が述べられた。

- a 特別高等裁判所の設置は、憲法裁判所において抽象的規範統制を行う場合と異なり、個々の事件との関わりで違憲審査を行えるなど、現実に即している。
- b 最高裁判所の上告審としての機能と違憲審査機能を分離した上で、 上告審としての機能を大幅に削減すべきである。
- c 憲法問題に関わる部分は四審制になるなど、審理の長期化を招くお それがある。

()国会に憲法委員会を設置する構想

国会による憲法保障が重要であることから、国会に憲法委員会を設置 し、法律案等の憲法適合性の事前審査を行うべきであるとする意見が述 べられた。

()現行制度の運用の改善

違憲審査制についての問題は、81条に問題があるのではなく、同条の 運用に問題があることから、最高裁判所の改革による違憲審査制の活性 化等の現行制度の運用の改善が必要であるとする意見が述べられた。

(参考人等の発言)

<違憲審査制の役割 >

- ・三権の抑制と均衡が民主主義と法の支配の貫徹のために必要であるという 思想の下、違憲審査権が司法権に与えられている。最高裁判所は、法律、 命令その他国家的な行為について合憲性の判断をする最終的な機関である という意味で「憲法の番人」である。(千葉勝美最高裁判所当局者)
- ・憲法は、多数の意思を反映する多数派民主主義を採用する一方、少数者の 人権も保障しており、裁判所は、憲法上の権利の保障のために国会による 多数の意思に反してでも少数者の意思を尊重する場合がある。それが違憲 審査権である。(畑尻剛参考人)
- ・行政権の強大化に対する抑制システムとして、憲法は、議院内閣制の採用、司法への行政裁判権付与、違憲審査権付与などを行っており、違憲審査権は、国会の立法権をも抑制することとされている。このような体系的一貫性とその徹底性は、世界的に見ても例がなく、優れている。(小田中聰樹意見陳述者)
- ・憲法解釈は、最終的には最高裁判所によって確定されるものであるが、それは具体的な訴訟に伴ってなされる事後的な判断である。(津野修参考人)

< 違憲審査権行使の現状 >

- ・政治の中で様々な意見を調整し、望ましい政治のあり方を決定していくプロセスの問題に関しては、憲法の問題ではなく政治の問題であると考えられるので、裁判所の役割を限定的に捉えるべきであり、裁判所に過大な期待を抱くべきではない。(松井茂記参考人)
- ・三権分立の原理との関係では、大きな政治的問題について司法部が判断を することがふさわしいのかという根本的な問題がある。(千葉勝美最高裁判 所当局者)
- ・戦後、長期間にわたり国会において多数を占める政党が固定化し、また、

議院内閣制を採用している結果、内閣及び行政機関が政治的に安定した状態になり、法体系の一貫性と連続性が形成されてきた。そのため、大きな政治問題が政治の舞台で解決できないまま膠着状態に至るという状況がほとんど生じず、解決のために司法で争う機会も自ずから乏しかった。(山口繁参考人)

- ・政権交代がないと、その間、内閣を構成する政党から見てふさわしい者が 最高裁判所の裁判官に任命されるため、必然的に現状に対して肯定的な考 えを持つ者が任命されることとなる。(市川正人参考人)
- ・法曹一元あるいは陪審・参審制を導入することなく職業裁判官制度がとられたため、結果として、最高裁判所を頂点とする一元的な司法システムが作られることとなった。同システムは、少ない裁判官数で効率的に事件を処理するものであったが、これは民事、刑事の事件を念頭に置くものであり、解釈者の個性が出てこざるを得ない憲法事件には抑制的に作用した。(笹田栄司参考人)
- ・憲法解釈には、裁判所に固有の分野と国会の判断を尊重すべき分野がある。 高度に政治的であるとの理由で「司法審査」が及ばないという領域は認め られるべきではなく、民主政の過程に不可欠な権利の保護といった裁判所 の固有の領域が否かという観点で区別すべきである。(松井茂記参考人)
- ・国民の選挙によって選ばれた国会に対し、司法は直接国民によって選ばれた存在ではないため、司法権には本質的な制約がある。統治行為論についても、その司法の本質にふさわしいかどうかという観点から考えていかなければならない。(山口繁参考人)
- ・抽象的違憲審査制をとると、政治的対立が司法の場に持ち込まれる危険性が相当高い。(山口繁参考人)
- ・最高裁判所裁判官が多忙であっても、それゆえに必要な憲法問題の判断が不可能ではないというのが、現在の最高裁判所裁判官の大半の意見ではないか。(竹崎博允最高裁判所当局者)

<憲法裁判所の設置の是非 >

- ・憲法裁判所の設置を考えるには、 現状を改善する制度や手続、 迅速な 憲法判断がかえって現状肯定の手段として用いられる可能性、 裁判の長 期化による弊害、 下級裁判所の裁判官の優れた人権感覚を汲む方法、 事件裁判官と憲法裁判所裁判官の両者の良い面を生かす方法、 司法の政 治化の防止、 憲法裁判所の設置の副作用等を考慮すべきである。(畑尻剛 参考人)
- ・現在の学説では司法概念の検討が進み、76条1項の司法権及びそれを踏まえた81条の解釈として、憲法裁判所制度を一切設置できないという学説は

少なくなってきている。(畑尻剛参考人)

- ・憲法裁判所の設置については、 憲法裁判所が政治問題に係る憲法判断を示すことが、国民主権や三権分立から見て適当であるか、 憲法裁判所は判決を通じ、新たな法を定立する権限を有する最高の国家機関となりかねないため、国会が国権の最高機関であり唯一の立法機関であるという 41 条の規定との関係はどうか、 憲法裁判所による違憲判決をおそれて、行政が過剰な自己抑制を行い、円滑な行政運営の支障とならないかという三つの観点から検討されるべきである。(津野修参考人)
- ・憲法裁判所を設けたとしても、憲法裁判所がすべての問題について憲法判断を行うわけではなく、政争となっている問題の判断を遅らせたり、その他の法理を用いて明確な意思表示をしないことがあり得る。(畑尻剛参考人)
- ・ドイツの連邦憲法裁判所の状況を見ると、「政治の裁判化」が発生しており、 議会は、法律専門家の助言を受け、憲法裁判所の判決を予測しつつ、法律 案を準備している。憲法裁判所に政治問題の全面的解決を委ねると、この ような弊害も出てくる。(笹田栄司参考人)
- ・米国型の付随的違憲審査制の下でも、裁判所は、違憲審査権を積極的に行 使できるはずである。また、裁判の正当性の根拠が当事者の対立構造の中 で具体的な事件の解決のために法律の憲法適合性を審査するという裁判の 手続にあると考える以上、具体的な事件の解決に適用される限りで法律の 憲法適合性について審査することには、やはり重要な意味がある。(松井茂 記参考人)

< その他の違憲審査制の改善策 >

- ・最高裁判所の裁判官の負担を軽減するため、最高裁判所の上告審機能を果たす部門と憲法問題を扱う部門とを分離するという観点からのアプローチが検討され、その結果、大多数の事件は軽い決定で処理されることになった。この改正は、最高裁判所の裁判官にとって非常に大きな意味がある。(竹崎博允最高裁判所当局者)
- ・司法の本質的役割である人権保障のため、現行制度の長所を生かせるように制度の運用を改善することが肝要である。その長所とは、 具体的事件に即して憲法問題が判断されること、 審査の開始に市民が主導的に関わることができること、 下級審も違憲審査権を有すること等である。この積極性を生かすには、最高裁判所の独立と裁判官の市民的自由が十分に確保できるよう、裁判官の任命方法を改めること、国民の裁判への参加の道をより広くすることが基本になる。(小林武参考人)
- ・憲法改正ではなく裁判所法を改正することによって、最高裁判所に上告審

を扱う部署とは別に、憲法裁判を専門に扱う憲法裁判部を設け、具体的規 範統制の権限を付与すべきである。(畑尻剛参考人)

- ・東西2か所に、一裁判所30名程度の裁判官により構成される特別高等裁判所を設置し、ここで上告事件のうち最高裁判所の判断を要するもののみを移送することが考えられる。ここで選別を行うことから、最高裁判所の扱う事件はかなり減少することになる。この構想は憲法改正をせずに導入できる。(笹田栄司参考人)
- ・最高裁判所の機構改革としては、 上告審としての機能と違憲審査機能を 切り離し、違憲審査の最終審とすると同時に、準抽象的違憲審査制的な制度とすること、 上告審機能を削り、判例変更と新しい法律問題を判断する役割を残すこと、 違憲審査機能に配慮し、15名の裁判官を9名に減らし、一つの合議体で行うことである。(笹田栄司参考人)

第2 最高裁判所裁判官の国民審査制度

最高裁判所裁判官の国民審査制度については、同制度が形骸化していることから、これを廃止した上で、 国政選挙と別の機会を設け、国民の意思が明確となる他の方法で投票すべきであるとする意見、 最高裁判所裁判官を国会承認人事とすべきであるとする意見、 参議院に最高裁判所裁判官の適性審査機関を設けるべきであるとする意見など、最高裁判所の裁判官の新しい審査方法に関する意見が述べられた。

なお、裁判官の政治的中立性を考慮しつつ、適格性を民主的に審査する制度 を慎重に検討すべきであるとする意見も述べられた。

これに対して、最高裁判所裁判官の国民審査制度は最高裁判所が違憲審査権 を有する終審裁判所であるため、特に認められたという制度の趣旨や、戦後、 最高裁判所の人事を決定する委員会が定着しなかったこと等の歴史的経緯から、 その見直しに慎重な意見や、国民審査の判断材料となる裁判官の情報をより積 極的に国民に開示していくべきであるとする意見が述べられた。

(参考人等の発言)

・最高裁判所裁判官の国民審査は形骸化しており、国民審査制度を有効に機能させるため、最高裁判所裁判官の任命について、民主的な方法を考えるべきではないか。(石村善治意見陳述者)

第3 国民の司法参加

国民の司法参加に関しては、裁判員制度を念頭にその推進の是非等について 議論が行われた。また、国民の司法参加を進める上での課題を指摘する意見も 述べられた。

1 国民の司法参加の推進の是非

国民の司法参加の推進の是非については、推進すべきであるとする意見と 推進することに慎重な意見が述べられた。

ア 国民の司法参加を推進すべきであるとする意見

国民の司法参加を推進すべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 一般の国民の常識を反映することにより、司法を国民に広く開かれ、 信頼されるものとすべきである。
- b 裁判手続や刑事捜査の過程が透明化され、適正な解決が可能となる。
- c 国民の司法参加は、国民主権の精神からも意義があり、憲法に明記す べきである。
- d 国民の司法への関心を高め、最高裁判所裁判官の国民審査制度の活性 化にも資する。
- e 適性を有しない者が司法に参加しても、その意見は裁判官を含めた合議において修正されるほか、上級審においても修正されるため、過度に 懸念する必要はない。
- f 裁判員制度は、被告人の裁判を受ける権利や裁判官の職権行使の独立 を侵害するものではない。

イ 国民の司法参加を推進することに慎重な意見

国民の司法参加を推進することに慎重な意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 裁判員制度は、無罪推定の制度的保障をなくし、被告人の防禦権と弁護を受ける権利を抑制するなど、簡易かつ迅速に犯罪事実を認定し処罰するシステムとなる。国民の司法参加よりも、国民の裁判を受ける権利の保障を優先的に考えるべきである。
- b 裁判員制度と裁判の独立性、専門性及び客観性は、容易に両立し得ない。
- c 裁判員制度は、国民に被告人を裁くことを強制し、厳重な守秘義務を 課すなど、新たな義務を課すものである。
- d 陪審制を採用する米国とは国民の法意識が異なり、裁判員制度は国民

的合意を得ていない。

e 裁判官に市民感覚が欠けているのであれば、裁判官の再教育を行うべきである。

2 国民の司法参加の憲法への明記

国民の司法参加を推進すべきであるとする意見の中には、国民の司法参加には司法の非民主的な性格を改める効果が期待されること等から、それを憲法に明記すべきであるとするものがあった。

3 国民の司法参加の課題等に関する意見

国民の司法参加の課題等に関しては、次のような意見が述べられた。

- a 裁判員となる者の負担が過重とならないように、休業制度や守秘義務の あり方について慎重な検討が必要である。
- b 裁判員制度の周知徹底を図るなど、国民の参加意識を十分に醸成すべきである。
- c 裁判員制度が重罰化を促進しないように、捜査、保釈及び証拠開示の各 手続を透明化すべきである。
- d 職業裁判官のみによる裁判を求める被告人のために、「裁判員制度による 裁判」と「職業裁判官のみによる裁判」の選択制を導入してはどうか。

(参考人等の発言)

- ・日本国憲法は、国民主権の精神からして、国民の司法参加をむしろ期待していると解することも可能である。(田口守一参考人)
- ・日本国憲法は、参審制や裁判員制度を明文で禁止しておらず、比較憲法的 に見ても、憲法上に明文規定なく参審制を採用している国もあることから、 解釈上許されれば、現行憲法の下でも市民を司法に参加させることは可能 である。(市川正人参考人)
- ・裁判員制度は、我が国の刑事訴訟の現状が根本的に変わる起爆剤になるという見方と、重罰化の促進の触媒として使われてしまうという見方の二つの相反する見方があり、いわばハイリスク・ハイリターンの改革である。(市川正人参考人)
- ・陪審による事実認定が適正なものとなるよう裁判官がある種の役割を果た す等の一定の条件の下では、陪審の評決が裁判官を拘束することも憲法上 許されるという少数有力説の立場を支持する。(市川正人参考人)

第4 その他司法制度全般

その他、司法制度に関しては、新しい裁判所、裁判官の任命・身分保障等及 び裁判官の報酬の減額の禁止について議論が行われた。

1 新しい裁判所(行政裁判所、労働裁判所、人権裁判所等)

新しい裁判所の設置については、次のような意見が述べられた。

- a 司法権の独立を定めた現憲法が定着していることや、行政訴訟の迅速化 を図る必要があること等から、76条2項を削除し、行政裁判所や労働裁判 所を設置すべきである。
- b 時代が変化するなか、人権侵害に対する救済を担保するものとして人権 裁判所等を設置すべきである。

2 裁判官の任命・身分保障等

裁判官の任命・身分保障等については、次のような意見が述べられた。

- a 司法による憲法判断が消極的である要因は、最高裁判所裁判官の任命が 政治的色彩を有していることや、裁判官自身の自由や独立が十分確保され ない司法官僚制にある。また、司法の独立が弱い背景には、下級裁判所裁 判官に対する司法行政上の厳しい統制がある。
- b 最高裁判所の裁判官の選任手続を透明化すべきである。
- c 弁護士経験者の中から裁判官を選任する法曹一元化を通じ、司法の独立 を強化すべきである。
- d 最高裁判所裁判官任命諮問委員会を設置し、裁判官、検察官等の出身分野の構成が固定している現状の最高裁判所裁判官の選任方法を改めるなど、 憲法問題に精通した専門家の積極的な活用等の改革が必要である。
- e 非常勤裁判官制度を憲法に位置付けるべきである。
- f 裁判官と検察官の人事交流は、78条の裁判官の身分保障の趣旨に反し、 また、司法の独立にも悪影響を及ぼすことから、これを明確に否定する規 定を設けるべきである。
- g 裁判官の数が少ないために、一人の裁判官が担当する事件数が非常に多くなっていることが問題である。
- h 現状においては、裁判官の評価や人事を審議する最高裁判所の裁判官会 議が有名無実化している。
- i 司法修習において、憲法に取り組む機会を十分に設けるべきである。

3 裁判官の報酬の減額の禁止

一般職の公務員の給与との均衡をとるためになされた裁判官の報酬の減額

について、79 条 6 項及び 80 条 2 項に反するのではないかとする意見が述べられた。また、裁判官の独立を害しない範囲で報酬の減額措置は認められるべきであり、これに係る憲法上の疑義を払拭するため、これらの条項を改正すべきであるとする意見が述べられた。

(参考人等の発言)

- <新しい裁判所>
- ・科学技術をめぐる司法判断の問題は、世界的にも大きな問題となってきている。国によってはサイエンス・コートを作っており、科学技術をめぐる司法の整備が必要である。(木村利人参考人)

<裁判官の報酬の減額の禁止>

・公務員給与全体の引下げに伴う裁判官の報酬の引下げについては二つの考え方がある。一つは、79条6項及び80条2項の裁判官の「報酬は、在任中、これを減額することができない」という規定は、司法権の独立、裁判官の独立を保障した規定であるから、公務員全般と同じように減額されるのであれば、特に司法や具体的な裁判官を狙い撃ちにした減額ではないため、その趣旨からして、何らこれを妨げないというものである。もう一つの解釈は、個々の裁判官にとっては減額となるため憲法違反であるというものである。最高裁判所の部内で検討したところ、より合理的に考えると前者の学説の方が正しいというのが一般的な理解であった。(山口繁参考人)

第8款 財政

財政に関しては、国会による財政統制をはじめとする財政民主主義、健全財政主義、公の財産の支出制限及び会計検査院について議論が行われた。

第1 財政民主主義

財政民主主義に関しては、財政民主主義の意義、財政民主主義の実質化、租税法定主義及び予算単年度主義について議論が行われた。

1 財政民主主義の意義

現行の財政民主主義に関する規定は、大日本帝国憲法下において議会による財政への関与が厳しく制限され、結果として財政の破綻を招いたことへの反省に立ったものであり、その内容は、英国のマグナ・カルタ以来の財政立憲主義、財政議会主義を発展させた財政民主主義の思想を取り入れたものであるとする意見が述べられた。

2 財政民主主義の実質化

予算制度や会計制度の複雑化等により国会による財政統制が弱まっており、 財政民主主義の実質化を図るために、現行の憲法規定を見直していく必要が あるとする意見が述べられたが、財政民主主義に関する規定は、今日でも通 用しており変更する必要はないとする意見も述べられた。

そして、財政民主主義の実質化の具体的方策として、別項で記述する国会 による財政統制のほか、次のような意見が述べられた。

- a 財政の実態に関する国会や国民の理解が促進されて初めて国会や国民による財政統制が可能になる。そこで、現在の複雑な財政制度の下においては、国民の現在負担及び将来負担を含めた財政情報を国民に分かりやすく 提供する必要がある。
- b 財政に企業会計的な手法を導入する等の公会計制度の整備を行うべきである。また、公会計を透明性の高いルールの下に置くとともに、公正な第 三者機関の監視の下に置くという基本原則を憲法に明記すべきである。
- c 91 条の内閣による財政状況の報告については、報告事項を憲法に具体的に明記すべきである。また、当該報告を国民に理解しやすいものとする旨を憲法に明記すべきである。

これに対して、財政情報の提供等は、法律による対応で十分であるとする意見が述べられた。

d 内閣総理大臣が、 予算・決算の提出者として全責任を負うべきこと、

及び 予算編成方針の決定段階以降は国会に対して説明責任を果たすべき ことを憲法に規定すべきである。

e 決算報告を次年度の予算編成に活用できるような仕組みの確立が必要である。

3 租税法定主義

租税法定主義を定める 84 条については、これを改正する必要はなく、同条に基づき社会のあるべき姿に沿った税制を模索していくべきであるとする意見や、地方公共団体の課税自主権を考慮して、同条に、国税は法律で、地方税は条例で課税すべき旨を明記すべきであるとする意見が述べられた。

4 予算単年度主義

予算単年度主義に関しては、複数年度予算制の採用の是非と継続費について議論が行われた。

(1) 複数年度予算制の採用の是非

複数年度予算制の採用の是非については、これを採用すべきであるとする意見と予算単年度主義を維持すべきであるとする意見が述べられた。

ア 複数年度予算制を採用すべきであるとする意見

複数年度予算制を採用すべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 予算単年度主義により、予算編成が前年度踏襲の硬直的なものと なっていること、会計年度末の無理な予算執行を惹起していること等 の弊害が生じている。
- b 財政政策の目標や達成方法、現在の政策のコスト、後年度負担等を明示しつつ、中長期的な視野に立って財政運営を行い、その結果を分析し、評価することにより、財政規律の確立を図り、財政の透明性や政府の説明責任を高めることができる。

イ 予算単年度主義を維持すべきであるとする意見

予算単年度主義を維持すべきであるとする意見は、その論拠として、 健全財政の維持や財政民主主義に基づく国会による財政統制のために必要であることを挙げている。この意見の中には、予算単年度主義の弊害 を回避するため、予算の一部についての複数年度にわたる計画や財源を 伴う予算の繰越しを部分的に認めるべきであるとするものがあった。

(2) 継続費のあり方

継続費については、次のような意見が述べられた。

a 大日本帝国憲法下において継続費を認めていた結果、議会の審議権

が弱められ、それが戦費に乱用されたこと、 継続費は予算単年度主義 を定める 86 条に反すること、 継続費を認めると財政規律の維持や健全 化が損なわれること等の理由から、現行憲法上、継続費は認められるべきではない。

b 継続費は、公共事業予算等において必要性が認められることから、予 算単年度主義の例外として憲法に明記すべきである。

(参考人等の発言)

<財政民主主義の実質化>

- ・財政運営上の意思決定者である現役世代の受託者責任を明らかにすることを通じてパブリック・ガバナンスを強化して、将来世代を含む受益者たる国民の利益を保護するということは、一見、民主主義との関係で微妙であるが、実質的に財政立憲主義を補完することになる。(桜内文城参考人)
- ・予算編成時に既に必要性が分かっている経費について、その執行の発動を 予備費の形式で内閣に委ねることになると、憲法の予定する予備費の範囲 を逸脱する可能性がある。(碓井光明参考人)
- ・内閣の政策自体を金銭で換算できる部分については、財務諸表の形式にして国民に開示していくことで、国民と内閣、国民と国会というガバナンスを強化していくことが考えられる。(桜内文城参考人)
- ・公債の発行、財政投融資制度、地方交付税等の負担を認識しにくい仕組み を、国民が負担を認識・実感することができるような仕組みに転換するこ とが必要であり、そのためには、まず、国会の意思決定前に、国民に正確 な財政情報が提供される必要がある。(碓井光明参考人)
- ・91 条の「財政状況の報告」については、報告の対象を明記するなど抜本的 に強化すべきである。(川本裕子公述人)

<予算単年度主義>

- ・複数年度予算の導入や勘定の複数化が可能となるような規定を憲法に明文化すべきである。(桜内文城参考人)
- ・憲法上の財政規定については、その多くを立法府の裁量に委ねてよく、複数年度にまたがる財政計画や、バランスシートの作成などは法律による対応で十分ではないか。(碓井光明参考人)
- ・会計年度独立主義は、憲法の直接に命ずるところではないが、歳入と歳出 とを対応させた財政統制ができなくなるような運用は、予算制度の根幹を 揺るがすものとして許されるべきではない。(碓井光明参考人)
- ・会計年度独立主義の内容として歳出予算の繰越禁止が言われるが、最も禁止あるいは抑制されるべきものは、財源の繰越しを伴わない、後年度の歳

入を当てにした歳出のみの繰越しである。財源とともに歳出を繰り越すことは財政の健全性を損なうものではない。(碓井光明参考人)

・継続費は、部分的に複数年度の予算を規律するものであり、予算単年度主 義の原則の例外をなしている。可能であれば継続費を憲法に位置付けるこ とが望ましい。(碓井光明参考人)

第2 国会による財政統制

国会による財政統制に関しては、国会による財政統制の充実並びに両院の予 算及び決算の審査のあり方について議論が行われた。

1 国会による財政統制の充実

国会による財政統制については、国会に対して予算や財政の透明化が図られ、国会が予算や財政をコントロールすることが可能な状況を作らなければならないとする意見や、国会は、予算や法律案を審議し、決定するだけではなく、その実施成果を把握し、次の政策や予算に生かすことが求められるとする意見が述べられた。

なお、国会による財政統制の充実のための具体的な方策として、次のような意見が述べられた。

- a 予算編成過程においても、国会によるチェックが行えるような基本原則 を憲法に規定すべきである。
- b 国会における予算の修正が可能であることを明らかにすべきである。
- c 特別会計について、国会による慎重な審査を行うべきである。
- d 国会に米国の議会予算局(CBO)類似の機関を設置することを検討すべ きである。
- e 国会に新たに行政監視院を設置し、予算や行政の執行状況について監視、 調査及び勧告を行うことを憲法に規定すべきである。
- f 会計検査院については、米国の会計検査院(GAO)に倣って、公正の確保や責任の明確化を図った上で、これを国会の附属機関とすべきである。
- g 各議院から会計検査院への検査要求について、一定数の国会議員からの 要求があれば行えるようにすべきである。
- h 会計検査院と国会の連携を強化するために、90条1項に定める決算の検 査報告は、内閣を経由することなく、直接国会に提出するものとし、各議 院の行政監視に関する委員会との連携を一層図るべきである。
- i 国会における予算の審査の充実を図る必要がある。そのためには、決算 に関する情報を国会で咀嚼することに加えて、各議院の行政監視に関する 委員会と会計検査院との連携、同委員会の調査の外部委託等を進めるべき

である。

2 両院の予算及び決算の審査のあり方

両院の予算及び決算の審査のあり方については、衆議院が予算審査に、参議院が決算審査に重点を置く等両院の役割分担を明確化すべきであるとする意見と、明確化することに慎重な意見が述べられた。

(参考人等の発言)

- ・検査報告を内閣経由で国会に提出するとする 90 条 1 項から、現行憲法は、 会計検査院を国会の附属機関とすることを想定していないものと考える。 (碓井光明参考人)
- ・会計検査院を、国会の附属機関とするなど政治の場に近いところに密着させた場合、中立性については何らかの影響を受けるのではないか。(森下伸昭会計検査院長)
- ・諸外国が会計検査院的な組織を議会に附属させていることから、会計検査 院を国会の附属機関とすることも視野に入れてはどうか。(篠原裕明公述 人)
- ・国会と会計検査院との役割分担について、会計検査院は決算の基礎的な正確性等をチェックし、国会は政策的判断から政策の結果を調べるという役割分担をすべきではないか。(窪田好男参考人)

第3 健全財政主義

健全財政主義については、財政の肥大化を抑制し、現在世代が将来世代に対して財政運営上の責任を負っているとの観点から、これを憲法に規定することが必要であるとする意見が述べられた。この意見の中には、短期的な財政均衡を規定すると機動的な景気対策を行えない等の問題があるため、中長期的な財政の健全化を謳うプログラム規定として、政府等の責務を規定すべきであるとするものがあった。

これに対して、健全財政主義を憲法に規定すべきであるとする主張は、これ までの政権の財政運営を省みないもので、無責任であるとする意見があった。

(参考人等の発言)

- ・現在世代がその債務を将来世代に転嫁するというアンフェアな状態を解消するために、健全な財政運営を行う責任を憲法に明文化すべきである。(武村正義公述人)
- ・いかなる財政事情の下においても赤字財政を禁止し、健全財政を貫徹する

ことは、硬直的で適切ではない。不況時に財政を緩和させることは、マクロ経済の観点から望ましい。財政均衡義務の規定には反対だが、健全化を目指す方向で、政府が財政赤字を隠さずに国民に開示するという義務を憲法に規定すべきである。(川本裕子公述人)

・健全財政を憲法に盛り込むとしても、訓示的な意味の憲法規範になるが、 そのような規範は、破られ得るという例外を持つ健全財政主義となる。(碓 井光明参考人)

第4 公の財産の支出制限

公の財産の支出制限に関しては、主として、私学助成の憲法問題や 89 条の取扱いについて議論が行われた。

1 私学助成の憲法問題

私学助成の憲法問題については、私学助成は89条に違反しないとする意見 と同条に違反するとする意見が述べられた。

ア 私学助成は89条に違反せず、合憲であるとする意見

私学助成は 89 条に違反せず、合憲であるとして、次のような意見が述べられた。

- a 26 条の教育を受ける権利から、私学助成は憲法上認められるべきである。
- b 政府見解、判例及び学説のいずれからも、私学助成は合憲であるとして認められている。
- c 私学助成が合憲であるという解釈を前提に、私立学校振興助成法が制 定・運用されている。

イ 私学助成は89条に違反し、違憲であるとする意見

私学助成は89条の文言に違反し、違憲であるとする意見が述べられた。

2 89条の取扱い

89条の取扱いについては、同条を改正し、私学助成ができることを憲法上明確にすべきであるとする意見など同条を改正する必要があるとする意見が多く述べられたが、同条を改正する必要はないとする意見もあった。

ア 89 条を改正し、私学助成ができることを憲法上明確にすべきであるとする 意見

89条の文言と私学助成が行われている実態が乖離しており、憲法解釈により私学助成を合憲と認めることは弊害が大きいことから、89条を改正し、

私学助成についての憲法上の疑義を払拭すべきであるとする意見が述べられた。

イ その他89条を改正する必要があるとする意見

その他、89 条を改正する必要があるとして、次のような意見が述べられた。

- a 公の財産の支出については、公共性、公正性、透明性等の原則を憲法 に明記することの是非についても検討すべきである。
- b 89条の解釈としては、「公の支配」を緩やかに解して私学助成の合憲性を認めるべきであるが、公金の濫費防止という89条の趣旨を明確にするために、同条を改正する必要がある。
- c 89 条について、内閣総理大臣及び公務員の一般的・習俗的な行事への参加は、一部が宗教的色彩を帯びているとしても、特定の宗教団体への支援と認められない場合には、公共性のある行為として、公費の支出が認められるように改正すべきである。
- d NPO や NGO 等に対する公的助成を認める必要がある。

ウ 89条を改正する必要はないとする意見

私学助成は89条に反しないことは明らかであるから、同条を改正する必要はなく、26条1項の保障する国民の「能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」を実質化するために、私立学校振興助成法を充実することが重要であるとする意見が述べられた。

3 その他

その他、89条について、次のような意見が述べられた。

- a 89 条が想定するのは、公益法人によるパブリック・サービスが補助金という公権力により配分された資金ではなく、国民の寄附金により支えられて運営されるというあり方である。その実態が日本の法制度の中で整理されていないことが問題である。
- b 89 条の趣旨を徹底して、税金を投じて行う事業は公が管理し、それ以外 は公の支配を受けずに民間が自由に行うという官民の役割分担を明確にす べきである。民間が公の支配を受けずに行う事業については、公金を支出 せず、税制上の優遇措置を行うに止めるべきである。

(参考人等の発言)

・憲法は、89 条とともに 26 条で国民が経済的条件においても均等に教育を受けることができる権利を謳っており、そのような理念に応える制度として私学助成制度がある。(小林武参考人)

・89 条に照らして考えれば、私学助成は明らかに憲法違反である。(遠藤政則意見陳述者)

第5 会計検査院

会計検査院に関しては、国会における財政統制として記述した会計検査院の 国会附属機関化及び国会との連携強化のほかに、会計検査院制度のあり方及び 会計検査院の機能強化・独立性の強化等について議論が行われた。

1 会計検査院制度のあり方

会計検査院制度のあり方について、次のような意見が述べられた。

- a 会計検査院は、国民主権を実質化する制度安定装置であるが、それが十分に機能してきたかは疑問であり、所期の機能を果たすことが求められる。
- b 会計検査院に対して、国民の側から検査を請求できる仕組みの必要性等 を総合的に考えた上で、憲法事項を整理すべきである。

2 会計検査院の機能強化・独立性の強化等

会計検査院の機能強化・独立性の強化等について、次のような意見が述べられた。

- a これまで軽視されてきた国会の事後監視、統制機能を重視し、無駄や不正があった場合、翌年度の予算で自動的にその分を削減するなど大胆な方策を打ち出す必要がある。そのためには、会計検査院の一層の機能強化が必要である。
- b 内閣又は内閣総理大臣に対し、是正措置について勧告を行うことができることとすべきである。
- c 公認会計士等の専門家を任期付公務員として採用すべきである。
- d 会計検査院の人事権や予算の査定を行政府から切り離すべきである。
- e 会計検査院と他省庁との人事交流や、検査対象への天下り・再就職を禁止すべきである。

(参考人等の発言)

- ・弁償責任の検定や利害関係人の要求による審査判定といった会計検査院の 裁判的な役割を強化する場合には、権限を憲法に明記すべきである。(碓井 光明参考人)
- ・米国の GAO は、政策を細かく吟味するなど広範な役割を果たしてきており、 日本の会計検査院もそのような体制を確立すべきではないか。(宇都宮深志 参考人)

第9款 地方自治

地方自治に関しては、地方自治の章に関する総括的な議論が行われたほか、 地方分権の必要性及び課題、地方公共団体のあり方、条例制定権、地方財政、 住民投票、地方自治特別法等について議論が行われた。

第1 地方自治の章に関する総括的な議論

地方自治の章全般に関しては、その総括的な評価について議論が行われた。 その中で、同章の不備を指摘し、新たに規定すべき事項を提言する意見など現 行規定を充実させるべきであるとする意見が多く述べられた。

1 地方自治の章に対する総括的な評価

地方自治の章に対する総括的な評価については、同章を積極的に評価する 意見と同章について不備を指摘する意見が述べられた。

ア 地方自治の章を積極的に評価する意見

地方自治の章を積極的に評価する意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 8章は、地方自治の大原則を樹立し、その確立を図ったものであり、今後の地方自治についての指針となる。
- b 8章は、戦後の地方自治の発展に大きな役割を果たしてきた。
- c 戦前の反省から、戦後の民主化に地方自治の確立が不可欠であるとの 認識から8章が制定され、現在も国民に支持されている。
- d 8章には国と地方の関係が非常に簡潔に示されており、下位法がこの精神に適ったものとなっているかが重要である。
- e 制度設計の柔軟性確保等の観点から、地方自治に関する規定は現行の 4 か条で十分であり、詳細については法律又は条例で規定できるようになっている現行の規定のあり方は適当である。
- f 地方自治に関する憲法の規定の不備が、地方自治の発展を阻害しているわけではなく、「地方自治基本法」の制定等の制度改正によって地方分権の推進が可能である。

イ 地方自治の章について不備を指摘する意見

地方自治の章について不備を指摘する意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a わずかに 4 か条しかなく、簡素すぎるので、具体的な規定を追加する などして充実させる必要がある。
- b 具体的な内容に乏しく、法律に授権する部分が多い。

2 92条の「地方自治の本旨」

92条の「地方自治の本旨」については、次のような意見が述べられた。

- a 「地方自治の本旨」は、表現が抽象的で意味が分かりづらいので、明確 な表現にすべきである。
- b 「地方自治の本旨」は、憲法上重要な概念であり、改正の必要はない。
- c 「地方自治の本旨」は団体自治及び住民自治であり、その意味内容は憲 法の運用や判例の形成のなかで明確になっている。
- d 「地方自治の本旨」の住民自治とは、共に生きる前提として、多様性の ある協調した地域を作っていくための必要不可欠の前提である。また、そ れらの利害を制度として調整していくのが団体自治である。
- e 「住民自治」と「団体自治」については、住民自治を重視して、地域住民が行政的な合意を地域のコミュニティの中で形成していくことが重要である。
- f 現在、住民自治が重視される傾向にあるが、団体自治の重要性も把握する必要がある。
- g 「地方自治の本旨」の内容として、国家といえども侵すべからざる地方 自治の原理があるとする自律的自治観を確認すべきである。

3 地方自治に関し憲法に規定すべき事項

地方自治に関し、主として 8 章の不備を指摘する立場から、憲法に規定すべき事項について、次のような意見が述べられた。

- a すべてを「地方自治の本旨」という文言の解釈から導き出すのではなく、 国と地方公共団体の基本的な権限のあり方については、憲法に規定すべき である。
- b 中央政府と地方政府の立場が対等である旨の原則を憲法に明記すべきである。
- c 公的部門が担うべき責務は、原則として、最も市民に身近な公共団体が優先的に執行するといういわゆる「補完性の原則」を憲法に明記すべきである。
- d 国と地方公共団体の権限配分に対応して、地方公共団体の専属的あるいは優先的な立法権限を憲法で保障する必要がある。
- e 現行の8章の4か条の中には、地方公共団体の税財政の基本原則が規定 されておらず、新たに規定する必要がある。
- f 地方公共団体の課税自主権を憲法に明記する必要がある。
- g 国のみならず地方公共団体も健全な財政規律を維持する必要があること から、地方財政の健全化を憲法に明記すべきである。
- h 道州制を導入する場合には、憲法に明記すべきである。

i 国と地方とが国民や住民の福祉の増進を図るために相互に協力する旨の 規定を憲法に設けることが重要である。

(参考人等の発言)

- <8章に対する総括的評価>
- ・現行憲法制定時点において、地方自治が憲法上制度的に保障されたことは 世界的に見ても画期的であり、その意義は大きかった。(森田朗参考人)
- ・8 章が与えたインパクトとしては、当時の日本政府の指導者達が最も躊躇した首長の公選制採用の影響が最も大きかったと考えられる。政府の指導者は住民の直接選挙によって政治の安定が脅かされることを危惧し、一方、国民は民主化の推進という観点からこの制度を受け容れたと考えられる。 (天川晃参考人)
- ・大日本帝国憲法に規定されていないからといって地方自治がないがしろにされていたわけではなく、市町村制から始まって、明治時代から粛々と地方自治が進んでいた。それを明示的に書き、新たな再出発をしたという意味において、現行憲法を評価している。(岩崎美紀子参考人)
- ・戦前は、地方自治の「自治」を「おのずからおさまる」と思わせていたことと比較すれば、憲法に規定が設けられたことは画期的なことである。(神野直彦参考人)
- ・地方自治の発展を阻害してきた要因は、憲法規定の不備ではなく、法令で どこまで細かく、あるいは、粗く規定すべきかという「法令の規律密度」、 行政統制及び税財政制度が長期間集権的であったことに求められる。(辻山 幸宣参考人)
- ・連邦国家の場合には、連邦政府と州政府の関係について、かなり詳細な規 定が置かれる。他方、我が国のような単一国家の場合には、地方制度の創 設自体が国の権能に属するため、地方制度が法律事項に委ねられることは、 ある程度当然なことである。(森田朗参考人)
- ・地方自治の位置付けについて 8 章の 4 か条は簡単な文言になっており、法 律に授権する部分が多く、中核的文言である地方自治の本旨も極めて抽象 的表現で、内容が不明確である。地方自治の基本理念を表すものに改正す べきである。(岡田孝裕意見陳述者)

<地方自治の本旨>

・92 条の「地方自治の本旨」は、少なくとも地方公共団体が一定の固有の自治権を行使する領域を持っていることを宣言した条文である。問題は、その領域の具体的な範囲がこれまで明確にされてこなかったことである。(森田朗参考人)

- ・「地方自治の本旨」は、非常に分かりにくい文言であり、いかようにも解釈 できるが、住民の願い、住民の要望、住民の不満といったものを汲み上げ て行政を作り上げていくというプロセスを制度的に保障するものと考える。 (片山善博参考人)
- <地方自治に関し憲法に規定すべき事項>
- ・地方自治に関する事項を憲法に詳細に規定することは、時代の変化にフレキシブルに対応することができなくなるため適当でない。(岩崎美紀子参考人)
- ・我が国でも、世界地方自治憲章に規定されている補完性の原則をとるべきである。(鴨野幸雄意見陳述者)
- ・財政に関する基本原則を、憲法ないし地方自治憲章といった基本法のよう なものに規定すべきではないか。(神野直彦参考人)
- ・憲法規範において自治の理念や原則的な規定を明確に定め、確固とした立法指針を打ち出す必要がある。(鹿子嶋仁意見陳述者)

第2 地方分権の必要性及びその課題

地方分権に関しては、その必要性及び課題について議論が行われた。

1 地方分権の必要性

地方分権の必要性について、次のような意見が述べられた。

- a 住民に身近な問題は地方自らが決定することによって民主主義が発展するのであり、民主主義の発展を図る上で必要である。
- b 中央による支配を排し、中央・地方の権力の分立を確立するために必要である。
- c 極度の中央集権体制が地域の中央への依存心を肥大化させ、地域の自律性や自己責任を失わせたことから、官僚主導の中央集権体制を打破すべきである。
- d 大都市への人口集中等の状況を改善して、国民が各地域で文化的・経済 的恩恵を享受できるようにするという国土政策の観点から必要である。
- e 国が決定した全国画一的な基準による施設の設置等が、地域の歴史等に 基づく個性的な街づくりを失わせている。

2 地方分権の課題

地方分権の課題については、次のような意見が述べられた。

a 地方分権推進一括法の施行後も地方の行政執行に対して中央による統制 がなされていることや、税財源移譲の規模が不十分であること等、地方分 権の現状が不十分である。

- b 地方に権限及び財源を大幅に移し、国の役割を限定して、地方のことは 地方が決めることとするなど、国と地方との関係や役割分担を明確にすべ きである。
- c 現在、地方の事務に関する基準を国が法令により定めているが、これを 改め、各地方が条例により定めるようにすべきである。
- d 地方分権の推進に伴い地方公共団体の財政力格差が顕著に表れ、国土全体の均衡ある発展や、教育の機会均等に悪影響を及ぼすのではないか。

これに対して、地域間で生ずる不均衡を健全な差異として捉え直すべきであるとする意見が述べられた。

- e 地方分権を実質的に進めるためには、経済の中心が日本各地に分散して いることが必要である。
- f 地方公共団体において、国から移譲された権限を行使するための人材の 育成・確保が必要である。その確保には国の理解も必要である。
- g 地方公共団体においては、ボランティアや NPO との協働を視野に入れた 取組みが必要である。
- h 地域住民への情報公開と地域住民の行政への参加が重要である。

(参考人等の発言)

- < 地方分権の必要性 >
- ・今までは、中央集権により管理しやすい社会を作ることで大きな成功を収めてきたが、経済性の追求だけでなく、自己実現という価値観の多様化・ 多元化に応えていくためには、地方分権を図っていく必要がある。(北川正恭参考人)
- ・地方へ権限を移譲すると、利権の横行や政策的な失敗を懸念する意見もあるが、自己決定及び自己責任がなく、国に依存していたのでは、成長は望めない。また、都道府県も、市町村の自立を妨げるような集権的なふるまいをすべきではない。(北川正恭参考人)

<地方分権の課題>

- ・地方分権とは平等性から脱却することである。多様であることや、他の地域より劣ったり違ったりすることが嫌なら、日本には地方分権はなじまないことになる。しかし、日本は、歴史的に地域文化が多様であり、近代化の過程で中央集権に慣れたが、日本人の DNA には多様なものを認めていくということが含まれていると思う。(岩崎美紀子参考人)
- ・地方分権を進めていく際の国の地方への関わり方として、 事務権限の配

- 分、 財源の配分、 事務遂行への国の統制のあり方、 地方公務員の人 事が問題となる。(森田朗参考人)
- ・分権時代にふさわしい地方自治体のあり方は、住民が公に参加できることである。住民参加は、地方自治体の行う事業の計画、決定、実施及び評価の四段階のすべてにおいて可能なことであり、これをいかに制度化し、実効性のあるものにしていくかが、分権社会における地域社会のあり方である。(岩崎美紀子参考人)

第3 地方公共団体のあり方

地方公共団体のあり方に関しては、道州制、市町村合併、地方公共団体の二層制及び地方公共団体の組織・機構のあり方について議論が行われた。

1 道州制

道州制の導入の是非については、導入すべきであるとする意見が多く述べられたが、導入することに慎重な意見もあった。

現行憲法上、道州制を導入することは可能であるか否かについては、現行憲法の下においても道州制を導入することは可能であるとする意見と、道州制を導入するのであれば憲法に明文規定を置く必要があるとする意見が述べられた。

なお、連邦制については、分権型連邦国家を目指す意見が述べられたが、 連邦制を導入することに慎重な意見も述べられた。

ア 道州制を導入すべきであるとする意見

道州制を導入すべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 市町村合併を推進し、基礎的自治体に権限と税財源を移譲した上で、 国と基礎的自治体の中間的な存在である都道府県を整理して、効率的な 国の統治構造を作るべきである。
- b 地方公共団体の領域の広域化により、国及び地方を通じた行政組織の スリム化を図り、行政経費を大幅に節減すべきである。
- c 国から地方への権限移譲の受け皿として道州制が必要である。
- d 適正規模を超えた我が国の中央政府の権限を道州に移譲し、道州に事 実上の主権を担わせることによって、大胆な行政改革が可能となる。
- e 道州は、単なる基礎的自治体の事務の広域調整のためではなく、経済 単位としても適切な単位である。
- f 現行の二層制から、市町村のみの一層制に移行する過渡的なものとし

て、道州制の導入を考えるべきである。

イ 道州制を導入することに慎重な意見

道州制を導入することに慎重な意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 地方公共団体の規模の拡大によって、住民の声が反映されにくくなる など、住民自治の希薄化が懸念される。
- b 基礎的自治体が直接に国と向かい合う一層制によってこそ本当の地方 自治が実現することから、道州制は不要である。
- c 都道府県合併や道州制により、地方の行財政が住民から遊離することが懸念される。広域的な行政需要には都道府県の相互協力や広域連合により対応することが可能であり、現行の二層制を維持しつつ、地方分権をさらに具体化することこそ先決である。

2 市町村合併

基礎的自治体の適正規模に関連して、市町村合併の推進の是非について議論が行われたが、推進すべきであるとする意見と推進することに慎重な意見が述べられた。

ア 市町村合併を推進すべきであるとする意見

市町村合併を推進すべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 財政危機や社会構造の種々の変化に対応するためには、基礎的自治体の規模の拡大が必要である。
- b 住民に対するサービスの提供を行うためには、基礎的自治体として最 低限の財政的な基盤を有することが必要である。
- c 地方公共団体の領域の広域化により、国及び地方を通じた行政組織の スリム化を図り、行政経費を大幅に節減すべきである。
- d 市町村の適正規模については、人口規模として、20万人から30万人、あるいは、30万人から60万人の基礎的自治体であることが必要である。また、公共事業等の実施に関し自律的な運営をなし得るようにするためには、市町村の数を全国で300程度とするのが適当である。

イ 市町村合併を推進することに慎重な意見

市町村合併を推進することに慎重な意見は、その論拠として次のような ものを挙げている。

a 合併を事実上強制し、あるいは小規模市町村を事実上自立した市町村 として認めないことは、団体自治・住民自治に反し、ひいては憲法に反 する。

- b 地域の多様性や地方公共団体の自主性を尊重すべきである。
- c 地方公共団体の規模が拡大すると、住民の地方自治への参加が困難となる。
- d あまりに大規模な合併が実施されると、逆に住民へのサービスが低下する。
- e 過疎地域の合併は、面積が広くなるだけで財政基盤は強化されない。
- f 市町村合併の推進よりも、地方公共団体に対する権限や税財源の移譲 を先行させるべきである。

ウ 市町村合併についてのその他の意見

その他、市町村合併については、次のような意見が述べられた。

- a 現状では、国と地方の役割分担の全体像がなく、ただ規模を大きくするための市町村合併が進められている。都道府県から市町村への合併の働きかけに対する住民の意識が十分でないのは、合併の理念・目的が明確でないためである。
- b 市町村合併は、本来、地方分権推進一括法による権限の移譲に対応するものであったが、その主眼が財源問題へと移行してきている。
- c 市町村合併に当たっては、住民の意思を尊重すべきである。
- d 市町村合併については、住民投票等を経なければ、本当の意味で住民 の合意を形成したことにはならない。しかし、全国的に見ると、合意形 成が必ずしも十分ではない。
- e 市町村合併のような重要なテーマについては、本来、議会や首長が責任を持って説明責任を果たすべきであり、住民投票にはなじまない。
- f 人口 1 万人以下の市町村について地方公共団体としての権限等を一定程度制限することにより、合併を事実上強制する手法や、交付金により合併を誘導する手法は、地方自治のあり方として問題である。
- g 市町村合併は、中央主導で行っていく必要がある。
- h 市町村の適正規模を考える場合には、小規模自治体のみならず、大規模自治体の実態についても議論すべきである。政令指定都市をはじめとした大規模自治体は、適正規模を超えており、特に機動性の面で限界がある。市町村の合併論だけでなく、分割論も議論すべきである。

3 地方公共団体の二層制

地方公共団体の二層制については、現行の二層制を整理すべきであるとする意見と現行の二層制を維持すべきであるとする意見が述べられた。

ア 現行の二層制を整理すべきであるとする意見

現行の二層制を整理すべきであるとして、次のような意見が述べられた。

- a 都道府県とほぼ同一の権限を有する政令指定都市の制度があることや、 情報化や交通網の整備が進展したことから、二層制を見直す必要がある。 道州制の導入や市町村合併の進捗を踏まえて、特に都道府県制を整理し ていくべきである。
- b 基礎的自治体が直接に国と向かい合う一層制によってこそ本当の地方 自治が実現する。

イ 現行の二層制を維持すべきであるとする意見

現行の二層制を維持すべきであるとして、次のような意見が述べられた。

- a 二層制を廃止すると、市町村が行う事務以外の事務が国の直接執行と なることから、二層制が憲法に適合的である。
- b 市町村合併の進捗が不十分で市町村が脆弱な現状において、都道府県 は役割を有する。
- c 現行の二層制に加えて、基礎的自治体の下に住民の自治が充実した地域の「コミュニティ」を設け、その中で住民の合意を図っていくべきである。

4 地方公共団体の組織・機構のあり方

地方公共団体の組織・機構のあり方については、次のような意見が述べられた。

- a 地方公共団体においては、93条により一律に長と議会の二元主義がとられているが、地方公共団体の規模等に応じた組織・機構の多様化を図るため、議院内閣制、シティ・マネジャー(市支配人)制、カウンシル(評議会)制等の導入を可能とする規定を憲法に置くべきである。
- b 地方公共団体の首長の権限は大きく、地方分権や市町村合併の進捗により、それが一層強化されることから、首長の多選を制限すべきである。
- c 地方議員の定数削減は、93条の住民自治を縮減するものである。

(参考人等の発言)

< 道州制 >

- ・道州制と連邦制の本質的な相違は、連邦制においては、憲法に国と州との立法権の分立が明記されていることである。したがって、我が国において連邦制をとる場合、憲法改正が必要となる。(岩崎美紀子参考人)
- ・道州制の導入には、 領域の確保、 首長の選出方法等の制度のデザイン、 二層制を維持するか、三層制を導入するかが課題となる。(岩崎美紀子参

考人)

- ・道州制論には、 国の権限や仕事を道州に移していこうという考え方と、 逆に、 都道府県では対応できないような広域的な仕事を、道州を作ることにより、下から上に上げていこうという考え方がある。以上の点を整理 した上で、都道府県の上にもう一つの公共空間を作る必要性の有無を慎重 に見極める必要がある。(神野直彦参考人)
- ・道州制の内容が明確でないまま、小規模町村の整理、道州制という大変乱 暴な改革が進んでいることを懸念する。(辻山幸宣参考人)
- ・連邦制導入の課題として、 憲法改正が必要であること、 二院制をとり、 そのうちの一院に地域代表性を持たせる必要があること、 連邦制を採用 しても、基礎的自治体への分権は必ずしも保障されないことが挙げられる。 (岩崎美紀子参考人)

< 市町村合併 >

- ・市町村合併の推進に対して、国主導の合併は地方自治の理念に反し、地方のコミュニティを破壊することから、合併して広大な自治体を作るよりは広域連合を活用すべきである、又は都道府県が小規模町村の肩代わりをすべきであるとの批判がある。これらに対しては、 すべての市町村が平均して行財政能力を強化できるように、国及び県が調整する必要がある、行政サービスの維持も重要であり、様々な価値のバランスを考慮した自治体のあり方を考える必要がある、 広域連合は、合併を進めても、なお不十分な場合に活用すべきものであり、また、都道府県が市町村の事務を肩代わりすることは、地方分権の考え方に反するとの反論が可能である。(森田朗参考人)
- ・合併の問題に関して、 基礎的自治体ができるだけ多くの事務を自分達で行っていくという価値と、 現在の基礎的自治体でできることだけを行い、それ以外は、より広域的な団体に委ねるべきであるという二つの対立する価値がある。我が国のこれまでのあり方、市町村の考え、住民の意向を勘案すると、 の価値に立ち、行財政能力を高めるために市町村の合併を推し進めるべきである。(森田朗参考人)
- ・市町村合併の主眼は、財政上の問題を解決し、人口が減少するなかで、社会福祉をはじめとした行政サービスを地域社会で今後とも維持していけるようにする点にあるが、離島や中山間地域の場合、一定の効率性を発揮する規模とするには、相当広大な面積をカバーしなければならず、それを一つの基礎的自治体とすることが果たして地域社会のあり方として望ましいのかについては、大きな問題である。その意味では、中山間地域については、今までと違ったかたちの自治体の仕組みを検討しなければならないの

ではないか。(森田朗参考人)

- ・我が国は、二層制の下、規模の大きい基礎的自治体が福祉国家型の公共サービスを提供する北欧型を目指すべきであり、これには、市町村の再編が不可欠である。(岩崎美紀子参考人)
- ・市町村の適正規模については、何万人という数値では表せない。各地域における適正規模があり、それを全国一律とすることは、地方自治の精神に反する。(岩崎美紀子参考人)

< 地方公共団体の二層制 >

- ・基礎的な自治体である市町村は「受益と負担」の関係が見えやすいが、都 道府県は、国から委任を受け、市町村を介してその事務を行うので、「受益 と負担」の関係が見えにくい。国、都道府県及び市町村という三層構造を どのように整理するかが、これからの課題である。(北川正恭参考人)
- ・地方分権が進み、政令指定都市が増加した場合、都道府県と権限が競合し、 都道府県議会において政令市から選出された議員の占める割合が増加する 等、都道府県との関係が難しくなる。それぞれの都市の自律性を考慮する と、政令市が都道府県から離脱することも選択肢の一つとなる。(森田朗参 考人)

<地方公共団体の組織・機構のあり方>

- ・地方公共団体の組織・機構のあり方について、国は、地方自治法を中心とした法律により形式的かつ詳細にこれを定めているが、地方分権を進めるに当たり、市制、町村制も含め、各地方公共団体が多様性、地域性、柔軟性に富んだ組織・機構を作れるようにすべきである。(片山善博参考人)
- ・地方公共団体を代表するという権限がないシティ・マネジャー制であれば、 93 条に違反せず、また、93 条を見直せば、シティ・マネジャー制をより問 題なく採用できる。ただ、市町村長を公選で選ぶ道も選択肢として残す必 要がある。(辻山幸宣参考人)

第4 条例制定権

条例制定権について、次のような意見が述べられた。

- a 従来の法律の範囲内での条例制定権ではなく、国と地方公共団体の権限配分に対応して、地方公共団体の専属的あるいは優先的な立法権限を憲法で保障する必要がある。
- b 基礎的自治体における多様な自治のあり方を可能にするために、それぞれ の地方公共団体がその代表組織、取り扱うべき事務、その経費の負担等の原

則を条例で規定して、国会が承認するチャーター(憲章)制を採用すべきである。

これに対して、チャーター制は、各地方公共団体において基本的な事項に つき制度が異なることになり、問題であるとする意見が述べられた。

- c 条例により一定の法令の適用除外の選択を可能とする特例を定める「地方 自治基本法」を制定すべきである。
- d 憲法上、国と地方の役割分担を法律により行うこととされているのであるから、国の権限を限定する法律を制定し、国会は法律で大枠のみを定め、残りの基準は政省令ではなく、条例で定めるという形態に変えていく必要がある。
- e 自治事務に関連する事項であっても、国全体の利益や他の地方公共団体の利益を配慮した形での国の法規制は当然に想定されている。法律と条例の抵触については、その文言のみならず趣旨等を勘案して判断するという最高裁判所の判例により、上乗せ条例や横出し条例の適法性を妥当な形で解決することが可能である。

(参考人等の発言)

- ・「自治基本条例」という条例により一定の法令の適用除外の選択を可能とする特例を定める「地方自治基本法」を制定すべきである。この「自治基本条例」は、95条を類推して住民投票により効果を生ずるものとし、それにより適用除外される法令としては、当該市町村の長や議会の議員の選挙における選挙権の年齢を定める公職選挙法の規定などが考えられる。(辻山幸宣参考人)
- ・中央政府があまりに詳細に物事を決めてしまうと、全国一律的になり、地域の実情にそぐわず不自由が生ずる。地方に自由度、柔軟性、選択性を持たせることが、これからの中央政府の地方公共団体に対する関与のあり方である。(片山善博参考人)
- ・国が法律でどこまで細かく規定できるかという点については、特にルールがない。したがって、法律で詳細に規定した場合、実質的に地方の自主立法の余地が縮小してしまう。法律の規律密度をどのような制度でコントロールできるかが課題となるが、基本的には国会が自主的にコントロールするのが現実的である。(森田朗参考人)

第5 地方財政

地方財政に関しては、主に、地方公共団体の課税自主権、税財源の移譲及び 地方公共団体の財政力格差の是正・財源の保障のための財政調整制度について 議論が行われた。

1 地方公共団体の課税自主権

地方公共団体の課税自主権については、次のような意見が述べられた。

- a 地方分権の推進や地方公共団体の自立には、その財政的な自立が不可欠であることから、課税自主権の実質的な保障が必要である。また、そのために憲法に地方公共団体の課税自主権を明記すべきである。
- b 92条の「地方自治の本旨」に基づけば、その内容たる団体自治及び住民 自治の趣旨から当然に課税自主権は認められるため、憲法に新たに規定す ることを要しない。
- c 課税自主権の必要性を主張する以上、地方公共団体において標準税率を 超える課税についての合意を形成する必要がある。
- d 法定外税その他の地方の独自課税の動向は、税に対する国民の関心を喚起するものとして積極的に評価できる。地方公共団体が創意工夫を凝らした課税ができる仕組みを設けることが必要である。
- e 大部分の税源については既に税目が法定されていることから、課税自主 権には限界があることは明らかであり、税財源の移譲がなければ地方分権 改革は進まない。
- f 現行憲法下においても、道州制の導入や課税自主権等の権限の強化は、 法律の制定・改廃により進めることが可能である。憲法に規定するか否か を議論するだけでなく、法律による具体化の努力により、実体を伴わせる 必要がある。

2 税財源の移譲

国から地方公共団体に対する税財源の移譲については、次のような意見が 述べられた。

- a 国と地方を比較すると、支出は地方の方が多いのに対して、税収は国に偏っている。そこで、税財源の移譲により地方公共団体が支出に見合った収入を得られるようにする必要がある。
- b 地方分権を推進する上では、事務や権限の移譲だけではなく、税財源の 移譲が必要である。

これに対して、地方公共団体間の財政力格差が拡大するおそれがあることから、地方税を住民税や固定資産税等に限定し、その他は国が課税して、

その一定額を地方に配分するのがよいとする意見も述べられた。

3 財政調整制度

財政調整制度については、次のような意見が述べられた。

- a 地方公共団体への税財源の移譲は重要であるが、地域間格差を是正する ためには、地方交付税のような再配分の仕組みが今後も重要となってくる。
- b 地方交付税には、財源保障機能と財源調整機能の両面があり、国の責任 として、これらが十分に機能するようにすべきである。
- c 現在の地方交付税制度は、 算定方式が極めて複雑であること、 地方 公共団体の徴税の努力を阻害していること、 特別交付税がいわゆる天下 りの原因となっていること等の問題があるため、自動的かつ機械的に額を 算定する交付金制度を設ける必要がある。
- d 税財源の移譲を実施した後においても、地方公共団体間の財政力格差が 残り、あるいはむしろ拡大するために、これを調整するための新しい水平 的財政調整制度が必要である。
- e まず基礎的自治体が課税を行い、それを地方公共団体間の財政調整のための資金とする水平的財政調整制度を設けることが考えられる。

4 その他

その他、地方財政については、次のような意見が述べられた。

- a 従来からの補助金行政が地方公共団体の側にモラル・ハザードを惹起し、 巨大な財政赤字の要因となっている。
- b 地方公共団体が実施する事務・事業のうちナショナル・ミニマムの部分 については、国がその財源を確保する必要がある。
- c 国・地方を通じた健全財政主義を憲法に明記する必要がある。
- d 国・地方を通じての徴税システムの一本化が必要である。
- e 地方公共団体の効率的で多様な業務執行を阻害する状況や、住民への情報開示が不十分な状況がみられる。地方財政の悪化の理由は、地方が機関委任事務や財源に縛られてきたことや、国の景気対策の実行部隊となってきたことにある。

(参考人等の発言)

- ・独自課税による自主財源の確保は難しく、法定外税の意義は環境保全の教育的効果や啓発的効果にある。(片山善博参考人)
- ・住民の納税者意識を高めるためには、法定外税の導入よりも、固定資産税 や住民税の税率を地方が自由に決定できることとする方が重要である。(片 山善博参考人)

- ・地方分権を進める上で、地方財政に関しては、 中央と地方公共団体の間でどのように行政事務及び課税権を配分するかという「垂直的財政調整(国から地方への権限・財源の移譲)」と、 地方公共団体間の財政調整である「水平的財政調整(国による自治体間の格差調整)」が必要となる。地方に対して多くの行政事務を与え、垂直的財政調整を図り分権を進めると、自治体間の財政力格差が生じるので、これを是正するため、水平的財政調整の必要性が高まる。(神野直彦参考人)
- ・地方交付税に相当する平衡交付金のような制度により水平的な財政調整を行うことは、国の責務である。(岩崎美紀子参考人)

第6 住民投票

地方公共団体が住民に対し直接に特定の政策・施策に関する判断を問う直接 民主主義の仕組みの一つである住民投票制度に関しては、その制度化の是非と 制度化に当たって留意すべき事項について議論が行われた。

1 住民投票の制度化の是非

住民投票の制度化の是非については、制度化すべきであるとする意見と制度化することに慎重な意見が述べられた。

ア 住民投票を制度化すべきであるとする意見

住民投票を制度化すべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 住民の政治への直接参加は、民主主義の原則に合致する。
- b 必ずしも政策の是非が争点となるわけではない地方議員の選挙の実態 を踏まえ、地方自治を住民に身近なものとする観点から、住民投票が大 きな意味を持つ。
- c 地方政治においては、住民の生活に密接に関連する事項が多く、直接 の利害関係者である住民の判断に委ねたり、その判断を参考にすること が適切な事項が少なくない。
- d 住民投票は、近代国家がとる代議制に基づく間接民主制と二律背反の 存在ではなく、相互に補完可能である。
- e 原子力発電所の設置の是非等について各自治体で実施されてきた住民 投票は、住民の意思を地方政治に反映する上で大きな意義を持つもので あり、住民が意思表明する機会を安定的、普遍的に保障するために必要 である。
- f 即時性があり、テーマごとの住民の意思を知ることができる。

イ 住民投票を制度化することに慎重な意見

住民投票を制度化することに慎重な意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 投票に際して、事実上の強制、煽動、妨害等が生じる懸念がある。
- b 住民投票により判断を求める事項について、住民の理解が不十分では ないかという懸念がある。
- c 住民投票は、前文等において間接民主主義を基本とする憲法に適合しない。
- d 首長が直接に民意に訴えるために投票を実施することは、議会の否定 につながりかねない。
- e あまり頻繁に用いられ、あらゆる争点について実施することとなると、 住民自治の要素が強くなりすぎる。

2 住民投票の制度化に当たって留意すべき事項

住民投票の制度化に当たって留意すべき事項について、次のような意見が 述べられた。

- a 安全保障など住民投票になじまないテーマもある。
- b 原子力発電所等迷惑施設の設置に関する問題のように、住民投票に付されて否決されると問題が行き詰まるものもある。
- c 住民に判断を求める事項については、情報開示が公正に行われる必要がある。

(参考人等の発言)

- ・住民投票には自分たちのことは自分たちで決めるという理念の具体化という側面があるが、他方で、中央集権に対する地方の住民の意思表示という側面もある。(井口秀作参考人)
- ・住民投票を実施するハードルの低さと、議会の審議の充実という二つの条件を満たすためには、地方自治法の改正と住民投票に係る新しい法律の作成という二つの可能性を探るべきである。ただし、住民投票の濫用はやはり避けなければいけない。(井口秀作参考人)
- ・議会における審議が基本であると思うが、内容によっては住民投票が適する分野はある。ただし、住民投票の結果をどのような形で使うのかを住民に明示することが大事である。(増田寛也参考人)
- ・住民投票は、国民主権の活性化のために可能な限り行われるべきである。 (鴨野幸雄意見陳述者)
- ・地方自治権及び住民自治の強化の観点から、従来の代議制民主主義を大転換して直接民主主義的に理解し直すことで、住民投票を積極的に再評価す

べきであり、そのための憲法規定が望まれる。代表者又は為政者は、重要な場面における政治判断に際しては、現実に表明された国民の声に耳を傾けるべきであり、国民主権、住民主権が理念として直接民主主義的本質を持つことから、実際に住民投票を行った際に生じる諸問題を理由としてその実現を回避してはならない。(大隈義和参考人)

- ・住民投票が求められる背景には、議会や行政といった正規のルートでは住民の要求がなかなか反映されないという不満があると考えられる。その意味では、民意が反映される住民投票は、民主主義の観点からも望ましいが、この制度は、住民全員の意思であるという点で大変重い決定であり、一旦決定されたことを覆すのは難しく、軽々に利用することは危険である。正規のルートである地方議会や地方行政機関への住民参加の仕組みを充実させていくことが先決ではないか。(森田朗参考人)
- ・住民投票を行うに当たっては、 法的拘束力をどのようなものとするか、 どのような場合に住民投票を行うのか、 住民の請求と議会の議決又は 首長の決定との関係はどうなるのか、 住民投票を行うタイミングをどう するか、 投票の成立要件として最低投票率を考えるべきか、 地域の要 素を中心とする有権者の範囲はどうするかなど詰めなければならない問題 が多岐にわたっている。(大隈義和参考人)

第7 地方自治特別法

地方自治特別法の制定について住民の投票を要する旨を定める 95 条について、 次のような意見が述べられた。

- a 国の制度よりも地方自治の方が直接民主制的な要素が強いのであって、95 条の制度は直接民主制の発現形態である。
- b 憲法に明記され、戦後史の中で具体化されてきた 95 条に基づく特別法とその賛否を問う住民投票の制度が、事実上沖縄県にしか適用されない駐留軍用地特別措置法の改正のように、適用されるべき事例でありながら用いられてこなかったという点に近年の特徴がある。
- c 住民の意思を尊重することは重要であるが、国家レベルの安全保障等については、一定の制約がある。

第8 その他

その他、地方自治について、次のような意見が述べられた。

a 地方分権、地方主権という時代にこそ、憲法の枠内で、一国多制度を考え

ていくことが政治の責任である。

- b 地方自治の中に、NPO、中間法人、コミュニティ等を位置付けていく必要がある。
- c コミュニティこそ究極の自治の原点であり、我が国の伝統・文化の承継、 国民の生産活動・社会活動の場であることから、コミュニティの復活を重視 すべきである。

第10款 憲法改正

憲法改正(9章)に関しては、憲法改正手続及び憲法改正の限界について議論 が行われた。

第1 憲法改正手続

憲法改正手続に関しては、96条の憲法改正手続に関する総論的な事項、憲法改正案の発案権の所在、改正手続の要件を緩和することの是非等について議論が行われた。

1 96条の憲法改正手続に関する総論的な発言

96 条の憲法改正手続に関する総論的なものとして、次のような意見が述べられた。

- a 96 条の規定は、 国法秩序の根幹をなす憲法の改正には慎重であるべきであるという憲法の安定性に関わるもの、 憲法制定権力である国民主権原理そのものに根差したもの、そして、 世代の拘束に関わりつつ、それに対応する側面を持つものとして捉えることが大事である。
- b 96条2項の「この憲法と一体を成すものとして」という表現は、現行憲法の規定を維持しつつ、それに一体を成す条項を加えていくという「加憲」を想定したものである。
- c 憲法改正は国の基本に関わる重要問題であることから、国民投票を実施 してみないと結果が分からないというような「ぎりぎり」の国民投票は避 けた方がよく、できるだけ国民の間に共通認識を醸成し、その民意を確認 する手続として国民投票が行われるという過程になるように、国会議員は 努力する責任がある。
- d 96条の規定する「憲法改正」とは、文字どおり憲法「改正」を認める趣旨であって、「改悪」を容認するものではない。「改正」とは、歴史の発展の方向に向かって「改める」ということであり、歴史の歯車を逆行させる方向で改変することを「改正」とは呼ばない。
- e 国会は、前文冒頭において「正当に選挙された代表者」と掲げられていることから、国民からの信頼がなければならない。したがって、96条の改正手続に関していえば、国会の発議に対して国民投票で賛否を言う国民の側からすると、改正発議を行う国会自身に国民の信頼がない場合には、この国民投票の条件を満たしているとはいえない。

2 憲法改正案の発案権の所在

憲法改正案(原案)の発案権の所在については、 国会は国権の最高機関である、あるいは、 72条の内閣総理大臣が提出する「議案」に憲法改正案が含まれると解するのは妥当ではない等の理由により、国会議員のみが発案できるとする意見が述べられたが、国会議員も内閣も発案できるとする意見もあった。

また、上記の意見のほかに、次のような意見も述べられた。

- a 国民主権原理を発展させていくという観点から、国民の発案を認めるべきである。
- b 道州制の導入を前提として、国会、国民及び道州議会の 3 通りの発案を 認めるべきである。

3 改正手続の要件の緩和

日本国憲法の改正手続の要件を緩和すべきか否かについては、双方の立場から多くの意見が述べられた。

ア 改正手続の要件を緩和すべきであるとする意見

改正手続の要件を緩和すべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 憲法は時代に応じた改正が必要とされ、いつまでも解釈論で済ませる べき問題ではない。要件を緩和し、時宜に適った憲法を作るべきである。
- b 要件を緩和することにより、憲法の中身を吟味する機会を増加させ、 国民的な議論に付し、国民の声を反映した憲法にしていくことが、憲法 そのものの価値を高めることになる。また、それこそが憲法制定権者で ある国民に対する責任である。
- c 改正発議の可能性がほとんどない前提のもとで憲法論議を繰り返して も、憲法改正についての国民世論は喚起されない。
- d 憲法裁判所制度の導入あるいは違憲審査権の強化等により、違憲判決が多数出されるようになっても、憲法改正が不可能に近い現行の改正手続のままでは意味がない。
- e 人間の作ったルールは常に時代のチェックを受けるべきであるから、 憲法も硬性であるよりも軟性である方が望ましい。
- f 参議院の権限等について改正しようとする場合、参議院の3分の2の 賛成を要する現行の手続では何もできない。

さらに、要件緩和の具体案に言及する意見も出された。その主なものは、 次のとおりである。

a 発案権の主体を国会及び内閣と明記する、 両院の総議員の3分の2

以上の賛成で可決した場合には国民投票を要しない、 ただし、国民の 権利及び義務に係る改正については国民投票を必要とする、 国民投票 の過半数とは有効投票総数の過半数であることを明らかにする。

- b 発議要件は、各議院の過半数の賛成とする。
- c 発議要件は、衆議院の過半数の賛成とする。
- d 発議要件は、両院のうち一院において3分の2以上の賛成、他方の院 において過半数の賛成とする。
- e 発議要件は、両院のうち一院において5分の3以上の賛成とする。
- f 発議要件は、各議院 3 分の 2 以上の出席で、出席議員の過半数の賛成 とする。

イ 改正手続の要件を緩和すべきでないとする意見

改正手続の要件を緩和すべきでないとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 憲法改正手続は、主権者である国民の立場から考えるべき問題であり、 手続のハードルが高いかどうかの問題ではない。
- b 憲法改正は国の基本に関わる重要問題であるがゆえに、国会の合意形成に誠意を尽くし、その過程を国民に示して、できる限りのコンセンサスを得た上で、国民主権原理に基づく国民投票で民意を確認するという慎重な手続をとることが大事である。そして、それを担保するのが硬性度の高い改正手続であることからすると、改正要件の緩和は憲法本来の趣旨に反する。
- c 日本国憲法より硬性度が高いとされる米国憲法が何度も改正されていることからすると、現行憲法の改正要件のハードルが高いとは一概には言えない。
- d 公権力行使のルールを定めたものである憲法の改正を考えるに当たっては、たとえ政権交代があった場合でもぶれることのない、一貫した共通のルールを作っていくという視点が大事である。そのためには、国会内における幅広い合意形成を得ることが重要であり、その意味で、3分の2の発議要件には合理性がある。
- e 3分の2のハードルが高いと言うが、選挙の投票率が60%程度、つまり60%の信任でその3分の2が40%であることを考えれば、このハードルが本当に高いと言えるのか疑問である。
- f 国民の意識や国際情勢などが多様化するなかで憲法を変えようというというといいでは、「間主観的」な意思統合を図るべきであり、両院議員の3分の2以上の賛成を要するとする部分は残すべきである。
- g 憲法改正の国民投票は国民主権原理を体現化したものであり、国民投

票の規定を削除することは、現行憲法の原則を踏みにじるものであり、 許されない。

- h 現行憲法が硬式憲法として改正手続を困難にしているのは、改憲に対して慎重を期しているということである。よって、その改正手続を緩和するような改憲は、憲法の最高法規性を無視するばかりでなく、近代立憲主義の歴史的経過、近代憲法の存在を踏みにじるものであり、憲法の最高法規性を定める 98 条 1 項、公務員の憲法尊重擁護義務を定める 99 条にも違反するものであり、法理上許されない。
- i 国会の発議要件を緩和すれば、政権交代の度に憲法改正の国民投票が 行われ、国民投票で否決されるケースも出てくるかもしれない。そうな れば、政治ひいては代議制に対する信頼まで損なうことになりかねない。

なお、この問題に対しては、憲法改正の実質的な試みが一度もなされたことがないにもかかわらず、現行憲法の改正要件が硬性かどうかの議論が行われるのはおかしいとする意見が述べられた。

(参考人等の発言)

< 96 条の憲法改正手続に関する総論的な発言 >

- ・憲法改正に国民投票を介在させているのは、憲法改正は憲法制定権力、すなわち主権を有する国民のみに許されるものであって、憲法によって作られた単なる立法権を保持するだけにすぎない通常の議会には、最終的な決定権はないという思想を具体化したものである。(高見勝利参考人)
- ・憲法が硬性であることの理由の一つには、個人の基本権は 99%の人が賛成する法律によっても制約できないという自然権思想がある。ただし、自然権思想自体があらゆる社会に妥当するか否かという問題はある。もう一つ別の次元として、反対者の意見を抑圧せずに少数者の意見を常に尊重する社会は、独走しない、自滅しない社会であるということがある。多数派と少数派とが常に対話する場を作っていくという社会が安定した社会を作っていくと思われる。そういう点で、単純多数決で決められるものに限界を画してある種の制約を設け、少数者を保護するというところに硬性憲法というものの意義があるのではないか。(長尾龍一参考人)
- ・国民に憲法改正の判断を委ねた場合、改正に際して、その時期だけに応じた意見や氾濫した報道、部分的に知り得る情報等により判断してしまうことになり、本当に正しい改正の是非を問うことは難しいのではないか。よって、憲法についてどれほどの割合の有権者が自分自身で判断でき得る知識と考えを持ち合わせているかという調査を、反復的・継続的に実施しつつ、その理解度のレベルを上げていく施策を講じていくことは国としての義務

であり、また、それらを理解していくことが国民にとっての義務である。(平 塚章文公述人)

< 憲法改正案の発案権の所在 >

- ・内閣に憲法改正の発案権があるということの理屈は、 内閣も当然に憲法 の運用に携わっているのであるから発案ができるであろうということ、 しかも、その場合に仮に内閣の発案権を認めないとしても、内閣の構成員 は国会議員が多数を占めていることを考えれば、国会内部において議員を 通じて発案できるではないかということから導き出されており、半分及び 腰の議論である。(高見勝利参考人)
- ・憲法は、改正案の発議については規定しているが、その前段階である発案 については何も規定していない。したがって、国会議員が発案権を有する ことは当然のこととして、内閣や国民による発案についても、法的な整備 がなされれば成り立つと考えられる。(高見勝利参考人、長尾龍一参考人)

< 改正手続の要件の緩和 >

- ・国会が憲法改正を発議することが難しくない状況を仮定した場合、各政党が、国民生活に影響を及ぼす改正問題について具体的に取り組もうとすれば、実現可能性が高いだけに、政治的なリスクや覚悟が求められることになる。つまり、改正発議の現実的可能性が高まれば高まるほど、各政党は慎重に、緊張感を持ってこれに対応せざるを得ない。逆に言えば、改正発議の現実的可能性がほとんどないところで憲法論議を繰り返すことは、マイナスの効果を生まないとも限らず、政治自体の「よどみ」が長続きする原因にもなりかねない。したがって、政治と憲法との間に良い意味での緊張感を回復させるには、改正発議の要件を緩和することが考えられる。(佐々木毅参考人)
- ・現行憲法も大日本帝国憲法の規定に従い改正されたが、当然、現行憲法も 96条の改正手続規定を有しており、その96条に従って96条を部分改正す ることは、法律家の目から見るとどうか分からないが、常識人の目から見 れば至極当然のことではないか。(山崎正和公述人)
- ・日本国憲法は、前文にあるように、憲法制定権力を持った国民が作ったものである。その国民は、96条の憲法改正の際における国民投票という形で憲法典の中に入り込んでいる。つまり、これは、国民が作った憲法を国民が自ら必要に応じて変えていくということの宣言である。したがって、96条の規定を改正することは、基本的には難しい。(高見勝利参考人)
- ・日本国憲法の硬性度は、比較憲法的に見て高いレベルにあるが、格段に高いとまでは言えない。ただ、硬性度の高いスイスで年 2 回程度の改正が行

われているように、憲法改正の難易度や頻度を論ずるに当たっては、憲法の性格や各国の事情を総合的に判断すべきであり、改正手続の形式的なハードルの高低だけで論じることには問題がある。(高見勝利参考人)

- ・改正発議に国会議員の3分の2以上の賛成を要するというのは、かなり議論を行い、かなり国民を納得させなければあり得ない。つまり、その議論の過程が国民に知られ、本当に変える価値がある内容があるのであれば、おそらく国会議員の3分の2以上の賛成という条件は可能性を持ってくるであるうと考えられるので、この条件は大事なものである。(濱田武人意見陳述者)
- ・憲法改正の国民投票制度について、国民主権の具体化として国民投票があることに間違いはないが、国民投票をなくすことは国民主権の否定であって、そのような改正は許されないとは理解していない。ただ、憲法政策上の判断として、国民投票をなくす形の条項を作ることには必ずしも賛成できない。それは、なるべく憲法を動かさないというのが一つの日本的なあり方であるだけでなく、市民革命に倣うのであれば、国民自らが判断した改正だからこそ、その憲法改正が国民のものになると理解できるからである。(井口秀作参考人)

第2 憲法改正の限界

憲法改正の手続に従えばいかなる改正も可能であるのか否かという「憲法改正の限界・無限界」について議論が行われたが、双方の立場から、次のような意見が述べられた。

ア 憲法改正限界論の立場からの意見

- a 96 条の憲法改正手続について、憲法改正の国民投票をなくすような改正をすることは、国民主権原理の否定であり、憲法改正の限界を超えるものである。
- b 前文に謳う国民主権の原理、 9条1項の戦争の放棄及び 11条に 定める基本的人権の永久不可侵性については、憲法改正の限界を設けて いると読むことができる。

イ 憲法改正無限界論の立場からの意見

仮に 99%の人が賛成しても変えられない部分があるとする憲法改正限界論は、再検討する必要がある。先人の方が後人よりも絶対的な力を持っているというのはおかしい。

上記の意見のほか、硬性の憲法改正手続と憲法改正の限界との関係について、

憲法の根本規範は改正できないという憲法改正の限界について政治家や国民の理解が深まっていない状況下にあって、改正手続が硬性であることは、結果的にこの憲法改正の限界を守る役割を果たしているとする意見が述べられた。

(参考人等の発言)

- ・日本国憲法の基本原理の先見性・固有性として、 基本的人権の保障、 国民主権原理、 恒久平和主義、 権力分立の原理、 地方自治の保障及 び 国際協調主義の六つのテーマは、まさに人類多年にわたる努力の結晶 であり、これを発展させることは可能だが、後退させることは憲法改正を もってしても限界がある。(鴨野幸雄意見陳述者)
- ・憲法改正権とは、理論的には憲法を作った国民の基本的な意思表明がそこになされているということであって、自らの基本的な大原則を変えるということは、憲法そのものを変えてしまうことにつながることになる。その意味で、理論的に憲法改正には限界がある。(高見勝利参考人)
- ・憲法改正限界論というのは、 祖先による子孫に対する呪縛の最たるものであること、 大日本帝国憲法の改正権の限界を超える改正が大日本帝国憲法の改正手続に従ってなされ、しかもそれが無効であると言われないこと等を考えれば、大きな誤りの議論ではないか。(長尾龍一参考人)

第 11 款 最高法規

最高法規の章(10章)に関しては、総論的なものとして、憲法の最高法規性の意義・根拠について議論が行われた。また、各論的なものとしては、憲法の最高法規性と条約及び国際法規の誠実な遵守を定める 98 条に関して、主に、憲法と国際法との関係、特に国法体系における条約の位置付けについて議論が行われた。また、憲法尊重擁護義務を定める 99 条に関して、国民に憲法尊重擁護義務を課することの是非、憲法尊重擁護義務と憲法改正論議との関係等について議論が行われた。

第1 憲法の最高法規性

憲法の最高法規性の意義・根拠について、次のような意見が述べられた。

- a 国家の存在を基礎付ける基本法として、すべての国内法の中で最高法規と して存在するという憲法の性格を具体的に保障するものが、最高法規の規定 である。
- b 憲法の最高法規性を定める 98 条 1 項は、 権力分立制の 41 条 (立法)・65 条 (行政)・76 条 1 項 (司法) 違憲審査制を定める 81 条、 硬性憲法としての改正手続を定める 96 条 1 項、 法の支配の原理を表わす 97 条、 公務員の憲法尊重擁護義務を定める 99 条等と並び、憲法規範の実効性を担保する憲法保障制度として規定されたものである。
- c 憲法は、「最高法規」の章に人権の永久不可侵性を謳う 97 条を置いており、 憲法の最高法規性は、人権保障という点に実質的な根拠を有している。

第2 憲法と国際法

憲法と国際法に関しては、主に、憲法と条約の効力関係及び法律と条約の効力関係について意見が述べられたほか、それに関連して、国内法秩序における条約の位置付けについて議論が行われた。このほか、政府に対する国際機関からの勧告の取扱いに関する議論等も行われた。

1 憲法と条約の効力関係

憲法と条約の効力関係については、「憲法優位説」あるいは政府見解である「条件付き憲法優位説」など、憲法が条約に優位するとする意見が述べられた。この意見の中には、日米安全保障条約と憲法との関係という観点から、憲法の下に国際協調主義があり、更にその下位概念として日米安全保障条約が存在するということを導き出す論拠として憲法優位説を明確にすべきであ

るとするものがあった。

これに対して、国内法と国際法とは法源が異なるため、両者の関係で上位・ 下位の問題は生じないとする意見もあった。

2 法律と条約の効力関係

法律と条約の効力関係については、条約が法律に優位するとする意見が述べられた。その中には、政府が条約の批准・未批准を恣意的に利用しないことを、条約が法律に優位するための前提条件として挙げるものがあった。

3 国内法秩序における条約の位置付けの明記

1の憲法と条約の効力関係の議論に関連して、国内法秩序における条約の位置付けを憲法上明確にすべきであるとする意見が述べられたが、81条の違憲審査の対象には条約を締結した国務行為が含まれると解釈し、既に憲法上、憲法が条約に優位することは明らかになっているとする意見もあった。

なお、国内法秩序における条約の位置付けを憲法上明確にすべきであると する立場からは、その具体的な提案として、次のようなものが挙げられた。

- a 憲法に反する条約は結べない、ないしは、法律に反する条約を締結しようとするときは国内法を直ちに改正しなければならないと憲法に明記すべきである。
- b 1項では憲法の最高法規性を謳う一方で、2項では国際法規の誠実な遵守を定めるという98条の両論併記的な構成が解釈の混乱を招く原因となっているため、98条そのものを改正すべきである。

4 国際機関からの勧告の取扱い

ILO や国連人権委員会等の国際機関から我が国に対して出された勧告をどのように取り扱うべきかという点については、条約の誠実遵守を定める 98 条等から、十分尊重していくべきであるとする意見と、各国がその主権に基づき主体的に決めていくべき問題であり、勧告はその考慮要素の一部として取り扱うべきものであるとする意見とが述べられた。

5 その他

その他、憲法と国際法については、次のような意見も述べられた。

- a 条約及び国際法規の誠実な遵守を定める 98 条 2 項は、徹底した平和主義の立場を採る「9 条」及び国際協調の立場を明らかにした「前文」の規定を具体的に表現したものである。
- b 憲法を改正する場合には、できるだけ国際的に認められた人権関係の条約を取り込む努力が必要である。
- c 国際人権条約の批准については努力する必要があるが、宗教観・歴史観

等の文明史観は各国で異なるものであり、人権に対する考え方も同様であることから、批准・未批准の判断は各国が主体的に行うべきである。

d 条約は国内法の規定にまで影響を及ぼすものであるにもかかわらず、 すべての条約が国会の承認の対象とされているわけではない、また、 国 会は条約の留保の決定に一切関与できないという国会における条約審議の 現状には問題がある。

(参考人等の発言)

- < 憲法と条約の効力関係 >
- ・条約についても違憲審査の対象になるということは、当然、法的優位関係において、憲法が条約に優位するということである。(畑尻剛参考人)
- ・国内法秩序においては憲法が最高法規であり、条約が国内法に適用される 限りにおいて、条約は憲法に違反することはできない。(松井茂記参考人)
- ・国連憲章のような高い権威の条約と憲法とどちらが優位するかについては、 一概に判断できない。国際的に確立された規範は、憲法に条約遵守義務が 規定されているとおり重視すべきである。(北岡伸一参考人)
- ・我が国が締結した条約は、98 条に基づき誠実に遵守しなければならず、また、未締結の条約であっても、国際慣習法については我が国を拘束することを考えれば、憲法と条約のどちらが優位かという問題はさほど重要ではない。(安念潤司参考人)

<法律と条約の効力関係>

・法律に対する条約の優位は、日本国憲法の基本的な態度としての国際主義を基調として、他の憲法上の諸原理との調和を求めた結果と解するのが整合的ではある。しかし、訴訟法上では、最高裁判所への上告が憲法違反を理由とするものに限られているために、結果として、最高裁判所は法律の条約適合性審査に関与しないとされていることからも明らかなように、自明のものとして捉えられるほど、条約優位が一般的であるとまでは言えない。(齊藤正彰参考人)

<国際機関からの勧告の取扱い>

・ILO の勧告や報告は、我が国も加入している国際機関の国際基準であるので、憲法上もできるだけ尊重すべきである。(菅野和夫参考人)

< その他 >

・国際人権条約の国内的な実施を図る手段としては、裁判所による違憲審査 の際に、国際人権条約を憲法解釈の基準として用いることにより、国際人 権条約に間接的な憲法的地位を与えることが考えられる。(齊藤正彰参考 人)

- ・近年は、条約の形式を問わず国際合意が国内法を拘束するケースもあるため、国会はより広範に政府の対外活動の行使の状況を監視し、必要な統制を行うことが重要である。(齊藤正彰参考人)
- ・条約の国会承認手続の際に、国会が留保を付すことは認められないとする 政府見解は、必ずしも正しくない。確かに、二国間条約の場合には一定の 合理的理由はあるが、多国間条約の場合は、留保を付したところで条約本 文自体が変更されることにはならないことから、留保・未留保の決定権は 国会の権限内のものとして考えられる。(齊藤正彰参考人)

第3 憲法尊重擁護義務

憲法尊重擁護義務に関しては、当該義務違反に該当する内閣総理大臣の行為 について議論が行われた。また、国民の憲法尊重擁護義務を明記することの是 非及び憲法尊重擁護義務と憲法改正論議との関係についても議論が行われた。

1 憲法尊重擁護義務に反する内閣総理大臣の行為

内閣総理大臣の次の行為に関して、憲法尊重擁護義務違反であるか否かに ついて議論が行われた。

- a 靖国神社参拝を継続すること
- b 国連安保理決議がなされずに行われた米英軍らのイラク攻撃に対する支持表明

なお、bの行為を憲法尊重擁護義務違反とする意見は、国連安保理決議なくして行われる武力の行使は国連憲章違反であり、そのような武力の行使に支持を表明することは、98 条 2 項の条約遵守義務に反し、ひいては 99 条違反であるとするものである。

2 国民も憲法尊重擁護義務を負うことを明記すべきか否か

99条が定める天皇、公務員等の憲法尊重擁護義務に関して、これを拡大し、国民の憲法尊重擁護義務についても明記すべきか否かについて若干の議論があり、明記すべきであるとする意見と、明記すべきでないとする意見とが述べられた。

ア 国民の憲法尊重擁護義務を明記すべきであるとする意見

憲法には国民のあるべき姿を明記すべきであるとの観点から、国民の権利とともに義務についても明確に定めるべきであるとし、また、有事・緊急事態への対処の観点から、憲法体制を守る義務を国民に課すことが国防

の義務を芽生えさせることにつながるとして、国民の憲法尊重擁護義務を 明記すべきであるとする意見が述べられた。

イ 国民の憲法尊重擁護義務を明記すべきでないとする意見

憲法が国家権力による国民の権利の侵害を防ぐための規範であるという 法の支配、立憲主義の立場から、国民の憲法尊重擁護義務を明記すべきで ないとする意見が述べられた。

3 憲法尊重擁護義務と憲法改正論議との関係

憲法尊重擁護義務を課されている国会議員等の公務員が憲法改正について議論することは許されるのかという点について議論が行われた。 公務員や政治家が憲法を遵守することは当然ではあるが、そのことと憲法改正について検討することは別の問題であるとする意見や、 96条の憲法改正手続は国会議員が関与する形式になっていることから、99条の憲法尊重擁護義務を負う国会議員には憲法改正について議論する義務も存在する等の理由により許されるとする意見が述べられた。

これに対して、 改憲論者が改正理由として挙げる新しい人権の明記の必要性や地方自治に関する規定の充実といった問題は、現行憲法の規定を尊重し、生かしていくことにより実現できるとの立場から、内閣総理大臣をはじめ国政に携わる者は、憲法尊重擁護義務を負っているのであるから、何よりも憲法の実現に取り組むことが先決であって、憲法改正に言及すべきではないとする意見や、 当調査会の設置目的に照らせば、憲法改正を論ずるのではなく、99条の憲法尊重擁護義務の実施状況を調査することこそが命題であるとする意見もあった。

(参考人等の発言)

- ・国民も憲法に対して義務、責任を負うということを何らかの形で憲法に明 記することが、緊急事態において自らの命や財産を守るためには必要であ る。(小川和久参考人)
- ・99 条に規定される天皇や国会議員等の職名は、憲法制定時に、将来憲法改正を主張する可能性の高い人として挙げられたものと考える。(山内徳信意見陳述者)
- ・憲法改正を主張する際に、まず現行憲法の示す理想と目的がどこまで実現 されたかを検証し国民に対し明らかにすることが、憲法尊重擁護義務を課 せられた者の義務である。(森信幸公述人)

第12款 直接民主制

直接民主制に関しては、日本国憲法における直接民主制、直接民主制と代表 民主制との関係、国民投票制度の導入の是非、国民投票の法的効果、国民投票 の発議権の所在、国民投票の対象、国民投票制度の導入に関わる問題点とその 対応策等について議論が行われた。

第1 直接民主制の意義

1 日本国憲法における直接民主制

日本国憲法が直接民主制と代表民主制とをどのように位置付けているかについては、代表民主制を基本としつつ、直接民主制を限定的に取り入れているとする意見が述べられた。

2 直接民主制と代表民主制との関係

(1) 総論的事項

直接民主制と代表民主制との関係に関する一般的な議論としては、 代表民主制と直接民主制は、代表民主制がうまくいかないときに直接民主制によって国民の意思を政治に反映させるというトレードオフの関係にあるのではなく、相互補完的な関係にあるとする意見や、 日本国憲法の場合、代表民主制と直接民主制の両方が国民主権を実質化する方向で機能するように作られているとする意見等が述べられた。

(2) マニフェスト選挙(代表民主制)と国民投票制度(直接民主制)との関係

直接民主制と代表民主制との関係については、一般的な議論に止まらず、 更にマニフェスト選挙(代表民主制)と国民投票制度(直接民主制)の関係という視点から具体的な議論が行われた。両者の関係については、国民投票制度によってマニフェスト選挙を補完すべきであるとする意見と、国民投票制度をマニフェスト選挙を補完するものとして利用すべきではないとする意見とが述べられた。

ア 国民投票制度によってマニフェスト選挙を補完すべきであるとする意見

この立場は、各政党がそれぞれの理念に基づき、様々な政策をワン・パッケージで掲げて国民に政権選択を問いかけるマニフェスト選挙と、その選挙後に新たに生じた争点等について、国民投票によってその判断を仰ぐこととは両立し得るとするもので、次のような意見が述べられた。 マニフェストのなかでも、理念・哲学と結び付く本質的部分とそうでない部分があり、その外周部分については国民投票により変える余

地がある。

- b 総選挙時に争点とならなかった事柄について、国民投票によって、 諮問的に意見を問うことがあってもよい。
- c 日本の制度が間接民主主義を基本として成り立ち、目指すところが 二大政党制ということであれば、直接民主主義により補完していくと いう考え方を定着させなければならない。

イ 国民投票制度をマニフェスト選挙を補完するものとして利用すべきで はないとする意見

この立場は、個々の争点について国民投票による判断を仰ぐことは、 選挙によって選択されたワン・パッケージの政策との間に齟齬を来すこ とにもなりかねない等の理由から、マニフェスト選挙と国民投票とは両 立し得ないとするもので、次のような意見が述べられた。

- a 選挙において公約を掲げて各政党が戦い、それを国民が選択したことの重みは無視することはできず、その重みを国民投票で左右できるかは疑問である。
- b マニフェストとは政策哲学の体系であり、総選挙の場で一つのパッケージとして有権者に提示してその選択を求めるという趣旨からすると、マニフェストの個々の部分について、国民投票で信を問うことには賛成できない。
- c 憲法で国民投票制を導入することは、議会制民主主義のみならず、 両院の選挙等で国民の意思を集約することとも重複するので、制度と して整備すべきではない。

(参考人等の発言)

- <直接民主制と代表民主制との関係>
- ・我が国では地方自治体の住民投票について、議会制民主主義を採用している以上、住民投票はできないという批判があるが、議会制民主主義の基礎には民主主義があり、それと国民投票とは結び付くと理解すれば、少なくとも、議会制民主主義だからできないという批判はおかしい。(井口秀作参考人)

<マニフェスト選挙と国民投票制度との関係>

・現行憲法上、国民投票制は認められないと考えるが、仮に「国民内閣制」 の下で実施した場合には、基本的な政策は選挙によって決定されるので、 国民投票は、事実上、内閣総理大臣が自らの信任を国民に問うという意味 を有するものとなろう。他方、政府の政策とは直接関係のない独立した重 要問題に関する国民投票は、うまく機能する可能性もある。(高橋和之参考人)

第2 一般的な国民投票制度

日本国憲法が採用する直接民主制は、憲法改正に際しての国民投票(96条) 地方自治特別法の制定に際しての住民投票(95条) 最高裁判所裁判官の国 民審査制度(79条)の三つであるが、これら以外に一般的な国民投票制度を導 入すべきか否かについて議論が行われた。

1 国民投票制度の導入の是非

国民投票制度の導入の是非については、当該制度を導入すべきであるとする意見と導入することに慎重な意見が述べられた。

ア 国民投票制度を導入すべきであるとする意見

国民投票制度を導入すべきであるとする立場からは、次のような意見が 述べられた。

- a 価値観が多様化するなかで、様々なニーズや意見を反映させていくために、国民投票制度を導入すべきである。
- b 議会政治を補完するためにも、国民投票制度を導入すべきである。
- c 住民主権の延長線上に国民主権があり、その意味で、住民投票が既に 規定され、実効性を上げてきていることから、住民投票を精査した上で、 その延長線上に国民投票を国会の責任として位置付けていくべきである。

イ 国民投票制度を導入することに慎重な意見

国民投票制度を導入することに慎重な立場からは、次のような意見が述べられた。

- a 民主主義の本質は討論にあり、ほとんど審議することなく大勢の住民 に突然イエスかノーかの問いかけをし、結論を求めるやり方は民主主義 に反する。
- b 政策的な一貫性に欠け、また、政策を決定するために必要な情報を提供するシンクタンクを有しない有権者が、どれほど有意な提案や投票ができるのか、危惧を抱かざるを得ない。
- c 国民投票の範囲は、最高裁判所裁判官の国民審査制度や憲法改正の国 民投票に限定すべきである。
- d 今の国会そして議会制民主主義を健全に機能させていくことが重要である。

2 国民投票の法的効果

国民投票制度を導入した場合に、その結果にどのような法的効果を認めるべきかについて、次のような意見が述べられたが、これらの見解は、現行憲法の下で、法的効果の観点から、国民投票制度の導入の形を模索する意見とも言える。

- a 国民投票の結果に法的効果を与えるとすれば、憲法改正が必要であるが、 その点には消極的であり、国民投票制度を導入するのであれば、諮問的な ものに止めるべきである。
- b 諮問型の直接投票制度はあるかもしれないが、少なくとも法律の制定についての拘束型の国民投票制の導入は、国会は国の唯一の立法機関であるとする 41 条や、両院の議決によってのみ法律を制定するとする 59 条という明確な規定があることから、現行憲法の条文を変えずに解釈だけで導入することは難しい。

3 国民投票の発護権の所在

国民投票の発議権の所在について、次のような意見が述べられた。

- a 国民投票に付す内容については、国会が判断していくことが前提となる。
- b 国民投票制度を導入するのであれば、内閣は発議者になるべきではなく、 例えば、参議院のあり方を整理し、中身、質を考えた上で、発議権を参議 院に与えるのも一考である。
- c 国民主権の原理を発展させていく観点から、国民の請願、発案による憲 法改正の手続も検討してよいのではないか。

4 国民投票の対象

国民投票の対象については、国民投票の対象としてふさわしい事項を提示する意見と、国民投票の対象としてふさわしくない事項を提示する意見が述べられた。

ア 国民投票の対象としてふさわしい事項を提示する意見

国民投票の対象としてふさわしい事項の例示について、次のような意見が述べられた。

- a 女性の天皇を認めることの是非について、国民投票で意見を問うこと があってもよいのではないか。
- b 主権の移譲を伴う国際機構に参加する場合や、一つの地方公共団体に 限定されない特定地域の将来を左右する特別立法をする場合等に、国民 の意思を直接問うことのできる国民投票制度の拡充を図るべきである。

イ 国民投票の対象としてふさわしくない事項を提示する意見

国民投票の対象としてふさわしくない事項の例示について、次のような 意見が述べられた。

- a 外交、防衛上の問題のみならず、生命倫理の分野のように組織的な議論を必要とする問題については、必ずしも国民投票になじまない。
- b 条約、税制等の専門分野については、必ずしも国民投票の形で解決することはふさわしくない。
- c 国民にとって、短期的には不利益だが、中長期的な観点から必要な施 策、例えば新税の導入については、適切な判断がなされないのではない か。
- d 市町村合併のような重要なテーマについては、本来議会又は行政の側で 責任を持って説明責任を果たすべきであり、国民投票にはなじまない。

5 国民投票制度の導入に関わる問題点とその対応策

国民投票制度が導入された場合に生じるであろう問題点を指摘するものとして、次のような意見が述べられた。

- a 国民投票制度によって少数者の人権を侵害することは許されず、憲法裁判所等の機関が、国民投票による立法措置によって少数者の人権を侵害することのないよう、統制する仕組みが必要である。
- b 投票率の低下やイニシアティブ産業による意図的な世論形成など、国民 投票の問題点を克服することが必要である。
- c 仮に国民投票制度の法整備を行うとすれば、自由な議論を促すという観点から、文書図画の頒布を規制するような現行の選挙制度の枠組みで考えるべきではない。
- d 脳死の問題等のように、議員レベルでもなかなかどちらがいいのか判断できないものを、そのまま国民投票に付すのではなく、相当の議論、整理がなされ、国民が判断できる状況になって初めて国民投票の意味がある。

(参考人等の発言)

- <国民投票制度の導入の是非>
- ・直接民主制の導入自体は、憲法前文にいう「代表者を通じて行動し」という文言とも矛盾しない。もともと、現行憲法上も「代表者を通じて行動し」と前文で規定しつつ、96条で憲法改正のための国民投票を認めていることからも、それ以外に国民投票の場面を増やしても、必ずしも前文と矛盾しない。(井口秀作参考人)
- ・民主主義にとって、人を選ぶことも重要だが、それ以外に、我々のことは 我々で決めるという要素を取り入れることも重要ではないか。そのために

レファレンダムやイニシアティブ等の直接民主制的な制度を導入し、自己 決定の拡充を図る方向で、議論が進められてもよいのではないか。(大石眞 参考人)

- ・政策に関する判断を国民による直接民主制度に委ねることに否定的な見解 の背景には、愚民視があると考える。国民が目先の利益に捕らわれた場合 には国民の自業自得となるだけであり、国民の判断に委ね、その判断の結 果に自身で責任を負うことを、国民の学習という観点からも積み重ねた方 がよいと考える。(結城洋一郎意見陳述者)
- ・民意を反映する形で専門的な政策をコントロールするやり方として、国民 の直接的な意思表明としての国民投票制度、その前提としての情報公開が ある。しかし、国民の要望を的確に汲み上げて政策に結び付けていくのは、 国会議員の仕事とも言える。(森田朗参考人)

< 国民投票の法的効果 >

・一般的に法律に関する法的拘束力のある国民投票制度を導入することは、 41 条及び 59 条に違反するので、その導入に当たっては憲法改正が必要で ある。(井口秀作参考人)

< 国民投票の発議権の所在 >

・議会が議論を尽くし、最後の決定を国民に委ね、それに国会が従うという 形が国民投票の本来あるべき姿である。その意味で、少数派にこそ諮問的 な国民投票の発議権を与えるべきである。そうしないと、多数派が最初の うちに国民投票にかけ、逆に国会の議論を封じ込めることが考えられるか らである。(井口秀作参考人)

<国民投票の対象 >

- ・具体的に国民投票にふさわしいものを事前に想定することは非常に難しい。 おそらく、こういうものは国民投票にかけられるというものをだんだんと 積み上げていくしかない。(井口秀作参考人)
- ・諮問的国民投票に 9 条を改正すべきかどうかをかけたらどうか。そこでできた政治判断をおそらく国会は尊重せざるを得ないだろう。(井口秀作参考人)

< 国民投票制度の導入に関わる問題点とその対応策 >

- ・直接民主制の導入については、議論すること自体はよいが、むしろ直接民主制に耐え得る政党制や代表民主制を整備することの方が重要であり、それは現行憲法の理念を充実していくことに尽きる。(井口秀作参考人)
- ・国民投票により成立した法律に対する違憲審査の可否であるが、おそらく

日本の最高裁判所の統治行為の立場を考えると、違憲審査は行われない。 そうすると、かえって国民投票の導入により違憲審査が及ばないことにより、少数者が保護されない危険性が出てくる。イタリアでは、事前に憲法裁判所が審査することになっているが、日本の場合に可能かというと、付随的審査制をとっているので、そぐわない面がある。やはり国民投票であっても決められないことがあるという点と、それをどう守っていくのかという点を理解しておく必要がある。(井口秀作参考人)

第13款 非常事態

非常事態に関しては、明確な概念規定がなされているわけではないが、外部からの武力攻撃、テロリストによる大規模な攻撃、大規模な自然災害等特別な対処措置が必要な事態を指すものとして、議論が行われた。主な議論は、非常事態に関する事項を憲法に規定すべきかどうか、すなわち、平常時の憲法秩序の例外規定を憲法に置く必要があるかどうかというものであった。また、非常事態に関する事項を規定する場合に、どのような事項を規定すべきかについても議論が行われた。

第1 非常事態と憲法

現行憲法に非常事態に関する規定が存在しないことに対する評価について議論が行われ、憲法が当該規定を持たないことの意義を踏まえるべきであるとする意見と、憲法に規定が存在しないことの問題点を指摘する意見が述べられた。その上で、非常事態に関する事項を憲法に規定することの是非について議論が行われた。

1 憲法に規定することの是非

非常事態に関する事項を憲法に規定すべきであるとする意見が多く述べられたが、これを規定すべきではないとする意見もあった。

ア 憲法に規定すべきであるとする意見

非常事態に関する事項を憲法に規定すべきであるとする意見は、その論 拠として次のようなものを挙げている。

- a 大規模自然災害の場合を含め非常事態においては、内閣総理大臣に権限を集中し一元的に事態を処理し、人権を平常時よりも制約することが必要となる場合がある。そのような措置を発動し得る要件、手続及び効果は、憲法に規定すべきである。
- b 国民の生命・財産等を保護することは国家の最大の義務であり、非常 事態においてはすべてに優先してこの義務を履行すべきである。このこ とを踏まえると、非常事態への対処に関する重要事項は、憲法に規定す べきである。
- c 近時、テロや不審船等、近隣諸国等からの我が国の安全に対する脅威 が顕在化しており、これへの基本的対応を憲法に規定すべきである。
- d 地域紛争、地球環境の劣化、グローバリズムの進展等による相互影響 関係、テロリズムの蔓延等、現代社会は多様な危険を内包しているが、 それにもかかわらず非常事態への対処規定が設けられていないのは、憲

法の欠陥である。

- e 憲法に非常事態に関する規定を設けた上で、基本的人権の保護との間で法益の均衡を図る必要がある。ただし、人権保護に偏りすぎて国家を守ることができなかった場合には、原状回復もできない事態になることもある。
- f 憲法保障の観点から非常事態に関する規定を設けることが重要である。 すなわち、非常事態への対処に当たっては、為政者に超法規的措置の発 動を誘発することが多く、それを防止するためには非常事態に関する規 定が必要である。

イ 憲法に規定すべきではないとする意見

非常事態に関する事項を憲法に規定すべきではないとする立場から、現行憲法が非常事態への対処について明文規定を持たないことの意義、すなわち、非常事態を生じさせないよう努力すべきことが規範としてあるとする意見が述べられた。また、平和憲法がなかったことから起きた戦時の悲惨な体験にかんがみ、憲法を変えるべきではないとする意見や、非常事態法制を比較法的に検討するとしても、国ごとの憲法的・地政学的条件を念頭に置く必要があるとする意見が述べられた。

2 憲法に規定する場合の規定事項等

非常事態に関する事項を憲法に規定する場合の規定事項や考慮事項については、1のアのaに記載した基本的事項のほか、次のような意見が述べられた。

- a 非常事態に関する事項を憲法に規定するに当たっては、国の責務や国民 の権利の保護についての理念を明らかにすることが必要である。
- b 非常事態から平常時への復帰に関する条項を併せて規定する必要がある。
- c 非常時における権限集中は必要であるとしても、事後的なチェックや不 当な人権侵害の際の原状回復・損失補償等のあり方について検討する必要 がある。
- d 非常事態への対処措置の制度設計については、武力攻撃事態と、大規模 テロ・大災害等のそれ以外の事態とに分類して考えるべきである。
- e ドイツ基本法のような非常に詳細な規定を参考に、どの程度の規定ぶり が適当であるかについて、検討すべきである。
- f 非常事態に関する制度を過度に厳格なものとすると、措置を講ずる上で の裁量の幅が狭くなるが、そのことによってかえって国民の利益が損なわれないよう慎重な制度設計が必要である。
- g 基本的人権の中でも、特に 18条、19条、20条、21条、23条、31条以下の人身の自由などは、徹底して保障されなければならない。

(参考人等の発言)

- <憲法に規定することの是非>
- ・憲法に非常措置権が存在しないことは、有事法制が憲法上の明文の根拠を 持たないことを意味し、非常時に通常時とは異なる法制に服する根拠が不 明確であるという問題が存在し続けることになる。また、非常時において こそ、非常措置権が効果を発揮し、国民の生命・財産等が保護されること は言うまでもなく、非常措置権を憲法上規定すべきである。(小針司参考人)
- ・国家緊急権についての規定は憲法には存在しないが、基本的には法律で整備できる。(高見勝利参考人)
- <憲法に規定する場合の規定事項等>
- ・緊急事態に関し、いくつかの大原則は憲法に規定すべきである。その細則については、できる限り一つの法律にまとめて規定すべきである。(岩間陽子参考人)
- ・憲法において、緊急事態における措置を定める原則規定を置き、下位法の中で、非常事態を危機の状況に応じて分類し、各状況に応じて対応することが、人権制限あるいは国会の関与の点で望ましい。(松浦一夫参考人)
- ・有事といった自衛権の行使で対処できる事態と、災害といった自衛権の行 使では対処できない事態を区別して、非常事態に関する憲法上の規定を設 けるべきである。(森本敏参考人)

第2 その他

その他、非常事態について、次のような意見が述べられた。

- a テロや災害への対処のために米国の国土安全保障省のような一元的な組織の設置を検討してはどうか。また、そのような一元的組織の設置に当たっては、単なる調整機関としてではなく、内閣総理大臣等に指揮監督権を与え、責任が明確となる組織とすべきである。
- b 事態が起きる度に新しい法律を作るのではなく、大規模テロ等への対処に ついて明確に定義付けをして、根拠法を制定すべきである。
- c 住民の生命と福祉を守る場合は、最も住民に近い自治体が深く関与すべきである。
- d 災害の救助、救援については、自衛隊の活動よりも、消防能力の向上が重要である。例えば、自衛隊を縮小して災害対策用の別組織を作る方が、憲法の理念からは、効果的かつ現実的である。
- e 自然災害への対策は、生存権の観点から不十分であり、憲法の要請に沿って十分に対策を行うべきである。

(参考人等の発言)

- ・緊急事態においては、ある程度の私権の制限はやむを得ないが、そのことに対する国民的合意が必要である。また、私権の制限の濫用を防ぐために民主主義の機能を健全に保つことが重要である。(小川和久参考人)
- ・9 条は、我が国が戦争をしないということを定めるが、外部からの攻撃については憲法の関知するところではない。不測の事態に対して国民の生命等を守るのが国の役割であり、国民保護法制の整備は現行憲法の下で許される。(松浦一夫参考人)
- ・憲法上に非常措置権を規定し、非常時において、人権規定等が変容を受けるのであれば、人権と非常措置権とを法益衡量し、両者を調整する必要がある。(小針司参考人)

第4節 今後の憲法論議等

憲法調査会は、その設置に当たり、議院運営委員会理事会において「議案提出権がないこと」及び「調査期間は、概ね 5 年程度を目途とすること」等の申合せがなされ、このことを前提として調査が行われてきた。これらの点を踏まえ、本報告書が議長に提出された後、引き続き憲法問題を取り扱う国会の常設機関を設置すべきか否か、また、憲法改正手続法の整備の必要性の有無等について議論が行われた。

なお、下記**第1**の「憲法問題を取り扱う国会の常設機関について」及び同**第**2の「憲法改正手続法について」に関しては、調査会において多く述べられた意見を踏まえて幹事会等において協議した。その結果、現在の衆議院憲法調査会の基本的な枠組みを維持しつつ、これに憲法改正手続法(日本国憲法 96 条 1 項に定める国民投票等の手続に関する法律案)の起草及び審査権限を付与することが望ましいとする意見が多く述べられた。

第1 憲法問題を取り扱う国会の常設機関について

憲法問題を取り扱う国会の常設機関については、これを設置すべきか否かについて議論が行われ、設置すべきであるとする意見が多く述べられたが、設置すべきではないとする意見もあった。

ア 国会の常設機関を設置すべきであるとする意見

この立場は、憲法調査会による報告書の提出後も引き続き憲法論議を専門に行う場が必要であるとして、国会に憲法問題を取り扱う常設機関を設置すべきであるとするものである。なお、その機関にどのような権限等を付与すべきかについては、次のような意見が述べられた。

- a 憲法調査会の 5 年間の議論を踏まえ、更に調査を継続させていくとと もに、憲法改正手続法案(国民投票法案)の付託委員会としての役割を 担わせるべきである。
- b 憲法改正案、改正手続法案など憲法に係る法律案の付託委員会として の役割を担わせるべきである。
- c 国会として憲法の一次的な有権解釈を行う役割を担わせるべきである。
- d 上記 b、 c の役割を含め、憲法問題全般を取り扱う機関とすべきである。

なお、憲法改正を具体化するための委員会を国会に設けることは必要か もしれないが、常設の機関として設置する必要はないとする意見が述べら れた。

イ 国会の常設機関を設置すべきではないとする意見

この立場からは、憲法解釈等の憲法論議は、現在ある各常任委員会等に おいて各々の所管に関わり行うのが筋であり、したがって、憲法問題を専 門に取り扱う常設機関を設置する必要はないとする意見が述べられた。

(参考人等の発言)

- ・憲法改正に関する事柄は、審議会のような第三者に任せるべきことではなく、また、ある程度議論を煮詰めないと国民に対する提案は不可能であることから、常設・非常設は別として、国会に憲法を議する委員会のようなものを設置し、改正案など発議に関する事項を審議すべきである。(佐々木 毅参考人)
- ・通常の委員会は基本的に日々政府から出される法案の処理に追われており、 国会には、憲法を中長期的な視点から議論する場があまりに少ない。そう いう意味で、委員会という国政調査権を発動できる政治的なバックボーン の中で、憲法を議論する場ができることは良いことである。(篠原裕明公述 人)

第2 憲法改正手続法について

憲法改正手続法に関しては、その整備の是非及び制定に当たって考慮すべき 事項について議論が行われた。

1 憲法改正手続法を整備することの是非

憲法改正手続法の整備については、早急に整備すべきであるとする意見が 多く述べられたが、整備を急ぐ必要はないとする意見もあった。

ア 憲法改正手続法を早急に整備すべきであるとする意見

憲法改正手続法を早急に整備すべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 改正手続法は憲法自体が当然に予定している基本的な憲法附属法規であり、これが存在しないことは国会の「立法不作為」である。
- b 憲法調査会における議論では、憲法を改正すべきとする意見が主流と なってきており、具体的な改正手続法の整備が必要である。
- c 改正手続法を整備することによって、国民は自分たちが憲法論議に参加できると自覚でき、国民的議論へと広がっていく。
- d 我が国の民主主義と立憲主義をより一層強固なものとするためには、

時代に応じて必要とされる憲法改正案を主権者たる国民に発議するという国会議員の責務を果たす必要がある。改正手続法の整備は、そのために不可欠なものである。

e 憲法改正が現実化していないから法整備は行わなくても支障がないという理屈は、国民主権原理、あるいは、憲法制定権を有する国民に対する冒瀆である。

イ 憲法改正手続法の整備を急ぐ必要はないとする意見

憲法改正手続法の整備を急ぐ必要はないとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 憲法改正論議において大切なことは、議論を通じて、国のかたちのあり方について意見集約を図ることであり、意見が拡散したまま改正手続法を整備しても意味がない。逆に言うと、意見集約がなされれば、改正手続法はそのときになって検討しても、それほど不都合は生じない。
- b 憲法制定当時に予期されていなかった新しい権利については、改正手 続法を整備して、憲法改正により実現しようと考えるのではなく、まず は、現行憲法の理念に照らして立法等により実現できないかを考えるこ とが先決である。
- c 憲法改正問題をイデオロギー的な論争の争点にすべきでないとの観点 からすれば、憲法改正の国民投票法案についても、憲法改正論議がより 深まったなかで検討されなければ、むしろイデオロギー対立をあおるこ とになってしまう。
- d 憲法改正の国民投票は、国会が行う発議に対し、イエスかノーか選ぶだけである。その国会は、憲法の基本三原則を衰弱させることをしており、国民は国会への信頼をなくしている。今、国会が一番になすべきことは、改正手続法の整備ではなく、国民の信頼を取り戻すことである。
- e 改正手続法の未整備を「立法不作為」とするのはおかしい。「立法不作為」とは、国家賠償請求訴訟に関連して、ある法律ができていないために主権者である国民の権利が侵害されることに関わって生じる問題であることからすると、国民の憲法改正権はこれまで侵害を受けていないからである。

これに対して、国家賠償請求訴訟に関連付けて「立法不作為」に当たらないとするのは、憲法の予定する基本的な法制度の整備を裁判所における訴訟手続の枠内の議論に矮小化するものであるとする意見が述べられた。

f 憲法改正の具体的内容について主権者である国民の合意もなく、憲法

改正が求められてもいないなかで、改正手続法の整備は重要な課題ではない。まして、9条改定を中心とした改憲への道筋を付けるという政治的な問題設定の中での議論となれば、これは国民の意思に反したものになる。

2 憲法改正手続法の制定に当たり考慮すべき事項

憲法改正手続法の制定に当たり考慮すべき事項について、次のような意見が述べられた。

- a 改正手続法は、具体的な憲法改正の内容の是非と一緒に議論されることを避ける意味からも、憲法改正とは切り離して、普段の冷静な議論の中で制定すべきである。
- b 憲法改正の国民投票においては、多様な立場からの多様な声が国民的な 議論を作り上げていくことが重要であり、憲法改正の国民投票法を制定す る場合には、投票に係る政治活動の自由を相当広範に確保することが前提 でなければならない。
- c 憲法改正の国民投票を実施する場合には、憲法改正案に対する国民の理解を深めるために、憲法改正案の意義や趣旨、内容等について簡潔・平易な形でまとめたものを国民に提供する等の工夫をすべきである。
- d 憲法改正の国民投票と国政選挙は同時に行うべきではない。憲法を改正 する是非を問うことと政権に対する信任を問うこととは意味の異なるもの であり、これらを混在させてはならないからである。
- e 国民投票の結果の認定が迅速に行われるような制度にすべきである。
- f 国政選挙と国民投票の投票権者は、実質的な観点からその範囲を同じく すべきである。
- g 国民投票の投票権を義務教育課程修了者に与えてもよい。改正された憲法を享受するのは若い世代であり、また、仮に子どもの権利を明記しようとするならば、当事者である彼らが決定に関与すべきであるからである。
- h 国民投票においては、憲法改正案に対する賛否は個別の条項ごとに問う べきである。
- i 国民投票については、一定の投票率を超えることを有効要件に加えることを検討すべきである。

(参考人等の発言)

・改正手続法の未整備が直ちに「立法不作為」に当たるか否かは、議論のあるところである。「立法不作為」とは、国家賠償訴訟で用いられる用語であって、それに従えば、現に憲法改正案が国会に提示されているにもかかわらず、手続が存在しないために国民が憲法改正権を行使できないという状態

を指すことになろう。そのような観点からすれば、現状を「立法不作為」 に当たるとして法整備を進めるという議論はかなり難しいのではないか。 (高見勝利参考人)

- ・現行憲法の改正について、ある種テクニカルな部分については立法措置が必要かもしれないが、「立法不作為」などと言うほど、それがないと改正ができないというものでもない。仮にテクニカルな問題があったとしても、それが大きな問題を含まないのであれば、政令等で簡単な手続を定めればよい。よって、憲法改正の手続法の未整備が重要な問題であるか否かについては、判断しかねる。(長尾龍一参考人)
- ・国民の意思によって憲法が定まることが国民主権の大原則であり、重要なのは、国民がそれぞれ真摯に考え、為政者が国民の望みを明確に問うことである。憲法改正を提起する場合は、相互不可分とされる条項以外には、条項ごとに賛否を問うべきであり、改正案を抱合せ的に採決することは、この原則と目的に明らかに背反する。(結城洋一郎意見陳述者)
- ・憲法改正における国民投票の投票率の問題とは、すなわち、棄権をどう捉えるかという問題である。一つは、棄権者とは発言を放棄した者であるから、これを無視して、30%の投票率であったならば、その中ですべてを解釈するという「主体的な国民観」である。もう一つは、棄権とは積極的に支持しないという意思表示であるから、積極的な意思を表示した人間の数から判断するという「消極的国民観」である。日本国憲法がどちらの国民観に立つものであるかについては、簡単に言えることではない。(長尾龍一参考人)
- ・憲法改正の国民投票を含む国民投票制度のあり方について、投票率が非常に低い場合に2分の1の賛成でよいのかは大きな問題である。一定程度の投票率がないとその国民投票自体を有効にしないというイタリアのような例もあり、仮に2分の1の賛成が得られたとしても、一定程度の投票率がない限りはその国民投票は無効とする制度設計をすべきである。(井口秀作参考人)

第4編 資 料

第	4編 資	資料	•••••	••••••			•••••		·· 479
1	国会法(抄)、衆議		会規程					. 479
	·国会法(昭	四和22年	年法律第79号	[. 479
	·衆議院憲	法調査	会規程(平成	11年7月6日	日議決)(平月	成12年1月	20日施行)	. 479
	(参考)								
	·国会法改	正等に	関する小委員	長報告					
	(第145回	国会平	7成11年7月6	日·衆議院記	議院運営委	員会·中川	秀直小委	員長)	. 481
	・国会法の・	一部を	改正する法律	案及び衆議	饶憲法調 了	查会規程案	その趣旨弁 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	明	
	(第145回	国会平	7成11年7月6	日·衆議院和	本会議・中ノ	秀直議院	運営委員	長)	· 482
			動議の説明						
	(第145回	国会平	P成11年7月2	6日·参議院	:議院運営	委員会·上	野公成君)	•••••	· 484
2	幹事の会派	記割当7	て及び異動 …						. 485
_	+1 + 0 4 //	, 111							100
3	中山会長の	D就任护	挨拶等の発言	•				•••••	. 487
(1)	就任挨拶								. 487
	·第147回国	国会第1	1回憲法調査会	会(平成12年	₹1月20日)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••		. 487
	·第148回国	国会第1	1回憲法調査会	会(平成12年	₹7月5日)…		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••••	. 487
	·第158回国	国会第1	1回憲法調查会	会(平成15年	₹11月20日)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	. 488
(2)	中間報告	書案の	趣旨説明 …						. 489
	·第155回国	国会第2	2回憲法調查2	会(平成14年	F11月1日)		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	. 489
(3)	その他の	主な発	言						. 491
	·第147回国	国会第8	3回憲法調查。	会(平成12年	₹4月27日)				
	(「憲法記	念日を	迎えるに当た	って」の自由	由討議に際	しての発言	()		491
			10回憲法調査						
	(「戦後の	主な違	憲判決」につい	て最高裁判	所当局から	説明を聴取	するに当た	こっての発言	(a) 492
			10回憲法調査						
			えるに当たって			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	493
			1回憲法調查会			7%			40.4
			直会の進めた				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	. 494
			7回憲法調査3	•		•			405
			査最終日の発			•••••	••••••	••••••	495
			3回憲法調査3 から意見を聴り			=)			. 496
			がら息兄を転り 7回憲法調査3			-)			490
			/ 四憲/云嗣旦 2 えるに当たって	,	•				. 497

·第153回国会第5回憲法調査会(平成13年12月6日) (平成13年の調査最終日の発言)····································	497
·第154回国会第3回憲法調査会(平成14年4月25日) (「特に我が国の安全保障について」の自由討議に際しての発言)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	499
·第154回国会第5回憲法調査会(平成14年7月25日)	499
(会期終了を迎えるに当たっての発言)	500
·第155回国会第4回憲法調査会(平成14年12月12日)	
(平成14年の調査最終日の発言)	501
·第156回国会第1回憲法調査会(平成15年1月30日)	
(「現在の国際情勢と国際協力(特にイラク問題、北朝鮮問題をめぐる憲法的諸問題)」 の自由討議に際しての発言) ····································	502
·第156回国会第6回憲法調査会(平成15年4月17日)	503
(憲法記念日を迎えるに当たっての挨拶)	505
·第156回国会第9回憲法調査会(平成15年7月24日)	
(会期終了を迎えるに当たっての発言)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	508
·第157回国会第1回憲法調査会(平成15年10月2日)	
(会期終了を迎えるに当たっての発言)	510
·第159回国会第1回憲法調査会(平成16年1月22日)	
(会期冒頭の挨拶)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	512
·第159回国会第8回憲法調査会(平成16年6月10日) (会期終了を迎えるに当たっての発言)	513
·第160回国会第1回憲法調査会(平成16年8月5日)	313
(自由民主党、民主党及び公明党の憲法調査会の論点整理あるいは憲法提言に関す	
る発言聴取に当たっての発言)······	516
第161回国会第2回憲法調査会(平成16年10月21日)	
(「議会オンブズマンその他の行政に対するチェックの仕組み」の自由討議に際しての	F 1 77
発言)····································	517
・第101回国云第4回憲法調直云(平成10年12月2日) (平成16年の調査最終日の発言)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	519
·第162回国会第4回憲法調査会(平成17年2月24日)	010
(「全体を通しての締め括り」の自由討議を終えての発言)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	521
各小委員長の調査の経過及び概要の報告	
1) 第154回国会及び第155回国会	
ア 基本的人権の保障に関する調査小委員長報告	
·第154回国会第5回憲法調査会(平成14年7月25日·島聡小委員長)····································	
・第155回国会第4回憲法調査会(平成14年12月12日・大出彰小委員長)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
イ 政治の基本機構のあり方に関する調査小委員長報告 ····································	
·第155回国会第5回惠法調查会(平成14年12月12日·保岡興治小委員長)················	

ウ	国際社会における日本のあり方に関する調査小委員長報告	532
	·第154回国会第5回憲法調査会(平成14年7月25日·中川昭一小委員長)······	532
	·第155回国会第4回憲法調査会(平成14年12月12日·中川昭一小委員長)······	533
I	地方自治に関する調査小委員長報告	534
	·第154回国会第5回憲法調査会(平成14年7月25日·保岡興治小委員長)······	534
	·第155回国会第4回憲法調査会(平成14年12月12日·西田司小委員長)······	537
(2)	第156回国会及び第159回国会	538
ア	最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員長報告	538
	·第156回国会第2回憲法調査会(平成15年2月27日·保岡興治小委員長)······	538
	·第156回国会第5回憲法調査会(平成15年3月27日·保岡興治小委員長)······	539
	·第156回国会第6回憲法調査会(平成15年4月17日·保岡興治小委員長)······	540
	·第156回国会第7回憲法調査会(平成15年5月29日·保岡興治小委員長)······	541
	·第156回国会第9回憲法調査会(平成15年7月24日·保岡興治小委員長)······	542
	·第159回国会第2回憲法調査会(平成16年2月26日·保岡興治小委員長)······	544
	·第159回国会第3回憲法調査会(平成16年3月18日·保岡興治小委員長)······	544
	·第159回国会第5回憲法調査会(平成16年4月8日·保岡興治小委員長)······	546
	·第159回国会第7回憲法調査会(平成16年6月3日·保岡興治小委員長)······	547
イ	安全保障及び国際協力等に関する調査小委員長報告	548
	·第156回国会第2回憲法調査会(平成15年2月27日·中川昭一小委員長)······	548
	·第156回国会第5回憲法調査会(平成15年3月27日·中川昭一小委員長)······	549
	·第156回国会第6回憲法調査会(平成15年4月17日·中川昭一小委員長)······	550
	·第156回国会第7回憲法調査会(平成15年5月29日·中川昭一小委員長)······	552
	·第156回国会第9回憲法調査会(平成15年7月24日·中川昭一小委員長)······	553
	·第159回国会第2回憲法調査会(平成16年2月26日·近藤基彦小委員長)······	554
	·第159回国会第3回憲法調査会(平成16年3月18日·近藤基彦小委員長)······	556
,	·第159回国会第5回憲法調査会(平成16年4月8日·近藤基彦小委員長)······	557
,	·第159回国会第7回憲法調査会(平成16年6月3日·近藤基彦小委員長)······	559
ウ	基本的人権の保障に関する調査小委員長報告	560
	·第156回国会第2回憲法調査会(平成15年2月27日·大出彰小委員長)······	560
	·第156回国会第5回憲法調査会(平成15年3月27日·大出彰小委員長)······	561
	·第156回国会第7回憲法調査会(平成15年5月29日·大出彰小委員長)······	563
	·第156回国会第8回憲法調査会(平成15年6月12日·大出彰小委員長)······	564
	·第156回国会第9回憲法調査会(平成15年7月24日·大出彰小委員長)······	565
	·第159回国会第2回憲法調査会(平成16年2月26日·山花郁夫小委員長)······	567
	·第159回国会第3回憲法調査会(平成16年3月18日·山花郁夫小委員長)······	568
	·第159回国会第5回憲法調査会(平成16年4月8日·山花郁夫小委員長)······	569
	·第159回国会第7回憲法調査会(平成16年6月3日·山花郁夫小委員長)······	571
	·第159回国会第7回憲法調査会(平成16年6月3日·山花郁夫小委員長)······	573

=	E 統治機構のあり方に関する調査小委員長報告 ····································	574
	·第156回国会第2回憲法調査会(平成15年2月27日·杉浦正健小委員長)······	574
	·第156回国会第5回憲法調査会(平成15年3月27日·杉浦正健小委員長)······	575
	·第156回国会第7回憲法調査会(平成15年5月29日·杉浦正健小委員長)······	577
	·第156回国会第8回憲法調査会(平成15年6月12日·杉浦正健小委員長)······	578
	·第156回国会第9回憲法調査会(平成15年7月24日·杉浦正健小委員長)······	579
	·第159回国会第2回憲法調査会(平成16年2月26日·木下厚小委員長)·····	581
	·第159回国会第3回憲法調査会(平成16年3月18日·木下厚小委員長)······	582
	·第159回国会第5回憲法調査会(平成16年4月8日·鈴木克昌小委員長)······	583
	·第159回国会第7回憲法調査会(平成16年6月3日·鈴木克昌小委員長)·····	584
	·第159回国会第7回憲法調査会(平成16年6月3日·鈴木克昌小委員長)······	585
5	公聴会データ	587
6	地方公聴会データ及び派遣報告	588
(1) 地方公聴会データ	588
(2)派遣報告 ·····	589
`	·仙台地方公聴会	
	(第151回国会第5回憲法調査会(平成13年4月26日)報告·鹿野道彦会長代理)	589
	·神戸地方公聴会	
	(第151回国会第7回憲法調査会(平成13年6月14日)報告・鹿野道彦会長代理)	590
	·名古屋地方公聴会	
	(第153回国会第4回憲法調査会(平成13年11月29日)報告·鹿野道彦会長代理)·····	591
	·沖縄地方公聴会	
	(第154回国会第3回憲法調査会(平成14年4月25日)報告・中野寛成会長代理)	593
	·札幌地方公聴会	
	(第154回国会第5回憲法調査会(平成14年7月25日)報告・中野寛成会長代理)	594
	·福岡地方公聴会	
	(第155回国会第4回憲法調査会(平成14年12月12日)報告·仙谷由人会長代理)·····	595
	·金沢地方公聴会	
	(第156回国会第7回憲法調査会(平成15年5月29日)報告·仙谷由人会長代理)	597
	·高松地方公聴会	
	(第156回国会第8回憲法調査会(平成15年6月12日)報告・仙谷由人会長代理)	598
	・広島地方公聴会	
	(第159回国会第3回憲法調査会(平成16年3月18日)報告·仙谷由人会長代理)·······	600
7	海外調査議員団派遣報告	602
	·衆議院欧州各国憲法調査議員団派遣報告	
	(第150回国会第1回憲法調査会(平成12年9月28日)·中山太郎会長(団長))········	602

・衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団派遣報告	
(第153回国会第1回憲法調査会(平成13年10月11日)·中山太郎会長(団長))	605
・衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団派遣報告	
(第155回国会第3回憲法調査会(平成14年11月7日)·中山太郎会長(団長))········	611
・衆議院米国、カナダ及びメキシコ憲法調査議員団派遣報告	
(第157回国会第1回憲法調査会(平成15年10月2日)·中山太郎会長(団長))	615
・衆議院EU憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法調査議員団派遣報告	
(第161回国会第1回憲法調査会(平成16年10月14日)・中山太郎会長(団長))・・・・・・	622
8 憲法調査会・小委員会の開会一覧表	631
(1) 憲法調査会	631
(2) 小委員会	652
ア 第154回国会・第155回国会	652
a 基本的人権の保障に関する調査小委員会	652
b 政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会	653
c 国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会 ······	655
d 地方自治に関する調査小委員会	656
イ 第156回国会~第159回国会	658
a 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会	658
b 安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会	660
c 基本的人権の保障に関する調査小委員会 ·····	662
d 統治機構のあり方に関する調査小委員会	664
(3) 開会時間合計	666
9 「憲法のひろば」のデータ	007
	667
(1) 受付意見総数	667
(2) 年齢別内訳	667
(3) 媒体別·受付月別内訳 ····································	667
(4) 分野別内訳	668
(5) 立場別内訳	668
10 憲法調査会ホームページへのアクセス件数	670
11 配付資料一覧	672
(1)委員等提出資料(レジュメ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	672
ア 憲法調査会	672
イ 公聴会	673

ウ 小委員会(第154回国会及び第155回国会)	673
a 基本的人権の保障に関する調査小委員会	673
b 政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会	674
c 国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会	674
d 地方自治に関する調査小委員会	674
エ 小委員会(第156回国会及び第159回国会)	674
a 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会	674
b 安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会	675
c 基本的人権の保障に関する調査小委員会	675
d 統治機構のあり方に関する調査小委員会	676
オ 地方公聴会	676
(2) 海外調査報告書	677
(3) 国立国会図書館提出資料	677
(4) 最高裁判所事務総局提出資料	677
(5) 会計検査院提出資料	677
(6) 衆議院憲法調査会事務局作成資料	678
ア 衆議院憲法調査会議録集	678
イ 衆憲資(衆議院憲法調査会事務局作成資料)	679
ウ 参考人質疑用資料(畠山襄参考人)	683
工 委員室備付資料	683
オ 公聴会及び地方公聴会田パンフレット	683

第4編 資料

1 国会法(抄) 衆議院憲法調査会規程

国会法(昭和22年法律第79号)

第11章の2 憲法調査会

- 第102条の6 日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、各議院に憲法調査会を 設ける。
- 第102条の7 前条に定めるもののほか、憲法調査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

衆議院憲法調査会規程(平成11年7月6日議決)(平成12年1月20日施行) (設置の趣旨)

- 第1条 憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うものとする。 (報告書)
- **第2条** 憲法調査会は、前条の調査を終えたときは、調査の経過及び結果を記載した報告書を 作成し、会長からこれを議長に提出するものとする。
- 2 憲法調査会は、調査の経過を記載した中間報告書を作成し、会長からこれを議長に提出することができる。
- 3 議長は、第1項の報告書及び前項の中間報告書を印刷して、各議員に配付する。

(委員数)

第3条 憲法調査会は、50人の委員で組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。
- 2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。
- 3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の 各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第1項の規定にかかわらず、議院運営 委員会の議を経て委員を変更することができる。
- 4 衆議院規則第37条、第39条及び第40条の規定は、委員について準用する。

(会長)

- 第5条 憲法調査会の会長は、憲法調査会において委員が互選する。
- 2 衆議院規則第101条及び第102条の規定は、会長について準用する。
- 第6条 会長は、憲法調査会の議事を整理し、秩序を保持し、憲法調査会を代表する。 (幹事)
- 第7条 憲法調査会に数人の幹事を置き、委員がこれを互選する。
- 2 会長は、憲法調査会の運営に関し協議するため、幹事会を開くことができる。
- 3 衆議院規則第38条第2項の規定は、幹事について準用する。

(小委員会)

- 第8条 憲法調査会は、小委員会を設けることができる。
- 2 衆議院規則第90条の規定は、小委員会について準用する。

(開会)

- **第9条** 憲法調査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。
- 第10条 会長は、憲法調査会の開会の日時を定める。

(定足数)

第 11 条 憲法調査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(委員の発言)

第12条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

(委員でない議員の意見聴取)

第 13 条 憲法調査会は、調査中の案件に関して、委員でない議員に対し必要と認めたとき又は委員でない議員の発言の申出があったときは、その出席を求めて意見を聴くことができる。

(委員の派遣)

第 14 条 憲法調査会において、調査のため委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(国務大臣等の出席説明)

第 15 条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、議長を経由して、国務大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長の出席説明を求めることができる。

(報告又は記録の提出)

第 16 条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、議長を経由して、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めることができる。

(公聴会)

- 第17条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、公聴会を開くことができる。
- 2 衆議院規則第78条及び第79条の規定は、公聴会について準用する。

(参考人)

第 18 条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の秩序保持)

第 19 条 委員が憲法調査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の憲法調査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(休憩及び散会)

第20条 会長は、憲法調査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

(懲罰事犯の報告等)

- **第21条** 会長は、憲法調査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告 し処分を求める。
- 2 衆議院規則第235条の規定は、憲法調査会における懲罰事犯について準用する。

(会議の公開及び傍聴)

- **第22条** 憲法調査会の会議は、公開とする。ただし、憲法調査会の決議により非公開とする ことができる。
- 2 会長は、秩序保持のため、傍聴を制限し、又は傍聴人の退場を命ずることができる。

(会議録)

- 第23条 憲法調査会は、会議録を作成し、会長及び幹事がこれに署名し、議院に保存する。
- 2 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事その他重要な事項を記載しなければならない。
- 3 会議録は、これを印刷して各議員に配付する。ただし、第 19 条の規定により会長が取り消させた発言については、この限りでない。

(事務局)

- 第24条 憲法調査会の事務を処理させるため、憲法調査会に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長1人その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(細則)

第25条 この規程に定めるもののほか、議事その他運営等に関し必要な事項は、憲法調査会の議決によりこれを定める。

附 則

この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 118 号)の施行の日から施行する。

(参考)

国会法改正等に関する小委員長報告(第 145 回国会平成 11 年 7 月 6 日・衆議院議院運営委員会・中川秀直小委員長)

国会法の一部改正の件、衆議院憲法調査会規程制定の件についてでありますが、国会法改正 等に関する小委員会の小委員長であります私から御報告いたします。

まず、改正の経緯について御説明いたします。

去る3月2日、自由民主党、民主党、公明党、自由党、改革クラブの各幹事長から、衆議院に議案提出権を有しない憲法調査会を設置するよう、今国会中をめどに結論を出すべく協議願いたいとの要請がなされ、これを受け、議会制度に関する協議会におきましては、憲法調査会の設置に関しまして、3月24日以来2カ月にわたり5回の協議を重ねてまいりましたが、協議会として、完全な意見の一致を見るには至りませんでした。

座長からその旨議長に御報告申し上げましたところ、国会法改正等に関する小委員会において十分慎重に審議するよう改めて要請を受け、6月8日以来5回の小委員会を開会し、慎重か

つ熱心な協議を行い、本日、お手元に配付いたしてありますとおりの案を小委員会の案として 決定いたした次第であります。

次に、改正の内容について、順次御説明申し上げます。

まず、国会法の一部を改正する法律案についてでありますが、日本国憲法について広範かつ 総合的に調査を行うため、衆議院に憲法調査会を設けるものとしております。

その他、調査会に関する事項は、衆議院の議決によりこれを定めるものとするものであります。

なお、本改正案は、次の常会の召集の日から施行するものとしております。

次に、衆議院憲法調査会規程案についてでありますが、第一に、調査会は、調査を終えたときは、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成して、議長に提出するものとするほか、中間報告書を提出することができるものとしております。

第二に、調査会は、50人の委員で組織するものとし、各会派の所属議員数の比率により割り 当てることとしております。

第三に、調査会の会長は、委員の互選によるものとするほか、調査会に数人の幹事を置き、 調査会の運営に関し協議するため、幹事会を開くことができることとしております。

また、調査会は、小委員会を設けることができるものとしております。

第四に、調査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができるものとしております。

また、委員でない議員に対し必要と認めたときまたは委員でない議員の発言の申し出があったときは、その出席を求めて意見を聞くことができるものとするほか、定足数等についての規定を設けております。

第五に、調査会の会議は公開することとしておりますが、その決議により非公開とすることができるものとしております。

以上のほか、政府との関係、傍聴、会議録、事務局等について所要の規定を設けておりますが、それ以外の細則については、調査会の議決によりこれを定めることとしております。

なお、本規程案は、国会法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとしております。

以上、御報告を申し上げます。

なお、協議の経過を踏まえ、本日、理事会におきまして、

- 1、憲法調査会は、議案提出権がないことを確認する、
- 2、調査期間は、概ね5年程度を目途とする、
- 3、会長が会長代理を指名し、野党第一党の幹事の中から選定する

の3点について申し合わせがなされましたことを、あわせて御報告いたします。

国会法の一部を改正する法律案及び衆議院憲法調査会規程案の趣旨弁明(第 145 回国会平成 11 年 7 月 6 日・衆議院本会議・中川秀直議院運営委員長)

ただいま議題となりました両案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。 まず、改正の経緯について御説明いたします。 去る3月2日、自由民主党、民主党、公明党、自由党、改革クラブの各幹事長から、衆議院に議案提出権を有しない憲法調査会を設置するよう、今国会をめどに結論を出すべく協議願いたいとの要請がなされ、これを受け、議会制度に関する協議会におきましては、憲法調査会の設置に関しまして、3月24日以来2カ月にわたり5回の協議を重ねてまいりました。しかし、協議会として、完全な意見の一致を見るには至りませんでした。

座長からその旨議長に御報告申し上げましたところ、国会法改正等に関する小委員会において十分慎重に審議するよう改めて要請を受け、6月8日以来5回の小委員会を開会し、慎重かつ熱心な協議を行い、成案を得るに至ったものであります。

次に、改正の内容について、順次御説明いたします。

まず、国会法の一部を改正する法律案についてでありますが、日本国憲法について広範かつ 総合的に調査を行うため、衆議院に憲法調査会を設けるものとしております。

その他、調査会に関する事項は、衆議院の議決によりこれを定めるものとするものであります。

なお、本改正案は、次の常会の召集の日から施行するものとしております。

次に、衆議院憲法調査会規程案についてでありますが、第一に、調査会は、調査を終えたと きは、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成して、議長に提出するものとするほか、中 間報告書を提出することができるものとしております。

第二に、調査会は、50人の委員で組織するものとし、各会派の所属議員数の比率により割り 当てることとしております。

第三に、調査会の会長は、委員の互選によるものとするほか、調査会に数人の幹事を置き、 調査会の運営に関し協議するため、幹事会を開くことができることとしております。

また、調査会は、小委員会を設けることができるものとしております。

第四に、調査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができるものとしております。

また、委員でない議員に対し必要と認めたときまたは委員でない議員の発言の申し出があったときは、その出席を求めて意見を聞くことができるものとするほか、定足数等についての規定を設けております。

第五に、調査会の会議は公開することとしておりますが、その決議により非公開とすることができるものとしております。

以上のほか、政府との関係、傍聴、会議録、事務局等について所要の規定を設けておりますが、それ以外の細則については、調査会の議決によりこれを定めることといたしております。

なお、本規程案は、国会法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとしております。

以上であります。

両案は、本日の議院運営委員会において、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由 党の賛成多数で起草、提出したものであります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

参議院での修正動議の説明 (第 145 回国会平成 11 年 7 月 26 日・参議院議院運営委員会・上野公成君)

私は、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、自由党の4会派を代表して、国会法の一部 を改正する法律案に対し、修正の動議を提出いたします。

案文をお手元に配付させていただいておりますが、その内容は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うための憲法調査会を参議院にも設置し、参議院の憲法調査会に関する事項は参議院の議決により定めるものとするものでございます。

あわせて、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律、議院に出頭する証人等の旅費及 び日当に関する法律の規定の改正について所要の修正を行おうとするものでございます。

以上が修正案の趣旨であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

2 幹事の会派割当て及び異動

割当変更日	割当数
	選任日
	幹事名
	辞任日

12.1.20			自民 5			民	主 2	明改 1	自由 1
	12.1.20	12.1.20	12.1.20	12.1.20	121.20	12.1.20	12.1.20	12.1.20	12.1.20
	愛知和男君	杉浦正健君	中川昭一君	葉梨信行君	保岡興治君	鹿野道彦君	仙谷由人君	平田米男君	野田毅君
									12.4.5
12.4.7			自民 5			民主	Ξ2	明改 1	共産1
									12.4.20
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	佐々木陸海君

解 散(12.6.2)

12.7.4		自目	₹4			民主3 公				自由1
	12.7.5	12.7.5	12.7.5	12.7.5		12.7.5	12.7.5	12.7.5	12.7.5	12.7.5
	石川要三君	高市早苗君	中川昭一君	葉梨信行君		枝野幸男君 12.9.28 12.9.28 島聡君	鹿野道彦君	仙谷由人君	赤松正雄君	塩田晋君
		13.1.31				13.2.8			13.1.31	13.2.8
13.1.31			自民 5				民主 3		公明 1	
Į.		13.2.8			13.2.8	13.2.8			13.2.8	
	同上				新藤義孝君 13.5.7 13.5.17 津島雄二君		同上	同上	斉藤鉄夫君	
	14.2.7	保岡興治君	日上 同上	同上	14.1.18	中川正春君	14.2.7	14.1.18	14.2.7	
	14.2.7				14.2.7		14.2.7	14.2.7	14.2.7	
	高市早苗君				茂木敏充君 14.3.11 14.3.19 額賀福志郎君		中野寛成君	島聡君	赤松正雄君	
	14.10.2				14.10.24		14.10.24	14.10.17		

	14.10.24				14.10.24		14.10.24	14.10.24		
			中川昭一君		西田司君	中川正春君				
1					15.1.21	15.1.30				
	杉浦正健君	保岡興治君		葉梨信行君	15.1.30	15.1.30	仙谷由人君	大出彰君	赤松正雄君	
	12/用工)建石		15.9.22 15.10.2				四日四八石	八山早/石		
			中山正暉君		平林鴻三君	古川元久君				

解 散(15.10.10)

15.11.19			自民 5				民主 3		公明 1	
	15.11.20	15.11.20	15.11.20	15.11.20	15.11.20	15.11.20	15.11.20	15.11.20	15.11.20	
	小野晋也君 16.5.20 16.6.3	近藤基彦君	15.11.20 船田元君		15.11.20	大出彰君 16.1.22 16.1.22	15.11.20 仙谷由人君 16.5.24 16.6.3	古川元久君 16.1.22 16.1.22 木下厚君 16.3.23 16.3.23 鈴木克昌君 16.10.14	15.11.20	
	福田康夫君						枝野幸男君	中川正春君		

3 中山会長の就任挨拶等の発言

(1) 就任挨拶

第 147 回国会第 1 回憲法調査会 (平成 12 年 1 月 20 日)

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、私が憲法調査会長の重責を担うことになりました。まことに光栄に存じます。 御承知のとおり、本調査会は、さきの国会法改正により、日本国憲法について広範かつ総 合的な調査を行うため、衆参両議院に設置されたものであります。

日本国憲法改正は、さきの大戦において昭和 20 年 8 月 15 日にポツダム宣言を受諾し、それに伴う無条件降伏と連合国軍による占領下において、極めて短期間のうちに審議が行われました。

すなわち、日本国憲法は、帝国憲法改正案として、昭和21年6月20日、第90回帝国議会に政府案として提出されております。衆議院においては、6月25日本会議で提案説明の後、質疑に入り、28日質疑を終了、同日議長指名の72名の委員から成る帝国憲法改正案委員会に付託、7月1日から23日まで審議が行われた後、芦田均委員長以下14名の小委員会において各会派から提出された修正案の調整を行い、8月21日帝国憲法改正案委員会で共同修正案を可決し、8月24日の本会議で修正案は可決されました。そして、10月7日の本会議において貴族院回付案に同意し、ここに帝国憲法改正案は確定され、昭和21年11月3日に公布されたという制定過程は、御承知のとおりでございます。

現行憲法は、制定後既に五十有余年を経過し、その間、制定当時には想像もできなかった ほどに国内及び国際情勢は極めて大きな変貌を遂げております。新しい世紀を目前に控え、 国権の最高機関たる国会において、国家の基本的枠組みについての議論が求められておりま す。

憲法調査会における議論を通じて、この現実を直視し、個人の人権尊重、主権在民、侵略国家とはならないとの理念を堅持しつつ、新しい日本の国家像について、全国民的見地に立ち、調査検討を加えることの意義は極めて大きなものがあり、本調査会に課せられた使命はまことに重大であると存じます。

ここに委員各位の御指導と御協力をいただき、公平かつ円満なる調査会運営に努めてまいりたいと存じます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

第148回国会第1回憲法調査会(平成12年7月5日)

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま委員各位の御推挙によりまして、選挙前に引き続きまして私が憲法調査会長の重 責を担うことになりました。まことに光栄に存じます。

御承知のとおり、本調査会は、さきの第 147 回国会において、日本国憲法について広範かつ総合的な調査を行うため、衆参両議院に設置されたものであります。

第 147 回国会では、まず、各会派から日本国憲法についての基本的考え方を聴取した後、歴史的事実の共通認識を持つため、日本国憲法の制定経緯について 10 人の参考人から意見を聴取し、各党から延べ 103 人からの発言があり、制定経緯の問題点等を議論し、これに関する調査を終了いたしました。

次に、戦後の主な違憲判決について最高裁判所事務総局より説明を聴取し、質疑を行い、 我が国の違憲法令審査権の制度及び運用実態等を明らかにいたしました。

以上の調査審議の中で、発言を行った委員は延べ数で 151 名、調査会開会時間は 37 時間 を超えるものでありました。あくまで前段階の調査でありまして、本格的な調査は今国会以 降、まさしく委員各位によって行われていくこととなります。

これからの調査会の運営につきましては、前国会同様、委員各位の御指導と御協力をいた だきながら、公平かつ円滑に行ってまいりたいと存じます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

第 158 回国会第 1 回憲法調査会 (平成 15 年 11 月 20 日)

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま委員各位の御推挙によりまして、選挙前に引き続き私が憲法調査会会長の重責を 担うことになりました。まことに光栄に存じます。

御承知のとおり、憲法調査会は、第 147 回国会において、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、衆参両議院に設置されたものであります。

本調査会では、日本国憲法の制定経緯、戦後の主な違憲判決、21 世紀の日本のあるべき姿に関する調査を経て、小委員会において、個別論点の調査、憲法の全条章についての網羅的な調査を行うとともに、全国 8 都市において地方公聴会を開催し、国民各層から日本国憲法に関する意見を聴取してまいりました。

また、平成 14 年 11 月 1 日には、この間の調査の経過及びその内容を取りまとめた中間報告書を作成し、議長に提出いたしました。

なお、この間、衆議院より派遣された議員団による諸外国の憲法事情に関する調査も 4 回行われております。

本調査会の調査期間は、議院運営委員会理事会の申し合わせにより、おおむね5年程度をめどとすることとされており、我々に残された時間はあと1年余りであると存じます。調査のより一層の充実はもとより、最終報告書の作成に向けた、憲法論議の整理、集約が求められておりますが、これらの作業はまさにここにお集まりの委員各位によって行われていくこととなります。大変困難な作業であると存じますが、我々国会議員がこの困難を乗り越え、その成果を国民に提示できてこそ、その職責を全うすることができるものと考える次第であります。

今後も委員各位のさらなる御指導と御協力をいただきながら、一層公平かつ円満な調査会 運営に努めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

(2) 中間報告書案の趣旨説明

第 155 回国会第 2 回憲法調査会 (平成 14 年 11 月 1 日)

本中間報告書案の趣旨及び内容について御説明を申し上げます。

憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的な調査を行うため、第 147 回国会召集日に本院に設置されました。本調査会の任務は、この設置目的に従ってその調査を行い、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出することであります。

本調査会は、設置された平成 12 年 1 月 20 日当日に初回の会議を開き、その活動を開始して以来、本日に至るまでの間、日本国憲法に関する調査を着実に進めてまいりました。

まず、日本国憲法の制定経緯に関する調査から開始し、次いで、戦後の主な違憲判決に関する調査、21 世紀の日本のあるべき姿に関する調査を行い、本年 1 月からの第 154 回国会においては、その間に浮かび上がってまいりましたさまざまな論点について、より具体的な調査を行うため、本調査会のもとに四つの小委員会を設置して、専門的かつ効果的な調査を行ってまいりました。

これらの調査活動の中では、憲法学、政治学を初めとする社会諸科学はもとより、人口論、ゲノム、IT などの自然科学分野の有識者をも参考人として招致し、意見聴取、質疑応答を行うとともに、委員間での活発な自由討議も行っております。

他方、この間、国民各層の御意見を聴取するため各地で地方公聴会を開催し、国民の憲法 に関する生の声を現場で伺うとともに、憲法調査会委員で構成された憲法調査議員団による 海外調査を行い、比較憲法的な観点から諸外国の憲法事情について調査を行っており、本調 査会では、これらの調査の成果をも踏まえながら、調査を進めているところであります。

本調査会の調査期間は「概ね 5 年程度を目途とする。」こととされておりますが、第 154 回国会をもちまして、その調査期間の折り返し点となる 2 年半が経過いたしました。そこで、本調査会として、これまでの調査の経過及びその内容を取りまとめた中間報告書を作成し、議長に提出しようとするものであります。

本中間報告書案には、第 154 回国会閉会中の海外調査の成果なども可能な限り取り込むように努めながら、最終的には、第 147 回国会から第 155 回国会の平成 14 年 10 月 24 日までの本調査会の活動について収録いたしました。その構成は、第 1 編「憲法調査会の設置の経緯」、第 2 編「憲法調査会の設置の趣旨とその組織及び運営」、第 3 編「憲法調査会の調査の経過及びその内容」及び第 4 編「資料」から成っております。調査の内容をまとめました第 3 編第 2 章及び第 3 章がその中核的な内容をなしております。

第3編第2章では、調査会及び小委員会での議論の概要はもとより、地方公聴会や海外調査の概要についても掲載し、また、本中間報告書案のかなりの部分を占める同編第3章においては、約2年半の本調査会での委員及び参考人等の多様な発言を、日本国憲法の各条章に沿いながらそれぞれの論点ごとに分類して整理いたしました。そこでの主な議論を私なりに総括すれば、次のとおりであります。

まず、日本国憲法の制定経緯に関する調査では、現行憲法制定にまつわる歴史的事実の検証を行いました。

日本は、昭和16年12月に第二次世界大戦に参戦いたしましたが、昭和20年8月にポツ

ダム宣言を受諾することによって連合国側に降伏いたしました。これにより、日本占領に関して実質的に最高権限を有する GHQ による間接統治を受けることになり、この間接統治下で、昭和 21 年 3 月に GHQ の起草に係る総司令部案をもとにした「憲法改正草案要綱」が政府案として発表され、同年 4 月、衆議院議員総選挙が行われました。総選挙後に召集された第 90 回帝国議会において、この「憲法改正草案要綱」を条文化した「帝国憲法改正案」が提出され、審議された結果、同年 11 月に日本国憲法が公布されたのであります。

このような制定経緯に関する調査を通じまして、これに対する評価は別といたしましても、 日本国憲法の制定にまつわる一連の客観的な歴史的事実については、各委員がおおむね共通 認識を持つことができたものと存じます。

なお、先般地方公聴会を開催いたしました沖縄では、昭和 47 年の本土復帰を迎えるまで、 この日本国憲法の実効的な適用がなされてまいりませんでした。この事実を私たちは忘れて はなりません。

次に、戦後の主な違憲判決に関する調査では、日本国憲法制定以来、今日に至るまでの憲法の歩みについて、最高裁判所の下した違憲判決を検証することを通じて、我が国の違憲立法審査制及びその運用実態を明らかにしたところでありますが、海外調査の結果明らかとなってまいりました諸外国の憲法裁判所の活動実態と比較するとき、今後検討しなければならない課題は多いように思われます。

また、21 世紀の日本のあるべき姿についての骨太な議論、さらには小委員会での専門的かつ効果的な議論におきましては、日本国憲法をめぐるさまざまなテーマについて、多様な観点から議論が行われました。

このような観点の一つに、日本国憲法制定後五十有余年を経た今日、我が国を取り巻く国内外の情勢が制定当時には想像もつかないほど大きく変化しており、これを憲法にどのように反映させるべきかどうかという観点があります。これらの変化の中には、国家の枠組みや人権保障のあり方といった、憲法を支える基本的な考え方に影響を与えるものも少なくないと思われます。

例えば、安全保障に関する概念は、国家の安全保障から地域の安全保障、そして人間の安全保障へと大きく変化してまいりましたが、これは我が国の安全保障のあり方、国際協力のあり方に大きくかかわるものであります。

また、科学技術の発展に関しまして申し上げますと、情報技術の革新は高度情報化社会を もたらしましたが、その反面、個人のプライバシーを大きく脅かす側面も有するようになり、 さらに、生命科学や医療の分野での技術革新は人間の尊厳や生命倫理の根幹を揺るがしかね ないところまで進展しており、人権保障のあり方に大きな影響を与えるものとなっておりま す。

これらの論点については、本調査会において多くの委員、参考人によって指摘されている ところであります。

また、これまで3度にわたり実施いたしました海外調査では、王室制度を有する国や中立 政策を維持してきた国を含む西欧各国、ロシアを初め旧共産圏に属する東欧各国、中東に位 置するイスラエル、東南アジア各国、我が国の隣国である中華人民共和国及び大韓民国など の憲法事情について調査を行いました。

印象的でありましたのは、これらのいずれの国におきましても、国際社会の変化やそれぞれの国が抱える国内的事情を背景としながら、それらの諸事情の変化に対応して憲法改正に係る論議が国民に提示され、その国民的な論議を通じて、随時、憲法改正が行われているという点であります。

また、多くの国々で導入されている憲法裁判所において、法律、行政命令を含む法令の合憲性審査を行うことによって、権力相互の抑制に資するところだけではなく、直接に国民からの権利救済申し立てを受けるなどの人権保障のとりでとしての機能をも果たしている点についても、大いに考えさせられました。

さらに、小泉政権の誕生により注目を浴びた首相公選制についても、イスラエルを訪問して、政府及び議会の要人、学者等と会談し、その導入及び廃止の経緯、これに対する評価等について詳細な調査を行いました。その調査結果を踏まえて、本調査会において種々の観点から活発な議論が行われましたが、首相公選制の導入については、慎重あるいは消極的な意見が多数を占めたように思われます。

以上、本中間報告書案の趣旨及びその内容を御説明申し上げましたが、今後とも、人権の 尊重、主権在民、そして、再び侵略国家とはならないとの理念を堅持しつつ、新しい日本の 国家像について、全国民的見地に立って、広範かつ総合的な調査を進めていかなければなら ないと感じる次第であります。

(3) その他の主な発言

第 147 回国会第 8 回憲法調査会 (平成 12 年 4 月 27 日)(「憲法記念日を迎える に当たって」の自由討議に際しての発言)

討議を始めるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員各位御承知のとおり、来る5月3日は、衆参両院に憲法調査会が設置されてから初めて迎える憲法記念日であります。本日、憲法記念日を目前に控えて、我が国の基本法である日本国憲法について委員各位から自由な意見表明をちょうだいすることの意義は、極めて大きなものがございます。

さて、我が衆議院憲法調査会におきましては、今国会冒頭、1月20日の設置以来、初めに 各会派からの調査会の審議に臨むに当たっての所信を聴取し、その後、10人の参考人をお招 きして意見の交換が行われました。それぞれの質疑を通じて、日本国憲法の制定経緯につき ましては、それぞれの立場の違いによる評価は別といたしましても、各会派とも、客観的な 事実に関する共通の認識を持ちつつあるところと存じております。

その日本国憲法の制定、施行から既に 53 年を経過いたしました。この間に、個人の人権の尊重、主権在民、侵略国家とはならないという憲法の三つの理念は、深く国民の間に浸透し、しっかりと根づいているものと言えましょう。しかし、その一方では、我が国の内外の諸情勢は、憲法の制定時には想像もできなかったほどに変貌をいたしていることも事実でございます。

冷戦の終結後、世界は、自由貿易による市場の拡大と国境なき大競争の時代に入っており

ます。我が国は特に、急速に迫りくる少子高齢化社会の到来と経済のボーダーレス化の進行する中で日本の経済は現在低迷を続けており、いかにしてこの国の再生を果たすのか、また、世界の平和を守るために国連加盟国として我が国の果たすべき役割はいかなるものか、また、北東アジアに位置する国家として、地域の集団安全保障が構築された場合にいかなる態度で臨むかといった我が国の基本的枠組みについて、真剣に私どもは討議をしなければならないと存じております。

このような中にあって、憲法のあり方について広範かつ総合的な調査、検討を行い、その 結果を早急に国民に提示することが、国権の最高機関たる国会の使命であると存じます。

その際、調査、検討に付すべき問題としては、昭和 30 年代に内閣に設置されました憲法 調査会が掲げている 10 の問題点、すなわち、日本の憲法はいかなる憲法であるべきか、現 行憲法の改正に関してはいかなる態度をとるべきか、天皇制のあり方はいかにあるべきか、 日本の自衛体制はいかにあるべきか、基本的な人権の保障はいかにあるべきか、政治の基本 機構はいかにあるべきか、司法権の組織及び権限はいかにあるべきか、地方自治のあり方は いかにあるべきか、緊急事態ないし国家の非常事態に対処する制度はいかにあるべきか、政 治機構の基礎にあるものとしての政党及び選挙について憲法はいかなる態度をとるべきかの 10 項目は、現時点においてもその重要性は失っておりません。

さらに、もう一つ忘れてはならないことは、憲法は国民のものということであります。

私は、憲法調査会の会長として、常に国民とともに歩む憲法調査会を目指してまいりました。この憲法調査会において、私ども国会議員として、日本国憲法 96 条は、主権在民を前提として、国民の選挙によって選ばれた国会議員の3分の2が改正案を決議した場合、その可否は国民投票の結果にゆだねなければならない。国会議員の責任は極めて大きなものがあると存じております。

本日の会議が意味のある会議であることを心から祈念いたしまして、自由な御意見の御開 陳を願いたいと存じます。

第 147 回国会第 10 回憲法調査会(平成 12 年 5 月 25 日)「戦後の主な違憲判決」 について最高裁判所当局から説明を聴取するに当たっての発言)

説明を聴取するに当たり、一言申し上げます。

日本国憲法の制定を契機として、我が国の裁判制度は大変革を経験しました。とりわけ違憲法令審査権の導入、そして司法裁判所による行政事件の裁判が重要である。こういった変革は司法権の地位の飛躍的な向上をもたらしたが、戦後の混乱期で、しかも占領下という状況の中で、理論的検討が十分されることなく実施されたため、「あたかも、木に竹を接いだような恰好で、従来の大陸法的な土壌の上に英米法的な救済制度が移植された結果」となった、渡部吉隆「行政訴訟の現代的課題」と題する一文にこのように記載をされております。

なお、最高裁判所の統治機構というものは、憲法が制定されましてから五十有余年を経過 した今日まで、唯一その当時の姿を変えていない機関であります。もちろん、憲法上期待さ れている役割を最高裁判所が十分果たしていると存じますが、しかし、現在、最高裁判所に 対する批判も少なくはございません。 最高裁判所の憲法裁判が消極的過ぎるとの批判は、今や多くの人に共有されていると言っても過言ではなく、学界、マスメディアにとどまらず経済界からも、我が国の司法の態度は、立法裁量や行政裁量が絡む事件については、米国最高裁やドイツの憲法裁判所に比して自己抑制的になっていると指摘をされております。

以上、申し上げまして、ただいまから最高裁判所当局から説明を聴取いたします。

第 147 回国会第 10 回憲法調査会 (平成 12 年 5 月 25 日)(会期終了を迎えるに 当たっての発言)

この際、一言申し上げます。

会期終了まであと 24 日ほどになりましたが、本調査会の開会も 10 回目となりました。ここで、今までの調査につき、改めてその経過を御報告いたしたいと存じます。

本調査会は、去る1月20日、国会の召集とともに設置され、当日、第1回目として会長と幹事の互選の議事が行われました。

2月17日には、各会派の委員6名より、憲法調査会の調査を開始するに当たり、意見を聴取いたしました。

2月24日からは、日本国憲法の制定経緯について参考人より意見の聴取をし、質疑を行ってまいりました。

日本国憲法の制定経緯についての参考人意見聴取及び質疑は、2月24日、3月9日、3月23日、4月6日、4月20日の5回であり、お招きした参考人は10人、質疑を行われた委員の延べ数は64人であります。

10人の参考人の主な発言の論点としては、例えば、日本国憲法の制定経緯をどのような観点から評価すべきか、日本国憲法の制定の際に GHQ からの押しつけはあったのか、占領下の日本国憲法制定はハーグ陸戦法規等に違反しているのか、いわゆる芦田修正の趣旨及び極東委員会の文民条項挿入要求との関係についてなど、多岐にわたるものがございました。

5月11日には、日本国憲法の制定経緯についての5回、10人からの参考人意見聴取及び質疑を踏まえて、委員間の自由討議が行われました。この自由討議においては、39人の委員から御発言があり、これをもって日本国憲法の制定経緯については締めくくりといたしました。

これらの議論を通じて、日本国憲法の制定経緯については、それぞれの立場の違いによる 評価は別といたしましても、各会派とも、客観的な事実に関する共通の認識を持たれたもの と存じます。

また、4月27日には、衆参に憲法調査会が設置されてから初めて迎える憲法記念日に向けての委員各位の自由な意見の表明を聴取いたしました。当日、自由な意見表明を行われた委員の延べ人数は34人であります。

この意見表明におきましては、本調査会の今後の審議調査の進め方について、近代国家の 憲法の原則とはいかなるものか、民主主義と伝統主義との関係をどのように理解するのか、 日本国憲法の先駆的価値についてなどの観点から、多様な御意見をいただきました。

そして、本日は、戦後の主な違憲判決について最高裁判所事務総局より説明を聴取し、質

疑を行ってまいりました。質疑者は、私を含め8名であります。

本日までの調査会において、発言をした委員延べ数は 151 人、調査会開会時間は 37 時間 を超えております。

憲法は国民のものであり、人権の尊重、主権在民、再び侵略国家とはならぬという原則を 堅持して、21 世紀の日本のあるべき姿を求めて、憲法に関する広範かつ総合的調査活動が今 後もなされるべきものと信じます。

最後に、本日までの調査会において、幹事、オブザーバーの方々、そして委員各位の御指導と御協力により、公平かつ円滑な運営ができましたことに厚くお礼を申し上げて、閉会といたします。

第 149 回国会第 1 回憲法調査会(平成 12 年 8 月 3 日 X「今後の憲法調査会の進め方」の自由討議に際しての発言)

それでは、討議を始めるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本調査会は、本年 1 月 20 日、国会の召集とともに設置され、以降、日本国憲法の制定経緯及び最高裁判所から戦後の主な違憲判決等を中心に調査を行い、制定経緯につきましては調査を終了いたしました。これまでの調査の概要につきましては、お手元に配付いたしておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

総選挙後、新たな委員の皆様と引き続き調査を進めてまいりますが、これまでの調査の結果を踏まえ、一層議論を深めていただきたいと存じます。

御承知のように、冷戦の終結後、世界は、自由貿易による市場の拡大と国境なき大競争の 時代に入ってきております。

しかしながら、日本経済の先行きは依然として不透明であり、国民も将来に対する不安を 払拭できない状況にあります。

特に、21 世紀の我が国の人口構造は、少子化と高齢化が同時に進行し、50 年後には国民の約3人に1人が65歳以上になるという超高齢化社会を迎えるわけであります。このまま少子高齢化が進みますと、労働力人口の低下、貯蓄率の低下等に伴う経済成長の鈍化、税、社会保険料など現役世代の負担の増大、基礎的な生活関連サービスの低下、地域社会に対する悪影響が見込まれており、21世紀の日本にとって国家の衰亡に関する喫緊の重要課題がここに存在をしております。

また、グローバリゼーションの進展する中で、我が国は、周辺諸国との水平分業の進行の問題、国内企業の保護の問題等を抱えておりますが、産業競争力の強化、雇用の創出と労働市場の改革、創造的な中小企業の創業や成長の支援など中小企業政策の見直しなど、抜本的な経済構造改革が迫られております。

さらに、世界の平和を守るために、国連加盟国として我が国の果たすべき役割、北東アジアに位置する国家として、地域の集団安全保障が構築された場合への対応、国家の危機管理のあり方、情報化社会に対応した個人のプライバシー保護の問題、その他、情報化社会における人間教育のあり方、科学技術の驚くべき進歩による生殖・遺伝技術に対する生命倫理の問題、地球環境問題への対応、男女が支え合っていける男女共同参画社会のあり方など、重

要な課題が山積し、的確かつ迅速な現状把握と政治的判断が求められております。

会長といたしましては、このような我が国を取り巻く状況を踏まえ、憲法のあり方について、全国民的見地に立って、広範かつ総合的な調査、検討を進めてまいりたいと存じております。

なお、本調査会は、9月以降、21世紀の日本のあるべき姿について調査を進めていくことで幹事会の合意に至っているところでございますが、本日は、このような合意も踏まえ、今後の憲法調査会の進め方につきまして、委員各位の忌憚のない御発言をお願いしたいと存じます。

第 150 回国会第 7 回憲法調査会(平成 12 年 12 月 21 日) 平成 12 年の調査最終日の発言)

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

本日をもちまして年内の憲法調査会は最後となります。そこで、本年中の調査会の活動に つき、改めてその経過を御報告いたしたいと存じます。

本調査会は、去る 1 月 20 日、第 147 回国会の召集とともに設置され、当日、第 1 回目として会長と幹事の互選が行われました。

次いで、2月17日に、各会派の委員6名より、憲法調査会の調査を開始するに当たっての意見を聴取した後、2月24日から4月20日まで5回にわたり、日本国憲法の制定経緯について10人の参考人より意見の聴取をし、質疑を行いました。その上で、5月11日には、日本国憲法の制定経緯について、締めくくりとして、委員間の自由討議を行いました。

これらの議論を通じ、日本国憲法の制定経緯については、それぞれの立場の違いによる評価は別といたしましても、各会派とも、客観的な事実に関する共通の認識を持たれたものと存じます。

また、この間の 4 月 27 日には、衆参に憲法調査会が設置されてから初めて迎える憲法記念日に向けて委員各位の自由な意見の表明を聴取いたしましたし、さらに 5 月 25 日には、日本国憲法制定以来今日に至るまでの憲法の歩みを違憲判決を通じて検証するため、戦後の主な違憲判決について最高裁判所事務総局より説明を聴取した上で、質疑を行いました。

その後、第 42 回総選挙を挟みまして、第 148 回特別会では、7 月 5 日に会長と幹事の互選が行われました。次いで、第 149 回臨時会の 8 月 3 日には、総選挙後新たに委員になられた方の御意見も聴取するため、改めて、今後の憲法調査会の進め方について委員間の自由討議を行いました。当日、自由な意見の表明を行われた委員の延べ人数は 20 人であります。

なお、第 150 回臨時会に入った 9 月 28 日からは、21 世紀の日本のあるべき姿について参考人から意見を聴取し、質疑を行ってまいりました。

21 世紀の日本のあるべき姿についての参考人の意見聴取及び質疑は、9月28日、10月12日、10月26日、11月9日、11月30日、12月7日及び本日の7回であり、お招きした参考人は12人、また、質疑を行われた委員の延べ人数は、私も含め88人であります。

12 人の参考人の主な発言の論点としては、

1、21世紀の世界の変化及びそれに応じて起こる国家の役割の変化とはどういうものか

- 1、世界に対して日本はどういう責務を果たさなければならないか、そのため日本人はどうい うことを考え、実行しなければならないか
- 1、日本の政治や社会はどのように変わらなければならないか
- 1、今述べた諸問題に関し、憲法がどうかかわってくるのか、あるいは憲法はどうあるべきかなどが挙げられますが、実に多岐にわたる論点について活発な質疑が繰り広げられました。

本日までの調査会において、発言をした委員の延べ人数は 260 人、お招きした参考人の人数は 22 人、最高裁職員 2 人、調査会の総開会時間は 75 時間を超えております。

なお、9月10日から19日までの間、衆議院から欧州各国憲法調査議員団が派遣され、ドイツ、フィンランド、スイス、イタリー、フランスの欧州各国の憲法事情について調査をしてまいりました。その調査の内容につきましては、去る9月28日の調査会においてその概要を御報告し、また、11月9日の調査会で配付いたしました衆議院欧州各国憲法調査議員団報告書のとおりでありますが、本報告書は大学、マスコミその他の関係者からかなりの注目をされているところであります。

加えて、本憲法調査会では、今国会から国民各層に対する広報活動の一環として衆議院憲 法調査会ニュースを発行し、ファクス、メールで現在 1000 人を超える方にお送りするとと もに、傍聴に見えた方にもお渡しするなどして、情報公開に努めておるところであります。

今後とも、憲法は国民のものであるとの認識のもと、かつ、人権の尊重、主権在民、再び 侵略国家とはならぬという原則を堅持して、世界の平和を守るために国連加盟国として我が 国の果たす役割、国家危機管理のあり方、情報化社会における個人のプライバシー保護の問題、生命倫理の問題、地球環境問題への対応、男女共同参画社会のあり方など山積する諸問 題に 21 世紀の日本がいかに対応するべきかを求めて、憲法に関する広範かつ総合的調査活動が新世紀においてもなされるべきものと信じます。

最後に、本日までの調査会において、幹事、オブザーバーの方々、そして委員各位の御指導と御協力により公平かつ円滑な運営ができましたことに厚くお礼を申し上げて、今世紀最後の調査会を閉会といたします。ありがとうございました。

第 151 回国会第 3 回憲法調査会 (平成 13 年 3 月 8 日)(孫正義参考人から意見 を聴取するに当たっての発言)

現在、情報通信技術の活用により、個人の活動、生活様式、社会経済活動、行政のあり方など広範な分野において、急激かつ大幅な変化が世界的規模で進展しております。

公の情報公開、情報へのアクセス権を憲法上の規定として定めるとともに、情報通信技術 を活用することにより、情報提供及び管理方法の改善を定めるフィンランドのような国もご ざいます。

フィンランドにおいては、全面改正された新憲法が2000年3月に施行されておりますが、その第12条において、「公共機関の有する文書及び記録は、その公開がやむを得ない理由で法律により明示的に制限されていない限り、公開される。何人も、公の文書及び記録にアクセスする権利を有する。」と規定されております。この点については、昨年9月の海外派遣において調査してまいったところでありますが、詳細は、昨年10月、委員各位に配付した報

告書に取りまとめてありますので、御参照いただければ幸いであります。

こうしたことを踏まえ、21 世紀の日本のあるべき姿について本日は調査してまいりたいと 存じます。

第 151 回国会第 7 回憲法調査会(平成 13 年 6 月 14 日) 会期終了を迎えるに当たっての発言)

第 151 回国会も、残すところあと 2 週間ほどとなりました。ここで改めて、今国会における本調査会の活動を御報告いたしたいと存じます。

今国会では、先国会に引き続き、21世紀の日本のあるべき姿をテーマに、参考人質疑を中心に活動してまいりました。2月8日から5月17日にかけて5回にわたり、参考人より意見を聴取し、質疑を行っております。お呼びした参考人は9名、質疑を行った委員は、私を含め延べ71名でございます。

また、各参考人が提示された論点といたしましては、科学技術の役割と課題、グローバリゼーションと国家、遺伝子解明の進歩と生命倫理の問題、少子高齢化社会の到来と労働生産性低下の問題、社会保障制度のあり方、IT 革命による人間社会の変化への対応、国家概念とその再構築の必要性、北東アジアにおける日本の役割、国と地方との関係などがございましたが、これらの諸問題に関し、憲法との関係あるいは憲法のあるべき姿について、多岐にわたって熱心な議論がなされました。

さらにこの国会では、日本国憲法について国民各層の意見を聴取するため、4月16日に宮城県仙台市において1回目の地方公聴会を、今月4日には兵庫県神戸市において2回目の地方公聴会を開催いたしました。両会議の概要は、4月26日及び本日、鹿野道彦会長代理から御報告をいただいたとおりでありますが、公募を含め20名の意見陳述者から日本国憲法についての意見を聴取し、私を含め延べ18名の派遣委員が質疑を行い、7名の傍聴者からも意見を聴取しております。

また本日は、日本国憲法に関する件について、特にテーマを設けずに自由討議を行いました。発言された委員は19名であります。

今後も、憲法は国民のものであるとの認識のもと、地球環境問題への対応、首相公選制の問題、国家の安全保障の問題、生命倫理の問題、国連協力等、山積する諸問題について議論を行う必要があると考えており、幹事会において協議してまいりたいと存じますが、人権の尊重、主権在民、再び侵略国家とはならないという原則を堅持しつつ、日本国憲法についての広範かつ総合的な調査活動がなされていくものと信じております。

最後になりましたが、本日までの調査会において、幹事、オブザーバーの方々、そして委員各位の御指導と御協力により、公平かつ円滑な運営ができましたことに厚く御礼を申し上げます。

第 153 回国会第 5 回憲法調査会 (平成 13 年 12 月 6 日)(平成 13 年の調査最終日の発言)

本日をもちまして本年の憲法調査会は最後となります。そこで、本年中の調査会の活動に

つき、改めてその経過を御報告したいと存じます。

本年 1 月からの第 151 回常会では、昨年より引き続き 21 世紀の日本のあるべき姿をテーマに参考人質疑を中心にして調査を行いました。2 月 8 日から 5 月 17 日にかけて、5 回にわたり参考人より意見を聴取し、質疑を行っております。お呼びした参考人は 9 名、質疑を行った委員は、私を含め延べ 71 名であります。

各参考人が提示された論点といたしましては、科学技術の進歩が社会に与える影響と課題、教育改革、グローバリゼーションと国家、遺伝子構造解明と生命倫理の問題、少子高齢化社会の到来と生産年齢人口減少の問題及び社会保障制度のあり方、IT 革命による人間社会の変化への対応、国家概念とその再構築の必要性、北東アジアにおける日本の役割、国と地方の関係などがございましたが、これらの諸問題に関し、憲法との関係あるいは憲法のあるべき姿について、多岐にわたって熱心な議論が行われました。

さらに、6月14日には、特にテーマを設けず自由討議を行い、19名の委員より日本国憲法についての意見を聴取いたしました。

また、本年においても昨年同様、衆議院から本調査会委員をメンバーとする調査議員団が海外に派遣され、本年は8月末から9月上旬にかけて、ロシア及びハンガリーその他の東欧各国、オランダ及びスペインを初めとする王室制度を有する5カ国、並びにイスラエルの合計11カ国の憲法事情について調査をしてまいりました。

その調査内容につきましては、10月11日の調査会においてその概要を御報告し、また先月、議長に対して提出し、委員各位にも配付いたしました報告書のとおりでございますが、調査内容の一部を御紹介いたしますと、ロシアにおける新憲法の制定経緯や国民への浸透の実態、大統領の強大な権限に対する議会のコントロールのあり方、憲法裁判所の審理の実態、東欧各国におけるソ連邦崩壊後の一連の民主的改革に伴う新憲法の制定、改正の経緯やその特徴、王室を有する諸国における国王の権限と地位その他憲法における王室制度の位置づけとその運用実態、イスラエルにおける首相公選制導入及び廃止の経緯などでございます。

これらの調査を経て痛感いたしますのは、各国とも、政治体制がいかなるものであるにせよ、憲法に関する論議の素材が国民に対して十分提示され、国のあり方は最終的には国民が判断するということ、さらに、そのような判断にとっては、政治的リーダーに対する国民の信頼が重要であるということであります。

そして、本年9月からの第153回臨時会では、引き続き21世紀の日本のあるべき姿をテーマにしつつも、国際連合と安全保障、統治機構に関する諸問題及び人権保障に関する諸問題の三つの視点から、より焦点を絞って精力的な調査をしてまいりました。お呼びした参考人は6名、質疑を行った委員は、私を含め延べ50名でございます。

各参考人からは、各世代がみずから決定した理念に基づいて国家を運営するための護憲的 改憲論、明確な国家戦略に基づく外交・安全保障政策再構築の必要性、討議民主主義の実現 による一般利益と特定利益との調和、行政学の立場から議会と内閣の関係をとらえ直すこと の有用性、我が国の人権保障の現実と平和的生存権及び人間安全保障の確立の必要性、司法 権による違憲立法審査の実質化のための憲法改正によらない憲法裁判所の設置の必要性など が述べられました。 小泉首相が検討を始めた首相公選制、9月11日に米国で発生した同時多発テロ事件とその 後の国際情勢及びそれに伴う国内情勢の変化など、時事的な諸問題と相まって、極めて有意 義な議論がなされたものと存じます。

さらに本年は、日本国憲法についての国民各層の意見を聴取するため、3 回にわたり地方公聴会を開催いたしました。第 1 回目の地方公聴会は 4 月 16 日に宮城県仙台市において、日本国憲法についてをテーマに、第 2 回目の地方公聴会は 6 月 4 日に兵庫県神戸市において、21 世紀の日本のあるべき姿をテーマに、そして第 3 回目の地方公聴会は 11 月 26 日に愛知県名古屋市において、国際社会における日本の役割をテーマに開催いたしました。11 名の一般公募を含め都合 26 名の意見陳述者から意見を聴取し、質疑を行い、また、12 名の傍聴者からも意見を聴取しております。

若干の混乱はありましたものの、国民から直接に意見を伺う機会を持つことは、我々国民の代表者である国会議員にとって極めて重要であり、さらにこのことは、我々が現在行っている調査活動とその内容に対して国民の信頼を得ることにつながるものでもあります。

このような議論を経て、本日は、この1年間積み重ねてまいりました議論を振り返りつつ、 今臨時会における議論を踏まえ、本調査会の活動を総括する締めくくりの自由討議を行いま した。発言された委員は27名でございます。

来年以降の調査テーマ、手法及びその日程については、本日の各委員の御意見も参考にさせていただきながら、今後、幹事会において協議してまいりたいと存じますが、憲法は国民のものであるとの認識のもと、人権の尊重、主権在民、再び侵略国家とはならないという原則を堅持しつつ、今後とも、日本国憲法に関する広範かつ総合的な調査がなされていくものと存じます。

最後になりましたが、本日までの調査会におきまして、会長代理初め幹事、オブザーバーの皆様、そして委員各位の御指導と御協力により、公平かつ円滑な運営ができましたことに厚く御礼申し上げ、本年最後の憲法調査会を終了したいと存じます。まことにありがとうございました。

第 154 回国会第 3 回憲法調査会 (平成 14 年 4 月 25 日)(「特に我が国の安全保障について」の自由討議に際しての発言)

ただいま聴取した派遣報告にもありましたように、沖縄地方公聴会におきましては、武力 攻撃事態への対処に関連する3法案の国会への提出などを受けて、我が国の安全保障、有事 法制等について多くの意見が述べられました。

ちなみに、今国会冒頭に各委員にその要約版を配付いたしました昭和 39 年の内閣憲法調査会の報告書におきましても、戦争等の有事のほか、自然災害や経済的混乱を含む非常事態に関しては、それに対処するための措置がとられる必要があるということは、委員全員の一致した見解であったようでありますが、それに対処するための措置については、憲法に根拠規定を設けるべきであるとする見解と、憲法に根拠規定は不要であるとする見解とがあったようであります。

内閣憲法調査会の報告書が提出されてから約 40 年を経過した今日、世界の情勢は大きく

変化しておりますが、沖縄地方公聴会での議論その他の資料を踏まえて、本日は、特に我が国の安全保障について、委員間の自由活発な御議論をちょうだいできればと存じております。

第 154 回国会第 5 回憲法調査会(平成 14 年 7 月 25 日) 会期終了を迎えるに当たっての発言)

第 154 回国会も、残すところあと 1 週間ほどになってまいりました。ここで改めて、今国会における本調査会の活動を総括したいと存じます。

今国会では、日本国憲法に関する個別の論点についての専門的、効果的な調査を行うため、 調査会の下に四つの小委員会を設置いたしました。すなわち、基本的人権の保障に関する調 査小委員会、政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会、国際社会における日本のあり 方に関する調査小委員会及び地方自治に関する調査小委員会の4小委員会であります。

各小委員会における議論の内容は、本日、各小委員長より御報告いただいたとおりでありますが、2月14日から7月11日まで都合20名の参考人より御意見を聴取し、熱心な議論が行われました。

さらに今国会では、日本国憲法について国民各層の意見を聴取するため、4月22日に沖縄県名護市において第4回の地方公聴会を、6月24日には北海道札幌市において第5回の地方公聴会を開催いたしました。

両会議の概要は、4月25日及び本日、中野寛成会長代理から御報告いただいたとおりでありますが、公募の12名の意見陳述者から日本国憲法についての御意見を聴取し、私を含め延べ16名の派遣委員が質疑を行い、7名の傍聴者からも意見を聴取しております。

ただ、両地方公聴会におきまして、一部の傍聴者により、執拗な発言要求など議事運営に 支障を来す行為が時折なされました。このようなルールを無視した行為は、国民とともに憲 法について考える場にふさわしいものではなく、まことに残念であり、遺憾に思うところで あります。

また、4月25日には、沖縄地方公聴会を踏まえ、21世紀の日本と憲法、特に我が国の安全保障についての自由討議を行い、本日は、札幌地方公聴会及び4小委員長の報告を踏まえ、日本国憲法に関する件についての自由な議論をちょうだいしました。

次国会以降におきましても、人権の尊重、主権在民、再び侵略国家とはならないという原則を堅持しつつ、引き続き、小委員会形式により日本国憲法に関する専門的な調査を行う必要があると考えておりまして、テーマ等につきましては、幹事会において協議してまいりたいと考えております。

また、私といたしましては、国民的な論争の対象となっている時事的な諸問題につきましても、当調査会が日本国憲法についての調査を行うに際し、あわせて議論を行うことが、その広範かつ総合的な調査にとって極めて有益であると考えております。

また、比較憲法の視点から、本院より派遣された海外派遣議員団の調査成果を参考に議論を行えば、さらに有効な調査となるのではなかろうかと存じます。

例えば、この国会におきまして、有事法制の問題が議論の焦点となりました。有事の際に、 我が国及び国民の安全をいかに確保するか、その法体系のあり方等について本調査会におい て議論する際には、自然災害発生時の災害救助、暴動等の憲法上の緊急事態や、外国から攻撃を受けた場合の防衛事態等に関する規定を置くドイツ基本法が参考になろうかと存じます。

すなわち、ドイツ基本法第 35 条第 3 項の、「自然災害または災厄事故が一つの州の領域を超えて危険を及ぼすときは、連邦政府は、その有効な対処のために必要な限りで、州政府に対し、他州の警察力を使用する指示を与え、並びに警察力を補強するために、連邦国境警備隊及び軍隊の部隊を出動させることができる。」との規定、同法第 91 条第 1 項の、「連邦及び州の存立または自由で民主的な基本秩序に対する差し迫った危険を防止するために、州は、他州の警察力並びに他の行政機関及び連邦国境警備隊の力と施設を要請することができる。」などの憲法上の緊急事態に関する規定、同法第 115a 条 1 項の、「連邦領域が武力で攻撃された、またこのような攻撃が直接に切迫していることの確認は、連邦議会が連邦参議院の同意を得て行う。」との規定より始まる防衛事態に関する全 11 カ条にわたる詳細な手続規定などでございます。

また、同じく議論の焦点となっております個人情報保護の問題や住民基本台帳ネットワークシステムの施行の問題につきましても、オランダ憲法第 10 条第 1 項の、「何人も、法律による制限を受けることなく、プライバシーを享受する権利を有する。」との規定、及び同条第 3 項の、「自己に関して記録された情報及びその使用状況を知らされ、並びに当該情報の修正を求める個人の権利については、法律で定める。」といったプライバシー権に関する規定、フィンランド憲法第 12 条第 2 項の、「公共機関の有する文書及び記録は、その公開がやむを得ない理由で法律により明示的に制限されていない限り、公開される。何人も、公の文書及び記録にアクセスする権利を有する。」との情報アクセス権規定などが参考になろうかと思います。

さらに、遺伝子工学や臓器移植などの分野における近年の著しい技術革新と生命倫理の問題につきましても、スイス憲法第 119 条第 1 項の、「人間は、これを生殖医学及び遺伝子技術の乱用から保護する。」との規定のほか、同法第 119a 条第 1 項の、「連邦は、臓器、組織及び細胞の移植に関する法令を定める。この場合において、連邦は、人間の尊厳、人格及び健康を損なわないように配慮するものとする。」との規定などを参考にしつつ、議論を行うことも必要であろうと考えております。

最後になりましたが、本日までの調査会において、小委員長、幹事、オブザーバーの方々により、そして委員各位の御指導と御協力により、公平かつ円滑な運営ができましたことを厚く御礼申し上げます。

以上、私の所感を申し上げましたが、この国会における皆様方の御協力に対し、最後に御 礼申し上げて、ごあいさつを終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

第 155 回国会第 4 回憲法調査会(平成 14 年 12 月 12 日) 平成 14 年の調査最終日の発言)

本日をもちまして、本年の憲法調査会は最後となります。

そこで、本年中の調査会の活動につき、改めてその経過を御報告したいと存じます。

本年1月からの第154回国会及び10月からの第155回国会では、日本国憲法に関する個

別の論点についての専門的、効果的な調査を行うため、調査会のもとに四つの小委員会を設置し、調査を進めてまいりました。先ほど小委員長から報告がございました 4 小委員会でございます。

各小委員会における議論の内容は、去る 7 月 25 日及び本日、各小委員長より御報告いただきましたが、都合 24 名の参考人より御意見を聴取し、熱心な議論が行われました。

各参考人からの意見を聴取したテーマといたしましては、新時代の人権保障、外国人の人権、新しい人権、労働基本権と雇用対策、教育をめぐる階層差の拡大と基本的人権、議院内閣制のあり方、統治機構を再検討する視点、両院制と選挙制度、司法審査制度のあり方、明治憲法体制下の統治構造、憲法と政党、PKO、PKFを中心とした国際協力のあり方、FTAを中心とした国際社会における日本のあり方、日本の安全保障のあり方、EU憲法の動きと各国憲法、ドイツの再軍備・非常事態法制の経緯と背景、地方分権改革と道州制、市町村合併を初めとする分権改革の課題、地方自治と地方財政、地方分権を実現するための諸課題、三重県における生活者起点、地方分権における基礎的自治体の役割及び志木市における取り組みなどがありますが、これらの諸問題に関し、憲法との関係あるいは憲法のあるべき姿について、多岐にわたって熱心な議論がなされました。

また、本年においても、衆議院から、本調査会委員をメンバーとする調査議員団が海外に派遣され、9月末から10月上旬にかけて、イギリス、タイ、シンガポール、中国及び韓国並びにフィリピン、マレーシア及びインドネシアの8カ国の憲法事情について調査をしてまいりました。

その調査内容につきましては、去る 11 月 7 日の調査会においてその概要を御報告いたしたとおりでありますが、調査内容を一部御紹介いたしますと、イギリスにおける人権保障の実情、上院改革の現状、政官関係のあり方及びプレア労働党政権の地方政策、タイにおける憲法裁判所の活動状態、政治腐敗防止のための方策、フィリピン、マレーシア及びインドネシアのアジア 3 カ国の憲法の特徴及び憲法をめぐる政治社会情勢、シンガポールにおける人種的融和という観点からの選挙制度のあり方、中国における社会主義市場経済の概念、憲法改正の動向、韓国における憲法裁判所及び国家人権委員会の活動状態、議員立法の状況などであります。

これらの調査を経て痛感いたしますのは、各国において、社会情勢が急激に変遷していく 中で、それらの諸情勢に応じて、随時、憲法のあり方に関する国民的論議がなされ、それを 踏まえて憲法改正がなされてきているということであります。

本調査会の調査期間は、議院運営委員会理事会の申し合わせにより、おおむね 5 年程度を 目途とすることにされておりますが、第 154 回国会をもちまして、その調査期間の折り返し 点となる 2 年半が経過いたしました。

そこで、去る 11 月 1 日、本調査会として、これまでの調査の経過及びその内容を取りまとめた中間報告書を作成し、同日、議長に提出いたしました。そして、同月 29 日には、中間報告書の提出の経緯及び概要について本会議にて報告をいたしました。

さらに、本年においても、日本国憲法についての国民各層の意見を聴取するため、地方公 聴会を開催いたしました。 本年は、4月22日に沖縄県名護市、6月24日に北海道札幌市、そして12月9日に福岡県福岡市において、それぞれ21世紀の日本と憲法をテーマに、都合18名の意見陳述者から意見を聴取し、質疑を行い、また、11名の傍聴者からも意見を聴取しております。このように国民から直接に意見を伺う機会を持つことは、我々国民の代表者である国会議員にとって非常に重要であり、さらにこのことは、我々が現在行っている調査活動とその内容に対して国民の信頼を得ることにつながるものであります。

しかしながら、各地方公聴会におきまして、一部の傍聴者より、執拗な発言要求など議事 運営に支障を来す行為が時折なされました。このようなルールを無視した行為は、国民とと もに憲法について考える場にふさわしいものでないと考えておりまして、まことに残念であ り、遺憾に思うところであります。

このような調査活動を経て、本日は、この 1 年間積み重ねてまいりました議論を振り返りまして、本調査会の活動を総括する締めくくりの自由討議を行いました。

来年以降の調査につきましては、より一層専門的かつ効果的な議論を行う必要があると存じますが、本日の各委員の御意見も参考にさせていただきながら、今後、幹事会において協議をしてまいります。

今後とも、憲法は国民のものであるとの認識のもと、人権の尊重、主権在民、再び侵略国家とはならないという三つの原則を堅持しつつ、日本国憲法に関する広範かつ総合的な調査がなされていくものと信じております。

最後になりましたが、本日までの調査会におきまして、会長代理を初め、幹事、オブザーバーの皆様、そして委員各位の御指導と御協力により、公平かつ円滑な運営ができましたことに厚く御礼を申し上げます。

第 156 回国会第 1 回憲法調査会 (平成 15 年 1 月 30 日)(「現在の国際情勢と国際協力 (特にイラク問題、北朝鮮問題をめぐる憲法的諸問題)」の自由討議に際しての発言)

本調査会における調査もいよいよ後半へと歩みを進めることになりましたが、本日設置いたしました4小委員会におきましては、憲法の全条章を網羅した専門的かつ効果的な調査を行うこととなります。調査会におきましては、定期的に、この小委員会での議論を踏まえた全体的な討議を行うことにより、調査はより充実することかと存じますが、あわせて国民的に関心の高い時事的な諸問題につきまして、本調査会において憲法的見地から議論することも、また極めて有益であると考えております。

そこで本日は、幹事会での協議を受けまして、国民が重大な関心を寄せている国際情勢と 国際協力について、特にイラク問題、北朝鮮問題をめぐる憲法的諸問題に対する委員各位の 御意見に従い、討議に付してまいりたいと思います。

現在の日本を取り巻く国際情勢は、極めて不透明、不確実な状況にあります。

特に、イラクをめぐる緊張は、国連監視検証査察委員会による査察の報告を受けまして、 近来になく高まっております。そもそも、今回の査察受け入れを要求する国連決議第 1441 号は、国連安全保障理事会において全会一致で議決されたものであり、これに対するイラク の協力が不十分であったとの報告は、まことに残念なことであります。91年の国連安全保障理事会決議に反しましてイラクが大量破壊兵器を開発、保有することは、国際関係に重大な影響をもたらすものであり、許されざることでありますが、まして国際社会にとって不安なことは、その大量破壊兵器がテロリストの手に渡ることであります。経済のグローバル化に合わせるようにテロリストの活動もまたグローバル化しております。

一昨年9月の米国同時多発テロのような事件は、二度と繰り返させるわけにはまいりませんし、テロ活動は根絶されなければいけないということにつきましては、委員各位も同様の強い思いを抱いておられると存じます。

一方、北朝鮮における国際情勢も極めて厳しい状況にあります。これまでも北朝鮮が核兵器を開発しているのではないかとの疑惑はありましたが、昨年 10 月には、米国に対し核兵器の開発を進めていることを認めたとの発表もなされております。

そういった中、北朝鮮は昨年末、核施設の再稼働等を発表し、監視カメラや封印の撤去、IAEA 査察官の国外退去を実施いたしました。IAEA は、これに対し遺憾の意を表し、原状回復、核兵器開発計画の放棄等を求める決議を行ったところであります。それにもかかわらず、北朝鮮は今月 6 日に NPT からの脱退をも宣言いたしました。昨年の日朝平壌宣言に反して、ミサイル発射実験の凍結を取り消そうとする動きもある中で、これは我が国にとって重大な関心事であります。

また、不審船による領海侵犯が繰り返されておりましたが、一昨年 12 月に海上保安庁が 撃沈した不審船は北朝鮮のものであったことが確認されております。さらに、昨年行われま した日朝首脳会談においては、事実無根と主張してきた日本人拉致につきまして、その行為 を認めたところであり、我が国国民の人権が不当に侵害された事実が明らかになりました。

また、北朝鮮から中国への脱出者、いわゆる脱北者が日本政府に保護を求める動きが相次いでおります。昨日は、中国吉林省で公安当局に拘束されていたいわゆる日本人妻の方の帰国が実現いたしました。その境遇はさまざまであり、個別の事例ごとの対応が必要かと存じますが、そこには国内の法律問題や中国との外交関係など、多くの思慮すべき要因があります。

このような国際情勢の中、具体的事例に対峙して我が国の安全保障のあり方及び国際協力 のあり方について憲法的見地から委員間の討議を行うことは、本調査会の調査に資するとこ る大であると感じる次第であります。

なお、幹事会の協議決定により、この常会よりテーマごとの論点整理メモを作成して、委員の緻密な議論に資することといたしております。

本日は、イラク問題及び北朝鮮問題に関する資料のほか、本日のテーマに関連があると思慮される主な政府答弁の抜粋並びに憲法、サンフランシスコ講和条約等の関連条約、自衛隊法等の関連法律から成る法規集を事務局をして机上に配付いたさせました。

サンフランシスコ講和条約第5条(c)項では、「連合国としては、日本国が主権国として 国際連合憲章第51条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国 が集団的安全保障取極を自発的に締結することができることを承認する。」とされていますが、 これなども、単に歴史的な意味を持つだけでなく、今日的な問題にもつながる条項かと存じ ます。

委員各位におかれましては、資料の一つとして御参考にしていただき、活発な御議論に資することができればと存じております。

第 156 回国会第 6 回憲法調査会(平成 15 年 4 月 17 日) 憲法記念日を迎えるに 当たっての挨拶)

本日は、来る5月3日に本憲法調査会が設置されましてから4回目の憲法記念日を迎えるに当たって、委員各位の活発な御議論をちょうだいしてまいりましたが、最後に、会長として、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

これまでの調査の経緯についてでありますが、本調査会は、平成 12 年 1 月 20 日に設置されて以降、日本国憲法の制定経緯、21 世紀の日本のあるべき姿など、日本国憲法について広範かつ総合的な調査を進めてまいりました。

また、昨年からは、四つの小委員会を設置し、個別の議論についての専門的かつ効果的な調査に入るとともに、地方公聴会、海外調査も順調に進めてまいりました。地方公聴会は、本日議決をいただいた高松での地方公聴会で全国 8 カ所の実施となり、中国地方での開催を残すだけとなりましたし、また、海外調査も、平成 12 年、13 年の、ロシア、東欧を含む欧州各国及びイスラエルの首相公選制の憲法上の問題、昨年は、英国及びアジア各国の憲法事情に関する調査を行い、ほとんどの国に憲法裁判所があったことも事実でございます。

これらを踏まえて、昨年 11 月には中間報告書を取りまとめたわけでありますが、今国会になってから、残された調査期間も考慮しつつ、日本国憲法 103 条の全条章について網羅的な調査ができるよう小委員会を改組するとともに、それぞれの調査テーマをあらかじめ設定し、同時に、本調査会においても、小委員会での調査経過について定期的に小委員長から報告を受け、委員間の討議に付するなど、より充実した調査を行ったところでございます。

さらには、幹事会での協議に基づきまして、先般の 3 月 20 日の緊急総会のように、国民が重大な関心を抱いておりますイラク問題、北朝鮮問題のような時事的な問題についても、 憲法的見地から自由討議を行うなど、調査の実を上げてまいったと自負しております。

現在、日本の国力の衰亡、また国内においては、少子高齢化の問題、社会保障の財政の問題、あるいは家庭教育の問題、いろいろな問題が世間で騒がれておりますが、これらの問題も含めて、これからの議論の中で浮かび上がってきますのは、我が国と国連とのかかわりをどのように考えていくかという問題であるように思いますので、この機会をかりて、この点に関して所見を申し上げたいと存じます。

そもそも、サンフランシスコ平和条約の前文は、国連憲章との関係について言及しておりますし、また、日本国憲法は、国連憲章を念頭に置いて制定されたものであります。日本国憲法、サンフランシスコ平和条約及び国連憲章は、いわば三位一体の関係にあり、我が国の外交は、それらの定める原則にのっとり進められてまいりました。我が国は、国連安全保障理事会の非常任理事国を8回務め、PKOを初めとする人的協力もさまざまな分野で行っておりますし、また、国連大学本部を初め、多数の国連機関が国内に存在することも御存じのとおりであり、七つの在日米軍施設・区域においては、国連軍地位協定のもとで朝鮮国連軍に

対してもその使用が認められており、国連軍後方司令部要員や連絡将校が我が国においても 駐在をしております。

しかしながら、国連は、長期にわたる冷戦のもとで、安保理におけるソ連などの常任理事国による拒否権行使によりその機能を十分果たすことができませんでした。冷戦終結後は、湾岸戦争において一連の安保理決議が行われ、その中で停戦協定が成立し、国連の機能回復が期待された時期もございましたが、その後 12 年間にわたり、イラクにより国連決議が尊重されることもなく、今回の事態に至ったわけであります。しかも、今回のイラク攻撃に当たって、フランスの拒否権行使の表明などによって事実上国連安保理の決議が不可能となるという見通しが立った段階で、武力行使の容認の新たな決議がなされないなど、再び国連の機能不全が露呈してまいったと言わざるを得ません。このようなことについて、委員各位も同様の認識を持っておられると思います。

第二次世界大戦後の世界秩序の再構築のために設けられた国際連合でありますが、その創設時には51カ国であった加盟国が、現在では191カ国と4倍近い規模となっております。しかし、その基本的仕組みは、第二次世界大戦の戦勝国である米英仏中口がそのまま常任理事国となり拒否権を持つなど、当時の国際情勢の影響を色濃く残しており、複雑化が進む現在の国際情勢の中においては対応は困難になってきております。その中で、国連予算の約20%を拠出している我が国としては、機会のあるたびに国連改革の必要性を主張してまいりましたが、十分な改革が行われないまま現在に至っております。この点については、国連憲章第108条及び第109条を読めば一目瞭然でありますが、その改正には極めて厳格な手続が規定されていることも十分考慮する必要があります。

このような国連が置かれたこのような状況を踏まえて、我が国が自国の安全保障のあり方を考えるとき、国連中心主義は重要な原則ではありますが、同時に国連中心主義だけでは、 現実の外交を展開することは限界があるのではないか、これまでの調査会での議論の中から、 このような問題点がはしなくも明らかになってきたのではないかと存じます。

現在、イラク問題の焦点は復興支援、暫定政権機構と憲法の制定の問題が議論になろうと 思いますが、この点に関しまして、戦後イラク問題の処理と第二次世界大戦後の占領下の日本とを対比させて論じたものが、今月5日付のアエラに、長谷川熙氏執筆の興味深い記事が 掲載されておりますので、御紹介をしたいと思います。

第二次大戦に敗北したドイツのポツダム市内で 45 年 7 月 26 日に米、英、中華民国の 3 首脳が日本に降伏を迫った 13 項目がいわゆるポツダム宣言でした。

最終的に日本政府はこれを受諾して日本軍は無条件降伏をし、米進駐軍の先遣隊が到着した45年8月28日から対日平和条約が発効して独立が回復する52年4月28日までの6年8カ月の間、日本は、ポツダム宣言に基づいて連合国側に占領されました。日本の主権はダグラス・マッカーサー連合軍司令官に移りました。マッカーサー総司令官の連合軍総司令部は事実上、日本打倒を一手に引き受けた米軍の司令部に等しい実体でありました。

日本占領を開始するや、マッカーサー総司令官みずから、そして GHQ は矢継ぎ早に口頭、 文書で、また命令、指令、覚書の類を日本政府に発し、日本という国家の換骨奪胎を断行す る。そのほんの幾つかを時系列的に追っただけでも、陸海軍の解体、東条英機元首相など戦 争犯罪人容疑者の逮捕、政治的、公民的、宗教的自由に対する制限の撤廃、財閥の解体、教育勅語の廃止、学校からの奉安殿の撤去、修身、地理、歴史科目の授業停止、農地改革、国家と神道の分離、好ましくない人物の公職からの追放、日本国憲法草案の交付といったぐあいであります。新聞の事前検閲も始まる。好ましくない人物の公職からの追放とは、戦犯容疑者の訴追、裁判と並行して、職業軍人などAからG項の7分野にわたる計20万6千人が一切の公職から追放されたことをいいます。

さらにこの記事は次のように続きます。

憲法とは、諸外国のそれを参考にしつつも、その国の人々がみずからの頭で知恵を絞り、 甲論乙駁しながら練り上げて完成し、直し続けなければならないものと記者は考える。そう してこそ、少なからざる国々の憲法に共通する普遍的な要素とその国の歴史、伝統、美風を 吸収したものをつくり出せる可能性があるのではないか。

この記事にもありますような我が国の占領下における憲法制定の事実は、イラクにおける 戦後復興のあり方を考えるに当たって極めて参考になると考えますとともに、我が国の憲法 制定の経過をこの機会に客観的に振り返りながら、イラクの暫定政権への日本政府の関与の あり方の参考にすべきものと考えております。

今後の調査の方向性については、日本国憲法の制定、施行から 56 年の歳月を経ようとしている今日、少子高齢化の進行や世界的な自由貿易協定締結の流れなど、国内外の情勢は、制定当時には想像もできなかったほどの変貌を遂げてまいります。このような状況の中、憲法について広範かつ総合的な調査を行い、その結果を国民に提示することは、国権の最高機関たる国会の使命であります。本調査会の調査期間は、議院運営委員会理事会の申し合わせによりおおむね5年程度を旨とすることになっておりますので、残された期間はほぼ1年半であり、調査をより一層充実させていく必要があると痛切に感ずる次第でございます。

この常会の会期も残すところ3分の1ほどになりましたが、今会期中において、各小委員会において、さらに、明治憲法と日本国憲法、国際機関と憲法、情報アクセス権とプライバシー権、司法制度及び憲法裁判所等について調査をそれぞれ行うこととなっております。

もちろん、今後の課題といたしましては、国民にとって最も身近な問題の一つである医療、 年金の問題につきましても、少子高齢化が進む中で、その財政基盤は危機的状況にある。憲 法第 25 条の規定をどのように具現化していくべきか、より深い議論を積み重ねていく必要 があろうかと存じます。国と地方との関係、そして、それを踏まえた両院制のあり方といっ た統治機構の問題や、私学助成の問題と憲法 89 条、裁判官報酬の引き下げと憲法第 79 条、 第 80 条といった、憲法との関係について問題があるのではないかと言われている事項も多々 ございますので、これまで同様に、憲法は国民のものであり、その議論も国民から乖離した ところにあってはならないとの認識のもとで、人権の尊重、主権在民、再び侵略国家とはな らないという三つの原則を堅持しつつ、日本国憲法に関する広範かつ総合的な調査を行って まいりたいと存じます。

改めまして、会長代理初め、幹事、オブザーバーの皆様、そして委員各位の御協力をいた だきますようお願い申し上げまして、憲法記念日を迎えるに当たっての私のあいさつとさせ ていただきます。

第 156 回国会第 9 回憲法調査会(平成 15 年 7 月 24 日) 会期終了を迎えるに当たっての発言)

この際、一言ごあいさつ申し上げます。

本日をもちまして、第156回国会における憲法調査会は最終回となります。

御承知のとおり、今国会におきましては、日本国憲法の前文及び 103 カ条の全条章を網羅的に調査するため、調査会のもとに四つの小委員会を設置し、専門的かつ効果的な調査を進めてまいりました。すなわち、最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会、安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会、基本的人権の保障に関する調査小委員会及び統治機構のあり方に関する調査小委員会の 4 小委員会であります。

各小委員会における議論の概要につきましては、毎月、各小委員長より御報告をいただい ておりますが、都合 25 名の参考人より意見を聴取し、委員間においても活発な議論がなさ れました。

また、参考人からではなく、小委員 2 名から意見を聴取し、これに対して質疑または発言を行い、その後自由討議を行う調査方法も導入し、安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会において、国際協力、特に ODA のあり方を中心について及び憲法第 9 条、戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認についての 2 回、統治機構のあり方に関する調査小委員会においては、国会と内閣の関係、国民主権と政治の基本機構のあり方全般についての 1 回、都合 3 回実施いたしました。

小委員各位によるこれまでの調査を基礎とした大局的な議論は極めて有意義であり、調査 に資すること大であったと感じております。

一方、調査会におきまして、自由討議を中心にその調査を行いました。従前より節目ごとに自由討議を行ってまいりましたが、今国会はそれに加え、月ごとに小委員長から小委員会の調査の経過についての報告を聴取し、そのテーマについて全体で討議を行うことにより、調査をより一層充実させてまいりました。

また、国際情勢が緊迫度を増す中で、国民的な論争の対象となっている時事的な諸問題に つきましてもあわせて議論を行うことが日本国憲法についての広範かつ総合的な調査に資す るとの観点から、幹事会の協議決定に基づき、イラク問題及び北朝鮮問題に関する憲法的見 地からの自由討議を3度にわたり行いました。

自由討議において、我が国を取り巻く不透明、不確実な国際情勢の中での安全保障のあり 方や国際協力のあり方についてはもとより、日本国憲法とサンフランシスコ講和条約、国連 憲章、日米安保条約との関係などについても非常に活発な議論が交わされました。

サンフランシスコ講和条約第5条(c)項「連合国としては、日本国が主権国として国際連合憲章第51条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結することができることを承認する。」との規定は、決して歴史的な意義のみを持つものでなく、今日の我が国の安全保障についての議論をする際には忘れてはならない前提の一つではないかと感じている次第であります。

今国会における調査の特徴といたしましては、天皇制や憲法第9条といった、これまで議論すること自体が避けられてきた分野にまでその調査の範囲を広げたことが挙げられます。

まさに日本国憲法に関する広範かつ総合的な調査が行われたわけでありますが、そのような分野における調査におきましても、委員各位が終始冷静かつ熱心に討議を行っていたことが印象に残っております。また、各小委員会や調査会においてこのような議論を積み重ねる中で、各党の考え方の中で一致する点、合意できる点を見出しつつあるということは、今国会の調査における大きな収穫ではなかったかと感じております。象徴天皇制の存続について、また自衛隊の存在について、それぞれ各党の意見の一致が見られたことは大変喜ばしいことであります。

さらに、今国会も、日本国憲法について国民各層の御意見を聴取し、憲法調査会における 調査の参考にするため、5月12日に石川県金沢市において第7回の、6月9日には香川県高 松市において第8回の地方公聴会を開催してまいりました。

両会議の概要は、5月29日及び6月12日に仙谷由人会長代理から御報告をいただいたとおりでありますが、公募の11名の意見陳述者から日本国憲法についての御意見を聴取し、私を含め延べ15名の派遣委員が質疑を行い、8名の傍聴者から発言を聴取しております。

申し上げるまでもなく、憲法は国民のものであります。しかしながら、我が国では、戦後間もなく始められました私学助成の問題と憲法 89 条の公の支配に属さない団体への公金支出禁止規定、昨年に行われた裁判官報酬の引き下げ問題と憲法 79 条及び 80 条の裁判官報酬の減額禁止規定といった違憲の疑いが指摘される問題について、憲法の規定を正面から検討せず、いわゆる解釈改憲で問題解決を図るといういささか安易な対応がなされてきたことは否めないのではないかと存じます。

国権の最高機関に設置された憲法調査会は、こういった諸問題について、憲法的観点から 大所高所の議論を行うことができる唯一かつ最適の機関であります。国民の代表たる国会議 員がさまざまな立場から討論し、一致点を見出していくという作業は非常に重要な意義を持 つものであろうと思います。

本調査会では、人権の尊重、主権在民、再び侵略国家とはならないという三つの原則を堅持しつつ、日本国憲法に関する広範かつ総合的な調査を3年半にわたって行ってまいりました。

これまでの総調査時間は、小委員会を含めますと 310 時間を優に超え、この間に招致した 参考人等も延べ 89 名に上ります。おおむね 5 年程度をめどとすることとされている調査期間も、あと 1 年半を残すだけとなっております。残された課題につきましても充実した調査を行ってまいりたいと存じます。特に国民的関心の高い年金、医療、福祉といった社会保障のあり方と憲法の問題、我が国でも構築が進められている電子政府化の導入に係る憲法上の問題につきましては、調査すべき点も多く、幹事会にて御相談の上、次期国会において調査を行いたいと存じております。

会長代理を初め、小委員長、幹事、オブザーバーの方々、そして委員各位の御指導と御協力により、今国会もまた公平かつ円滑な運営ができましたことに対し厚く御礼を申し上げるとともに、改めてさらなる御協力をお願い申し上げて、閉会の辞とさせていただきます。ありがとうございました。

第 157 回国会第 1 回憲法調査会(平成 15 年 10 月 2 日) 会期終了を迎えるに当たっての発言)

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

日本国憲法に関する広範かつ総合的な調査を行うものとして平成 12 年 1 月 20 日に設置された本調査会は、日本国憲法の制定経緯から調査を開始し、戦後の主な違憲判決、次いで、21 世紀の日本のあるべき姿に関する調査を遂げ、第 154 回国会からは四つの小委員会を設置して個別論点の調査に入り、現在、日本国憲法の前文及び 103 カ条の網羅的な調査を行っているところであります。

日本国憲法の制定経緯に関する調査においては、その制定にまつわる一連の客観的な歴史的事実について、その評価は別として、各委員の共通認識は持つことができたものと考えます。戦後の主な違憲判決に関する調査では、我が国の違憲審査制及びその運用実態を明らかにしましたが、違憲審査制度のあり方については検討すべき点が多いと感じられました。21世紀の日本のあるべき姿に関する骨太な調査、及び小委員会における専門的かつ効果的な議論においては、我が国の安全保障や国際協力のあり方に大きなかかわりを持つ国内外の情勢の変化や、基本的人権の保障のあり方に影響を与えるものとなってきている科学技術の進展等について、多様な観点から議論をいたしました。

また、第 156 回国会以降、各小委員会では、調査の内容の豊富化はもとより、討議の過程を重視した調査方法の導入など手法にも工夫を凝らして精力的な調査を実施し、調査会においては、小委員会における調査の成果を踏まえ全体で討議を行うほか、時事的な問題について憲法的見地からの自由討議を行う等、調査をより一層充実させているところであります。

この間、第 155 回国会においては、おおむね 5 年程度を目途とする本調査会の調査期間のおよそ半分が経過したこと等から、調査会の活動経緯、調査会における議論の憲法の各条章に沿った形での客観的な整理を内容とする中間報告をまとめ、平成 14 年 11 月 1 日に衆議院議長に提出をいたしました。

本調査会は、天皇制や憲法 9 条の問題などこれまで議論をすること自体が避けられてきた 分野についても調査を行ってまいりました。このような分野における調査においても、終始 冷静かつ熱心に討議が行われてきたと理解しております。議論を積み重ねる中で、象徴天皇 制の存続など各党の考え方の集約が見られる分野がある一方、意見の対立がある分野も残さ れていると承知しておりますが、いずれにしても、憲法に関する議論が格段に深まってきた ことは大変喜ばしいことだと考えております。

調査会及び小委員会における調査と並行して、諸外国の憲法事情を調査するため、憲法調査議員団による海外調査を毎年、都合 4 回にわたって行っております。王室制度を有する国や中立政策を維持してきたスイス等を含む西欧各国、ロシアを初め旧共産圏に属する東欧各国、中東に位置するイスラエル、東南アジア各国、我が国の隣国である中華人民共和国及び大韓民国、そして先ほど概要を報告いたしました北米各国等、計 17 カ国を訪問し、合計 27 カ国の憲法事情について調査をいたしました。

各国で、国際社会の変化やそれぞれの国が抱える国内的事情を背景としながら、それらの 諸事情の変化に対応して憲法改正に係る論議が国民に提示され、その国民的な論議を通じて 随時憲法改正が行われているという点が印象に残りました。

また、多くの国々で導入されている憲法裁判所において、法令の合憲性審査を行うことによって権力相互の抑制に資しているだけでなく、直接に国民からの権利救済申し立てを受けるなど人権保障のとりでとしての機能をも果たしている点についても、大いに考えさせられるものがありました。

さらに、海外調査事項の一つとして、イスラエルの首相公選制がありました。首相公選制の導入及び廃止の経緯、これに対する評価等についての同国での調査を踏まえ、本調査会において活発な議論が行われましたが、国会との関係、天皇制との関係など統治機構に関する広範な論点について十分な検討を要する問題であり、慎重あるいは消極的な意見が多数を占めてきたように思います。

また、国内においても、憲法に関し広く国民各層の意見を聴取すべく既に 8 カ所で地方公 聴会を実施し、中国地方での開催を残すのみとなりました。

申し上げるまでもなく、憲法は国民のものであります。しかし、我が国では、自衛隊と憲法 9 条との関係、戦後間もなく始められた私学助成と憲法 89 条の公の支配に属さない団体への公的資金の支出禁止規定との関係、裁判官報酬引き下げと憲法 79 条、80 条の裁判官報酬の減額禁止規定との関係といった憲法上の問題が指摘される事項について、解釈を通して問題の解決を図るという対応がなされてきたことは否めないのではないかと存じます。憲法に対する国民の信頼を確保するという観点を踏まえ、憲法の規定を正面から十分に検討、議論をすることが必要であります。

国権の最高機関に設置された憲法調査会は、こういった諸問題について、憲法的観点から 大所高所の議論を行うことができる唯一の最適機関であります。国民の代表である国会議員 が憲法に関しさまざまな立場から討論し一致点を見出していくという作業は、非常に重要な 意義を持つものと思います。

本調査会では、人権の尊重、主権在民、再び侵略国家とはならないという三つの原則を堅持しつつ、日本国憲法に関する広範かつ総合的な調査を3年9カ月にわたって行ってまいりました。

これまでの総調査時間は小委員会を含めますと310時間を超え、この間に招致した参考人等は延べ89名に上ります。おおむね5年程度をめどとすることとされている調査期間も、あと1年3カ月を残すだけとなっております。

現在、国民的関心の高い社会保障と国民負担率の問題、法律構築が進められている電子政府の導入に伴って生ずるプライバシーの憲法上の保護の問題など残された課題も多く、また、きょうの議論にもございましたように、自由貿易協定の締結と地域安全保障の問題等、今後議論をしなければならない多くの問題が残されており、幹事会にて御相談の上、さらに充実した調査を行ってまいりたいと存じます。

会長代理を初め、小委員長、幹事、オブザーバーの方々、そして委員各位の御指導と御協力により、これまで公平かつ円滑な運営ができましたことを厚く御礼申し上げるとともに、 改めてさらなる御協力をお願い申し上げて、私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

第159回国会第1回憲法調査会(平成16年1月22日)(会期冒頭の挨拶)

本調査会は、設置以後、人権の尊重、主権在民、再び侵略国家にならないという三つの原則を堅持しつつ、日本国憲法の制定経緯、戦後の主な違憲判決、21 世紀の日本のあるべき姿に関する調査を経て、小委員会において、個別論点の調査、憲法の全条章についての網羅的な調査を行うとともに、全国8都市において地方公聴会を開催し、国民各層から日本国憲法に関する意見を聴取してまいりました。

また、平成 14 年 11 月 1 日には、この間の調査の経過及びその内容を取りまとめた中間報告書を作成し、議長に提出いたしました。

なお、この間、衆議院より派遣された議員団による諸外国の憲法事情に関する調査も 4 回行われております。

本調査会では、天皇制や憲法 9 条の問題など、これまで議論をすること自体が避けられて きた分野につきましても調査を行ってまいりました。このような分野における調査において も、終始冷静かつ熱心に討議が行われてきたと理解しております。

各小委員会や調査会においての議論を積み重ねる中で、象徴天皇制の存続など各党の考え 方の集約が見られる分野、首相公選制など慎重あるいは消極的な意見が多く見られた分野、 安全保障など意見の対立がある分野等があったと承知しておりますが、いずれにいたしましても、憲法に関する議論が格段に深まってきたことは大変喜ばしいことと存じます。

申し上げるまでもなく、憲法は国民のものであります。しかしながら、我が国では、自衛隊と憲法 9 条との関係だけでなく、戦後間もなく始められた私学助成と、憲法 89 条の公の支配に属さない団体への公金支出禁止規定との関係、人事院勧告の実施に伴い行われた裁判官報酬の引き下げと憲法 79 条、80 条の裁判官報酬の減額禁止規定などとの関係といった違憲の疑いが指摘される諸問題について、解釈を通じて問題解決を図ろうとするいささか安易な対応がなされてきたことは否めないのではないかと存じます。

さらには、憲法 96 条の改正手続規定の具体化である国民投票制度が未整備であることは 立法の不作為行為であるとの批判もあるところであり、国民投票法案及び国会法一部改正法 案が注目を集めております。

今月 20 日にイラク復興支援のため陸上自衛隊の先遣隊がイラクのサマワに到着し、連日報道されておりますが、自衛隊による対応措置の実施が憲法 9 条の禁ずる武力の行使と評価されないことをどう担保するか、国連の枠組みのもとにおける国際協力の重要性等、従来から、憲法 9 条のもとで我が国がどのように国際協力を果たしていくのかについて議論がなされてきましたが、今なお一層議論を深めていく必要があると存じます。

その他、年金、医療、福祉といった社会保障のあり方と憲法の問題、電子政府の構築に伴って生ずるプライバシーの憲法上の保護の問題、両院制を維持すべきか一院制をとるべきかなど、国会の組織はいかにあるべきかという議論、地方税財源、道州制の議論など、人権、統治の分野において、憲法的視点からの議論が十分であるとは言えない課題もまだ残されており、こういった諸問題に関し、憲法に対する国民の信頼を確保するという観点を踏まえ、憲法の規定を正面から十分に検討、議論することが必要であります。

本調査会の調査期間は、議院運営委員会理事会の申し合わせにより、おおむね5年程度を

めどとすることとされており、我々に残された時間はあと1年程度となってまいりました。 よって、今国会では、さきに申し上げましたようないまだ議論の行われていない分野、憲法 的論議の不十分な分野についての調査が不可欠であります。

さらには、来るべき最終報告書の作成に向け、憲法議論の整理、集約を視野に入れた議論を試みる必要もあるのではなかろうかと存じます。大変困難な作業であるとは存じますが、 我々国会議員がこの困難を乗り越え、その成果を国民に提示できてこそ、その職責を全うすることができるのであります。

第一党である自民党は、平成 17 年 11 月の立党 50 年をめどとして新憲法草案を起草するとし、第二党である民主党は、平成 18 年までに新たな憲法のあり方を国民に示したいとして、それぞれ憲法改正について積極的な姿勢を打ち出したところであり、憲法論議の機運がにわかに高まってきております。本調査会においても、このような状況を踏まえ、憲法問題に関する論点を掘り下げた、より建設的な憲法の議論が行えるのではなかろうかと考えている次第であります。

かねてより申し上げておりますとおり、私といたしましては、国民的な論争の対象となっている時事的な諸問題につきましても、当調査会が日本国憲法についての調査を行うに際し、あわせて議論を行うことが、その広範かつ総合的な調査にとって極めて有益であると考えております。

そのような観点からも、本日は、最近の情勢にかんがみて、安全保障問題、社会保障と国 民負担率の問題、三位一体論などの地方分権の問題等を中心として国民的に関心の高い憲法 的諸問題について、活発な御議論をいただきたいと存じております。

第 159 回国会第 8 回憲法調査会(平成 16 年 6 月 10 日) 会期終了を迎えるに当たっての発言)

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

第 159 回国会において、現時点で予定されている調査会は、本日が最終回となります。

今国会におきまして、従前より実施している日本国憲法の前文及び 103 カ条の全条章の網羅的な調査を継続し、遂行すべく、調査会のもとに四つの小委員会を設置して、調査を進めてまいりました。

各小委員会における議論の概要につきましては、毎月、各小委員長より御報告をいただい ておりますが、いずれの小委員会におきましても、小委員各位による議論は極めて活発であ りました。

また、本調査会におきまして、その小委員長からの報告聴取及び自由討議のほか、科学技術の進歩と憲法というテーマを掲げて個別の調査を行いました。

さらに、日本国憲法について国民各層の御意見を聴取し、憲法調査会における調査の参考にするため、3月15日に広島県広島市において第9回目の地方公聴会を開催し、平成13年4月の宮城県仙台市から始まった地方公聴会は全国一巡をいたしましたし、5月12日及び13日の2日にわたって中央公聴会も開催いたしました。

このように、今国会におきまして、活発かつ順調に調査を進めることができましたことは、

ひとえに委員各位の憲法調査に対する御熱意と御協力のたまものと、深く感謝する次第でございます。

このように、委員各位とともに精力的に調査を進めてきました今会期の憲法調査会の調査 を終えるに当たり、幹事会での申し合わせに従い、会長として、それらの調査を通じて特に 印象深く感じた幾つかの点について、所見を申し上げたいと存じます。

まず、何といっても印象が極めて深かったのは、本調査会において調査を行った科学技術 の進歩と憲法の関係でございました。

戦後の科学技術の進歩には、実に目覚ましいものがあります。これら科学技術の進歩は、 自然科学の分野に限らず、憲法を含む国家の法制度に重大な影響を及ぼす可能性のあること が明確になってきたと存じます。

例えば、近年、日本国憲法制定時には想像もできなかった遺伝子工学という分野が出現を しています。しかし、クローン技術、遺伝子組み換え技術などが乱用された場合の倫理面や 環境面への弊害は予測できないものがあり、これは翻って、日本国憲法の最高価値である個 人の尊厳に重大な影響を与えかねない問題であります。

これを、憲法上のテーマとして具体的に構成すれば、いわゆる生命倫理規定や環境権・環境保全義務に関する規定の是非といった問題になるわけであります。事実、1996年に、イギリスでドリーと名づけられたクローン羊が誕生しましたが、その3年後には、スイス憲法が改正され、人間のクローン化を禁ずる規定が設けられております。

このほかにも、通信衛星を初め、放送衛星等の打ち上げによる通信手段の革新、インターネットの普及等による情報通信技術の急激な進歩が新しい社会への影響を与えております。 最近、佐世保市におけるインターネットを通じた少女の殺人事件もその一端ではないかと考えます。これに関連して個人のプライバシーの保護や国民の知る権利などの議論がなされているところですし、また、先端的研究によって生み出された知的財産権の保護は、世界各国でも喫緊の課題となっているところであります。憲法上に、これらの規定を有している国の数は、既に40数カ国以上に上ります。

確かに、法律レベルでは、我が国においても、科学技術基本法の制定、知的財産高等裁判所の設置の準備等、科学技術の進歩に対応した法制度が徐々に構築されつつあります。しかし、一方においては、その制度を支えるはずの人材は、医事関係訴訟、公害関係訴訟及び知財関係訴訟の地裁における新受理件数が年間約 1700 件に及ぶ状況であるにもかかわらず、約 3000 人全国の裁判所にいる裁判官のうち理系出身の裁判官が 8 人しかおられないことに象徴されるように、十分なものではございません。

科学技術の進歩に対応した法制度の裏づけとなる基本的な規定を憲法の中に設けるべきではないか、こういう御議論が、諸外国の例を参考にしつつ、さまざまな立場からなされたことは、大変有益な議論だったと思います。

もう一つ、9条と国際協力に関する調査もまた、印象深いものでした。

我が国の人的貢献の側面における国際協力のあり方及び国内体制の未整備が厳しく問われたのは、1990年以後の湾岸危機を契機としたものであったと存じます。その後、1992年にいわゆる PKO 法が成立し、周辺事態法、テロ特措法、イラク特措法というぐあいに、個別

的、具体的な制度設計に当たっては、我が国憲法のもとで実施し得る国際協力の範囲に関して、集団的自衛権の行使の禁止及び武力行使との一体化論を含む 9 条解釈論が、繰り返し議論されてきたようなわけであります。

このような議論の推移にかんがみるとき、法治国家として、国際社会において我が国がな し得ることとなし得ないことの基本を、国家の基本法において疑義のないように明確に規定 していくべきではないか、そういう議論が出てくることは、当然のことであると存じます。 事の是非に関する立場の違いを超えて、この憲法に基づく政治という立憲民主主義の要請に ついて、委員各位とも共通認識を持たれたものと存じます。

この 9 条と法治国家あるいは立憲主義の問題に関連して、私自身が常日ごろから疑問に思っていることがございます。

それは、憲法規範と現実の乖離は、9条の問題に限られているわけではございません。先般来御議論のございました私学助成と憲法89条関係はよく引かれる例でありますが、それだけでなく、例えば、きょう森山委員が御発言になった裁判官報酬引き下げと憲法79条、80条の裁判官報酬の減額禁止規定との関係も、その典型的な例であります。これらを憲法違反でないとする解釈は、学者あるいは役人的には不可能ではないとしても、決して、主権者である国民にわかりやすい解釈とは言えないと思います。最高裁判所が憲法判断に消極的で、憲法上の争点については公権的判断が的確に得られていないこともまた国民にわかりにくい法の解釈、運用を許す原因となっているのだと思います。

国民にわかりづらい法の解釈、運用ということ自体、法治国家、立憲国家の観点から問題であるのみならず、憲法が国民に理解されにくい形で運用されているとすれば、国民の規範意識の希薄化、憲法に対する信頼性の喪失をもたらしかねない、それこそが最も重要な問題ではないか、そんな感想を申し添えておきたいと思います。

他方、これらとは逆の問題もあります。憲法 96 条の憲法改正規定に基づく手続法が、戦後 60 年、制定されていないことであります。憲法が当然に予定している法制度が、憲法施行後約 60 年にわたって整備されていなかった。これに関する積極、消極の両方のお立場からの御議論も、活発になされたことも、また、印象の深いものでありました。

最後に、天皇制に関する議論について、一言、申し上げたいと存じます。

従来、ともすればタブー視されてきた象徴天皇制の問題についても、この憲法調査会ほど 広範にかつ詳細に議論されたことはなかったのではないか、それほどまでに熱心かつ具体的 な御議論が繰り広げられてきたのであります。

この御議論を通じ、象徴天皇制それ自体の存続については、各党各会派ともに異論がないところと確信いたしますが、今国会において、特に、議論の焦点の一つとなったのは、本日も議論のございました女性天皇の問題であったかと存じます。女性天皇の問題につきましては、憲法事項か皇室典範という法律事項かの議論もございますが、いずれにしても国家の象徴である天皇制の問題と密接にかかわる問題でございますので、引き続き、議論に値する重要なテーマの一つかと存じます。

以上、今国会における調査会の議論を通じての若干の所見を申し述べてまいりましたが、 言うまでもなく、本調査会は、国権の最高機関に設置された機関として、国の内外の諸問題 について、憲法的観点から大所高所の御議論を行うことができる唯一かつ最適の機関であります。国民の代表たる国会議員がさまざまな立場から討論し、意見の相違を尊重しつつも共通認識を醸成していくという作業は非常に重要な意義を持つものと存じます。

本調査会では、人権の尊重、主権在民、再び侵略国家とはならないという三つの原則を堅持しつつ、日本国憲法に関する広範かつ総合的な調査を行ってまいりました。おおむね5年程度をめどとすることにされている調査期間も、残りわずかとなっておりますが、引き続き、この三原則を堅持しつつ、最終報告書の作成に向けて努力してまいりたいと存じます。なお、各会派におかれましては、調査会が調査を遂げた後において国会としてどのように対応していくべきかについて多大の御関心があるものと存じます。

最後になりましたが、会長代理を初め、小委員長、幹事、オブザーバーの方々、そして委員各位の御指導と御協力により、今国会もまた公平かつ円滑な運営ができましたことに対し厚くお礼を申し上げるとともに、改めてさらなる御協力をお願い申し上げて、閉会の辞とさせていただきます。ありがとうございました。

第 160 回国会第 1 回憲法調査会 (平成 16 年 8 月 5 日)(自由民主党、民主党及び公明党の憲法調査会の論点整理あるいは憲法提言に関する発言聴取に当たっての発言)

本日は、本年6月の常会終了日前後に相次いで公表された、自由民主党、民主党及び公明党、この3党の憲法調査会の論点整理あるいは憲法提言に関して、それぞれ発言を聴取した上で、議論を進めてまいることになりました。

憲法施行後約 60 年を経て行われている現下の各党における憲法論議の概要を本調査会において聴取し、及びその論議を会議録にとどめることは、今後の憲法論議にとってまことに意義深いものであると考えまして、これまで 4 年半にわたって精力的に進めてまいりましたこの憲法調査会の調査が、本日の調査を踏まえましてますます充実したものとなっていくことになるわけでございます。

幹事会での申し合わせに従って、調査に先立って、会長として一言ごあいさつを申し上げます。

本調査会は、平成 12 年 1 月に設置されてから今日に至るまで、基本的人権の尊重、主権在民、再び侵略国家にならないという三つの原則を堅持しつつ、日本国憲法の制定経緯、戦後の主な違憲判決及び 21 世紀の日本のあるべき姿に関する調査を経て、平成 14 年 2 月からは四つの小委員会を設けて、個別論点の調査、憲法の全条章についての網羅的な調査を行うとともに、全国 9 ブロックにおける地方公聴会及び 2 日間にわたる中央公聴会を開催して、国民各層から日本国憲法に関する意見を聴取いたしてまいりました。

また、平成 14 年 11 月 1 日には、この間の調査の経過及びその内容を取りまとめた中間報告書を作成し、議長に提出するとともに、同月 29 日には、本会議においてその経緯及び概要を報告した次第でございます。

この間、衆議院より派遣された議員団による諸外国の憲法事情に関する調査も 4 回行われております。

本調査会において、天皇制や9条の問題など、これまで議論をすること自体が避けられてきた分野、あるいは強いイデオロギー対立のあった分野のほか、科学技術の進歩と憲法の問題、少子化、高齢化社会における社会保障のあり方と憲法の問題、高度情報化社会におけるプライバシーの憲法上の保護の問題、首相公選制の是非、両院制の是非及び衆参両院議員の選出方法及び権限の問題、課税自主権、道州制を初めとする地方自治のあり方の問題等、人権、統治の両面について真摯な議論がされてまいりました。

昨日、東京で憲法裁判制度に関する国際シンポジウムが行われたようでございますが、本調査会における調査の中でも、最高裁判所の違憲判断への極めて消極的な姿勢、特に統治行為や行政機関の行為などに関して憲法判断を避ける傾向があることなど、憲法の運用実態における問題点なども明らかになってまいりました。

これらの諸問題に関する広範かつ総合的な調査を通じ、私たちは、改めて、憲法に基づく 政治という立憲民主主義の重要性に対する認識を共有してまいった次第でございます。

このように進めてまいった本調査会の調査ですが、その調査期間は、衆議院議院運営委員会理事会の申し合わせにより、おおむね5年程度を目途とするとされており、我々に残された時間はわずかとなってまいりました。

今後は、最終報告書の作成に向けて、これまでの議論の中で相互に共通の認識が醸成された論点を見出すとともに、委員間で意見の相違が見られる分野については、それを尊重しつつ、その議論の状況を整理しながら必要な調査を行うという作業が必要になってくるものと存じます。これは大変困難な作業であると存じますが、我々国会議員がこの困難を乗り越え、その成果を国民に提示できてこそ、職責を全うすることができるものと存じます。

本日の調査をきっかけとして、衆議院憲法調査会における調査が最終報告書の取りまとめに向けて一層充実したものになるとともに、各党における憲法論議もこれまで以上に活性化され、さらには、国民の間における憲法論議の機運も高まっていくことを心から期待いたしております。そして、それが回り回ってこの衆議院憲法調査会にフィードバックして、さらに憲法論議を深めていく、本日の調査は、その第一歩であり、今後の憲法論議にとって意義深い調査となるものと確信をいたします。

第 161 回国会第 2 回憲法調査会(平成 16 年 10 月 21 日) 「議会オンプズマンその他の行政に対するチェックの仕組み」の自由討議に際しての発言)

この際、一言申し上げます。

本調査会では、さきの常会におけるオンブズマン制度、財政統制のあり方、行政訴訟のあり方等に関する調査を行うなど、これまで行政に対するチェックのあり方について幅広く調査をしてまいりました。本調査は、さきの海外調査におけるスウェーデンや EU のオンブズマン制度に関する調査を踏まえ、オンブズマン制度を中心としつつ、広く行政に対するチェックのあり方について再度議論を深めることを目的としたものでございます。

さて、ここで我が国における行政に対するチェックの諸手段について概観いたしてみますと、国会は、法律の制定、改廃を通じて行政に対し授権し、あるいは制限を加えるほか、議院の決議や委員会質疑、議院の国政調査権によって内閣や行政各部に対し日々チェックを加

えております。このチェックをいかに実効あらしめるかがまさに問題であり、今後、議会オンプズマンの導入の検討を含め、アイデアを幅広く検討していくことが必要だと思います。

納税者の視点からすると、今後の国民負担率の上昇に伴い、税金の使途に対する関心は厳しくならざるを得ず、その代表者としての国会は、行政の諸活動の適法性のチェックのみならず、その効率性についても監視を深めていくことがますます要請され、その際に大きな役割を果たすのが会計検査院であると考えます。平成9年には会計検査院に対する議院からの検査要請制度が創設されたところでありますが、なお国会と会計検査院の協働のあり方について検討していくことが必要であると考えられます。

また、裁判所も行政訴訟や国家賠償訴訟等を通じて行政に対するチェックの機能を果たしております。先週、関西水俣病訴訟において、国と県に損害賠償を命ずる最高裁判決が出たところでございますが、行政訴訟については、従前より、諸外国に比して事件数が少なく、原告の請求の認容率も低いという指摘がなされてきたところであります。これに対して、今般の司法制度改革の一環として、より利用しやすいものとするために行政事件訴訟法の改正が行われたところでございますが、その効果を検証し、国民の実効的な権利救済のためにどのような改正が必要かについて不断に検討していく必要があるものと考えられます。

以上の外部的チェックに対して、行政に対する内部的チェックとしては、行政評価制度や 行政相談制度を挙げることができます。特に行政相談制度は、日本型オンブズマンとも位置 づけられ、オンブズマンの導入を検討するに当たっては、同制度とオンブズマンの関係を検 討する必要があると考えられます。

なお、地方自治体では、監査委員に対する住民監査請求及び住民訴訟が、財務会計事項の チェックを契機としながら、広く行政活動に対するチェック機能を果たしているほか、外部 監査制度も導入されております。また、1990年の川崎市を初めとして、約30の自治体にお いて行政府型オンブズマンが設置されており、例えば、川崎市のオンブズマンでは毎年約160 件の事件が処理されていると聞いております。

さて、我が国においてオンブズマン制度を導入すべきかということが最大の論点になるわけでございますが、この点につきまして、本年3月の調査において、積極的な意見とやや慎重な意見が述べられたように思います。

導入に積極的な意見としては、行政が肥大化している現状において、行政機関から独立して、国民の権利救済、行政統制または行政監視を行うために必要な制度である、行政を統制、 監視するという国会の機能強化の観点から大きな役割を果たす等の意見が述べられております。

これに対して、導入にやや慎重な意見としては、コストの問題もあることから、現行制度に屋上屋を架すべきではなく、まず、衆議院の決算行政監視委員会その他の衆参両院の委員会、総務省の行政相談制度といった現行制度の充実を図るべきである、議会が行政に対するチェックという本来の職務を果たしていれば必要がない等の意見が述べられました。

この点、現代国家が大きな政府となったことに伴い、その統制の要請が高まったということがオンブズマン制度の世界的発達の背景にあるということは、統治機構小委員会において 参考人も指摘されたところであります。北欧のような高福祉・高負担の国家においてオンブ ズマン制度が発達してきたことは、偶然ではなく、大きな政府に対する統制の要請が高まったためではないかと考える次第であります。

次に、オンブズマン制度を導入するとした場合、その法的措置についてどう考えるべきかが問題となります。

この点、さきの海外調査において、欧州オンブズマンのディアマンドロス氏が、オンブズマンの独立性の観点から、オンブズマン制度は憲法の中に明文化されていることが望ましいと述べられたことが印象に残っておりますが、今後真摯な議論が必要であろうと考えております。

以上、本調査に当たっての発言とさせていただきます。

第 161 回国会第 4 回憲法調査会 (平成 16 年 12 月 2 日)(平成 16 年の調査最終日の発言)

この際、幹事会での申し合わせに従い、一言ごあいさつを申し上げます。

本日が今年最後の調査会となります。

本年は、常会において、従前より実施してきた日本国憲法の前文及び 103 カ条の全条章の網羅的な調査を継続して行うために、調査会のもとに四つの小委員会を設置して調査を行いました。参議院の通常選挙後の臨時会では、憲法に関する論点整理あるいは憲法提言を行った政党の所属の委員から発言を聴取した上で議論をいたしました。今国会では、EU の憲法条約等についての海外調査の成果を踏まえた調査等を実施いたしました。

また、常会において広島県広島市で第9回の地方公聴会を開催し、常会及び今国会において都合5日にわたって中央公聴会を開催いたしました。

このように、本年におきましても、活発かつ順調に調査を進めることができましたことは、 ひとえに委員各位の憲法調査に対する御熱意と御協力のたまものと深く感謝する次第でござ います。

委員各位とともに精力的に進めてまいりました調査でありますが、本年の調査を終えるに 当たり、それらの調査を通じて特に印象深く感じた幾つかの点について、私の所見を申し上 げたいと思います。

まず、科学技術の進歩と憲法の関係に関する調査は印象深いものがありました。

戦後の目覚ましい科学技術の進歩が、憲法を含む国家の法制度に重大な影響を及ぼす可能性のあることが明確になってきたと存じます。クローン技術の開発、遺伝子組み換え技術などが乱用された場合の倫理面や環境面への弊害は予測できないものがあり、これは翻って、日本国憲法の最高価値である個人の尊厳に重大な影響を与えかねない問題であります。生命倫理規定や環境権、環境保全義務に関する憲法規定の要否といった問題に連なってまいります。情報通信技術の急激な進歩も社会に大きな変化を及ぼしております。これに関連して、個人のプライバシーの保護や国民の知る権利などの議論がなされました。科学技術の進歩に対応して基本的な規定を憲法の中に設けるべきではないか、こういう御議論が、諸外国の例を参考にしつつ、さまざまな立場からなされたことは大変有益な議論だったと思います。

行政に対するチェックの仕組みに関する調査も充実したものがございました。本年の海外

調査の主要な目的の一つをスウェーデン及び EU のオンブズマン制度の実情を知ることとしたのも、その重要性を踏まえたものであります。調査を振り返ってみるに、北欧を初めとして、高福祉・高負担の国家においてオンブズマン制度が発達してきたことは偶然ではなく、大きな政府に対する統制の要請が高まったためではないかと思う次第であります。国会による行政監視等の既存の仕組みの活用を含めて、今後、行政に対するさらに効果的なチェックを行う必要があることは委員の間に異論のないところだろうと存じます。

安全保障及び国際協力に関する調査も掘り下げたものとなったものと思います。

我が国の国際協力について、人的貢献のあり方及びその国内体制の未整備が厳しく問われたのは、1990年以後の湾岸危機を契機としたものであったと存じます。その後、1992年にいわゆる PKO 法が成立し、周辺事態法、テロ特措法、イラク特措法といったぐあいに、個別的、具体的な制度設計に当たっては、我が国憲法のもとで実施し得る国際協力の範囲に関して、9条の解釈論が繰り返し議論されてきました。

このような議論の推移を踏まえ、法治国家として、国際社会において我が国がなし得ることとなし得ないことの基本を、国家の基本法において疑義のないように明確に規定していくべきではないか、そのような議論が活発に行われました。事の是非に関する立場の違いを超えて、この憲法規範に基づく政治という立憲民主主義の要請については、委員各位とも共通の認識を持たれたものと存じます。

9条の問題に限らず、私学助成と憲法89条の公の支配に属しない慈善、教育、博愛の事業に対する公金の支出等の禁止規定の関係、裁判官報酬引き下げと憲法79条、80条の裁判官報酬の減額禁止規定との関係も、憲法規範と事実との乖離が指摘される典型的な例であります。

これらを憲法違反でないとするのは、主権者である国民にわかりやすい解釈とは言えないと思います。最高裁判所が憲法判断に消極的で、憲法上の争点については公権的判断が的確に得られていないこともまた、国民にわかりにくい法の解釈、運用を許す原因となっているものと思います。国民にわかりづらい法の解釈、運用は、法治国家、立憲国家の観点から問題であるのみならず、憲法に対する国民の信頼の喪失をもたらしかねない、それこそが最も重要な問題ではないかと考えております。

海外調査の際、欧州の法律家が、欧州憲法条約の制定理由の一つが市民にもっと密接に向かい合うことにあるとしておられたことは、印象的でございました。安全保障及び国際協力等に関する小委員会にお招きした駐日欧州委員会代表部のベルンハルド・ツェプター大使も、欧州憲法条約に欧州市民の権利を具体的に書き出したのは、そのような条文を書くことによって、市民の側も読みやすい、理解しやすい、自分たちのものだとわかりやすいような内容にしようと思ったからだと述べておられました。これは、私が常に申し上げている、憲法は国民のものということと共通の考え方だと思います。

欧州連合は、国家主権の一部を移譲して、地域における共同の課題に対処するという仕組みを設けています。常会では、我が国についても、自由貿易協定の締結を含む多角的貿易体制の構築や、地域安全保障の形成等を通じて、アジア等との結びつきがさらに進展するという展望について調査してまいりました。この場合、人の国際的移動の増大等によって、外国

人の人権の問題をどう考えるか等、重要な憲法問題が派生してくるものと存じます。

今回の欧州憲法条約の批准については、10 カ国弱の国々において国民投票の実施が見込まれていると承知しております。国民投票制度については、投票に付する案件についての説明のあり方や、当該案件と政権に対する信任、不信任の問題とが混在してしまうことの危険など、課題もありますが、国のあり方について、直接、国民に判断を求めるという仕組みが欧州において作動していることには感銘を受けました。

一方、我が国では、憲法 96 条の憲法改正規定に基づく手続法が制定されておりません。 憲法が予定している法制度が憲法施行後約 60 年にわたって整備されていなかったことにつ いて、積極、消極の両方のお立場からの議論が活発にされたことも本年の調査の一つの特徴 だったのではないでしょうか。

広島地方公聴会では、平和への願いを共有しつつも立場を異にするさまざまな意見を聞くことができ、意義深いものでございました。また、中央公聴会では、国際社会で我が国を代表した経験のある方、歴史の証人ともいうべき方、学識経験の深い方のほか、非常に若い方からも意見を承ることができました。国民各層からちょうだいした御意見がその後の調査会の議論を深める契機となりました。今後、さらに国民の間において憲法論議の機運が高まっていくことを期待するものであります。

なお、本年は、台風 23 号、新潟県中越地震等の自然災害が頻発しましたが、このような 事態を踏まえるとともに、ドイツ基本法の災害事態に関する規定等にかんがみるに、自然災 害により的確に対処するための制度的枠組みの検討の必要性を感ずるものであります。

以上、本年の調査会の議論等を通じての若干の所見を申し述べてまいりましたが、言うまでもなく、本調査会は、国権の最高機関に設置された機関として、国の内外の諸問題について、憲法的観点から大所高所の御議論を行うことができる唯一かつ最適の機関であります。 国民の代表たる国会議員がさまざまな立場から討論し、意見の相違を尊重しつつも共通認識を醸成していくという作業は、非常に重要な意義を持つものと存じます。

本調査会は、人権の尊重、主権在民、再び侵略国家とはならないという三つの原則を堅持しつつ、日本国憲法に関する広範かつ総合的な調査を行ってまいりました。おおむね5年程度をめどとするとされている調査期間も、残りわずかとなってきております。この三原則を堅持しつつ、引き続き、最終報告書の作成に向けて努力してまいりたいと存じます。

最後になりましたが、会長代理を初め、幹事、オブザーバーの方、そして委員各位の御指導と御協力により、公平かつ円滑な運営ができましたことに対し厚く御礼を申し上げるとと もに、改めてさらなる御協力をお願い申し上げて、閉会の辞とさせていただきます。ありが とうございました。

第 162 回国会第 4 回憲法調査会 (平成 17 年 2 月 24 日)(「全体を通しての締め 括り」の自由討議を終えての発言)

この際、幹事会での申し合わせに従い、一言ごあいさつを申し上げます。

日本国憲法について広範かつ総合的な調査を行うため、平成 12 年 1 月 20 日に衆議院に設置された本調査会の任務は、その設置目的に従ってその調査を行い、調査の経過及び結果を

記載した報告書を作成し、議長に提出することであります。本調査会の調査期間は、議院運営委員会理事会の申し合わせにより、おおむね5年程度を目途とするとされておりますが、本日、全体を通しての締めくくりとしての自由討議を終え、今後は、報告書の取りまとめに向けての作業が行われることになろうかと存じます。

そこで、本調査会設置以降の調査を通じて特に印象深く感じた幾つかの点について、私の 所見を申し上げたいと思います。

本調査会は、設置以来、その任務を達成するため、日本国憲法の制定経緯に関する調査から開始し、戦後の主な違憲判決に関する調査を経て、21世紀の日本のあるべき姿に関する調査を実施いたしました。

その後、本調査会のもとに小委員会を設置して憲法の全般にわたって専門的かつ効果的な調査を遂げた後、今日に至っております。これらの調査活動の中では、憲法学、政治学を初めとする社会諸科学はもとより、人口論、ゲノム、IT などの自然科学の視点からの調査を行うとともに、本日のように委員間の活発な自由討議を行ってまいりました。

他方、この間、合計 5 日にわたる公聴会、及び全国 9 カ所で地方公聴会を開催して、国民から憲法に関する意見を求めるとともに、憲法調査会委員で構成された憲法調査議員団による海外調査を通じて、比較憲法的な観点から諸外国の憲法事情についても調査を行ってまいりました。

本調査会では、これらの調査の成果も踏まえながら調査を行ってきたところでございます。 この間、本調査会において国民の目線で真摯に行われた議論の中から幾つかの特徴につい て申し上げるならば、その特徴の一つに科学技術の進歩と憲法があります。

戦後の目覚ましい科学技術の進歩が、国家の法制度に重大な影響を及ぼす可能性のあることが明確になったと存じます。例えば、クローン技術や遺伝子組み換え技術が乱用された場合の倫理面や環境面への弊害は予測できないものがあり、これは翻って、日本国憲法の最高価値である個人の尊厳に重大な影響を与えかねない問題であります。また、電子政府の導入や民間における個人情報データベースの構築に伴い、ユビキタス社会における個人のプライバシーの保護が従前にも増して緊要性を増すとともに、国民の情報アクセス権が議論されるようになるなど、情報通信技術の進展が社会や法制度に及ぼす影響もはかり知れないものがあります。

これは、憲法制定時には想像もつかなかった国内外の情勢の変化の一つにすぎません。

冷戦終結後、民族紛争や国際テロが頻発する状況となっており、我が国を取り巻く安全保障環境も大きく変化しております。北朝鮮によって無通告、無警告で発射されたテポドンミサイルは、我が国の上空を脅かすものであるのみならず、米国の近海まで到達する性能を持ったものでありました。また、周辺国における核弾頭ミサイルの配備は、現在、国民に多くの不安を与えております。こうした状況下において、イージス艦が配備されているほか、不測の事態に当たって国民を守るため、ミサイル防衛の開発や偵察衛星の開発の必要性が議論されるに至っております。

こうした中で、安全保障の概念も大きく変貌し、国家の安全保障、地域的な安全保障、社会、経済、文化等を含む人間一人一人の安全保障を図る考え方が出現しており、我が国も、

安全保障及び国際協力の両面において、多様な取り組みが求められております。

例えば、1990年以後の湾岸危機を契機として国際協力の問題について突っ込んだ議論がなされるようになり、1992年のいわゆる PKO 法以後、我が国では、憲法のもとで実施し得る国際協力の範囲に関して、9条の解釈論が繰り返し繰り返し議論されてきました。

国内の変化に目を向けてみると、青少年による殺人事件の多発や、学力水準の国際比較に おける低下が見られます。これを受けて、憲法の精神を教育を通じて具現するという教育基 本法の見直しを強く求める声があると承知しております。

また、少子高齢化の進行と医療技術の進歩は、国民の医療費の高騰を招き、国民の未来における社会保障制度のあり方や給付と負担の関係が大問題となってきております。高学歴化による晩婚化や出生率の低下は深刻であり、やがて来る周辺国とのFTAの締結は、海外からの労働者の受け入れも見据えたものとならざるを得ませんが、これは、日本国内で居住する外国人の人権の保障を憲法上いかに扱うかという大きな問題を抱えております。

このような内外の変化に対応して、我が国は、国の将来のあり方を真剣に検討しなければなりません。そうした中で、本調査会においては、法の支配のもと、我が国がなし得ること、なし得ないことの基本を、国家の基本法において疑義のないように明確に規定していくべきではないか、そのような議論が活発に行われてまいりました。

事の是非に関する立場の違いを超えて、この憲法規範に基づく政治という立憲民主主義の 要請については、委員各位とも共通の認識を持たれたものと存じます。

また、憲法論議の観点の一つとして、憲法規範と現実との乖離をどう考えるかということがありました。9条の問題に限らず、私学助成と憲法 89条の公の支配に属しない慈善、教育、博愛の事業に対する公金の支出等の禁止規定の関係、裁判官報酬引き下げと憲法 79条、80条の裁判官報酬の減額禁止規定との関係も、憲法規範と現実との乖離が指摘される典型的な例でございます。

これらを憲法上問題ないとするのは、主権者である国民にわかりやすい解釈とは言えないと思います。最高裁判所が行政にかかわる違憲訴訟について憲法判断に消極的で、憲法上の争点について公権的判断が的確に得られていないこともまた、国民にわかりにくい法の解釈、運用を許す原因となっているものと思います。国民にわかりづらい法の解釈、運用は、法治国家、立憲国家の観点から問題であるのみならず、憲法に対する国民の信頼の喪失ももたらしかねない、それこそが最も重大な問題ではないかと考えております。

これまで 5 度にわたり実施いたしました海外調査では、この自由圏、かつての共産圏、また現在共産主義を行っている国家においても、幾たびかの憲法改正が行われていることを相手国から説明を受けてまいりました。中でも、昨年の海外調査の際、欧州の法律家が欧州憲法条約の制定理由の一つが市民にもっと密接に向かい合うことにあるとしておられたことは、印象的でございました。これと関連しますが、安全保障及び国際協力等に関する小委員会における調査では、欧州憲法条約に欧州市民の権利を具体的に書き出したのは、そのような条文を書くことによって、市民の側も読みやすい、理解しやすい、自分たちのものだとわかりやすいような内容にしようという意味合いがあったのだということが明らかにされました。

これは、私が常に申し上げている、憲法は国民のものということと共通の考え方だと思い

ます。

この欧州憲法条約の批准については、10 カ国弱の国々において、国民投票の実施が見込まれていると承知しております。つい先日、スペインが先陣を切って国民投票を実施したところでありますが、国のあり方について、直接、国民に判断を求めるという仕組みが欧州において作動していることには感銘を受けました。

一方、我が国では、憲法 96 条の憲法改正規定に基づく手続法が制定されておりません。 憲法が予定する法制度が憲法施行後 60 年にわたって整備されていなかったことが憲法にか かわる国民の主権の制限を来しているのではないかなど、積極、消極の両方の立場からの議 論が活発になされていることは最近の議論の一つの特徴と言えるのではないかと存じます。

この海外調査では、欧州憲法条約の合意形成のプロセスに接しました。

これと関連する部分があろうかと存じますが、先日、2月17日の午後の調査会で、枝野会長代理が、憲法は公権力行使のルールを示すものであり、幅広い合意のもとにおけるルールでなければならないとの御発言をされました。

今後、政党間の憲法論議が大きなテーマになってこようかと存じます。

以上、本調査会のこれまでの調査を簡単に振り返りますとともに、若干の所見を申し述べてまいりましたが、言うまでもなく、本調査会は、国権の最高機関に設置された機関として、国の内外の諸問題について、憲法的観点から大所高所の議論を行うことができる唯一かつ最適の機関であります。従来、ともすればタブー視されてまいりました天皇制の問題についても、この憲法調査会ほど広範かつ詳細に議論されたことはなかったのではないか、それほどまでに熱心かつ具体的な御議論が繰り広げてこられたのであります。国民の代表たる国会議員がさまざまな立場から議論することは、非常に意義深いものであると存じます。

本調査会は、人権の尊重、主権在民、再び侵略国家とはならないという三つの原則を堅持しつつ、日本国憲法に関する広範かつ総合的な調査を行ってまいりましたが、本日、全体を通しての締めくくりの自由討議を終え、今後は報告書の取りまとめに向けての作業に邁進することになろうかと存じます。

会長代理を初め、幹事、オブザーバーの方、そして委員各位の御指導と御協力に厚く御礼を申し上げるとともに、我々に課せられた任務の重大さを痛感しながら、御協力をお願い申し上げて、ごあいさつの言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

4 各小委員長の調査の経過及び概要の報告

(1) 第 154 回国会及び第 155 回国会

ア 基本的人権の保障に関する調査小委員長報告

第154回国会第5回憲法調査会(平成14年7月25日・島聡小委員長)

基本的人権の保障に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報 告申し上げます。

本小委員会は、計 5 回の会議を開きました。それぞれの回につきまして、参考人をお呼びしてまいりました。

2月14日、第1回は、成城大学法学部教授棟居快行君から、新時代の人権保障について、 3月14日、第2回は、成蹊大学教授安念潤司君から、外国人の人権について、4月11日、 第3回の会議では、広島大学法学部長阪本昌成君から、新しい人権について、5月23日、 第4回では、日本政策研究センター所長伊藤哲夫君から、基本的人権の保障について、さ らに、7月4日の第5回の会議では、日本労働組合総連合会事務局長草野忠義君から、労働 基本権と雇用対策について、それぞれ御意見を聴取いたしました。

各回の会議における参考人の意見陳述の詳細につきましては、小委員会議録を参照いた だくこととしまして、概要のみ簡潔に申し上げます。

棟居君からは、

現行憲法の特徴と限界について、

西欧的・古典的自由主義理念に 20 世紀的な社会権規定を接合しており、両者の体系的な 統合に成功していない、

経済的自由に関し、行政主導の積極規制を判例や学説も容認してきたため、本来の理想である自由主義経済体制が現実化しなかった、

精神的自由が公民の権利としてとらえられておらず、民主主義との関係は希薄になった、 人権保障に関しては、国家対国民という内向きの保障のみとなっている、

私人間関係における人権保障が不十分である等の意見が述べられました。

そして、現行憲法の課題としまして、国家が積極的に自由を保障する国家による自由の必要性、旧来の人権の分類の枠を越えた複合的な人権の理念の必要性、人権の国際的保障と国内的保障の連携の必要性、憲法による国家、市民社会、個人の三面的関係の保障の必要性等について意見が述べられました。

安念君からは、

判例、学説は、外国人は憲法上の権利を享有するが、それは外国人在留制度の枠内で与えられたものにすぎないとしているが、外国人には入国や在留の権利がない以上、憲法上の権利を享有しないと解するのが妥当であるとの意見が述べられました。

そして、外国人を法律によって日本人と同等に扱うことは可能であること、国籍は法律 によって定められるので、日本人の地位でさえも憲法上はあやふやであることから、外国 人にも日本人と同じ権利をできるだけ認めるべきだとの意見が述べられました。

また、憲法を改正して外国人の地位を明記すべきではないかということに対しましては、 抽象的な規定にならざるを得ず、その具体的内容は裁判官が判断することになる、法律に よりこれを定めることにしますと判断は国会が行うことになるわけでありますから、試験 に合格した裁判官の判断よりも、有権者の代表である国会議員の判断に任せた方がいい、 そういう考えであるという話が述べられました。

阪本君からは、

近代立憲主義において確立した公的領域を支配する公法と私的領域を支配する私法との峻別を維持した上で、私的領域における問題の解決は私法にゆだねられるべきである、

人権は、公的領域における国家に対する不作為請求権または妨害排除請求権を意味する 自由権を中核として理解すべきであるとの認識のもとに、プライバシー権、自己決定権等 のような、一般に新しい人権として挙げられている法益は、私権または私法上の法処理に より保護することができるので、あえて基本的人権とする必要性が低いとの意見が述べら れました。

そして、新しい人権を憲法典に組み入れる場合の留意点として、

私的自治等にゆだね得る論点について国家が介入し、あえて憲法的に解決を図るとすれば、人権のインフレ化、統治の過剰、社会の国家化等を招くおそれがある、

それゆえ、私権または私法上の法処理によって法益保護を図るべきであり、そのような 私法上の法処理ができない場合には、法律の制定による解決を第一順位とすべきである、

新しい人権を憲法上の権利として認定するには、その権利が高優先性を持ち、その外延 と内包が明確であり、相手方の憲法上の自由を不当に制限しない等の要件を満たす必要が ある等の指摘がなされました。

伊藤君からは、

基本的人権とは、人が人であることに基づいて生まれながら当然に有する前国家的な自然権であって、日本国憲法もそれを前提としているとの通説的見解に対する批判がなされた上で、権利とは、共同体の歴史、文化、伝統の中で徐々に生成されたものであり、その背景には共同体独自の法の精神が存在すると解すべきであって、自然権論から脱却する必要があるとの意見が述べられました。

そして、平和で秩序ある国家があって初めて権利が保障されるのであるから、公共の福祉の解釈に当たっては、国家及び公共の利益や道徳の明確な位置づけが必要であるとの意見が述べられました。

さらに、みずからの国をみずから守ることが民主主義の基本原則であることから、国防 の義務を憲法に明記し、また、家族を保護するために家族の尊重に関する規定を憲法に明 記すべきであるとの意見が述べられました。

草野君からは、

憲法 28 条は団結権、団体交渉権及び争議権を保障しているにもかかわらず、公務員の争議行為が法律で禁止されていることは問題であり、これに取り組んでこなかった政府の姿勢は今や国際的にも批判されているとの意見が述べられました。

また、憲法27条1項は、政府に、

- 1、国民が完全就業できる体制をつくること、
- 2、失業者に就業の機会を与えること、
- 3、失業者に生活資金を給付することを義務づけていると解釈できることから、政府はこれらの趣旨を踏まえた雇用対策をとるべきであるとの意見が述べられました。

その他、職場での男女の不平等、過労死、セクシュアルハラスメントなどを防止するための法整備の必要性等について意見が述べられるとともに、雇用平等、職業能力開発等の新しい労働権等についても検討が必要であり、憲法調査会において、労働権及び社会権について十分審議を深めるよう求める旨の意見が述べられました。

このような参考人の意見を踏まえまして、質疑及び委員間の自由討議が活発に行われま した。

そこで表明された意見を小委員長として総括するとしますと、日本国憲法の基本的人権の保障に関する規定は、諸外国と比べても、質、量ともに極めて豊富な、先駆的な意義を有するものであるとする指摘があることは認めます。しかし、その一方、科学技術、経済等の著しい発達、国際化の急速な発展等を背景にしまして、国家、社会の枠組みが激しく変化している現代であります。国家、社会を構成する人々の基本的人権の保障のあり方も、従来の観点のみからだけではなく、多角的に検討する必要がある旨の指摘が非常に多く見られた、私はそう思っております。

例えば、知る権利であるとか環境権であるとかプライバシー権であるとか、そういうような議論が多くなされました。

今後は、この基本的人権、憲法には人権と統治の 2 部の章がございますけれども、できるだけ、今度は人権の各条文にわたって一つずつ精査して、その中に、例えば環境権が入っているとか、知る権利が入っているという議論もありましたけれども、各条文をきちんと精査して、本当にそれが入っているかどうかということもきちんと議論していく段階に入っていると思います。

21 世紀における人権保障のあり方についてはさらに議論を深めていって、本当にこの日本国憲法、もちろんすばらしい憲法でありますが、時代に適合する形で徐々に議論をし尽くしていくべき、そしてまた、改正も十分考える時期にあるのではないかということを小委員間の議論の中で感じた次第でございます。

以上です。

第 155 回国会第 4 回憲法調査会 (平成 14 年 12 月 12 日・大出彰小委員長)

基本的人権の保障に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報 告申し上げます。

本小委員会は、11月28日に会議を開き、参考人として東京大学大学院教育学研究科教授 苅谷剛彦君をお呼びし、教育をめぐる階層差の拡大と基本的人権について御意見を聴取い たしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を参照いただくこと

とし、その概要を簡潔に申し上げますと、

まず、憲法や教育基本法に定められた、能力に応じて教育を受ける権利の保障の意味を 検討する際には、能力の内容だけでなく、どの時点での能力を問題にするのかを明確にし た上、教育現場の実態を踏まえた議論をする必要があるとの指摘がなされました。

その上で、ゆとり教育を重視した1992年の学習指導要領の改訂を契機として、

1、小中学校での基礎的学力の習得はその後の学習や生活の能力にとって極めて重要であるにもかかわらず、成績下位層の生徒の基礎的学力は一層低下している、

2、高学歴家庭の子は高学歴という、教育の階層差が生じているという状況を来しており、 結局、ゆとり重視のこれまでの教育方針は、統計的データを踏まえないまま、基礎的学力 の定着をないがしろにし、子供の能力格差を拡大するものであったとの意見が述べられま した。

さらに、結果の平等とは、均等な機会を活用できるように、できるだけ能力格差を拡大 しないよう努めるという意味に解すべきであり、子供が義務教育終了時点でフェアな競争 ができる能力を可能な限り保障するようにすべきであるとの意見が述べられました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員及び 参考人の間で活発な意見の交換が行われました。

そこにおいて表明された意見を小委員長として総括するとすれば、ゆとり教育の導入が学力低下、学級崩壊等の昨今の教育現場での問題の一因となっているのではないかという 懸念を表明する意見が多く見受けられましたが、他方で、学力の視点からのみ教育問題を 考えるべきではなく、ゆとりや生きる力の観点も重要であることを指摘する意見もありま した。

そのほかに、教育基本法の改正に関する問題、現行の学習指導要領の是非、教育における平等の意味等を初めとして、教育に関するさまざまな問題点について意見が表明されました。

今後は、このようなさまざまな観点から、教育及び人権保障のあり方について、さらに 議論を深めていく必要があると考えております。

以上、御報告申し上げます。

イ 政治の基本機構のあり方に関する調査小委員長報告

第 154 回国会第 5 回憲法調査会(平成 14 年 7 月 25 日・高市早苗小委員長)

政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要につい て御報告申し上げます。

本小委員会は、これまでに計 5 回の会議を開き、それぞれの回につき、参考人をお呼び いたしました。

まず、2月14日の第1回の会議では、東京大学教授高橋和之君から、議院内閣制のあり方について、また、3月14日の第2回の会議では、北海道大学大学院法学研究科教授山口二郎君から、統治機構を再検討する視点について、また、4月11日の第3回の会議では、京都大学教授大石眞君から、両院制と選挙制度のあり方について、また、5月23日の第4

回の会議では、大阪大学大学院法学研究科教授松井茂記君から、司法審査制度のあり方について、さらに7月4日の第5回の会議では、高崎経済大学助教授八木秀次君から、明治憲法体制下の統治構造について、それぞれ御意見を聴取いたしました。

各回の会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会議録を参照いただくこととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

高橋和之君からは、

現在の日本のような積極国家における政策推進には、内閣が統治を行い、国会がこれをコントロールするという図式の中で政治のリーダーシップが発揮されることが必要であり、そのためには、国民が選挙を通じて、政策プログラムとその実行主体である首相とを一体のものとして、事実上、直接的に選ぶ国民内閣制の導入が有用であるとの意見が述べられました。

その導入に当たっては、

- 1、国民の多数意思が明確化されるような選挙制度のあり方、
- 2、多数の支持を受ける政策プログラムをつくり上げるという政党の役割、
- 3、選挙等において多数派形成を意識し、明確な意思表明を行うことを求められる国民の 心構えについて検討を要するとの指摘がなされました。

また、国民内閣制の導入には、憲法改正は不要であるが、参議院は権限行使を自制する等の憲法習律の確立を図るべきであるなどの意見が述べられました。

山口二郎君からは、

我が国の議院内閣制について、

- 1、与党の暴走と頻繁なリーダーの交代、
- 2、官僚機構の巨大化に伴う内閣の弱体化、
- 3、内閣と与党との不透明な関係といった運用上の問題について指摘がなされた上で、

イギリス型議院内閣制のような、

- 1、内閣と与党の一元化、
- 2、与党の政権参加を通した政策の実現、
- 3、政治主導による政官関係の確立を図るべきであり、

その際、制度に合わせた新たな憲法習律等をつくっていくことや、国民主権の観点に立った行政のあり方について考えることが必要であるとの意見が述べられました。

その改革に向けた提言として、

制度の面では、

- 1、内閣における国務大臣の分担管理原則の克服、
- 2、政策決定手続の一元化、
- 3、国会の行政に対するチェック機能の強化が、

また、慣習の面では、

- 1、政党、指導者、政策を一体のものとして選ぶ選挙、
- 2、与党の意思決定機関と内閣の重合、
- 3、与党の所属議員が内閣の一員として政策形成に当たるような党運営、

4、透明で開かれた与党の党首選出等が、それぞれ挙げられました。 大石眞君からは、

一院制では多様な有権者の意思を集約できるかは疑問であり、両院制を維持すべきであるとの認識のもと、両院がそれぞれ独自の機能を果たすことにより両院制を意義あるものとするため、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政の運営に反映することに配慮しつつ、両院組織法をできるだけ異なった原理に基づくものにすべきであるとの指摘がなされました。

その上で、

- 1、参議院に期待される、衆議院のダイナミズムを緩和するという役割を選挙制度にどう 反映させるかが重要であること、
- 2、参議院の現在の権限を見直し、衆議院が法律案の再議決を過半数で行うことを認めるとともに、内閣総理大臣の指名権は衆議院のみに認めることなどの意見が述べられました。 松井茂記君からは、
- 81 条の規定は、事件性、争訟性を要件とする司法権に付随して行使される司法審査権限を確認したものであるが、現状では、違憲判決が少なく、また国民が司法審査を求めることが困難であることもあり、司法審査権限が適切に行使されていないとの認識が示されました。

このような認識のもとで、裁判所は民主政の過程に不可欠な権利を厳格な審査を通じて 擁護する責任を有し、一方、そのほかの権利については、全国民の代表から構成された国 会によって制定された法律が尊重されるべきであり、これにより国民の権利が侵害された 場合には、選挙を通じて是正が図られるべきであるとの、プロセス的な司法審査理論が示 されました。

その上で、前述のような責任を踏まえた積極的な司法権の行使がなされるよう、硬直的な最高裁の人事制度の是正、事件性、争訟性要件の柔軟な解釈により、法律の違憲性の確認や執行差しとめのための訴訟提起を容易にすること等を含めた、制度改革と意識改革が必要であるとの主張が述べられました。

八木秀次君からは、

まず、憲法論議は国柄に関する論議でなければならず、明治憲法については、その制定 に際して、国柄に関する論議が重視された姿勢に学ぶべきものがあるとの認識が示されま した。

その上で、明治憲法体制は、

- 1、内閣と天皇との関係については、政治の中心の所在をめぐり、その解釈、運用に明瞭さを欠いていた、
 - 2、実際の国政では、首相を中心とした運用がなされたが、首相の統制権は弱かった、
- 3、天皇を輔弼する機関が割拠していたため、その調整に当たった元老の消滅とともに、 実質的な統治の中心が不在となってしまった、
- 4、天皇は名目的統括者であり、したがって、その政治体制は立憲君主制であったとの意 見が述べられました。

また、日本国憲法の定める象徴天皇制は、君主を目に見える統合の象徴とする英国流を 取り入れたばかりでなく、明治憲法体制における立憲君主制をも受け継いだものであると の意見が述べられました。

これらの参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員、参考 人の間で毎回活発な意見の交換が行われましたが、5回の会議を通じての小委員長としての 感想を申し上げます。

日本国憲法制定当時に比べますと、国民の政治参加意識、納税者としての権利意識は高まり、さらにはマスメディアの発達により、瞬時に多くの国民が国政に係る情報を共有し、世論が大きな流れをつくる時代となりました。経済情勢や外交問題等、国内外の新たな課題に迅速な対応が必要とされる現代社会において、改めて政治主導という観点から、議院内閣制のあり方や両院制のあり方、国民の参政権を担保する選挙制度と政党のあり方を考えてみる必要性を強く感じました。

さらに、違憲審査制度のあり方についても、民主主義と立憲主義の緊張関係等に留意しつつ、引き続き議論を深めていく必要があると感じました。

また、本小委員会では、明治憲法体制下での統治構造についても調査し、立憲君主制などにも触れたところでありますが、今後の調査においては、憲法の背景にある歴史や伝統をも踏まえつつ、天皇制のあり方等を含め、21世紀における政治の基本機構がいかにあるべきかについて議論を深めてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

第 155 回国会第 4 回憲法調査会 (平成 14 年 12 月 12 日・保岡興治小委員長)

政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報告申し上げます。

本小委員会は、11 月 14 日に会議を開き、参考人として京都大学総合人間学部助教授高田 篤君をお呼びし、憲法と政党について御意見を聴取しました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を参照していただくこととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

高田篤君からは、

政党は、多様性に立脚し、民主制に合理性をもたらす不可欠な存在として積極的に基礎 づけられ、また、争点化、選択肢の形成・提供、暫定的決定、決定の受容といった、多段 階から成る民主制システムの各段階において重要な役割を果たし、政治リーダーのリクルート・育成、政策の策定等といった民主制に不可欠な前提条件の形成に当たり、決定的な 役割を果たすものであるとの指摘がなされました。

その上で、現在、社会や個人の複雑化、断片化が進んだことにより、政党の影響力が低下し、我が国においても、政党が市民の政治的見解を十分に反映しなくなり、かつ、特殊個別利害に定位しがちになるという病理が拡大しているが、これに対処するために、政党・政党システムが十分な複雑性と断片性を備えることが必要とされているとの認識が示されました。

さらに、今後の政党法制でできることは、政党の果たすべき役割の遂行に当たって、

- 1、それを妨げる障害の除去、
- 2、その不可欠な前提条件の形成であり、

具体的には、

- 1、政党による人材発掘・育成に当たっての障害の除去、
- 2、政党の透明性、開放性の確保である。

ただ、政党規定の憲法への明記については、立法者による政党法制の乱用防止のための司法的コントロールの確保等を考慮した場合、むしろマイナスに作用する可能性が高く、慎重な対応が求められるとの意見が述べられました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員及び 参考人の間で活発な意見の交換が行われ、政党法制や選挙制度のあり方、党議拘束と議員 の自由な政治活動との関係等についてさまざまな意見が述べられました。

会議を通じての小委員長としての感想を申し上げれば、国内外の新たな課題に国民の意思を反映しつつ迅速的確に対応することが必要とされる現代社会において、議会と国民の間をつなぐパイプともいうべき政党の役割がますます重要なものとなっており、選挙公約のあり方や党内の意思決定手続のあり方も含め、これからの政党のあるべき姿を深く考えてみる必要性を強く感じました。

今後は、これまでの議論を踏まえつつ、21 世紀の日本、そこで活躍する次世代の日本国 民のための憲法論議という大きな目標を見据えて、統治機構のあり方について議論を深め る必要があると考えております。

以上、御報告申し上げます。

ウ 国際社会における日本のあり方に関する調査小委員長報告

第 154 回国会第 5 回憲法調査会(平成 14 年 7 月 25 日・中川昭一小委員長)

国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報告申し上げます。

小委員会は、これまで 5 回の会議を開き、それぞれの会について参考人をお呼びしてまいりました。

まず、2月28日の第1回の会議では、名古屋大学の松井芳郎君から、PKO、PKFを中心とした国際協力のあり方について御意見を聞きました。

松井君からは、

我が国は、憲法の理念に基づいた国際協力を積極的に行うべきであり、また、紛争の未 然防止、紛争の平和的解決、紛争後の社会経済発展の支援こそ積極的な協力が可能かつ必 要な分野である等の意見が述べられました。

また、3月28日の第2回の会議では、ジェトロ、日本貿易振興会畠山襄君から、FTA、フリー・トレード・アグリーメントを中心とした国際社会における日本のあり方について意見を伺いました。

畠山君からは、

我が国は、FTA により WTO を補完する重層体制への移行が必要である、また、主体的な FTA 交渉を通じて国際的なリーダーシップをとるべきである等の意見を述べられました。また、5月9日の第3回の会議では、三井物産戦略研究所所長寺島実郎君から、国際社会における日本のあり方全般について意見を伺いました。

寺島君からは、

我が国は、日米安保のあり方を見直すとともに、専守防衛を維持しつつ、東アジア地域において予防外交の理念に基づく多国間フォーラムの形成を図るべきである等の意見が述べられました。

また、6月6日の第4回の会議では、杏林大学の田久保忠衛君から、日本の安全保障のあり方について意見を伺いました。

田久保君からは、

我が国の安全保障のあり方について、国際環境の変化に対応してきたドイツを見習い、 普通の民主主義国家へ脱皮すべき、また、日米の安全保障関係において、我が国は徐々に 片務性から双務性の方向に進むべきである等の意見が述べられました。

さらに、7月11日の第5回の会議では、東京大学の中村民雄君から、EU憲法の動きと 各国憲法について御意見を聴取いたしました。

中村君からは、

EU 統合過程における経験を踏まえた上での日本に示唆的な事項として、国境を越えた各国協力が不可欠となっている現状においては、EU のメカニズムが参考になり、また、各国協議を重ねて公序を築いてきた EU の形成過程は、国際協調主義のあり方の参考となる等の意見が述べられました。

これらの参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員、参考 人の間で毎回活発な意見の交換が行われました。

そこにおいて表明された発言を小委員長として総括すれば、我が国の安全保障、国際協力等のあり方については、平和主義を掲げる日本国憲法や国際間の協力による平和の維持を目的とする国連憲章の精神の実現に向けて努力すべきであるとの指摘がなされる一方で、冷戦の終結、グローバル化の進展等急激に変化する国際情勢に日本が主体性を持って対処していくためには、従来の枠組みだけにとらわれることなく、より広範かつ多角的な観点から、憲法改正をも見据えた検討が不可欠であるとする指摘も多く見られたところでございます。

今後も、これらの指摘を踏まえ、国際社会における日本のあり方について、引き続き積極的に議論を深めてまいりたいと思います。

なお、詳細にわたりましては、論点メモ 97 ページ以降をぜひごらんいただきたいと思い ます。

以上でございます。

第155回国会第4回憲法調査会(平成14年12月12日・中川昭一小委員長)

本小委員会は、11月14日に会議を開き、参考人として政策研究大学院大学助教授岩間陽

子君をお呼びし、ドイツの再軍備、非常事態法制の経緯と背景について御意見を聴取いた しました。

参考人の意見陳述の詳細につきましては会議録を御参照いただくこととし、その概要を 申し上げますと、

ドイツにおきましては、

敗戦後、ヨーロッパ統合の枠組みの中で再軍備を行うに当たって、1954年には連立与党により、また、1956年には与野党協力により基本法の改正がなされたこと、

1968年の大連立政権下において、基本法の大幅改正により非常事態立法が整備されたこと、

冷戦下においては、西ドイツ軍は NATO 領域内の活動しか想定されていなかったが、冷戦後の国際紛争に対処するため、議会の同意を前提に軍隊の域外派兵を合憲とする 1994 年の憲法裁判所の判決以降、ドイツ軍の海外活動が広く展開していること、

冷戦後の安全保障環境の変化に対応し、ドイツ軍は、危機管理や紛争予防のための NATO 域外展開を新たな任務とする方向で改革を進めていること等について参考人から説明がな されました。

その後、この御説明を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われました。

小委員会における質疑及び自由討議において表明された発言を総括いたしますと、今回 は特に、委員間の自由討議において、我が国の安全保障のあり方や緊急事態への対応に関する活発な意見の交換がなされ、大変有意義なものとなりました。このような委員間の自由な意見交換を今後も調査会の議論において生かすことによって、より実りのある調査が可能になるものと考えます。

我が国の安全保障のあり方や緊急事態法制の整備につきましては、各会派の見解の違いが見られることから、国民の生命財産を守ることが政治の責務であることを踏まえ、引き続き議論を深め、党派を超えて合意形成を図る必要があると感じました。

今後も、これまでの議論を踏まえ、冷戦の終結、グローバル化の進展等、急激に変化する国際情勢に我が国が主体性を持って対処していくという観点から、国際社会における日本のあり方について、さらに議論を深めていくことが必要であると考えております。

以上、御報告申し上げます。

エ 地方自治に関する調査小委員長報告

第 154 回国会第 5 回憲法調査会(平成 14 年 7 月 25 日・保岡興治小委員長)

地方自治に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報告申し上 げます。

本小委員会は、これまでに計 5 回の会議を開き、それぞれの回につき参考人をお呼びしてまいりました。

まず、2月28日の第1回の会議では、筑波大学教授岩崎美紀子君から、地方分権改革と 道州制、連邦制について、また、3月28日の第2回の会議では、東京大学大学院法学政治 学研究科教授森田朗君から、市町村合併を初めとする分権改革の課題について、また、5月 9日の第3回の会議では、東京大学教授神野直彦君から、地方自治と地方財政について、また、6月6日の第4回の会議では、鳥取県知事片山善博君から、地方分権を実現するための 諸課題について、さらに、7月11日の第5回の会議では、三重県知事北川正恭君から、三 重県における生活者起点の観点からの取り組みについて、それぞれ意見を聴取しました。

各回の会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会議録を参照いただくこととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

岩崎君からは、

機関委任事務制度廃止等を柱にした前回の地方分権改革後の課題として、税財政面での権限移譲、自治体の広域化、市民社会の自治への参加等があるとの指摘がなされた上で、諸外国の基礎自治体のあり方を類型化しつつ、我が国では、社会サービスを提供する能力が持てるように、基礎自治体を再編して規模を拡大した北欧型の制度を目指すべきであるとの意見が述べられ、

また、道州制、連邦制を採用する場合の課題に言及した上で、我が国では、憲法の改正が必要な連邦制を導入せずとも、執行における地方の裁量を認め、かつ、中央の決定に対し地方が影響を及ぼす制度を整えることで分権を図ることが可能であるとの意見が述べられました。

森田君からは、

地方分権推進委員会による改革では、地方分権一括法により機関委任事務の廃止等一定 の成果があった、しかし、財政面の改革には不十分な点もあり、地方財政が危機に瀕して いることから、今後は、地方への税財源の移譲等を進めていくべきであるとの意見が述べ られました。

また、現在の行政サービス水準の維持や住民の生活圏の変化、人口減少、高齢化社会への対応などの要請から市町村合併を推進する必要があり、その際、一律的な合併推進や数値目標的な市町村数のひとり歩き等は避けるべきであり、個々の自治体の事情に応じたきめ細かい対応が必要であるとの意見が述べられました。

そして、国主導の現在の合併推進策は地方自治の理念に反する、合併は地方のコミュニティーを破壊する等の批判に対しては、今次の合併推進は、個々の市町村の観点からだけではなく、地域や国全体の観点から推進されなければならないので、地方自治の理念を尊重しつつ、国や県もその調整を行う必要があるという反論が述べられました。

さらに、合併が進んでいった後の市町村と都道府県のあり方にも慎重な検討が必要であるとの意見が述べられました。

神野君からは、

大正デモクラシー運動やシャウプ勧告といった過去からの教訓、及びヨーロッパ地方自 治憲章の制定等のように、グローバル化が進む一方でローカル化が進行している近年の諸 外国の動きにかんがみると、地方分権を進めるためには、地方への税財源の移譲、地方政 府間の財政格差を是正するための制度が不可欠であるとの意見が述べられました。

そして、今後の我が国の課題としては、さきの分権改革による機関委任事務の廃止によって地方に多くの行政任務と決定権が与えられたものの、課税権についてはいまだ十分に

与えられていないという事態を解消するため、個人所得税と消費税を地方に移譲することにより、地方に課税権や決定権がない集権的分散システムから、地方が課税権や決定権を有する分権的分散システムに移行させることが重要であるとの意見が述べられました。

片山君からは、

知事としての経験を踏まえ、地方分権を実現するための主な課題として、

自治体が多様性、地域性を持つ組織等を設けられるように、地方自治法の画一的な規定 を改正すべきである、

独立行政委員会は専門性、当事者能力を欠き十分に機能していないので、民主主義的な 要素を注入すべく、委員を公選にする等の方法を考えるべきである、

多様で自主的な地方議会のあり方を認めるとともに、サラリーマン等の生活に密着した 者がその身分のまま議員になれるようにすべきである、

地方財政は、公共事業等のハード面の政策を重視するか、人材の充実等のソフト面の政策を重視するかという自治体の政策選択に対して中立であるべきである、

都道府県税を安定的なものにするため、法人事業税に外形標準課税を導入するか、あるいは、法人事業税を国に、個人所得税を地方に移譲する等の対策を立てるべきであるとの指摘がなされました。

北川君からは、

これからの行政は、税金を納める側の立場に立って、その満足を第一に考える生活者起点の理念が重要であるという認識を前提に、三重県ではその実践として、請求を受けてから意思決定がなされた結果のみを情報公開するのではなく、政策形成過程をもみずから積極的に情報提供しており、民間企業の経営手法に倣ったニューパブリックマネジメントを導入し、業績評価型行政の実施、予算主義から決算主義への転換等を行っていること等について、知事の経験を踏まえて説明がなされました。

さらに、今後我が国は、集権官治、官僚が治めるという意味だと思いますが、集権官治 から分権自治へ転換して、各地方の特色を生かしたモザイク国家を目指し、地方の発展を 図るべきであるとの意見が述べられました。

これらの参考人の御意見を踏まえて、質疑、委員間の自由討議が行われ、委員、参考人の間で毎回活発な意見の交換が行われましたが、そこにおいて表明された意見を小委員長として総括するとすれば、日本国憲法において制度的に保障されている地方自治を今後さらに充実させるためには、現在進められている地方分権改革を一層推進する必要があり、これに対しては、国から地方への権限移譲のみならず税財源の移譲が不可欠であるということは、委員及び参考人に共通した認識でありました。

また、市町村合併のあり方や今後の都道府県のあり方、さらに道州制の導入を検討する必要性など、統治構造全般にわたり多くの意見が述べられました。

今後は、これらの指摘を踏まえ、21 世紀における我が国の国家像をにらみつつ、地方自 治制度を一層充実させる観点から、さらに議論を深めていきたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

第 155 回国会第 4 回憲法調査会(平成 14年 12月 12日・西田司小委員長)

地方自治に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報告いたします。

本小委員会は、去る 11 月 28 日、参考人として志木市長穂坂邦夫君をお呼びし、地方分権における基礎的自治体の役割及び志木市における取り組みについて御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を参照いただくこと とし、その概要を簡潔に申し上げますと、

穂坂参考人からは、

地方自治に携わってきた経験を踏まえ、憲法第8章に関して、

- 1、国と地方の役割分担を明確にし、それぞれの主権を認めること、
- 2、現在は地方自治法等により地方の裁量は狭められているが、今後は明確化された権能 に基づく自由な行政運営を認めてもらいたいとの意見が述べられました。

その上で、地方分権を進めるに当たっては、国と地方の役割分担を明確化することが先決であること、地方自治体への税財源の配分は業務量に応じて機械的に行うべきであり、単純さや透明性が重要であること等の指摘がなされました。

さらに、

- 1、基礎的自治体の使命としては、コミュニティーを通じた人と人との触れ合いの醸成や 地域の文化や自然環境の保護等が重要である、
 - 2、各地方が自己責任に基づく多様なあり方を目指すべきである、
- 3、市町村合併については、市民参加や市民の意思の尊重が重要である等の認識が示されました。

そして、そのような認識のもと、志木市においては、行政運営を市と市民とが協働して 行う地方自立計画の推進等、21 世紀型の新しい自治体を目指した取り組みがなされている との説明がなされました。

参考人の御意見を踏まえた質疑及び委員間の自由討議では活発な意見の交換が行われましたが、そこにおいて表明された委員及び参考人の意見を小委員長として総括するとすれば、日本国憲法が保障する地方自治のさらなる充実のため、現在進められている地方分権改革を一層推進していくべきであり、その際には、現行の地方自治に係る諸制度のあり方や基礎的自治体の役割についての再確認が必要であるということでありました。

また、市町村合併のあり方や今後の地方分権の進め方等についても多くの意見が述べられました。

今後は、これらの指摘を踏まえて、21 世紀における我が国の国家像をにらみつつ、地方 自治制度を一層充実させる観点から、さらに議論を深めていく必要があると考えておりま す。

以上、御報告申し上げます。

(2) 第 156 回国会及び第 159 回国会

ア 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員長報告

第 156 回国会第 2 回憲法調査会 (平成 15 年 2 月 27 日・保岡興治小委員長)

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要 について、御報告申し上げます。

本小委員会は、2月6日に会議を開き、参考人として、國學院大学講師・東京経済大学講師・元共同通信記者髙橋紘君をお呼びし、象徴天皇制について、特に天皇の地位、皇位継承を中心として御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を御参照いただくこととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

参考人からは、

まず、皇位の継承について、現在の憲法及び皇室典範の規定では、皇位は男系男子にしか継承できず、このままの状態で推移すれば、将来、皇位継承者はいなくなってしまうことから、皇室典範を改め、女子にも継承できるようにすべきである。その場合、皇統が男系から女系に変わることになるが、皇位は世襲という伝統が変わることはない。また、皇族の女子は結婚により皇籍を離れることになっているが、皇族が余りふえないよう配慮しつつも、結婚に際して皇族女子による宮家創設を認めるべきである。なお、皇位継承権は、男女の別なく長子優先とすべきであるとの意見が述べられました。

次いで、象徴天皇について、天皇は、古来より象徴としての性格を有していたのであり、 明治天皇のような軍服を着た天皇は歴代の中でごくわずかであった、また、現在の天皇は 皇太子時代から象徴天皇のあり方を模索しており、その意味において伝統的な天皇の形を つくられ、日本国憲法のもとで即位した初代の象徴天皇と言ってよいとの意見が述べられ ました。

なお、政治に対する要請として、

天皇及び皇族の外国訪問から皇室外交と言われるような政治色を排除してもらいたい、 国会では本来あるべき象徴天皇についてきちんと論議してもらいたい、

皇室典範を改正し、皇位の安定を図ってもらいたい、

との意見が述べられました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員及び 参考人の間で活発な意見の交換が行われました。

そこにおいて表明された意見を小委員長として総括するとすれば、まず、象徴天皇制全般については、天皇が我が国の元首であるか否か、天皇が元首である旨を明記すべきか否か、また、将来的にも天皇制を維持していくべきか否かといった点については見解が分かれるものの、現行の憲法第 1 章についておおむね維持すべきであるというのが各会派に共通した認識であったように思われます。

次いで、女性による皇位継承を認めることについては、これを認容する意見が多く見受けられましたが、一方で、慎重に検討すべきであるとの意見もございました。また、女性

による皇位継承を認めるとしても、その継承順位について、長子優先とすべきか、男子優 先とすべきかについては見解の分かれるところでありました。

今後は、皇室典範の改正の問題も含め、髙橋参考人も言われていたように、ありのままの天皇制についての議論を深めていく必要があるのではないかと感じた次第です。

以上、御報告申し上げます。

第156回国会第5回憲法調査会(平成15年3月27日・保岡興治小委員長)

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要 について御報告申し上げます。

本小委員会は、3月6日に会議を開き、参考人として、元最高裁判所判事園部逸夫君をお呼びし、象徴天皇制について、特に天皇の権限・国事行為等を中心として御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を参照いただくこととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

参考人からは、

象徴天皇制は、現行憲法の理念に基づき規定されているが、歴史や伝統等を反映した独特の制度であるとの認識が示された上で、権力に正統性を付与するという、天皇が歴史上果たしてきた機能の一側面でもある統治機構の基軸としての役割は、象徴天皇制のもとでは国民からゆだねられているものとして理解できることなどが述べられ、

続いて、天皇の権能と行為について、

天皇が象徴であるためにはその機能を果たす場が必要であるとする積極的象徴の見地からも実情等を考慮しつつ探求すべきこと、

天皇の行為の分類に当たっては、象徴に由来する価値を実態に即して分析するなどの観点から五分説を提唱することなどが述べられました。

さらに、天皇は国事行為や公的行為により象徴性を発揮することが重要であると同時に、 公的行為については、その意味にふさわしい制度上の位置づけを慎重な配慮のもとに行う ことが必要であるなどの意見が述べられました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員及び 参考人の間で活発な意見の交換が行われました。

そこにおいて表明された意見を小委員長として総括するとすれば、

まず、天皇の国事行為については、これは憲法によって主権者である国民から天皇に委任されたものであって、その責任は内閣にあり、またその性格は形式的、儀礼的なものであるという点については、各会派に共通の認識であったと理解いたします。

次いで、天皇の行為の分類の仕方につきましては、国事行為のほかにそれ以外の行為が存在することは認識するものの、国事行為以外の行為について公的行為、私的行為等に細分するか否か、さらに公的行為を認識する場合、公的行為についても何らかの基準を設けるか否かについては、見解の分かれるところでありました。

最後に、前回及び今回の参考人からの意見聴取を踏まえ、天皇の行為に関しましては、

その運用実態等につきまして具体的な事例を取り上げながら調査を進めることが、ありの ままの象徴天皇についての議論をしていく上で必要なことであると認識した次第です。

以上、御報告申し上げます。

第 156 回国会第 6 回憲法調査会 (平成 15 年 4 月 17 日・保岡興治小委員長)

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要 について御報告申し上げます。

本小委員会は、4月3日に会議を開き、参考人として、国立国会図書館調査及び立法考査 局政治議会調査室主任・北海道大学名誉教授高見勝利君及び日本大学法学部教授長尾龍一 君をお呼びし、各国憲法の改正手続の解説及び国民投票制度のあり方等を含めた硬性憲法 としての改正手続について御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を参照いただくこととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

高見参考人からは、

まず、諸外国の憲法改正手続は、通常、憲法の安定性及び国民主権に由来する要請を満たすように仕組まれており、これらの要請は各国憲法において種々の方式となってあらわれるとの意見が述べられた後、議会、国民の投票、特別の憲法会議、連邦を構成する支邦という改正の決定、承認主体に着目した改正手続の4分類が示されました。

また、96条の沿革について、

GHQ による憲法草案の起草当初は、10 年ごとに憲法改正について検討する国会の特別会の召集を義務づけようとしていたが、憲法は永続性と弾力性をあわせ持つ文書でなければならず、その改正手続は簡明なものでなければならないとの考えから、最終的に、一院制の国会の3分の2以上による発議、国民の承認、天皇による公布を内容とする96条の原型がつくられ、これが、日本政府への交付後、二院制の採用により発議要件がより厳格なものになったこと、

96 条の原意には、金森国務大臣の答弁によれば、国民が有する憲法制定権と国会の有する立法権との観念的な区別があり、前者は国民がその意思を直接表明することにより行使され、後者は国会によって表明されることになるから、憲法改正案の発案は国会の権限、改正の承認は国民の権限とされているということがあるとの説明がありました。

そして、これらを踏まえて、最後に、96 条のハードルは高いが世界的に見て最も高いとは言えない、また、形式的な改正のハードルの高さから諸外国の憲法の改正頻度が直ちに導き出せるわけではないとの意見が述べられました。

長尾参考人からは、

法哲学の観点から、憲法改正に特別多数を要するとするのは立法者のエゴであり、憲法が通常の法律に優越する理由として、伝統は子孫の世代の多数決では変えられない尊厳を持つものとする伝統主義の考え方や、敗戦時など感激時の意思は平常時の意思に優先するとする感激時の決意などが挙げられるが、その多くは妥当性を有するものではないとの意見が述べられました。

しかし、他方で、憲法改正が単純多数決で決まってよいかについてはなお考えなければならないことであり、憲法が硬性であることの意義として、多数意見をもってしても変えられないものがあるという自然権思想の立場や、少数者の意見を常に尊重するセルフクリティカルな社会の観点から導かれる少数者保護があるとの見解が示されました。

さらに、ジョン・ロックの思想によれば、憲法は啓蒙思想の落とし子であり、歴史とは 啓蒙と伝統との対立の繰り返しであったが、21 世紀においては啓蒙と伝統の調和を図って いくことが必要であるとの意見が述べられました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員及び 参考人の間で活発な意見の交換が行われました。

そこにおいて表明された意見を小委員長として総括するとすれば、まず、憲法改正のための国民投票法について、実際に憲法改正を行うこととなった場合にはその制定が必要であるという点については、各会派に共通の認識であったと理解いたします。

ただし、制定時期については、来るべきときに備え可及的速やかにその制定を図るべきであり、現在の状態は国会の不作為に当たるとする見解と、憲法改正案が具体化しているわけではないことや憲法改正の発案権の所在など事前に検討すべき多くの事項があることなどから、現時点において直ちに国民投票法の制定を行う必要性はないとの見解とに分かれるところでありました。

また、各委員からは、憲法を論じるに当たっては、憲法解釈だけで時代の変化に対応することはもはや不可能ではないかとの観点や、現行憲法のどの条項を改正すれば制度改革が進むかとの観点、すなわち国の形との観点などが重要ではないかとの見解が示される一方で、現行憲法の理念が下位法令に反映されているのかについて検証することが必要ではないかなどの見解も示されました。

最後に、今後は、高見、長尾の両参考人の意見陳述を踏まえ、硬性度の高い日本国憲法 の改正手続についての理解を深めた上で、憲法改正のための国民投票法の制定等の問題に ついて、活発な議論を行っていくことが重要ではないかと感じた次第です。

以上、御報告申し上げます。

第 156 回国会第7回憲法調査会(平成 15年5月29日・保岡興治小委員長)

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要 について御報告申し上げます。

本小委員会は、5月8日に会議を開き、参考人として、東京大学名誉教授坂野潤治君をお呼びし、明治憲法と日本国憲法について、特に明治憲法の制定過程を中心として御意見を 聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を参照いただくこととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

参考人からは、

まず、明治憲法の制定に関するこれまでの普通の憲法成立史には、自由民権運動を重視 する民権派と伊藤博文らによる憲法制定の作業を重視する体制派の両者の憲法史の相互関 係、及び明治憲法の制定過程と実際の運用に当たっての問題点との関連性が、ともに考えられてこなかったという問題点があるとの認識が示されました。

その上で、伊藤博文の「憲法義解」や美濃部達吉の「憲法講話」等の諸資料からは、明治憲法が神権主義的な解釈からリベラルな解釈に至るまで多義的に解釈されていたことがわかるが、その理由は、明治憲法が、明治 14 年 4 月に福沢諭吉を中心とした交詢社がイギリス型の議院内閣制を採用して起草したリベラルな私擬憲法案を、同年 7 月に井上毅が保守的な方向で手直しを行い、岩倉具視によって発表された大綱領を基礎としていたという制定過程の事情にあるとの説明がなされました。

また、明治憲法が施行された明治 23 年以降において、板垣退助らの自由党は、議会の多数党であったにもかかわらず、議会の多数党が政権を担うとの発想を持たなかったため、明治 14 年には岩倉具視の大綱領というリベラルな交詢社の私擬憲法案を基礎とした明治憲法の原案ができ上がっていたにもかかわらず、その後の大正デモクラシーのもとでの議院内閣論の再興、具体的には、大正 3 年の第二次大隈内閣の成立までに 33 年余りを要してしまい、このことが、明治憲法の例外的規定とも考えられた統帥権の独立について、リベラルな勢力が憲法解釈を再修正して軍部の独走を抑制するだけの時間的余裕を失わせてしまったとの考えが示されました。

このような参考人の御意見を踏まえての質疑応答を通じて、委員及び参考人の間で活発な意見の交換が行われました。

そこにおいて表明された意見を小委員長として総括するとすれば、

まず、私どもが再確認をしておかなければならない点として、第一に、憲法を最高法規 たらしめるについては、憲法をどのように解釈し運用していくのかという点において、政 治の責任によるところが大きいということ。第二に、明治憲法体制のもとでの人権保障の あり方や統治機構の仕組み、その運用の反省に立って、日本国憲法の制定過程や運用の実 際を検証していく必要があるということがございます。

次いで、認識を新たにすべき点を挙げれば、第一に、明治憲法の成立過程というものは、 従来のように民権派と体制派とに分けて考えるべきではなく、両者を統合して見ていく必要があるということ。第二に、明治憲法が天皇を元首と規定したのは、天皇に強大な権限 を付与するためというより、むしろ天皇の権限を拘束する意図からであったということであります。

最後に、今後、日本国憲法の制定過程及び運用の実際についての調査と関連して、明治 憲法がリベラルな解釈運用も可能であったにもかかわらず、なぜあのような戦争に突き進 んでいってしまったのかを考えると、憲法のさまざまなテーマについての解釈に当たり、 政治が果たす役割の重さというものを改めて認識した次第です。

以上、御報告申し上げます。

第 156 回国会第 9 回憲法調査会 (平成 15 年 7 月 24 日・保岡興治小委員長)

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会における調査の経緯及びその概要 について御報告申し上げます。 本小委員会は、7月3日に会議を開き、参考人として、鹿島建設株式会社常任顧問英正道君をお呼びし、憲法前文について御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を参照いただくこととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

参考人からは、

現行憲法の前文は、戦後の日本に国民主権の思想を定着させ、民主的な諸制度を確立したという大きな功績があったが、無国籍で政治的な蒸留水のようなものであることから、現在ではアイデンティティー危機を招いていると考えられ、したがって、憲法前文に日本の価値観や新しい理想を盛り込むことには大きな意味があるとの認識が示されました。

次いで、憲法に正統性を付与するためにも国民の手による憲法改正の経験を持つべきであって、その際には、だれにでも議論のしやすい前文から始めることが最適であり、また、今後、憲法前文を改正する場合には、その作成過程に国民を最大限参画させてもらいたいとの意見が述べられました。

その上で、参考人から、新しい前文が果たすべき役割として、

- 1、日本の伝統と文化の上に立つこの国の形を示す役割
- 1、将来に向けて日本の進路を示す役割
- 1、現在の閉塞感を破らせる活力を与える役割
- 1、世界の中で日本の座標軸を明らかにする役割
- 1、包容力と普遍性のある日本の理念を掲げる役割

が挙げられ、それらを盛り込んだ前文試案についての説明がなされました。

このような参考人の御意見を踏まえての質疑応答を通じて、委員及び参考人の間で活発な意見の交換が行われました。

そこにおいて表明された意見を小委員長として総括するとすれば、

第一に、憲法前文と各条文とは一体不可分の関係にあり、憲法の解釈とは両者を総合してなされるべきものであるということは、各会派に共通の認識でありました。

第二に、現行憲法の前文が有する理念につきましては、国民主権や民主主義の概念を我が国に定着させた点についてはほぼ評価が一致するものの、平和主義についての考え方にはなお各会派の間に隔たりが存するようであります。この問題に関しては、同日の午後に開会されました安全保障及び国際協力小委員会におきまして、自由民主党の近藤基彦委員から、人道上の人間の安全保障という考え方を未来志向の平和主義として提示してはどうかという提起があったことを付言しておきたいと思います。

第三に、近代立憲主義といった普遍性と歴史や文化に代表されるような我が国の独自性とについて、両者の調和をどのように図っていくべきであるかについては、なお残された課題であるということであります。

最後に、今後とも、憲法の調査に当たりましては、前文と各条文との関連性に留意しつつ議論を深めていく必要があるということ、また、将来、憲法を改正することとなった場合、前文にどのようなメッセージを込めて国内外に発信すべきかがいかに重要であるかを改めて認識した次第です。

以上、御報告申し上げます。

第 159 回国会第 2 回憲法調査会 (平成 16 年 2 月 26 日・保岡興治小委員長)

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要 について御報告申し上げます。

本小委員会は、2月5日に会議を開き、参考人として、流通経済大学法学部教授・九州大学名誉教授横田耕一君をお呼びし、天皇制、特に皇室典範その他の皇族関連法について御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を参照していただく こととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

参考人からは、天皇制についても、憲法の規範に沿った理解が必要であり、憲法の条項に違反する伝統は否定されなければならない、また、天皇の公私の区別は厳格になされるべきとの立場から、憲法の基本原則と象徴天皇制との関係、憲法規範的に見た天皇の地位、権能及び根拠、天皇は元首か、日本国は君主国か、公的行為は存在するか及び公私の混同という規範解釈上のこれまでの主要な論点についての説明がなされました。

その上で、現在の天皇は、主権者ではなく国政上の権能も有していないものの、高度な政治的機能を果たしてきたと言えるが、近年の天皇、皇族のスター化や伝統の変更、廃止による権威の足元を崩す行為は、天皇の統合力の希薄化を招いている。女性天皇は、憲法の下位法である皇室典範を憲法の規範に沿うように改正すれば認められるが、男女差別が依然存在する現状では、さらなる国民統合能力の希薄化を招来する可能性を否定できないとの意見が述べられました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員及び 参考人の間で活発な意見の交換が行われました。

そこにおいて表明された意見を小委員長として総括するとすれば、まず、象徴天皇制に関する規定のうち、皇位の世襲を定める第 2 条が、近代立憲主義の正統に位置するとされる日本国憲法において、憲法それ自体が認める例外的な規定であることについては、各会派に一致した見解であると思われます。ただし、その例外的な規定に、我が国の歴史や伝統を読み込むのか、また、第 14 条の男女平等の原則を適用するのかについては、なお隔たりがあるように感じられます。

我が国の歴史や伝統と近代立憲主義との調和をどのように図っていくべきであるかについては、これまでの調査の中でも明らかにされてきたように、明治憲法の制定以来、折に触れ問題とされてきた点であります。

この問題を今後どのように解決していくべきかということは、皇位継承の問題のみならず、国のあり方を考えていく上で、大きな課題の一つであるということに思いを新たにした次第です。

以上、御報告申し上げます。

第 159 回国会第 3 回憲法調査会 (平成 16 年 3 月 18 日・保岡興治小委員長)

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要

について御報告申し上げます。

本小委員会は、3月4日に会議を開き、参考人として、大阪産業大学人間環境学部助教授 井口秀作君をお呼びし、直接民主制の諸制度について御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を参照いただくこととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

参考人からは、直接民主制には純粋直接民主制型と半直接制型があり、主として問題となるのは後者である、昨今の国民投票の増大はレフェレンダム旋風と呼ばれることもあるが、地域的な偏りなどの点で、この増大も相対化して見る必要がある、増加しているのは、国民からの要求による下からのレフェレンダムが制度化されている国であることなどの認識が示された上で、国民投票制度の諸類型について説明がなされました。

続いて、直接民主制の日本への導入については、直接民主制を排除することを特質とするような憲法原理は現行憲法下では採用の余地はなく、また、直接民主制の困難性も相当程度に克服されていると考えられるが、直接民主制を導入した場合、立憲主義との関係では、違憲審査制が十分に機能していない現状では少数者保護がなされない危険性があること、政党との関係では、国民投票の結果次第ではマニフェストによる政権選択の意義が薄れる危険性があること、他方で、討議民主主義との関係では、国民投票は国民の間に議論を誘発する効果があることなどが述べられました。

さらに、現行憲法下では、住民投票の充実、諮問型国民投票の導入、一定の要件のもとで国民に法案の発案権を与えることが考えられるが、直接民主制は、国民主権の具体化、民主主義の強化に重要な役割を果たす手段ではあるが、一つの手段にすぎない、また、直接民主制導入の議論を避ける必要はないが、すべてが解決できるかのような過大な期待はすべきでないとした上で、直接民主制にたえ得るような議会、政党、司法の整備が必要であり、それは日本国憲法の理念の具体化にほかならないとの見解が述べられました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員及び 参考人の間で活発な意見の交換が行われました。

そこにおいて表明された意見を小委員長として総括するとすれば、まず、直接民主制の諸制度が主権者である国民に対して直接に意思表明の機会を提供するものであり、また、議会制民主主義を補完する機能を有しているという点については、各会派に一致した見解であったと思われます。ただし、この制度を導入することについては、委員の間に、積極論、消極論が存在しており、また、憲法改正を要するか否かについては、意見の分かれるところでございました。

自由討議におきましては、直接民主制の諸制度に絡めて国政選挙における投票率の低下の問題につきましても議論がなされましたが、この問題も含め、国民主権主義や民主主義のあり方といった憲法の根幹にかかわる問題を議論することの意義を改めて認識した次第です。

以上、御報告申し上げます。

第159回国会第5回憲法調査会(平成16年4月8日・保岡興治小委員長)

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要 について御報告申し上げます。

本小委員会は、3月25日に会議を開き、最高裁判所当局の出席を求め、また、参考人として、北海道大学大学院法学研究科教授笹田栄司君をお呼びし、憲法保障、特に、憲法裁判制度及び最高裁判所の役割について、最高裁判所当局の説明及び参考人の御意見を聴取いたしました。

会議における最高裁判所当局の説明及び参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を参照いただくこととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

最高裁判所当局からは、

まず、最高裁判所の事件処理体制について説明があり、その中で、最高裁判所の裁判官は、1人当たり年間約2000件の事件に関与していることから、多忙であることは否めないが、平成10年の民事訴訟法の改正による上告制度の整備が最高裁判所の裁判官の負担軽減に寄与しており、また、憲法問題については、事柄の重大性からして、多忙であるがゆえに必要な判断ができないことはないと言ってよいであるうとの見解が示されました。

次いで、最高裁判所の裁判官の選任、裁判所の人的、物的態勢及び裁判官の独立の保障についての説明がなされ、司法制度を予算面から諸外国と対比して見ることは、制度が大きく異なる等の理由から、必ずしも有効な方法とは言えないと思われ、むしろ、司法制度の機能については、一つ一つの法の要請が十分に果たされているか否かといった分析、検討が不可欠であること、2割司法という議論は極めて実証性の乏しい議論であり、この用語にとらわれることは必ずしも適当ではないが、司法制度を国民がより利用しやすく、頼りがいのあるものとするため、充実強化を図らなければならないということは、今回の司法制度改革を支える大きな思想であり、この観点から、真に国民のためになる改革を実現していく必要があることなどが述べられました。

続いて、笹田参考人からは、

最高裁判所に対する現状認識として、多くの上告事件を抱えていること、大法廷への回付が少ないこと、これまでに出された法令違憲判決は5種6件のみであること、憲法規定を正面に押し出すことなく、法律レベルで解決を図るケースがあること、憲法裁判の前提となる裁判を受ける権利の保障に関しては、判例理論のレベルが昭和35年以降停滞していることが示された後、我が国の最高裁判所判事の任用資格について比較法的に見た特徴及び違憲審査制が活性化しない原因が述べられました。

その上で、最高裁判所への上告制限、憲法裁判所設置論、カナダの参照意見制度などの 違憲審査制活性化のためのさまざまな試みについての評価及び最高裁判所の上告審機能と 違憲審査機能とを分離するという独自の機構改革案についての説明がなされました。

また、違憲審査制が停滞している現状については、立法による最高裁判所の改革を図ることが必要であり、最高裁判所の機構改革による大幅な負担軽減を前提とした最高裁判所裁判官任命諮問委員会の設置及び最高裁判所裁判官国民審査制の改革など、複合的なプランが考えられるべきであるとの意見が述べられました。

このような最高裁判所当局の説明及び参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員、最高裁判所当局及び参考人の間で活発な意見の交換が行われました。

そこにおいて表明された意見を小委員長として総括すれば、

憲法保障の最も有効な手段とされる違憲審査制を活性化させるためには、司法を健全に機能させることが不可欠であることについては、各会派に共通の認識であったと思われます。ただし、司法制度をどのように改革していくのか、特に憲法裁判所を設置すべきか否かについては、なお議論が必要であると考えられます。

自由討議においては、人権保障の充実のためにはオンブズマンなどの準司法機関の設置 も検討すべきことなどが述べられましたが、今後は、このような意見を踏まえつつ、より 一層人権保障の充実に向けた議論を行ってまいりたいと感じた次第です。

以上、御報告申し上げます。

第159回国会第7回憲法調査会(平成16年6月3日・保岡興治小委員長)

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要 について御報告申し上げます。

本小委員会は、4月22日に会議を開き、参考人として、北星学園大学経済学部助教授齊藤正彰君をお呼びし、憲法と国際法、特に人権の国際的保障について御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を参照いただくこととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

参考人からは、

まず、憲法と国際法の関係について総論的な説明がなされ、その中で、国法体系における条約の取り扱いという問題を考える上では、各国の憲法規定や国家機関の実行などの分析に力を注ぐべきであるという意見が近年の主流であること。従来は、憲法と条約が矛盾、衝突するケースが重要な論点となったが、憲法と国際人権条約は人権保障を目指すという点で共通しており、完全な矛盾、衝突は必ずしも多くはないこと。法律に対する条約の優位は、憲法の国際主義を基調として、他の憲法の諸原理との調和を求めた結果と解するのが整合的であることなどが述べられました。

次に、国際人権条約の内容の実現のためには、国内裁判所による国内的実施が重要であるが、現状では、国内裁判所は国際人権条約の活用に積極的であるとは言えないとの指摘がなされました。その上で、国際人権条約の国内的実施に当たっては、国際人権条約の内容を違憲審査制の枠組みで実現する違憲審査制とのすり合わせとして、憲法の条約適合的解釈など国際人権条約の憲法解釈の基準への援用、及び国際人権条約違反を理由とする最高裁への上訴の容認が必要であるとの意見が述べられました。

また、近時問題となっている国際人権規約における自由権規約の規約人権委員会の意見、 見解と国内裁判所の関係について、国内裁判所において当該意見等を可能な限り顧慮する ことは、条約の誠実な遵守をうたう憲法 98 条 2 項の要請にかなうものであるとの指摘がな されました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員及び 参考人の間で活発な意見の交換が行われました。

そこにおいて表明された意見を小委員長として総括すれば、

憲法が定める人権保障をより充実させるための手段として、国際人権条約を憲法へ取り 込んでいくことは有用であるという点については、各会派に一致した見解であったと思わ れます。ただし、我が国の国際人権条約の批准の状況、国内適用の現状に対する評価につ いては、意見の分かれるところでございました。

このほか、質疑の中では、条約の国会承認手続の要否及び条約内容の留保の判断権を内閣が有している問題等の条約と立法、行政の関係のあり方、国内裁判所による条約の直接適用の可否の問題などの条約と司法の関係のあり方につきましても議論がなされました。

これらの議論を通じ、憲法と国際法のあり方を考えるに当たっては、国際協調主義を基調とする憲法が有する国際法に対する尊重的態度をより具体的な形で実現していくために、立法、行政、司法の幅広い視野から、それぞれの国際法への関与のあり方について総合的に検討を行うことが必要であると認識した次第です。

以上、御報告申し上げます。

イ 安全保障及び国際協力等に関する調査小委員長報告

第156回国会第2回憲法調査会(平成15年2月27日・中川昭一小委員長)

安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会における調査の経過及び概要について御報告申し上げます。

2月6日に会議を開き、参考人として、拓殖大学国際開発学部教授森本敏教授及び法政大学法学部教授五十嵐敬喜教授をお呼びし、特にテロ等への対処を中心として、非常事態と 憲法について御意見を聴取しました。

参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を参照いただくこととし、その概要を申し上げますと、

森本参考人からは、

複雑かつ過激化し、また我が国にも対岸の火事ではなくなっているテロへの対応については、国家主権と国民の生命財産を守る観点からも、各国家機関を統一方針のもとに総合的かつ有機的に運用する必要があり、そのためには、国内法の整備、国家・社会体制の確立及び国民の意識啓蒙等が重要であるとの意見が述べられました。

特に、国内法の整備については、

第一に、非常事態における対応や権利義務関係の基本に関する原則的事項を憲法に明記 すべきである、

第二に、非常事態への包括的対応を可能とするため、当面、国家安全保障基本法を制定し、そのもとに、外国からの武力攻撃への対処を定める有事法と、テロ、自然災害等への対処を定める緊急事態対処法を制定すべきである、

第三に、テロ対応に当たっては、自衛権という従来の形によるのではなく、非常事態に

関する法整備を通じた抑止の戦略をとるべきである、

との意見が述べられました。

五十嵐参考人からは、

依存型社会である特に都市部で非常事態が発生した場合は、途方もない被害が発生することを直視した上で非常事態について考えるべきであるとの認識のもとに、危機対応に当たっては権限集中とともに事後点検をも重視しつつ、危機対応組織としてアメリカ連邦緊急事態管理庁を、危機管理体制として首相への権限集中と連邦議会によるチェックを規定するドイツ基本法の緊急事態条項を参考にすべきであるとの提案がなされました。

また、有事に際しては、軍事によることは最低限とし、国連安全保障体制への積極的な関与、外交努力等の有事予防に万全を期すべきであるとの意見が述べられました。

さらに、包括的な危機管理法の制定や、危機管理への包括的対応を可能とするための関係各機関から成る危機管理庁の設置について提案がありました。

その後、参考人の意見陳述を踏まえ、質疑及び委員間の自由討議が行われました。

総括すれば、さまざまな非常事態対応につきましては、その予防措置をも含め、何らかの措置を講ずる必要があるとの認識は各小委員が共有していると思われる一方で、その具体的手段をめぐり、非常事態法制を整備すべきとの見解、前文及び 9 条の精神から有事を生じさせない努力をすべきであるとの見解も示されました。

また、国際的枠組みにおけるテロ対策のあり方に対する考え方についても、抑止論の是 非、日本の協力参加のあり方等をめぐり、多様な見解が示されました。

しかし、テロ活動が過激化かつ国際化するなど国際情勢が大きく変化しこれに積極的に 対応する必要があること、国民の生命財産を守ることが政治の責務であること等にかんが みれば、引き続き総合的見地から議論を進めることを通じて、早急に合意形成を図る必要 があると感じました。

今後も、これまでの議論や、本小委員会の次回のテーマである自然災害等への対処を中心とした非常事態と憲法に関する議論を踏まえた上で、我が国の安全保障及び国際協力等のあり方について、さらに議論を深めていくことが必要であると考えております。

以上、御報告を終わります。

第 156 回国会第 5 回憲法調査会 (平成 15 年 3 月 27 日・中川昭一小委員長)

安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会における調査の経過及び概要について御 報告申し上げます。

本小委員会は、3月6日に会議を開き、参考人として、国際政治・軍事アナリスト小川和 久君をお呼びし、特に自然災害等への対処を中心として、非常事態と憲法について御意見 を聴取いたしました。

参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を御参照いただくとし、その概要を申し上げますと、

小川参考人からは、

我が国では、法の制定等が自己目的化する傾向があるが、法制度の完成度を高めるため

には法改正を通じた不断の努力が必要であり、憲法についても同様に、憲法違反状態を是 正するとともに、憲法の完成度を高める必要があるとの見解が示されました。

その上で、我が国が、世界平和の実現への積極的な努力を意味する平和主義や、その手段である国連中心主義等の憲法の精神に基づいて行動してきたかについて、

国家生存権の観点からは、湾岸戦争時に我が国が存在感を発揮できなかったことを見据えなければならないとともに、テロリストと大量破壊兵器開発国の結合は国防上の脅威であることから、個別的自衛権による対処が可能であることを認識した上で事態の平和的解決に向けて努力すべきであり、

また、国民の生存権の観点からは、武力攻撃事態に際しての国民の避難、誘導等に関する仕組みを、警察、消防、自治体等による対処の視点を通じて構築すべきであるとともに、 交通事故に対処するためのドクターへリの整備がおくれていることは憲法違反状態である との指摘がなされました。

そして、これらを踏まえ、憲法を機能させるためには、防災、医療、交通事故といった 基礎的問題を解決した上で、外交、安全保障という応用問題に対処すべきとの見解が示さ れました。

その後、参考人の意見陳述を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われました。 前回のテロ等への対処とあわせまして、参考人の意見陳述や質疑、自由討議で出された 意見を小委員長として総括すれば、

招致した各参考人からは、憲法に非常事態に関する規定を設けるべきであるという意見を初めとして、非常事態体制の整備に関する国会の責任について厳しい指摘を受けたことを深く受けとめたいと思います。

参考人質疑や自由討議で表明された委員の発言を見ると、テロや自然災害への対処は、 国民の生命財産を守るという共通の目的を有しており、これにどのように対処するかをき ちんと検討しておくことが政治の責務であるという点については共通の認識があったと思 います。

具体的にどのように対処していくかということにつきましては、非常事態における国の権力行使のあり方や国民の権利義務制限に関する規定を憲法に設けるべきであるという意見や、住民避難や米軍の行動に関する法制を含めた有事法制を整備すべきであるとの意見が述べられた一方、前文及び 9 条の精神に基づき、有事を生じさせない努力をするべきであるとの意見や、生存権保障の観点から災害時の対応を考えるべきであるとの意見も述べられました。

今後も、このような問題を初めとして、我が国の安全保障及び国際協力等のあり方についてさらに議論を深めていき、早急に共通認識に基づく合意形成を図る必要があると痛感しております。

以上、御報告申し上げます。

第156回国会第6回憲法調査会(平成15年4月17日・中川昭一小委員長)

本小委員会は、4月3日に会議を開きまして、国際協力、特にODAのあり方を中心とし

てをテーマに、まず、野田毅委員及び首藤信彦委員から基調発言を聴取し、各会派から質 疑または発言を行った後、委員間の自由討議を行いました。

両委員の基調発言の詳細につきましては会議録を御参照いただくこととし、その概要を 申し上げますと、

野田委員からは、

国際協力は国際社会と自国の平和と発展に不可欠であるとの認識のもと、国連決議の履行確保のため安保理改革及び紛争解決制度の実効化を図る必要があり、日本も、みずからの安全保障及び国際貢献を踏まえた憲法改正を視野に入れ、安保理常任理事国入りを求めるとともに、経済社会分野での国連活動に積極的に関与する必要があるとの意見が述べられました。

また、ODAの今後のあり方として、戦略性重視、人間の安全保障等の概念の必要性、要請主義の見直し等主体的判断に基づく実施、国民の理解を求める努力、関係機関の連携強化が挙げられました。

そして、日本が独立を回復した 4 月 28 日を独立回復記念日とすべきとの提案がなされ、 また、みずからの国をみずから守るという独立国として当たり前のことを憲法に規定する ことは政治家の責務であるとの意見が述べられました。

続いて、首藤委員からは、

ODA の憲法上の根拠はグローバル社会における人間の安全保障を求める前文にあり、国際社会の新たなニーズに応じて ODA を実施する際には前文の価値を積極的に展開すべきであるとの認識のもと、冷戦後の激変する世界に対応するため、国際機構の変容と再編が求められるとともに、日本は、安全保障と経済協力の相関性、国家と国境の変容、グローバル視座、人間の安全保障、貧困等へ国際社会が対処するためのガバナンスと民主化の概念、市民社会組織に期待される役割と89条との関係等の憲法制定時に想定されていなかった要素を勘案して国際協力を行うべきであるとの意見が述べられました。

その上で、海外援助の理念、海外援助に対する議会の関与、国益と世界益とのバランスを図るための価値基準と第三者によるチェックについては、憲法本文上に規定すべきであるとの意見が述べられました。

野田、首藤両委員の基調発言や質疑、自由討議で表明された意見を小委員長として総括 すれば、各意見は、ODAを中心としつつ、国際協力全般に幅広く及ぶものでした。

まず、ODA については、ODA の実施等に係る憲法上の根拠規定を新たに設けるべきか否かについて意見の分かれたところでありますけれども、普遍的価値の追求と国益をともに満たす形で実施されてきたか、ODA の不透明性や理念のなさ等に対する国民の不信感があるのではないか、人道分野における援助が不十分ではないかといった我が国の ODA の現状に対する問題点を踏まえて、実態に応じた多面的視野からの ODA を実施していく必要があるという点で、共通の認識が得られたと思います。

次に、国際協力全般につきましては、特に国連のあり方と我が国の関与のあり方に関して多くの意見が述べられました。例えば、イラク攻撃において機能不全を来した国連の機能強化、我が国の安保理常任理事国入りや国連憲章の敵国条項の削除、国連による平和維

持機能を補完するための安全保障システムの確立、地域的な安全保障の枠組み構築の必要性について発言がなされました。

我が国が、国際社会の平和と繁栄のために、ODA等を通じた積極的な国際協力をしていかなければならないことは言うまでもありませんが、この点に関しまして、野田委員から、大国としての思い上がりからくるばらまきともらって当たり前という ODA から、国益を考えた ODA へという問題提起を深く受けとめる必要があると考えます。

また、国際協力を考えるに当たっては、国連の役割や我が国の安全保障のあり方をどのように考えていくのかという問題を切り離して考えることはできません。これらのことを踏まえた上で、我が国の安全保障及び国際協力等のあり方について、今後も引き続き総合的見地から議論を深めていきたいと考えております。

以上、御報告を申し上げます。

第156回国会第7回憲法調査会(平成15年5月29日・中川昭一小委員長)

本小委員会は、5月8日に会議を開き、参考人として、AMDAグループ代表・特定非営利活動法人AMDA理事長菅波茂君及び財団法人日本国際問題研究所理事長佐藤行雄君をお呼びし、安全保障及び国際協力の分野における国際機関と憲法をテーマとして御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については会議録を御参照していただくこととし、 その概要を御説明申し上げますと、

菅波参考人からは、

まず、みずからの判断で危険を承知で平和の実現のために活動する NGO は平和主義者と言える。戦争をせず、金銭援助をし、メッセージを発するという国際協調主義を貫徹するためには、啓典の民との有言実行型の行動に基づく連携が不可欠である。現在は、ポジティブリストで行動する政府組織とネガティブリストで行動する NGO との連携のもとに公益を確保すべき時代であるとの認識が述べられました。

その上で、日本は、政府組織とNGOとの連携を図り、国民参加型人道支援外交を貫いて人間の安全保障を追求するなど、急激に変化する時代に対応するシステムを確立することにより、多様な社会におけるイニシアチブを発揮することができるとの意見が述べられました。また、殺人によるメッセージであるテロへの対策には、そのメッセージの分析が不可欠であるとの意見が述べられました。

佐藤参考人からは、

国連が、日本で一般に抱かれているイメージと異なり、安全保障理事会を第二次世界大戦の戦勝国が牛耳っていることを初めとして、未完成の組織であることを前提に、事務総長、総会・経済社会理事会及び安保理事会の現状、これらの機関への日本の関与等について説明がなされました。

そして、これらを踏まえた上で、日本は、国連を重視し、その改善に尽力すべきである とともに、みずからが常任理事国になるか否かの問題は別として、国連を機能させるため、 安保理事国枠の拡大、新常任理事国の選定、拒否権の行使の態様等に係る安保理改革を主 導していくべきであるとの意見が述べられました。

また、国連の実態調査のため、憲法調査会として調査団を派遣すべきであるとの要望が なされました。

その後、参考人の意見陳述を踏まえまして、質疑及び委員間の自由討議が行われました。 そこで表明された発言を総括すれば、

国際協力の分野においては、国連や NGO が重要な役割を果たしてきたことに対し一定の評価をし得るものの、テロ対策を初めとする安全保障の分野においては、イラク問題を契機として、国益と国益とが衝突する場という側面を有する国連の現状認識を踏まえ、国連のあり方が問われているとの点については、委員間でほぼ共通した認識が得られたものと思われます。

他方で、国連の安全保障に係る機能をどのように改善し、これに我が国がどのような形で参画していくか、また、NGOをどのようなものとして我が国の社会システムの中に位置づけていくかといった点については、委員間で見解の違いが見られました。

北朝鮮問題を初めとする現在の我が国を取り巻く国際情勢を踏まえれば、テロ対策は早急に講じなければならないこと、NGOの役割は今後一層重要となることが予想されること等にかんがみれば、これらの諸点に係る憲法上の諸問題につきまして、早急に合意形成を図る必要があると感じました。

今後も、これまでの議論を踏まえた上で、我が国の安全保障及び国際協力等のあり方についてさらに議論を深めていくことが必要であると考えております。

以上、御報告申し上げます。

第156回国会第9回憲法調査会(平成15年7月24日・中川昭一小委員長)

安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会における調査の経過及び概要について御報告申し上げます。

本小委員会は、7月3日に、委員近藤基彦君及び藤井裕久君から、自衛隊の海外派遣をめ ぐる憲法的諸問題を中心とした第9条に関する基調発言を聴取いたしました。

会議における両委員の基調発言の概要を簡潔に申し上げますと、

近藤委員からは、

国際情勢の変化に対応するためには、憲法改正を視野に入れた防衛体制の整備及び国際 貢献の推進を図る必要があるとの認識のもと、第一に、9条1項の侵略戦争放棄の理念は堅 持した上で、平和と安全を武力により担保することもあり得るとの立場から、人道上個々 の人間の安全保障に着目する人道上の人間の安全保障という考え方を未来志向の強靱な平 和主義の形として提示し、国際貢献を積極的に行う姿勢を示すこと。第二に、第9条2項 を削除した上で、個別的、集団的自衛権の権利及び自衛隊の存在を明記すること。第三に、 侵略、大規模自然災害等の非常事態への対応に関する条項を設けることを内容とする9条 の改正に向けた具体的提言がなされました。

また、21 世紀にふさわしい国民のための憲法の制定に向けた議論を深めると同時に、憲 法改正国民投票法等の整備を図るべきであるとの意見が述べられました。

藤井委員からは、

国家としての平和確立の基本については、憲法に明記するか、少なくとも安全保障基本法を制定することで国民に提示し、近隣諸国を初めとする国際社会の信頼を得る必要があるとの認識のもと、まず、個別的自衛権と集団的自衛権とを一体のものとしてとらえた自衛権を保持すること及びこれを抑制的に行使すべきであることとともに、首相が自衛隊に対し指揮監督権を有することを憲法に明記すべきであり、また、自衛権の抑制的な行使を前提として、日米共同防衛体制を重視すべきであり、さらに、日本及び国際社会の平和と安全の基礎となっている PKO を初めとする国連の平和活動に対し積極的に参加する旨、憲法に明記すべきであるとの意見が述べられました。

その後、両委員の基調発言を踏まえて、質疑または発言及び自由討議が行われました。 総括いたしますと、

まず冒頭、中山会長から、党派を超えて 9 条問題に関する冷静な議論ができたことは大変意義深いものであったとの御指摘がありました。

そして、この議論を見てみますと、各委員とも、侵略戦争を放棄した 9 条 1 項の理念を 堅持していくことについては認識を共有しているものの、21 世紀の我が国の安全保障及び 国際協力の方向性を示すものとして、現行憲法の前文に掲げる平和主義や 9 条 2 項の戦力 の不保持、交戦権の否認といった理念を今後も維持していくべきなのか、それとも、我が 国をめぐる国内外の環境の変化等を踏まえ、生命財産を守るという国民に対する政治家と しての最大の責務を果たすため防衛体制を整備するとともに、新たな国際協力に係る理念 を打ち出していくのかといった点で見解を異にしており、問題の争点はこの点に絞られて きたのではないかと考えております。

今後も、これまでの議論を踏まえ、我が国の安全保障及び国際協力等のあり方について さらに議論を深めていくと同時に、急激な変化を遂げている国際情勢にかんがみ、この争 点に関する憲法上の問題について早急に合意形成を図る必要があると考えております。

以上、御報告申し上げます。

第 159 回国会第 2 回憲法調査会 (平成 16 年 2 月 26 日・近藤基彦小委員長)

安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会における調査の経過及び概要について御 報告申し上げます。

本小委員会は、2月5日に会議を開き、委員中谷元君及び松本剛明君から、自衛隊のイラク派遣並びに集団的安全保障及び集団的自衛権を中心とした憲法第9条に関する基調発言を聴取いたしました。

会議における両委員の基調発言の詳細については小委員会の会議録を御参照していただくこととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

中谷委員からは、

戦後大きな機能を果たしてきた 9 条が国際情勢の変化により現実と乖離したことから憲法の軽視と形骸化が生じていること、また、9条のもとで海外派遣された自衛隊の自己防衛が困難になっているとの認識が示されました。その上で、現行憲法下では、外国部隊等の

警護、任務遂行のための武器使用、日本周辺での米軍への攻撃に対する応戦、国連軍への参加ができず、アジアの安全保障機構への参加の制約となり、仮に日韓防衛条約が締結されても片務的になることから、憲法改正により安全保障上の環境整備をすべきこと、安保理常任理事国入りし、国連のイニシアチブをとるとともに、複合的になっている国連の安全保障政策に対応し参加、協力すべきこと、新憲法に自衛権、自衛隊の役割、国際貢献についての権限を明記すること、平和主義や国連中心主義の理念を9条の中心にすることについて意見が述べられました。

松本委員からは、

政治は時代の要請にこたえるべきだが、法治の観点から、必要なら法を整備すべきで法を飛び越えるべきではないとの認識のもと、イラク戦争については、国際法から見た攻撃の根拠や、先制攻撃による自衛権発動の是非等、その大義を検証すべきであり、自衛隊のイラク派遣については、政府の憲法論議を避けた特措法の構成に無理があるとの見解が述べられました。

また、国連については現実を直視しつつも理想に近づく道を選択すべきであり、国連軍、 多国籍軍、平和維持活動等の集団安全保障活動への幅広い参加を可能にするため、同活動 を 9 条の枠外とする解釈、安全保障に関する基本法制定、憲法改正の選択肢があること、 集団的自衛権については、日米安全保障条約のあり方や将来の見直しも視野に入れる必要 があること、太平洋、東アジアにおける安全保障網の構築を考える際、これを行使できな いことが外交上の足かせになる懸念があること、集団的自衛権は主権国固有の権利であり、 政府解釈の論理的検証が必要であることについて、意見が述べられました。

その後、両委員の基調発言を踏まえて、質疑または発言及び自由討議が行われました。

そこで表明された御意見を小委員長として総括すれば、9条に関する昨年以来の憲法調査会における議論において、9条1項の侵略戦争放棄の理念の堅持については各委員とも認識を共有するものの、安全保障及び国際協力の方向性については、現行憲法の前文に掲げる平和主義や9条2項の戦力の不保持、交戦権の否認の理念を今後も維持していくのか、あるいは新たな国際協力にかかわる理念を打ち出していくのかという点で見解を異にしていたところです。今回の集団的自衛権及び集団的安全保障並びに自衛隊のイラク派遣に関する調査においても、この点において見解に相違が見られました。

集団的自衛権については、我が国の自衛上の必要性やアジアにおける安全保障網の構築の観点から行使できるようにすべきとの発言があった一方、9条のもとにおいては、我が国はこれを有していないとする発言がありました。また、行使できるようにすべきとの立場からは、憲法上明記するのか、憲法解釈の変更によることも検討に値するのではないかといった点や、行使をどの程度認めるべきかといった点について、さまざまな発言がありました。

次に、国連の集団的安全保障については、その活動に幅広く参加できるよう憲法改正も 含めた枠組みづくりが必要である、あるいは前文の国際協調主義により認められるとの発 言があった一方、あくまで 9 条に基づいて平和主義や国連中心主義を実現すべきであると の発言がありました。 自衛隊のイラク派遣については、安保理決議に基づくものであり 9 条に違反するものではないとする発言があった一方、9条及び国際法に違反しており撤回すべきである、あるいはイラク復興は国連の枠組みで行うべきとの発言がありました。また、武器使用基準の見直しなどの自衛隊員の安全確保の必要性について発言がありました。

これまでの議論の積み重ねにより、9条をめぐる問題については、次第に論点が明確になってきていると考えます。今後も、我が国の安全保障及び国際協力等のあり方について、さらに議論を深め、この争点に関する憲法上の問題について、早急に合意形成を図る必要があると考えております。

以上、御報告申し上げます。

第159回国会第3回憲法調査会(平成16年3月18日・近藤基彦小委員長)

安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会における調査の経過及び概要について御報告申し上げます。

本小委員会は、3月4日に会議を開き、参考人として、駐日欧州委員会代表部ベルンハルド・ツェプター大使をお呼びし、国家統合・国際機関への加入及びそれに伴う国家主権の 移譲、特に、EU 憲法と EU 加盟国の憲法、「EU 軍」について御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を御参照していただくこととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

ツェプター参考人からは、欧州統合が欧州諸国間の戦争を二度と起こさないという教訓のもとで進められ、欧州に平和や経済的繁栄をもたらしたこと、EUが、ある分野では国家主権の一部をプールし、他の分野では単に政府間協力を行うという国家と国際機関のいわば混成体であること、その発展過程には事前のゴールを設定した青写真はなく、加盟国が特定分野で合意した共通利益の上にボトムアップで構築されるプロセスをとっていること等について説明がなされました。

次いで、統合の推進力は、協力、競争、連帯であること、EU 立法は、加盟国の国内法に対する EU 法の優位や、意思決定を可能な限り市民に近いところで行うとする原則等に基づくこと、域内の経済格差是正のために多額の資金援助が行われていること、外交政策問題に関して共同行動が試みられたが成功には至っていないこと等について説明がなされました。

さらに、EU 統合の深化と拡大は加盟国憲法の適合化を要求したが、主権の一部移譲を受け入れる政治、社会、文化の存在がこれを可能にしたこと、現在、討議過程にある EU 憲法草案は、EU の民主的正統性を強化し、ヨーロピアンアイデンティティーの必要性を強調し、透明で包括的な法体系を提示していること等について説明がありました。

その上で、欧州の経験は、そのままでは他の地域のモデルにはならないが、統合の手法 や手続等に関して参考になるのではないかとの見解が示されました。

その後、参考人の意見陳述を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われました。

そこで表明された御意見を小委員長として総括すれば、欧州との比較においてアジアの 地域安全保障について議論がなされ、アジアの地域安全保障体制の構築が必要であるが、 構築に当たっては安全保障に対する共通の基盤や経済分野等における信頼関係の形成が必要である、あるいは、地域安全保障と集団安全保障及び集団的自衛権との関係等について考え方を整理すべきとの見解が示された一方で、平和主義を踏まえた北東アジアにおける安全保障対話の必要性や集団的自衛権を是認する NATO は冷戦下に生まれたという背景があることについての発言がありました。

参考人が意見陳述で述べられたように、欧州の経験は、歴史的、地理的、文化的な基盤と密接な関係があり、そのままでは他の地域のモデルにはなり得ないと考えますが、地域に政治的安定を醸成しつつ、一国だけで十分な対応ができない問題に対処するという EU の手法は、安全保障やテロ、国際犯罪といった問題のみならず、エネルギーや環境問題を初めとする多くの課題に対応するために参考にすべき点があると感じました。

以上、御報告申し上げます。

第159回国会第5回憲法調査会(平成16年4月8日・近藤基彦小委員長)

安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会における調査の経過及び概要について御 報告申し上げます。

本小委員会は、3月25日に会議を開き、参考人として、岩手県立大学総合政策学部教授 小針司君及び防衛大学校助教授松浦一夫君をお呼びし、非常事態と憲法について、国民保 護法制を含めて御意見を聴取いたしました。

会議における両参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を御参照いただく こととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

小針参考人からは、

非常事態への対処に関して現行憲法は極めて謙抑的であるとの見解が述べられた後、非常事態に対処する権限と憲法の関係は、第一に、憲法典の効力の停止、第二に、憲法典に列挙された条文の停止、第三に、憲法典上の条文の効力は停止されないが、憲法上に規定された非常措置権により変容をこうむる場合、第四に、憲法典上に非常事態対処規定を欠くにもかかわらず非常事態に対処する必要がある場合の四つに類型化できること、我が国の現行憲法は第四の類型であり、人権制約の法理は公共の福祉に見出すしかないことについて指摘がなされました。

その上で、非常事態法制の構築に当たっては人権保障のあり方が多様かつ複雑になっている点を考慮しなければならず、また、現行憲法における個人主義的世界観からは、国家は個人の生命、身体及び財産を保護してこそその支配を正当化できるとの説明がありました。

最後に、国から地方公共団体へ、地方公共団体から国民へという防衛観の視座から、国 民から地方公共団体へ、地方公共団体から国へという防衛観の視座への転換が必要であり、 また、有事にあってこそ有事法制が効果を発揮し、国民の生命、身体及び財産を守り、国 家の安全を確保することから、非常事態の対処規定は憲法典に明記されるべきとの見解が 示されました。

松浦参考人からは、

諸外国においては、民間防衛が軍事的防衛と平時の災害救助を結びつける分野として考えられているとの指摘があり、欧州各国等の国民保護法制の概略について説明がありました。

特に、ドイツでは、憲法である基本法において、防衛を市民の保護を含む防衛と位置づけ、軍事的防衛と国民保護を含む非軍事的防衛を合わせた総合防衛がドイツの緊急事態法制の基礎にあり、両者がセットで考えられているとの説明がなされました。

また、ドイツにおける市民保護再編法において、自己防護を市民保護の基本とし、公的機関はそれを補完するものとされている点、ボランティア組織が防災組織として国の災害救助体制を支えるほか、有事においても国民保護に当たることとされているなど重要な存在と位置づけられている点は、我が国においても参考になるとの意見が述べられました。

最近は、2002 年に決定された市民保護の新戦略に基づき連邦市民保護・災害救助庁の設置等の措置がとられ、また、民間航空機を使ったテロへの対処を内容とする航空保安法が議会で審議されているとの説明がなされました。

その後、参考人の意見陳述を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われました。そこで表明された意見を小委員長として総括すれば、

非常事態に関する規定を憲法上明記することの是非について、

大量破壊兵器の拡散やテロ等、我が国の安全にとっての脅威が顕在化する現在、国民の生命財産を守るという観点から、これを憲法上明記すべきであるとの発言や、憲法上、非常事態に関する規定を欠くことは適当でなく、これを明記した上で、その規定に基づき法整備を行うべきであるとの発言、憲法上に非常措置規定を設けた上で、その規定と人権規定との法益のバランスを図る方法をとるべきであるとの発言、非常事態に関する規定の憲法上への明記に当たっては、国の責務や国民の権利の保護といった理念を明らかにすることが必要であるとの発言があった一方で、

平和憲法がなかったことから起きた戦時の悲惨な体験にかんがみ、憲法を変えるべきではないとの発言や、現行憲法が非常事態対処について明文規定を持たないことの意義に言及する発言がありました。

また、今国会に提出された国民保護法案については、諸外国と比較して抑制的であるとの両参考人による指摘に関連して、その実効性について検討する必要があるとする発言や、 法案上の措置について憲法が歯どめをかけており、そこに憲法の意義が見出されるとの発言、国民に戦争協力を強いるものであるとする発言等がありました。

その他、自衛隊に対する国会による監視・規制の必要性や、我が国の外交・安全保障のあり方と国連との関係に言及する発言等がありました。

今回の小委員会は、非常事態に関する規定を憲法上明記することの是非、非常事態の際にとられる措置と人権との関係といった、非常事態をめぐる憲法上の重要な論点について議論が行われたと思います。国民の生命財産を守ることが政治の責務であることを踏まえ、我が国の安全保障や国際協力等のあり方について、引き続き小委員会において議論を深めてまいりたいと考えます。

以上、御報告申し上げます。

第159回国会第7回憲法調査会(平成16年6月3日・近藤基彦小委員長)

安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会における調査の経過及び概要について御報告申し上げます。

本小委員会は、4月22日に会議を開き、参考人として、青山学院大学国際政治経済学部 教授菊池努君をお呼びし、地域安全保障について、憲法の視点からのFTA問題を含めて御 意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を御参照いただくこととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

参考人からは、

アジア太平洋の地域安全保障を考えるに当たっては、国際社会との協力、協調関係の重 視や軍事力だけではなく、経済活動等総合的な取り組みのほか、テロ等の新しい脅威への 対応が重要であるとの認識が述べられました。

そして、アジア太平洋地域には、近代化を終えて安定した国家、近代化の途上にある国家、国家体制が脆弱な国家が存在し、後者二つの分類に属する国家群は、国内体制の脆弱性に伴う問題、国家間紛争及びテロや経済問題などの新しい問題を抱えており、これらが同地域の安全保障上の課題となるとの見解が述べられました。

さらに、これに対する地域諸国の対応として、地域安全保障の環境整備としての同盟の機能強化、政府間または官民合同での地域安全保障対話の拡大、内政への地域諸国による 共同介入、共同関与が挙げられるとの見解が述べられました。

最後に、FTA が地域安全保障にもたらす効果について、FTA は地域経済の安定化や国境を越えた利害の共有等のプラス面を持つ反面、締結国間の利益の不均衡を生じさせることによる国内政治の対立の惹起等のマイナス面を有することから、多少の効果は期待できるが、過剰な期待はできないとの見解が述べられました。

その後、参考人の意見陳述を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われました。そこで表明された意見を小委員長として総括すれば、

地域安全保障のあり方についてさまざまな角度から意見が述べられたと思います。その主なものを紹介しますと、アジアにおける地域安全保障の枠組みを考える際には、集団的自衛権の行使を認めるか否かが重要なポイントとなるが、認めるに当たっては、何らかの条件を設けるべきかどうかについて検討を要するとの発言、アジアにおいて有事が発生した際に我が国がとり得る行動について議論すべきとの発言、冷戦崩壊後、二国間同盟関係から多国間の協調的安全保障が重視されるようになってきており、憲法は軍事的手段を否定していることから、我が国は平和的な外交手段を充実させるべきとする発言、アジアの地域安全保障において北朝鮮をめぐる6カ国協議を活用すべきとの発言等がありました。

我が国の外交や安全保障のあり方については、国連の機能が完全に発揮されていない中で米国との協調は不可欠であるが、国連に対する働きかけを積極的にしていくべきとの発言、ODA のあり方について検討が必要とする発言、FTA を締結することによる我が国の経済的なプレゼンスの高まりがアジア諸国の脅威となるのではないかとの発言、アジアにおける我が国の役割を考える際に中国の存在を念頭に置くことが必要との発言等がありまし

た。

大量破壊兵器の拡散、頻発する国際テロ、北朝鮮の核問題等の最近の国際情勢の変化や、 国際の平和と安全の維持を担う国連機能の不完全が指摘される現下の情勢を踏まえ、我が 国の安全保障や国際協力のあり方について、さまざまな角度から調査をしてまいりました。 そこでは、憲法前文や9条についての幅広い論点についてこれを掘り下げる調査が行われ、 具体的には、自衛権行使のあり方や自衛隊の憲法上の位置づけ、国際協力と9条や前文と の関係、国連の集団安全保障への参加の是非や国際協力についての規定を憲法上に設ける ことの是非、自衛隊の海外における活動と憲法との関係等、多岐にわたって議論がなされ ました。

また、非常事態については、昨年調査をいたしましたテロや自然災害等への対処に引き 続き、国民保護法制をサブテーマとして掲げつつ、非常事態と憲法をテーマに調査を行い ました。

これまでの議論を踏まえつつ、今回の地域安全保障をテーマとした小委員会における議論を見ますと、不安定な要素を含むアジア地域全体を念頭に置いた安全保障の確保が我が国にとって喫緊の課題であること、また、それを実現する手段としては、防衛という側面のみならず、経済的な結びつきを強めていくこと、各国間の対話を通じて信頼関係を築くことなど、多様な取り組みが存するということを感じた次第であります。

我が国の安全保障や国際協力のあり方について、9条や前文をめぐる争点に関する憲法上の問題の所在が次第に明らかになってきたと思います。今後も、そうした問題に関して、引き続き調査会においてさらに議論が深まることを望むところであります。

以上、御報告申し上げます。

ウ 基本的人権の保障に関する調査小委員長報告

第 156 回国会第 2 回憲法調査会(平成 15 年 2 月 27 日・大出彰小委員長)

基本的人権の保障に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報告申し上げます。

本小委員会は、2月13日に会議を開き、参考人として、慶應義塾学事顧問、日本私立学校振興・共済事業団理事長鳥居泰彦君及び早稲田大学教授岡村遼司君をお呼びし、教育基本法改正を含む教育を受ける権利全般について御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を参照いただくこととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

鳥居参考人からは、まず、

- 1、エデュケーションの日本語訳である教育には、能力を開発するというニュアンスが含まれておらず、これからは能力を開発するという側面こそ重視されなければならないこと、また、
- 2、教育の内容には、人間形成、基礎知識、専門知識、学習、学習の方法、学習の支援、 成長の支援、人生設計の支援があり、これらは教育を待って初めて実現されるものである ことの指摘がありました。

さらに、

3、新旧憲法下における教育を受ける権利についての差異、日本国憲法の教育を受ける権利の内容についての紹介がなされました。

その上で、

4、イギリス、フランス、韓国の教育基本法においては、生涯にわたり学習する権利を有することが明記されているのに対して、日本においては従来その点の認識が弱かったという指摘がなされ、これからはその点を重視しなければならないという意見が述べられました。

岡村参考人は、

その内実にふさわしい価値を獲得することによって権利は生まれるという意味で、権利 は義務を伴うものであるとし、加えて、人権は自由権から社会権へと重層的に拡大してき たという認識を示した上で、教育を受ける権利について、

- 1、教育基本法は憲法26条を根拠とし、憲法の要請に基づいて制定されたこと、
- 2、教育を受ける機会の均等と結果の不平等の問題は実践的な課題であること、
- 3、権利の性格を積極的にあらわすならば、26条は、例えば教育を営む権利ととらえ直す必要があること、
- 4、平等の教育という観点から、等しい教育を受ける権利という条文が望ましいなどといった考えを述べられました。

また、今必要なのは、教育基本法の理念がどこまで実現されているかを検証することであり、不足を補うような安易な方法で改正を図るべきではないということ、憲法を根拠にしている以上、それと切り離して改正することは、教育基本法の性格をいびつなものにし、同時に憲法の精神までないがしろにしてしまうということを主張されました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員及び 参考人の間で活発な意見の交換が行われました。

そこにおいて表明された意見を小委員長として総括するとすれば、まず、憲法 26 条自体については、その権利性をさらに強めるべきであるなどの意見はありましたが、おおむねよくできているというのが各会派に共通した認識であったように思われます。

一方、制定以来 50 数年を経た教育基本法につきましては、複雑化した現代社会における教育に関し、規定されていない部分も見受けられる点があるという意見が述べられました。

また、モラルの低下と他者の人権についての教育の関係などに関して活発な議論が行われました。

今後、教育にかかわるさまざまな問題を解決するための議論を深めていくことが必要で あると感じた次第です。

以上、御報告申し上げます。

第 156 回国会第 5 回憲法調査会(平成 15 年 3 月 27 日・大出彰小委員長)

基本的人権の保障に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報告申し上げます。

本小委員会は、3月13日に会議を開き、参考人として、東京大学教授菅野和夫君及び内閣府情報公開審査会委員・元労働省女性局長藤井龍子君をお呼びし、公務員制度改革及び男女共同参画の視点から、労働基本権について御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を参照していただく こととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

菅野参考人からは、

まず、公務員制度の構築に当たっては、その労働基本権制約の枠組みの成立過程の検討が重要であるとの認識のもと、その枠組みの理論的基礎となった二つの大きな流れが紹介されました。

その一つは、米国における主権理論とそれを基礎とする初期の全体の奉仕者論や後期の全農林警職法事件判決であり、もう一つは、ドライヤー報告とその理論を承継する東京中 郵事件判決であります。

そして、今回の公務員制度改革においては、重要な論点についての議論の先送りが散見される点に懸念が示されるとともに、ILO 中間報告からは労使関係の構築について十分な協議が必要であるというメッセージを酌み取るべきであるという指摘がありました。

その上で、今回の大改革に値する戦後の公務員制度における労使関係の十分な再検討が必要であり、総じて広く意見を徴するプロセスを重視すべきであるという意見が述べられました。

藤井参考人からは、

男女平等を定める憲法が、雇用の場における女性の地位の向上に大きな影響を与えたとの認識のもと、男女共同参画社会基本法の制定に至るまでの経緯が紹介され、また、女性の基幹労働力化等が進む一方で依然として採用差別等が存在すること、出産時の離職と育児一段落後の再就職の傾向が諸外国に比べ顕著であることといった我が国の女性労働者の特徴が指摘されました。

その上で、雇用の場における男女の機会均等のための提言として、

- 1、強制的な命令権限等を有する救済機関の設置など救済措置の拡充
- 2、 育児が一段落した後の再就職のための施策の拡充
- 3、家庭と仕事の両立のための環境づくり

の3点が提示されました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員及び 参考人の間で活発な意見の交換が行われました。

そこにおいて表明された意見を小委員長として総括するとすれば、

平等権、労働基本権に係る憲法上の規定については特に問題はないとする意見が大勢であったように思いますが、家庭や家族など憲法上規定が設けられていない事柄についてどのように評価するかについては意見の分かれるところでありました。

公務員制度改革については、特に ILO 中間報告をどのように評価するかについて意見の分かれるところであり、活発な議論が行われました。

また、男女共同参画については、参考人より示された三つの提言を実現するためにどの

ような施策が必要かについて意見の交換が行われました。

今後、公務員制度改革、特に公務員の労使関係のあり方について及び雇用の場における 男女共同参画について、憲法の理念を実現するために議論を深めていくことが必要である と感じた次第です。

以上、御報告申し上げます。

第 156 回国会第7回憲法調査会(平成 15年5月29日・大出彰小委員長)

基本的人権の保障に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報告申し上げます。

本小委員会は、5月15日に会議を開き、参考人として、中央大学法学部教授堀部政男君をお呼びし、情報公開法制及び個人情報保護法制を含む、知る権利・アクセス権及びプライバシー権について御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を参照いただくこと とし、その概要を簡潔に申し上げますと、

堀部参考人からは、

まず、日本における知る権利・情報公開論議の経緯は、以下のように五つの時期に分けられるとの説明がなされました。

具体的には、 知る権利が、表現の自由を受け手の側から再構成した権利として認識され、その制度化が提唱される時期、 ロッキード事件を機に情報公開の制度化が提唱され、 地方自治体においてまず情報公開制度が実現される時期、 地方自治体で情報公開制度が 運用される一方、国においてその法制化が検討される時期、 国において情報公開法の要綱案が公表されるなど制度の内容が明確になる一方、地方自治体において既に運用されていた情報公開制度が再検討される時期、及び 情報公開法が制定され、運用される時期の 五つであります。

また、日本におけるプライバシー・個人情報保護論議の経緯は、以下のように四つの時期に分けられるとの説明がなされました。

具体的には、プライバシー権がアメリカにおいて、ひとりにしておかれる権利、自己情報コントロール権として認識され、その制度化が提唱される時期、 我が国において、まず、地方自治体においてプライバシー権保護の制度化が実現されるとともに、OECD ガイドラインの公表を契機に、国においてその制度化が提唱される時期、 行政機関における個人情報保護法の制定が検討され、個人情報保護ガイドラインが関係省庁で策定される一方、都道府県においては個人情報保護が条例化される時期、及び 今日の国会審議へと至る個人情報保護関連法制が国会に提出される時期の四つであります。

最後に、アクセス権については、現在、日本においては、マスメディアに対する権利として理解されるにとどまっておりますが、今後、諸外国に見られるように、知る権利や自己情報コントロール権等を含む、市民の情報への権利を統一的に把握できる権利としてとらえ、議論を深めていくべきであるとの提言がなされました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員及び

参考人の間で、活発な意見の交換が行われました。

そこにおいて表明された意見を小委員長として総括するとすれば、

知る権利・アクセス権またはプライバシー権に係る規定を憲法に明記すべきか否かという問題に関して、憲法に明記するべきであるという意見がある一方で、憲法 13 条及び 21 条にその根拠を求めることができることから、憲法にあえて明記する必要はなく、立法によって具体化していくことこそ大切であるとの意見が出されました。

また、個人情報の保護に関する問題については、特に、マスメディアとの関連で、活発な議論がなされ、マスメディアが情報の送り手として強い影響力を持つ一方で、情報の受け手である市民が弱い立場に置かれていることにかんがみ、表現の自由に配慮しつつも、マスメディアによるプライバシー権侵害などの被害を防止する何らかの手だてが必要であるとの意見が出された一方、表現の自由を尊重し、マスメディアに対して規制は行うべきではないという意見も出されました。また、報道の自由と市民のプライバシー権との調和を図る手段として、オンブズマン制度など、行政から独立した第三者機関によるチェック機能に期待する意見も見受けられました。

知る権利・アクセス権及びプライバシー権は、いわゆる新しい人権と呼ばれ、戦後になってその議論が活発になされるようになった権利であり、国民の生活と密接に関連し、国民による高い関心のもとにあると考えるところでありますので、今後も、憲法の理念を実現するという観点から、これらの問題について議論を深めていくことが必要であると感じた次第です。

以上、御報告申し上げます。

第156回国会第8回憲法調査会(平成15年6月12日・大出彰小委員長)

基本的人権の保障に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報告申し上げます。

本小委員会は、6月5日に会議を開き、参考人として、千葉大学法経学部助教授小林正弥君をお呼びし、基本的人権と公共の福祉、特に国家、共同体、家族、個人の関係の再構築の視点から御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を御参照いただくこととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

小林参考人からは、

まず、従来国家と個人の二元論を主張してきたリベラリズムが自由主義思想を極端に急進化させたために、貧富の格差、市場の失敗、モラルの衰退、人間関係の希薄化などの弊害をもたらしたという指摘がありました。この弊害に対処するために、コミュニタリアニズムは、リベラリズムへの批判において、倫理、道徳、伝統、責務や共同体、コミュニティーの必要性を主張し、その基礎を、国家でも個人でもない家族、コミュニティー、NGO、NPO などの共同体、コミュニティーに求めたという説明がありました。これがリベラルコミュニタリアニズム論争であり、国家、共同体、家族、個人の関係の再構築は、コミュニタリアニズムの大きな主題の一つであることが説明されました。

しかし、コミュニタリアニズムであっても、憲法は国家対個人の関係を、権利を中心と して規律するものとする近代憲法の枠組みを崩すものではなく、直ちに道徳規定や義務規 定を法規範である憲法に書き込むことに結びつくものではないという指摘がありました。

そして、このコミュニタリアニズムの観点から日本国憲法の解釈を試みることにより、これまでのリベラリズム的な憲法解釈では不可能であった幸福追求、共同体の中の国家の相対性、地球的アイデンティティーなど新しい時の要請にこたえる解釈が可能になるとの考えが示されました。その上で、日本国憲法の規定ぶりはかなりコミュニタリアニズム的であり、当面それを改正する必要は見出せないのではないか、国家、共同体、家族、個人の関係の再構築のためには、憲法改正ではなく、むしろ憲法に内在する潜在的意義を最大限引き出し、具体化させることが重要であるという意見が示されました。

このような参考人の御意見を踏まえての質疑応答を通じて、委員及び参考人の間で活発な意見の交換が行われました。

そこにおいて表明された意見を小委員長として総括するとすれば、

現在の日本において、公と私の対立において私が余りにも強調され過ぎているために問題が生じていること、これに対しコミュニタリアニズムがどのような回答を用意しているか、そして、コミュニタリアニズムの言う公や道徳とは何かという点について議論が行われました。

特に、 公や道徳の内容を考えるに当たっては、日本と欧米には宗教観の相違があることを見逃してはならないのではないかという点、 コミュニタリアニズムの教育問題や政党政治のあり方への応用という点、 環境権や美しい都市をつくる権利を憲法上規定するという点などについて意見の表明がなされました。

従来、日本国憲法は主にリベラリズムの観点からの解釈が行われてきましたが、憲法が 規定する公共の福祉を考える際の新たな視点として、リベラリズム的な公私二元論を乗り 越え、公共哲学という学際的なアプローチが始められていることにつきましては、注目に 値するものであると考えられます。その考え方については、公共の福祉の解釈や家族の位 置づけといったものを考えるに当たり、検討すべき事項はなお多いと思われますが、今回、 新しい視点が示されたことにおいて非常に有意義な議論であったと考える次第であります。 以上、御報告申し上げます。

第156回国会第9回憲法調査会(平成15年7月24日・大出彰小委員長)

基本的人権の保障に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報告申し上げます。

本小委員会は、7月10日に会議を開き、参考人として、北海道大学長中村睦男君及び東京学芸大学教育学部助教授小塩隆士君をお呼びし、社会保障と憲法について御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を参照いただくこととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

中村参考人からは、

まず、25 条 1 項の生存権規定は、GHQ の草案にはなく、衆議院の審議段階で設けられた日本側の創意であること、及び国民の意識の中に定着してきたと言えるのではないかとの見解が示されました。

その上で、学説上、生存権の法的性格については、プログラム規定説、抽象的権利説及 び具体的権利説が主張されてきたが、朝日訴訟第1審判決等は抽象的権利説に立っている と考えられること、及び最高裁判決により立法不作為を含む立法行為の違憲性を国家賠償 法上争うことが例外的場合に限定して認められているが、近時、生存権以外の事例につい て、下級審において最高裁の要件の弾力的解釈が試みられ、また生存権の事例でも立法不 作為の違憲を争う余地があることが述べられました。

さらに、21 世紀の社会保障制度の理念として社会連帯は重要であり、社会保障制度の設計に当たっては、当事者たる国民ないし市民の参加と自治、さらには当事者の応分の負担による社会保障と社会福祉の充実がなければならないとの見解が示されました。

小塩参考人からは、

公的年金制度は、老後の最低限度の生活の保障という点で、25 条を具体化する重要な制度であるが、少子高齢化に伴う財政悪化と世代間格差の拡大という二つの問題を抱えているとの前提のもと、公的年金を基礎年金に限定し、報酬比例部分を廃止するなどして年金制度のスリム化を図る改革が必要ではないかとの提案がなされました。

その上で、この改革を実行するための課題及び解決策として、

- 1、基礎年金の給付水準については、現行の生活保護支給額や基礎年金給付額を目安とする
 - 2、基礎年金の給付額については、所得水準とは無関係に給付額を一律とする
- 3、財源の調達については、世代内公平のためにも、保険料を所得と連動させることにより高所得者ほど多くの負担を課すべきであるが、そのための所得の捕捉が困難であれば、次善の策として消費税を充てるという3点が提示されました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員及び 参考人の間で活発な意見の交換が行われました。

そこにおいて表明された意見を小委員長として総括するとすれば、

まず、社会保障制度改革の展望として、国民負担率が 70%を超えるかわりに充実した福祉サービスを受けることができる北欧諸国の社会保障制度について議論が行われましたが、その評価をめぐっては、意見が分かれるところでありました。

また、国家が措置として国民に与える社会保障ではなく、社会連帯の観点から社会保障制度を再構築することの必要性を強調する意見がありました。

一方、社会保障における財政危機の原因の一つとも考えられる少子化問題に関しては、 育児を社会全体で支援する仕組みや男女共同参画の推進といった対策によって解決すべき であるとの意見のほか、北欧型社会保障制度が、高負担ながらも制度への信頼を得て少子 化問題の解決となっていることから、これを参考にすべきであるとの意見があったほか、 家族や家庭の価値を改めて見直すことが必要であるとの意見も見られました。

社会保障制度は国民の生存権を具体化した重要な制度でありますが、少子高齢化の進展

による年金財政の悪化や世代間の不公平の拡大が深刻になりつつある今日、国会の役割として、よりよい持続可能な社会保障制度の構築に向けて議論を深め、25 条の実質的な保障を維持発展させていくことこそ求められております。

その際、25 条が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障している理念を踏まえ、人々が人間らしく生きがいと誇りを持って生きていくために、21 世紀にふさわしいより高い次元の生存権の理念を議論していくべきであると考える次第であります。

以上、御報告申し上げます。

第 159 回国会第 2 回憲法調査会 (平成 16 年 2 月 26 日・山花郁夫小委員長)

基本的人権の保障のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報告申し上げます。

本小委員会は、2月19日に会議を開き、参考人として、中央大学教授内野正幸君をお呼びし、平等原則に関する重要問題という観点から、法の下の平等について御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細につきましては小委員会の会議録を参照いただく こととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

参考人からは、まず、人権の領域では憲法改正の必要性は少なく、現憲法下で諸施策を 充実させるべきであるとの意見が述べられました。それを前提として、平等の観念には、 諸個人をその事実上の違いにかかわらず一律に同等に扱うべきことを求める形式的平等と 事実上の劣位者をより有利に扱うことにより結果を平等なものに近づけようとする実質的 平等があるが、14 条が要求しているのは形式的平等であり、実質的平等の実現の役割は、 主に立法政策に期待されているという見解が主張されました。

その上で、形式的平等が問題となる事例として、議員定数不均衡問題や婚外子への差別が紹介され、また、実質的平等については、アファーマティブアクションを含め立法や行政の政策によって積極的に推進すべきであるという主張がなされました。さらに、女性差別については、男女共同参画社会の実現が今後の重要な課題であること、民間社会における平等と差別については、憲法の人権規定の間接適用によって理論上十分対応できるが、私人間における差別禁止のルールづくりが必要であり、この意味で、人権擁護法案の見直しや差別禁止法の検討が必要であるとの意見が述べられました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員及び 参考人の間で活発な意見の交換が行われました。

そこにおいて表明された意見を小委員長として総括するとすれば、まず、参考人の人権の領域では憲法改正の必要性は少ないという意見に対し、これを支持する意見がある一方で、近年の IT 技術の急速な進展や電子政府の推進などに伴い、個人情報保護の要請が高まっていることなどを挙げて、プライバシーの保護等の新しい権利を憲法に明記することが必要であるとの意見も示されました。

次に、憲法 14 条の平等の意味についてですが、参考人が、14 条は形式的平等のみを要求 しており、実質的平等の実現までは要求していないとの見解を示したのに対し、憲法は実 質的平等までも保障しているととらえるべきではないかとの意見が提起された一方、参考 人と同じ理解で差し支えないとの意見も出されました。

続いて、私人間効力についてですが、企業など社会的に巨大な権力を持つ私人が、国家と同様、国民の人権に対して重大な影響力を及ぼすに至っている現状にかんがみ、私人間にも憲法の趣旨が十分に及ぶような理論構成を引き続き議論していくべきであるとの意見が多く見られました。

そのほか、平等原則に関しましては、議員定数不均衡、つまり一票の格差の問題、アファーマティブアクション、企業内における男女差別などについて多岐にわたる活発な議論が交わされました。

平等の理念は、自由の理念と並び、身分制社会を打破し、近代立憲主義を確立する推進力となったという歴史的意義を持ち、日本国憲法には人権の総則的な意味を持つ重要な原則として14条に規定されています。憲法制定以来、14条の精神が、国民の人権保障に果たした役割は大変大きかったものと考えます。この精神をより十分に生かし、時代の要請に応じていかなければなりません。これらの点を踏まえ、基本的人権に関する調査をさらに進めてまいりたいと思う次第であります。

以上、御報告申し上げます。

第 159 回国会第 3 回憲法調査会 (平成 16 年 3 月 18 日・山花郁夫小委員長)

基本的人権の保障のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報告申し上げます。

本小委員会は、3月11日に会議を開き、参考人として、学習院大学法学部長野坂泰司君をお呼びし、市民的・政治的自由、特に、思想良心の自由、信教の自由・政教分離について御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細につきましては小委員会の会議録を参照いただく こととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

参考人からは、まず、思想、良心の自由に関して、これが人間存在にとって根源的な自由であること、思想、良心の自由が憲法に規定されるに至ったのは、明治憲法下において思想の自由が抑圧された苦い経験への反省に基づくものであるとの説明がなされました。

その上で、三菱樹脂事件やアメリカにおけるヘイト・クライムの加重処罰などを取り上げながら、思想、良心の自由の内容についての説明がなされました。

中でも、国旗・国歌の問題は、思想、良心にかかわる最も重要な問題の一つであり、国が国旗や国歌のようなシンボルを用いて国民の統合を図ることは民主主義国家においても否定されるべきことではないが、これに反対する者が内心を理由として式典に参加しないことまで否定することは憲法上問題があるのではないかとの指摘がありました。

次に、信教の自由に関しましては、これは思想の自由と並んで、人権宣言の中核をなす最も重要な人権であり、内心の自由としての信仰の自由は絶対的に保障されるが、信仰に基づく行為の自由は、必要不可欠な公共的利益を達成するための最小限度の制約に服するとの説明がなされました。

その上で、信教の自由の保障を促進または補強するために政教分離の原則があり、憲法 上、厳格な分離が要求されていることは疑いの余地がないという指摘がなされました。た だし、政教分離原則違反の有無を判定する基準としての判例の目的効果基準はその客観性 に問題があり、本格的な再検討がなされるべきという問題提起がありました。また、内閣 総理大臣の靖国神社参拝等を例にとりながら、政教分離原則のもとで許される国家行為に ついての検討がなされました。内閣総理大臣の靖国神社参拝問題については、靖国神社を 中心的な戦没者追悼施設として公的資格で参拝するとすれば、特定宗教との特定の結びつ きとして憲法に違反することになるとの指摘がありました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員及び 参考人の間で活発な意見の交換が行われました。

そこで表明された意見を小委員長として総括するとすれば、思想、良心の自由については、憲法上、内心にとどまる限り無条件に保障されるが、ドイツの闘う民主制のように、いかなる思想等をも保護するものではなく、ある程度の限界が設けられるべきではないかとの意見が出されました。

また、信教の自由については、それが政治に翻弄され、十分な保障が確保されなかった 歴史的な反省に立って、政教分離原則が制度的保障として規定されているのであり、この 観点を十分踏まえて、靖国参拝の問題等について考えるべきであるとの意見が出される一 方、靖国問題などは誤解に基づく不毛な議論と言えないこともなく、これらの問題につい ては判例を深化させると同時に、国民的議論を呼び起こしていく必要があるとの意見も出 されました。この点、付随的な違憲審査制の限界から、靖国問題などについて最高裁の憲 法判断がなされていないことに関連して、地方自治法の住民訴訟のような制度を国につい ても設けることは、立法政策として検討に値するのではないかとの議論がありました。

思想、良心の自由ないし信教の自由は、中世の宗教的な圧迫に対抗し、苦難の歴史を乗り越えてかち取ってきた歴史的に大変重要な意義を持つ自由であり、また、人間存在の根源にかかわる自由であります。現在においても、さまざまな国の憲法及び人権宣言において、この精神が受け継がれ、人々の最も根本的な自由として明記されております。また、我が国においては、戦前、国家権力によって、とりわけこの二つの自由が抑圧されてきたという苦い経験に基づいて、現憲法がその保障を特に強く要請していることも認識しなければなりません。

国民の生活と身近なところには、思想、良心の自由及び信教の自由に関連する実に多くの問題がいまだに存在しております。このように、憲法の人権規定が、具体的な事例にいかなる影響を及ぼし、また、及ぼし得るのかといった点も踏まえ、今後も、基本的人権に関する議論を深めてまいりたいと考える次第です。

以上、御報告申し上げます。

第 159 回国会第 5 回憲法調査会(平成 16 年 4 月 8 日・山花郁夫小委員長)

基本的人権の保障のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報告申し上げます。

本小委員会は、4月1日に会議を開き、参考人として、大阪大学大学院高等司法研究科教 授松本和彦君をお呼びし、公共の福祉、特に、表現の自由や学問の自由との調整について 御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細につきましては小委員会の会議録を参照いただく こととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

参考人からは、

まず、人権と公共の福祉をめぐる争いは問いの立て方をめぐる争いであり、通説的見解では、人権対公共の福祉という二項対立図式により問題設定をするとの紹介がありました。 その上で、参考人は、人権は公共の福祉によって制限できるのか、及び、人権を制限する 公共の福祉とは何かという二つの命題を設定し、それに沿って意見陳述が行われました。

人権は公共の福祉によって制限できるのかとの命題に対し、最高裁は、チャタレー事件において、基本的人権といえども無制限ではなく、公共の福祉によって制限されると判示し、学説もおおむねこれを肯定的に受けとめたという説明がありました。

また、人権を制限する公共の福祉とは何かという命題に対しては、近年はこのような問いの立て方自体なされなくなっていること、すなわち、公共の福祉と人権との調整は微妙な作業であって、公共の福祉とは何かを問うだけでは済まず、公共の福祉と人権との相互調整の方法はいかにあるべきかへと問いが転換しつつあるとの説明がありました。これについては、二項対立図式の問いを正当な目的を達成するための正当な手段による規制の問いへと立て直し、人権制限の目的と手段を細やかに検討することにより、公共の福祉を重視しつつ人権を尊重することが可能になるとの意見が示されました。

最後に、こうした命題にだれが答えるのかとの点に関し、人権と公共の福祉との調整は 議会の定める法律の形式で行われるべきであるとして、議会が人権と公共の福祉の調整を 法律の形式で行うことの意義が強調されました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員及び 参考人の間で活発な意見の交換が行われました。

そこにおいて表明された意見を小委員長として総括すれば、

公共の福祉による人権制限の目的については、他者の人権の保護のみならず人権には還元できない公共の利益の保護という目的も存在するとの参考人の意見に対して、現代的な問題に対処するためには公共の福祉を広く実効的に認めていくべきであるとの意見が出される一方、公共の福祉はあくまでも人権が衝突した場合の調整原理であるとの意見が出されました。

また、公共の福祉による人権制限に議会が重要な役割を果たすべきであるとの参考人の 意見に対し、これに賛成する意見が見られるとともに、議会が公共の福祉に関する判断を 行うに当たり、権利の内容が憲法に明記されている方が判断しやすいことにかんがみ、プ ライバシー権や環境権といった新しい人権を積極的に明記すべきではないかとの意見も見 られました。

今回議論がなされました公共の福祉の問題は、基本的人権は不可侵だが無制約ではない という相反する命題から出発したものであり、この点で、人権制限をいかに理論づけるか ということは、翻っては基本的人権のあり方にも及ぶ最重要課題の一つと言えます。特に表現の自由は、基本的人権の中でも中核をなし、民主主義において不可欠の前提をなす大変重要な意味を持つ自由であって、その制限は慎重に行われなければなりません。

最後に、参考人の意見陳述における、人権と公共の福祉との調整は議会の定める法律の 形式で行われるべきであるとの指摘は、大変示唆に富むものであったと考えます。そもそ も、普遍的な価値を持つ人権が制限されるためには、行政の裁量などにゆだねるのではな く、まさに唯一の立法機関であり民主主義の基盤に立脚する国会が本質的な部分を立法に よって定めてこそ、初めて正当化されると考えるからであります。このように考えれば、 国会への期待は大きく、国会が基本的人権の保障に対していかに重大な責任を負っている かを改めて認識しなければなりません。

以上の点を踏まえまして、引き続き、基本的人権に関する議論を深めてまいりたいと考える次第です。

以上、御報告申し上げます。

第159回国会第7回憲法調査会(平成16年6月3日・山花郁夫小委員長)

基本的人権の保障のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報告申し上げます。

本小委員会は、5月20日に会議を開き、参考人として、関西大学法科大学院教授野呂充君をお呼びし、経済的・社会的・文化的自由、特に、職業選択の自由・財産権について御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細につきましては小委員会の会議録を参照いただく こととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

参考人からは、

まず、土地所有権とは、土地という財産に特有ないわば普遍的な制限を伴うもので、一般的な経済的自由の理論には解消できない特殊性があるとした上で、財産権に関連して、都市計画法制、都市景観法制及び財産権保障のあり方の3点について、日本とドイツを比較しつつ、意見陳述がなされました。

第一に、都市計画法制について、新規開発、建築のコントロールには、ドイツでは計画なければ開発なしの原則が妥当するのに対し、日本では開発、建築自由の原則が妥当すること。

第二に、都市景観法制について、日本では、都市計画法に定める美観地区等の制度があるが、それらはドイツのような計画なくして開発なしの原則を前提としていないため十分活用されておらず、日本でもこれからは計画なくして開発なしの原則に少しでも近づけるような制度改革を進めていくことが必要であるということ。

第三に、憲法による財産権保障とまちづくりとのかかわりについて、日本国憲法第29条とボン基本法14条2項との規定上の差は実質的な問題には余り影響がないが、ドイツの判例が、所有権の制限等の判断に当たって土地所有権の社会的制約を強調し、状況拘束性の理論に依拠している点は重要であることの以上三つが示されました。

そして、ドイツの景観保護法制が日本と異なって強制力を持っている理由として、まだ 試論ではあるが、ドイツでは土地所有権について、特定の場所で特定のデザインの建築を 行う権利が相対化されるという特殊性が認められているためではないかとの意見も示され ました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員及び 参考人の間で活発な意見の交換が行われました。

そこにおいて表明された意見を小委員長として総括すれば、

まず、日本の景観は、経済性や効率性、機能性を重視したため雑然とし、無個性、画一的であるということは委員間の共通の認識であったと思われます。その上で、良好な景観を守り、あるいはつくり出すための手段として、憲法上、景観に関する規定あるいは都市計画権限に関する規定を設けるべきか否かについては、意見が分かれるところでありました。

この点、文化、景観について、公共性との関係の中で新たな枠組みをつくる必要がある ことなどの理由から、景観や都市計画に関する規定を憲法に置くべきであるとの意見が出 されました。

また、これに関連して、国の将来の世代に対する責任について定めるボン基本法 20a 条について、この規定は、国家目標としての環境保護を定めており、そこに、従来の国家権力の制限規範としての憲法概念からの転換を見出すことができ、人権観念の再構築を試みる上で非常に参考になるのではないかとの発言がありました。

このような意見に対しては、国家の努力目標としての規定を置くことにどの程度意味があるのかという見解が示され、また、例えば東京国立市のマンション訴訟の事例で、地域住民が長年守ってきた景観が事業者の経済的自由の名のもとに瞬時に壊されてしまったことに見られるように、憲法の理念が正しく実現されていない現状を改善することこそが重要であり、景観保護のためには憲法を改正する必要は全くないとする意見が出されました。

一方、日独の差異の背後にある問題として、ドイツの基礎的自治体には、ボン基本法により都市計画権限が自治権の一部として認められており、景観形成や都市計画においては地方分権が重要であるという指摘もありました。

経済的自由は、そもそも国家からの自由として成立し、かつては絶対不可侵の権利として厚く保護されてきた権利であります。しかし、社会国家思想の進展の結果、現代においては、むしろ社会的拘束を負ったものとして、法律による規制を広範に受ける人権と理解されるようになったことは、ルーズベルト演説の四つの自由のうち、欠乏からの自由に示されるところであります。

しかし、日本では、経済的自由が強調される余り、事業者の経済活動の自由が放任され、 そのことが景観形成や都市計画において障害となっている面は否定できないと考えます。

そして、参考人が紹介したドイツの包括的で精緻な都市計画、景観保護制度、そしてこの制度を下支えする地方分権、特に基礎自治体重視の思想は、日本における景観保護・形成の推進にとっても参考になると感じました。

以上、御報告申し上げます。

第 159 回国会第7回憲法調査会(平成 16年6月3日・山花郁夫小委員長)

基本的人権の保障のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報告申し上げます。

本小委員会は、5月27日に会議を開き、参考人として、早稲田大学法学部・法務研究科教授田口守一君をお呼びし、行刑上の問題を含む刑事手続上の権利・被害者の人権について御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細につきましては小委員会の会議録を参照いただく こととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

参考人からは、

まず、刑事手続上の人権に関する憲法規範の意義について、刑事手続条項が10カ条にも及ぶことは比較憲法的にも珍しく、憲法が刑事手続規範を重視している点、今後の刑事手続における人権を考える際、被疑者等の具体的な自己決定を尊重するという積極的人権をも保障していくことが大きな課題である点などが述べられました。

その上で、被疑者の人権に関しては、憲法 31 条の適正手続規定の意義、刑訴法 210 条の緊急逮捕の合憲性、被疑者の公的弁護制度の導入、通信傍受法による傍受手続、電磁的記録の押収手続の整備によるサイバー犯罪、ハイテク犯罪への対処について、また、被告人の人権に関しては、裁判員制度の導入や裁判の迅速化、刑事免責制度と有罪答弁制度の導入、裁判員制度の合憲性等について、受刑者の人権については、死刑制度の合憲性と行刑のあり方について述べられた後、被害者の人権については、その法的地位を考える上で、被害者保護の必要性、被害者の手続参加及び被害者の救済の 3 点が問題であり、法改正等による改善が図られているが、これを新たに憲法に書き込むことには慎重であるべきとの見解が示されました。

また、司法制度改革は、司法のみならず「この国のかたち (constitution)」にかかわる問題であり、国家権力が民主主義化し、国民が統治客体から統治主体へと変化してきている動きととらえることができるとの見解が述べられました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員及び 参考人の間で活発な意見の交換が行われました。

そこにおいて表明された意見を小委員長として総括すれば、

まず、明治憲法下に過酷な人権侵害があった歴史的経緯を踏まえ、充実した刑事手続規 定が設けられたことからすれば、憲法と乖離した運用実態こそ問題とすべきとの意見が出 された一方、国民の司法参加や有罪答弁制度といった新たな司法制度について憲法に規定 していく必要があるとの意見も見られました。

刑事手続規定の各論において、まず、被疑者の人権に関しては、取り調べにおける弁護人立ち会い権が認められていないなど、その人権保障はいまだ不十分であるとの意見が出された一方で、国民全体の人権という観点からすれば捜査権限の強化を図るべきであるという意見が出されました。

次に、裁判員制度等に関しては、国民に新たな義務を課す点、被告人の防御権や裁判を受ける権利を侵害するおそれがある点、憲法が国民の司法参加までは要請していないと考

えられる点などを理由に、その導入に一定の評価を加えながらも、なお検討を要するとする意見が大半を占めました。

続いて、死刑制度に関しては、代替刑として、仮釈放のない終身刑を置くことなどを提案して、死刑の廃止を主張する意見があった一方、刑の本質は応報刑である点、死刑の抑止効果が自由刑と変わらないことは証明できない点などから、これを存置すべきであるとする意見が見られました。

そして、被害者の人権保障に関しては、我が国は国際的に見て立ちおくれており、議論 を深めていくべきであるとの指摘がありました。

今回、議論が行われました刑事手続上の人権に関する規定は、まさに憲法規定のおよそ 10 分の 1、人権規定のおよそ 3 分の 1 を占めるという、諸外国に例を見ない詳細なものと なっております。これは、旧憲法下において、国家による不法な逮捕、監禁、拷問などに より人身の自由が不当に踏みにじられたという苦い歴史に対する深い反省に基づくものであり、こうした人間の尊厳に反する非人道的な権力の乱用を排除することが求められたためであります。

そして、折しも現在、司法制度改革の一環として裁判員制度の導入や刑事手続の改正が行われ、また、凶悪犯罪の増加に対応して被害者の人権への関心が高まる一方、刑務所内における受刑者の人権の問題など行刑改革も進行中であります。これらはいずれも、国民の生活と深いかかわり合いを持つ動きであり、または、人身の自由の規定を具体化する流れと言えるものでもあります。この点でも、人身の自由の分野においては、国民の基本的人権の保障を主眼とした憲法の運用が大切であるということが示されていると言えるのではないでしょうか。

以上、御報告申し上げます。

エ 統治機構のあり方に関する調査小委員長報告

第 156 回国会第 2 回憲法調査会 (平成 15 年 2 月 27 日・杉浦正健小委員長)

統治機構のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報 告申し上げます。

本小委員会は、2月13日に会議を開きまして、参考人として、岩手県知事増田寛也君を お呼びし、地方自治、特に道州制、都道府県合併について御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細は小委員会の会議録を御参照いただきたいと思いますが、非常に有意義なものでございました。その概要を簡潔に申し上げますと、

増田寛也君からは、

まず、これまでの青森県、岩手県、秋田県の北東北 3 県による観光、環境、産業廃棄物等の分野における広域連携の実績につきまして御説明がございました。

その後、

1、自己決定、自己責任という地方自治の基本的な考え方を貫徹するため、行政は優先的 に住民に最も身近な市町村が行い、市町村ができないことは都道府県が、都道府県ができ ないことは国が補完するという補完性の原理に基づき、経済的自立を確立するとともに、 国、地方の役割分担の大幅な見直しを図るべきであり、都道府県は、小規模自治体の支援、 市町村と中央の連絡調整、広域的課題への対応等を行う機能が重視されることとなる、

- 2、社会経済情勢の変化を背景に、国家的課題として広域自治体の制度を構築する必要があり、現場の意見を十分に踏まえた上で、一国多制度の発想と住民との協働という観点から制度設計を行うべきである。また経済的自立、県間の機能分担、国から地方への権限、財源、人材の一括移譲等を図ることが重要である、
- 3、道州制や都道府県合併については、全国一律ではなく、多様な選択肢が示された上で、これを地方が選べるようにすべきであり、現行憲法の範囲内でもとり得る手段は多い、という御意見が述べられました。

このような参考人の御意見を踏まえまして、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員 及び参考人の間で活発な意見の交換が行われました。

道州制や都道府県合併と憲法との関係、市町村合併、基礎的自治体のあり方、地方の自主財源確保等についてさまざまな意見が述べられました。

会議を通じての小委員長としての感想を申し上げますと、憲法において制度的に保障されている地方自治を今後さらに充実させるためには、現在進められている地方分権改革を一層推進する必要性を改めて感じました。そのためには、地方分権の名にふさわしい税財源の確保、配分、地方分権の担い手である市町村及び都道府県の改革が不可欠であり、そのような観点から、道州制の導入を含め自治体の広域化を検討する必要があると改めて痛感いたしました。それによりまして、現在国の喫緊の課題でございます国、地方を通じての、行政組織をスリムにし、行政経費の大幅な節減も可能になると考える次第でございます。

実は、私は、自由民主党の有志で結成しております道州制を実現する会、約 100 人参加しておりますが、その会の幹事長を仰せつかりまして、市町村合併そして道州制の導入によって日本の姿形を変えることが 21 世紀の日本にふさわしいということで、いろいろ検討もし提言もいたしているところでございます。そういう意味でも、増田知事のお話は大変有益に感じました。

行政経費の大幅な節減でございますが、私どもの実現する会の試案による試算によりますと、国、地方を通じまして、少なくとも 10 兆円の節約が可能だという試算ができております。民主党も御検討なさっておられますが、民主党の案ですと、国、地方を通じて 30 兆節約が可能だという数字が出ております。いずれにいたしましても、10 兆から 30 兆円ぐらいの節約になるものと思っております。

次回の小委員会におきましては小規模自治体の実態をテーマとしておりますが、市町村 合併の進展等を踏まえながら、市町村、都道府県のあり方、さらには今後の国の統治機構 のあり方について議論を深めてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

第156回国会第5回憲法調査会(平成15年3月27日・杉浦正健小委員長)

統治機構のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報

告申し上げます。

本小委員会は、3月13日に会議を開きました。参考人として、新潟県亀田町長阿部學雄君をお呼びいたしまして、地方自治、特に小規模自治体の実態について御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細につきましては小委員会の会議録を御参照いただ きたいと思いますが、その概要を簡潔に申し上げますと、

まず、亀田町が地理的にも日常生活においても新潟市との関係が密接であるということ について詳しく説明がなされました。

その上で、新潟市等との合併構想の経緯につきまして、当初は市制化を目指し、次に隣接する横越町との合併を行う5万人都市構想を持たれたということでございます。その後、地方分権一括法の施行や合併特例法を背景といたしまして、町内の諸団体からの要望を契機といたしまして、平成13年から1市2町で合併協議が進められてきたとのことでございます。そして、平成14年には、さらに広く近接市町村を含みまして、新潟市を中心とする4市4町4村、12市町村による政令指定都市を目指す新潟地域合併問題協議会が設けられ、協議が進展していることなどが述べられました。

政令指定都市の実現によりまして、人口面や地理的な利点を生かしつつ、空港等の拡充、 近隣県との交流、商業の集積等を図ってさらなる発展を目指し、亀田町としても、新しく できる市の副都心として発展していきたいという考えが述べられました。

このような参考人の御意見を踏まえまして、質疑及び委員間の自由討議が行われました。 委員及び参考人の間で活発な意見の交換が行われ、広域合併により政令指定都市を志向す る理由、都道府県の役割と道州制の導入、合併における地域住民の声の反映等についてさ まざまな意見が述べられました。

会議を通じての小委員長としての感想を申し上げますと、

亀田町のような小規模自治体のあり方については、現状のような地方財政が厳しい状況においては、亀田町のような比較的豊かな町であっても、スケールメリットが生かせないとか、あるいは行政運営の効率化という点についてさまざま、効率化がなかなか困難であるというふうに拝察されました。

交通の発達あるいは情報化の進展に伴いまして、住民の社会的、経済的活動範囲が拡大し、市町村が相対的に狭小化しているという実情でございますが、そういう実情のもとにおいては、市町村合併を強力に推進いたしまして、この新潟政令指定都市構想、4市4町4村、12市町村の合併、これは画期的なことだと思いますが、そのような合併の進展によって市町村の規模、能力を拡大するということが必要なんじゃないだろうかと思うわけでございます。

そうして、今全国的に市町村の合併が進展しておるわけですが、そのような進展によりまして、市町村の規模、能力が拡大いたしていく場合には、都道府県のあり方についても、道州制の導入等を視野に入れて検討する必要があるということも改めて痛感いたしましたし、それを通じて、国の統治機構のあり方についてもあわせて考えていく必要があると感じておる次第でございます。

次回の小委員会におきましては、司法制度及び憲法裁判所、憲法の有権解釈権の所在を テーマとしておりますが、今後とも、さまざまな角度から 21 世紀におけるこの国のありよ うというものを考えてまいりたいと思っております。

以上、御報告申し上げます。

第156回国会第7回憲法調査会(平成15年5月29日・杉浦正健小委員長)

統治機構のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報 告申し上げます。

本小委員会は、5月15日に会議を開きまして、参考人として、前内閣法制局長官・弁護 士津野修君及び前最高裁判所長官山口繁君をお呼びいたしまして、憲法の有権解釈権の所 在の視点から、司法制度及び憲法裁判所について御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細につきましては小委員会の会議録を御参照いただくこととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

津野参考人からは、

内閣法制局は、審査事務、意見事務等を通じて憲法解釈等について政府内の解釈を統一することにより、内閣の法律案提出に係る事務、法律を誠実に執行する事務等が法治主義の観点から適切に遂行され、また、国務大臣が負う憲法尊重擁護義務が適切に果たされるよう、内閣を直接補佐する機関であるとの御説明がなされました。

その上で、憲法解釈を確定するのは裁判所でありますが、憲法に適合するように行政運営を行うためには、事前に政府として憲法解釈を行う必要がある。また、政府による憲法解釈は、論理的追求の結果であり、政府が自由に変更することはできないとの指摘がなされました。

憲法裁判所の設置の是非を考えるに当たっては、国民主権、三権分立との関係、国会が唯一の立法機関とされていることとの関係、違憲判決を警戒して政治部門で過剰な自制がなされる危険性等について十分検討する必要があるとの御意見が示されました。

山口参考人からは、

まず、米、独、仏の憲法裁判制度について説明がなされた後、これらの諸国と我が国の 裁判所を取り巻く環境の異同として、一つ、多民族国家であるかどうか、二つ、連邦制か 中央集権体制か、三つ、政権交代の有無、四つ、立法過程における法案チェックの有無、 五つ目、裁量上告制の問題が挙げられました。

その上で、我が国の法令違憲判決が少ないことにつきまして、司法消極主義であるとの 批判があるけれども、これは、我が国の裁判所を取り巻く環境に起因するものであり、少 なくなるべくして少なくなったものであるとの見解が述べられました。

そして、憲法適合性判断の今後のあり方に関連して、上告受理制度の定着を通じ、憲法 判断の必要な事件がより早期に取り上げられるようになるなど、最高裁判所における憲法 判断は一段と活性化し、新しい時代にふさわしい憲法秩序を形成していくことになるであ ろうとの展望が示されました。

このような参考人の御意見を踏まえまして、質疑及び委員間の自由討議が活発に行われ、

委員及び参考人の間で非常に興味のある活発な意見の交換が行われました。

そこにおいて表明された意見を総括するのは難しいのですが、あえて総括するとすれば、 裁判所が政治問題について憲法判断をすることについては、積極的な意見、消極的な意 見の両論があり、これに関連して、憲法の有権解釈権の所在や憲法裁判所の是非について も質疑や意見表明が多々ございました。

また、政府の憲法解釈変更の可否、内閣法制局や議院法制局のあり方等についても質疑やさまざまな意見表明がございました。

立法、行政、司法はそれぞれの立場で憲法の解釈を行っておりますが、その解釈相互の 関係をどのように考えるべきかということは、まさに統治機構のあり方そのものにつなが る重要な問題と考えられます。

次回の小委員会におきましては、財政、特に会計検査院制度と国会との関係をテーマと しておりますが、今後ともさまざまな角度から 21 世紀における我が国統治機構のあり方、 さらにはこの国のありようというものを考えてまいりたいと思っております。

以上、御報告申し上げます。

第 156 回国会第 8 回憲法調査会(平成 15 年 6 月 12 日・杉浦正健小委員長)

統治機構のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報 告申し上げます。

本小委員会は、6月5日に会議を開き、参考人として、神戸学院大学法学部法律学科助教 授窪田好男君及び新潟大学助教授桜内文城君をお呼びし、会計検査制度と国会との関係を 中心に、財政について御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細につきましては小委員会の会議録を御参照いただくこととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

窪田参考人からは、

まず、政策評価が近年注目される背景として、アカウンタビリティーの重視、政策の効果等が不確実な中での政策決定の必要性、行政監視等の重要性が挙げられるとの御指摘がありました。また、国会の政策評価機能の強化を図る平成 9 年の民主党の行政監視院法案の提出、廃案の経緯等について御説明がありました。

その上で、国会独自の立場から政策評価を行うためには、国会みずからがデータを収集 し、省庁から提供されたデータを国政全体のかじ取りという国会独自の観点から分析する ことが野党のみならず与党にとっても必要であり、国会附属機関として、議員の政策評価 に係る活動を専門的立場から補佐する機関を設置すべきであるとの御意見が述べられまし た。

さらに、憲法改正によって参議院を決算審査、政策評価のための院にするという改革案 につきましては、参議院の選挙制度のあり方や地方分権と二院制の関係等を踏まえ、慎重 な検討が必要であるとの意見が述べられました。

桜内参考人からは、

国民は委託者として受託者である政府に対して納税を行うと同時に政府の財政活動の受

益者として位置づけられるが、財政立憲主義の形式的な適用だけでは、将来世代を含む受益者たる国民の利益を守ることはできず、財政運営上の意思決定者、すなわち現役世代の受託者責任を明らかにすることを通じてパブリックガバナンスを強化し、その利益を保護すべきであるとの意見が述べられました。

具体的には、公会計制度の整備、財政規律の確保、行政評価との連携、予算を経常的収支勘定と中長期的な影響の大きい資本的収支勘定とに区分する複会計予算制度等の導入、財政面における国家緊急権の明記などが必要であると御指摘された上で、二院制、会計検査制度との関連では、将来世代の利益を反映するという観点から、参議院を特定の選挙区を持たない機関とすること、中長期的な財政運営に係る参議院の予算編成権限を強化すること、会計検査院を中立性を保ちつつ国会に属する機関とすることが考えられるとの見解が示されました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員及び 参考人の間で活発な意見の交換が行われました。決算審査と参議院改革、会計検査院のあ り方、政策評価機関のあり方、財政システムを見直す必要性等についてさまざまな意見が 述べられました。

会議を通じての小委員長としての感想を申し上げれば、

複雑な社会経済情勢に迅速かつ適切に対処する必要性から、政策に対する需要が拡大する現代において、厳しい財政事情のもと、国や自治体にはシビアな政策選択が迫られており、政策評価、財政システムの見直しが重要となっていることを改めて認識いたしました。このような状況のもと、政策判断に責任を負う我々国会議員の果たすべき責務の重さに思いをいたしますとともに、政策評価を支えるという観点から、国会事務局のあり方についても検討する必要性を感じました。

今回のテーマである財政の問題は、まさに統治機構のあり方そのものに直接かかわる問題であると考えておりますが、今後とも、さまざまな角度から日本のあるべき姿を考えてまいりたいと思っております。

以上、御報告申し上げます。

第 156 回国会第 9 回憲法調査会(平成 15 年 7 月 24 日・杉浦正健小委員長)

統治機構のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報 告申し上げます。

本小委員会は、7月10日に会議を開き、国会と内閣の関係に関して調査を行いました。 まず、国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会調査室主任高見勝利君から説明を聴取した後、委員古川元久君及び井上喜一君から基調発言を聴取し、その後、自由討議を行いました。

会議における基調発言等の詳細につきましては小委員会の会議録を御参照いただくこと といたしまして、その概要を申し上げますと、

高見主任からは、

まず、議院内閣制について、議院内閣制と大統領制を分かつ本質的基準は、立法府の行

政府に対する信任の有無、あるいは行政府の立法府に対する責任の有無であるとし、日本では、首相が自由に解散権を行使し得る英国型に近いものとして運用されているとの説明がなされました。次に、両院制について、公選型上院を採用する日本では、参議院の正当性の根拠が衆議院と同じく直接選挙により国民から選出されるという選挙民主主義にあることから、参議院の役割をどう規定すべきか等が憲法制定以来の検討課題であるとの説明がなされました。

古川委員からは、

現行憲法が規定する議院内閣制の姿は首相主導型システムであるが、現実には、行政に対する政治の関与を極力排除する解釈、運用がなされたことなどにより、首相の政治主導は大きく制約されてきたとの認識が示されました。その上で、現代社会では、政治目的に向けて行政を指揮監督する執行権を持つ首相とそれを補佐する国務大臣で構成される内閣を政治の中心ととらえるべきであり、国会の役割については、内閣による政策決定のコントロール機能及び国民に対する争点提供機能の二つが重要となるとの意見が述べられました。また、権力分立に関する明示的な憲法上の規定の創設、参議院のあり方の大胆な見直し、政党を憲法上位置づけた上での政党法の制定が必要であるとの意見が述べられました。井上委員からは、

国内外の環境変化に対処するため、あらゆる分野での制度的大改革と迅速な対応が必要であるとの認識のもと、内閣機能の強化(責任の所在の明確化、政治主導による政策遂行、政府と与党の一元化、政治任用制の段階的導入等)とこれに対応した議会機能の強化(委員会審議の充実、議院スタッフの機能強化、クエスチョンタイムのあり方の再検討、予備的調査等の活用等)及び政党の憲法上の位置づけの明確化。一院制の導入。政権交代可能な二、三の大政党の出現を志向する単純小選挙区制度の採用及び一票の格差の是正。統治行為を所管とする憲法裁判所の国会への設置。特別多数による再議決制度の見直し及び憲法改正手続の発議要件の緩和。危機管理組織の憲法上の明記などが必要であるとの意見が述べられました。

このような両委員の基調発言等を踏まえて、質疑または発言及び委員間の自由討議が行われ、委員の間で活発な意見の交換が行われ、内閣と与党の一元化、首相のリーダーシップ、民意の反映と選挙制度、両院制の是非、政策秘書制度の拡充の必要性等についてさまざまな意見が述べられました。

会議を通じての小委員長としての感想を申し上げますと、

複雑な社会経済情勢に迅速かつ適切に対処する必要性から、さまざまな政策を適宜適切に実行していくことが求められる現代において、国民多数によって支持される政策を強力に進めていくため、民意の反映とともに民意の集約が重要であるということを改めて認識いたしました。

このような観点から、両院制の是非、参議院のあり方、議院内閣制のあり方について検討する必要性を改めて強く感じました。また、社会に多様な民意が存在する現代において、 民意の反映、集約という政党の役割が改めてその重要性を増しており、選挙公約、いわゆるマニフェストのあり方や党内の意思決定手続のあり方も含め、政党のあるべき姿を深く 考えてみる必要を感じました。 以上、御報告申し上げます。

第159回国会第2回憲法調査会(平成16年2月26日・木下厚小委員長)

統治機構のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報 告申し上げます。

本小委員会は、2月19日に会議を開き、参考人として、立命館大学法学部教授市川正人君をお呼びし、司法制度、特に、国民の司法参加、利用しやすい司法制度等の司法制度改革について御意見を聴取しました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を参照いただくこと とし、その概要を簡単に申し上げますと、

市川正人君からは、まず、司法権の意義、具体的事件・争訟性の要件の意義について説明がなされた後、裁判を受ける権利は、裁判へのアクセスの実質的保障を含む、適正な手続による裁判を受ける権利や公権力による権利侵害に対して実効的救済を受ける権利を意味すること、司法制度改革の背景と改革においては人的基盤の拡充が重要であることについて意見が述べられました。

その上で、利用しやすい司法の実現のために、裁判へのアクセスの拡充と行政訴訟制度 の改革が必要であるが、行政訴訟制度についてはより大胆な改革を期待するとの見解が述 べられました。

また、裁判員制度の導入により司法への国民参加を進めることに基本的に異論はなく、 合憲と解されるが、その際、司法の非民主的な性格を踏まえ、憲法と法律のみに従い公平 な手続のもとで判断するという裁判の性格に配慮する必要があること、同制度は、刑事裁 判の現状を転換する起爆剤にも厳罰主義のイチジクの葉にもなり得る改革であるとの意見 が述べられ、また、憲法裁判所の設置に慎重な考え、今回の司法制度改革は付随的違憲審 査制の活性化にもつながるとの考えが述べられました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員及び 参考人の間で活発な意見の交換が行われ、行政訴訟のあり方、いわゆる裁判員制度と憲法 との関係等についてさまざまな意見が述べられました。

そこで表明された発言を小委員長として総括すれば、現行の違憲審査制の運用が消極的であり、活性化の必要があるとの認識から、現行憲法のもとで抽象的違憲審査制を認めるべきとの見解や、憲法裁判所を設置すべきとの見解等が示されました。また、いわゆる裁判員制度に対する考え方についても、司法の非民主的性格、独立性、客観性等との関係、被告人の裁判を受ける権利の保障や我が国の社会的土壌との関係、制度を定着させるためにはいかなる措置が必要か等をめぐり、多様な意見が示されました。

法の支配の見地から、国民の権利の侵害に対して、実効的な救済が図られるような司法制度を整備することが政治の責務であること等にかんがみれば、引き続き総合的見地から議論を深める必要があると感じました。

今後も、本小委員会のこれまでの議論を踏まえた上で、今後の国の統治機構のあり方に

ついて議論を深めてまいりたいと考えております。

以上、御報告を申し上げます。

第159回国会第3回憲法調査会(平成16年3月18日・木下厚小委員長)

統治機構のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報 告申し上げます。

本小委員会は、3月11日に会議を開き、参考人として、東海大学政治経済学部教授宇都 宮深志君をお呼びし、人権擁護委員会その他の準司法機関・オンブズマン制度について御 意見を聴取しました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を参照いただくこと とし、その概要を簡潔に申し上げますと、

宇都宮深志君からは、まず、世界のオンブズマン制度の発展、議会型オンブズマンが多いこと、法律による導入の可能性、1950年代以降に普及した理由について説明がなされました。また、日本における取り組みとして、国レベルでの検討や地方レベルでの導入について説明がなされました。

次に、オンブズマン制度の特色として、立法府の公職者であること、公平な調査官であり、政治的に立法府からも独立していること、行政府の行為を取り消す等の権限は有さず、意見表明、勧告等の権限のみを有しており、調査の客観性等により影響力を保持していること、職権調査権限を有しており、これが行政統制に有効に機能していること、苦情の処理は、直接的で、迅速、かつ無料であることが指摘されました。

また、オンブズマンの機能としては、行政統制・行政監視機能、苦情の受理と処理機能、 行政改善機能が挙げられました。

さらに、オンブズマン制度導入の必要性が現在の日本においてますます増大しており、 その導入は憲法改正によらず、法律の制定によっても可能であり、議会型オンブズマンと 行政府型オンブズマンのいずれも可能であるが、行政監視機能が有効に働くことから、議 会型が望ましいとの見解が述べられました。

また、国会の有する行政監視機能を強化し、護民官的機能を有するものとしても議会型が適しており、請願権を具体化するものとして、現行憲法上正当化されるとの見解が述べられました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員及び 参考人の間で活発な意見の交換が行われ、オンブズマン制度導入の必要性の有無、その根 拠を憲法に規定することの是非等についてさまざまな意見が述べられました。

そこで表明された発言を小委員長として総括すれば、議会型オンブズマンの設置が必要であるとの見解、その設置を憲法で規定すべきであるとの見解、既存の行政相談制度の活用や衆参の行政監視に関する委員会の機能強化をまず図るべきであるとの見解等が示されたほか、オンブズマンの憲法上の位置づけ、特殊オンブズマンや地方オンブズマンの必要性の有無、オンブズマンを導入する際の留意点、情報公開制度との関係、オンブズマンの組織のあり方、その任命における党派性の排除の可能性等をめぐり、多様な見解が示され

ました。

現代行政国家において、オンブズマン制度の導入の是非が大きな論点であること等にかんがみれば、引き続き総合的見地から議論を深める必要があると感じました。

今後も、本小委員会のこれまでの議論を踏まえた上で、今後の国の統治機構のあり方について議論を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

第 159 回国会第 5 回憲法調査会 (平成 16 年 4 月 8 日・鈴木克昌小委員長)

統治機構のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報 告申し上げます。

本小委員会は、4月1日に会議を開き、参考人として、東京大学大学院法学政治学研究科教授確井光明君及び千葉大学法経学部教授広井良典君をお呼びし、財政、特に、国民負担率の問題を含む社会保障の財源問題、国会による財政統制について御意見を聴取しました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を御参照いただくこととし、その概要を簡単に申し上げますと、

碓井参考人からは、

国民主権の一環としての国民財政主義の実現のために、国民への財政情報の提供の必要性及びこれまでの痛みを伴わない仕組みから国民が痛みを実感できる仕組みへと転換する必要性が、また、財政と憲法、法律の関係について、財政に関する規定は、多くを立法府の裁量にゆだねてよいこと、健全財政主義は、憲法上の原則ではないために特例法さえ制定すれば赤字公債の発行が許容されるという脆弱なものであるが、憲法に規定することにより規制することは実際上困難であるとの見解が述べられました。

次に、予算制度について、健全な財政確保のため、予算単年度主義を原則とする必要があること、歳出、歳入を対応させた財政統制ができなくなるような運用は許されないこと、 複数年度予算を付加することは許されるばかりでなく望ましいこと、予算の繰り越しの弾力化を図ることにより、予算単年度主義の弊害を回避すべきこと、使途を緩やかに特定した予備費は憲法上問題であるとの見解が示されました。

さらに、私学助成等との関連で89条後段の削除等の検討の必要性が述べられました。

その上で、国会以外の機関による財政統制に関連して、行政自身による統制としては財務省の役割が大きいこと、会計検査院は、憲法上、国会の附属機関とすることは想定されていないこと、住民訴訟に相当する国レベルの国民訴訟が検討に値すること等が述べられ、また、国会自身も財政統制の制度的あり方を継続的に検討し、報告書を公表する等の努力を期待するとの意見が述べられました。

広井参考人からは、

まず、日本の社会保障の特徴として、規模が小さく、内容的には年金の比重が大きいのに対して福祉の比重が小さく、財源は社会保険中心だが、保険と税が混然一体となっているとの説明がなされた上で、社会保障給付が低くて済んだ理由として、会社と核家族によるインフォーマルな社会保障や公共事業型社会保障が存在していたからであると述べられ

ました。加えて、国際比較を通じて、我が国社会保障制度の位置づけについて説明がなされました。

そして、社会保障の基本理念は、憲法 13 条が保障する自己実現の機会としての自由を制度的に保障するものであるとし、その方向として、医療、福祉が年金よりリスクの予測が困難であることなどから、医療、福祉は厚く、年金は私的なものを拡大するという、医療・福祉重点型が妥当であり、その財源として、消費税、相続税、環境税が検討されるべきであると述べられました。

さらに、公、共、私の役割分担のあり方や環境との調和等も視野に入れつつ、持続可能な福祉国家、福祉社会の追求が社会保障の基本的な課題であるとの見解が示されました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑が行われ、委員及び参考人の間で活発な意 見の交換が行われ、我が国のこれからの財政統制のあり方や社会保障制度のあり方等につ いてさまざまな意見が述べられました。

そこで表明された発言を小委員長として総括すれば、

財政統制に関しては、複数年度予算を考える必要があるとの見解、憲法に健全財政主義を明記すべきとの見解等が述べられ、社会保障に関しては、憲法 25 条は社会保障等について国の責任を規定した点を重視すべきとの見解等が示されたほか、社会保障に関する憲法規定のあり方、国民負担率の現状や将来許される水準、企業の税負担のあり方、義務教育費国庫負担のあり方、スウェーデンの年金制度改革の評価、我が国が目指すべき福祉国家モデル等をめぐり、多様な見解が示されました。

我が国において、国会による財政統制や社会保障の財源問題といった財政に係る問題は 今後ますます重要性を増してくると考えられること等にかんがみれば、引き続き総合的見 地から議論を深める必要があると感じました。

今後も、本小委員会のこれまでの議論を踏まえた上で、今後の国の統治機構のあり方について、議論を深めてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

第 159 回国会第 7 回憲法調査会 (平成 16 年 6 月 3 日・鈴木克昌小委員長)

統治機構のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報 告申し上げます。

本小委員会は、5月20日に会議を開き、参考人として、財団法人地方自治総合研究所理事・主任研究員辻山幸宣君をお呼びし、中央政府と地方政府の権限のあり方、特に課税自主権について御意見を聴取しました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を参照いただくこと とし、その概要を簡潔に申し上げますと、

辻山参考人からは、

まず、分権一括法の効果の現状について、地方議会の活性化や市民の条例づくりへの積極的参加等の例はあるが、依然として、通達にかわる助言、勧告や各省大臣による政省令、 告示が地方自治体を拘束しているとの説明がなされました。 次に、中央と地方の権限配分のあり方について、当該区域内における全権限性の原則を含み、第一義的には基礎自治体に付与され、いずれの事務、権限を実施、執行するかの判断権を含む自治権を法律上及び憲法上明確に位置づけ、基礎自治体において実施、執行されないこととされた事務は、補完性の原理に従い、より広域的政府の事務として配分されるべきこと等が述べられました。

その上で、今日の地方自治には、法令の規律密度、行政統制、税財政制度の問題はあるが、原則的に憲法規定の不備が地方自治の発展を阻害しているとの認識はなく、あえて憲法改正を行うとすれば、憲法 93 条に関連して、首長、議会の二元制を地方自治体の選択制とすることや、組織構成、担任事務、課税等について、米国諸州のように、地方自治体がチャーターに規定し、国会で承認する制度を導入することが考えられること、連邦制を採用しない以上、ナショナルミニマム保障のための財源は、中央政府が調整義務を負わざるを得ないこと等が述べられました。

さらに、地方自治体の適正規模については、実現可能な自治の内容を権限、財源、事務量との兼ね合いにおいて考えるべきであり、道州制の概念も明確にせずに市町村合併を推進する現状には懸念を持つとの意見が述べられました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑が行われ、委員及び参考人の間で活発な意 見の交換が行われ、中央政府と地方政府の権限のあり方等についてさまざまな意見が述べ られました。

そこで表明された発言を小委員長として総括すれば、

多様な地方自治体のあり方、首長の多選禁止の是非、交通、通信手段の発達により都道 府県を越えた生活圏が成立していること、行政を統制するためにも地方分権が重要である こと等をめぐり、多様な見解が示されました。

地方分権の進展に伴い、我が国における中央政府と地方政府の権限のあり方に係る問題 は今後ますます重要性を増してくると考えられること等にかんがみれば、引き続き総合的 見地から議論を深める必要があると感じました。

今後も、本小委員会のこれまでの議論を踏まえた上で、今後の国の統治機構のあり方について議論を深めてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

第 159 回国会第 7 回憲法調査会(平成 16 年 6 月 3 日・鈴木克昌小委員長)

統治機構のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報 告申し上げます。

本小委員会は、5月27日に会議を開き、会計検査院当局の出席を求め、また、参考人として、一橋大学大学院法学研究科助教授只野雅人君をお呼びし、二院制と会計検査制度について、会計検査院当局の説明及び参考人の御意見を聴取いたしました。

会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会の会議録を参照いただくこととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

会計検査院当局からは、

会計検査院の厳正、公平な職務遂行のためには、独立性の確保が何よりも重要であり、その保障のために人事権の独立、規則制定権の保持及び二重予算制度があること、会計検査院は独立機関であるが、検査官の任命について国会の同意が必要であること、国会が決算検査報告の提出先となっていること、各議院または各議院の委員会は会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができること等、国会と密接な関係を有していること、検査成果を制度、予算等に反映させるため、検査結果の国会への報告、処置を要求した事項等の事後処置状況の把握及び国会への報告、財務省主計局等との連絡会の開催等が行われていること、主要諸外国における会計検査院の地位等について説明がなされました。

続いて、只野参考人からは、

単一国家の二院制の場合、第二院の独自性が問題になるとし、第二院の分類の方法とともに、世界全体では一院制採用国が多数であるが、人口が一定規模以上になると二院制が採用される傾向にあることについて説明がありました。

そして、日本と同様に単一国家で二院制を採用するフランスでは、第二院である元老院の政党化も生じているが、両院の構成が似通っている場合にむしろ元老院が有益な役割を果たしているとの見解が述べられました。

その上で、参議院は独自性を模索してきたが、必ずしもそれは成功しておらず、その発揮のためには、政党本位の選挙制度の改革を再検討し、国会法ではなく、議院規則によって議院の組織を定めるべきであり、参議院の役割として、多様な民意を反映し、長期的な視野に立った調査活動を行い、行政に対するコントロール機能を持つことが期待されるとの見解が述べられました。

さらに、衆議院、予算審議、参議院、決算審査という役割分担は、権限の弱い参議院が 有効な統制をすることができるのかという懸念から好ましいものではなく、また、憲法政 策的に見て、現行の二院制は是認できるとの意見が述べられました。

このような参考人の御意見を踏まえて、質疑が行われ、委員及び参考人の間で活発な意 見の交換が行われ、二院制のあり方や会計検査院と国会との関係等についてさまざまな意 見が述べられました。

そこで表明された発言を小委員長として総括すれば、

二院制維持の必要性、両院の選挙制度、役割分担、会計検査院の国会附属機関化等をめ ぐり、多様な見解が示されました。

両院制、特に、参議院の独自性のあり方や会計検査院の位置づけ等に係る問題は今後ますます重要性を増してくると考えられること等にかんがみれば、引き続き総合的見地から議論を深める必要があると感じました。

今後も、本小委員会のこれまでの議論を踏まえた上で、今後の国の統治機構のあり方に ついて議論を深めてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

5 公聴会データ

回次		第 159 回国会		第 161 回国会			
		第1回	第2回	第1回	第2回	第3回	
開催日		H16. 5.12	H16. 5.13	H16.11.11	H16.11.18	H16.11.25	
公聴会開会 承認要求日		H16. 3.23		H16.10.14			
記者発表日		H16. 3.23		H16.10.14			
官報掲載日		H16. 3.24		H16.10.15			
公述人 一般公募締切日		H16. 4.12		H16.11. 4			
	総数	9		18			
公述人	幹事会推薦	5	1	6	6		
	一般公募	1	2			6	
	一般公募 応募数	17		30			

6 地方公聴会データ及び派遣報告

(1) 地方公聴会データ

GD (1111)		1	2	3	4	5
開催地		宮城県仙台市	兵庫県神戸市	愛知県名古屋市	沖縄県名護市	北海道札幌市
会場		ホテル	ホテル	ウェスティン	万国津梁館	ホテル
		仙台プラザ	オークラ神戸	ナゴヤキャッスル	刀国洋米昭	ニューオータニ札幌
開催日		H13. 4.16	H13. 6. 4	H13.11.26	H14. 4.22	H14. 6.24
委員派遣承認申請日		H13. 2.22	H13. 4.26	H13.10.25	H14. 3.19	H14. 5.16
記者発表日		H13. 2.23	H13. 4.27	H13.10.26	H14. 3.19	H14. 5.17
官報掲載日		H13. 2.23	H13. 5. 1	H13.10.29	H14. 3.22	H14. 5.20
一般公募	意見陳述	H13. 3.22	H13. 5.21	H13.11.12	H14. 4. 8	H14. 6.10
締切日	傍聴	H13. 3.22	H13. 5.21	H13.11.12	H14. 4. 8	H14. 6.10
意見陳述者選定日		H13. 3.30	H13. 5.24	H13.11.15	H14. 4.11	H14. 6.13
	総数	10	11	10	10	10
	内訳	自民 2,民主 2,	自民 3,民主 2,	自民 3,民主 2,	自民 3,民主 2,	自民 3,民主 2,
派遣委員		公明 1,自由 1,	公明 1,自由 1,	公明 1,自由 1,	公明 1,自由 1,	公明 1,自由 1,
		共産 1,社民 1,	共産 1,社民 1,	共産 1,社民 1,	共産 1,社民 1,	共産 1,社民 1,
		保守 1,21 万 1	保守 1,21 <i>5</i> 万 1	21 クラ ブ1	保守 1	保守 1
意見陳述者	総数	10	10	6	6	6
	会派推薦	7	8			
	一般公募	3/18	2/61	6/57	6/25	6/62
	(/応募数)					
	者数	152	276	173	192	231
報告聴取日		H13. 4.26	H13. 6.14	H13.11.29	H14. 4.25	H14. 7.25
	luld.	6	7	8	9	
開係	崖地	福岡県福岡市	石川県金沢市	香川県高松市	広島県広島市	
		福岡県福岡市ホテル	石川県金沢市 金沢全日空	香川県高松市 高松国際	広島県広島市 広島全日空	
会	場	福岡県福岡市 ホテル ニューオータ二博多	石川県金沢市 金沢全日空 ホテル	香川県高松市 高松国際 ホテル	広島県広島市 広島全日空 ホテル	
会開係	場	福岡県福岡市 ホテル ニューオータ二博多 H14.12. 9	石川県金沢市 金沢全日空 ホテル H15. 5.12	香川県高松市 高松国際 ホテル H15. 6. 9	広島県広島市 広島全日空 ホテル H16. 3.15	
会開作 委員派遣	場 崔日 承認申請日	福岡県福岡市 ホテル ニューオータ二博多 H14.12. 9 H14.11. 7	石川県金沢市 金沢全日空 ホテル H15. 5.12 H15. 3.18	香川県高松市 高松国際 ホテル H15. 6. 9 H15. 4.17	広島県広島市 広島全日空 ホテル H16. 3.15 H16. 1.22	
会開作 要員派遣 記者發	·場 崔日 承認申請日 · 送表日	福岡県福岡市 ホテル ニューオータ二博多 H14.12. 9 H14.11. 7 H14.11. 8	石川県金沢市 金沢全日空 ホテル H15. 5.12 H15. 3.18 H15. 3.19	香川県高松市 高松国際 ホテル H15. 6. 9 H15. 4.17 H15. 4.17	広島県広島市 広島全日空 ホテル H16. 3.15 H16. 1.22 H16. 1.22	
会 開作 委員派遣 記者列 官報打	·場 董日 承認申請日 苍表日 曷載日	福岡県福岡市 ホテル ニューオータ二博多 H14.12. 9 H14.11. 7 H14.11. 8 H14.11.11	石川県金沢市 金沢全日空 ホテル H15. 5.12 H15. 3.18 H15. 3.19 H15. 3.24	香川県高松市 高松国際 ホテル H15. 6. 9 H15. 4.17 H15. 4.17 H15. 4.21	広島県広島市 広島全日空 ホテル H16. 3.15 H16. 1.22 H16. 1.22	
会 開係 委員派遣 記者發 官報打 一般公募	場 重日 承認申請日 送表日 掲載日 意見陳述	福岡県福岡市 ホテル ニューオータ二博多 H14.12. 9 H14.11. 7 H14.11. 8 H14.11.11 H14.11.25	石川県金沢市 金沢全日空 ホテル H15. 5.12 H15. 3.18 H15. 3.19 H15. 3.24 H15. 4.15	香川県高松市 高松国際 ホテル H15. 6. 9 H15. 4.17 H15. 4.17 H15. 4.21 H15. 5.13	広島県広島市 広島全日空 ホテル H16. 3.15 H16. 1.22 H16. 1.22 H16. 1.26 H16. 2.17	
会 開係 委員派遣河 記者等 官報打 一般公募 締切日	場	福岡県福岡市 ホテル ニューオータ二博多 H14.12. 9 H14.11. 7 H14.11. 8 H14.11.11 H14.11.25 H14.11.25	石川県金沢市 金沢全日空 ホテル H15. 5.12 H15. 3.18 H15. 3.19 H15. 3.24 H15. 4.15 H15. 4.15	香川県高松市 高松国際 ホテル H15. 6. 9 H15. 4.17 H15. 4.17 H15. 4.21 H15. 5.13 H15. 5.13	広島県広島市 広島全日空 ホテル H16. 3.15 H16. 1.22 H16. 1.22 H16. 1.26 H16. 2.17 H16. 2.17	
会 開係 委員派遣 記者發 官報打 一般公募	步 (基日) (系記申請日) (登表日) (表明日) (表	福岡県福岡市 ホテル ニューオータ二博多 H14.12. 9 H14.11. 7 H14.11. 8 H14.11.11 H14.11.25 H14.11.25 H14.11.29	石川県金沢市 金沢全日空 ホテル H15. 5.12 H15. 3.18 H15. 3.19 H15. 3.24 H15. 4.15 H15. 4.15	香川県高松市 高松国際 ホテル H15. 6. 9 H15. 4.17 H15. 4.17 H15. 4.21 H15. 5.13 H15. 5.13	広島県広島市 広島全日空 ホテル H16. 3.15 H16. 1.22 H16. 1.22 H16. 1.26 H16. 2.17 H16. 2.17	
会 開係 委員派遣河 記者等 官報打 一般公募 締切日	場	福岡県福岡市 ホテル ニューオータ二博多 H14.12. 9 H14.11. 7 H14.11. 8 H14.11.11 H14.11.25 H14.11.25	石川県金沢市 金沢全日空 ホテル H15. 5.12 H15. 3.18 H15. 3.19 H15. 3.24 H15. 4.15 H15. 4.15	香川県高松市 高松国際 ホテル H15. 6. 9 H15. 4.17 H15. 4.17 H15. 4.21 H15. 5.13 H15. 5.13	広島県広島市 広島全日空 ホテル H16. 3.15 H16. 1.22 H16. 1.22 H16. 1.26 H16. 2.17 H16. 2.17	
会 開作 委員派遣 記者發 官報打 一般公募 締切日 意見陳述	步 (基日) (系記申請日) (登表日) (表明日) (表	福岡県福岡市 ホテル ニューオータ二博多 H14.12. 9 H14.11. 7 H14.11. 8 H14.11.11 H14.11.25 H14.11.25 H14.11.29	石川県金沢市 金沢全日空 ホテル H15. 5.12 H15. 3.18 H15. 3.19 H15. 3.24 H15. 4.15 H15. 4.15 H15. 4.23	香川県高松市 高松国際 ホテル H15. 6. 9 H15. 4.17 H15. 4.17 H15. 4.21 H15. 5.13 H15. 5.13 H15. 5.22 10 自民 3,民主 2,	広島県広島市 広島全日空 ホテル H16. 3.15 H16. 1.22 H16. 1.22 H16. 2.17 H16. 2.17 H16. 2.17 H16. 2.24	
会 開係 委員派遣河 記者等 官報打 一般公募 締切日	步 (基日) (系記申請日) (登表日) (表明日) (表	福岡県福岡市 ホテル ニューオータ二博多 H14.12. 9 H14.11. 7 H14.11. 8 H14.11.11 H14.11.25 H14.11.25 H14.11.29	石川県金沢市 金沢全日空 ホテル H15. 5.12 H15. 3.18 H15. 3.19 H15. 3.24 H15. 4.15 H15. 4.15	香川県高松市 高松国際 ホテル H15. 6. 9 H15. 4.17 H15. 4.17 H15. 4.21 H15. 5.13 H15. 5.13 H15. 5.22 10 自民 3,民主 2,公明 1,自由 1,	広島県広島市 広島全日空 ホテル H16. 3.15 H16. 1.22 H16. 1.22 H16. 1.26 H16. 2.17 H16. 2.17	
会 類(委員派遣) 記者發 官報打 一般公募 締切日 意見陳述	場 選日 系認申請日 発表日 場載日 意見陳述 傍聴 者選定日 総数	福岡県福岡市 ホテル ニューオータ二博多 H14.12. 9 H14.11. 7 H14.11. 8 H14.11.11 H14.11.25 H14.11.25 H14.11.29 9	石川県金沢市 金沢全日空 ホテル H15. 5.12 H15. 3.18 H15. 3.19 H15. 3.24 H15. 4.15 H15. 4.15 H15. 4.23 9	香川県高松市 高松国際 ホテル H15. 6. 9 H15. 4.17 H15. 4.17 H15. 5.13 H15. 5.13 H15. 5.22 10 自民 3,民主 2, 公明 1,自由 1, 共産 1,社民 1,	広島県広島市 広島全日空 ホテル H16. 3.15 H16. 1.22 H16. 1.22 H16. 1.26 H16. 2.17 H16. 2.17 H16. 2.24 8	
会 開作 委員派遣 記者發 官報打 一般公募 締切日 意見陳述	場 選日 郵認申請日 発表日 場載日 意見陳述 傍聴 者選定日 水 大訳	福岡県福岡市 ホテル ニューオータ二博多 H14.12. 9 H14.11. 7 H14.11. 8 H14.11.11 H14.11.25 H14.11.25 H14.11.29 9 自民 3,民主 2,公明 1,自由 1,共産 1,社民 1	石川県金沢市 金沢全日空 ホテル H15. 5.12 H15. 3.18 H15. 3.19 H15. 3.24 H15. 4.15 H15. 4.15 H15. 4.23 9 自民 3,民主 2,公明 1,自由 1,共産 1,社民 1	香川県高松市 高松国際 ホテル H15. 6. 9 H15. 4.17 H15. 4.17 H15. 5.13 H15. 5.13 H15. 5.22 10 自民 3,民主 2, 公明 1,自由 1, 共産 1,社民 1, 保守新党 1	広島県広島市 広島全日空 ホテル H16. 3.15 H16. 1.22 H16. 1.22 H16. 1.26 H16. 2.17 H16. 2.17 H16. 2.24 8 自民 3,民主 2,公明 1,共産 1,社民 1	
会開作 委員派遣河 記者 官報 计 一般公募 締切日 意見陳述	場 (基日) (基記申請日) (基表日) (基表日) (基表明年) (表明	福岡県福岡市 ホテル ニューオータ二博多 H14.12. 9 H14.11. 7 H14.11. 8 H14.11.11 H14.11.25 H14.11.25 H14.11.29 9 自民 3,民主 2,公明 1,自由 1,	石川県金沢市 金沢全日空 ホテル H15. 5.12 H15. 3.18 H15. 3.19 H15. 3.24 H15. 4.15 H15. 4.15 H15. 4.23 9 自民 3,民主 2,公明 1,自由 1,	香川県高松市 高松国際 ホテル H15. 6. 9 H15. 4.17 H15. 4.17 H15. 5.13 H15. 5.13 H15. 5.22 10 自民 3,民主 2, 公明 1,自由 1, 共産 1,社民 1,	広島県広島市 広島全日空 ホテル H16. 3.15 H16. 1.22 H16. 1.22 H16. 2.17 H16. 2.17 H16. 2.17 H16. 2.24 8 自民 3,民主 2,公明 1,共産 1,	
会 開作 委員派遣 記者發 官報打 一般公募 締切日 意見陳述	場 (基日) (基日) (基記) (基	福岡県福岡市 ホテル ニューオータ二博多 H14.12. 9 H14.11. 7 H14.11. 8 H14.11.11 H14.11.25 H14.11.25 H14.11.29 9 自民 3,民主 2,公明 1,自由 1,共産 1,社民 1	石川県金沢市 金沢全日空 ホテル H15. 5.12 H15. 3.18 H15. 3.19 H15. 3.24 H15. 4.15 H15. 4.15 H15. 4.23 9 自民 3,民主 2,公明 1,自由 1,共産 1,社民 1 6(うち1名欠席)	香川県高松市 高松国際 ホテル H15. 6. 9 H15. 4.17 H15. 4.17 H15. 5.13 H15. 5.13 H15. 5.22 10 自民 3,民主 2, 公明 1,自由 1, 共産 1,社民 1, 保守新党 1 6	広島県広島市 広島全日空 ホテル H16. 3.15 H16. 1.22 H16. 1.22 H16. 1.26 H16. 2.17 H16. 2.17 H16. 2.24 8 自民 3,民主 2,公明 1,共産 1,社民 1	
会開作 委員派遣河 記者 官報 计 一般公募 締切日 意見陳述	場 (基日) (基記申請日) (基表日) (基表日) (基表明年) (表明	福岡県福岡市 ホテル ニューオータ二博多 H14.12. 9 H14.11. 7 H14.11. 8 H14.11.11 H14.11.25 H14.11.25 H14.11.29 9 自民 3,民主 2,公明 1,自由 1,共産 1,社民 1	石川県金沢市 金沢全日空 ホテル H15. 5.12 H15. 3.18 H15. 3.19 H15. 3.24 H15. 4.15 H15. 4.15 H15. 4.23 9 自民 3,民主 2,公明 1,自由 1,共産 1,社民 1	香川県高松市 高松国際 ホテル H15. 6. 9 H15. 4.17 H15. 4.17 H15. 5.13 H15. 5.13 H15. 5.22 10 自民 3,民主 2, 公明 1,自由 1, 共産 1,社民 1, 保守新党 1	広島県広島市 広島全日空 ホテル H16. 3.15 H16. 1.22 H16. 1.22 H16. 1.26 H16. 2.17 H16. 2.17 H16. 2.24 8 自民 3,民主 2,公明 1,共産 1,社民 1	
会開作 委員派遣河 記者 官報 一般公募 締切日 意見陳述 意見陳述	場 選	福岡県福岡市 ホテル ニューオータ二博多 H14.12. 9 H14.11. 7 H14.11. 8 H14.11.11 H14.11.25 H14.11.25 H14.11.29 9 自民 3,民主 2,公明 1,自由 1,共産 1,社民 1	石川県金沢市 金沢全日空 ホテル H15. 5.12 H15. 3.18 H15. 3.19 H15. 3.24 H15. 4.15 H15. 4.15 H15. 4.23 9 自民 3,民主 2,公明 1,自由 1,共産 1,社民 1 6(うち1名欠席)	香川県高松市 高松国際 ホテル H15. 6. 9 H15. 4.17 H15. 4.17 H15. 5.13 H15. 5.13 H15. 5.22 10 自民 3,民主 2, 公明 1,自由 1, 共産 1,社民 1, 保守新党 1 6	広島県広島市 広島全日空 ホテル H16. 3.15 H16. 1.22 H16. 1.22 H16. 1.26 H16. 2.17 H16. 2.17 H16. 2.24 8 自民 3,民主 2,公明 1,共産 1,社民 1	

(2) 派遣報告

仙台地方公聴会(第 151 回国会第 5 回憲法調査会(平成 13 年 4 月 26 日)報告・ 鹿野道彦会長代理)

団長にかわり、派遣委員を代表いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、中山太郎会長を団長として、幹事葉梨信行君、幹事仙谷由人君、幹事斉藤鉄 夫君、委員藤島正之君、委員春名真章君、委員金子哲夫君、委員小池百合子君、委員近藤基 彦君、それに私、鹿野道彦を加えた 10 名であります。

なお、現地において、菅原喜重郎議員及び菅野哲雄議員が参加されました。

4月16日、仙台市のホテル仙台プラザ会議室において会議を開催し、まず、中山団長から今回の地方公聴会開会の趣旨及び本調査会におけるこれまでの議論の概要の説明、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びに議事運営の順序を含めてあいさつを行った後、仙台経済同友会代表幹事手島典男君、宮城県鹿島台町長鹿野文永君、東北大学名誉教授志村憲助君、東北大学文学部教授田中英道君、専修大学法学部教授・東北大学名誉教授小田中聰樹君、「憲法」を愛する女性ネット代表久保田真苗君、東北福祉大学助教授米谷光正君、弘前学院聖愛高等学校教諭濱田武人君、専修大学北上高等学校講師・志民学習会代表遠藤政則君及びみやぎ生協平和活動委員会委員長齋藤孝子君の10名から意見を聴取いたしました。

その意見内容につきまして、簡単に申し上げますと、

手島君からは、憲法制定後の内外の状況は大きく変化しており、憲法はこれに対応してい くべきであるとの意見、

鹿野君からは、地方分権に根差した町づくりを進めることが憲法を守り育てていくことに ほかならないとの意見、

志村君からは、環境問題については、人間中心の考え方ではなく、他の生物との共生に意 を用いるべきであるとの意見、

田中君からは、我が国の伝統に根差した見解に立って積極的に世界の平和に尽力できるような憲法をつくるべきとの意見、

小田中君からは、現行憲法はその思想的・理念的構造において体系的一貫性を有し、現代的機能を果たしているとの意見、

久保田君からは、女性の権利を認め、国際的に高く評価されている 9 条を有する現行憲法 の理念を守るべきとの意見、

米谷君からは、社会を超越した憲法をつくってはならず、意見の言いやすい身近な憲法に 変えていくべきとの意見、

濱田君からは、真剣に生徒に向き合う教師にとって 9 条は夢とロマンを与えてくれるとの 意見、

遠藤君からは、国民を本当の主権者とするために、速やかに憲法改正手続を整備すべきとの意見、

及び

齋藤君からは、今やるべきことは憲法を変えることではなく、憲法を誠実に守ることであるとの意見

がそれぞれ開陳されました。

意見の陳述が行われた後、各委員から、憲法の定める公務員の憲法尊重擁護義務と改正条項の関係、9条、環境権、情報公開、首相公選制、憲法裁判所制度等に関する陳述者の見解などについて質疑がありました。

派遣委員の質疑が終了した後、中山団長が傍聴者の発言を求めましたところ、傍聴者から、憲法調査会の議事をもっと国民に対して公開すべきとの意見、

及び

国の基本的な問題について国民と直接に議論するこのような機会をもっと設けるべきとの 意見

が述べられました。

なお、会議の内容を速記により記録いたしましたので、詳細はそれによって御承知願いたいと思います。また、速記録ができ上がりましたならば、本調査会議録に参考として掲載されますよう、お取り計らいをお願いいたします。

以上で報告を終わりますが、今回の会議の開催につきましては、関係者多数の御協力により、極めて円滑に行うことができました。

ここに深く感謝の意を表する次第であります。

以上、御報告申し上げます。

神戸地方公聴会(第 151 回国会第 7 回憲法調査会(平成 13 年 6 月 14 日)報告・ 鹿野道彦会長代理)

団長にかわり、派遣委員を代表いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、中山太郎会長を団長として、幹事中川昭一君、幹事葉梨信行君、幹事中川正 春君、幹事斉藤鉄夫君、委員塩田晋君、委員春名真章君、委員金子哲夫君、委員小池百合子 君、委員近藤基彦君、それに私、鹿野道彦を加えた 11 名であります。

なお、現地において、奥谷通議員、砂田圭佑議員、石井一議員、赤松正雄議員、藤木洋子 議員及び北川れん子議員が参加されました。

6月4日、神戸市のホテルオークラ神戸会議室において会議を開催し、まず、中山団長から今回の地方公聴会開会の趣旨及び本調査会におけるこれまでの議論の概要の説明、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びに議事運営の順序を含めてあいさつを行った後、兵庫県知事貝原俊民君、川西市長柴生進君、神戸市長笹山幸俊君、学校法人大前学園理事長大前繁雄君、神戸大学副学長・大学院法学研究科教授浦部法穂君、弁護士中北龍太郎君、兵庫県医師会会長橋本章男君、兵庫県北淡町長小久保正雄君、会社経営塚本英樹君及び大阪工業大学助教授中田作成君の10名から意見を聴取いたしました。

その意見内容につきまして、簡単に申し上げますと、

貝原君からは、21 世紀において、我が国は、医療、福祉、防災等に関する平和の技術を提供して国際貢献を図り、また、地方分権を進めていくべきであるとの意見、

柴生君からは、地方行政においては憲法の具体的な実践が重要であり、子供の人権保護及 び国際社会に連帯した平和と人権への取り組みがなされるべきであるとの意見、 笹山君からは、阪神・淡路大震災の教訓として、災害時における市町村長への十分な権限 の付与、及び憲法の生存権を踏まえた被災者支援が重要であるとの意見、

大前君からは、世界から評価されている日本人のよさを見直し、立憲君主国家であること の明示、義務規定の創設等の点につき、憲法の見直しを行うべきであるとの意見。

浦部君からは、人間の安全保障の観点に立ち、軍備に巨額を投じるのはやめ、大規模災害、 食糧・エネルギー問題等への取り組みで世界をリードすべきであるとの意見、

中北君からは、20世紀の戦争の過ちを克服し、非核神戸方式の法制化、日米安保条約の友好条約への転換等、平和憲法を守り生かす政策を実施すべきであるとの意見、

橋本君からは、憲法に、大規模災害に対する国の責務に関する規定を設けるとともに、生存権の保障を充実させ、国民の健康権の保障を憲法に明示すべきであるとの意見、

小久保君からは、憲法は時代に応じて変えていくべきものであり、天皇が元首であること、 自衛のための交戦権、自衛目的の軍事力の保持等を明記すべきであるとの意見、

塚本君からは、社会情勢の変化を踏まえ、すぐに変更すべき項目、追加すべき項目、今後 も議論していく項目に分け、憲法改正に着手すべきであるとの意見、 及び

中田君からは、憲法は住民運動の基礎でもあり、憲法改正が軽率に議論されてはならず、 また、政府は憲法を軽視せず、現実を憲法の理念に近づけるべきであるとの意見 がそれぞれ開陳されました。

意見の陳述が行われた後、各委員から、首相公選制、地方自治のあり方、災害に関する規定を憲法上明記する必要性、災害時の国と自治体の権限分担、天皇を元首とする規定を設けることの可否、憲法の観点から見た被災者に対する公的支援の問題、日米安保体制の強化の憲法適合性等に関する陳述者の見解などについて質疑がありました。

派遣委員の質疑が終了した後、中山団長が傍聴者の発言を求めましたところ、傍聴者から、 自然災害時の法制度の不備と憲法との関係、歴史や伝統を踏まえた憲法の制定、地方公聴会 の運営方法等についての発言がありました。

なお、会議の内容を速記により記録いたしましたので、詳細はそれによって御承知願いたいと思います。また、速記録ができ上がりましたならば、本調査会議録に参考として掲載されますよう、お取り計らいをお願いいたします。

以上で報告を終わりますが、今回の会議の開催につきましては、関係者多数の御協力により、極めて円滑に行うことができました。

ここに深く感謝の意を表する次第であります。

以上、御報告申し上げます。

名古屋地方公聴会(第 153 回国会第 4 回憲法調査会(平成 13 年 11 月 29 日)報告・鹿野道彦会長代理)

団長にかわり、派遣委員を代表いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、中山太郎会長を団長として、幹事葉梨信行君、委員鳩山邦夫君、委員島聡君、幹事斉藤鉄夫君、委員都築譲君、委員春名真章君、委員金子哲夫君、委員宇田川芳雄君、そ

れに私、鹿野道彦を加えた10名であります。

なお、現地において、小林憲司議員、牧義夫議員、瀬古由起子議員及び大島令子議員が参加されました。

11月26日、名古屋市のウェスティンナゴヤキャッスル会議室において会議を開催し、まず、中山会長から今回の地方公聴会の趣旨及び本調査会におけるこれまでの議論の概要の説明、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びに議事運営の順序を含めてあいさつを行った後、名古屋大学名誉教授田口富久治君、主婦西英子君、岐阜県立高等学校教諭野原清嗣君、名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程川畑博昭君、弁護士古井戸康雄君及び大学生加藤征憲君の6名から意見を聴取いたしました。

その意見内容につきまして、簡単に申し上げます。

田口富久治君からは、憲法は軍事的な国際貢献は想定しておらず、我が国は、今後も、国連難民高等弁務官事務所やユニセフ等を通じた非軍事的な国際貢献をなすべきであるとの意見、

西英子君からは、日本は、平和的生存権の保障など憲法前文の理念に従って国際社会における役割を果たすべきであり、途上国への経済援助に際しては、貧困層の人々まで手の届くものとし、伝統的な生活様式や自然環境を破壊しない配慮が必要であるとの意見、

野原清嗣君からは、大人が子供に対し、ルールやマナーを教えていないことを示すデータ にかんがみて、自国の安全を他人任せにする憲法前文と 9 条に問題があり、普通の国が持つ 自衛権を憲法上明記し、前文も日本人の顔が見える格調あるものとすべきとの意見、

川畑博昭君からは、ペルーの日本国大使館に勤務した際に爆破テロに遭遇した経験を踏まえて、テロに対しては、暴力によってではなく、対話により解決を図るべきであるとの意見、

古井戸康雄君からは、日本は国際社会における評価ではなく、国益の観点でその役割を考えるべきであり、資金援助中心の国際貢献だけでなく、人による国際貢献にも重点を置き、そのために人材育成を行う必要があるとの意見、

及び

がそれぞれ開陳されました。

加藤征憲君からは、日本は国連の安全保障理事会常任理事国入りを果たし、核廃絶にリーダーシップを発揮すべきであり、そのためには、強いリーダーシップを持った首相を選ぶことが期待できる首相公選制を導入すべきであるとの意見

意見の陳述が行われた後、各委員から、我が国のテロへの具体的対処法、環境に関する権利及び義務を憲法に明記することの是非、国連の警察軍的活動に自衛隊を参加させることの是非、テロ問題解決のための国連の役割、テロ特世法と憲法の関係、教育の理想における憲

是非、テロ問題解決のための国連の役割、テロ特措法と憲法の関係、教育の現場における憲法についての教育の実情などについて質疑がありました。

派遣委員の質疑が終了した後、中山団長が傍聴者の発言を求めましたところ、傍聴者から、 平和憲法の理念を具体的に生かすべきであり、また女性の意見陳述者をふやすべきである との意見、

憲法の重要性について子供たちに伝えるべきであるとの意見、

憲法制定の経緯にかんがみて、日本人自身が議論をして憲法をつくり直すべきであるとの

意見、

日本が 9 条がありながら軍事力を拡大するなど、信用を失墜させており、平和憲法の理念を生かすべきであるとの意見、

及び

日本国憲法は世界の英知を集め、国会の審議を経てつくられたものであり、平和憲法の立場を世界に示すべきであるとの意見

が述べられました。

なお、会議の内容を速記により記録いたしましたので、詳細はそれによって御承知願いたいと思います。また、速記録ができ上がりましたならば、本調査会議録に参考として掲載されますよう、お取り計らいをお願いいたします。

以上で報告を終わりますが、今回の会議の開催につきましては、関係者多数の御協力により、極めて円滑に行うことができました。

ここに深く感謝の意を表する次第であります。

以上、御報告申し上げます。

沖縄地方公聴会(第 154 回国会第 3 回憲法調査会(平成 14 年 4 月 25 日)報告・中野寛成会長代理)

団長にかわり、派遣委員を代表いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、中山太郎会長を団長として、幹事葉梨信行君、委員久間章生君、幹事島聡君、 幹事赤松正雄君、委員藤島正之君、委員春名真章君、委員金子哲夫君、委員井上喜一君、そ れに私、中野寛成を加えた 10 名であります。

なお、現地において、赤嶺政賢議員及び東門美津子議員が参加されました。

地方公聴会は、4月22日午後、沖縄県名護市の万国津梁館において、21世紀の日本と憲法をテーマとして開催いたしましたが、それに先立ちまして、21日午後、沖縄県庁において、稲嶺恵一沖縄県知事及び県職員から、沖縄振興計画の素案、沖縄の米軍基地問題、沖縄の観光産業の現状等について説明を聴取するとともに、翌22日午前には、平和祈念公園に赴き、国立沖縄戦没者墓苑、平和の礎を視察いたしました。

地方公聴会においては、まず、中山団長から今回の地方公聴会開会の趣旨及び本調査会におけるこれまでの活動の概要の説明、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びに議事運営の順序を含めてあいさつを行った後、平和憲法・地方自治問題研究所主宰山内徳信君、弁護士新垣勉君、ビジネススクール校長恵隆之介君、沖縄国際大学法学部教授垣花豊順君、大学生稲福絵梨香さん及び沖縄県議会議員安次富修君の6名から意見を聴取いたしました。

その意見内容につきまして、簡単に申し上げますと、

山内君からは、憲法 9 条は国民の命そのものであるから、政治家は憲法を尊重擁護し、また、我が国は平和国家のモデルとして、9 条の精神を世界に広めるべきであるとの意見、

新垣君からは、さきの沖縄戦の教訓は、軍事力で国民の生命は守れないということであり、 個人の尊厳の観点からも、非武装平和主義を体現する憲法 9 条を守るべきであるとの意見、

恵君からは、交戦権は国の当然の権利であり、また、武力の裏づけなくしては国家の独立

と平和は維持できないので、憲法9条を改正すべきであるとの意見、

垣花君からは、憲法、教育基本法の基本理念である個人の尊厳が普及徹底するよう、国会議員、教員等は、憲法の個人の尊厳を尊重擁護すべきであるとの意見、

稲福さんからは、学ぶことは義務ではなく権利であるので、奉仕活動の義務化は行うべきではなく、ボランティア活動では、地域に支えられて地域とともに生きる関係が重要であるとの意見、

及び

安次富君からは、戦争放棄の理想は保持しつつ、必要最小限の自衛力の行使及びその際の 国民による直接的コントロールを憲法に明記し、また、立法権と行政権の完全な分立、地方 自治の充実を憲法に明記すべきであるとの意見

がそれぞれ開陳されました。

意見の陳述が行われた後、各委員から、我が国の安全保障体制、自衛隊、日米安全保障条約の合憲性、9条以外の条項に関する改正の是非、災害時の自衛隊の役割、国家による国民の安全保護のあり方、非軍事面での国際貢献、日米地位協定の見直し、有事法制の問題点、教育問題などについて質疑がありました。

派遣委員の質疑が終了した後、中山団長が傍聴者の発言を求めましたところ、傍聴者から、 平和憲法の重要性、国家主権の確立の必要性、沖縄で憲法が十分に守られてこなかったこと、 有事法制の問題点等についての発言がありました。

なお、会議の内容を速記により記録いたしましたので、詳細はそれによって御承知願いたいと思います。また、速記録ができ上がりましたならば、本調査会議録に参考として掲載されますよう、お取り計らいをお願いいたします。

以上で報告を終わりますが、今回の会議の開催につきましては、関係者多数の御協力により、比較的円滑に行うことができました。

ここに深く感謝の意を表する次第であります。

以上、御報告申し上げます。

札幌地方公聴会(第 154 回国会第 5 回憲法調査会(平成 14 年 7 月 25 日)報告・中野寛成会長代理)

団長にかわりまして、派遣委員を代表いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、中山太郎会長を団長として、幹事葉梨信行君、幹事中川昭一君、幹事中川正 春君、幹事赤松正雄君、委員武山百合子君、委員春名真章君、委員金子哲夫君、委員井上喜 一君、それに私、中野寛成を加えた 10 名であります。

なお、現地において、山内惠子議員が参加されました。

地方公聴会は、6月24日午後、札幌市のホテルニューオータ二札幌の会議室において、21世紀の日本と憲法をテーマとして開催し、まず、中山団長から今回の地方公聴会開会の趣旨及び本調査会におけるこれまでの議論の概要の説明、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びに議事運営の順序を含めてあいさつを行った後、大東亜商事株式会社代表取締役稲津定俊君、農業石塚修君、北海道弁護士会連合会理事長田中宏君、大学生佐藤聖美さん、小樽商科大学

教授結城洋一郎君及び弁護士馬杉榮一君の6名から意見を聴取いたしました。

その意見内容につきまして、簡単に申し上げますと、

稲津君からは、日本の伝統、文化を踏まえた普遍的価値を基本理念とする新憲法を制定し、 21世紀初頭の世界秩序の維持に積極的に貢献するべきであるとの意見、

石塚君からは、日本は、憲法前文及び9条の徹底した平和主義の理念を貫いて、政治的に も経済的にも自立した国になるべきであるとの意見、

田中君からは、憲法 9 条の改正や有事法制を検討するよりも、アイヌ民族に対し、反省とより温かい目をもって民族政策を展開するべきであるとの意見、

佐藤さんからは、憲法 14 条に保障された男女の平等を実現させるためには、女性に正当な権利が保障されるように、今後一層の法整備や意識改革が必要であるとの意見、

結城君からは、憲法 9 条は、我が国が世界に誇りを持って提示し得る手本というべきものであり、これは堅持すべきであるが、国民投票制度の導入、憲法裁判所の設置、大統領制の導入など、現行憲法には改善すべき余地もあるとの意見、 及び

馬杉君からは、21 世紀にこそ日本国憲法の平和主義の理念が発揮されるべきものであり、 また、憲法を守り、人権を守るためには司法制度改革が不可欠であるとの意見 がそれぞれ開陳されました。

意見の陳述が行われた後、各委員から、北海道における国際化の問題、憲法 9 条と自衛隊、 日本における国際貢献のあり方、日本の非核政策、司法制度改革、女性の社会進出、教育改 革、農業政策などについて質疑がありました。

派遣委員の質疑が終了した後、中山団長が傍聴者の発言を求めましたところ、傍聴者から、 憲法 9 条の意義、有事法制の問題点、地方公聴会の開催が憲法改正につながる危惧等につい ての発言がありました。

なお、会議の内容を速記により記録いたしましたので、詳細はそれによって御承知願いたいと思います。また、速記録ができ上がりましたならば、本調査会議録に参考として掲載されますよう、お取り計らいをお願いいたします。

以上で報告を終わりますが、今回の会議の開催につきましては、関係者多数の御協力により、円滑に行うことができました。

ここに深く感謝の意を表する次第であります。

以上、御報告申し上げます。

福岡地方公聴会(第 155 回国会第 4 回憲法調査会(平成 14 年 12 月 12 日)報告・仙谷由人会長代理)

団長にかわり、派遣委員を代表いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、中山太郎会長を団長といたしまして、幹事葉梨信行君、幹事保岡興治君、幹事大出彰君、委員江田康幸君、委員武山百合子君、委員春名真章君、委員金子哲夫君、それに私、仙谷由人を加えた9名であります。

なお、現地におきまして、小沢和秋議員が参加されました。

地方公聴会は、12月9日午後、福岡市のホテルニューオータニ博多の会議室におきまして、 21世紀の日本と憲法をテーマとして開催し、まず、中山団長から今回の地方公聴会開会の趣 旨及び本調査会におけるこれまでの議論の概要の説明、派遣委員及び意見陳述者の紹介並び に議事運営の順序を含めてあいさつを行った後、地方公務員日下部恭久君、弁護士後藤好成 君、会社員西座聖樹君、元九州産業大学教授林力君、主婦宮崎優子さん及び福岡大学名誉教 授・元長崎県立大学学長石村善治君の6名から意見を聴取いたしました。

その意見内容につきまして、簡単に申し上げますと、

日下部君からは、自治体職員としての経験を踏まえ、生存権や労働権等の人権規定を有する憲法を暮らしの中で生かすべきであり、また、9 条の理念を宝として大切にしたいとの意見、

後藤君からは、国民の裁判を受ける権利を実現するために、裁判官の大幅な増員による裁判の迅速化や裁判費用の法律扶助制度の大幅な拡充が必要であるとの意見、

西座君からは、国民の生命財産を守るために、自衛隊を国を守る防衛軍に改めること、道 徳性等の人間性をはぐくむために、地域の歴史、文化に合った独自の教育を行うこと、さら に、九州全体として町づくりへ取り組むことが必要であるとの意見、

林君からは、平和が人権保障の前提であることから、9 条改正には反対であり、また、現憲法下で起きた部落差別やハンセン病患者への差別といった事実を踏まえ、人権保障に対する国や国民の努力が十分でなかったことに対する国民的な論議を期待したいとの意見、

宮崎さんからは、憲法調査会の中間報告は、何が議論されているのかがわかるのでぜひ読んでほしいが、国民がより理解しやすい内容とすべきではなかったか、また、地方公聴会という国民の声を直接聞く機会を生かし、一般の人々の思いに寄り添った政治を行うべきであるとの意見、

及び

石村君からは、平和主義の理念を掲げる前文及び 9 条は改正すべきでない、また、13 条の個人の尊重は、その対象として国民と規定するが、これを、「すべて人は、」と改正すべきであり、知る権利を憲法上明文化し、さらに、第 1 章を国民主権とすべきであるとの意見がそれぞれ開陳されました。

意見の陳述が行われた後、各委員から、我が国の安全保障や国際協力のあり方、核兵器廃 絶に対する政府の姿勢、ハンセン病患者への差別などの人権侵害を繰り返さないための方策、 違憲審査権行使のあり方、地方分権改革の方向性、米国の対イラク戦争への我が国の支援と 憲法との関係、新しい人権を憲法上の権利として規定することの是非などについて質疑があ りました。

派遣委員の質疑が終了した後、中山団長が傍聴者の発言を求めましたところ、傍聴者から、 北朝鮮による拉致問題にかんがみた前文及び9条改正の必要性、憲法の平和理念の重要性、 憲法を現実に合わせるような改正への危惧等についての発言がありました。

なお、会議の内容を速記により記録いたしましたので、詳細はそれによって御承知願いたいと思います。また、速記録ができ上がりましたならば、本調査会議録に参考として掲載されますよう、お取り計らいをお願いいたします。

以上で報告を終わりますが、今回の会議の開催につきましては、関係者多数の御協力により、円滑に行うことができました。

ここに深く感謝の意を表する次第であります。

以上、御報告申し上げます。

金沢地方公聴会(第 156 回国会第 7 回憲法調査会(平成 15 年 5 月 29 日)報告・仙谷由人会長代理)

団長にかわりまして、派遣委員を代表いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、中山太郎会長を団長といたしまして、幹事葉梨信行君、幹事中川昭一君、委員桑原豊君、委員遠藤和良君、委員一川保夫君、委員春名真章君、委員金子哲夫君、それに私、仙谷由人を加えた9名であります。

なお、現地において、奥田建議員が参加されました。

地方公聴会は、5月12日午後、金沢市の金沢全日空ホテルの会議室において、日本国憲法について、特に非常事態と憲法、統治機構のあり方及び基本的人権の保障のあり方をテーマとして開催し、まず、中山団長から今回の地方公聴会開会の趣旨及び本調査会におけるこれまでの議論の概要の説明、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びに議事運営の順序を含めてあいさつを行った後、山本利男君、福井県立大学教授島田洋一君、弁護士岩淵正明君、弁護士松田智美さん及び大学教授鴨野幸雄君の5名から意見を聴取いたしました。

なお、意見陳述を予定されておりました蓮池ハツイさんは、お身内に御不幸があったことから欠席されたため、意見陳述応募の際に寄せられた意見の要旨を事務局をして朗読させ、 意見の概要を紹介いたしました。

各意見陳述者の意見内容につきまして、簡単に申し上げますと、

山本君からは、憲法を改正すべきであるとの立場から、前文における不自然な文言については削除すべきである、愛国心、郷土愛及び利他の心を明記すべきである、憲法改正手続を他の項目に優先して改正すべきであるとの意見、

島田君からは、北朝鮮による邦人拉致は重大な人権問題であり、この問題の解決のためには、最終的には武力行使をも辞さないとの強い態度で臨むべきであって、そのためにも、前文及び9条を削除すべきであるとの意見、

岩淵君からは、今求められているのは、日本と世界の現実の中で憲法の理念を確認して生かすことであり、北朝鮮問題についても、憲法の求める武力によらない平和的解決の手段を模索すべきである、9 条の改正は歯どめなき軍事拡大路線へと進む可能性が大きく、断じて認められないとの意見、

松田さんからは、憲法 13 条が規定する幸福追求権により、新しい人権を保障することは可能であり、同条で保障された人権を具体的に立法化することによってその目的は達成できる、また、現在、国会で審議されている個人情報保護法案については、真に国民のプライバシー権を保護できるか否かという観点から、再検討すべきであるとの意見、及び

鴨野君からは、地方自治は、住民の自己決定権という人権保障の原理及び国民主権の原理

に由来するものであって、地方自治体には国と対等、並立の関係に立って国民に対して協働 する権限がある、現行法制で不十分な点については、実定法による補充が必要であるとの意 見

がそれぞれ開陳されました。

なお、蓮池さんから意見陳述応募の際に寄せられた意見の内容は、自分の息子が北朝鮮によって拉致され、24 年間もその帰りを待ち続けた経験から、北朝鮮による邦人拉致は基本的人権侵害のきわみであり、国家主権の侵害である、また、到底許すことのできない凶悪犯罪であり、国家テロであって、基本的人権を保障するのが国家の役割だというのであるならば、日本国憲法など、この国では遵守されていないと言っても過言ではないというものでありました。

意見の陳述が行われた後、各委員から、教育のあり方、北朝鮮による邦人拉致や核開発の問題についての解決策のあり方、北東アジア地域における平和構築のための方策、地方分権改革のあり方、市町村合併のあり方、新しい人権の保障のあり方や憲法への明記の是非などについて質疑がありました。

派遣委員の質疑が終了した後、中山団長が傍聴者の発言を求めましたところ、傍聴者から、憲法の条文中には問題があるものが多いとの認識からの憲法改正の必要性、憲法の掲げる平和主義の立場からの拉致問題解決の必要性、国際的な人権侵害については武力ではなく国際法によって対処することの必要性、過去の戦争に対する反省をもとに憲法の理念を発展させていく必要性等についての発言がありました。

なお、会議の内容を速記により記録いたしましたので、詳細はそれによって御承知願いたいと存じます。また、速記録ができ上がりましたならば、本調査会議録に参考として掲載されますよう、お取り計らいをお願いいたします。

以上で報告を終わりますが、今回の会議の開催につきましては、関係者多数の御協力により、円滑に行うことができました。

ここに深く感謝の意を表する次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

高松地方公聴会(第 156 回国会第 8 回憲法調査会(平成 15 年 6 月 12 日)報告・ 仙谷由人会長代理)

団長にかわり、派遣委員を代表いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、中山太郎会長を団長として、幹事葉梨信行君、委員平井卓也君、幹事古川元 久君、委員遠藤和良君、委員武山百合子君、委員春名真章君、委員金子哲夫君、委員山谷え り子君、それに私、仙谷由人を加えた 10 名であります。

なお、現地において、近藤基彦委員が参加されました。

地方公聴会は、6月9日午後、高松市の高松国際ホテルの会議室において、日本国憲法について、特に非常事態と憲法、統治機構のあり方及び基本的人権の保障のあり方をテーマとして開催し、まず、中山団長から今回の地方公聴会開会の趣旨及び本調査会におけるこれまでの議論の概要の説明、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びに議事運営の順序を含めてあい

さつを行った後、弁護士草薙順一君、四国学院大学教授根本博愛君、学生高木健一君、元中学校社会科教師西原一宇君、主婦坂上ハツ子さん及び香川大学法学部助教授鹿子嶋仁君の 6 名から意見を聴取いたしました。

各意見陳述者の意見内容につきまして、簡単に申し上げますと、

草薙君からは、平和の維持には、秩序ある、力を伴う法の支配が必要であり、日本の安全保障は将来創設される国連軍により保障されることを目標としつつ、それに至る過程として、北東アジアの地域的安全保障体制を構築すべきである、また、9条改正には反対であるとの意見、

根本君からは、新しい人権の保障に必要なことは、憲法上に規定することよりも立法化による具体化である、人権を制限するよりも人権を最大限尊重することを通して生まれる公共の福祉が大切である、また、国内における人権保障の充実が積極的な国際貢献につながるとの意見。

高木君からは、戦後の日本の平和は、9条によるものではなく、日米安全保障条約の恩恵によるものであるが、在日米軍は9条との整合性において問題があるので憲法を改正すべきである、また、9条改正により、自衛隊を正式に軍隊として明示すべきであるとの意見、

西原君からは、教育権は、平等権の保障の前提となるほか、主権者としての権利行使の前提として大切であるが、現実には、不登校、低学力の問題など憲法や教育基本法の軽視に起因する弊害が生じており、憲法を改正するよりは、憲法を生かすよう努力すべきであるとの意見、

坂上さんからは、日本を取り巻く安全保障環境が大きく変化する中で、憲法と現実の矛盾が深まっていることを踏まえ、安全保障の分野など見直しを急ぐべき分野は、当面、解釈変更で対応し、その後、世論等を踏まえて憲法改正を考えるべきであるとの意見、 及び

鹿子嶋君からは、合併による地方自治体の規模拡大は、財政問題等から必要な場合があるとしても、住民自治の実質化の観点から、その具体的仕組みや、地方自治は直接民主制を基本とすることを憲法に規定すべきであり、また、基礎自治体の強化の観点から、法律と条例との関係や課税自主権を憲法に規定し、一定の行政組織権限が地方自治体に認められるようにすべきであるとの意見

がそれぞれ開陳されました。

意見の陳述が行われた後、各委員から、今後の社会保障のあり方、地方自治の本旨の意味、 我が国の今後のあり方、新しい人権を憲法に明記することの是非、教育問題が生じている原 因、憲法の平和主義を踏まえたイラク問題への対処のあり方、武力攻撃事態法に規定されて いる首相のいわゆる代執行権限と地方自治との関係、教育の現状と勤労観の関係などについ て質疑がありました。

派遣委員の質疑が終了した後、中山団長が傍聴者の発言を求めましたところ、傍聴者から、 憲法を踏まえた主体的な外交の必要性、軍事力ではなく外交や信頼醸成による自衛の必要性、 米国追随的な行動により国益を見失うことへの懸念、憲法に基づき政治を行うことと世界の 共有財産として日本国憲法を大事にすることの必要性等についての発言がありました。 なお、会議の内容を速記により記録いたしましたので、詳細はそれによって御承知願いたいと思います。また、速記録ができ上がりましたならば、本調査会議録に参考として掲載されますよう、お取り計らいをお願いいたします。

以上で報告を終わりますが、今回の会議の開催につきましては、関係者多数の御協力により、円滑に行うことができました。

ここに深く感謝の意を表する次第であります。

以上、御報告申し上げます。

広島地方公聴会(第 159 回国会第 3 回憲法調査会(平成 16 年 3 月 18 日)報告・ 仙谷由人会長代理)

団長にかわり、派遣委員を代表いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、中山太郎会長を団長として、幹事船田元君、委員渡海紀三朗君、幹事山花郁夫君、委員斉藤鉄夫君、委員山口富男君、委員土井たか子君、それに私、仙谷由人を加えた8名であります。

地方公聴会は、3月15日午後、広島市の広島全日空ホテルの会議室において、日本国憲法について、特に、非常事態と憲法、統治機構のあり方及び基本的人権の保障のあり方をテーマとして開催し、まず、中山団長から今回の地方公聴会開会の趣旨及び本調査会におけるこれまでの議論の概要の説明、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びに議事運営の順序を含めてあいさつを行った後、公務員佐藤周一君、広島大学大学院教授・医師秀道広君、元広島平和記念資料館館長高橋昭博君、団体職員平田香奈子さん、社会福祉法人みどりの町理事長岡田孝裕君及び岡山県議会議員小田春人君の6名から意見を聴取いたしました。

各意見陳述者の意見内容につきまして、簡単に申し上げますと、

佐藤君からは、現在、失業問題が深刻である等、憲法 27 条や 25 条に反する状況にあり、これらの規定を実現するための諸施策により景気回復が図られる、憲法改正を議論する前に政府に憲法を遵守させ、人権を侵害させないようにすることが国会の役目である、戦争が最大の人権侵害であり、人権保障のために 9 条は絶対に変えてはならないとの意見、

秀君からは、国家主権の侵害に対処するための備えをしておくべきこと、我が国の歴史、 伝統、文化等の国家としてのアイデンティティーを明確化すべきこと、積極的な平和活動を 実施すべきことを踏まえ、前文の全面改正や 9 条 2 項の削除等の憲法改正をすべきであると の意見。

高橋君からは、自分が被爆の苦しみを乗り越えることができたのは平和主義をうたった憲法があったからである、我が国は、9条を堅持し、平和外交を基調とする全方位外交を果敢に展開しなければならないのであり、憲法の見直し、とりわけ、9条の見直しには断固反対であるとの意見、

平田さんからは、憲法は、日本が半世紀以上前、アジア諸国を侵略し、大きな戦争を引き起こしたことに対する反省と二度と戦争をしないという誓いのもとに生まれたものであるが、自衛隊のイラク派兵等はそれをないがしろにするものである、悲惨な戦争の体験、人類の自由を求める闘いの到達点が書き込まれている憲法は、全く変える必要がないとの意見、

岡田君からは、地方自治の課題として、地方の自主自立の精神と自己責任を確立する必要性、国と地方の業務分担の見直しと地方財政の再構築の必要性、地方行政の重層構造等の簡素化の必要性が指摘できる、憲法の地方自治の規定をより具体的に規定し直す必要がある、道州制ひいては連邦制の導入も検討されるべきであるとの意見、及び

小田君からは、憲法は、制定過程に問題があること、施行後 60 年近い時が経過したことの 2 点から改正が必要である、特に、統治機構については、議員の選出方法が酷似する二院制の見直し、形骸化している最高裁判事の国民審査の廃止、地方自治の本旨の具体化が必要であるとの意見

がそれぞれ開陳されました。

意見の陳述が行われた後、各委員から、教育のあり方、国と地方の役割分担、道州制と二院制の関係、核抑止論を乗り越えるための理論構成、憲法の平和主義への思い、日本のアイデンティティーと 9 条との関係などについて質疑がありました。

派遣委員の質疑が終了した後、中山団長が傍聴者の発言を求めましたところ、傍聴者から、軍隊や個別的、集団的自衛権の憲法上の明記の必要性、労働と教育の条件整備により憲法を生かすことの必要性、有事の際に家族や周りの人が命にかかわる状況に陥ることへの危惧等についての発言がありました。

なお、会議の内容を速記により記録いたしましたので、詳細はそれによって御承知願いたいと思います。また、速記録ができ上がりましたならば、本調査会議録に参考として掲載されますよう、お取り計らいをお願いいたします。

以上で報告を終わりますが、今回の会議の開催につきましては、関係者多数の御協力により、円滑に行うことができました。

ここに深く感謝の意を表する次第であります。

以上、御報告申し上げます。

7 海外調査議員団派遣報告

衆議院欧州各国憲法調査議員団派遣報告(第 150 回国会第 1 回憲法調査会(平成 12 年 9 月 28 日)・中山太郎会長(団長))

この際、欧州各国憲法調査議員団を代表いたしまして、御報告を申し上げます。

先般、私どもは、ドイツ、フィンランド、スイス、イタリア、フランスの欧州 5 カ国の憲法 事情について調査をいたしてまいりました。

この調査の正式な報告書は、議長に対して提出することになっておりまして、現在鋭意作成中でありますが、私ども調査議員団は本調査会のメンバーをもって構成されたものでありますので、この際、御参考までに、調査の概要につきまして、私から簡単に御報告いたします。

調査議員団は、私を団長に、会長代理の鹿野道彦君を副団長といたしまして、葉梨信行君、石川要三君、中川昭一君、仙谷由人君、赤松正雄君、春名真章君、辻元清美君の9名をもって構成されました。なお、この議員団には、事務局及び国立国会図書館職員のほか、4名の記者団が同行いたしました。

私ども一行は、去る9月11日午前、最初の訪問地であるドイツのカールスルーエに向かい、 ドイツ連邦憲法裁判所において、リンバッハ長官及びシュタイナー裁判官から、事前に送付し ておいた当調査議員団の関心事項を中心に、ドイツにおける憲法裁判制度について概括的説明 を聴取した後、質疑応答をいたしました。

ドイツでは、戦後、基本法が 46 回改正されているわけですが、議論は、この 46 回の改正の うちの主要な改正の概要と背景のほか、政治的判断を行う憲法裁判所裁判官の中立性確保の問題、連邦軍の NATO 域外への派兵の合憲性に関する判決の問題、兵役義務と良心的兵役拒否の制度の実態など、極めて多岐にわたりました。

その中でも特に印象に残ったのは、リンバッハ長官が、民主主義は多数決だけに限らない、 私どもの方が立法者よりも我が国のよい将来について考えることができる場合もあると断言した点でありました。

カールスルーエからフランクフルトへの帰路には、良心的兵役拒否者が働くラーゲンの養護施設に立ち寄り、ライマー所長及び3人の青年の話を聞きました。ここでは、ドイツでは、良心的兵役拒否者が年間約43万人の対象者全体の35%に上っており、さらに今後10年のうちに40%を超えるものと予測されていること、良心的兵役拒否者による社会福祉サービスは社会福祉の分野での貴重な労働力となっており、大きな政治課題となっていることなどの点に大変興味を引かれました。

翌 12 日は、ベルリンに向かい、到着後すぐ大使公邸において、フィンランド大使館から招致した書記官より、フィンランド憲法に関する説明を聴取いたしました。フィンランドでは、今年の3月から全面改正された憲法が施行されており、その全面改正の背景と経緯について調査をいたしました。

今回の全面改正は、90年代に入ってから毎年のように行われてきた憲法改正を体系化するために行われたものであること、内容的には国会の権限強化と大統領権限の制限に主眼が置かれ

たことのほか、情報アクセス権の規定や非常事態に関する規定などについての説明も聴取いた しました。

なお、ドイツとの対比で、兵役義務とその良心的自由による兵役拒否の制度について尋ねましたところ、18 歳からの徴兵制度を設けており、良心上の理由による兵役拒否者は全体の約8%程度であるとのことでありました。

同日の午後はドイツ連邦議会を訪れ、与党 SPD、社会民主党法務部会長のハルテンバッハ議員から、ドイツ基本法の改正状況及び運用実態について説明を聴取しました。

ここでも、46回に及ぶ基本法改正の背景と概要、連邦軍のNATO域外への派兵問題のほか、 政教分離、国家の安全保障、庇護権(他国の迫害を受けて自国の管轄権内に避難してきた政治 的亡命者等について、他国によるその引き渡しの請求を拒否する等その者を保護する権利)外 国人の地方参政権といった諸問題について、我が国での問題関心と対比させながら、積極的な 質疑応答が行われました。

会談終了後の同日夜、直ちにスイスのベルンに向かい、翌 13 日午前中は連邦議会のギジン議員ら4人の憲法改正委員会委員及び事務局幹部から、また、同日午後は憲法改正草案を作成した連邦司法警察省のルチウス・マーダー憲法・行政部長から、今年1月から全面改正されたスイス憲法の特徴と概要について説明を聴取いたしました。

スイス憲法に着目したのは、1874 年の旧憲法制定後の 140 回もの改正、平均して毎年 1 回以上の改正が行われてきたわけでありますが、昨年、それらを整序した全面改正が成立し、今年 1 月から発効しているといった事情にかんがみたものであります。

スイスでは、 直接民主制の発現形態である国民投票制度の意義と問題点や、 42 歳まで義務づけられている国民皆兵制の運用実態のほか、 科学技術の進展の中で人間の尊厳をいかにして確保していくかといった 21 世紀的観点から、生命倫理に関する詳細な規定が設けられている点が特に議論になりました。

翌 14 日は、イタリア・ローマの大使公邸において、イタリア在住の塩野七生さんから、 古代のローマ人は法をどのように考えていたか、 塩野さんは日本国憲法をどのように考えて いるかといった点に関するお話を聞いた後、懇談をいたしました。

塩野さんは、 神によって与えられた神聖不可侵な法律に人間を合わせるといったユダヤ法との対比において、ローマ人の法観念は、人間に法律を合わせる、いわば普通の法であったことを述べられた後、 私見として、日本国憲法については、押しつけだからとか普通の国にするためといった理由からではなく、普通の憲法にするために改正するべきだ、そのためには96条の厳格な改正手続を緩和するといった一点だけに絞った改正を行うのが現実的であるといった点を強調されました。

これに対し、我が議員団からは、 ローマ帝国における統治の実態や、 96条に絞った改正 提言の是非などについて質問が相次ぎ、議論は和やかなうちにも白熱したものとなりました。

翌 15 日は、イタリアの憲法裁判所及び下院憲法問題委員会を訪れました。イタリアでは、 1948 年施行の現行憲法がこれまで 10 回改正されております。

まず訪問した憲法裁判所では、ミラベッリ長官ほか4名の裁判官からイタリアにおける憲法 裁判の制度及びその実態について説明を聴取した後、質疑応答をいたしました。ここでは、 憲法裁判所への提訴権者や違憲判断の基準、 憲法裁判所裁判官の政治的中立性の確保の問題、 祖国防衛義務に関する国民の意識などについて、予定の時間を超過して議論がなされました。 特に、祖国防衛義務に関する国民意識について、軍事的に祖国を守る義務という意識から、 社会福祉サービスなど民間代替措置を認めた憲法裁判所の判決などを契機として、社会公共に 対する連帯義務としてとらえられるように変化してきており、現在では、軍隊についても、平 和を維持するための道具、人権を守るための道具として位置づけられるようになってきている と述べられたことなどは、注目すべき点だと感じました。

引き続いて、下院憲法問題委員会にイェルボリーノ委員長らを訪ねました。

ここでは、戦後憲法のもとでの安全保障問題のほか、イタリア憲法が保障する地方自治の制度と地方自治体に対する中央政府の監督権の制度との関係、さらにはヨーロッパ統合、特に通貨統合などに象徴される国家主権の一部委譲の問題といった個別的、専門的な質問や、現在提起されている憲法改正の動向などといったすぐれて現実政治に密着した質問が提起され、イェルボリーノ委員長から実に熱のこもった説明を受けました。

訪問最終日の 18 日の月曜日には、フランスの国民議会及び憲法院を訪ねました。 フランスでは、1958 年制定の現行憲法がこれまで 13 回改正されております。

まず、午前中に訪れた国民議会では、ラゼルジュ副議長、パント議員らと会談し、 24 日に行われる最もホットな大統領任期縮減に係る憲法改正国民投票の問題その他フランスにおける憲法改正の経緯のほか、 人権宣言の母国フランスにふさわしく、人権と社会公共の義務の調和の問題、 そのような観点から憲法教育はどうあるべきかといった問題などについて議論が繰り広げられました。また、統治機構の分野でも、 国会の立法権が憲法上限定されている点や、 大統領と首相とに行政権が二元的に帰属している点、いわゆる保革共存政権などが取り上げられました。

その後、予定の時間をかなり超過しながら、引き続いて、生命倫理の問題、35 時間労働法制の実態、少子高齢化に係る諸問題などについても、日本、フランス両国の制度を比較しながら熱心な議論が行われました。

この懇談の中で特に印象に残ったのは、日本で 10 代の青少年の殺人事件が増加していることとの関連で、青少年教育と将来の国家像に関する質問をした際に、ラゼルジュ副議長が、若者に法律を守るように求めても、そこに明るい将来があるという保障がなければ法律を守ろうとする気にはならないだろう、私たち政治家は、法の遵守の大切さを学ばせると同時に、困難な状況にある若者たちに明るい将来を提示する、そのための社会的、経済的な政策を講ずる、そういう責務があると述べた点でありました。

同日の午後は、最後の訪問先であるフランス憲法院を訪ね、フランスにおける憲法問題の最高権威であるギュエナ総裁、ヴェイユ委員、コリアール委員と懇談をいたしました。フランス憲法院の合憲性審査が法律施行前の事前的審査に限られていることや一般国民からの提訴権がないことは、コンセイユ・デタや破棄院など他の裁判所との間で権限分配がなされていること、また、フランスの現行憲法が 1789 年人権宣言を援用していることなどは、フランスの歴史を背景にしたものであること、最近では憲法院が人権保障機能を発揮するように変貌していることなどについて説明、質疑がなされました。

以上のような極めて多忙な日程を消化し、私ども議員団は、去る 9 月 19 日、帰国いたしました。

ごく短期間の調査でありましたし、また、各訪問国における調査事項が極めて多岐な問題に及びましたので、ここで結論めいたことを申し上げることは到底不可能なことではありますが、しかし、一言だけ所感を申し上げるとすれば、ドイツの憲法である基本法は 46 回、スイスの旧憲法は 140 回、イタリアの現行憲法は 10 回、フランスの現行憲法は 13 回、それぞれ改正を経ており、訪問したすべての国において、憲法が不磨の大典ではなくして、現実の社会の中で生きているということ、しかも、政治の具体的な課題が、まさに憲法の条文をめぐって公明正大に議論されているということについては、立場の違いを超えて、共通の認識に達したと思います。

この調査の詳細をまとめた調査報告書は、議長に提出し次第、委員各位のお手元に配付いた す所存でございますので、本調査会の今後の議論の参考に供していただければと存じておりま す。

最後に、今回の調査に当たり種々御協力いただきました各位に心から感謝を申し上げますと ともに、充実した調査日程を消化することができましたことを心からお礼を申し上げたいと思 います。まことにありがとうございました。

以上、簡単ではありますが、このたびの海外調査の概要を御報告させていただきました。

衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団派遣報告(第 153 回国会第1回憲法調査会(平成 13 年 10 月 11 日)・中山太郎会長(団長))

本日は、先般、ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団を派遣いたしましたが、議員団の調査の内容について、団長を務めました私から御報告を申し上げたいと思います。

去る8月28日から9月7日まで、私どもは、これまで共産圏の国と位置づけられていたロシア及びハンガリーその他の東欧諸国を含めた5カ国、オランダ及びスペインを初めとする王室制度を有する5カ国、並びにイスラエルの合計11カ国の憲法事情について調査をいたしてまいりました。

この調査の正式な報告書は議長に対して提出することになっておりまして、現在鋭意作成中でありますが、私ども調査議員団は本調査会のメンバーをもって構成されたものでありますので、この際、その調査の概要につきまして口頭で御報告をし、これからの調査の参考に供したいと存じます。

この憲法調査議員団は、私を団長に、会長代理の鹿野道彦君を副団長といたしまして、葉梨信行君、保岡興治君、仙谷由人君、斉藤鉄夫君、山口富男君、金子哲夫君及び近藤基彦君の 9 名をもって構成されました。なお、この議員団には、事務局及び国立国会図書館の職員のほか、2 名の記者団が同行いたしました。

私ども一行は、8月29日午前、最初の訪問地であるロシアのモスクワにおいて、日本の衆議院に当たる国家院で三つの会談を行いました。まず、ザドルノフ議員ら4人の国家院議員と、次にルキン国家院副議長と、そして憲法に関する諸問題を扱う国家建設委員会のルキャノフ委員長との会談であります。いずれの会談でも、1936年のいわゆるスターリン憲法の制定、その

後約 40 回に及ぶ憲法改正、1977 年の憲法制定等々といったソ連邦の憲法史の中でも、1991 年のソ連邦崩壊後に全面的に改正された 1993 年のロシア憲法は特筆すべきものであり、新しいロシアをつくっていくものであるとの認識のもとに、さまざまな意見が述べられました。

まず、ザドルノフ議員らとの会談においては、この新しいロシア憲法の国民への浸透の実態のほか、家族の憲法上の位置づけに象徴される個人と社会との関係などが、また、ルキン副議長との会談では、新憲法の規定する強力な大統領中心主義のもとでの政府と議会との関係、特に大統領の大臣任命権に対する議会のコントロールのあり方の問題などが、さらに、ルキャノフ委員長との会談では、核家族化する中での家族・個人と社会・共同体との関係や、変転する社会の中にあっても維持すべき伝統の重要性のほか、スーパーパワーを有し、立法、行政、司法を超えた第四権力とも称されるロシア大統領の強大な権限に対して、議会がいかにチェック機能を果たすべきかといった問題などがテーマとして取り上げられました。

個人的に特に印象に残ったのは、ルキャノフ委員長の次のような発言でございました。

憲法は、かたい文章、決まった形の文章でできているけれども、我々を取り巻く社会情勢は、 グローバリゼーションやインターネットの進展等に象徴されるように急速に変化している。こ の変化に対応するためには、我がロシアや多くの東欧諸国のように、全く新しい憲法をつくる という方法もあるし、また、漸進的に新しい憲法をつくり上げていくという方法もある。いず れにしても、世界の変化に合わせて新しい憲法をつくっていく必要がある、と述べられました。

また、ロシア、日本ともに、元来伝統を重視する国柄である。特に日本は、象徴である天皇 陛下が存在される一方、国民から選ばれた国会も活発な活動をしている非常にユニークな国で ある。その日本に憲法調査会が設置され、順調に、ゆっくりと調査をしながら、新しい憲法に 関する検討を進めていることは全く正しいことだと思う、と述べられたことでありました。

午後に入ってからは、法務省のエブドキーモフ第一法務次官ら7人の政府高官及び憲法裁判 所附属憲法裁判分析センターのストラシュン副所長との会談を行いました。

法務省での会談では、1991 年のソ連邦崩壊から 1993 年の新憲法制定までの経緯や、新憲法下での外国人参政権の取り扱い、ロシアにおける司法改革の現状など専門的、実務的問題などが話題となり、また、憲法裁判分析センターでの会談では、ロシア憲法裁判所の審理の実態、裁判官の任命システムと政治性の問題などをめぐって意見交換がなされました。この中では、憲法裁判所の設置以来この 10 年間に 3000 件を超える訴訟が提起されていることや、ロシア市民から欧州人権裁判所への提訴件数が 2000 件に上っていることなどについても説明を受けましたが、私には、これらはロシアにおける人権問題への関心の高まりを示す一つの証左であるように思われました。

翌30日は、ハンガリーのブダペストに立ち寄り、日本国大使公邸において、ハンガリー、ポーランド、チェコ、ルーマニアの東欧4カ国の憲法に関して、それぞれの大使館から招致した書記官より、ソ連邦崩壊後の一連の民主的改革に伴う新憲法の制定、改正の経緯やその特徴などについて説明を聴取した後、質疑応答をいたしました。

各国憲法の制定、改正経緯や特徴を簡単に報告すれば、まず、ハンガリー憲法の制定、改正 経緯については、早急な体制転換を行うため新憲法を起草する時間的余裕がなく、37回に及ぶ 改正を経ている旧人民共和国憲法の改正という形式がとられたため、その後も新憲法制定の動 きがあったこと。また、その特徴としては、国会が国権及び民意の最高機関という規定がある 一方で、国民投票の制度も設けられていること。実際、NATO 加盟時にはこの国民投票の制度 が用いられ、国民のコンセンサス形成が図られたこと。

次に、ポーランド憲法の制定、改正経緯については、1989年の体制転換直後の時期においては、ワレサ大統領と旧統一労働者党政府の共存という状況から新憲法の制定が困難であったため、旧憲法の改正という形式がとられ、その後たびたびの改正によって漸次旧憲法時代の色彩が払拭されていったが、現在のクワシニエフスキ大統領の登場によって新憲法制定の機運が一気に高まり、1997年に至って、国民投票を経て新憲法が制定されたこと。また、その特徴としては、前文においてポーランドのカトリックの伝統等に言及していること。

また、チェコ憲法の制定経緯については、当初スロバキアとの連邦制維持を前提に制定作業が進められたが、結局、両国は分離することとなったこと。また、その特徴としては、主に統治機構について定めるチェコ共和国憲法以外に、権利保障について定める自由及び基本権憲章と、憲法と同価値を有する憲法律が国の組織、活動や国民の権利について規定しているなど、法形式を異にする三つの構成要素をもって憲法秩序が構成されていること。

最後に、1991 年制定のルーマニア憲法の制定経緯については、チャウシェスク政権崩壊後の体制を共和制とするか君主制とするかの議論があったこと。また、その特徴としては、政治的プルーラリズム、多元主義や少数民族の権利保護の重視などが挙げられております、といった説明を受けました。

また、以上のほかに説明の中で個人的に印象に残ったのは、多くの国々で、専制防止と人権 保障のための専門機関として、憲法裁判所あるいはこれに類似する機関が設けられていること でした。

本調査会においては、昨年5月に、最高裁判所事務総局の担当局長を招致して、戦後の主な違憲判決について調査をいたしておりますが、質疑の冒頭、私が調査会を代表して行った質疑、すなわち、いわゆる統治行為論等を理由に裁判所が憲法判断をしてこなかったことを指摘した上で、その理由について問いただしました質疑に対して、千葉行政局長は、「最高裁の判決では、直接国家統治の基本に当たるような高度に政治性のある国家行為、こういうものにつきましては裁判所の審査権の外にある、そして、その判断はやはり主権者である国民に対して政治的責任を負うところの政府や国会、最終的には国民の政治判断にゆだねられているものと解すべきである、こういう判断をいたしました。」と答弁しております。

基本的に多数で行う国会の憲法解釈と、独立した憲法裁判所による憲法解釈の役割分担はいかにあるべきかといったことも含めながら、これまでの我が国の憲法解釈権の実質的な所在などについて思いをめぐらすとき、示唆的なものがあるように思われました。

ブダペストでのヒアリング終了後の同日夜、直ちにオランダのアムステルダムに向かい、翌 31 日は、ハーグにおいてオランダの憲法事情及び王室制度を有する近隣各国の憲法事情につい て調査を行いました。

午前中は、まず、アルテス上院議長を表敬訪問し、オランダにおける上院と下院の関係、第二次世界大戦時のドイツ占領下におけるオランダ憲法の法的状態などをテーマに懇談いたしました。

この懇談の中では、ドイツ占領下においては、女王初めオランダ政府はロンドンに亡命したため、オランダ憲法は実際上効力を失った。したがって、当時のロンドン亡命政府の行動に対して議会のコントロールが機能し得なかったという観点から、戦後、ロンドン亡命政府の行ったすべての行為に関する調査がなされた。戦争といった緊急時の行為ではあっても、また、たとえ事後的にではあっても、政府の行為の憲法適合性をチェックすることは重要だ、といった興味深い話を伺うことができました。

引き続いて、内閣の女王官房府のロディウス長官と会談し、ナポレオン失脚後から現在に至るまでのオランダ王制の変遷について詳細な説明を聴取した後、現在の女王の政府における地位と役割の実態などをテーマに懇談いたしました。

さらに、午後に入って、内務省の憲法問題王国関係局を訪ねて、ピータース局長代理と会談し、オランダ憲法の三つの特徴と言われる君主制、民主制、地方分権のそれぞれについて概括的な説明を聴取した後、議会における立法手続や女王の役割、地方の自主財源その他地方分権の問題等について質疑応答をいたしました。

引き続いて、日本国大使館において、スウェーデン、デンマーク、ベルギーといった王室制度を有する近隣各国の憲法について、ハンガリーの場合と同様、それぞれの大使館から招致した書記官等から、国王の権限と地位その他憲法における王室制度の位置づけとその運用実態などについて説明を聴取いたしました。

これらの調査の中で、個人的に特に印象に残ったのは、オランダ王制の歴史に関する説明でありました。すなわち、そもそも共和国であったオランダが、19世紀初頭のナポレオン戦争後に、国民の総意として王制を選択したこと。その後も、国王みずからのイニシアチブによってその権限をより一層制限するなど、立憲君主国として王権が憲法で厳格に規定されてきたこと。このように、国王や女王自身が、歴史の変化に対して柔軟に対応し、また、美術や芸術の庇護者としての役割も果たしてきたことなどを背景にして、オランダ国民は、システムとしての王制を支持しているという以上に王室に対して敬愛の情を抱いてきたこと。そうであったからこそ、他の諸国が王制を廃止する中で、王制が存続し続けたのである、といった説明です。

また、デンマークでの地方分権の動きも個人的には印象に残った説明の一つでした。デンマークでは、1849 年、憲法に既に地方分権の導入が規定されていたとのことで、これが1960 年代から本格化し、地方分権の達成度合いは世界的にも高いレベルになっていること。すなわち、基礎的自治体である市は、水道、ガス、幼稚園、初等教育等を、広域自治体としての県は、病院、国民健康保険、幹線道路、高等学校等を、そして国は、警察、外交、防衛等を主要業務とするなど、国民生活に密接なところは地方に行わせることを基本としている点、そして、このような事務配分を支えるため、国税のかなりの部分が使途を定めず、いわゆるひもつきではない形で地方に交付されております。具体的な数字を挙げますれば、税収ベースでは国対地方が64 対 36 であるのに対して、予算配分上は37 対 63 になっておりますことなども、地方分権推進が重要な課題となっている我が国の現状とあわせて考えるとき、大いに興味を抱いたところであります。

翌9月1日は、アムステルダムからイスラエルのエルサレムに向かいました。去る9月11日の米国での同時多発テロの発生前ではありましたが、空港等では、相次ぐ自爆テロ等に対し

て厳重な警戒がなされておりました。しかし、会談自体は極めて平穏かつ和やかな雰囲気の中 で行われました。

このイスラエルにおいては、最近まで導入されていた首相公選制が今回の調査の主要目的の一つであることもあって、その導入及び廃止の経緯等に関して、2日間にわたって合計8人の政府要人及び専門家と会談するなどして、詳細な調査をしてまいりました。

まず、初日の9月2日には、ショフマン検事次長、シトリート司法大臣、我が国の国会に当たるクネセットの基本法委員会のショハム法律顧問及びピネス基本法委員長と会談いたしました。2日目の9月3日には、ペレス外務大臣のほか、首相公選制廃止論者であるカルモン博士やテルアビブ大学のセガル教授といった学識経験者と会談をした後、イスラエル日本友好議員連盟のアレンス会長との懇談も行いました。

これらの会談及び懇談を通じて私自身痛感したことは、一言で言えば、首相公選制の導入は、 国会との関係、天皇制との関係など統治機構に関する広範な論点について慎重な検討を要する 問題であり、単なる思いつきなどであってはいけないということであります。

すなわち、お会いしたほとんどの方々が異口同音に、イスラエルでは、元来政権安定のために導入したはずの首相公選制によって逆に小党乱立を許すことになってしまい、そのねらいは全く外れてしまったこと。今重要なことは、議院内閣制のもとでの選挙制度の改革、例えば、足切り率を1.5%から3%にアップするとか、選挙区制度を導入することなどによってこの小党乱立状況をまず解消することが重要だということでございました。そして、イスラエルと日本とでは、憲法制度も選挙制度も、また、政治、社会、文化の状況も異なるが、我々イスラエルの失敗を生かして、より慎重な検討をなさることをアドバイスとして贈りたいとも言っておられました。

なお、この首相公選制導入あるいは廃止の際に行われたキャンペーン運動には、国外のユダヤ人たちからの資金援助が大きく寄与しているといった説明も受けましたが、我が国の政治資金の規制のあり方と比較するとき、イスラエル独立以来存在するユダヤ人社会のつながりという特殊性が見てとれるような感じがいたしました。

また、これらの会談では、シトリート司法大臣やペレス外務大臣といった政治家と国家観や 政治信念について意見交換をすることもできました。個人的に特に印象に残っているのは、シ トリート司法大臣の次のような趣旨の発言です。

オスロ合意が議会にかけられたとき、私は、平和のために、所属する政党リクードの党議に 造反してオスロ合意に賛成した。そのほかにも私はいろいろ党に反対してきたが、まだ政治家 として生き残っている。過去の遺産にしがみついたり、流れに身を任せるだけではなくて、政 治家としては、そのような流れに抗しても生き残る道はある。私の場合は、常に支持者、国民 とともにあること、これによって生き残ってきたと言える、といった趣旨の発言でありました。

また、ペレス外務大臣の、次の一連の発言にも強烈な印象を受けました。

世論調査は香水のようなもので、よい香りはするが飲むことはできない。これに引かれる人は多いが、その取り扱いには注意が必要だ。飲んだりするとおなかを壊すことすらある。とか、私は長く政治の世界に身を置き、どの政治家よりも多くの批判も受けてきた。その中で得た教訓は、このマスメディアの発達したテレビ時代にあっても、あなたのイメージではなく、あな

たの人柄こそが最も大切だということだ。私はこれまでに多くの間違いをしてきたが、それにもかかわらずこの国で最も人気のある政治家の1人でいられるのは、私の見ばえがよいからでも、私が穏健になったからでもなく、私が国のために働いてきたからだ。そして、こういう姿勢を多くの国民が認識してくれているからである、といった発言でございました。

また、今後の世界情勢に関する見通しを問うた私の質問に対する回答として述べられた次の 発言も、心に刻むに値するものでありました。

中東やアジアの和平など今後の世界情勢については、私は基本的に楽観的である。第二次世界大戦直後の時点でだれかが、近い将来、新しいヨーロッパや日本が誕生すると言ったとしたら笑われたに違いないが、現実にはそうなった。しかし、そうなったのは決して政治によってではなく、むしろ経済によってである。ジャン・モネが考えた EU 統合は、ナポレオンが考えたよりもより大きな変化をヨーロッパにもたらしたと言われることがあるが、まさにそのとおりだ、といった発言や、これまでは土地と資源を求めて戦争が行われてきたが、もはやそんなもののために争う必要はない。これからは、ハイテク産業のような新しい知識を求めて、開かれた空間の中で行う競争が重要になっていくだろう。中東地域はいまだに過去のものにこだわっているが、しかし、もはやそのような考えは捨てるべきだ。我々は、年齢は変えられないが、考え方は変えることができるのだ、といった発言でした。

翌4日は、エルサレムからスペインのマドリッドに向かいました。

そして翌5日には、まず午前中に、政府の諮問機関として法律の合憲性の審査等に関与している国務院において、カベロ議長ら4人の高官と、また午後には、マリスカル下院憲法委員会委員長ら7人の議員らとそれぞれ会談をいたしました。

カベロ国務院議長らとの会談では、1978年の現行スペイン憲法の概略について、フランコ政権崩壊後の議会君主制採用の経緯や、新しい権利を含んだ権利規定の充実ぶり、自治州制度の問題点などを中心に説明を聴取した後、質疑応答をいたしました。また、マリスカル下院憲法委員会委員長らとの会談においては、現行憲法の制定経緯について、各政党の立場からそれぞれの意見を聴取した後、質疑応答をいたしました。

この会談では、憲法委員会第一書記官を務められているジャネー議員の、スペイン憲法が安定した憲法となったベースには、その制定過程でさまざまな政党が協議し、その合意を基礎にしたということがある。憲法のような国の基本法は、一つの政党がつくるのではなくて、さまざまな政党の協議により、議会全体としての合意を形成していく中でつくられなければならないとの発言が、個人的には極めて強い印象に残りました。

また、スペインの王制に関しては、フランコ政権崩壊後の現行憲法の制定過程において、フランコ総統の後継者に指名されていたファン・カルロス国王自身が改革の擁護者として、政党の自由化等の民主化のため決定的役割を果たしたとの説明も、私には印象に残った発言でした。

すなわち、1981 年のフランコ体制維持派のクーデターの際には、民主主義を擁護する姿勢を断固として示される一方、その後、中道右派から社会主義政党への政権交代の際には、立憲君主としての御自分の立場をわきまえて、政治に干渉することなく着実に任務をこなされるといった姿勢によって国民の人望を集めている。実際、各種のアンケートにおいても、議会等よりも王室に対する信頼、評価が極めて高いということであります。

以上のような極めて多忙な日程ではございましたが、無事これを消化し、私ども議員団は、 去る9月7日、帰国いたしました。

ごく短期間の調査でありましたし、また、各訪問国における調査事項が極めて多岐な問題に及びましたので、ここで結論めいたことを申し上げることは到底不可能なことではありますが、しかし、一言だけ個人的な所感を申し上げるとすれば、共和制にしる王制にしろ、また大統領制にしる議院内閣制・首相公選制にしる、決定的に重要なことは、憲法に関する論議の素材が国民に対して十分に提示され、王制すら国民が選択する、すなわち、国の基本的なあり方は最終的に国民が判断するということ、そして、そのような国民の判断にとって決定的に重要なのは、権威の象徴である国王についても、また権力の中心である大統領、首相といった政治のリーダーシップをとる者についても、国民からの信頼、信任がその基礎になければならないということであります。

また、EU への主権委譲の問題と関連して、EU 憲法の可能性についてもさまざまな議論があり、国民国家の枠組み自体が大きく揺らいでいることについても再確認いたしました。

今回訪問した諸国と我が国とを対比しながら、これらの点に思いをいたすとき、我が国の皇室は千年以上の歴史を持ち、国民の信頼を集めていること、また政治に関与されず、象徴天皇としての役割を見事に果たしておられることに、改めて敬愛の念を抱いた次第であります。

また、本調査会においては、21世紀の日本のあるべき姿について、党派を超えて、かつ、現在生じている諸問題への具体的な対処方針をも踏まえて、徹底した調査をしていく中で、国民にあるべき姿を提示し、そのことによって国民の信頼を獲得していくことが求められているのではないか、改めてそのように考える次第でございます。

この調査の詳細をまとめた調査報告書は、議長に提出し次第、委員各位のお手元に配付いたす所存でございますので、本調査会の今後の議論の参考に供していただければ幸いと存じます。昨年、委員各位のお手元に配付いたしました海外調査報告書で御報告いたしました、ドイツ、フィンランド、スイス、イタリア、フランスの欧州 5 カ国と合わせると、イスラエルを含めて欧州各国を中心に合計 16 カ国の憲法事情を調査いたしたことになりますが、いずれの国においても、憲法のありようが国のありように直結して国民的な論議がなされていることを、私自身、改めて認識させられた次第であります。

最後に、今回の調査に当たり種々の御協力をいただきました各位に心から感謝を申し上げますとともに、充実した調査日程を消化することができましたことに心から御礼を申し上げたいと思います。まことにありがとうございました。

以上、簡単ではありますが、このたびの海外調査の概要を御報告させていただきました。

衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団派遣報告(第 155 回国会第 3 回憲法調査会(平成 14 年 11 月 7 日)・中山太郎会長(団長))

この際、英国及びアジア各国憲法調査議員団を代表いたしまして、御報告を申し上げます。 去る9月23日から10月5日まで、私どもは、イギリス、タイ、シンガポール、中国及び韓 国並びにフィリピン、マレーシア及びインドネシアの8カ国の憲法事情について調査をいたし ました。 この調査の正式な報告書は、議長に対して提出することになっておりまして、現在鋭意作成中でありますが、私ども調査議員団は本調査会のメンバーをもって構成されたものでありますので、この際、その調査の概要につきまして口頭で御報告をし、これからの調査の参考に供したいと存じます。

憲法調査議員団は、私を団長に、葉梨信行君、中川正春君、春名真章君の4名をもって構成されました。なお、この議員団には、事務局及び法制局の職員、国立国会図書館職員のほか、2名の記者が同行いたしました。

私ども一行は、最初の訪問地であるイギリスのロンドンにおいて、9月24日及び25日の両日、六つの会談を行いました。

まず、24 日の午前は、国会議員会館において、人権に関する両院合同委員会委員会クラークのポール・エバンス氏からイギリスの人権保障について、次いで、副首相府において、ニック・レインズフォールド閣外大臣及びイアン・スコッター地域議会部長からブレア労働党政権下の地方政策について、それぞれ説明を聴取した後、質疑応答をいたしました。

それらの会談の中で、人権保障については、欧州人権条約の国内法制化の措置として 1998 年に人権法が制定されたこと、その際に、イギリスの伝統的な議会主権の原則との関係が問題となったこと、また、地方政策については、ブレア労働党政権は、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドに続いて、イングランドにおいても地方議会の設置を含めた地方分権を進めようとしていること、こうした動きは、政府の効率性だけではなく、政府への参加に関心を持つ国民の期待にこたえるものであること等の説明がなされました。

同日の午後は、ロンドン大学の研究室を訪れ、ロバート・ヘーゼル教授との間で、上院改革 及び政官関係を中心に、憲法全般にわたって質疑応答をいたしました。

ヘーゼル教授からは、上院改革に関して、上院議長が、内閣の法務大臣、上院の議長及び大法院の長としての大法官という三権にわたる地位を兼ねていることが問題とされていること、また、政官関係に関しては、イギリスでは官僚組織の公正中立が伝統とされてきたが、最近では、そうした官僚組織の運用に不満も出ていること等の説明がなされました。

翌 25 日は、在連合王国日本国大使館において、上院改革に関する両院合同委員会委員会クラークのデビッド・ビーミッシュ氏及び政府の上院改革チームから、それぞれ上院改革について、次いで、チャールズ・コクラン公務員組合評議会事務局長から政官関係全般について説明を聴取した後、質疑応答をいたしました。

これらの会談の中で、上院改革につきましては、世襲貴族の削減を主とした第一段階の改革 は終えており、現在は、長期的な第二段階の改革について検討を進めているが、ウェイカム報 告書と呼ばれる王立委員会の報告書を踏まえ、議会内の両院合同委員会での議論に重点が移っ ていること、そこでは、上院に公選制を導入した場合の下院の地位低下のおそれについて議論 がなされていること等の説明がなされました。

また、政官関係については、イギリスの公務員は内閣の一員としての大臣に仕えるものであって、政治家個人に仕えるものではないとの考え方があること、政治的な面については政治任用の特別アドバイザーが補佐するものとされていること等の説明がなされました。

会談終了後、直ちにタイのバンコクに向かい、9月27日、同地において三つの会談を行いま

した。

まず、同日の午前は、憲法裁判所において、スチット判事からタイにおける憲法裁判所の活動について、また、ラマ7世を記念した王立研究所であるプラチャーティポック・インスティチュートにおいて、ボウォンサック・ウワンノー事務局長からタイの選挙制度等に関して、それぞれ説明を聴取した後、質疑応答をいたしました。

スチット判事からは、タイの憲法裁判所は、設置以来 200 件を超える法令の合憲性審査が行われていること、汚職防止の面でも、政治家の資産報告の虚偽審査を行っていること、また、ウワンノー事務局長からは、タイの選挙制度は日本の小選挙区比例代表並立制を参考にしたことのほか、タイにおける政治腐敗の実態について説明がなされました。

同日の午後は、マルット・ブンナーク元下院議長の法律事務所において、同元議長から幾多のクーデターを重ねた同国の憲政史について説明を聴取した後、質疑応答を行いました。

翌 28 日、シンガポールに向かい、到着後直ちに、大使公邸において、フィリピン、マレーシア及びインドネシアのアジア 3 カ国の憲法に関して、それぞれの大使館から招致した公使、参事官及び書記官から各国の憲法事情について説明を聴取した後、質疑応答をいたしました。

それらの国々の憲法事情について主要な点を簡単に報告すれば、まず、フィリピン憲法について、マルコス独裁体制の経験から、行政権に対する抑止が強く働いていること、基本原則として、国民主権、平和主義、核兵器の廃絶等が掲げられているほか、外国軍隊の駐留及び外国軍基地の設置の原則的な禁止を決めた憲法上の規定があること、また、マレーシア憲法については、イスラム教を国教と定めてはいるが、憲法が最高法規とされていること、マレー系住民の特別な地位が憲法に明記されていること、マレー語の地位等に関する言論を規制する規定が憲法に置かれていること、そして、インドネシア憲法については、スハルト独裁体制の崩壊から、大統領の権限を制限する等の民主化に向けた憲法改正が、4年連続となる本年の改正で一応の完成を見たこと、しかし、国内の体制は、法の支配の確立等において依然として課題があること等といった説明を受けました。

9月30日には、シンガポール憲法に関して三つの会談を行いました。

まず、同日の午前、シンガポールの司法長官庁において、ジェフェリー・チャン司法長官庁 民事局長からシンガポールの憲法制度全般について説明を聴取した後、質疑応答をいたしました。

チャン民事局長からは、シンガポールでは、中国系以外の少数民族に配慮し、少数民族が必ず国会に議席を持てるように配慮した、グループ選挙制度という独特の選挙制度を採用していること等の説明が行われました。

次いで、同日の午後には、外務省において、ジャヤクマール法務大臣兼外務大臣と懇談し、 国民の兵役義務を定めたシンガポールの国防制度等について意見を交換した後、在シンガポール日本国大使館において、シンガポール国立大学のティオ・リーアン助教授との間で質疑応答を行い、グループ選挙制度について、与党の人民行動党に有利な選挙制度であって、同助教授の私見としては単純小選挙区制が望ましいと考えていること等の説明を受けました。

その後、シンガポールから中国の北京に向かい、10月2日及び3日の両日、三つの会談を行いました。

まず、2 日の午前には、中国人民大学法学院において曾憲義院長から、また、同日の午後には、ホテル内において中国共産党中央党校の劉俊傑教授から、それぞれ中国の憲法制度全般にわたって説明を聴取した後、質疑応答をいたしました。

その中で、現在の 1982 年憲法に至る中国憲法の歴史を踏まえて、まず、社会主義市場経済の概念が議論になりましたが、これについては、中国が改革・開放政策を進める中で市場主義経済の導入は必要かつ必然であって、社会主義市場経済はそのための発展形態であること等の説明がなされました。また、中国でも、科学技術立国の立場から、知的所有権の保護が重要な課題として取り組まれていること、憲法改正に関する理論的な問題として、私有財産の保護をいかに図っていくかが議論されていること等の説明も行われました。

翌3日には、人民大会堂において、張春生全人代常務委員会法制工作委員会副主任との間で、 現行憲法の制定の経緯について説明を聴取した後、意見交換を行いました。

張春生副主任からは、我が国の平和憲法が北東アジア及び世界の平和に多大の貢献をしてきたことを評価していること、我が国が国連決議に基づく平和維持活動に参加することは全く問題がない旨の発言がなされました。

同日、北京から韓国のソウルに向かい、翌4日、四つの懇談及び会談を行いました。

4 日午前には、まず、国会議事堂において、朴寛用国会議長を表敬訪問し、憲法をめぐる諸 情勢について意見交換を行いました。その中で、朴議長は、韓国では、大統領の任期を国会議 員と同じ4年とすべきではないかといった憲法改正論議があること、日本が平和憲法を中心と した経済大国に見合った国際貢献を行うことは高く評価できるが、アジアの諸国として日本国 憲法9条に賛意を表していること等の意見が述べられました。

次いで、同じく国会議事堂内において、金錘斗国会法制室長ら法制室職員の方々と面談し、 韓国における議員立法の状況、立案過程における法制室の役割等について説明を聴取いたしま した後、質疑をいたしました。

同日の午後は、憲法裁判所において朴容相事務処長から、また、国家人権委員会において金 昌國委員長からの説明を聴取した後、質疑応答をいたしました。

それらの会談の中で、憲法裁判所に関しては、韓国の憲法裁判所は、国民の強い支持のもと、 軍事政権下で制定された多くの立法について違憲の判断を下していること、また、一般市民が 直接憲法裁判所に提訴することができる憲法訴願制度が活発に利用される等の積極的な活動を 行っており、内外から高い評価を受けていること、また、国家人権委員会に関しては、同委員 会は、軍事政権下の権威主義において人権が侵害された経験にかんがみ、昨年、政府から独立 した機関として設置されたばかりの機関ではありますが、積極的な活動が期待されている等の 説明がなされました。

以上のような極めて多忙な日程を消化し、私ども議員団は、去る 10 月 5 日、帰国いたしました。

ごく短期間の調査でありますし、また、各訪問国における調査事項が極めて多岐な問題に及びましたので、ここで結論めいたことを申し上げるのは到底不可能なことでありますが、しかし、一言だけ個人的な所感を申し上げるとすれば、上院改革、地方分権の推進等の憲法改革を続けるイギリス、改革・開放の推進に当たり必要な憲法改正を行った中国、国民的な運動を受

けて民主的な憲法が制定されたタイ、フィリピン、インドネシア、韓国等の経験にかんがみるとき、各国において、社会情勢が急激に変遷していく中で、それらの諸情勢に応じて、随時、 憲法のあり方に関する国民的論議がなされ、それを踏まえて憲法改正がなされてきているということであります。

この調査の詳細をまとめた調査報告書は、議長に提出し次第、委員各位のお手元に配付する 所存でございますので、本調査会の今後の議論の参考に供していただければ結構かと存じてお ります。

最後に、今回の調査に当たり、種々御協力をいただきました各位に心から感謝を申し上げますとともに、充実した調査日程を消化することができましたことを心からお礼を申し上げたいと思います。まことにありがとうございました。

以上、簡単でありますが、このたびの海外調査の概要を御報告させていただきました。

衆議院米国、カナダ及びメキシコ憲法調査議員団派遣報告(第 157 回国会第 1 回 憲法調査会(平成 15 年 10 月 2 日)・中山太郎会長(団長))

この際、米国、カナダ及びメキシコ憲法調査議員団を代表いたしまして、御報告を申し上げます。

私どもは、去る8月31日から9月13日まで、アメリカ合衆国のカリフォルニア州及び首都ワシントンDC、メキシコ並びにカナダにおいて、その憲法事情について調査をいたしてまいりましたので、その概要につきまして口頭で御報告をし、調査の参考に供したいと存じます。

この調査議員団は、私を団長に、会長代理の仙谷由人君を副団長といたしまして、中川昭一君、山口富男君の4名をもって構成されました。なお、この議員団には、憲法調査会事務局及び国立国会図書館の職員のほか、2名の記者団が同行いたしました。

私ども一行は、9月1日、最初の訪問地であるカリフォルニア州の州都サクラメントにおいて、州議会議事堂を視察の後、カリフォルニア州の上下両院議員を経験した後、州政府の総務庁長官を務められたバリー・キーン氏及びカリフォルニア州議会ロビイストであるスコット・キーン氏と懇談し、州知事のリコール及びそれが成立した場合の州知事選挙が行われている最中のカリフォルニア州の政治状況、そしてそれに大きな影響を与える住民参加規定を有するカリフォルニア州憲法の意義と課題について意見の交換を行いました。

また、翌2日には、全米の中でも日本研究で名高い UC バークレー校におきまして、「衆議院憲法調査会の活動と 21 世紀の日本の憲法」と題する私の講演及び会場参加者との間での質疑応答を行い、その後、場所を移して、スティーブン・ヴォーゲル准教授ら政治学者との懇談、そしてバーネット教授ら憲法学者との懇談を相次いで行いました。

私は、講演の中で、日本国憲法の制定経緯に GHQ が深く関与したこと。戦後半世紀の間における国内外の諸情勢の変化を受けて現行憲法のままで本当によいのかどうか、今まさしくそこが問われていること。そのような観点から、憲法調査会では、象徴天皇制の維持に関しては各会派が合意したものの、9 条や憲法裁判所の導入の是非などについては精力的に議論されていることなどを述べました。これに対する質疑応答では、会場関係者から、憲法裁判所を導入した場合の判事の任命の政治性についてどのように考えているのか、9 条改正が近隣諸国に与

える影響についてはどうか、天皇制維持の理由は何かなどに関する質問が出されました。

最後に、ヴォーゲル准教授の指名により、仙谷会長代理、山口議員が発言されましたが、仙谷会長代理は、我が国が戦後とり続けてきた軽武装・経済成長路線はもはや通用しなくなってきていることを指摘された上で、安全保障を初めとする国際関係の考慮、これまでの統治の基本システムであった中央集権体制の転換、民主主義の豊富化としての人権保障の仕組み、具体的には、憲法裁判所、人権委員会や GAO などの仕組みの構築の必要性といった三つの課題を挙げ、さらに、法治国家としてこれ以上の解釈改憲は行うべきではないと述べられました。

また、山口議員は、日本国憲法の制定過程は、各党の憲法草案の提示、制憲議会での議論、 国民の圧倒的な支持など、実に豊かなものであった。天皇制は国民主権と矛盾するものであり、 やがて解決されるものとは思うが、現時点では、象徴天皇制にかかわる憲法条項を厳格に運用 していくべきである。憲法 9 条はアジアと世界の平和、安定にとって重要であり、これを守る こと、我が国では、日米安保からの離脱を主張する意見こそ多数派であるとする世論調査もあ るとの意見を述べられました。

他方、政治学者及び憲法学者らとの懇談においては、イラク戦争、北朝鮮情勢などをめぐる 現在の日米関係に対する認識と評価、頻繁な修正がなされているカリフォルニア州憲法の特徴 とこれに対する評価など、実に広範なテーマをめぐって意見交換を行いました。特に、民主党 勢力が強いカリフォルニアという土地柄もあってか、ユニラテラリズムの傾向を強める現在の ブッシュ政権の対外政策に批判的な意見が相次ぎましたが、憲法の観点から個人的に印象に残 ったのは、カリフォルニア州憲法の最大の特徴とされる住民参加規定の運用実態に対する消極 的評価でした。

すなわち、カリフォルニア州憲法においては、1911 年改正によって導入されたイニシアチブ、住民発案による憲法修正が頻繁に行われており、この制度を利用して行われてきた数々の憲法修正、例えば、固定資産税の上限税率を憲法に定めたり、また、増税法案や予算案の議決には議会の3分の2の特別多数を要するとしたこと。知事、議員の任期を制限し、知事及び上院議員は2期8年まで、下院議員は3期6年までとしたこと。不法移民への福祉制限やアファーマティブアクションの廃止などが次々と行われてきましたが、これらは、州知事及び議会に対する住民の不信感に根差したものであると同時に、少数派政党が州政府、議会に対抗する形でこの住民発案を政治的に利用する傾向が見てとれるといった指摘であります。このような指摘は、前日のサクラメントでの懇談において、バリー・キーン前総務庁長官も指摘したところで、同氏は、このような現象を指して、カリフォルニア州における憲法の危機とまで言い放っておられました。

我が国でも、特に地方自治レベルにおいて住民参加の主張がなされておりますが、住民自治の観点から仮にこれを導入するという立場に立った場合でも、このような直接民主制の妥当領域はどこか、これと議会への委任を中心とした間接民主制とのベストミックスをどのように図るべきか、さらには憲法裁判所のようなチェック機構をどのように組み合わせて制度設計をするか等々といった観点が重要になってくると痛感した次第であります。

メキシコでは、その首都メキシコシティーにおいて、9月4日、午前中からお昼を挟んで夕 方の午後8時近くまで、セラーノ・メキシコ国立自治大学法学部長、ブルゴア同大学名誉教授、 ゴンゴラ最高裁判所判事、前最高裁判所長官、ソラーナ元外務大臣との懇談を相次いで、かつ 精力的に行いました。

セラーノ教授との懇談においては、中央集権派対連邦派、保守派対自由派の相互の対立、変遷を繰り返した19世紀のメキシコ憲法の歴史を振り返った後、20世紀初頭のメキシコ革命の後に定められた現行1917年憲法の意義について、また、保護請求裁判制度の生みの親と言われるブルゴア名誉教授との懇談においては、この制度の沿革及び意義について、実に熱のこもった詳細な説明を伺いました。

ブルゴア名誉教授は、この保護請求裁判制度は、 どのような当局の憲法違反と思われる行為であっても対象となること、 個人、法人を問わず、権利侵害をなされたと主張するいかなる人も提訴権を有すること、 したがって、それは各人の権利保護にとどまらず、憲法全体を保障する制度として位置づけられていることという点で特筆すべき制度であることを強調されていたのが印象的でした。

また、ゴンゴラ最高裁判事との懇談でも、憲法システムを保障する制度として、各人が権利 侵害を理由として裁判所に提訴するこの保護請求裁判制度が話題になりましたが、このほかに も、メキシコ憲法においては、最高裁によって抽象的な法令審査権が行使されるものとして、 憲法紛争や違憲申し立ての手続が用意されているとの説明もありました。

衆議院憲法調査会においても、裁判所の違憲審査制度については、我が国の最高裁の違憲審査権行使の消極的姿勢にかんがみて、憲法裁判所制度の導入の是非も含めて、これまで活発な議論がなされてきておりますが、このメキシコの制度の詳細については、後ほど御報告するアメリカ及びカナダの制度ともあわせて、もう少し調査する必要があると感じられました。

最後に、ソラーナ元外相との懇談では、さきのセラーノ教授との懇談でも話題となったのですが、メキシコの PKO 不参加の哲学、アメリカとの対等なパートナーとしての共存にかける基本姿勢が主な話題となりました。セラーノ教授は、メキシコは、国家の安全に関して主権制限にかかわるようないかなる国際条約にも加入していない。したがって、国際連合の枠内であるうと、メキシコの兵士が他国の指揮下で行動するようなことは行わないとの観点から、PKOにも 1 人の兵士も出していない。その理由は、アメリカという超大国を隣人として、これと3000kmに及ぶ国境線を接している我が国が対等な関係を保とうとすれば、これしか方法はないからだという趣旨のことを述べておられたので、このことについて、私が外務大臣を務めていたときのカウンターパートであったソラーナ元外相に改めて伺いたかったからであります。

ソラーナ元外相は、 現在の世界情勢は、アメリカのイラク戦争に象徴される一国のヘゲモニー体制に傾いており、これに対する各国の意思決定はそれぞれに尊重されるべきであるが、我がメキシコは、アメリカに対しても、ノーと言わなければならないときはノーと言うべきであると考えている、 我が国と日本との間では、現在、FTA の締結交渉が進められているが、今後は、太平洋を挟んだアジア太平洋地域の FTA が現実味を帯びてくるだろうし、日本との関係は政治的にもますます重要なものとなってくるだろう、 そのようなことを背景にして、国会議員レベルでの恒常的な会合を日本、メキシコの2国間で持つことを提案したいとの趣旨の発言をしておられました。

次の訪問地ワシントン DC においては、9月8日、9日の2日間にかけて、連邦議会、大統

領府、司法府それぞれの関係者と精力的に懇談をいたしました。すなわち、連邦議会関係では、その附属機関である会計検査院、GAOのウォーカー院長、議会予算局、CBOのホルツイーキン局長、いずれも下院議員である、レイノルズ共和党選挙対策委員長、チャボット司法委員会憲法小委員長、ネイ議院管理委員長の3人の議員、大統領府関係では国務省のアーミテージ国務副長官、そして、司法府関係では最高裁判所のスカリア判事の計7名の高官、議員であります。

まず、ウォーカー会計検査院長及びホルツイーキン議会予算局長との懇談では、大統領府に対抗し得る情報を議会に提供し、連邦議会の調査及び立法活動を補佐する組織運営の実態について説明を聴取いたしましたが、その中で、それぞれの組織において、 客観的かつ的確な情報を提供するよう腐心していること、 特に、法律によって義務づけられているのは委員会や小委員会からの正規の要請だけであるが、慣例上、少数会派の調査の充実に資するために個々の議員からの調査依頼にもこたえており、これが年々多くなりつつあること、 ただし、複数の依頼が重複した場合には、法律上の要請を優先することになることなどの説明を受けました。我が国における議院法制局や調査局・調査室、国立国会図書館の調査及び立法考査局などをいかにして充実強化するかを考えたとき、興味を引かれました。

また、ウォーカー院長は、GAO の独立的かつ効率的な職務の遂行を担保するために、GAO の院長の任期は 15 年というかなり長いものとされていること、ちなみに、FRB 議長の任期の 14 年、FBI 長官の任期の 10 年と比較しても長いことについて付言されましたが、連邦最高裁判事の任期は終身とされていることなどを考えると、議会の補佐機関の独立性確保をどうするかといった点もさることながら、その任期の異常なまでの長さには驚かされました。

次いで、レイノルズ共和党選挙対策委員長、チャボット司法委員会憲法小委員長、及びネイ 議院管理委員長の3人の下院議員と懇談いたしました。

レイノルズ委員長との懇談では、来年の大統領選挙では景気、経済が最大の争点となるだろうとの意見が述べられ、アメリカの有権者は自分の懐ぐあいで投票するとの発言が印象に残りましたし、また、チャボット小委員長との懇談では、成立に至る憲法修正は極めて少ないが、恒常的に憲法修正案は提案され、審議されていること、現在でも、予算の均衡に関する修正案、犯罪被害者の保護に関する修正案が議論されていること。ネイ委員長との懇談では、下院議員には公設秘書が全部で22名いることや、2年間の下院議員の任期の間には秘書の人件費も含め議員1人当たり平均100万ドルの活動費が支給されていることなどが話題になりました。

アーミテージ国務副長官との懇談においては、同副長官は、訪問の歓迎のあいさつの中で、共産党の山口議員も含めた日本の憲法調査会の議員団にお会いできたことは、私にとって大変に意義深い日であると同時に、このような調査団の構成は憲法調査会の重要性を示すものであり、私は、その設置のときから関心を持って眺めてきたし、その調査結果をとても注目している旨述べられました。

引き続き、懇談に入りましたが、専らアーミテージ副長官と団を代表して私との間で、日本 国憲法9条を中心とした日米関係のあり方、北朝鮮問題に関する6カ国協議の評価と今後の見 通し、総裁選挙及び衆議院の解散・総選挙が取りざたされている日本の政局などについて、友 好的かつ活発な意見交換が行われましたが、その中で、アーミテージ副長官は、大要、次のよ うなことを述べられました。

まず、アーミテージ副長官は、日米関係は、現在、最も良好な関係にあり、また、低迷していた日本経済も徐々に回復しつつあるが、しかし、両国間には、北朝鮮問題も含めて、余りにも多くのしなければならないことがあることを指摘した上で、日米関係については、日本が21世紀の日米関係を始めた方法であるショーイング・ザ・フラッグとブーツ・オン・ザ・グラウンドは大変にすばらしい。イラク戦争で日本はアメリカを支持してくれたが、アメリカも、日本が安保理の常任理事国の席を得られるよういろいろな面で日本を支持している。ただし、安保理常任理事国の問題は、集団的自衛権の問題について日本が根本的な決断をしないと難しいであろう。私は、長い間、日本の内閣法制局の憲法9条解釈はもっと柔軟であってもよいのではないかと思ってきた。日本は、主権国家として有している集団的自衛権をみずから制限しているだけであり、その制限解除に関する議論が日本で起きていることは、大変に重要であり、歓迎している。ただし、それはあくまでも日本と日本国民が決定すべき問題であり、どのような決定をしようが、日本とアメリカは同盟国であり、友人であるといった趣旨のことが述べられました。

さらに、用意していたペーパーに基づき、2000年に発表された、いわゆるアーミテージ・ナイ・レポートの次の一節を読み上げられました。

日本による集団的自衛の禁止は、米日間同盟協力にとって束縛となっている。この禁止を取り払えば、もっと密接で、もっと有効な安保同盟になるだろう。ただし、その決定は日本国民にだけできることである。米国は、日本の安全保障政策を特徴づけている内政上の諸決定を尊重してきたし、今後もそうしなければならない。しかし、ワシントンは、日本がさらに大きな貢献をし、もっと対等な同盟のパートナーになることを歓迎することを明確にしておくべきである。

また、北朝鮮問題については、先日の北朝鮮の核開発問題に関する6カ国協議では、日米韓口が協力して、それぞれが確固たる使命を果たしたが、特に、中国がふさわしい役割を果たしつつあり、今後とも、その地位にふさわしい役割を果たすように促していかなければならないだろう。北朝鮮も、5カ国の現実がわかりつつあるのではないか。先日の55周年のパレードで新たなミサイルがあらわれなかったのは象徴的な出来事である。しかし、北朝鮮に関しては、何事も確実に言うことはできず、今後の6カ国協議に期待していきたいとの趣旨のことを述べておりました。

最後に、私から、衆議院憲法調査会を運営するに当たっての中山三原則ともいうべき私自身の心構え、すなわち、この調査会でもたびたび申し上げておりますが、民主主義の堅持、基本的人権の保障、再び侵略国家とはならないことを宣明した就任あいさつを在京の大使あてに英訳して送付したことを披露したところ、アーミテージ副長官は、これに深い理解を示されました。

また、山口議員から、集団的自衛権の問題など、アーミテージ副長官とは異なる見解を持つが、それは今後の交流の妨げにはならない旨の意見表明がありました。

スカリア判事との懇談においては、専ら、具体的な事件を前提としてのみ憲法判断をするア メリカ型の付随的違憲審査制度と、具体的な事件と離れて憲法判断を行い得るドイツ型の憲法 裁判所制度との比較が話題となりました。

スカリア判事は、徹頭徹尾、アメリカ型の制度の方がよいとの立場から、ドイツのような憲法裁判所制度においては、裁判所は、法律の解釈を専門とする法律家の領域でなくて立法者の領域に踏み込んでしまうばかりか、政治家同士のホットな議論に巻き込まれることになってしまいかねないこと、また、そもそも司法府の憲法、法律解釈は、原告、被告間の訴訟についての最終的解決ではあっても、決して、合衆国における最高かつ最終的な権威なのではなく、大統領府や議会が、我々の示した解釈を尊重せずに、同じ誤りを犯した別の法律をつくることだって理論的にはできるのであり、これが三権分立なのであるとの趣旨を力説されました。

この発言の真意を理解するには、大統領制のもと、厳格な三権分立がとられ、かつ、極めて 積極的に違憲審査権を行使している連邦最高裁の事情を割り引いて考えなければならないと存 じますが、一つの見識であるとは言えましょう。

なお、最後に、連邦最高裁判所判事の任期が終身であることについては、一たん任命された以上、死ぬか自分でやめるかしない限りその職にあり続けるということは、独立性確保のための極端な制度であるが、そのかわり、その任命のプロセスにおいて、大統領の任命と上院の同意といった形でかなり政治的色彩が強くなっており、これによってバランスがとれているとの趣旨のことを述べておられたのは印象的でした。

カナダのオタワにおいては、9月11日に、まず、最高裁判所においてマクラクラン長官及び バスタラシェ判事と、国防省においてロバートソン国際安全保障政策局長らと、連邦議会にお いてプードリア下院政府総務と、そして枢密院においてクリスティー事務総長補とそれぞれ懇 談を行いました。

マクラクラン最高裁長官及びバスタラシェ判事との懇談においては、特に、カナダにおける 違憲審査権行使の実態について話題となりましたが、連邦最高裁の有する独特な権限である参 照意見(勧告的意見)制度が印象的でした。

これは、具体的な訴訟の提起を待つことなく、しかも、法律が制定される前の法律案の段階においても、連邦政府からの諮問、照会に対して、憲法解釈、連邦法、州法の解釈、合憲性等について、最高裁が意見を表明するという制度であります。具体的事例として著名なものとしては、1995 年実施のケベック州独立の可否に関する住民投票に関して、1998 年、最高裁が示した、州の一方的独立は認められないとする意見があるとのことでしたが、現在も、同性愛者の結婚を認める法律案に関する諮問、照会があり、検討中とのことでした。ただし、いかなる諮問、照会にも回答を行うのではなくて、最高裁として回答するにふさわしいものにのみ回答することとしている、したがって、政治的問題については回答を拒否するとも述べておられました。

具体的訴訟を所管する最高裁判所に、一部、憲法裁判所的な機能を付与したものであり、政府部内に置かれた内閣法制局のような組織による憲法解釈よりは透明性が高いと言えそうですが、運用の困難さはひしひしと感じました。

なお、質疑応答の中では、マクラクラン長官を初め最高裁判事9人中3人の判事が女性であることに関連して、裁判所における女性の割合が話題となりましたが、一般に裁判官で3分の1、裁判所事務官ではその割合はもっと高いとの発言には驚かされました。

国防省においては、制服組であるロバートソン国際安全保障政策局長と、背広組であるキャロライン・キーラー女史から、カナダにおける国防軍の活動及び PKO 等への参加の基準についてそれぞれ説明を聴取した後、質疑応答を行いました。

ロバートソン局長らからは、カナダの国防軍は 6 万人と非常に小さいので、PKO 等への派遣人数は多くはないが、その比率は米国に次いでかなり大きなものとなっていることなどについて説明を受けましたが、私が特に印象に残ったのは、最後に、私から、制服組として日本の自衛隊と共同行動をした経験のあるロバートソン局長に対し、次のような質問をしたときの局長の発言です。

私は、日本の海上自衛隊のことをネービーと見ているのか、あくまでもセルフディフェンスフォースと見ているのかとの質問をしたのですが、ロバートソン局長は、海軍士官として答えれば、我々の活動は公海で行われているが、そこでは、どこの国の海軍であろうと自衛隊であろうと、そこで活動するに足りる能力が必要だということだけだ、私の経験から言えば、日本のネービーのような能力を持つ組織と一緒に行動したいとする趣旨の発言をされたからです。

ブードリア下院政府総務との懇談では、1982 年憲法改正による憲法のカナダ化の意義、1993 年発足の現政権の成果である財政改革と議会の近代化(議会の民主化と選挙方法、選挙資金の改革など)について説明を受けました。また、質疑応答の中では、カナダにおける電子政府の進展に関連して、オンブズマンの一種であるプライバシーコミッショナーなる制度が法律上設けられていることにも興味を引かれました。

しかし、何といっても中心的な話題となったのは、カナダの議院内閣制における政府と与党の関係でした。ブードリア氏のついている下院政府総務という国務大臣の名称が端的にそれをあらわしているとおり、これは、我が国における国務大臣たる内閣官房長官と、与党の国対委員長あるいは幹事長とが一つの職に凝縮しているようなものだからであります。

なお、これに関する説明の中で特に印象に残ったのは、カナダでも民間人が国務大臣になることは別段禁止されていないが、しかし、その場合には、慣行上、直近の総選挙あるいは補欠選挙に立候補して議員となることが必要とされており、一般には、首相のリーダーシップによって与党議員のだれかを引退させ、その補欠選挙に立候補させることが行われているということでありました。引退させられる与党議員には首相任命の上院議員や大使の職が用意されているのが一般的なようですが、他方、選挙に立候補した民間人の国務大臣が落選した場合には、即大臣を辞任するのが通例とのことでありました。

最後の訪問先となった枢密院では、クリスティー事務総長補との懇談を行いましたが、そこでは、同氏の職責である枢密院の政府間関係部の業務概要のほか、カナダという国を特徴づける多様性について説明を受けました。カナダの多様性は、よく知られているような言語の多様性、文化的、民族的な多様性だけでなく、人口的な多様性もあり、どこか一極に人口が偏っているということがないこと、同時に、カナダは地方分権・分散の非常に進んだ国であることなどについて、具体的な数字を挙げながら、詳細な実態説明を受けた次第であります。

以上のような極めて多忙な日程ではございましたが、私ども議員団は無事これを消化し、去る 9 月 13 日帰国いたしました。

ごく短期間の調査でありましたし、また、各訪問国における調査事項が極めて多岐な問題に

及びましたので、ここから何がしか結論めいたことを抽出することはできませんが、しかし、この調査の詳細をまとめた調査報告書は、議長に提出し次第、過去 3 回の海外調査と同様に、委員各位のお手元にも配付いたす所存でございますので、残すところあと1年余りとなりました本調査会の今後の議論の参考に供していただければと存じます。

今回を含めて 4 回の海外調査を合わせると、これまで合計 27 カ国の憲法事情を調査いたしたことになりますが、いずれの国においても、憲法のありようが国のありように直結して国民的な議論がなされていることを、私自身、改めて認識させられた次第です。

最後に、今回の調査に当たり、種々御協力をいただきました各位に心から感謝を申し上げますとともに、充実した調査日程を消化することができましたことに心から御礼を申し上げたいと思います。まことにありがとうございました。

以上、簡単ではありますが、このたびの海外調査の概要を御報告させていただきました。

衆議院 EU 憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法調査議員団派遣報告(第 161 回国会第 1 回憲法調査会(平成 16 年 10 月 14 日)・中山太郎会長(団長))

この際、EU 憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法調査議員団を代表いたしまして、御報告を申し上げます。

私どもは、去る9月5日から17日まで、スウェーデン及びフィンランドにおいて両国の憲法事情について、また、ベルギーのブラッセル及びフランスのストラスブールにおいてEU憲法条約等について調査をいたしてまいりましたので、その概要につきまして口頭で御報告をし、委員各位の調査の参考に供したいと存じます。

議員団の構成は、私を団長に、自由民主党から船田元君、保岡興治君、中谷元君、近藤基彦君が、また、民主党から枝野幸男君及び仙谷由人君がそれぞれ参加され、合計7名の議員をもって構成されました。なお、この議員団には、憲法調査会事務局、衆議院法制局及び国立国会図書館の職員のほか、3名の記者団が同行いたしました。

私ども一行は、最初の訪問地であるスウェーデンのストックホルムにおいて、調査初日の 9 月 6 日に、世界の平和、安全保障に関する国際的な研究機関として有名なストックホルム国際 平和研究所のベイルズ所長初め 4 人の研究員から、最近の安全保障をめぐる諸問題について、国会の EU 諮問委員会のヴァイデリッヒ委員長から、スウェーデンから見た EU 拡大、EU 憲法条約の意義と問題点について、また、ヴェステルベリ国会第一副議長から、二院制から一院制に移行した背景等について、そして、元国会オンブズマンで現在も副国会オンブズマンを務めているペンレヴ氏から、スウェーデンにおける国会オンブズマンの権限と機能等について、それぞれ説明を聴取するとともに、意見の交換を行いました。

また、翌7日は、ケンベリ元保健・社会保障大臣及びヴァルストローム議員から、スウェーデンの社会保障制度、特に年金制度及び移民政策の概要について、また、スウェーデンの憲法に当たる四つの基本法を所管するボードストローム法務大臣から、女性の王位継承問題などをめぐる議論等について、それぞれ説明を聴取するとともに、意見の交換を行いました。

以下、その調査の概要について御報告をいたしますと、まず、SIPRI におきましては、冒頭、 ベイルズ所長から、SIPRI は、1966 年にスウェーデン政府が世界平和のために設立した独立 した研究機関であるが、スウェーデン政府は金は出すが口は出さないとの原則のもと、独立した理事会において研究テーマを設定しながら調査研究を進めていること。その調査研究は、単に理論的な研究にとどまらず、具体的、実際的な政治的テーマにも及んでおり、その成果はSIPRI 年鑑として公表されていること。また、研究員の構成も国際的で、現にベイルズ所長御本人はイギリス人であることなど、組織及び活動の概要について説明を受けた後、同席した他の研究員の説明も交えながら、安全保障に関する諸問題について、予定の時間を超えて実に熱心な意見の交換が行われました。

その意見交換の中で私が特に印象に残っている幾つかの発言を挙げれば、次のようなものでございます。

その意見交換の中で、一つは、中谷議員の問題提起に関する応答ですが、中谷議員は、テロや少数民族に対する国家の態度、例えばチェチェンに対するロシアの態度、パレスチナに対するイスラエルの態度、イラクに対するアメリカの態度、チベットに対する中国の態度などについてどのような見解をお持ちかとの質問をされました。

これに対してベイルズ所長は、9.11 以後、テロリズムの国際化やイデオロギー化の中でアメリカがこれに強い態度をとろうとしていることを指摘された上で、大部分のテロや地域紛争はそれぞれ社会的、政治的、経済的背景を持っているものであり、その解決はその社会的、政治的、経済的状況の改善によってのみ可能となるものである、イギリス人の私からいえば、北アイルランドの問題の解決は、テロリストを殺すことによってではなく、北アイルランドに対してより一層の政治的権利の付与や経済状況の改善によって得られるものであるとの意見を述べられました。

もう一つは、船田議員の問題提起に関する応答ですが、船田議員は、EU へのトルコの加盟問題とイスラム世界に対する理解についてどのような見解をお持ちかとの質問をされました。

これに対してベイルズ所長は、EU はキリスト教文化を基盤にするものであり、トルコ加盟問題はそれを一歩踏み出すものだと言われることがあるが、私は決してそうではないと考えている、なぜならば、現在 EU 内には 3000 万人のイスラム教徒がいると報じられており、既に現時点において、EU は、キリスト教徒、ギリシャ正教徒、イスラム教徒、ユダヤ教徒などが混在する地域になっているからであるとの意見を述べられました。

さらに、保岡議員の日本国憲法第9条に関するヨーロッパ人の見方に関する質問に対する応答も興味深いものでございました。保岡議員は、集団的自衛権の行使を認めないなど非常に抑制的に解釈されてきた日本国憲法の第9条について、国際安全保障と平和構築の観点からどのように考えるかとの質問をされました。

これに対してベイルズ所長は、非常にデリケートな質問であると断りながらも、抽象的にお答えをすれば幾つかの違った方向から議論ができるとして、まず、日本が過去 60 年にわたってとってきた抑制的な政策は地域の安定と平和に貢献してきたと評価できること、しかし、それは同時に、この地域にアメリカを導き入れるという間接的な影響をももたらしたこと、そして、この日本の抑制的な政策がもし変更されるのであれば、それは単なる国内的な問題ではなく、アジア地域全体の問題であり、かつ、全世界的な問題と考えるべきであろうと述べられました。

他方、最近の国際情勢のもとにおける各国の防衛政策を見ると、幾つかの一般的な変化が生じており、中立国であるスウェーデンですらその中立政策を再考しなければならなくなってきていることに象徴されるように、国境を越えて発生するテロなど内外を問わない新しい敵に対抗するためには、軍隊は国境を守るものという従来の観念では対処できなくなっていること、すなわち、軍事力の持つ役割として、紛争をとめるだけではなくて、平和を構築するという役割があるのではないか、もちろん、平和構築の努力は、軍事的なものだけではなくて、日本が行ってきたような経済的、政治的援助と組み合わせることが必要であると述べられました。

さらには、アメリカは、機動性を重視する観点からもはや友好国や同盟国の領土を守ることにはそれほど関心はなくなってきており、軍事力を次々とヨーロッパから引き揚げている、これはアジアにおいても同様であること、したがって、ヨーロッパやアジアの民主主義国家は、もはや今までのようにアメリカに頼ることはできず、自分たちの安全保障政策を再構築しなければならないとも述べられました。

ヨーロッパ人から見た一つの貴重な御意見として、深く印象に残った次第であります。 次に、国会 EU 諮問委員会のヴァイデリッヒ委員長と懇談いたしました。

ヴァイデリッヒ委員長は、長らく中立政策を堅持してきたスウェーデンが EU に加盟した理由について、1990年前後のワルシャワ条約機構の崩壊とベルリンの壁の崩壊によって安全保障の状況は一変し、もはや EU は西側陣営の組織ではなくなったことを挙げておられました。しかし、他方では、スウェーデンと EU の関係は複雑で、御承知のように、いまだ欧州通貨連盟には加盟しておらず統一通貨は採用していない、これは、余りに急速にスウェーデン国会の持つ権限が EU に移譲されることに対して国民の懸念があるからであり、当分はユーロには移行しないだろうとも述べておられたのが印象的でした。

また、EU 憲法条約については、従来のさまざまな EU、EC 条約を整理したものであり、また、その政策決定過程をよりオープンなものにしようとするものであるから、国民投票に付することなく国会の議決のみで批准する予定であるとも述べておられました。

次に、ヴェステルベリ国会第一副議長及びペンレヴ元国会オンブズマンとの懇談の概要ですが、まず、ヴェステルベリ国会第一副議長との懇談では、同氏から、スウェーデン議会の歴史にさかのぼって国会の組織について説明を伺いました。そして、かつての二院制のもとでは、国民の直接選挙で選ばれる下院に対して、上院は県議会による間接選挙であり、また、任期8年の議員を毎年8分の1ずつ改選するという制度であったことから、民主主義を徹底し、民意の変化がすぐに議会の構成に反映するような制度にするため、1971年に一院制に移行しましたと述べられました。

なお、一院制にしたことで議案審査の時間が短縮したかとの質問に対して、二院制のときでも議案は両院で並行して審査してきたので特に短縮したということではないが、二院制下での多数派形成の複雑さがなくなったことから議案の議決は容易になったとのことでした。

次いで懇談した元国会オンブズマンのペンレヴ氏からは、200 年に及ぶ長い伝統を有するスウェーデンの国会オンブズマン制度について説明を伺いました。

スウェーデンでは、行政に対する監視はこの国会オンブズマンと国会の憲法委員会がそれぞれ担当しているが、憲法委員会は専ら内閣や大臣に対する監視を、また、国会オンブズマンは

地方自治体を含むありとあらゆる行政機関の職員、裁判所や軍事関係の機関の職員への監視を 行っていること。国会オンプズマンは4人いるが、分担を決めながらもそれぞれに独立して職 務を執行し、一般国民からの不服申し立てを契機とした調査のほか、みずから地方に出向いて 地方自治体の職務の適正さを監査するようなことも行っていること。監視の結果、不当な業務 執行を発見したときは、これに対して是正勧告をするほか、検察官と同様の起訴権限をも認め られているとのことでした。

ケンベリ元保健・社会保障大臣及びヴァルストローム議員との懇談においては、年金制度を中心とするスウェーデンの社会保障制度の具体的な仕組み、及び外国人の移民に対する教育や犯罪率などを含めた移民政策について説明を伺いました。また、私からは、平均寿命や出生率の変遷、国民負担率の問題などに関して具体的なデータを挙げながら我が国の社会保障を取り巻く諸問題についても説明し、両国に共通する諸問題について意見の交換を行いました。

さらには、短時間ではありましたが、スウェーデンの憲法に当たる四つの基本法を所管するボードストローム法務大臣とも懇談し、同大臣及び同席した政府高官との間で、女性の王位継承問題をめぐる議論やインターネット犯罪などが話題になりました。

そのうち、女性の王位継承の問題については、スウェーデンでは、1977年誕生した現国王の第一子が女子であったという事情や両性の平等等の観点から、1979年に王位継承法が改正され、欧州の王制諸国で初めて男性、女性を問わず第一子優先の王位継承が定められております。その後王子が誕生してもヴィクトリア王女が王位継承権を有しているのですが、その継承順位や女王の夫の法的地位に関して、ボードストローム大臣と近藤議員及び枝野議員との間で若干突っ込んだ意見交換が行われました。

特に、当方の、日本では女性の天皇を認めた場合その夫になる人はなかなかいないのではないだろうかというようなことも議論になっているが、スウェーデンではどうであったかとの発言に対して、そんなことはない、スウェーデンでは多くの人が女王の夫という地位に興味を持っており、なりたい人はたくさんいるとの答えが返ってきたのは驚きました。

改めて、皇室というものはその国の歴史や伝統の中で位置づけられていくものだと痛感した 次第です。

次に訪れたフィンランドのヘルシンキでは、9月8日、国会行政委員会のヴァイスト委員長 及びポフヨ副委員長から、フィンランドにおける情報公開、個人情報の保護に絡む諸問題につ いて説明を聴取するとともに、意見の交換を行いました。

また、翌9日は、国会雇用・男女平等委員会のグスタフソン委員長ほか3名の委員から、フィンランドにおける男女共同参画社会の実情等について、また、国会憲法委員会のサトネン議員らから、憲法委員会の役割について、そして、EU憲法条約の草案を作成したコンベンションという特別の会議、これは御承知のようにジスカールデスタン元フランス大統領が議長をされた会議ですが、この会議にフィンランド国会の代表として参加されたキルユネン議員から、フィンランドから見たEUの拡大、EU憲法条約の意義と課題についてそれぞれ説明を聴取するとともに、意見の交換を行いました。

以下、その調査の概要について御報告をいたしますと、まず、国会行政委員会のヴァイスト 委員長及びポフヨ副委員長との懇談では、2000 年に全面改定されたフィンランド憲法の中には、 公共機関の有する情報に対するアクセス権の規定とともに、青少年の健全育成のために必要な映像番組の規制に関する規定が設けられていることや、携帯電話で世界最大のシェアを有する ノキア社などのハイテク産業の国であることなどを念頭に、情報公開の基本的な制度の概要から凶悪犯罪等の捜査のための通信傍受に至るまで、幅広い意見交換を行いました。

次いで行われた国会雇用・男女平等委員会のグスタフソン委員長ほか3名の委員との昼食会 を兼ねた懇談では、少子高齢化の問題から男女共同参画社会の実情、そして教育問題に至るま で、和やかな、かつ熱心な意見交換が行われました。

その中で特に印象に残ったものは、OECD が行った学力の国際比較でフィンランドが国語と数学で世界1位を達成したとの発言をめぐる質疑応答でした。私どもの、その成功の理由は何だと考えているかとの質問に対して、グスタフソン委員長らは、教師を目指す人間に優秀な学生が多く、また教員育成の面もすぐれていることを挙げ、その背景には、子供に対する教育についてはあらゆる事項に優先して努力していこうといった与野党を超えた国民的なコンセンサスがあることだという趣旨の発言をされたことでした。

教育問題は国家のありようの根本問題であることを改めて痛感した次第であります。

国会憲法委員会におけるサトネン議員ら3人の議員及び同席した2人の国会職員との懇談では、まず、憲法委員会の役割について、同委員会は法律が憲法に適合するかどうかを議会内で審査する機関であると同時に、行政府の行為に対する監視、そして、同じく行政監視機関である司法長官や議会オンブズマンに対するチェックも行っている等の説明を伺いました。

引き続く質疑応答では、司法長官と議会オンブズマンの相違点やフィンランド憲法における 国会の位置づけなどが話題になりましたが、特に司法長官と議会オンプズマンの相違に関して は、司法長官は閣議にも出席して内閣の内部から行政執行の合法性等を独立して監視、監督す る機関であるのに対し、議会オンプズマンは議会の側から行政執行の合法性や人権の遵守状況 を監視する機関であり、両者の権限は重なり合うところもあるが、長い歴史の中でうまく機能 しているとのことでした。

また、この懇談の際に、フィンランドには国家の将来について常に大所高所から考える未来 委員会なる委員会があるとのことで、その詳細な権限と組織について伺う時間的な余裕はあり ませんでしたが、興味深く感じた次第であります。

EU 憲法条約の草案を作成したコンベンションにフィンランド国会の代表として参加したキルユネン議員との懇談において、同議員は、まず、フィンランドと比較して隣国のスウェーデンは EU に対してやや慎重な人々が多いことを指摘し、その理由として、スウェーデン人は EU を経済的な機関として損得勘定で見ているのに対し、フィンランド人は EU は経済的な機関であると同時に安全保障の機関としても重視していること。これは、日本と同様に第二次世界大戦はフィンランドにとってもトラウマになっており、東の大国であるロシアの存在が大きい、その意味でも今回の旧東欧への EU の拡大の意義は大変に大きいといった趣旨の発言がなされました。

また、キルユネン議員は、EU 憲法条約の意義について、その政策決定過程の透明化、強化によって EU の民主化が進むものと積極的に評価した上で、今後 EU がどのような方向に進んでいくのかについて、次のような興味深い発言をされました。すなわち、自分の理解では、EU

憲法条約はアメリカのような連邦国家を目指そうとするものではない、ヨーロッパはアメリカ合衆国から 200 年おくれて進んでいるわけではないのであり、我々はヨーロッパのアメリカをつくろうとしているわけではなく、新しい問題に対して新しいやり方で解決していこうとしているのだということを繰り返し強調されておられた点であります。

今回の大きな調査のテーマの一つである EU 憲法条約に関しましては、9月 10日から土日を除いた 16日までの5日間にわたって、EU 憲法条約の草案を作成した特別の会議であるコンベンションの関係者のほか、EU 理事会、欧州委員会、欧州議会という EU の三つの枢要な機関と、EU の特別の機関の一つである欧州オンブズマン、そして、EU とは別個の機関ではありますが、欧州における人権保障に関して重要な役割を果たしている欧州人権裁判所を訪問して、それぞれの関係者合計 13人及び同席した事務局の方々と精力的に懇談をし、説明聴取及び意見交換を行いました。

すなわち、コンベンション関係では、元フランス大統領であるジスカールデスタン議長を補佐した元ベルギー首相でもあるデハーネ副議長と、EU 理事会関係では、その法律顧問であるピーリス氏と、欧州委員会関係では、司法内務担当のヴィトリーノ欧州委員会委員及びEU憲法条約の作成過程に欧州委員会の事務局高官として深く関与されたバレンズエラ対外関係総局次長、欧州の将来タスクフォースのファン・ヌッフェル課長と、欧州議会関係では、さきに述べたコンベンションに欧州議会代表団として参加されたメンデス団長及びヘンシュ、ダフの両副団長のほか、欧州議会の憲法問題委員会のライネン委員長、外交委員会のブローク委員長、そして対日交流議員団のヤルツェンボウスキー団長、そして、欧州オンブズマンのディアマンドロス氏と、欧州人権裁判所のヴィルトハーバー長官であります。

それぞれの関係者との懇談時間が 30 分から 1 時間と若干細切れであったため、突っ込んだ意見交換ができた懇談と表敬的な意味合いにとどまった懇談とが混在することになってしまいましたが、しかし、EU 憲法条約の憲法的、政治的意味という一つのテーマに絞って多数の関係者からヒアリングをしたので、かえって、EU 憲法条約の持つ意味合いや EU 統合の今後の姿などが、関係者の発言の微妙なニュアンスの違いとともに、陰影を持って立体的に浮かび上がってきたようにも思います。

そのすべてをここで御報告することはできませんので、以下では私が特に印象に残った点をかいつまんで御報告し、足らざるところは、後ほどの各派遣議員からの御発言で補充していただくとともに、詳細は後日配付させていただく調査報告書を御参照していただければと存じます。

まず、何といっても最大の関心事項は、この EU 憲法条約は憲法なのか条約なのかという点であります。

この点については、懇談した関係者は口をそろえて、EU 憲法条約は各主権国家によって締結される国際条約であると言っておられました。しかしながら、同時に、その内容はとなると、従来の国際条約とは異なり、EU の専管的領域とされる分野、具体的には共通通商政策の分野等において、EU の特定多数決による決定が各国政府の政策を拘束するとか、一国の憲法の人権宣言に当たる基本権憲章がこの憲法条約に盛り込まれ法的拘束力を持つようになったとか、通常の国際条約と異なる特徴を有することを強調されておりました。

この問題は、EU 統合の将来像として、連邦制国家を目指すのか、それともあくまでも主権 国家の連合体を目指すのかという点とも関連するものであります。

この点についても、前述したフィンランドのキルユネン議員が、ヨーロッパはアメリカ合衆国から 200 年おくれて進んでいるわけではないと述べたのと同じように、多くの関係者が、欧州連合は国家ではなく、将来においても国家というステータスを用いることにはならないと断言される一方、EU 内部には、できるだけ早く連邦制的枠組みをつくるべきであるとするフェデラリストと、あくまでも政府間の関係の枠内で連携を密接にしていくべきであるとするインターガバメンタリストの二つの思想があり、憲法条約を積極的に推進してきたのはフェデラリストたちであったことを率直に認める発言もされていました。

ちなみに、EU 憲法条約によって EU は独立した法人格を有することになり、また常設の EU 大統領と EU 外務大臣を持つことになっています。

他方、コンベンションに欧州議会代表団の副団長として参加されたイギリスのダフ副団長によれば、イギリス議会の立場は、EU の拡大には賛成だが、その深化には反対だというものであると述べられておりましたが、これなどはさまざまな意見があることを示唆するものであろうと思います。

昨年、ロンドンで、EU は連邦国家的なものになるかどうかを議論する会議があったようでありますが、そこで報告をした EU 理事会のピーリス法律顧問は、EU は連邦国家になるとは思わないが、連邦的な要素を持つものとなっていくのではないかとの報告をしたそうであります。

もう一つ、従来の EU、EC に関連する諸条約を 1 本化した EU 憲法条約という形をとることになった最大の理由は何か。別の言葉で言えば、なぜ今、EU 憲法条約を制定するのかということも関心事項の一つでした。

それについて、EU 拡大に伴って今後生ずるであろう EU 内の政策決定過程の困難性を事前に回避するために、それを透明化し強化するためであるといったことが一般的に言われている点ですが、懇談したすべての関係者が強調された点は、欧州市民にわかりやすいものにするためということでした。憲法は国民のものであり、国民にわかりやすい憲法論議を心がけてきた私どもにとっても、共感できる考え方であったと思います。

この EU 憲法条約草案を作成する手法についても、貴重な御意見を伺うことができました。 それは、政府間の会合に付される草案を作成したコンベンションという手法であります。

特に特徴的なのは、このコンベンションのメンバー構成のあり方です。各国の政府代表だけではなくそれぞれの国の議会代表も参加したこと、それだけではなくて、EU 全体の利益代表ともいうべき欧州議会の代表や欧州委員会からも代表が参加したことであります。さらには、オブザーバーとして大小の NPO や NGO も参加されたとのことです。

コンベンションの副議長を務められたデハーネ元ベルギー首相は、このような構成をとることによって、この新しいコンベンションは欧州全体の健全な基盤に基づくものとなり、その結果、さまざまな課題に直面して活動することが可能になった、特に、その審議プロセスの中で、欧州議会議員と各国議会の代表との関係が密接化し、共通精神に立って物事を進めることができたと述べておられました。

このような手法は、歴史も伝統も文化も異にし、そして経済的な格差も存在する中で、各国 の利害が錯綜する地域において共通の理想を実現していこうとすることを考えるとき、私ども にとって大いに参考になるものと存じました。

以上の EU 憲法の内容及び手続に関連して、派遣議員のお一人である仙谷議員が、今回の EU 憲法条約の採択は、人類の知恵と理性の結晶と評価してもいいのではないか。国境をなく して、ネーションステート相互間で国防軍を廃止しようという理想を、ヨーロッパという部分 的な地域であれ実現しようとしていることは、実にすばらしい。そのために、国家主権の移譲 とか共同行使という新しい概念をつくり出していることに敬意を表する。そして、民主主義は ここまで発展、進化してきたのかと思うと感慨無量のものを覚える旨の発言をされたことは、 私どもの認識を端的に表現した発言であったと思います。

しかしながら、同時に、そのような理想に燃えた EU 憲法条約の趣旨とその全体像をどのようにして欧州市民に提示、説明し、理解を求めるか、欧州市民の実質的な政治選択を求めるのかという困難が次にやってまいります。

特に、関係者が一同に指摘しておられたことは、今後2年内に各国の批准手続を経なければならないが、25カ国のうち国民投票に付するものと見られている国が8、9カ国あり、例えば、ヴィトリーノ欧州委員会委員によれば、フランス、イギリス、アイルランド、デンマーク、スペイン、ポルトガル、オランダなどがあり、その結果は予断を許さない、特に、フランスとイギリスが含まれていることは重要だということです。なぜならば、国民投票となると、EU憲法条約の是非だけではなく、その時々の内政的な問題も含めて、国民はその国の政府に対する賛成、反対を表明することになるのが通例だからとも述べておられました。

政治家として長い経験と高い識見を有するヤルツェンボウスキー議員、彼は対日交流議員団の団長でもありますが、同議員は、国民投票では、EU 憲法条約の特徴やその目標とするところを平易にわかりやすく国民に説明する努力を政府が行うことが重要だ、専門家が条文を審査するときのような説明では国民には理解してもらえない。マーストリヒト条約批准の国民投票の際にデンマーク政府は条約の草案そのものを全世帯に配付したというが、そのようなことは全く間違いだ、法律家でも理解できないような生の条文を送りつけて、それで理解を得ようとすることなど不可能であるということを力説しておられました。将来、我が国も憲法を改正しようとするときには、必ず国民投票を経なければならないわけでありますが、参考になる御意見であろうと思います。

以上、EU 憲法条約を中心とした調査の概要を御報告いたしましたが、最後に、欧州オンブズマン及び欧州人権裁判所長官を訪問した際の意見交換の概要について簡単に御報告させていただきます。

まず、ディアマンドロス欧州オンブズマンとの懇談では、各国のオンブズマンと欧州オンブズマンとの連携や欧州オンブズマンの活動状況などについて質疑応答及び意見交換がなされましたが、そこでディアマンドロス氏が強調されたのは、オンブズマン制度は、法の支配と民主主義の両方が確立した国家において存在するものであり、国民の遵法精神と独立した強力な司法制度のもとにおいて、それを補完するものとして設置されるということ。そして、司法制度とともに、オンブズマンのような制度を設けることは、ますます多様化していく紛争や不服申

し立てに対して、その解決策を多様化することであり、市民の選択権を広げるものであること。 そして、オンブズマン制度というのは、必ずしも法的強制力のない勧告をするにとどまるのが 通例であるが、だからこそ、その職務の独立性は名目上も実質上も不可欠なものとなります、 それは市民の目から見ても独立性が明確に認識されるようになっていて初めて、権威も備わり、 かつ、実効的に機能するようになるのであって、その意味からも、オンブズマンのような制度 は、国内の上位法、すなわち憲法の中に明文化されていることが望ましいことといった点でご ざいました。

また、欧州人権裁判所のヴィルトハーバー長官との懇談では、各国の裁判所と欧州人権裁判所との関係、欧州人権裁判所の下した判決の実効性、特に各国政府による遵守の状況、さらには EU 司法裁判所と欧州人権裁判所との関係などについて、質疑応答及び意見の交換がなされました。

以上のような極めて多忙な日程ではございましたが、私ども議員団は、無事にこれを消化し、去る9月17日帰国いたしました。ごく短期間の調査でありましたし、また、各訪問国における調査事項が極めて多岐な問題に及びましたので、ここから何がしか結論めいたことを抽出することはできませんが、しかし、この調査の詳細をまとめた調査報告書は、議長に提出し次第、過去4回の海外調査と同様に、委員各位のお手元にも配付をいたす所存でございますので、残すところわずかとなりました本調査会の今後の議論及び最終報告書の取りまとめに当たっての御参考に供していただければと存じております。

今回を含め 5 回の海外調査を合わせると、これまでに合計 28 カ国及び国際機関の憲法事情を調査したことになりますが、いずれの国においても、憲法のありようが国のありように直結して国民的な論議がなされていること、しかも、そのような広範な議論は、EU においては国を越えた欧州市民の立場、全欧州的な立場からなされていることを、私自身、改めて認識させられた次第であります。

最後に、今回の調査に当たり、種々御協力をいただきました各位に心から感謝を申し上げますとともに、充実した調査日程を消化することができましたことに心からお礼を申し上げたいと思います。特に、3月に本調査会に招致した、EU憲法条約について御意見をお述べいただきました駐日欧州委員会代表部のベルンハルド・ツェプター大使閣下には、先方要人とのアポイントのアレンジを含めて、大変御尽力をいただきました。改めて、厚く御礼申し上げたいと存じます。まことにありがとうございました。

以上、簡単ではありますが、このたびの海外調査の概要を御報告させていただきました。

8 憲法調査会・小委員会の開会一覧表

(1) 憲法調査会

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	瞷
第147回	国会			
H12.		会長の互選	中山太郎君(自民)が会長に当選した。 中山太郎会長が就任挨拶を行った。	
1.20(木)	第1回	幹事の互選	愛知和男君(自民)、杉浦正健君(自民)、中川昭一君(自民)、葉梨信行君(自民)、保岡興治君(自民)、鹿野道彦君(民主)、仙谷由人君(民主)、平田米男君(明弘)及び野田毅君(自由)が幹事に当選した。	0h05
		日本国憲法に関する件	委員葉梨信行君(自民)、鹿野道彦君(民主)、平田米男君(明改)、野田毅君(自由)、佐々木陸海君(共産)及び伊藤茂君(社民)から意見を聴取した。	
2.17(木)	第2回	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。	
			中山太郎会長が鹿野道彦君(民主)を会長代理に指名した旨の報告があった。	0h31
2.24(木)	第3回	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 駒澤大学法学部教授 駒澤大学大学院法学研究科委員長 西 修 君 (質疑者) 保岡 興治君(自民) 愛知 和男君(自民) 枝野 幸男君(民主) 石田 勝之君(明改) 安倍 基雄君(自由) 東中 光雄君(共産) 深田 肇君(社民) (参考人) 日本大学法学部教授 青山 武憲 君 (質疑者) 愛知 和男君(自民) 保岡 興治君(自民) 仙谷 由人君(民主) 太田 昭宏君(明改) 安倍 基雄君(自由) 佐々木陸海君(共産) 深田 肇君(社民)	5h03
3. 9(木)	第4回	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 獨協大学法学部教授 古関 彰一君 (質疑者) 中川 昭一君(自民) 石毛 鍈子君(民主) 倉田 栄喜君(明改) 中村 鋭一君(自由) 佐々木陸海君(共産) 伊藤 茂君(社民) (参考人) 広島大学総合科学部助教授 村田 晃嗣 君 (質疑者) 杉浦 正健君(自民) 藤村 修君(民主) 福島 豊君(明改) 中村 鋭一君(自由) 佐々木陸海君(共産) 伊藤 茂君(社民)	5h41
3.23(木)	第5回	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 名古屋大学名誉教授 長谷川正安 君 (質疑者) 石破 茂君(自民)中野 寛成君(民主)平田 米男君(明改) 二見 伸明君(自由)東中 光雄君(共産)保坂 展人君(社民) (参考人) 香川大学法学部教授 高橋 正俊 君 (質疑者) 穂積 良行君(自民)土肥 隆一君(民主)石田 勝之君(明改) 二見 伸明君(自由)佐々木陸海君(共産)保坂 展人君(社民)	5h52

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	晡
			参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。	
			(参考人)	
			東京大学法学部教授 北岡 伸一君	
			(質疑者)	
			船田 元君(自民) 島 聡君(民主) 倉田 栄喜君(明改)	
4. 6(木)	第6回	日本国憲法に関する件	安倍 基雄君(保守) 佐々木陸海君(共産) 伊藤 茂君(社民)	
		(日本国憲法の制定経緯)	(参考人)	ļ
			筑波大学社会科学系教授 進藤 榮一 君	
			(質疑者)	
			横内 正明君(自民) 横路 孝弘君(民主) 太田 昭宏君(明改)	
			安倍 基雄君(保守) 春名 真章君(共産) 伊藤 茂君(社民)	5h48
			幹事補欠選任(佐々木陸海君(共産))	
			参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。	
			(参考人)	
			神戸大学大学院法学研究科教授 五百旗頭真 君	
			(質疑者)	
			平沼 赳夫君(自民) 樽床 伸二君(民主) 福島 豊君(明改)	
4.20(木)	第7回	日本国憲法に関する件	佐々木陸海君(共産) 中村 鋭一君(保守) 二見 伸明君(自由)	
4.20(7)	70 / LI	(日本国憲法の制定経緯)	辻元 清美君(社民)	
		(口本国思公公)加足注释)	(参考人)	
			横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授 天川 晃君	
			(質疑者)	
			森山 眞弓君(自民) 鹿野 道彦君(民主) 平田 米男君(明改)	
			春名 真章君(共産) 中村 鋭一君(保守) 二見 伸明君(自由)	~1 40
			辻元 清美君(社民)	5h43
			自由討議を行った。	
			三塚 博君(自民) 仙谷 由人君(民主) 倉田 栄喜君(明改)	
			東中 光雄君(共産) 中村 鋭一君(保守) 二見 伸明君(自由) 伊藤 茂君(社民) 奥田 幹生君(自民) 高市 早苗君(自民)	
			横路 孝弘君(民主) 太田 昭宏君(明改) 石破 茂君(自民)	
4.27(木)	第8回	日本国憲法に関する件	左藤 恵君(自民) 松沢 成文君(民主) 久間 章生君(自民)	
			平沼 赳夫君(自民) 石毛 鍈子君(民主) 石田 勝之君(明改)	
			深田 肇君(社民) 船田 元君(自民) 中曽根康弘君(自民)	
			穂積 良行君(自民) 安倍 基雄君(保守) 中野 寛成君(民主)	
			森山 眞弓君(自民) 達増 拓也君(自由) 佐々木陸海君(共産)	
			横内正明君(自民)杉浦正健君(自民)枝野幸男君(民主)	
			愛知 和男君(自民)	3h02
			憲法記念日に向けての論文募集の結果について報告があった。	
			自由討議を行った。	1
			(発言者)	
			保岡 興治君(自民) 石毛 鍈子君(民主) 平田 米男君(明改)	
			佐々木陸海君(共産) 中村 鋭一君(保守) 達増 拓也君(自由)	
			深田 肇君(社民) 葉梨 信行君(自民) 藤村 修君(民主)	
			杉浦 正健君(自民) 石田 勝之君(明改) 石破 茂君(自民)	
5 11(**)	第9回	日本国憲法に関する件	田中眞紀子君(自民) 高市 早苗君(自民) 島 聡君(民主)	
5.11(木)	ઋ크립	(日本国憲法の制定経緯)	柳澤 伯夫君(自民) 中曽根康弘君(自民) 中野 寛成君(民主)	
		(口平凹底)云V)则止絟絽)	穂積 良行君(自民) 横内 正明君(自民) 春名 真章君(共産)	
			奥野 誠亮君(自民) 太田 昭宏君(明改) 小泉純一郎君(自民)	
			平沼 赳夫君(自民) 前原 誠司君(民主) 中川 昭一君(自民)	
			西田 猛君(保守) 安倍 晋三君(自民) 東中 光雄君(共産)	
			船田 元君(自民) 奥田 幹生君(自民) 岩國 哲人君(民主)	
			山崎 拓君(自民) 二見 伸明君(自由) 伊藤 茂君(社民)	
			三塚 博君(自民) 鹿野 道彦君(民主) 石井 一君(民主)	3h27

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	時間
5.25(木)	第10回	日本国憲法に関する件 (戦後の主な違憲判決)	最高裁判所当局から説明を聴取した後、質疑を行った。 (説明者) 最高裁判所事務総局行政局長 千葉 勝美 君(質疑者) 中山 太郎会長 保岡 興治君(自民) 仙谷 由人君(民主) 倉田 栄喜君(明改) 佐々木陸海君(共産) 中村 鋭一君(保守) 伊藤 茂君(社民) 二見 (申明君(自由)	2h04
第148回	国会		17 BA 770H(1129) — 70 11111H(HH)	2110 1
		会長の互選	中山太郎君(自民)が会長に当選した。	
H12. 7. 5(水)	第1回	幹事の互選	中山太郎会長が就任挨拶を行った。 石川要三君(自民)、高市早苗君(自民)、中川昭一君(自民)、葉梨信 行君(自民)、枝野幸男君(民主)、鹿野道彦君(民主)、仙谷由人君(民 主)、赤松正雄君(公明)及び塩田晋君(自由)が幹事に当選した。 中山太郎会長は、鹿野道彦君(民主)を会長代理に指名した。	
			閉会中における参考人出頭要求に関する件及び委員派遣に関する 件について、協議決定した。	0h05
第149[<u> </u>			
#1437 H12. 8. 3(木)	第1回	日本国憲法に関する件 (今後の憲法調査会の進め方)	自由討議を行った。 (発言者) 中山 太郎会長 高市 早苗君(自民) 鹿野 道彦君(民主) 赤松 正雄君(公明) 塩田 晋君(自由) 春名 真章君(共産) 原 陽子君(社民) 近藤 基彦君(21757) 野田 毅君(保守) 山崎 拓君(自民) 杉浦 正健君(自民) 金子 哲夫君(社民) 奥野 誠亮君(自民) 山口 富男君(共産) 島 聡君(民主) 柳澤 伯夫君(自民) 石毛 鍈子君(民主) 山花 郁夫君(自民) 鳩山 邦夫君(自民) 森山 眞弓君(自民) 太田 昭宏君(公明) 閉会中における参考人出頭要求に関する件について、協議決定し	
9.10(日) ~ 9.19(火)		(衆議院別州各国憲法調査議員	た。	1h47
第150[国会			ı
第150 J H12. 9.28(木)	第1回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿) 日本国憲法に関する件 日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	幹事の辞任及び補欠選任(辞任:枝野幸男君(民主)補欠選任:島 聡君(民主)) 参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。 参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京大学大学院情報学環教授 田中 明彦 君 (質疑者) 久間 章生君(自民) 五十嵐文彦君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 阿部 知子君(社民) 近藤 基彦君(21777) 松浪健四郎君(保守) 衆議院欧州各国憲法調査議員団の調査の概要について、中山太郎 会長から説明を聴取した。 参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 作家 小田 実君 (質疑者) 高市 早苗君(自民) 細野 豪志君(民主) 赤松 正雄君(公明) 武山百合子君(自由) 山口 富男君(共産) 保坂 展人君(社民) 近藤 基彦君(21757) 松浪健四郎君(保守)	6h26

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	畘間
			参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。	
10.12(木)	第2回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	(参考人) 作家、日本財団会長 曽野 綾子 君(質疑者) 保利 耕輔君(自民) 赤松 正雄君(公明) 近藤 基彦君(21757) 松浪健四郎君(保守) (参考人)	
			日本大学大学院総合社会情報研究科教授 近藤 大博 君 (質疑者) 柳澤 伯夫君(自民) 太田 昭宏君(公明) 近藤 基彦君(1757) 松浪健四郎君(保守) 国会情勢混乱のため、民主、自由、共産、社民各会派の所属委 員の出席を得られないまま開会。	4h38
10.26(木)	第3回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 財団法人国際東アジア研究センター所長 市村 真一 君(質疑者) 鳩山 邦夫君(自民) 山花 郁夫君(民主) 赤松 正雄君(公明) 塩田 晋君(自由) 山口 富男君(共産) 植田 至紀君(社民) 近藤 基彦君(21757) 松浪健四郎君(保守)	3h05
11. 9(木)	第4回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京大学教授 佐々木 毅君 (質疑者) 新藤 義孝君(自民) 庭野 道彦君(民主) 赤松 正雄君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 日森 文尋君(社民) 近藤 基彦君(21757) (参考人) 南山大学教授・法学博士 小林 武君 (質疑者) 水野 賢一君(自民) 前原 誠司君(民主) 太田 昭宏君(公明) 藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 横光 克彦君(社民) 近藤 基彦君(21757) 松浪健四郎君(保守)	6h18
11.30(木)	第5回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京都知事 石原慎太郎 君 (質疑者) 柳澤 伯夫君(自民) 島 聡君(民主) 赤松 正雄君(公明) 武山百合子君(自由) 山口 富男君(共産) 阿部 知子君(社民) 近藤 基彦君(2/75) 小池百合子君(保守) (参考人) ジャーナリスト 櫻井よしこ 君 (質疑者) 高市 早苗君(自民) 枝野 幸男君(民主) 江田 康幸君(公明) 藤島 正之君(自由) 春名 真章君(共産) 山口わか子君(社民) 近藤 基彦君(2/75) 小池百合子君(保守)	5h24

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	畘間
		· —	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。	
12. 7(木) (閉会中)	第6回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	(参考人) 評論家、麗澤大学教授 松本 健一 君 (質疑者) 平沢 勝栄君(自民)中野 寛成君(民主)赤松 正雄君(公明) 武山百合子君(自由)山口 富男君(共産)日森 文尋君(社民) 宇田川芳雄君(21/57)小池百合子君(保守) (参考人) 上智大学教授 渡部 昇一 君 (質疑者) 田中眞紀子君(自民)牧野 聖修君(民主)太田 昭宏君(公明) 達増 拓也君(自由)春名 眞章君(共産) 辻元 清美君(社民) 宇田川芳雄君(21/57)小池百合子君(保守)	6h37
			参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。	OHO
12.21(木) (閉会中)	第7回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	(参考人) 国際基督教大学教養学部教授 村上陽一郎 君 (質疑者) 中山 太郎会長 水野 賢一君(自民) 島 聡君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 塩田 晋君(自由) 春名 真章君(共産) 保坂 展人君(社民) 近藤 基彦君(21757) 小池百合子君(保守)	3h25
第 151 [回国会			
H13. 2. 8(木)	第1回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	幹事の辞任及び補欠選任(辞任:島聡君(民主)、塩田晋君(自由)補欠選任:新藤義孝君(自民)、保岡興治君(自民)、中川正春君(民主)、斉藤鉄夫君(公明)) 参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。 参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 岩手県立大学長 西澤 潤一君(質疑者) 葉梨 信行君(自民) 筒井 信隆君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 藤島 正之君(自由) 塩川 鉄也君(共産) 金子 哲夫君(社民) 小池百合子君(保守) 近藤 基彦君(21757) (参考人) 東京大学教授 高橋 進君(質疑者) 下村 博文君(自民) 枝野 幸男君(民主) 上田 勇君(公明) 塩田 晋君(自由) 春名 真章君(共産) 山内 惠子君(社民) 小池百合子君(保守) 近藤 基彦君(21757)	6h18
2.22(木)	第2回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。 参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 理化学研究所ゲノム科学総合研究センター 遺伝子構造・機能研究ゲループプロジェクトディレクター 機能研究ゲループプロジェクトディレクター 地崎 良英 君 (質疑者) 三ッ林隆志君(自民) 中川 正春君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 藤島 正之君(自由) 春名 真章君(共産) 北川れん子君(社民) 近藤 基彦君(21757) (参考人) 日本大学人口研究所次長 日本大学経済学部教授 小川 直宏 君 (質疑者) 中山 太郎会長 伊藤 公介君(自民) 鹿野 道彦君(民主) 上田 勇君(公明) 塩田 晋君(自由) 瀬古由起子君(共産) 原 陽子君(社民) 小池百合子君(保守) 近藤 基彦君(21757)	5553

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	畘間
			参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。	
			(参考人)	
			ソフトバンク株式会社代表取締役社長 孫 正義 君	
3. 8(木)	第3回	日本国憲法に関する件	(質疑者)	
0. 0(1)	N	(21世紀の日本のあるべき姿)	伊藤 達也君(自民) 細野 豪志君(民主) 小池百合子君(保守)	
			藤島 正之君(自由) 春名 真章君(共産) 大島 令子君(社民)	
			斉藤 鉄夫君(公明) 近藤 基彦君(21757)	3h24
			参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。	31124
			(参考人)	
			・ (ショウス) - 学習院大学法学部教授 - 坂本多加雄 君	
			(質疑者)	
			(
			藤島 正之君(自由) 塩川 鉄也君(共産) 金子 哲夫君(社民)	
0.00(+)	☆ 4 □	日本国憲法に関する件		
3.22(木)	弗4四	(21世紀の日本のあるべき姿)	小池百合子君(保守) 近藤 基彦君(21757)	
			東京大学社会情報研究所教授 姜 尚中 君	
			中谷 元君(自民) 大石 尚子君(民主) 太田 昭宏君(公明)	
			塩田 晋君(自由) 山口 富男君(共産) 重野 安正君(社民)	
			小池百合子君(保守) 近藤 基彦君(江 757)	6h49
4.16(月)		日本国憲法について	第1回地方公聴会(宮城県仙台市)	3h33
		日本国憲法に関する件	日本国憲法に関する調査について、派遣委員鹿野道彦君(民主)か	
4.26(木)	第5回	口小回恩がに対する計	ら報告を聴取した。	
			委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。	0h06
			幹事の補欠選任 (津島雄二君(自民))	
			参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。	•
			(参考人)	
			地方財政審議会委員 木村 陽子 君	
			(質疑者)	
			中山 太郎会長 西川 京子君(自民) 小林 守君(民主)	
			上田 勇君(公明) 藤島 正之君(自由) 春名 真章君(共産)	
5.17(木)	第6回	日本国憲法に関する件	阿部 知子君(社民) 近藤 基彦君(21757)	
		(21世紀の日本のあるべき姿)	(参考人)	
			- (ショハ) - 九州大学大学院法学研究院教授 - 大隈 義和 君	
			(質疑者)	
			で	
			塩田 晋君(自由) 山口 富男君(共産) 日森 文尋君(社民)	
			近藤 基彦君(21757)	5h57
		 日本国憲法について	AND (M. 177)	01101
6. 4(月)		(21世紀の日本のあるべき姿)	第2回地方公聴会(兵庫県神戸市)	3h42
		(~1 世紀の日本のののへの安)	日本国憲法に関する調査について、派遣委員鹿野道彦君(民主)か	3114L
			こ却生を時間した	
			ら報告を聴取した。	!
6.14(木)			自由討議を行った。	
	77 ~ -		葉梨 信行君(自民) 仙谷 由人君(民主) 太田 昭宏君(公明)	
	第7回	日本国憲法に関する件	藤島 正之君(自由) 春名 真章君(共産) 東門美津子君(社民)	
			松浪健四郎君(保守) 近藤 基彦君(江757) 津島 雄二君(自民)	
			中川 正春君(民主) 上田 勇君(公明) 谷川 和穗君(自民)	
			筒井 信隆君(民主) 塩田 晋君(自由) 奥野 誠亮君(自民)	
			山口 富男君(共産) 中山 正暉君(自民) 金子 哲夫君(社民)	
	i l		細野 豪志君(民主)	2h37

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	瞷
		日本国憲法に関する件	日本国憲法に関する調査について、派遣委員鹿野道彦君(民主)か	
			ら報告を聴取した。	
			参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。	
			(参考人) 中部大学中部高等学術研究所所長 武者小路公秀 君	
			中部人子中部同等子的研究的时候 此名小路公务 名 (質疑者)	
			(夏秋日) 森岡 正宏君(自民) 細川 律夫君(民主) 上田 勇君(公明)	
11.29(木)	第4回	日本国憲法に関する件	藤島 正之君(自由) 塩川 鉄也君(共産) 植田 至紀君(社民)	
		(21 世紀の日本のあるべき姿	松浪健四郎君(保守) 宇田川芳雄君(11757)	
		~人権保障に関する諸問題~)	(参考人)	
			城西大学経済学部教授 畑尻 剛君	
			今村 雅弘君(自民) 中村 哲治君(民主) 太田 昭宏君(公明) 都築 譲君(自由) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民)	
			松浪健四郎君(保守) 宇田川芳雄君(21757)	6h06
			自由討議を行った。	
			(発言者)	
			鳩山 邦夫君(自民) 斉藤 鉄夫君(公明) 細川 律夫君(民主)	
			春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 都築 譲君(自由)	
40 0(+)	~~ ~ □	日本国憲法に関する件	松浪健四郎君(保守) 中山 正暉君(自民) 伊藤 公介君(自民)	
12. 6(木)	第5回	(21世紀の日本のあるべき姿)	山田 敏雅君(民主) 森岡 正宏君(自民) 中村 哲治君(民主) 菅 義偉君(自民) 上田 勇君(公明) 今村 雅弘君(自民)	
			官 義宰者(自氏) 上田 男者(公明) 予刊 雅弘者(自氏) 赤嶺 政賢君(共産) 中曽根康弘君(自民) 首藤 信彦君(民主)	
			今野 東君(民主) 小林 憲司君(民主) 原 陽子君(社民)	
			下村 博文君(自民) 大出 章君(民主) 島 聡君(民主)	
				3h13
第 154 🛭	国会			
			幹事の辞任及び補欠選任(辞任:石川要三君(自民)、斉藤鉄夫君(公	
			明補欠選任:高市早苗君(自民)、茂木敏充君(自民)、島聡君(民主)、	
			中野寛成君(民主)、赤松正雄君(公明))	
1114	第1回		中山太郎会長は、中野寛成君(民主)を会長代理に指名した。	
H14. 2. 7(木)			基本的人権の保障に関する調査小委員会、政治の基本機構のあり 方に関する調査小委員会、国際社会における日本のあり方に関す	
2. 1(N)			カに対する調査が安貞会、国际社会にのける日本ののリカに対す る調査小委員会及び地方自治に関する調査小委員会を設置するこ	
			とに、協議決定した。	
				•
			した。	0h03
0.10(4)	⇔ 0□		幹事の補欠選任 (額賀福志郎君(自民))	
3.19(火)	第2回		委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。	0h01
4.22(月)		日本国憲法について	 第4回地方公聴会(沖縄県名護市)	
4.66(刀)		(21世紀の日本と憲法)		3h57
			日本国憲法に関する調査について、派遣委員中野寛成君(民主)か	
			ら報告を聴取した後、自由討議を行った。 (発言者)	
			(究言者 <i>)</i> 葉梨 信行君(自民) 島 聡君(民主) 赤松 正雄君(公明)	
4.25(木)			春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 中野 寛成君(民主)	
	第3回	日本国憲法に関する件	高市 早苗君(自民) 松沢 成文君(民主) 首藤 信彦君(民主)	
			山口 富男君(共産) 藤島 正之君(自由) 小林 憲司君(民主)	
			中村 哲治君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 中川 正春君(民主)	
			今野 東君(民主) 伴野 豊君(民主) 土屋 品子君(自民)	11.4~
F 10(-1-)	给 4 豆		植田 至紀君(社民)	1h47
5.16(木)	第4回		委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。	0h01

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	晡
6.24(月)		日本国憲法について (21 世紀の日本と憲法)	第5回地方公聴会(北海道札幌市)	3h51
7.25(木)	第5回	日本国憲法に関する件	日本国憲法に関する調査について、派遣委員中野寛成君(民主)から報告を聴取した。 基本的人権の保障に関する調査小委員長島聡君(民主)、政治の基本機構のあり方に関する調査小委員長高市早苗君(自民)、国際社会における日本のあり方に関する調査小委員長中川昭一君(自民)及び地方自治に関する調査小委員長保岡興治君(自民)から、それぞれ報告を聴取した。 自由討議を行った。 (発言者) 葉梨 信行君(自民) 山田 敏雅君(民主) 赤松 正雄君(公明春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保守)伊藤 公介君(自民) 大出 章君(民主) 今野 東君(民主) 中藤 公介君(自民) 大出 章君(民主) 今野 東君(民主) 藤島 正之君(自由) 島 聡君(民主) 奥野 誠亮君(自民) 首藤 信彦君(民主) 保岡 興治君(自民) 永井 英慈君(民主) 谷川 和穂君(自民) 斉藤 鉄夫君(公明)	2h38
9.23(月)				
10.5(土)		(衆議院英国及びアジア各国憲 	法前直藏負型冰息)	
第 155 [<u></u> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
H14. 10.24(木)	第1回		幹事の辞任及び補欠選任(辞任:額賀福志郎君(自民)、中野寛成君(民主)補欠選任:杉浦正健君(自民)、西田司君(自民)、大出彰君(民主)、仙谷由人君(民主)) 中山太郎会長は、仙谷由人君(民主)を会長代理に指名した。	0h02
11. 1(金)	第2回	中間報告書に関する件	中間報告書案について、中山太郎会長から趣旨説明を聴取し、各会派から発言を聴取した後、中間報告書を議決した。 (発言者) 保岡 興治君(自民) 中川 正春君(民主) 太田 昭宏君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保守)	0h47
11. 7(木)	第3回	日本国憲法に関する件	委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。 基本的人権の保障に関する調査小委員会、政治の基本機構のあり 方に関する調査小委員会、国際社会における日本のあり方に関す る調査小委員会及び地方自治に関する調査小委員会を設置することに、協議決定した。 小委員会における参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。 衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団の調査の概要について、中山太郎会長から説明を聴取した後、討議を行った。 (発言者) 葉梨 信行君(自民) 中川 正春君(民主) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民)	0h44
12. 9(月)		日本国憲法について (21 世紀の日本と憲法)	第6回地方公聴会(福岡県福岡市)	3h23

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	畘間
			日本国憲法に関する調査について、派遣委員仙谷由人君(民主)か	
			ら報告を聴取した。	
			基本的人権の保障に関する調査小委員長大出彰君(民主)、政治の	
			基本機構のあり方に関する調査小委員長保岡興治君(自民)、国際	
			社会における日本のあり方に関する調査小委員長中川昭一君(自	
			民)及び地方自治に関する調査小委員長西田司君(自民)から、それ	
19 19(+)	第4回	日本国憲法に関する件	ぞれ報告を聴取した。	
12.12(木)	寿 4凹	口本国忠/公に対する十	自由討議を行った。	
			(発言者)	
			杉浦 正健君(自民) 中川 正春君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明)	
			武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民)	
			井上 喜一君(保守) 伊藤 公介君(自民) 仙谷 由人君(民主)	
			中川 昭一君(自民) 山口 富男君(共産) 葉梨 信行君(自民)	01.00
			赤松 正雄君(公明) 中山 正暉君(自民) 山内 惠子君(社民)	2h28
第 156 🛭	国会			
			幹事の辞任及び補欠選任(辞任:中川正春君(民主)補欠選任:平	
			林鴻三君(自民)、古川元久君(民主))	
			最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会、安全保障	
			及び国際協力等に関する調査小委員会、基本的人権の保障に関す	
			る調査小委員会及び統治機構のあり方に関する調査小委員会を設	
			置することに、協議決定した。	
			小委員会における参考人出頭要求に関する件について、協議決定	
H15.	签 1 同		した。	
1.30(木)	第1回		自由討議を行った。	
			中川 昭一君(自民) 島 聡君(民主) 赤松 正雄君(公明)	
		日本国憲法に関する件	武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(宋統) 葉梨 信行君(自民) 首藤 信彦君(民主)	
		(現在の国際情勢と国際協力)	分工	
			今野 東君(民主) 北川れん子君(社民) 杉浦 正健君(自民)	
			末松 義規君(民主) 伊藤 公介君(自民) 古川 元久君(民主)	
			桑原 豊君(民主)	3h04
			最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員長保岡興治君	
			(自民)から報告を聴取した後、自由討議を行った。	
			(発言者)	
			森岡 正宏君(自民) 山口 富男君(共産) 仙谷 由人君(民主)	
			島 聡君(民主) 金子 哲夫君(社民) 奥野 誠亮君(自民)	
			中川 昭一君(自民) 平井 卓也君(自民) 谷川 和穂君(自民)	
			野田 毅君(自民) 藤島 正之君(自由) 北川れん子君(社民)	
			葉梨 信行君(自民) 中川 正春君(民主) 近藤 基彦君(自民)	
			井上 喜一君保織	
2.27(木)	第2回	日本国憲法に関する件	安全保障及び国際協力等に関する調査小委員長中川昭一君(自民)	
2.21(/19)	//~ I		から報告を聴取した後、自由討議を行った。	
			(発言者)	
			藤島 正之君(自由) 下地 幹郎君(自民) 谷川 和穂君(自民)	
			奥野 誠亮君(自民) 島 聡君(民主) 伴野 豊君(民主)	
			金子 哲夫君(社民) 春名 真章君(共産) 大出 章君(民主)	
			今野 東君(民主) 赤松 正雄君(公明) 井上 喜一君(宋統)	
			小林 憲司君(民主) 杉浦 正健君(自民) 谷本 龍哉君(自民)	
			野田 毅君(自民) 仙谷 由人君(民主)	<u> </u>

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	畘間
			統治機構のあり方に関する調査小委員長杉浦正健君(自民)から報	
			告を聴取した後、自由討議を行った。	
			(発言者)	
			谷川 和穂君(自民) 古川 元久君(民主) 山口 富男君(共産)	
			中山正暉君(自民) 井上 喜一君(除說) 中野 寛成君(民主)	
			武山百合子君(自由)	
				•
			基本的人権の保障に関する調査小委員長大出章君(民主)から報告	
			を聴取した後、自由討議を行った。	
			平林、鴻三君(自民) 谷川 和穂君(自民) 葉梨 信行君(自民) 赤松 正雄君(公明) 大畠 章宏君(民主) 春名 真章君(共産)	
			北川れん子君(社民) 奥野 誠亮君(民王) 十十二 章君(民主)	01.40
				3h16
3.18(火)	第3回		委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。	0h02
			自由討議を行った。	
			谷川 和穂君(自民) 前原 誠司君(民主) 赤松 正雄君(公明)	
			藤島 正之君(自由) 春名 真章君(共産) 植田 至紀君(社民)	
0.00(+)	☆ 4 □	日本国憲法に関する件	井上 喜一君保護院 葉梨 信行君(自民) 杉浦 正健君(自民)	
3.20(木)	第4回	(条約と憲法)	島 聡君(民主) 中川 正春君(民主) 中川 昭一君(自民)	
			森岡 正宏君(自民) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民) 大出 章君(民主) 末松 義規君(民主) 大畠 章宏君(民主)	
			仙谷 由人君(民主) 奥野 誠亮君(民王) 野田 毅君(民王)	
			首藤 信彦君(民主) 中山 正暉君(自民) 倉田 雅年君(自民)	
			中野・寛成君(民主)	2h36
			最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員長保岡興治君	21100
			(自民)から報告を聴取した後、自由討議を行った。	
			(発言者)	
			平井 卓也君(自民) 山口 富男君(共産) 中山 正暉君(自民)	
			北川れん子君(社民) 奥野 誠亮君(自民) 仙谷 由人君(民主)	
			中野 寛成君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明)	
			統治機構のあり方に関する調査小委員長杉浦正健君(自民)から報	
			告を聴取した後、自由討議を行った。	
			(発言者)	
			島 聡君(民主) 大出 彰君(民主) 古川 元久君(民主)	
			奥野 誠亮君(自民) 伴野 豊君(民主) 山口 富男君(共産)	
			金子 哲夫君(社民)	
			基本的人権の保障に関する調査小委員長大出彰君(民主)から報告	
3.27(木)	第5回	日本国憲法に関する件	を聴取した後、自由討議を行った。	
			(発言者)	
			谷本 龍哉君(自民) 今野 東君(民主) 島 聡君(民主)	
			春名 真章君(共産) 水島 広子君(民主) 金子 哲夫君(社民)	
			平林、鴻三君(自民) 大出 章君(民主)	. I
			安全保障及び国際協力等に関する調査小委員長中川昭一君(自民)	
			から報告を聴取した後、自由討議を行った。	
			(発言者)	
			首藤 信彦君(民主) 谷川 和穂君(自民) 中山 正暉君(自民) 寿夕 原音君(甘帝) 中川 昭一君(自民) 杉浦 正碑君(自民)	
			春名 真章君(共産) 中川 昭一君(自民) 杉浦 正健君(自民) 金子 哲夫君(社民) 今野 東君(民主) 大畠 章宏君(民主)	
			中山太郎会長 大出 章君(民主) 「 中山太郎会長 大出 章君(民主) 島 聡君(民主)	
			山口 富男君(共産) 葉梨 信行君(自民) 赤松 正雄君(公明)	
			山口 畠男石(天座) 泉米 同 石(日氏) が松 正郷石(公明) 北川れん子君(社民)	3h17
			16/11 6/0 1 在(T上尺)	01117

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	畘間
			委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。	
			最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員長保岡興治君	1
			(自民)から報告を聴取した後、自由討議を行った。	
			(発言者)	
			葉梨 信行君(自民) 仙谷 由人君(民主) 中川 昭一君(自民)	
			山口 富男君(共産) 谷川 和穂君(自民) 原 陽子君(社民)	
			平林 鴻三君(自民) 遠藤 和良君(公明) 春名 真章君(共産)	
			安全保障及び国際協力等に関する調査小委員長中川昭一君(自民)	
			から報告を聴取した後、自由討議を行った。	
			(発言者)	
4.17(木)	第6回		赤松 正雄君(公明) 斉藤 鉄夫君(公明) 金子 哲夫君(社民)	
(-1)		日本国憲法に関する件	首藤 信彦君(民主) 春名 真章君(共産) 平林 鴻三君(自民)	
			仙谷 由人君(民主) 野田 毅君(自民) 遠藤 和良君(公明)	
			中川 昭一君(自民)	
			自由討議を行った。	
			(発言者)	
			葉梨 信行君(自民) 古川 元久君(民主) 遠藤 和良君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民)	
			山谷えり子君(宗統) 中野 寛成君(民主) 伴野 豊君(民主)	
			四台へりす名(水)別(中野) 見が名(民土) 「中野) ・ 豊名(民土) 奥野・誠亮君(自民) ・赤松・正雄君(公明)・森岡・正宏君(自民)	
			山口 富男君(共産) 大出 彰君(民主) 仙谷 由人君(民主)	
			水島 広子君(民主)	3h06
		日本国憲法について	13 THE 12 ST (12 CT)	
		(特に、非常事態(安全保障を含む)		
5.12(月)		と憲法、統治機構(地方自治を含) 第7回地方公聴会(石川県金沢市)	
(2)		む)のあり方及び基本的人権の保	,	
		障のあり方)		3h09
			日本国憲法に関する調査について、派遣委員仙谷由人君(民主)か	
			ら報告を聴取した。	
			安全保障及び国際協力等に関する調査小委員長中川昭一君(自民)	
			から報告を聴取した後、自由討議を行った。	
			金子 哲夫君(社民) 奥野 誠亮君(自民) 中川 昭一君(自民) 春名 真章君(共産) 赤松 正雄君(公明) 仙谷 由人君(民主)	
			中野 寛成君(民主) 島 聡君(民主)	
			- : 1757 - 元が石にいエン・岡・・・・ 1867にローク 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員長保岡興治君	•
			(自民)から報告を聴取した後、自由討議を行った。	
			(発言者)	
			葉梨 信行君(自民) 山口 富男君(共産) 北川れん子君(社民)	
5.29(木)	第7回		遠藤 和良君(公明)	
		日本国憲法に関する件	基本的人権の保障に関する調査小委員長大出彰君(民主)から報告	
			を聴取した後、自由討議を行った。	
			(発言者)	
			小林 憲司君(自民) 伊藤 公介君(自民) 春名 真章君(共産)	
			北川れん子君(社民) 仙谷 由人君(民主) 葉梨 信行君(自民)	
			斉藤 鉄夫君(公明) 倉田 雅年君(自民)	
			統治機構のあり方に関する調査小委員長杉浦正健君(自民)から報	
			告を聴取した後、自由討議を行った。 <必ずま、	
			谷川 和穂君(自民) 中野 寛成君(民主) 杉浦 正健君(自民) 古松 美祖君(民土) 陶野 試意君(自民) 山口 宮里君(井奈)	
			末松 義規君(民主) 奥野 誠亮君(自民) 山口 富男君(共産)	2h42
			井上 喜一君(除虢) 金子 哲夫君(社民)	4114L

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	矒
6. 9(月)		日本国憲法について (特に、非常事態(安全保障を含む) と憲法、統治機構(地方自治を含む)のあり方及び基本的人権の保障のあり方)	第8回地方公聴会(香川県高松市)	3h55
6.12(木)	第8回	日本国憲法に関する件	日本国憲法に関する調査について、派遣委員仙谷由人君(民主)から報告を聴取した。 統治機構のあり方に関する調査小委員長杉浦正健君(自民)から報告を聴取した後、自由討議を行った。 (発言者) 井上 喜一君(解説) 島 聡君(民主) 平井 卓也君(自民) 仙谷 由人君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 杉浦 正健君(自民) 基本的人権の保障に関する調査小委員長大出彰君(民主)から報告を聴取した後、自由討議を行った。 (発言者) 春名 真章君(共産) 島 聡君(民主) 北川れん子君(社民) 自由討議を行った。 (発言者) 平井 卓也君(自民) 首藤 信彦君(民主) 遠藤 和良君(公明) 藤島 正之君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(解説) 中山 太郎会長 大出 彰君(民主) 今野 東君(民主) 中山 正暉君(自民) 下地 幹郎君(自民) 谷川 和穂君(自民) 桑原 豊君(民主) 葉梨 信行君(自民) 未松 義規君(民主) 水島 広子君(民主) 古川 元久君(民主)	2h39
7.24(木)	第9回	日本国憲法に関する件	最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員長保岡興治君(自民)、安全保障及び国際協力等に関する調査小委員長中川昭一君(自民)、基本的人権の保障に関する調査小委員長大出章君(民主)及び統治機構のあり方に関する調査小委員長杉浦正健君(自民)から、それぞれ報告を聴取した。 自由討議を行った。 (発言者) 葉梨 信行君(自民) 仙谷 由人君(民主) 赤松 正雄君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(除納) 奥野 誠亮君(自民) 中川 昭一君(自民) 今野 東君(民主) 中山 正暉君(自民) 伊藤 公介君(自民) 谷川 和穂君(自民) 水島 広子君(民主) 平井 卓也君(自民)	3h07
8.31(日) ~		(衆議院米国、カナダ及びメキ		OHO
(9.13(土))				
第 157 🛭	<u> </u>			
			幹事の補欠選任(中山正暉君(自民)) 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会、安全保障 及び国際協力等に関する調査小委員会、基本的人権の保障に関す る調査小委員会及び統治機構のあり方に関する調査小委員会を設 置することに、協議決定した。 小委員会における参考人出頭要求に関する件について、協議決定 した。	
H15. 10. 2(木)	第1回	日本国憲法に関する件	衆議院米国、カナダ及びメキシコ憲法調査議員団の調査の概要について、中山太郎会長から説明を聴取した後、討議を行った。 (発言者) ――似谷 由人君(民主) 山口 富男君(共産) 自由討議を行った。 (発言者) ――保岡 興治君(自民) 古川 元久君(民主) 赤松 正雄君(公明) 春名 真章君(共産) 北川れん子君(社民) 西川太一郎君(宗詩) 大出 章君(民主) 大畠 章宏君(民主) 平岡 秀夫君(民主) 仙谷 由人君(民主) 金子 哲夫君(社民) 平林 鴻三君(自民) 谷川 和穂君(自民) 斉藤 鉄夫君(公明) 今野 東君(民主)	2h19

年月日	回次		議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	時間
第158	回国会			
		会長の互選	中山太郎君(自民)が会長に当選した。 中山太郎会長が就任挨拶を行った。	
H15. 11.20(木)	第1回	幹事の互選	小野晋也君(自民)、近藤基彦君(自民)、船田元君(自民)、古屋圭司君(自民)、保岡興治君(自民)、大出章君(民主)、仙谷由人君(民主)、 古川元久君(民主)及び赤松正雄君(公明)が幹事に当選した。	
			中山太郎会長は、仙谷由人君(民主)を会長代理に指名した。	0h04
第159	回国会			
			幹事の辞任及び補欠選任 (辞任:大出彰君(民主)補欠選任:木下厚君(民主)、山花郁夫君(民主)) 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会、安全保障	
			及び国際協力等に関する調査小委員会、基本的人権の保障に関す る調査小委員会及び統治機構のあり方に関する調査小委員会を設 置することに、協議決定した。	
H16.			小委員会における参考人出頭要求に関する件について、協議決定 した。	
1.22(木)	第1回		委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。 自由討議を行った。 (発言者)	
		日本国憲法に関する件	古屋 圭司君(自民) 仙谷 由人君(民主) 福島 豊君(公明) 吉井 英勝君(共産) 土井たか子君(社民) 中谷 元君(自民) 赤松 正雄君(公明) 辻 惠君(民主) 船田 元君(自民)	
			大出 章君(民主) 渡海紀三朗君(自民) 大村 秀章君(自民) 永岡 洋治君(自民) 森岡 正宏君(自民) 鈴木 克昌君(民主) 増子 輝彦君(民主) 岩永 峯一君(自民) 伊藤 公介君(自民)	
			鹿野 道彦君(民主) 楠田 大蔵君(民主)	3h00
2.26(木)	第2回	日本国憲法に関する件	最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員長保岡興治君(自民)から報告を聴取した後、自由討議を行った。 (発言者) 計屋 圭宏君(民主) 船田 元君(自民) 山口 富男君(共産) 小野 晋也君(自民) 下村 博文君(自民) 山口 富男君(共産) 小野 晋也君(自民) 下村 博文君(自民) 安全保障及び国際協力等に関する調査小委員長近藤基彦君(自民) から報告を聴取した後、自由討議を行った。 (発言者) 武正 公一君(民主) 仙谷 由人君(民主) 中谷 元君(自民) 渡海紀三朗君(自民) 船田 元君(自民) 土井たか子君(社民) 近藤 基彦君(自民) 山口 富男君(共産) 小野 晋也君(自民) 赤松 正雄君(公明) 山花 郁夫君(民主) 棚橋 泰文君(自民) 基本的人権の保障に関する調査小委員長山花郁夫君(民主)から報告を聴取した後、自由討議を行った。 (発言者) 平井 卓也君(自民) 古川 元久君(民主) 船田 元君(自民) 山口 富男君(共産) 辻 惠君(民主) 山花 郁夫君(民主) 土井たか子君(社民) 統治機構のあり方に関する調査小委員長木下厚君(民主)から報告を聴取した後、自由討議を行った。 (発言者)	
		口本団家汁について	岩永 峯一君(自民) 下村 博文君(自民) 古川 元久君(民主) 辻 惠君(民主) 山口 富男君(共産) 渡海紀三朗君(自民) 永岡 洋治君(自民) 増子 輝彦君(民主)	2h36
3.15(月)		日本国憲法について (特に、非常事態(安全保障を含む) と憲法、統治機構(地方自治を含む)のあり方及び基本的人権の保	第9回地方公聴会(広島県広島市)	
		障のあり方)		3h20

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	畘間
			日本国憲法に関する調査について、派遣委員仙谷由人君(民主)か	
			ら報告を聴取した。	
			安全保障及び国際協力等に関する調査小委員長近藤基彦君(自民)	
			から報告を聴取した後、自由討議を行った。 (発言者)	
			(元百百万 楠田 大蔵君(民主) 中谷 元君(自民) 斉藤 鉄夫君(公明)	
			山口 富男君(共産) 船田 元君(自民) 伊藤 忠治君(民主)	
			仙谷 由人君(民主) 武正 公一君(民主) 土井たか子君(社民)	
			河野 太郎君(自民) 大出 章君(民主)	
			最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員長保岡興治君 (自民)から報告を聴取した後、自由討議を行った。	
			(発言者)	
3.18(木)	第3回		大出 章君(民主) 赤松 正雄君(公明) 船田 元君(自民)	
		日本国憲法に関する件	山口 富男君(共産) 玄葉光一郎君(民主)	
			統治機構のあり方に関する調査小委員長木下厚君(民主)から報告	
			を聴取した後、自由討議を行った。 (発言者)	
			「八日日)	
			辻 惠君(民主) 船田 元君(自民) 武正 公一君(民主)	
			山花 郁夫君(民主)	
			基本的人権の保障に関する調査小委員長山花郁夫君(民主)から報告を聴取した後、自由討議を行った。	
			白色を取りた後、日田町職を11.7に。 (発言者)	
			小野 晋也君(自民) 辻 惠君(民主) 山口 富男君(共産)	
			山花 郁夫君(民主) 船田 元君(自民) 園田 康博君(民主)	2h57
(1)			幹事の辞任及び補欠選任 (辞任:木下厚君(民主)補欠選任:鈴木	
3.23(火)	第4回		克昌君(民主)) 公聴会開会承認要求の件について、協議決定した。	0h01
		 日本国憲法に関する件	-	01101
		(科学技術の進歩と憲法)	参考人から意見を聴取することに、協議決定した。	
			最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員長保岡興治君	1
			(自民)から報告を聴取した後、自由討議を行った。	
			計屋 圭宏君(民主) 船田 元君(自民) 山口 富男君(共産) 棚橋 泰文君(自民) 杉浦 正健君(自民) 赤松 正雄君(公明)	
			仙谷 由人君(民主) 山花 郁夫君(民主) 小野 晋也君(自民)	
			永岡 洋治君(自民) 森岡 正宏君(自民)	
			安全保障及び国際協力等に関する調査小委員長近藤基彦君(自民)	
			から報告を聴取した後、自由討議を行った。 (発言者)	
4 0(4)			大出 章君(民主) 武正 公一君(民主) 船田 元君(自民)	
4. 8(木)	第5回		山口 富男君(共産) 赤松 正雄君(公明) 中谷 元君(自民)	
		日本国憲法に関する件 	辻 惠君(民主) 増子 輝彦君(民主) 保岡 興治君(自民)	
			基本的人権の保障に関する調査小委員長山花郁夫君(民主)から報	
			告を聴取した後、自由討議を行った。 (発言者)	
			(元日日) 小野 晋也君(自民) 中谷 元君(自民) 倉田 雅年君(自民)	
			山口 富男君(共産) 辻 惠君(民主) 赤松 正雄君(公明)	
			山花 郁夫君(民主)	. I
			統治機構のあり方に関する調査小委員長鈴木克昌君(民主)から報	
			告を聴取した後、自由討議を行った。 (発言者)	
			(光音句) 古屋 圭司君(自民) 鹿野 道彦君(民主) 山口 富男君(共産)	
			船田 元君(自民) 永岡 洋治君(自民)	2h53

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	時間
			参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。	
			(参考人)	
			元早稲田大学教授	
4 15(-k)	第6回	日本国憲法に関する件	早稲田大学国際バイオエシックス・バイオ法研究所元所長	
4.15(木)	寿 0四	(科学技術の進歩と憲法)	木村 利人 君	
			(質疑者)	
			中山 太郎会長 水島 広子君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明)	
			吉井 英勝君(共産) 阿部 知子君(社民)	3h03
			公述人から意見を聴取した後、質疑を行った。	
			(公述人)	
			上智大学法学部教授 猪口 邦子 君	
			早稲田大学大学院教授 川本 裕子 君	
			元群馬県林業改良普及協会事務局長 井ノ川金三 君	
7 10/-la	公聴会		保岡 興治君(自民) 大出 彰君(民主) 太田 昭宏君(公明)	
5.12(水)	第1回	日本国憲法に関する件	塩川 鉄也君(共産) 照屋 寛徳君(社民) (公述人)	
			(公述人) 慶應義塾大学総合政策学部助教授	
			東京大学大学院教授・文化人類学者 船曳建夫君	
			東亜大学学長 山崎 正和君	
			(異秋日) 森山 眞弓君(自民) 辻 惠君(民主) 赤松 正雄君(公明)	
			石井 郁子君(共産) 土井たか子君(社民)	6h12
			公述人から意見を聴取した後、質疑を行った。	01112
			(公述人)	
			・	
~ 10/ -	公聴会		日本電子専門学校専任講師 安保 克也 君	
5.13(木)	第2回	日本国憲法に関する件	元四国学院大学大学院生 日髙 明君	
			(質疑者)	
			大村 秀章君(自民) 武正 公一君(民主) 福島 豊君(公明)	
			告井 英勝君(共産) 土井たか子君(社民)	2h52
			幹事の補欠選任(補欠選任:福田康夫君(自民)、枝野幸男君(民主))	
			中山太郎会長は、枝野幸男君(民主)を会長代理に指名した。	
			安全保障及び国際協力等に関する調査小委員長近藤基彦君(自民)	
			から報告を聴取した後、自由討議を行った。	
			(発言者)	
			楠田 大蔵君(民主) 棚橋 泰文君(自民) 船田 元君(自民)	
			山口 富男君(共産) 中谷 元君(自民) 赤松 正雄君(公明)	
			土井たか子君(社民) 近藤 基彦君(自民)	
			最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員長保岡興治君	
			(自民)から報告を聴取した後、自由討議を行った。	
6. 3(木)	第7回	日本国憲法に関する件		
			大出 章君(民主) 下村 博文君(自民) 武正 公一君(民主) 山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民)	
			叫口	1
			基本的人権の採押に関する調査が安員長山化削大名(氏土)から報告を聴取した後、自由討議を行った。	
			古を総成した後、日田削譲を行うた。 (発言者)	
			(元百百) 船田 元君(自民)山口 富男君(共産)岩永 峯一君(自民)	
			斉藤 鉄夫君(公明) 古屋 圭司君(自民) 渡海紀三朗君(自民)	
•	ı l	•	T . 1995 54 2 H 2 H 2 T T T T H 2 H 2 H 2 H 2 H 2 H	

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	矒
			基本的人権の保障に関する調査小委員長山花郁夫君(民主)から報	
			告を聴取した後、自由討議を行った。 (発言者)	
			(光白日) 倉田 雅年君(自民) 辻 惠君(民主) 棚橋 泰文君(自民)	
			下村 博文君(自民) 山口 富男君(共産)	
			統治機構のあり方に関する調査小委員長鈴木克昌君(民主)から報	
			告を聴取した後、自由討議を行った。	
			(発言者) 永岡 洋治君(自民) 大村 秀章君(自民) 山口 富男君(共産)	
			八叫	
			統治機構のあり方に関する調査小委員長鈴木克昌君(民主)から報	
			告を聴取した後、自由討議を行った。	
			(発言者)	
			船田 元君(自民) 伊藤 公介君(自民) 大村 秀章君(自民)	01- 57
			山口 富男君(共産) 辻 恵君(民主) 増子 輝彦君(民主)	2h57
			自由討議を行った。 (発言者)	
			保岡 興治君(自民) 山花 郁夫君(民主) 太田 昭宏君(公明)	
			山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民) 平沼 赳夫君(自民)	
			森山 眞弓君(自民) 渡海紀三朗君(自民) 辻 惠君(民主)	
6 10(- -)	笠の同		伊藤 忠治君(民主) 二田 孝治君(自民) 野田 毅君(自民) 技野 幸男君(民主) 武正 公一君(民主) 永岡 洋治君(自民)	
6.10(木)	第8回	日本国憲法に関する件	下村 博文君(自民) 河野 太郎君(自民) 園田 康博君(民主)	
			大村 秀章君(自民) 伊藤 公介君(自民) 鈴木 克昌君(民主)	
			楠田 大蔵君(民主) 森岡 正宏君(自民) 岩永 峯一君(自民)	
			赤松 正雄君(公明) 倉田 雅年君(自民) 中谷 元君(自民)	
			松野 博一君(自民) 平井 卓也君(自民) 古屋 圭司君(自民) 柴山 昌彦君(自民) 増子 輝彦君(民主) 船田 元君(自民)	3h34
第160			未四 自珍石(日氏) 培丁 (神)多石(氏土) 和田 (九石(日氏)	31134
уз 100 р			自由民主党の「憲法改正プロジェクトチーム「論点整理」」、民主	
			党の「創憲に向けて、憲法提言中間報告」及び公明党の「公明	
			党憲法調査会による「論点整理」」について、委員保岡興治君(自	
H16.	第1回	日本国憲法に関する件	民)、枝野幸男君(民主)及び太田昭宏君(公明)から発言を聴取した	
8. 5(木)			後、各会派から意見を聴取した。 (発言者)	
			C.C. C.C.	
			山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民)	1h46
9. 5(日)			_	
~		(衆議院 EU 憲法及びスウェー	デン・フィンランド憲法調査議員団派遣)	
9.17(金)				
第 161 [<u>叫当会</u>			
			幹事の辞任及び補欠選任 (辞任:鈴木克昌君(民主)補欠選任:中 川正春君(民主))	
			ハーチョンステート 小一子 小	
			衆議院 EU 憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法調査議員団	•
			の調査の概要について、中山太郎会長から説明を聴取した後、討	
H16.	第1回		議を行った。	
10.14(木)				
		日本国憲法に関する件	仙谷 由人君(民主) 船田 元君(自民) 枝野 幸男君(民主) 保岡 興治君(自民) 柴山 昌彦君(自民) 辻 惠君(民主)	
			「休川」(奥石石(日代)「米山」(自珍石(日代)「江」 「思石(代土) 山口 富男君(共産) 田中眞紀子君(民主) 中山 太郎会長	
			葉梨康弘君(自民) 土井たか子君(社民) 赤松 正雄君(公明)	
			山花 郁夫君(民主) 渡海紀三朗君(自民)	1h52

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	畘間
			「議会オンプズマンその他の行政に対するチェックの仕組み」について、自由討議を行った。	
10.21(木)	第2回	日本国憲法に関する件	(発言者) 柴山 昌彦君(自民) 辻 惠君(民主) 赤松 正雄君(公明) 山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民) 枝野 幸男君(民主) 船田 元君(自民) 渡海紀三朗君(自民) 葉梨 康弘君(自民) 鹿野 道彦君(民主) 中川 正春君(民主) 中根 康浩君(民主) 山花 郁夫君(民主) 大出 彰君(民主) 馬淵 澄夫君(民主) 鈴木 克昌君(民主) 加藤 勝信君(自民) 園田 康博君(民主) 和田 隆志君(民主) 三原 朝彦君(自民) 「国際機関と憲法」について、自由討議を行った。 (発言者) 葉梨 康弘君(自民) 中川 正春君(民主) 佐藤 茂樹君(公明) 山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民) 船田 元君(自民) 枝野 幸男君(民主) 赤松 正雄君(公明) 野田 毅君(自民) 渡海紀三朗君(自民) 三原 朝彦君(自民) 柴山 昌彦君(自民) 辻 惠君(民主) 保岡 興治君(自民) 大出 彰君(民主)	
			鹿野 道彦君(民主) 長島 昭久君(民主)	4h44
10.28(木)	第3回	日本国憲法に関する件	「国民投票制度」について、自由討議を行った。 (発言者) 保岡 興治君(自民) 田中眞紀子君(民主) 太田 昭宏君(公明) 山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民) 枝野 幸男君(民主) 柴山 昌彦君(自民) 葉梨 康弘君(自民) 坂本 剛二君(自民) 山花 郁夫君(民主) 辻 惠君(民主) 永岡 洋治君(自民) 加藤 勝信君(自民) 大出 彰君(民主) 中川 正春君(民主) 渡海紀三朗君(自民) 園田 康博君(民主) 伊藤 公介君(自民) 赤松 正雄君(公明) 和田 隆志君(民主)	2h47
11.11(木)	公聴会第1回	日本国憲法に関する件	公述人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (公述人) 弁護士、気候ネットワーク代表 浅岡 美恵 君 社団法人日本医師会会長 植松 治雄 君 埼玉大学名誉教授 暉峻 淑子 君 (質疑者) 加藤 勝信君(自民) 馬淵 澄夫君(民主) 福島 豊君(公明) 佐々木憲昭君(共産) 山本喜代宏君(社民) (公述人) 元内閣総理大臣 中曽根康弘 君 元 大蔵理大臣 宮澤 喜一 君 元 滋賀県知事、元大蔵大臣 武村 正義 君 (質疑者) 枝野 幸男君(民主) 赤松 正雄君(公明) 山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民) 野田 毅君(自民)	5h03

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	晡
			公述人から意見を聴取した後、質疑を行った。	
11.18(木)	公聴会第2回	日本国憲法に関する件	(公述人) 社団法人日本青年会議所 2004 年度専務理事・2005 年度会頭高竹和明君 社団法人アムネスティ・インターナショナル日本事務局長寺中誠君 聖路加国際病院理事長・名誉院長日野原重明君(質疑者) 松野博一君(自民) 辻恵君(民主) 佐藤茂樹君(公明)山口富男君(共産) 土井たか子君(社民)(公述人)法政大学法学部教授 江橋 崇君桐蔭横浜大学法学部教授、岐阜女子大学名誉教授チベット文化研究所名誉所長ペマ・ギャルポ君関西大学法科大学院教授 村田尚紀君(質疑者)	
			松宮 勲君(自民) 長島 昭久君(民主) 太田 昭宏君(公明)	
			山口 富男君(共産) 照屋 寛徳君(社民)	5h53
11.25(木)	公聴会第3回	日本国憲法に関する件	公述人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (公述人) 足立区議会議員 白石 正輝 君会社員 篠原 裕明 君電気機器メーカー人事課長 平塚 章文 君(質疑者) 柴山 昌彦君(自民) 馬淵 澄夫君(民主) 古屋 範子君(公明) 山口 富男君(共産) 照屋 寛徳君(社民) (公述人) 団体職員 山田 淳平 君大学生 青龍美和子 君無職 森 信幸 君(質疑者) 葉梨 康弘君(自民) 和田 隆志君(民主) 福島 豊君(公明) 山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民)	5h45
12. 2(木)	第4回	日本国憲法に関する件	「国会・内閣」について、自由討議を行った。 (発言者) 永岡 洋治君(自民) 鈴木 克昌君(民主) 佐藤 茂樹君(公明) 山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民) 森山 眞弓君(自民) 古川 元久君(民主) 中川 正春君(民主) 船田 元君(自民) 葉梨 康弘君(自民) 辻 惠君(民主) 中谷 元君(自民) 葉梨 康弘君(民主) 赤松 正雄君(公明) 柴山 昌彦君(自民) 大出 彰君(民主) 赤松 正雄君(公明) 柴山 昌彦君(自民) 三原 朝彦君(自民) 山花 郁夫君(民主) 枝野 幸男君(民主) 渡海紀三朗君(自民) 坂本 剛二君(自民) 鹿野 道彦君(民主) (発言者) 船田 元君(自民) 女野 幸男君(民主) 太田 昭宏君(公明) 山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民) 野田 毅君(自民) 坂本 剛二君(自民) 古屋 圭司君(自民) 田中眞紀子君(自民) 中川 正春君(民主) 柴山 昌彦君(自民) 田中眞紀子君(自民) 中川 正春君(民主) 柴山 昌彦君(自民) 田中眞紀子君(自民) 小藤 剛二君(自民) 平井 卓也君(自民) 松宮 勲君(自民) 加藤 勝信君(自民) 平井 卓也君(自民) 大村 秀章君(自民) 加藤 勝信君(自民) 河野 太郎君(自民) 永岡 洋治君(自民) 近藤 基彦君(自民) 河野 太郎君(自民) 永岡 洋治君(自民) 近藤 基彦君(自民) 河野 太郎君(自民) 和田 隆志君(民主) 中根 康浩君(民主) 青木 愛君(民主) 仏帝 茂樹君(公明)	5h45

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	畘間
第162[回国会			
			「天皇」について、自由討議を行った。	
			(発言者)	
			船田 元君(自民) 大出 彰君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明)	
			山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民) 赤松 正雄君(公明)	
			早川 忠孝君(自民) 葉梨 康弘君(自民) 柴山 昌彦君(自民)	
			保岡 興治君(自民) 池坊 保子君(公明) 古屋 圭司君(自民)	
			枝野 幸男君(民主) 永岡 洋治君(自民) 山花 郁夫君(民主)	
			高木 陽介君(公明) 野田 毅君(自民) 中川 正春君(民主)	
			加藤 勝信君(自民) 園田 康博君(民主) 鹿野 道彦君(民主)	
H17.			松野 博一君(自民) 松宮 勲君(自民) 三原 朝彦君(自民)	
	第1回	日本国憲法に関する件	中山太郎会長	
2. 3(木)			「安全保障・国際協力・非常事態」について、自由討議を行った。	
			(発言者)	
			近藤 基彦君(自民) 中川 正春君(民主) 太田 昭宏君(公明)	
			山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民) 早川 忠孝君(自民)	
			大村 秀章君(自民) 高木 陽介君(公明) 船田 元君(自民)	
			枝野 幸男君(民主) 葉梨 康弘君(自民) 古屋 圭司君(自民)	
			福島 豊君(公明) 柴山 昌彦君(自民) 大出 彰君(民主)	
			永岡 洋治君(自民) 園田 康博君(民主) 谷川 弥一君(自民)	
			赤松 正雄君(公明) 鹿野 道彦君(民主) 加藤 勝信君(自民)	
			保岡 興治君(自民) 平井 卓也君(自民)	5h08
			「国民の権利及び義務」について、自由討議を行った。	
			(発言者)	
			保利 耕輔君(自民) 園田 康博君(民主) 福島 豊君(公明)	
			高橋千鶴子君(共産) 土井たか子君(社民) 枝野 幸男君(民主)	
			池坊 保子君(公明) 早川 忠孝君(自民) 保岡 興治君(自民)	
			葉梨 康弘君(自民) 野田 毅君(自民) 船田 元君(自民)	
			高木 陽介君(公明) 永岡 洋治君(自民) 鹿野 道彦君(民主)	
			三原 朝彦君(自民) 鈴木 克昌君(民主) 赤松 正雄君(公明)	
			大出 章君(民主) 中川 正春君(民主) 平井 卓也君(自民)	
2.10(木)	第2回	日本国憲法に関する件	大村 秀章君(自民) 加藤 勝信君(自民) 松野 博一君(自民)	
۵.10(۲۱۸)	おん凹		稲見 哲男君(民主)	
			「国会・内閣等」について、自由討議を行った。	
			(発言者)	
			古屋 圭司君(自民) 鹿野 道彦君(民主) 高木 陽介君(公明)	
			塩川 鉄也君(共産) 土井たか子君(社民) 早川 忠孝君(自民)	
			葉梨 康弘君(自民) 辻 惠君(民主) 山花 郁夫君(民主)	
			中川 正春君(民主) 枝野 幸男君(民主) 柴山 昌彦君(自民)	
			太田 昭宏君(公明) 松宮 「勲君(自民) 永岡 洋治君(自民)	
			大村 秀章君(自民) 三原 朝彦君(自民) 野田 毅君(自民)	
			田中眞紀子君(民主) 保岡 興治君(自民) 中山 太郎会長	5h21

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	畘間
			「財政・地方自治」について、自由討議を行った。	
			(発言者)	
			早川 忠孝君(自民) 古川 元久君(民主) 山名 靖英君(公明)	
			告井 英勝君(共産) 土井たか子君(社民) 大村 秀章君(自民)	
			枝野 幸男君(民主) 葉梨 康弘君(自民) 桝屋 敬悟君(公明)	
			船田 元君(自民) 中川 正春君(民主) 鹿野 道彦君(民主)	
			鈴木 克昌君(民主) 柴山 昌彦君(自民) 大出 彰君(民主)	
			山花 郁夫君(民主) 赤松 正雄君(公明) 保岡 興治君(自民)	
2.17(木)	第3回	日本国憲法に関する件	辻 惠君(民主) 稲見 哲男君(民主) 加藤 勝信君(自民)	
2.17(7)	짜이다	口不回志がに対するロ	永岡 洋治君(自民) 三原 朝彦君(自民)	
			「司法・改正・最高法規等」について、自由討議を行った。	
			(発言者)	
			河野 太郎君(自民) 山花 郁夫君(民主) 大口 善德君(公明)	
			塩川 鉄也君(共産) 土井たか子君(社民) 早川 忠孝君(自民)	
			船田 元君(自民) 中川 正春君(民主) 葉梨 康弘君(自民)	
			枝野 幸男君(民主) 柴山 昌彦君(自民) 辻 惠君(民主)	
			野田 毅君(自民) 保岡 興治君(自民) 鹿野 道彦君(民主)	rl- 1 r
			永岡 洋治君(自民)	5h15
			「前文・その他」について、自由討議を行った。	
			福田 康夫君(自民) 鹿野 道彦君(民主) 赤松 正雄君(公明)	
			山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民) 早川 忠孝君(自民)	
			石田 祝稔君(公明) 丸谷 佳織君(公明) 中根 康浩君(民主)	
			船田 元君(自民) 高木美智代君(公明) 坂本 剛二君(自民) 葉梨 康弘君(自民) 永岡 洋治君(自民) 柴山 昌彦君(自民)	
			加藤 勝信君(自民) 松宮 勲君(自民) 平井 卓也君(自民)	
			は 恵君(民主) 枝野 幸男君(民主) 三原 朝彦君(自民)	
			保岡 興治君(自民) 中谷 元君(自民) 大出 章君(民主)	
2.24(木)	第4回	日本国憲法に関する件	「全体を通しての締め括り」として、自由討議を行った。	
2.2 1(7)	77.1		(発言者)	
			保岡 興治君(自民) 枝野 幸男君(民主) 太田 昭宏君(公明)	
			山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民) 船田 元君(自民)	
			葉梨 康弘君(自民) 河野 太郎君(自民) 大村 秀章君(自民)	
			柴山 昌彦君(自民) 松野 博一君(自民) 早川 忠孝君(自民)	
			和田 隆志君(民主) 平井 卓也君(自民) 森山 眞弓君(自民)	
			大出 章君(民主) 伊藤 公介君(自民) 永岡 洋治君(自民)	
			中川 正春君(民主) 二田 孝治君(自民) 山花 郁夫君(民主)	
			加藤 勝信君(自民) 古屋 圭司君(自民) 中谷 元君(自民)	
			三原 朝彦君(自民) 渡部 恒三君(民主) 赤松 正雄君(公明)	
			鹿野 道彦君(民主)	5h36
4.15(金)	第5回	報告書に関する件		

(2) 小委員会

ア 第 154 回国会・第 155 回国会

a 基本的人権の保障に関する調査小委員会

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	畘間
第 154 🛭	国国会			
H14. 2.14(木)	第1回	基本的人権の保障に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 成城大学法学部教授 棟居 快行 君 (質疑者) 松島みどり君(自民) 大出 彰君(民主) 太田 昭宏君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保守) 近藤 基彦君(自民) 今野 東君(民主) (自由討議における発言者) 中山 太郎会長 松島みどり君(自民) 春名 真章君(共産)	
			今野 東君(民主) 金子 哲夫君(社民) 茂木 敏充君(自民) 小林 憲司君(民主) 大出 彰君(民主) 葉梨 信行君(自民)	2h59
3.14(木)	第2回	基本的人権の保障に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 成蹊大学教授 安念 潤司 君 (質疑者) 葉梨 信行君(自民) 今野 東君(民主) 太田 昭宏君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 長勢 甚遠君(自民) 大出 彰君(民主) 近藤 基彦君(自民) (自由討議における発言者) 今野 東君(民主) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 大出 彰君(民主)	2h13
4.11(木)	第3回	基本的人権の保障に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 広島大学法学部長 阪本 昌成 君 (質疑者) 石破 茂君(自民) 小林 憲司君(民主) 太田 昭宏君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 貞章君(共産) 原 陽子君(社民) 井上 喜一君(保守) 土屋 品子君(自民) 大出 章(君(民主) 平井 卓也君(自民) (自由討議における発言者) 葉梨 信行君(自民) 土屋 品子君(自民) 原 陽子君(社民) 武山百合子君(自由) 中山 太郎会長 今野 東君(民主) 春名 真章君(共産)	2h57
5.23(木)	第4回	基本的人権の保障に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 日本政策研究センター所長 伊藤 哲夫 君 (質疑者) 長勢 甚遠君(自民) 今野 東君(民主) 太田 昭宏君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 貞章君(共産) 植田 至紀君(社民) 井上 喜一君(保守) 石破 茂君(自民) 小林 憲司君(民主) 葉梨 信行君(自民) (自由討議における発言者) 中野 寛成会長代理 葉梨 信行君(自民) 今野 東君(民主) 植田 至紀君(社民) 春名 貞章君(共産)	2h56

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	畘間
			参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人)	
			日本労働組合総連合会事務局長 草野 忠義 君 (質疑者)	
			石破 茂君(自民) 小林 憲司君(民主) 太田 昭宏君(公明)	
7. 4(木)	第5回	基本的人権の保障に関する件	武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保守) 近藤 基彦君(自民) 大出 章(君民主)	
			平井 卓也君(自民) (自由討議における発言者)	
			土屋 品子君(自民) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 中山 太郎会長 今野 東君(民主)	2h40
第 155 [<u> </u> 国会		THE AMARY AS AMERICAL	21140
			参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。	
			(参考人) 東京大学大学院教育学研究科教授 苅谷 剛彦 君 (質疑者)	
H14.	第1回	基本的人権の保障に関する件	谷川 和穂君(自民) 今野 東君(民主) 太田 昭宏君(公明)	
11.28(木)			武山百合子君(自由) 山口 富男君(共産) 山内 惠子君(社民) 井上 喜一君(保守) 近藤 基彦君(自民) 小林 憲司君(民主)	
			倉田 雅年君(自民)	
			(自由討議における発言者)	01.0~
			山内 惠子君(社民) 山口 富男君(共産) 谷川 和穂君(自民)	2h37

b 政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	畘間
第 154 🗓	国会			
			参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。	
			(参考人)	
			東京大学教授 高橋 和之 君	
			奥野 誠亮君(自民) 松沢 成文君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明)	
H14.	第1回	政治の基本機構の	藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保守) 谷垣 禎一君(自民) 島 聡君(民主)	
2.14(木)	第 1凹	あり方に関する件	中山 正暉君(自民)	
			(自由討議における発言者)	
			中村 哲治君(民主) 奥野 誠亮君(自民) 島 聡君(民主)	
			中山 太郎会長 山口 富男君(共産) 松沢 成文君(民主)	
			斉藤 鉄夫君(公明) 伴野 豊君(民主) 金子 哲夫君(社民)	
			中野 寛成会長代理	2h56
			参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。	
			(参考人)	
			北海道大学大学院法学研究科教授 山口 二郎 君	
			(質疑者) 額賀福志郎君(自民) 島 聡君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明)	
		政治の基本機構の	藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 北川れん子君(社民)	
3.14(木)	第2回	あり方に関する件	井上 喜一君(保守) 伊藤 公介君(自民) 伴野 豊君(民主)	
			奥野 誠亮君(自民)	
			(自由討議における発言者)	
			松沢 成文君(民主) 北川れん子君(社民) 奥野 誠亮君(自民)	
			山口 富男君(共産) 伊藤 公介君(自民) 斉藤 鉄夫君(公明)	
			井上 喜一君(保守) 中山 太郎会長 中野 寛成会長代理	2h58

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	昁間
4.11(木)	第3回	政治の基本機構の あり方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。	
			(参考人)	
			京都大学教授 大石 眞 君	
			(質疑者)	
			奥野 誠亮君(自民) 松沢 成文君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明)	
			藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民)	
			井上 喜一君(保守) 中山 正暉君(自民) 伴野 豊君(民主)	
			伊藤 達也君(自民)	
			(自由討議における発言者)	
			藤島 正之君(自由) 中山 太郎会長 山口 富男君(共産)	
			金子 哲夫君(社民) 中野 寛成会長代理 島 聡君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明)	01-00
			月藤 秋天有(公明) 参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。	2h36
5.23(木)	第4回	政治の基本機構の あり方に関する件	参考人がら思えて帰収し、真梨で1] がた後、日田的職で1] がに。 (参考人)	
			くぎらん) 大阪大学大学院法学研究科教授 松井 茂記 君	
			(質疑者)	
			藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民)	
			井上 喜一君(保守) 額賀福志郎君(自民) 伴野 豊君(民主)	
			(自由討議における発言者)	
			島 聡君(民主) 中山 正暉君(自民) 奥野 誠亮君(自民)	
			仙谷 由人君(民主) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民)	
			藤島 正之君(自由)	2h37
7. 4(木)	第5回	政治の基本機構の あり方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。	
			(参考 人)	
			高崎経済大学助教授 八木 秀次 君	
			(質疑者)	
			奥野 誠亮君(自民) 伴野 豊君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明)	
			藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民)	
			井上 喜一君(保守) 中山 正暉君(自民) 島 聡君(民主)	
			(自由討議における発言者) 中山 正暉君(自民)	2h19
第 155 [中山 正啤石(白氏)	21119
100 cK			参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。	
H14. 11.14(木)	第1回	政治の基本機構の あり方に関する件	参考人がら思えて帰収し、負料で1] かに仮、日田削譲で1] かに。 (参考人)	
			くぎらへ) 京都大学総合人間学部助教授	
			中山 正暉君(自民) 伴野 豊君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明)	
			藤島 正之君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民)	
			松浪健四郎君(保守) 福井 照君(自民) 仙谷 由人君(民主)	
			(自由討議における発言者)	
			奥野 誠亮君(自民) 春名 真章君(共産) 仙谷 由人会長代理	2h37

c 国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会

年月日	回次	議題	プリノバに関する明旦小安貝云 議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	畘間
第154		HJANGE	NATIONAL PROPERTY OF THE PROPE	1 - 31-3
7,000			参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 名古屋大学大学院法学研究科教授 松井 芳郎 君	
H14. 2.28(木)	第1回	国際社会における日本の あり方に関する件	(質疑者) 近藤 基彦君(自民) 首藤 信彦君(民主) 赤松 正雄君(公明) 藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 大島 令子君(社民) 西川太一郎君(保守) 平井 卓也君(自民) 山田 敏雅君(民主) 土屋 品子君(自民) (自由討議における発言者) 中野 寛成会長代理 山口 富男君(共産) 葉梨 信行君(自民) 大島 令子君(社民) 中山 太郎会長 赤松 正雄君(公明) 山田 敏雅君(民主)	2h46
3.28(木)	第2回	国際社会における日本の あり方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 日本貿易振興会理事長 畠山 襄君(質疑者) 石川 要三君(自民) 中川 正春君(民主) 赤松 正雄君(公明) 武山百合子君(自由) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民) 西川太一郎君(保守) 平井 卓也君(自民) 山田 敏雅君(民主) 伊藤信太郎君(自民) 中川 昭一小委員長(自由討議における発言者) 伊藤信太郎君(自民) 首藤 信彦君(民主) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民) 中村 哲治君(民主) 平井 卓也君(自民) 山田 敏雅君(民主)	2h43
5. 9(木)	第3回	国際社会における日本の あり方に関する件	参考人から息見を総取し、資無を行うた後、自由的議を行うた。 (参考人) 株式会社三井物産戦略研究所所長 寺島 実郎 君 (質疑者) 平井 卓也君(自民) 中村 哲治君(民主) 赤松 正雄君(公明) 藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 阿部 知子君(社民) 井上 喜一君(保守) 石川 要三君(自民) 首藤 信彦君(民主) 土屋 品子君(自民) (自由討議における発言者) 赤松 正雄君(公明) 中村 哲治君(民主) 山口 富男君(共産) 井上 喜一君(保守) 中山 太郎会長 中川 正春君(民主)	3h01
6. 6(木)	第4回	国際社会における日本の あり方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 杏林大学総合政策学部教授 田久保忠衛 君 (質疑者) 高村 正彦君(自民) 山田 敏雅君(民主) 赤松 正雄君(公明) 藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保守) 近藤 基彦君(自民) 首藤 信彦君(民主) 平井 卓也君(自民) (自由討議における発言者) 金子 哲夫君(社民) 赤松 正雄君(公明) 藤島 正之君(自由) 中山 太郎会長	2h38
7.11(木)	第5回	国際社会における日本の あり方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 東京大学社会科学研究所助教授 中村 民雄 君 (質疑者) 近藤 基彦君(自民) 山田 敏雅君(民主) 赤松 正雄君(公明) 藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保守) 石川 要三君(自民) 首藤 信彦君(民主) (自由討議における発言者) 赤松 正雄君(公明) 中野 寛成会長代理 中山 太郎会長	2h27

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)					
第 155 [第 155 回国会							
			参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 政策研究大学院大学助教授 岩間 陽子 君 (質疑者) 山口 泰明君(自民) 山田 敏雅君(民主) 赤松 正雄君(公明)					
H14. 11.14(木)	第1回	国際社会における日本の あり方に関する件	藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保守) 近藤 基彦君(自民) 中川 正春君(民主) 平井 卓也君(自民)					
			(自由討議における発言者)					
			赤松 正雄君(公明) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民)					
			中山 太郎会長 仙谷 由人会長代理 下地 幹郎君(自民)	2h50				

d 地方自治に関する調査小委員会

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	時間
第154	回国会			
			参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 筑波大学教授 岩崎美紀子 君 (質疑者)	
H14. 2.28(木)	第1回	地方自治に関する件	葉梨 信行君(自民) 中村 哲治君(民主) 江田 康幸君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 日森 文尋君(社民) 小池百合子君(保守) 平井 卓也君(自民) 筒井 信隆君(民主) 渡辺 博道君(自民) (自由討議における発言者)	
			春名 真章君(共産) 中山 太郎会長 森岡 正宏君(自民) 永井 英慈君(民主) 葉梨 信行君(自民) 中川 正春君(民主) 中野 寛成会長代理	2h50
3.28(木)	第2回	地方自治に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 東京大学大学院法学政治学研究科教授 森田 朗君 (質疑者) 伊藤 公介君(自民) 中川 正春君(民主) 江田 康幸君(公明) 藤島 正之君(自由) 春名 真章君(共産) 横光 克彦君(社民) 渡辺 博道君(自民) 中村 哲治君(民主) 森岡 正宏君(自民) (自由討議における発言者) 伊藤 公介君(自民) 中村 哲治君(民主) 春名 真章君(共産) 中川 正春君(民主) 永井 英慈君(民主) 平井 卓也君(自民) 横光 克彦君(社民)	2h40
5. 9(木)	第3回	地方自治に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 東京大学教授 神野 直彦 君 (質疑者) 伊藤 公介君(自民) 永井 英慈君(民主) 江田 康幸君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保守) 森岡 正宏君(自民) 筒井 信隆君(民主) 平井 卓也君(自民) (自由討議における発言者) 金子 哲夫君(社民) 春名 真章君(共産) 永井 英慈君(民主)	2h42

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	矒間
			参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。	
			(参考人)	
			鳥取県知事 片山 善博 君	
			(質疑者)	
			伊藤 公介君(自民) 中川 正春君(民主) 江田 康幸君(公明)	
0 0(+)	₩ 4 🗔	+44 ナウン/1-181 ナフ <i>/</i> ナ	武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民)	
6. 6(木)	第4回	地方自治に関する件	西川太一郎君(保守) 森岡 正宏君(自民) 永井 英慈君(民主)	
			渡辺 博道君(自民)	
			(自由討議における発言者)	
			西川太一郎君(保守) 中野 寛成会長代理 今野 東君(民主)	
			伊藤 公介君(自民) 平井 卓也君(自民) 春名 真章君(共産)	
			金子 哲夫君(社民) 武山百合子君(自由)	2h56
			参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。	
			(参考人)	
			三重県知事 北川 正恭 君	
		地方自治に関する件	(質疑者)	
			渡辺 博道君(自民) 山田 敏雅君(民主) 江田 康幸君(公明)	
7.11(木)	第5回		武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民)	
7.11(/N)	(毎3四		井上 喜一君(保守) 伊藤 公介君(自民) 中村 哲治君(民主)	
			保岡の興治小委員長	
			(自由討議における発言者)	
			伊藤 公介君(自民) 森岡 正宏君(自民) 中野 寛成会長代理	
			中川 正春君(民主) 永井 英慈君(民主) 保岡 興治小委員長	
			春名 真章君(共産)	2h39
第155[国会			
			参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。	
			(参考人)	
			志木市長 穂坂 邦夫 君	
			(質疑者)	
H14.			森岡 正宏君(自民) 筒井 信隆君(民主) 江田 康幸君(公明)	
11.28(木)	第1回	地方自治に関する件	武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民)	
11.28(/N)			井上 喜一君(保守) 平井 卓也君(自民) 中村 哲治君(民主)	
			佐藤 勉君(自民)	
			(自由討議における発言者)	
			春名 真章君(共産) 中村 哲治君(民主) 平井 卓也君(自民)	
			中川 正春君(民主) 金子 哲夫君(社民)	2h38

イ 第156回国会~第159回国会

a 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	畘間
第 156 🛭	1国会			
H15. 2. 6(木)	第1回	最高法規としての憲法の あり方に関する件 (象徴天皇制)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 國學院大学講師、東京経済大学講師 元共同通信記者 髙橋 紘君 (質疑者) 森岡 正宏君(自民) 伴野 豊君(民主) 赤松 正雄君(公明) 藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 北川れん子君(社民) 山谷えり子君(新朔) 近藤 基彦君(自民) 大畠 章宏君(民主) 平井 卓也君(自民) (自由討議における発言者) 奥野 誠亮君(自民) 中山 太郎会長 山口 富男君(共産) 北川れん子君(社民) 赤松 正雄君(公明) 仙谷 由人会長代理 中野 寛成君(民主)	2h52
3. 6(木)	第2回	最高法規としての憲法の あり方に関する件 (象徴天皇制)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 元最高裁判所判事 園部 逸夫 君 (質疑者) 平井 卓也君(自民) 中野 寛成君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 北川れん子君(社民) 井上 喜一君(除納) 森岡 正宏君(自民) (伴野 豊君(民主) 近藤 基彦君(自民) (自由討議における発言者) 奥野 誠亮君(自民) 島 聡君(民主) 山口 富男君(共産)	2h31
4. 3(木)	第3回	最高法規としての憲法の あり方に関する件 (硬性憲法としての改正手続)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会調査室主任 北海道大学名誉教授 高見 勝利 君 日本大学法学部教授 長尾 龍一君 (質疑者) 近藤 基彦君(自民) 伴野 豊君(民主) 遠藤 和良君(公明) 藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 北川れん子君(社民) 井上 喜一君(保納) 平井 卓也君(自民) 島 聡君(民主) 森岡 正宏君(自民) (自由討議における発言者) 藤島 正之君(自由) 平井 卓也君(自民) 山口 富男君(共産) 大畠 章宏君(民主) 遠藤 和良君(公明) 北川れん子君(社民) 仙谷 由人会長代理 奥野 誠亮君(自民)	3h14
5. 8(木)	第4回	最高法規としての憲法の あり方に関する件 (明治憲法と日本国憲法)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京大学名誉教授 坂野 潤治 君 (質疑者) 森岡 正宏君(自民) 中野 寛成君(民主) 遠藤 和良君(公明) 藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 北川れん子君(社民) 井上 喜一君(除新) 平林 鴻三君(自民) 仙谷 由人君(民主) 平井 卓也君(自民)	2h26

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	昁間
		最高法規としての憲法の	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 鹿島建設株式会社常任顧問 英 正道 君 (質疑者)	
7. 3(木)	第5回	あり方に関する件 (前文)	平井 卓也君(自民) 仙谷 由人君(民主) 遠藤 和良君(公明) 藤島 正之君(自由) 春名 真章君(共産) 北川れん子君(社民) 井上 喜一君(保護) 森岡 正宏君(自民) 中野 寛成君(民主) 葉梨 信行君(自民) (自由討議における発言者)	
			奥野 誠亮君(自民) 春名 真章君(共産) 仙谷 由人会長代理	2h45
		会議を開かなかった。		
		委員会を設置しなかった。		
第 159 🛭	山当云		参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。	1
H16. 2. 5(木)	第1回	最高法規としての憲法の あり方に関する件 (天皇制)	(参考人) 流通経済大学法学部教授、九州大学名誉教授 横田 耕一 君 (質疑者) 森岡 正宏君(自民) 大出 章君(民主) 赤松 正雄君(公明) 山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民) 下村 博文君(自民) 計屋 圭宏君(民主) 小野 晋也君(自民) (自由討議における発言者) 船田 元君(自民) 山口 富男君(共産) 小野 晋也君(自民)	
			大出 彰君(民主) 森岡 正宏君(自民)	2h33
3. 4(木)	第2回	最高法規としての憲法の あり方に関する件 (直接民主制の諸制度)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 大阪産業大学人間環境学部助教授 井口 秀作 君 (質疑者) 船田 元君(自民) 大出 彰君(民主) 赤松 正雄君(公明) 山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民) 下村 博文君(自民) 小林 憲司君(民主) 森岡 正宏君(自民) (自由討議における発言者) 船田 元君(自民) 山口 富男君(共産) 中山 太郎会長	
			大出 章君(民主) 増子 輝彦君(民主) 最高裁判所当局から説明を聴取し、参考人から意見を聴取し、質 疑を行った後、自由討議を行った。	2h21
		最高法規としての憲法の 第3回 あり方に関する件 (憲法保障)	(説明者) 最高裁判所事務総長 竹﨑 博允 君 (参考人)	
3.25(木)	第3回		(質疑者) 中山 太郎会長 古川 元久君(民主) 赤松 正雄君(公明) 山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民) 小野 晋也君(自民) 山花 郁夫君(民主) 下村 博文君(自民) (自由討議における発言者)	
			船田 元君(自民) 仙谷 由人会長代理 小野 晋也君(自民) 山口 富男君(共産) 山花 郁夫君(民主) 計屋 圭宏君(民主) 土井たか子君(社民) 中山 太郎会長	3h06
			参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 北星学園大学経済学部助教授 齊藤 正彰 君	
4.22(木)	第4回	最高法規としての憲法の あり方に関する件 (憲法と国際法)	(質疑者) 小野 晋也君(自民) 武正 公一君(民主) 赤松 正雄君(公明) 塩川 鉄也君(共産) 土井たか子君(社民) 下村 博文君(自民) 大出 章君(民主) 森岡 正宏君(自民) (自由討議における発言者)	
			船田 元君(自民) 武正 公一君(民主) 土井たか子君(社民) 大出 章君(民主)	2h30

b 安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会

年月日	回次	:休降及び国际励力寺に 議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	昁間
第 156 [国会		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	•
H15. 2. 6(木)	第1回	安全保障及び国際協力等に 関する件 (非常事態と憲法)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 拓殖大学国際開発学部教授 森本 敏 君 法政大学法学部教授 五十嵐敬喜 君 (質疑者) 下地 幹郎君(自民) 首藤 信彦君(民主) 赤松 正雄君(公明) 藤島 正之君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(除病) 近藤 基彦君(自民) 桑原 豊君(民主) 谷本 龍哉君(自民) (自由討議における発言者) 中山 太郎会長	2h53
3. 6(木)	第2回	安全保障及び国際協力等に 関する件 (非常事態と憲法)		2h56
4. 3(木)	第3回	安全保障及び国際協力等に 関する件 (国際協力)	小委員野田毅君(自民)及び首藤信彦君(民主)から意見を聴取し、質疑又は発言を行った後、自由討議を行った。 (質疑者又は発言者) 近藤 基彦君(自民) 今野 東君(民主) 赤松 正雄君(公明) 藤島 正之君(自由) 春名 真章君(共産) 今川 正美君(社民) (自由討議における発言者) 中山 太郎会長 中野 寛成君(民主) 桑原 豊君(民主) 中山 正暉君(自民) 今野 東君(民主) 春名 真章君(共産)	2h15
5. 8(木)	第4回	安全保障及び国際協力等に 関する件 (国際機関と憲法)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) AMDA グループ代表 特定非営利活動法人 AMDA 理事長 財団法人日本国際問題研究所理事長 (質疑者) 近藤 基彦君(自民) 桑原 豊君(民主) 遠藤 和良君(公明) 藤島 正之君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保護) 谷本 龍哉君(自民) 首藤 信彦君(民主) 下地 幹郎君(自民) 中山 太郎会長 (自由討議における発言者) 中山 正暉君(自民) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 中川 昭一君(自民) 仙谷 由人会長代理	3h27
7. 3(木)	第5回	安全保障及び国際協力等に 関する件 (憲法第9条)	小委員近藤基彦君(自民)及び藤井裕久君(自由)から意見を聴取し、 質疑又は発言を行った後、自由討議を行った。 (質疑者又は発言者) 谷川 和穂君(自民) 今野 東君(民主) 遠藤 和良君(公明) 春名 真章君(共産) 植田 至紀君(社民) 井上 喜一君(宗統) (自由討議における発言者) 仙谷 由人会長代理 近藤 基彦君(自民) 遠藤 和良君(公明) 井上 喜一君(保統) 首藤 信彦君(民主) 中野 寛成君(民主) 植田 至紀君(社民) 下地 幹郎君(自民) 春名 真章君(共産) 中山 正暉君(自民) 葉梨 信行君(自民) 桑原 豊君(民主) 藤島 正之君(自由) 中山 太郎会長	3h01

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	晡
第 157 [国会 名	会議を開かなかった。		
第 158 🗓	<u> </u>	小委員会を設置しなかった。		
第 159 [回国会			
H16. 2. 5(木)	第1回	安全保障及び国際協力等に 関する件 (憲法第9条)	小委員中谷元君(自民)及び松本剛明君(民主)から意見を聴取し、質疑又は発言を行った後、自由討議を行った。 (質疑者又は発言者) 大村 秀章君(自民) 武正 公一君(民主) 福島 豊君(公明) 山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民) (自由討議における発言者) 河野 太郎君(自民) 渡海紀三朗君(自民) 伊藤 公介君(自民) 山口 富男君(共産) 田中眞紀子君(民主) 土井たか子君(社民) 松本 剛明君(民主) 武正 公一君(民主) 中谷 元君(自民) 大村 秀章君(自民)	2h28
3. 4(木)	第2回	安全保障及び国際協力等に 関する件 (国家統合・国際機関への加入及 びそれに伴う国家主権の移譲)		3h39
3.25(木)	第3回	安全保障及び国際協力等に 関する件 (非常事態と憲法)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 岩手県立大学総合政策学部教授 小針 司君 防衛大学校助教授 松浦 一夫 君 (質疑者) 伊藤 公介君(自民) 松本 剛明君(民主) 福島 豊君(公明) 山口 富男君(共産) 東門美津子君(社民) 河野 太郎君(自民) 大出 彰君(民主) 平井 卓也君(自民) (自由討議における発言者) 平井 卓也君(自民) 渡海紀三朗君(自民) 大出 彰君(民主) 東門美津子君(社民) 松本 剛明君(民主) 中山 太郎会長	3h02
4.22(木)	第4回	安全保障及び国際協力等に 関する件 (地 或安全 保障)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 青山学院大学国際政治経済学部教授	2h23

c 基本的人権の保障に関する調査小委員会

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	問問
第 156 🖸	国会			•
H15. 2.13(木)	第1回	基本的人権の保障に関する件 (教育を受ける権利)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 慶應義塾学事顧問 日本私立学校振興・共済事業団理事長 鳥居 泰彦 君 岡村 遼司 君 (質疑者) 倉田 雅年君(自民) 水島 広子君(民主) 太田 昭宏君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 山内 惠子君(社民) 井上 喜一君(採摘) 野田 聖子君(自民) 今野 東君(民主) 長勢 甚遠君(自民) (自由討議における発言者) 平林 鴻三君(自民) 春名 真章君(共産) 小林 憲司君(民主) 山内 惠子君(社民) 山内 惠子君(社民) 山内 惠子君(社民) 山内 惠子君(社民) 山内 恵子君(社民) 山内 恵子君(社民) 山内 恵子君(社民) 山内 恵子君(社民) 山内 恵子君(社民) 山内 恵子君(社民)	3h27
3.13(木)	第2回	基本的人権の保障に関する件 (労働基本権)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 東京大学教授 市閣府情報公開審査会委員 元労働省女性局長 (質疑者) 野田 毅君(自民) 小林 憲司君(民主) 太田 昭宏君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保病) 平林 鴻三君(自民) 水島 広子君(民主) 谷本 龍哉君(自民) (自由討議における発言者) 倉田 雅年君(自民) 春名 真章君(共産) 平林 鴻三君(自民) 金子 哲夫君(社民) 今野 東君(民主) 大出 彰小委員長	3h05
5.15(木)	第3回	基本的人権の保障に関する件 (知る権利・アクセス権とプラ イバシー権)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 中央大学法学部教授 堀部 政男 君 (質疑者) 倉田 雅年君(自民) 小林 憲司君(民主) 太田 昭宏君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 北川れん子君(社民) 谷本 龍哉君(自民) 今野 東君(民主) 長勢 甚遠君(自民) 井上 喜一君(除新) (自由討議における発言者) 春名 真章君(共産) 今野 東君(民主) 平林 鴻三君(自民) 北川れん子君(社民) 倉田 雅年君(自民) 中山 太郎会長	2h58
6. 5(木)	第4回	基本的人権の保障に関する件(基本的人権と公共の福祉)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 千葉大学法経学部助教授 「小林 正弥 君 (質疑者) 葉梨 信行君(自民) 水島 広子君(民主) 太田 昭宏君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 北川れん子君(社民) 山谷えり子君(保税) 平林 鴻三君(自民) 今野 東君(民主) 野田 毅君(自民)	2h25

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	時間
			参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 北海道大学長 中村 睦男 君 東京学芸大学教育学部助教授 小塩 隆士 君	
7.10(木)	第5回	基本的人権の保障に関する件 (社会保障と憲法)	(質疑者) 倉田 雅年君(自民) 水島 広子君(民主) 太田 昭宏君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 北川れん子君(社民) 井上 喜一君(保護) 野田 聖子君(自民) 仙谷 由人君(民主) 谷本 龍哉君(自民)	
			(自由討議における発言者) 春名 真章君(共産) 葉梨 信行君(自民) 仙谷 由人会長代理 武山百合子君(自由) 倉田 雅年君(自民)	2h58
		会議を開かなかった。		
		小委員会を設置しなかった。		
第 159 🛭				1
			参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 中央大学(法科大学院開設準備室)教授 内野 正幸 君	
H16. 2.19(木)	第1回	基本的人権の保障に関する件 (法の下の平等)	(質疑者) 小野 晋也君(自民) 笠 浩史君(民主) 太田 昭宏君(公明) 山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民) 松野 博一君(自民) 辻 惠君(民主) 船田 元君(自民)	
			(自由討議における発言者) 中山 太郎会長 園田 康博君(民主) 棚橋 泰文君(自民) 小野 晋也君(自民) 村越 祐民君(民主) 山口 富男君(共産) 倉田 雅年君(自民) 土井たか子君(社民) 船田 元君(自民)	2h44
			参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。	21111
			(参考人) 学習院大学法学部長 野坂 泰司 君 (質疑者)	
3.11(木)	第2回	基本的人権の保障に関する件 (市民的・政治的自由)	棚橋 泰文君(自民) 笠 浩史君(民主) 太田 昭宏君(公明) 山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民) 倉田 雅年君(自民) 村越 祐民君(民主) 小野 晋也君(自民)	
			(自由討議における発言者) 辻 惠君(民主) 小野 晋也君(自民) 船田 元君(自民) 土井たか子君(社民) 松野 博一君(自民) 園田 康博君(民主) 中山 太郎会長	2h47
			参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。	W1111
			(参考人) 大阪大学大学院高等司法研究科教授 松本 和彦 君 (質疑者)	
4. 1(木)	第3回	基本的人権の保障に関する件 (公共の福祉)	平井 卓也君(自民) 笠 浩史君(民主) 太田 昭宏君(公明) 山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民) 松野 博一君(自民) 園田 康博君(民主) 船田 元君(自民)	
			(自由討議における発言者) 船田 元君(自民) 園田 康博君(民主) 小野 晋也君(自民) 土井たか子君(社民) 中山 太郎会長	2h31
			参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。	
5.20(木)			(参考人) 関西大学法科大学院教授 野呂 充君 (質疑者)	
	第4回	基本的人権の保障に関する件 (経済的・社会的・文化的自由)	小野 晋也君(自民) 村越 祐民君(民主) 太田 昭宏君(公明) 吉井 英勝君(共産) 土井たか子君(社民) 船田 元君(自民) 園田 康博君(民主) 平井 卓也君(自民)	
			(自由討議における発言者) 倉田 雅年君(自民) 船田 元君(自民) 園田 康博君(民主) 吉井 英勝君(共産)	2h23

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)					畘間	
			参考人力	から意見を聴取	し、質	疑を行った後、	自由討	i議を行った。	
			(参考)	()					
			早稲田	日大学法学部・	法務研	究科教授	Ħ	3口 守一君	
			(質疑	旨)					
	第5回	基本的人権の保障に関する件 回 (刑事手続上の権利・被害者の人権)	倉田	雅年君(自民)		惠君(民主)	太田	昭宏君(公明)	
5.27(木)			山口	富男君(共産)	照屋	寛徳君(社民)	松野	博一君(自民)	
			金田	誠一君(民主)	棚橋	泰文君(自民)			
			(自由記	寸議における発	言者)				
			村越	祐民君(民主)	棚橋	泰文君(自民)	山口	富男君(共産)	
			金田	誠一君(民主)	船田	元君(自民)	照屋	寛徳君(社民)	
			辻	惠君(民主)	倉田	雅年君(自民)	中山	太郎会長	2h35

d 統治機構のあり方に関する調査小委員会

年月日	回次	議題		畘間
		 	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	时间
第 156 🛭				
			参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 岩手県知事 増田 寛也 君 (質疑者)	
H15. 2.13(木)	第1回	統治機構のあり方に関する件 (地方自治)	谷川 和穂君(自民) 中川 正春君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 武山百合子君(自由) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保新) 佐藤 勉君(自民) 古川 元久君(民主) 福井 照君(自民)	
			(自由討議における発言者) 伊藤 公介君(自民) 金子 哲夫君(社民) 谷川 和穂君(自民) 古川 元久君(民主) 山口 富男君(共産) 斉藤 鉄夫君(公明) 中山 太郎会長	2h54
3.13(木)	第2回	統治機構のあり方に関する件 (地方自治)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 新潟県亀田町長 阿部 學雄 君 (質疑者) 福井 照君(自民) 古川 元久君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 武山百合子君(自由) 山口 富男君(共産) 北川れん子君(社民) 井上 喜一君(除務) 佐藤 勉君(自民) 中川 正春君(民主) 伊藤 公介君(自民) (自由討議における発言者) 島 聡君(民主) 谷川 和穂君(自民)	2h26
5.15(木)	第3回	統治機構のあり方に関する件 (司法制度及び憲法裁判所)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 前内閣法制局長官、弁護士 津野 修 君 前最高裁判所長官 山口 繁 君 (質疑者) 谷川 和穂君(自民) 末松 義規君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 武山百合子君(自由) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民) 佐藤 勉君(自民) 中川 正春君(民主) 福井 照君(自民) 井上 喜一君(除病) (自由討議における発言者) 野田 毅君(自民) 古川 元久君(民主) 金子 哲夫君(社民)	3h15

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	畘間
6. 5(木)	第4回	統治機構のあり方に関する件 (財政)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 神戸学院大学法学部法律学科助教授 窪田 好男 君 新潟大学助教授 桜内 文城 君 (質疑者) 葉梨 信行君(自民) 古川 元久君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明 武山百合子君(自由) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保病院) 伊藤 公介君(自民) 島 聡君(民主)福井 照君(自民) (自由討議における発言者) 公川 和穂君(自民) 仙谷 由人会長代理 古川 元久君(民主) 中山 太郎会長 杉浦 正健小委員長	3h15
7.10(木)	第5回	統治機構のあり方に関する件 (国会と内閣の関係)	国立国会図書館当局から説明を聴取した。 (説明者) 国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会調査室主任 高見 勝利 君 小委員古川元久君(民主)及び井上喜一君(保守新党)から意見を聴取し、質疑又は発言を行った後、自由討議を行った。 (質疑者又は発言者) 谷川 和穂君(自民) 中川 正春君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 貞章君(共産) 金子 哲夫君(社民) (自由討議における発言者) 中山 太郎会長 古川 元久君(民主) 井上 喜一君(除)税 葉梨 信行君(自民) 伊藤 公介君(自民) 春名 貞章君(共産) 仙谷 由人会長代理	2h35
第157回	回国会 名	会議を開かなかった。		
第158回	回国会 /	小委員会を設置しなかった。		
第 159 🛭	回国会			
H16. 2.19(木)	第1回	統治機構のあり方に関する件 (司法制度)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 立命館大学法学部教授 市川 正人 君 (質疑者) 二田 孝治君(自民) 辻 惠君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 山口 富男君(共産) 山本喜代宏君(社民) 永岡 洋治君(自民) 鈴木 克昌君(民主) 森山 眞弓君(自民) (自由討議における発言者) 早川 忠孝君(自民) 中山 太郎会長 鹿野 道彦君(民主) 鈴木 克昌君(民主)	2h24
3.11(木)	第2回	統治機構のあり方に関する件 (人権擁護委員会その他の準司 法機関・オンブズマン制度)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 東海大学政治経済学部教授 宇都宮深志 君 (質疑者) 杉浦 正健君(自民) 鹿野 道彦君(民主) 福島 豊君(公明) 山口 富男君(共産) 阿部 知子君(社民) 辻 惠君(民主) 衛藤征土郎君(自民) (自由討議における発言者) 古屋 圭司君(自民) 杉浦 正健君(自民) 玄葉光一郎君(民主) 辻 惠君(民主) 阿部 知子君(社民) 鹿野 道彦君(民主) 鈴木 克昌君(民主) 永岡 洋治君(自民)	2h35
4. 1(木)	第3回	統治機構のあり方に関する件 (財政)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京大学大学院去学政治学研究科教授 碓井 光明 君 千葉大学法経学部教授 広井 良典 君 (質疑者) 永岡 洋治君(自民) 玄葉光一郎君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民) 森山 眞弓君(自民) 津村 啓介君(民主) 岩永 峯一君(自民)	2h20

年月日	回次	議題	議事等(質疑者及び発言者は重複を除く発言順)	畘間
5.20(木)	第4回	統治機構のあり方に関する件 (中央政府と地方政府の権限の あり方)	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) (財地方自治総合研究所理事・主任研究員 辻山 幸宣 君 (質疑者) 野田 毅君(自民) 玄葉光一郎君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 山口 富男君(共産) 照屋 寛徳君(社民) 二田 孝治君(自民) 稲見 哲男君(民主) 永岡 洋治君(自民) (自由討議における発言者) 照屋 寛徳君(社民) 増子 輝彦君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 中山 太郎会長 辻 惠君(民主)	2h19
5.27(木)	第5回	統治機構のあり方に関する件 (二院制と会計検査制度)	会計検査院当局から説明を聴取し、参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (説明者) 会計検査院長 森下 伸昭 君 (参考人) 一橋大学大学院法学研究科助教授 只野 雅人 君 (質疑者) 中山 太郎会長 鹿野 道彦君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 山口 富男君(共産) 土井たか子君(社民) 岩永 峯一君(自民) 馬淵 澄夫君(民主) 古屋 圭司君(自民) (自由討議における発言者) 辻 惠君(民主) 山口 富男君(共産) 船田 元君(自民) 土井たか子君(社民)	2h47

(3) 開会時間合計

憲法調査会	222 時間 48 分
公聴会	25 時間 45 分
地方公聴会	32 時間 16 分
基本的人権の保障に関する調査小委員会	44 時間 15 分
政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会	16 時間 03 分
国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会	16 時間 25 分
地方自治に関する調査小委員会	16 時間 25 分
最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会	24 時間 18 分
安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会	26 時間 04 分
統治機構のあり方に関する調査小委員会	26 時間 50 分

総計 451 時間 09 分

(注)「憲法調査会の開会時間合計」及び「総計」には、第 162 回国会平成 17 年 4 月 15 日の憲 法調査会の開会時間は含まれていない。

9 「憲法のひろば」のデータ

(1) 受付意見総数 2541 件 (平成 17 年 3 月 31 日現在)

(2) 年齡別内訳

10代	20代	30代	40 代	50代	60 代	70代	80代	90代	不明
13	63	35	33	40	276	91	30	6	1954

(3) 媒体別・受付月別内訳

	T14.77	14 404	+_+==	まフィー	- I
	FAX	はがき	封書	電子メール	計
H12年 2月	12	8	23	0	43
3月	21	32	51	1	105
4月	9	4	10	15	38
5月	12	13	21	18	64
6月	3	6	6	7	22
7月	5	2	7	1	15
8月	3	2	12	11	28
9月	6	62	4	3	75
10月	3	147	3	3	156
11月	5	84	12	16	117
12月	3	91	10	12	116
H13年 1月	5	81	8	4	98
2月	3	62	5	4	74
3月	4	81	13	7	105
4月	8	35	10	3	56
5月	9	43	5	6	63
6月	10	17	13	2	42
7月	1	10	9	3	23
8月	6	11	10	4	31
9月	4	7	7	0	18
10月	10	178	6	3	197
11月	5	45	7	5	62
12月	4	9	3	2	18
H14年 1月	4	8	4	0	16
2月	3	12	0	1	16
3月	3	4	2	3	12
4月	24	20	44	1	89
5月	6	7	30	3	46
6月	4	3	5	2	14
7月	6	3	15	2	26
8月	4	1	4	1	10
9月	3	1	4	0	8
10月	3	3	4	1	11
11月	4	14	6	2	26
12月	5	39	5	2	51

	FAX	はがき	封書	電子メール	計
H15年 1月	4	26	5	4	39
2月	5	39	8	4	56
3月	5	73	5	1	84
4月	3	7	7	1	18
5月	5	19	10	1	35
6月	3	2	2	3	10
7月	6	1	6	1	14
8月	8	7	0	2	17
9月	6	19	3	0	28
10月	6	9	0	2	17
11 月	9	50	1	2	62
12月	7	1	0	2	10
H16年 1月	7	6	3	1	17
2月	4	4	5	1	14
3月	7	4	12	2	25
4月	7	4	2	1	14
5月	7	2	5	1	15
6月	3	2	3	0	8
7月	3	1	5	2	11
8月	7	0	2	2	11
9月	5	3	5	1	14
10月	4	1	7	2	14
11月	7	0	8	16	31
12月	6	0	2	13	21
H17年 1月	10	3	4	5	22
2月	8	1	8	5	22
3月	10	0	5	6	21
計	382	1429	501	229	2541

(4) 分野別内訳

	改憲意見	護慧見		戏意見	護慧見
前文に関するもの	36	189	司法に関するもの	16	3
天皇に関するもの	87	19	財政に関するもの	14	3
戦争放棄に関するもの	115	1484	地方自治に関するもの	12	3
権利・義務に関するもの	54	18	改正規定に関するもの	18	7
国会に関するもの	39	3	最高法規に関するもの	9	4
内閣に関するもの	32	8	その他	104	1231

(5) 立場別内訳

改憲の立場からの意見	護憲の立場からの意見
294	1539

(注)

-) 「(4)分野別内訳」に関しては、1通の「意見」の内容に、複数の分野に関する意見が 認められる場合、それぞれの分野においてカウントしている。(例:9条改正には反対だ が「新しい人権」規定には賛成するもの等)
-)「(5)立場別内訳」に関しては、各々の立場からの複数の意見が認められる場合であっても、まとめて1通としてカウントしている。(例:1通の封書において、「新しい人権」 及び首相公選制に関する憲法改正に賛成の意見が認められるもの等)
-)))及び)のため、「(4)分野別内訳」の各分野の意見の合計は、「(5)立場別内訳」 の意見数と一致しない。
-) その他、分類不能なものもあるため、各内訳の合計は「(1)受付意見総数」と一致しない。

10 憲法調査会ホームページへのアクセス件数

(単位:件)

		憲法調査会トップページ				
		日本語版	英語版			
	3月	2,718 (88)	- (-)			
	4月	3,853 (128)	- (-)			
	5月	8,332 (269)	- (-)			
	6月	4,172 (139)	- (-)			
	7月	4,047 (131)	344 (12)			
平成12年	8月	3,321 (107)	393 (13)			
	9月	3,192 (106)	337 (11)			
	10月	4,056 (131)	443 (14)			
	11月	4,955 (165)	577 (19)			
	12月	4,562 (147)	228 (7)			
	年 計	43,208 (141)	2,322 (13)			
	1月	3,826 (123)	181 (6)			
	2月	4,297 (153)	286 (10)			
	3月	3,651 (118)	265 (9)			
	4月	3,367 (112)	274 (9)			
	5月	5,957 (192)	331 (11)			
	6月	5,190 (173)	315 (11)			
平成13年	7月	3,482 (112)	256 (8)			
	8月	3,101 (100)	263 (8)			
	9月	2,721 (91)	250 (8)			
	10月	3,833 (124)	376 (12)			
	11月	4,103 (137)	424 (14)			
	12月	3,097 (100)	321 (10)			
	年 計	46,625 (128)	3,542 (10)			
	1月	4,240 (137)	392 (13)			
	2月	4,326 (155)	429 (15)			
	3月	4,478 (144)	421 (14)			
	4月	5,365 (179)	547 (18)			
	5月	5,294 (171)	412 (13)			
	6月	4,795 (160)	373 (12)			
平成14年	7月	5,607 (181)	449 (14)			
	8月	3,161 (102)	515 (17)			
	9月	3,316 (111)	489 (16)			
	10月	5,154 (166)	543 (18)			
	11月	7,232 (241)	567 (19)			
	12月	4,453 (144)	500 (16)			
	年 計	57,421 (157)	5,637 (15)			

			憲法調査会	トップページ	
		日本語	版	英語	版
	1月	5,989	(193)	457	(15)
	2月	5,219	(186)	552	(20)
	3月	4,387	(142)	814	(26)
	4月	4,627	(154)	807	(27)
	5月	8,591	(277)	662	(21)
	6月	5,953	(198)	451	(15)
平成15年	7月	5,483	(177)	456	(15)
	8月	3,486	(112)	586	(19)
	9月	4,055	(135)	566	(19)
	10月	6,083	(196)	672	(22)
	11月	6,763	(225)	801	(27)
	12月	4,542	(147)	697	(22)
	年 計	65,178	(179)	7,521	(21)
	1月	8,023	(259)	635	(20)
	2月	6,730	(232)	768	(26)
	3月	6,440	(208)	822	(27)
	4月	6,447	(215)	643	(21)
	5月	7,693	(248)	779	(25)
	6月	7,245	(242)	736	(25)
平成16年	7月	6,393	(206)	582	(19)
	8月	6,477	(209)	837	(27)
	9月	5,572	(186)	621	(21)
	10月	6,346	(205)	763	(25)
	11月	7,819	(261)	838	(28)
	12月	6,314	(204)	853	(28)
	年計	81,499	(223)	8,877	(24)
	1月	7,524	(243)	686	(22)
平成17年	2月	9,373	(335)	724	(26)
_ <i>+11</i> 2.11 +	3月	7,811	(252)	809	(26)
	年計	24,708	(275)	2,219	(25)
合計		318,639	(172)	30,118	(17)

(注)平成 12 年 3 月より集計を開始

()内は1日当たりの平均値

11 配付資料一覧

(1) 委員等提出資料 (レジュメ)

ア憲法調査会

委員	表題
松沢 成文君(民主) 「新民主憲法創造論」
首藤 信彦君(民主	
葉梨 信行君(自民) 「7月24日の自由討議一巡目の発言レジュメ」
仙谷 由人君(民主)「第 156 国会における憲法論議についての若干の感想」
金子 哲夫君(社民) 「03年7月24日・憲法調査会発言要旨」
仙谷 由人君(民主) 「選挙資金改革法違憲訴訟について」
保岡 興治君(自民) 「憲法改正プロジェクトチーム「論点整理」」
枝野 幸男君(民主) 「創憲に向けて、憲法提言 中間報告 (要約版)」
太田 昭宏君(公明) 「公明党憲法調査会による「論点整理」」
参考人	表題
西 修君 「日	日本国憲法成立過程に関する参考人意見陳述」
青山 武憲君 「日	日本国憲法制定過程の問題」
古関 彰一君 「日	日本国憲法制定の経緯をめぐって - 押しつけをどう見るか - 」
村田 晃嗣君 「日	日本国憲法制定の政治過程をめぐって」
長谷川正安君「夏	憲法の歴史を考える」
高橋 正俊君 「日	日本国憲法制定史とその法理的視角」
北岡 伸一君 「凡	歴史の中の日本国憲法」
進藤 榮一君 「日	日本国憲法の制定とその国際的意味 - それが指し示しているもの - 」
五百旗頭真君「意	憲法制定とその後」
天川 晃君 「源	憲法第8章「地方自治」をめぐって - その制定経緯と当時の状況 - 」
田中 明彦君 「2	1世紀の日本のあるべき姿」
曽野 綾子君 「2	1世紀の日本のあるべき姿」
近藤 大博君 「単	找後論調に日本・日本人の自画像を探る」
市村真一君「二	二十一世紀の日本のあるべき姿・二十一世紀の世界と日本と憲法問題・」
	1世紀の日本のあるべき姿~日本の政治の展望にそくして~」
小林 武君 「罰	憲法調査会で調査されるべき「21世紀の日本のあるべき姿」について」
121112	1世紀の日本のあるべき姿」
	国民憲法と「第三の開国」」
	21 世紀のあるべき姿について」の講演項目」
村上陽一郎君 「2	1世紀日本の社会 科学・技術の観点から」
	1世紀の日本のあるべき姿」
	ブローバリゼーションと国家」
	1世紀の日本のあるべき姿 国際社会における発言力と競争力」
	〇口問題から見たわが国の超長期展望」
孫 正義君 「2	1世紀の日本のあり方と憲法」

参	考人	表題
坂本多	多加雄君	「21 世紀日本のあるべき姿 - 国家をどう考えるか」
姜	尚中君	「二十一世紀の日本のあるべき姿 - 北東アジア「共同の家」をめざして」
木村	陽子君	「21 世紀の日本のあるべき姿 - 高齢社会と社会保障、地方分権」
大隈	義和君	「21 世紀のあるべき姿 - とくに『国』と『地方』の関係について」
大沼	保昭君	表題なし
森本	敏君	「21 世紀の日本のあるべき姿」
長谷部	『恭男君	表題なし
森田	朗君	「統治機構に関する諸問題 - 内閣制度を中心に - 」
武者小	路公秀君	「日本における人権保障問題とその対策」
畑尻	剛君	「選択肢の一つとしての憲法裁判所」
木村	利人君	「科学技術の進歩と憲法 - バイオエシックスの視座から - 」

イ 公聴会

公述人		表題
猪口	邦子君	「公述の骨子」
川本	裕子君	「憲法と日本経済 - 憲法論議への期待」
小熊	英二君	「第9条の歴史的経緯について」
船曳	建夫君	「憲法9条をめぐる戦略的平和論」
山崎	正和君	「憲法改正問題・報告メモ」
吉田	健一君	「公聴会での意見骨子」
安保	克也君	「戦争の放棄(・新しい戦争における思考・)」
浅岡	美恵君	「憲法と人権規定の見直しについて」
植松	治雄君	「衆議院憲法調査会公聴会意見陳述レジュメ」
暉峻	淑子君	表題なし
高竹	和明君	「社団法人日本青年会議所公述意見書」
寺中	誠君	「衆議院憲法調査会での公述要旨」
江橋	崇君	「衆議院憲法調査会公聴会における意見」
ペマ・ギャルポ君		「日本国憲法に関する私見」
村田	尚紀君	「憲法・国民主権・立憲主義」

ウ 小委員会(第154回国会及び第155回国会)

a 基本的人権の保障に関する調査小委員会

参考人	表題
棟居 快行君	「新時代の人権保障」
安念 潤司君	「外国人の人権」
阪本 昌成君	「「新しい人権」について」
伊藤 哲夫君	「基本的人権の保障について」
草野 忠義君	「労働基本権と雇用対策について」
苅谷 剛彦君	「教育をめぐる「階層差」の拡大と「基本的人権」」

b 政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会

参考人	表題
山口 二郎君	「統治機構を再検討する視点 - 議院内閣制を中心に」
大石 眞君	「両院制と選挙制度のあり方」
松井 茂記君	「司法審査制度の在り方について」
八木 秀次君	「明治憲法体制下の統治構造」
高田 篤君	「政党について」

c 国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会

参考人	表題	
₩₩ * • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	「国際社会における日本のあり方 - 特に PKO、PKF を中心とした国際協力の	
松井 芳郎君	あり方 - 」	
畠山 襄君	「国際社会における日本のあり方に関する件 (FTA を中心に)」	
田久保忠衛君	「国際社会における日本のあり方」	
中村 民雄君	「EU 憲法制定の動きと各国憲法」	
岩間 陽子君	「憲法と危機管理 - ドイツの場合 - 」	

d 地方自治に関する調査小委員会

参考人	表題
岩崎美紀子君	表題なし
森田 朗君	「分権改革の課題」
神野 直彦君	「地方自治と地方財政」
片山 善博君	「地方分権を実現するための諸課題」
穂坂 邦夫君	「基礎的自治体の主張」

エ 小委員会 (第156回国会及び第159回国会)

a 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会

参考人		表題		
園部	逸夫君	「象徴天皇制 (天皇の権限・国事行為等を中心として)」		
高見	勝利君	「憲法改正規定の概要と憲法 96 条の沿革説明」		
長尾	龍一君	「硬性憲法の思想的問題」		
坂野	潤治君	「明治憲法の成立と展開」		
英	正道君	「衆議院憲法調査会「最高法規小委員会」における発言概要」		
横田	耕一君	表題なし		
井口	秀作君	「直接民主制について」		
笹田	栄司君	「違憲審査制の活性化について」		
齊藤	正彰君	「憲法と国際法 (特に、人権の国際的保障)」		

b 安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会

	小委員		表題	
野田	毅君(自民)		「「国際協力 - 特に、ODA のあり方を中心として - 」に関する基調発言」	
首藤	信彦君(目	民主)	「憲法調査会基調発言(ODA のあり方を中心として)」	
近藤	近藤 基彦君(自民)		「「憲法9条(戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認)について - 自衛隊の	
近 膝	空沙石(1	二氏丿	海外派遣をめぐる憲法的諸問題」に関する基調発言」	
藤井	裕久君(目	自由)	「憲法調査会(安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会)レジメ」	
中谷	元君([自民)	「憲法調査会 安全保障問題」	
松本	剛明君(目	民主)	「憲法調査会基調発言レジュメ」	
参	考人		表題	
森本	敏君	「非常事態と憲法・テロ等への対処を中心として・」		
五十屆	五十嵐敬喜君 「憲		去と非常事態について」	
小川	和久君	「非常	常事態と憲法 自然災害等への対処を中心として」	
菅波	茂君	表題	なし	
佐藤	行雄君	「国連と日本」		
ベルン	ベルンハルド・			
ツェフ	プタ - 君	△人7	州統合プロセスと憲法草案 」	
小針	司君	「非常	常事態と憲法 (国民保護法制を含む)」	
松浩	+-	「非常	常事態と憲法 (国民保護法制を含む): 諸外国の国民保護法制 - とくにド	
化分用	一夫君 	イゾ	ソの法制を中心に - 」	
菊池	努君	「地	或安全保障問題 (アジア太平洋)」	

c 基本的人権の保障に関する調査小委員会

参考人	表題
鳥居 泰彦君	「教育を受ける権利」
岡村 遼司君	「「教育を受ける権利(教育基本法改正を含む)」に関する意見」
菅野 和夫君	「公務員の労働基本権 - 公務員制度改革との関連で」
藤井 龍子君	「男女共同参画の視点から見た労働基本権(働く権利)について」
	「日本と世界の知る権利・情報公開論議」
堀部 政男君	「日本と世界のプライバシ・・個人情報保護論議」
	「日本と世界のアクセス権と知る権利・プライバシ - 権」
小林 正弥君	「コミュニタリアニズム的公共哲学からの一考察」
中村 睦男君	「社会保障と憲法」
小塩 隆士君	「衆議院憲法調査会・参考人発言メモ」
内野 正幸君	「現憲法下で差別撤廃策の推進を」
野坂 泰司君	「思想・良心の自由、信教の自由・政教分離原則について」
松本 和彦君	「表現の自由・学問の自由と公共の福祉 - 相互調整の原理」
野呂 充君	「経済的自由、特に、都市計画及び景観保護のための財産権制限について」
田口守一君	「刑事手続き上の人権(31条~40条)(行刑上の問題を含む)・被害者の人権」

d 統治機構のあり方に関する調査小委員会

小委員		表題		
古川 元久君(民主)		「国会と内閣の関係について」		
井上 喜一君(保守新党)		「国会と内閣の関係(国民主権と政治の基本機構のあり方全般)に 関するメモ」		
参考人		表題		
増田 寛也君	「統治機構を中心とした地方自治のあり方」			
阿部 學雄君	「憲法調	査会意見陳述レジュメ」		
津野 修君	「内閣法	「内閣法制局の組織及びその憲法解釈について」		
山口 繁君	「我が国	「我が国の憲法裁判制度及び最高裁判所による違憲審査権の行使について」		
窪田 好男君	「会計検査院と国会の関係を中心として」			
桜内 文城君	「国家の意思決定と財政システムのあり方について」			
市川 正人君	「司法権	のあり方について - 司法制度改革との関連で」		
宇都宮深志君	「オンブ	ズマン制度の特色と機能~制度導入の必要性と課題」		
碓井 光明君	「財政統	制のあり方」		
広井 良典君	「日本の社会保障をめぐる課題」			
辻山 幸宣君	「地方分	権・地方自治に関する意見」		
只野 雅人君	「二院制	についての検討」		

才 地方公聴会

意見陳述者	表題
手島 典男君	「発言要旨」
志村 憲助君	「環境問題について」
田中 英道君	「内向きの憲法だけでなく外向きの憲法をつくれ」
小田中聰樹君	「意見陳述項目」
遠藤 政則君	「21 世紀日本の主権者」
中田 作成君	「日本国憲法について(21世紀の日本のあるべき姿)の意見の概要」
西 英子君	「国際社会における日本の役割」
古井戸康雄君	「国際社会における日本の役割」
山内 徳信君	表題なし
垣花 豊順君	「21 世紀の日本と憲法」
稲津 定俊君	「『21 世紀の日本と憲法』概説」
馬杉 榮一君	「札幌地方公聴会発言レジメ」
山本 利男君	「基本的人権の保障のあり方」
鴨野 幸雄君	「地方自治について - 地方分権型行財政システムの確立」
草薙 順一君	「意見陳述書」
西原 一宇君	「意見陳述書」

(2) 海外調査報告書

- 『衆議院欧州各国憲法調査議員団報告書』
- 『衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書』
- 『衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書(別冊 訪問国等の憲法)』
- 『衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団報告書』
- 『衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団報告書(別冊 訪問国等の憲法)』
- 『衆議院米国、カナダ及びメキシコ憲法調査議員団報告書』
- 『衆議院 EU 憲法及びスウェ デン・フィンランド憲法調査議員団報告書』
- 『衆議院 EU 憲法及びスウェ デン・フィンランド憲法調査議員団報告書 (別冊 訪問国等の憲法・憲法条約)』

(3) 国立国会図書館提出資料

- 「各国における憲法裁判所の構成及び権限」
- 「主要国における議院内閣制・両院制(2003.7.10資料説明)」
- 「主要国の政治行政機構 議院内閣制に関する参考資料(1) 」
- 「プロイセン憲法・大日本帝国憲法・日本国憲法下の政治行政機構 議院内閣制に関する参 考資料(2) - 」
- 「二院制(両院制)に関する参考資料」

(4) 最高裁判所事務総局提出資料

- 「資料1 主な憲法裁判例年表」
- 「資料2 最高裁の違憲判決等」
- 「資料3 我が国及び諸外国の憲法裁判制度の概要」
- 「資料4 民事訴訟(地裁第一審)事件数及び平均審理期間の推移」
- 「資料 5 刑事訴訟(地裁第一審)事件数及び平均審理期間の推移」
- 「資料 6 民事通常第一審における事案複雑等を事由として審理期間が 3 年を超える長期係 属事件の推移(地裁)」
- 「資料7 刑事通常第一審における事案複雑等を事由として審理期間が3年を超える長期係 属実人員の推移(地裁)」
- 「資料8 裁判官数の推移」
- 「資料9 最高裁の年間受理事件数(人員)の推移」
- 「最高裁判所説明事項」
- 「資料 1 民事上告事件年度別・上告理由別既済件数表」
- 「資料2 各国裁判所の司法予算」

(5) 会計検査院提出資料

- 「会計検査院説明事項」
- 「別紙1 国の機構図」
- 「別紙2 決算の国会提出年月日等」
- 「別紙3 国会法第105条に基づく検査要請及びそれに対する報告の実績」
- 「別紙4 主要諸外国における会計検査院の地位等」

(6) 衆議院憲法調査会事務局作成資料

ア衆議院憲法調査会議録集

a 衆議院憲法調査会議録集(第147回国会~第151回国会)

- 『第1分冊 第147回国会(第1号~第5号)』
- 『第2分冊 第147回国会(第6号~第10号)』
- 『第3分冊 第148 回国会 第149 回国会 第150 回国会(第1号~第3号)』
- 『第4分冊 第150回国会(第4号~第7号)』
- 『第5分冊 第151回国会(第1号~第3号)』
- 『第6分冊第151回国会(第4号~第7号)』
- 『第7分冊 衆議院欧州各国憲法調査議員団報告書(平成12年11月)』
- 『第8分冊 発言者索引及び会議資料集』

b 衆議院憲法調査会議録集(第153回国会~第154回国会)

- 『第1分冊 第153回国会(第1号~第5号)』
- 『第2分冊 第154回国会(第1号~第5号)』
- 『第3分冊 第154回国会基本的人権の保障に関する調査小委員会議録(第1号~第5号)』
- 『第4分冊 第154回国会政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会議録(第1号~第5号)』
- 『第 5 分冊 第 154 回国会国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会議録(第 1 号 ~ 第 5 号)』
- 『第6分冊 第154回国会地方自治に関する調査小委員会議録(第1号~第5号)』
- 『第7分冊 衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書(平成13年11月)』
- 『第8分冊 発言者索引及び会議資料集』

c 衆議院憲法調査会議録集(第155回国会~第157回国会)

- 『第1分冊 第155回国会(第1号~第4号・小委員会議録)』
- 『第2分冊 第156回国会(第1号~第9号) 第157回国会(第1号)』
- 『第3分冊 第156 回国会最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会議録(第1号~ 第5号)』
- 『第4分冊 第156回国会安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会議録(第1号~第5号)』
- 『第5分冊 第156回国会基本的人権の保障に関する調査小委員会議録(第1号~第5号)』
- 『第6分冊 第156回国会統治機構のあり方に関する調査小委員会議録(第1号~第5号)』
- 『第7分冊 衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団報告書(平成15年3月)』
- 『第8分冊 発言者索引及び会議資料集』

d 衆議院憲法調査会議録集(第158回国会~第160回国会)

- 『第1分冊 第158 回国会(第1号) 第159 回国会(第1号~第8号・公聴会第1号・第2号) 第160 回国会(第1号)』
- 『第 2 分冊 第 159 回国会最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会議録(第 1 号 ~ 第 4 号)』
- 『第3分冊 第159回国会安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会議録(第1号~第4号)』
- 『第4分冊 第159 回国会基本的人権の保障に関する調査小委員会議録(第1号~第5号)』
- 『第5分冊 第159 回国会統治機構のあり方に関する調査小委員会議録(第1号~第5号)』
- 『第6分冊 衆議院米国、カナダ及びメキシコ憲法調査議員団報告書(平成16年2月)』
- 『第7分冊 発言者索引及び会議資料集』

イ 衆憲資(衆議院憲法調査会事務局作成資料)

号数	表題
第1号	『日本国憲法の制定過程における各種草案の要点』
第2号	『憲法制定の経過に関する小委員会報告書の概要』
第3号	『日本国憲法の制定経緯等に関する参考人の発言の要点』
第4号	『憲法訴訟に関連する用語等の解説』
第5号	『訪問国の憲法等に関する資料』
第 5 号付録 1	『各国憲法の条文』
第5号付録2	『フィンランド共和国憲法【仮訳】』
第6号	『訪問国の憲法等に関する資料』
第6号付録	『訪問国等の憲法』
第7号	『東欧諸国及び君主制の諸国の憲法等に関する資料』
第7号付録	『東欧諸国及び君主制の諸国の憲法』
第8号	『内閣憲法調査会における憲法改正の要否に関する諸見解』
第9号	『国連平和維持活動について』
第 10 号	『小委員会における委員及び参考人の発言に関する論点整理メモ』
第11号	『訪問国の憲法等に関する資料』
第 11 早別冊	『インドネシア共和国、フィリピン共和国及びマレ - シアの憲法等に関する
第 11 号別冊 	資料』
第 11 号付録 1	『訪問国の憲法』
第 11 号付録 2	『フィリピン共和国及びマレ - シアの憲法』
	『「現在の国際情勢と国際協力について(特に、イラク問題・北朝鮮問題をめ
第 12 号	ぐる憲法的諸問題)」に関する資料~1 月 30 日の自由討議に当たっての参
	考資料。
第 12 号付録	『1月 30日の自由討議に当たっての関係法規集』
第13号	『象徴天皇制に関する基礎的資料』
第 13 号付録	『象徴天皇制に関する関係法規集』
第 14 号	『「非常事態と憲法」に関する基礎的資料』
第 14 号追補	『「非常事態と憲法」に関する基礎的資料 - カナダの緊急事態法制の概要 - 』
第 14 号付録	『「非常事態と憲法」に関する関係法規集 - テロ対策関連法規を中心に - 』
第14号付録の2	『「非常事態と憲法」に関する関係法規集 - 自然災害等関連法規を中心に - 』
第 15 号	『教育を受ける権利に関する基礎的資料』
第 15 号付録	『教育を受ける権利に関する関係法規集』
第 16 号	『「地方自治 (特に道州制、都道府県合併、小規模自治体の実態)」に関する
N1 10 2	基礎的資料。
第 16 号付録	『地方自治に関する関係法規集』
第17号	『中華人民共和国憲法 - 概要及び翻訳 - 』
(委託調査報告書)	

号数	表題
第 18 号 (委託調査報告書)	『大韓民国憲法 - 概要及び翻訳 - 』
第 19 号 (委託調査報告書)	『フィリピン共和国憲法 - 概要及び翻訳 - 』
第20号(委託調査報告書)	『インド憲法 - 概要及び翻訳 - 』
第 21 号 (委託調査報告書)	『タイ王国憲法 - 概要及び翻訳 - 』
第 22 号	『労働基本権に関する基礎的資料 - 公務員制度改革及び男女共同参画の視点 から - 』
第 22 号付録	『労働基本権に関する関係法規集』
第 23 号	『条約と憲法について(イラク問題・北朝鮮問題をめぐって) - 日本国憲法 及び国際連合憲章・日米安全保障条約の視点から - 3 月 20 日の自由討議に 当たっての参考資料』
第 23 号付録	『3月 20日の自由討議に当たっての関係法規集』
第 24 号	『硬性憲法としての改正手続に関する基礎的資料』
第 25 号	『「国際協力 - 特に、ODA のあり方を中心として - 」に関する基礎的資料』
第 26 号	『「国際機関と憲法 - 安全保障・国際協力の分野における - 」に関する基礎的 資料』
第 26 号付録	『「国際機関と憲法」に関する関係法規集 - 安全保障・国際協力の分野における - 』
第 27 号	『明治憲法と日本国憲法に関する基礎的資料(明治憲法の制定過程について)』
第 27 号付録	『明治憲法と日本国憲法に関する関係法規集』
第 28 号	『知る権利・アクセス権とプライバシ - 権に関する基礎的資料 - 情報公開法制・個人情報保護法制を含む - 』
第 28 号付録	『知る権利・アクセス権とプライバシ - 権に関する関係法規集』
第 29 号	『「司法制度及び憲法裁判所 (憲法の有権解釈権の所在の視点から)」に関する基礎的資料』
第 29 号付録	『司法制度及び憲法裁判所に関する関係法規集 - 憲法の有権解釈権の所在の 視点から - 』
第 30 号	『「財政(特に、会計検査制度と国会との関係(両院制を含む)を中心として)」 に関する基礎的資料』
第 30 号付録	『「財政」に関する関係法規集 - 特に、会計検査制度と国会との関係(両院制を含む)を中心として - 』
第 31 号	『基本的人権と公共の福祉に関する基礎的資料 - 国家・共同体・家族・個人 の関係の再構築の視点から - 』

号数	表題
第 32 号	『日本国憲法前文に関する基礎的資料』
第 33 号	『「憲法第9条(戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認)について~自衛隊の海
	外派遣をめぐる憲法的諸問題」に関する基礎的資料』
第 33 号付録	『「憲法第9条(戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認)について~自衛隊の海
	外派遣をめぐる憲法的諸問題」に関する関係法規集』
第 34 号	『「社会保障と憲法」に関する基礎的資料』
第 35 号	『「国会と内閣の関係 (国民主権と政治の基本機構のあり方全般)」に関する
	基礎的資料。
第 36 号	『天皇制(皇室典範その他の皇族関連法に関する調査を含む)に関する基礎
	的資料。
第 37 号	『「憲法第9条 特に、自衛隊のイラク派遣並びに集団的安全保障及び集団的
	自衛権」に関する基礎的資料。
第 37 号付録	『「憲法第9条 特に、自衛隊のイラク派遣並びに集団的安全保障及び集団的
	自衛権」に関する関係法規集』
等 00 口	『「法の下の平等(平等原則に関する重要問題~1 票の格差の問題、非嫡出子
第 38 号	相続分等 企業と人権に関する議論を含む)」に関する基礎的資料。
₩ 00 ₽	『「司法制度 特に、国民の司法参加、利用しやすい司法制度等の司法制度改
第 39 号	革」に関する基礎的資料。
第 39 号付録	『「司法制度 特に、国民の司法参加、利用しやすい司法制度等の司法制度改
	革」に関する関係法規集』
₩ 40 P	『「国家統合・国際機関への加入及びそれに伴う国家主権の移譲(特に、EU
第 40 号	憲法と EU 加盟国の憲法、「EU 軍」)」に関する基礎的資料。
第 40 号付録	『欧州のための憲法を定立する条約草案 - 翻訳 - 』
第 41 号	『「直接民主制の諸制度」に関する基礎的資料』
第 42 号	『「人権擁護委員会その他の準司法機関・オンブズマン制度」に関する基礎的
	資料。
第 42 号付録	『「人権擁護委員会その他の準司法機関・オンブズマン制度」に関する関係法
	規集』
等 40 日	『「市民的・政治的自由(15~21条/23条)(特に、思想良心の自由(19条)
第 43 号	信教の自由・政教分離 (20条・89条))」に関する基礎的資料』
第 44 号	『「憲法保障 (特に、憲法裁判制度及び最高裁判所の役割)」に関する基礎的
	資料。
第 45 号	『「非常事態と憲法(国民保護法制を含む)」に関する基礎的資料』
第 45 号付録	『「非常事態と憲法(国民保護法制を含む)」に関する関係法規集』
第 46 号	『「公共の福祉 (特に、表現の自由や学問の自由との調整)」に関する基礎的
	資料。

号数	表題
第 47 号	『「財政(特に、国民負担率の問題を含む社会保障の財源問題、国会による財
	政統制)」に関する基礎的資料』
第 47 号付録	『「財政(特に、国民負担率の問題を含む社会保障の財源問題、国会による財
	政統制)」に関する関係法規集』
第 48 号	『「科学技術の進歩と憲法」に関する基礎的資料』
第 49 号	『「地域安全保障(憲法の視点からの FTA 問題を含む)」に関する基礎的資料』
第 49 号付録	『「地域安全保障(憲法の視点からの FTA 問題を含む)」に関する関係条約集』
第 50 号	『「憲法と国際法(特に、人権の国際的保障)」に関する基礎的資料』
第 50 号付録	『「憲法と国際法(特に、人権の国際的保障)」に関する関係法規集』
第 51 号	『「中央政府と地方政府の権限のあり方 (特に、課税自主権)」に関する基礎 的資料』
第 51 号付録	『「中央政府と地方政府の権限のあり方 (特に、課税自主権)」に関する関係
	法規集』
第 52 号	『「経済的・社会的・文化的自由(特に、職業選択の自由(22条)・財産権(29
第 32 写	条))」に関する基礎的資料』
第 53 号 (委託調査報告書)	『日本とドイツにおける都市計画・都市景観形成と財産権制限』
笋 5.4 巳	『「刑事手続上の権利(31条~40条)(行刑上の問題を含む)・被害者の人権」
第 54 号	に関する基礎的資料』
第 55 号	『「二院制と会計検査制度」に関する基礎的資料』
第 56 号 (委託調査報告書)	『欧州憲法条約 - 解説及び翻訳 - 』
第 57 号	『「議会オンブズマンその他の行政に対するチェックの仕組み」に関する基礎
 	的資料。
第 57 号付録	「地方公共団体のオンブズマン制度の概要一覧」
	「地方自治体オンブズマン制度の概要 (前掲一覧表以外のもの)」
	「川崎市市民オンブズマン制度の運用状況」
第 58 号	『「国際機関と憲法~特に国連憲章を中心として~」に関する基礎的資料』
第 59 号	『「国民投票制度」に関する基礎的資料』
第 59 号追補	『「国民投票制度」に関する基礎的資料追補』
第 60 号	『「国会・内閣 (二院制及び政党を中心として)」に関する基礎的資料』
第 61 号	『衆議院憲法調査会における「天皇」に関するこれまでの議論』
第 62 号	『衆議院憲法調査会における「安全保障・国際協力・非常事態」に関するこ れまでの議論』
第 63 号	『衆議院憲法調査会における「国民の権利及び義務」に関するこれまでの議
	宗成の志/公嗣直公にのける 自己の権利人の我切りに戻するこれる Cの成 論』
第 64 号	『衆議院憲法調査会における「国会・内閣等」に関するこれまでの議論』

号数	表題
第 65 号	『衆議院憲法調査会における「財政・地方自治」に関するこれまでの議論』
第 66 号	『衆議院憲法調査会における「司法・改正・最高法規等」に関するこれまで の議論』
第 67 号	『衆議院憲法調査会における「前文」に関するこれまでの議論』
第68号 (委託調査報告書)	『アムパーロ(メキシコにおける人権保護請求訴訟)制度の解説』

ウ 参考人質疑用資料(畠山襄参考人)

『自由貿易協定 (Free Trade Agreement) について』

工 委員室備付資料

- 『日本国憲法の制定経緯に関係する文書』
- 『日本国憲法及び国会関係法規等』
- 『「基本的人権の保障に関する調査小委員会」関係法規集』
- 『「政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会」関係法規集』
- 『「国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会」関係法規集』
- 『「地方自治に関する調査小委員会」関係法規集』

オ 公聴会及び地方公聴会用パンフレット

- 『衆議院憲法調査会』(平成13年4月作成)
- 『衆議院憲法調査会(平成12年1月~平成13年5月)』(平成13年6月作成)
- 『衆議院憲法調査会(平成 12 年 1 月~平成 13 年 11 月)』(平成 13 年 11 月作成)
- 『衆議院憲法調査会(平成12年1月~平成14年4月)』(平成14年4月作成)
- 『衆議院憲法調査会(平成12年1月~平成14年6月)』(平成14年6月作成)
- 『衆議院憲法調査会(平成 12 年 1 月~平成 14 年 11 月)』(平成 14 年 12 月作成)
- 『衆議院憲法調査会(平成 12 年 1 月~平成 15 年 4 月)』(平成 15 年 5 月作成)
- 『衆議院憲法調査会(平成12年1月~平成15年5月)』(平成15年6月作成)
- 『衆議院憲法調査会(平成12年1月~平成16年3月)』(平成16年3月作成)
- 『衆議院憲法調査会(平成 12 年 1 月~平成 16 年 10 月)』(平成 16 年 11 月作成)